

博士論文

# インド古典討論術研究

—ウダヤナ『ニヤーヤ・パリシシュタ』における詭弁と敗北の場合—

小野 卓也

## まえがき

---

本論は、中世のインド論理学で大きな功績を残したウダヤナ (ca.1050-1100A.D.) の著書『ニヤーヤ・パリシシュタ (Nyāyapariśiṣṭa, ニヤーヤ学の補遺)』を研究するものである。この書籍は従来ほとんど研究されておらず、サンスクリット語の刊本はいくつかあるものの、それ以外の言語に翻訳されていない。

筆者は東京大学大学院修士課程にてインド論理学の研究を行う中で、インド論理学は討論術が基礎になっていることに気付いた。そこで博士課程進学後、討論術について多くの知見が盛り込まれたこの書籍を読み始めたが、刊本の不十分な校訂と、難解な論理構成により挫折せざるを得なかった。縁あって2003年、インド・プネー大学サンスクリット高等研究センター (Centre of Advanced Study in Sanskrit, University of Pune) に研究生として留学し、センター長だったV.N.ジャー (Jha) 教授のもと読解に取り組んだものの、教授が多忙のため読み進めることができなかった。そこで伝統的パンディット (バラモン教学者) を探し、幸運にもプネー大学哲学科名誉教授のバーリラム・シュクラ (Baliram Shukra) 先生と出会う。シュクラ先生は、ヴァラナシでウダヤナの時代ごろから代々インド哲学を伝えてきたバラモンの家系に属し、父親の代からニヤーヤ学を専門にしている。筆者は2004年6月から2005年7月までの1年間、先生のお宅に通い、約80回にわたってサンスクリット語で個人授業を受けた。先生ですら毎回予習が必要だったというが、よく校訂された別の刊本が入手できたことも手伝い、読解を完了することができた。本研究は、この授業のたびにまとめた結果を元に行っている (その後、大変残念なことにシュクラ先生は2010年に69歳で急逝なされた)。

留学後、テキストと訳注部分を2005年頃に完成したにも関わらず、その後約12年間にわたって放置してしまっただけなのは筆者の怠慢以外の何物でもない。少年老い易く学成り難しである。そのような中、指導教官の丸井浩教授より本論部分の執筆と提出を幾度も促して頂き、遅まきながら写本と刊本の校訂を再開し、本論の完成に至った。ここに深甚なる感謝の念を表すものである。また、東京大学在学中に懇切丁寧な御指導を頂いた故・江島恵教教授、故・上村勝彦教授、松本照敬大東文化大学名誉教授、議論研究に関して格別のご厚情を頂いた桂紹隆・広島大学名誉教授、インド留学中に大変お世話になった加藤隆宏氏と岩崎陽一氏、そしてお寺の仕事と子育てを分担し研究の時間を作ってくれた母・亮子、妻・恭子には格別の感謝を申し上げたい。完成した論文をお見せできなかった故・バーリラム・シュクラ先生、研究を応援して下さい下さった曹洞宗大本山總持寺元副貫首の故・斉藤信義老師、そして洞松寺先代住職で祖父の故・寿一と祖母の故・幸子にこの論文を捧げるものである。

# 目次

## 本論

<b>第1章 インド古典討論術の伝統</b> .....	<b>4</b>
1-1. 序と研究史.....	4
1-2. ニヤーヤ学派と仏教.....	7
1-3. 討論の伝統.....	8
1-4. 『ニヤーヤ・スートラ』における討論.....	10
1-5. 4つの反則の意味.....	13
1-6. 『ニヤーヤ・スートラ』第五課の位置づけ.....	15
1-7. ウダヤナについて.....	15
1-8. 『ニヤーヤ・パリシシュタ』の概要.....	18
1-9. ウダヤナ以降の展開.....	22
1-10. 小結.....	23
<b>第2章 詭弁 (jāti) の諸相</b> .....	<b>24</b>
2-1. 序.....	24
2-2. 24種の詭弁.....	24
2-3. 反論の分析.....	29
2-4. 反論不可能の条件.....	34
2-5. 小結.....	35
<b>第3章 討論の格率</b> .....	<b>36</b>
3-1. ニヤーヤ学派における敗北の場合の位置づけ.....	36
3-2. 22種の敗北の場合.....	36
3-3. ダルマキールティの影響と敗北の場合の再分類.....	40
3-4. ウダヤナの再検討と議論の格率.....	42
3-5. 小結.....	47
[参考レポート] パンディット・サバー.....	50
<b>第4章 詭弁の考察</b> .....	<b>51</b>
4-1. 詭弁の定義の歴史の変遷.....	51
4-2. 詭弁の3分類による先行注釈の整理.....	58
4-3. 誤った理由の議論による先行注釈の整理.....	61
4-4. 除去による対等の例を修正.....	66
4-5. 選択による対等の例を再分類.....	68
4-6. 到達による対等を作る説と知らせる説で検討.....	77
4-7. 遡及による対等における灯火の喩え.....	68

4-8. 不生起による対等の5つの不生起.....	79
4-9. 無区別による対等における存在性の議論.....	83
4-10. 成立による対等における排撃と均衡の可能性.....	87
4-11. 知覚による対等の5分類.....	91
4-12. 非知覚による対等における相対的属性.....	95
4-13. 無常・常住による対等の代喩.....	98
4-14. 結果による対等における「努力の直後にあること」.....	101
4-15. 六主張論議と審判・会衆の役割.....	104
4-16. 小結.....	108
<b>第5章 敗北の場合の考察.....</b>	<b>109</b>
5-1. 敗北とは.....	109
5-2. 主張の破棄における異説の解消.....	110
5-3. 別の主張における仏教徒への反論.....	115
5-4. 主張の矛盾における矛盾の分類.....	118
5-5. 主張の放棄における隠蔽の方法.....	120
5-6. 別の主張と別の理由の区別.....	122
5-7. 別の内容, 無意味, 意味が理解されないもの, 無関係の再構築.....	123
5-8. 時宜を得ないもの, 不足, 余分における支分以外への拡張.....	128
5-9. 繰り返しと再言及における論者基準.....	131
5-10. 他説追認と詭弁の区別.....	133
5-11. 反論できないものへの反論における指摘の機会.....	135
5-12. 定説逸脱における「定説」.....	138
5-13. 誤った理由に含まれるその他.....	139
5-14. 小結.....	141
<b>第6章 結論.....</b>	<b>142</b>
<b>補遺1: 『ニヤーヤ・パリシシュタ』の校訂サンスクリットテキスト.....</b>	<b>144</b>
<b>補遺2: 『ニヤーヤ・パリシシュタ』の日本語翻訳と訳注.....</b>	<b>230</b>
<b>補遺3: 略号, 参考文献, 訳語表.....</b>	<b>423</b>

## 本論

### 第1章 インド古典討論術の伝統

---

#### 1-1. 序と研究史

インドの宗教と学問は対話を重視する。ヴェーダ以来3000年以上にわたって、師匠から弟子へ、やがてその弟子が師匠となって次の弟子へと、口頭で教義を伝えてきた (guru-śiṣya-paramparā)。教義はやがて書写されるようになるが、それでもその内容は全て暗記され、弟子の理解度に応じて臨機応変に教えられた。対話こそが議論（あるいは知識、真理知）を研ぎ澄ませる一番の方法であった。「議論するごとに真実知が生まれる (vāde vāde tattvajñānam)」という諺もある。

著作においても、一般の質問と回答、批判と応答 (praśnottara) という対話形式で書かれている物が多い。中には著者自らが自説を展開しやすくするために質問や批判を想定した場合もあるが、実際に他学派からの批判を受けて自分の学説を弁護することが、著作の大きな動機になりえた。ある学者が従来理論を覆す著作を発表すると、今度は覆された理論を奉じる学者がそれを弁護する著作を著し、またそれを受けて後継者が新しい著作を…というようにして多くの文献が残された。対話は著作の中だけでなく、著作と著作の間でも行われていたといえる。

対話には師匠と弟子の間のように真理への到達を目指して平和裏に行われるもの (vitarāga-kathā, 友好的な討論) もあれば、見解を異にする別の学派の論客同士が激しい論争を繰り広げるもの (vijigīṣu-kathā, 敵対的な討論) もある。対話を重視する伝統の中で、意見が対立した場合の解決方法がさまざまな方法で模索された。論理学と討論術の発展はその成果である。インドのあらゆるディスコース〈発話の連続体〉は、論理学と討論術を抜きにして語るができない。さらには、その文化を継承した中国や日本でも、因明、禅問答、宗論などのかたちでその名残を留めている。

本章では、方法論としての討論術を明らかにするための基礎研究として、11世紀に活躍したウダヤナという人物の著書『ニヤーヤ・パリシシュタ (Nyāyapariśiṣṭa, 以下パリシシュタ)』を主軸にその歴史と特徴を概観するものである。

『パリシシュタ』は、バラモン教で論理学・討論術を担ったニヤーヤ学派が立てる16のカテゴリーのうち、最後の2つである「詭弁 (jāti)」と「敗北の場合 (nigrahasthāna)」だけを扱う論書である。これらの項目に関する研究は、大きく3つに分けられる。各項目に分けて、その研究史を概観する。

## 1. 草創期に関する研究 (チャラカ, ナーガールジュナ, アクシャパーダ)

宇井 [1965a] [1965b] はそれぞれ『チャラカ・サンヒター』と『方便心論』を校訂・読解し、詭弁(「相応」)と敗北の場合(「負処」)の項目と内容を明らかにしている。これらの中でも『ニヤーヤ・スートラ』との対応に言及されているが、梶山 [1984] はナーガールジュナ(竜樹)の『廻諍論』『ヴァイダルヤ論』も含めて整理し再検討を加えた。『ニヤーヤ・スートラ』『チャラカ・サンヒター』『方便心論』のカテゴリー対照表で、詭弁と敗北の場合が対応付けられているほか、『方便心論』『ニヤーヤ・スートラ』『廻諍論』の「六主張論議」「六句論議」について論理構造と視点の違いを明らかにしている。Gokhale [1992] は『ニヤーヤ・スートラ』をもとに詭弁と敗北の場合を定式化し、Meuthrath [1996] は、『ニヤーヤ・スートラ』の成立順序を研究する中で、『チャラカ・サンヒター』と『方便心論』との比較から古層と新層に分類する。桂 [1998] は「インドにおける討論の伝統」として、『ニヤーヤ・スートラ』における詭弁と敗北の場合をまとめ、『ヴァイダルヤ論』の帰謬法とニヤーヤ学派の詭弁の対応を説く。石飛 [2006] [2009] は『方便心論』をナーガールジュナの著作という見解から精読し、『方便心論』と『廻諍論』の「六句論議」を論じている。

詭弁と敗北の場合を中心とした研究としては、以下のものがある。Pretz [2000] [2001] は『チャラカ・サンヒター』における対偶命題を論じる中で、ニヤーヤ学派が詭弁の冒頭に扱う「類似・非類似による対等」を論理的な視点で分析する。Kang [2006] [2009] は『ニヤーヤ・スートラ』の詭弁全てに付される「sama (対等)」について『チャラカ・サンヒター』や注釈の写本を通して意味の変遷があることを明らかにし、Kang [2003b] は『チャラカ・サンヒター』『方便心論』『如実論』における敗北の場合を討論の実際場面を想定して整理した。このほか、ニヤーヤ学派で詭弁のひとつに数えられる「証明による対等 (sādhyasama/所証相似)」とナーガールジュナの見解については数多くの研究があり、Bhattacharya [1974] とMatilal [1974] の論争をもとに、御牧 [1984] が用例を分類している。Todeschini [2010] は『ニヤーヤ・スートラ』の敗北の場合をグライスの討論の格率をもとに整理し直した。

## 2. 仏教内における展開の研究 (アサンガ, ヴァスバンドゥ, ディグナーガ)

討論に関する考察は仏教唯識学派で盛んに議論された。Wayman [1958] はアサンガ(無著)の『瑜伽師地論』における敗北の場合(「論出難」)を整理し、梶山 [1984] はこれをもとに『瑜伽論』の敗北の場合(「論墮負」)、『阿毘達磨雜集論』の敗北の場合(「論負」)、『如実論』の詭弁(「道理難」)と、ニヤーヤ学派説との異同を論じている。桂 [1984] は『集量論』における詭弁(「誤難」)について簡単に触れている。Much

[1989] は敗北の場合に関する諸著者の引用からディグナーガ（陣那）の『ニヤーヤ・パリークシャー（*Nyāyaparīkṣā*）』の断片をまとめた。Kang [2012] は『集量論』における詭弁の分類法の変化を論じ、討論術のマニュアルから認識論へのパラダイムシフトが起こったとする。

ディグナーガの『集量論（*Pramāṇasamuccaya*）』は、第6章で詭弁に関するニヤーヤ学派の批判が展開されている。しかし梵文が散逸しており漢訳もないことから、北川 [1965] など、他の文献からの断片やチベット語訳に基いて研究が行われていた。これに対してジネンドラブッディによる注釈の梵文写本が発見され、小野 [2016] などによって研究が進められている。同様に梵文が散逸し、漢訳と断片から桂 [1984] [1987] などによって研究されてきたディグナーガの『因明正理門論（*Nyāyamukha*）』や、漢訳のないヴァスバンドゥ（世親）の『論軌（*Vādaśāstra*）』と併せ、詭弁について今後さらなる思想史的な解明が期待される。

### 3. 仏教徒とニヤーヤ学派の論争に関する研究（ウディヨータカラ、ダルマキールティ、ジャヤンタ・バッタ、バーサルヴァジュニヤ、ヴァーチャスパティ・ミシュラ、ウダヤナ）

認識論と論理学を広範にカバーするディグナーガの学説は、ニヤーヤ学派のウディヨータカラによって批判され、さらにダルマキールティ（法称）が再批判され、さらにほかのニヤーヤ学派が再々批判を繰り返して、大きな論争となった。ダルマキールティの『ヴァーダ・ニヤーヤ』、およびその主要テーマである敗北の場合については、Chinchore [1988], Much [1991], Gokhale [1993] によって研究があり、仏教・ニヤーヤの両学派にわたる思想史的な位置づけが行われている。特にChinchore [1988] はダルマキールティに対するニヤーヤ学派の反応にも触れる。国内では佐々木 [2013] [2014a] [2014b] [2016] が、『ヴァーダ・ニヤーヤ』の内容解明とジャヤンタ・バッタによるニヤーヤ学説への取り込みをまとめている。

Solomon [1976] は『パリシシュタ』を含むニヤーヤ学派の展開を、ダルマキールティやジャイナ教徒の見解も含めてまとめている。室屋 [2013] は敗北の場合の記述から注釈者たちの関係を再考する。小林 [2009] は、敗北の場合に関わる審判の役割について、ミーマーンサー学派とプラジュニャーカラグプタの見解を考察している。

以上のように、詭弁と敗北の場合について主な研究テーマは草創期の成り立ち、ディグナーガとニヤーヤ学派の論争、ダルマキールティとニヤーヤ学派の論争に分類される。本研究はこのうち3番目に位置づけられ、ダルマキールティ後のニヤーヤ学派と仏教徒との議

論の行方を探るものである。

## 1-2. ニヤーヤ学派と仏教

ニヤーヤ (Nyāya/正理) 学派は、インド哲学史上仏教徒最も密接な関係を持ち、議論を繰り広げてきたバラモン教系の論理学派である。学説を端的に記した根本テキスト『ニヤーヤ・スートラ (Nyāyasūtra/正理経, 以下『スートラ』)』が整備された紀元後2世紀には、中観思想の祖となるナーガールジュナ (Nāgārjuna/竜樹 ca.150A.D.) の空思想による批判にさらされ、その批判に応酬するかたちでの成立となったとされている<sup>1</sup>。

また6世紀には唯識系の論理学者ディグナーガ (Dignāga/陣那) が、ニヤーヤ学派の認識論と論理学を徹底的に批判したことに伴い、ニヤーヤ学派ではウディヨータカラ (Uddyotakara) が現れて再反論し、学説を大きく発展させた。特に論理学において理論が整備されたことが大きい。

7世紀から11世紀までの400年間は、仏教徒とニヤーヤ学派が論争を繰り広げながら影響を与え合い、学説を相互に発展させた時期である。仏教徒側では7世紀にダルマキールティ (Dharmakīrti/法称) が現れ、ディグナーガの理論を応用し、存在論や言語論に至るまで仏教理論を展開する。更に数多くの後継者たちによって中観思想や唯識思想を包摂する壮大な体系が作られていった。

一方ニヤーヤ学派にもこれに対抗するかたちで9~10世紀、カシミール地方にジャヤンタ・バッタ (Jayanta Bhaṭṭa) とバーサルヴァジュニヤ (Bhāsarvajña), 東インドにヴァーチャスパティ・ミシュラ (Vācaspati Mīśra) が著作を発表し、仏教徒の批判への応酬と仏教徒への再批判によって立場の違いを明確にした。この時期、仏教徒とニヤーヤ学派が繰り広げた数々の論争は、存在論、認識論、論理学から、宗教的なトピックである解脱、教祖または神の絶対性に至るまで多岐にわたる。

11世紀ごろから、仏教徒は王室の庇護を得られなくなり、多くの学僧を輩出してきたヴィクラマシーラやナーランダなどの僧院も衰退し始める。そのため11世紀にそれまでの仏教説を論理的に批判したニヤーヤ学派のウダヤナ (Udayana ca.1050-1100A.D.) 以降は、この1000年にわたる論争が終止符を打つことになった。ニヤーヤ学派はバラモン教内に新たな論敵を作りつつ存続し、やがて新ニヤーヤ (Navyanyāya) 学派という時代を迎えて現在に至る。

---

<sup>1</sup> ガウタマまたはアクシャパーダ (Gautama/Akṣapāda, 50-150A.D.) の作と伝えられ、六派哲学の所依経典中では成立が遅く、250-350年頃のものと考えられる。竜樹 (150-250A.D.) の『廻諍論』、『広破論』、竜樹作と伝えられる『方便心論』で内容の一部が批判され、その回答も収録していることから、現在のかたちになるまで編集が幾度か行われ、ガウタマ以外に複数の編者がいた可能性がある。  
Cf. 宇井 [1965], 梶山 [1984] (p.48), Meuthrath [1996]



### 1-3. 討論の伝統

このように学派の歴史そのものが議論の歴史でもあったニヤーヤ学派は、実際の口頭による討論についても深く注意を払い、公平なルールの上で論理的に討論が進められるような仕組みを作ってきた。その仕組みは、ウダヤナの後継者である12世紀の論理学者ヴァラダラージャ (Varadarāja) によって以下のように記されている<sup>2</sup>。

#### 【討論会の流れ (1)】

- (1) テーマの発表と証明手段の決定 (nirūpyanirūpakaniyama)
- (2) 討論会の方法の決定 (kathāviśeṣavyavasthā)
- (3) 立論者と対論者の決定 (vādiप्रतिवādiniyama)
- (4) 主審と他の審査員の選定 (sadasyānuvidheyasaṃvaraṇa)
- (5) 全体的・部分的に敗北になる場合の確認  
(nigrahassthānasāmastyāsāmastyodbhāvanapratijñāna)
- (6) 討論の終了についての同意 (kathāparyavasānasamvṛtti)

#### 【討論会の流れ (2)】

- (1) 立論者の決定 (vādiniyama)
- (2) 対論者の決定 (प्रतिवādiniyama)
- (3) 審査員の選定 (sadasyasaṃvaraṇa)
- (4) 主審の選定 (anuidheyasaṃvaraṇa)

#### 【討論会の構成】

- (1) 書記 (lekhaka)  
立論と反論を書き留めることを両論者に認められた書記は、必要とみなされれば指名される。
- (2) 論者 (kathaka/vādin, प्रतिवādin)  
相反する立場に分かれて討論を行う両論者はできる限り同等の知識を持っているべきであり、哲学的トピックについて専門家として討論できることが望ましい。専門家と初心者との議論では実りがない。
- (3) 審査員 (sadasya/sabhya)  
集会の参加者から奇数 (7名/5名/3名) で、両論者に認められ、最良やえこ最良

<sup>2</sup> TR pp.206-209. NVTP p.311, NSā p.322 にも同様の記述がある。 Cf. Vidyābhūṣaṇa [1970] pp.378f, Sinha [1978] p.543.

がなく、議論の内容に精通しており、立論と反論をよく理解し、覚えておき、それを説明できる者が望ましい。テーマの決定、討論会の方法の決定、両論者の決定、議論中の過失の指摘、論者の優劣の判定、敗北の宣言、勝者の宣言と説明を行う。師匠と弟子の対論などのような場合は、設置しなくともよい<sup>3</sup>。

(4) 主審 (sabhāpati/anuvidheya)

主審は両論者と審査員の三者に認められ、公明正大で、議論の良し悪しを見分けることができ、理性的な議論を好み、誤った議論を嫌う者が望ましい。この者が集会の参加者の全員一致、そうでなければ多数決で議論の結果を宣言する。

(5) 臨時審査員 (prāśnika)

両論者に認められた臨時参加者は、集会に入ることが許され、真理の決定のために議論の中で立論と反論の誤りを指摘することが許される。審査員とは異なり、主要な問題の決定には参加できないが、不当な議論が起こった場合には審査員と同じく行動できる。

これを遡ること約1000年前に記された医師の仁術書『チャラカ・サンヒター (Carakasamhitā)』は、同様の討論会に際して是が非でも勝つ討論術を記している。当時何事にも秀でるべき医師の教養として教えられたその秘策は、勝つ見込みのある討論会にしか参加しないことと、不当な手段を積極的に用いることであった。討論のルールを整備が『スートラ』において行われていくのはこの後だが、そこにはこのような不当な手段が用いられることを防ぐという背景があったことも十分に考えられる<sup>4</sup>。

【討論術】

- (1) 何気ない会話で対論者および聴衆の力量と正確をあらかじめよく調べておく。
- (2) 聴衆には自分に好意的な場合、敵意を持っている場合、どちらでもない場合がある。敵意を持っている場合は決して討論を行わない。
- (3) 聴衆が敵意を持っておらず、かつ無知である場合には、うまく自分の側に取り込む。長い文章を暗誦したり、笑顔で相手を威圧したり、嘲ったりして相手に話す隙を与えず、相手が聞き慣れない言葉を言ったら「そのような言葉はない」「これであなたの主張は地に落ちた」「1年間師匠のところで修行し直してこい」「こ

<sup>3</sup> 古くは勝敗の判定を行う人たちを一般に聴衆 (pariṣat) と呼んだ。彼らはただ聴いているだけでなく、議論の進行をスムーズにするために補助するという役割もあった。NS 5.2.9 では、「意味の無理解」という敗北の場合について「聴衆と対論者が3回言っても分からない場合」とする。

<sup>4</sup> CS 355-357. Cf. Vidyābhūṣaṇa [1970] pp.28-30, 桂 [1998] pp.96-107

れでもうおしまいだ」「あなたの負けだ」などと言って相手を打ち負かす。この方法は対論者が知識を持たず、名誉を求め、立派な人たちから嫌われている場合に行われる。場合によっては自分より力量があっても有効だが、老人に対して用いるのはよくないとされる。

- (4) 聴衆が好意も敵意も持っておらず、かつ知識がある場合には、よくよく注意して議論を進める。
- (5) 対論者には自分よりも力量が優る場合、劣る場合、同じ場合がある。自分よりも力量が優ると思われた場合には、自分が劣っていることを表明しないようにして討論を避ける。具体的には、博学・賢才・記憶力がよい・判断力が鋭い・雄弁という場合がこれに当たる。
- (6) 対論者が劣る場合には、相手の弱点について勝利する。浅学には長い文章の暗誦によって、愚鈍には難しい言葉によって、記憶力の劣る者には長い文章をずらずら述べることで、判断力が鈍い者には多義語を用いて、雄弁でない者にはその話し方をからかって真似することで、経験の浅い者には面目をつぶすことで、短気には精神的に疲労させることで、臆病には恐れをかきたてることで、不注意には規則でしばって打ち勝つ。

1—7で述べるウダヤナにまつわる伝説から分かるように、討論会はしばしばその土地の王様の庇護を巡って争われもした。敗北すれば布教を禁じられ、経典などを焼かれ、追い出されてしまう。知性の争いだけでなく、勢力の争いでもあった。釈尊も多くの論師を論破することによって、仏教を高揚し拡大していたことが知られており、インドにおける討論の伝統を垣間見ることができる。

#### 1—4. 『ニヤーヤ・スートラ』における討論

ニヤーヤ学派は、自らの学説の基礎として16カテゴリーを立てるが、その10番目に論議(vāda)が位置づけられ、11番目以降で討論に関する項目が扱われている。まず討論の3つのあり方(kathātraya)が10~12番目に挙げられ、続いて討論における反則が13~16番目に並べられる。

#### 【ニヤーヤ学派における討論のカテゴリー】

##### 10. 論議 (vāda)

11. 論諍 (jalpa)
12. 論詰 (vitaṇḍā)
13. 誤った理由 (hetvābhāsa)
14. 曲解 (chala)
15. 詭弁 (jāti) <sup>5</sup>
16. 敗北の場合 (nigrahasthāna)

ニヤヤー学派では、伝統的に討論 (kathā) を 3 種類、すなわち論議 (vāda) と論諍 (jalpa) と論詰 (vitaṇḍā) に分類する (kathātraya) <sup>6</sup>。『スートラ』でこの 3 つは以下のように定義される。

1. 論議とは、認識手段と考証による論証と反論をもち、定説に矛盾せず、五支分を備えた、主張と反主張の総体である。
2. 論諍とは、上記の通りのものを備え、曲解と詭弁と敗北の場合による論証と反論をもつものである。
3. 論詰とは、その反主張の立論がない (もっぱら対論者の主張を批判するのみの) ものである<sup>7</sup>。

この 3 つの定義の流れは、まず論議で 4 つの定義項「認識手段と考証による論証と反論をもち」、「定説に矛盾せず」、「五支分を備えた」、「主張と反主張の総体」を挙げ、それにもう 1 つの定義項「曲解と詭弁と敗北の場合による論証と反論をもつもの」を加えて論諍とし、そこから 1 つ定義項「反主張の立論」を削除して論詰とするもので相互に重なり合う部分をもつ。したがって論諍で 1 つ加えられた定義項と論詰で 1 つ削除された定義項が 3 つの討論を区別するものとなる。すなわち、論議では曲解などを用いないが論諍と論詰では用い、論議と論諍では対論者が反主張を立てるが論詰では立てない。

しかし論詰では、反主張を立てないといっても対論者に反主張自体はあるというのが注釈者たちに共通した見解だった。この点でジャヤラーシやシュリーハルシャのように自分

<sup>5</sup> 一般的に chala は「詭弁」、jāti は「誤った論難」と翻訳されるが、本論では丸井 [2014] の訳語に倣う。

<sup>6</sup> NBh 335.1ff: tisraḥ kathā bhavanti – vādo jalpo vitaṇḍā ccti. ウディョータカラから討論は 3 つに限らないことが述べられている。複数の論者によって調査 (vicāra) が行われるという限定された場合にのみ、討論が 3 つに制限される (NV 335.8f)。ヴァーチャスパティ・ミシュラは討論の一般定義を「複数の論者をもつ調査を対象とする文の集合 (nānāpravakṭṛkavicāraṇīyā vākyasaṃdṛbhi)」とし (NVTṬ 335.19)、『ブリハトカター』のような単独の論者による討論 (談話) を排除する。バーサルヴァジュニヤは「立論者と対論者の (vādirativādinoh)」という語を討論の定義とし、この語によって討論には必ず論証と反論があることを示しているが (NBhūṣ 329.9f)、同時に複数の論者がいることも前提となるだろう。

<sup>7</sup> NS 1.2.1:pramāṇatarkasādhanopāmbhaḥ siddhāntāviruddhaḥ pañcāvayavopapannaḥ pakṣapratipakṣaparigraho vādaḥ. / NS 1.2.2:yathoktopapannaś chalaḥjātinigrahasthānasādhanopāmbho jalpaḥ NS 1.2.3:sa pratipakṣasthāpanāhino vitaṇḍā.

の主張をもたないで批判だけする者 (vaitaṇḍika) は排除されていることになる。よって論諍と論詰の区別は、論議と論諍の区別ほどには重視されていないといえる。

論諍・論詰では不正な手段である曲解などがなぜ使われるのかと言えば、それは相手に勝利するためである。この点で、論議は真実の探究のためのもの、論諍と論詰は勝利のためのものとして大きく区別されることになる。

論議は、解脱を目指して真実を求める者が、自分の知を深めるために行われる。その場合、弟子、師匠、同学の友、求道者など、勝敗には関心がない人 (anasūyin, vitarāga) と共に論議することが勧められ、その具体的な目的は (1) 疑問を解消し (saṃśayacchedana), (2) 今まで知らなかったことを理解し (avijñātārthabodha), (3) 所与のものを論理的に理解すること (adhyavasitābhyyanujñāna) の3つである。対話を重視した伝統的なインドの学習法をここに見て取ることができよう<sup>8</sup>。

一方、論諍と論詰は上記の討論会のように勝利を目指して (vijigīṣu) 行われるもので、真実の探求には関心を払わない。そして是が非でも勝つために、反則を故意に犯すこともある<sup>9</sup>。原則として反則を熟知しておくことは、自分が使うためではない。相手の反則を見抜くためと、自分自身が無意識に使ってしまうことを避けるためである。しかしながら未熟な者が、相手に論破されそうになったときに正しい教えを守るための非常手段としてのみ、あえて反則を犯すことが肯定される。自説を誇って誤った考えの執着に囚われたり、真実を嫌ったり、富や名誉や名声を求めたりした相手が、粗悪な理由によって根幹となる教義 (主宰神の存在など) を否定してくる場合がある。そのときに対抗する適切な答えが不注意で思いつかなければ、やむを得ず論諍や論詰を用いて真実の知を守らなければならない。一見して真実の探求に役立つことのない反則を16カテゴリーに含めているのは、この理由による<sup>10</sup>。

その反則というのが、13. 誤った理由、14. 曲解、15. 詭弁、16. 敗北の場合である<sup>11</sup>。誤った理由は論理的に主張の根拠たりえないもので5種類、曲解は言葉の多義性を利用して揚げ足を取るもので3種類に分類される。詭弁は相手の論証に類似した論法を使って反論す

<sup>8</sup> NS 4.2.47 では、討論が知識の習得を継続し、その道に長じた人たちと討論することが、NS 4.2.48 では弟子・師匠・同学の友・至高を目指す妬みのない人たちと行うことが説かれており、NBh 1097.4f では知恵を習熟させるという目的を、疑問の解消、未知のものの理解、学習内容の確認と解説している。

<sup>9</sup> NS 1.2.2 では論詰を「詭弁・誤った反論・敗北の場合によって立論と反論を行うこと」と定義し、NS 1.2.3 では反論だけの反論を「論詰のうち対案を出さないもの」と定義している。

<sup>10</sup> NS 4.2.50 では、論詰と反論だけの反論の目的を「種の発芽を防護するため茨の枝で覆うように、真実の獲得を防護するため」と説く。真実を脅かす論者とは、ジャヤンタ・バッタとバーサルヴァジュニャによれば仏教徒である。Cf. NM 1.28.5-8, NBhūṣ 332.16ff.

<sup>11</sup> 論詰の定義には誤った理由が述べられていないが、敗北の場合に誤った理由が含まれる (NBh 59.1)。また詭弁も敗北の場合の「反論できないものへの反論」に含まれる (NVTṬ 1196.20)。曲解と敗北の場合の関係は明確ではないが、敗北の場合の一般定義「無理解と誤解」が当てはまることから、これも含まれてよいと考えられる。このように広義では前三者は敗北の場合に包含されるといってよいだろう。

るもので24種類、敗北の場合は討論の全般的なルール違反で22種類に分類される。

#### 1-5. 4つの反則の意味

それでは反則である誤った理由、曲解、詭弁、敗北の場合の4つがどうしてカテゴリズされているのだろうか、『スートラ』1.1.1への解説の中で、ヴァーツヤーヤナは反則である曲解などが列挙される動機について、「自らの文から排し、相手の文で指摘する」と説く一方で、詭弁については「相手が使っているならば容易に否定し自らは容易に用いる<sup>12)</sup>」として使用を認めている。詭弁については一方で使うべきではないことを述べつつ、一方では使うことを薦めるという、両義的な態度が見られる。これに対してウッディヨータカラは、ヴァーツヤーヤナが「自らは容易に用いる」の意味を「質問を斥けるため (praśnāpakaraṇārtha)」、すなわち相手の使った詭弁が何かという質問に答えるためであるとして、自らは用いない方向で統一した。ヴァーチャスパティ・ミシュラもこの点に異を唱えていない<sup>13)</sup>。

同じ見解は『スートラ』1.2.2の注釈においても見られる。ヴァーツヤーヤナは曲解・詭弁・敗北の場合だけによって論証はできない（論証は必ず認識手段による）と認めたが、機能として論証と反論の要素 (sādhanopalambhayaṅga) になると考えた。一方、ウッディヨータカラは論証の要素であることを否定し、相手の論証を阻害するためにあるとする。しかもその阻害は誤認であり、「ときには曲解などによって困惑したら敗北もありえる (kadācic chalādibhir ākulikṛtasya parājayo'pi syāt)」という程度の弱さである。使用は積極的に推奨していない。

ヴァーチャスパティ・ミシュラは、誤認なのは議論で曲解などを用いることであると修正し、勝利を目的とする論争と論詰においては、正しい反論が思いつかなければ曲解などを使用することも真実を守るためには正しい行い (sadācāra) であるとして、有用視する方向に戻っている。またウッディヨータカラが否定した論証や反論の要素となることは別の箇所肯定する<sup>14)</sup>。スートラの十六範疇はいずれも無意味でないという前提から妥当でない曲解や詭弁にも一定の評価を与えたと言うことができる。

<sup>12)</sup> NBh 63.2:svavākye parivarjanam, chalajātinigrahasthānānām paravākye paryanuyogaḥ. ... jateḥ pareṇa prayujyamānāyāḥ sulabhāḥ samādhiḥ, svayam ca sukarāḥ prayoga itī.

<sup>13)</sup> V.N.ジャー教授はこの点について以下のように説明する。「真理の確立を目指すニヤーヤ学において詭弁など誤謬が扱われる訳は、ひとつには詭弁を使った反論を見抜き、使わせないためと、ひとつには自分自身が詭弁の使用を避けるための2つがある。ただ相手が誤っているというだけでは不十分で、なぜ誤っているかを説明できなければならない。」

NV 63.8ff:相手が詭弁を使ったとき、質問者に言う。「彼は詭弁を使った」と。彼らは以下のことを尋ねるだろう。「どうして詭弁なのか。どの詭弁なのか」と。これゆえ詭弁を知る者は述べる事ができる。「このようにして詭弁である。この詭弁である」と。(pareṇa jātau prayuktāyām prāśnikān bravīti jātir anena prayukteti. ta enam paryyanuyuñjīran? katham jātiḥ katamā jātiḥ ? ato jātyabhijñāḥ śaknoti vaktum evam jātir iyaṁ jātir itī.)

<sup>14)</sup> NVT 2001.17:tadaṅgam ca jātinigrahasthāne itī.

一方、『スートラ』5.1.1の注釈でウッディヨータカラは、相手が健全な論証をしてきた場合に「詭弁を述べなければ相手の一方的な勝利になるから、一方的な敗北よりも疑いの方がましだろう (anabhidhāne jāter ekāntajayaḥ parasyety aikāntāt parājayād varam astu samdehaḥ)」として使用が妥当であるとしている。ただしこれは褒美や尊敬や名声を求める者 (lābhapūjākhyātikāma) のすることとされており、真実知を守るためではないから、ニヤーヤ学徒として積極的な使用を認めるものではないだろう。ここでもヴァーチヤスパティ・ミシュラはウッディヨータカラの見解に修正を加える。相手の健全な論証は真実的には健全ではなく、反論が思い浮かばないから健全だという。そして褒美や尊敬や名声はあくまで真実を守るという目的に付随するものであるとする。

ウダヤナはヴァーチヤスパティ・ミシュラに従うが、曲解などの地位については「妥当でないことはない」という表現に留まっている。詭弁を考察する理由として、ヴァーツヤヤーナ説と同じく、相手が使った場合には再反論できるよう、また自分が正しい返答を思いつかない場合に使えるようにするという2つを立てるが、別の箇所では詭弁に対して正しい再反論を加えなければ、議論の目的である真実知も、論諍と論詰の目的である勝利ももたらさないと述べており、詭弁を自ら使用することについては消極的である。これは、詭弁を「自己否定するもの」と捉え直し、仔細に問題を分析した結論であろう<sup>15</sup>。

ジャヤンタ・バッタは「一方的な敗北よりも疑いの方がまし」というウッディヨータカラ説を引いて威嚇のために使うのがよいとする。しかしその効果については批判の能力はない、相手や審判に内容を知られていれば効果がないという反論は否定せず、スートラの「真実の知を守る」という立場を述べるに留まる。バーサルヴァジュニャはウッディヨータカラ説に従い、解脱を目指す者は論諍・論詰を行うべきではなく、内容を知ってそれを避けるべきであると述べる<sup>16</sup>。論諍で用いられる曲解についても、「解脱を目指す者たちにとって曲解などは使用されるべきものとして規定されているのではない<sup>17</sup>」と述べ、ジャヤンタ・バッタよりも消極的な態度を取る。しかしその一方で、勝利を目指す者が現れた場合には「相手を取り込むため (parānugrahārtha)」「知識の芽を守るため (jñānānkurarakṣaṇārtham)」「勝利を目指す者を目覚めさせるため (vijigīṣuḥ pratibodhayitum)」に論諍・論詰を許容し、曲解などについてもヴァーツヤヤーナ説を引いて「知が困惑した者たちはニヤーヤ学徒であってもあるときに曲解などを用いるべきである<sup>18</sup>」として、両論

<sup>15</sup> 同じことを Varadarāja は以下のように表現している。

TR 208.13ff:論諍と論詰で正しい返答が思いつかず自ら使うことにより、あるいは相手の使用したものを取り払うことにより、論議における機敏さの原因となるから、詭弁は必ずマスターしなければならない。さもなければ正しい返答を思いつかなかつたり、相手の使用に沈黙したりして、敗北になってしまう。よって論議の進行が上手でなければ賢者の思う壺になってしまう。(jalpavitaṇḍayoḥ saduttarāparisphūrtau svayam prayogena paraprakṛtyoddhāraṇena ca kathāvaidagdhyaḥetutvāj jātayo 'vaśyam avadhāraṇīyāḥ. anyathā saduttarāpratibhāne praprayoge ca mūkībhāva eva śaraṇam bhaved iti kathānirvāhākauśalena pāṇḍityābhīmāno bhajyete.)

<sup>16</sup> NBhūṣ 332.11:neyam mumukṣuṇā kartavyā, kin tu jñātvā varjanīyā.

<sup>17</sup> NBhūṣ 333.20:na punar atra mumukṣuṇām chalādīni prayoktavatyatvena vidhīyante.

<sup>18</sup> NBhūṣ 333.21:fākulitabuddhīnām naiyāyikānām api kiyantaṃ kālam chalādiprayoktrtvam.

併記のまま結論を出していない。

少なくともスートラの時代には、詭弁の使用は「真理を守るため」に正当化されていた。しかしヴァーツヤーヤナからウッディヨータカラに至るまでに曲解・詭弁・敗北の場合を用いることが有用視されなくなる。これは詭弁の論法が多学派にも知れ渡り、常套化して、ジャイナ教や仏教から詭弁を扱う問題を指摘されるようになったためであろう。その違いは非常時には用いてもよいのか、絶対用いてはいけないのかという点だけで、いずれにしても積極的な使用は認められていない。

このように反則を自ら使用することは、ヴァーツヤーヤナにおいていったん認められたが、ウッディヨータカラで忌避され、ヴァーチャスパティ・ミシュラ、ジャヤンタ・バッタ、バーサルヴァジュニヤにおいて論争に限り、真実を守るために許容されたが、ウダヤナに至って事実上否定されることになったといえる。ウッディヨータカラ、ウダヤナは使用を禁じてはいないが、真理を守るために使用を許容するスートラから見れば革新的な見解であろう。

#### 1-6. 『ニヤーヤ・スートラ』第五課の位置づけ

『スートラ』はテーマに沿って5つの課 (adhyāya) に分けられている。そのうち16カテゴリーの列挙と定義は概ね第一課で行われる。しかしながら、詭弁と敗北の場合の分類と個別定義だけは第一課では行われず、最終課となる第五課にある。その間に挟まれた第二～第四課は「考察 (parikṣā)」と呼ばれ、各カテゴリーについて細論を行う箇所である。すなわち定義を中断して考察に移り、再び定義に戻るという構成となっており、第五課を離れ小島のように分離させることになっている。さらには第一課の最後に誤った反論と敗北の場合の一般定義が行われているため、なおさら第五課が後から付け加えられた体裁となっている。

歴史的にはスートラ編纂の順序によるものと見られるが、後代にこの別立てについて「第一課ですでに定義が終わっているのに、第五課で定義を別立てするのはなぜか」という議論が起こった。このことは第五課が他の課とは異なる特殊な位置づけにあったことを示している<sup>19</sup>。

#### 1-7. ウダヤナについて

一般にニヤーヤ学派はガンゲーシャ (Gaṅgeśa, 14c.) より前の旧ニヤーヤ (prācīna-nyāya)

<sup>19</sup> この問題についてヴァーチャスパティ・ミシュラは、詭弁と敗北の場合の分類がたくさんあるため、弟子の願いを考慮して後回しにしたと解説し、また論詰と反論だけの反論の考察が第四課の最後に行われていることからこの別立てを正当化している (NVTI 1001.13ff).



と、それ以降の新ニヤーヤ (navya-nyāya) に分けられるが、ウダヤナはその両方に影響を及ぼした重要人物である。さらに従来親近性の高かったヴァイシェーシカ学派も彼においてニヤーヤ学派と融合された。また仏教徒に対して行った批判が決定的となり、実勢上だけでなく、思想的にもバラモン教が優勢となる時代を開いた。思想的には、神と自己という形而上学的な論証について彼が発展させた論理学が西洋のトマス・アクィナスに喩えられる<sup>20</sup>。

Bhattacharya [1958] の考証によって生年は1050～1100A.D.頃、地域は現在の東インド・ビハール州ダルバンガ周辺のミティラー (Mithilā) の人であったことがほぼ確定されている。著作において仏教徒ジュニャーナシュリーミトラ (Jñānaśrīmitra) を主な対象として批判を展開しているが、仏教徒と生死を賭けた討論を行った伝説が残されている。それは次のような話である<sup>21</sup>。

ミティラー王の御前討論会でウダヤナと仏教徒が論争を数日間にわたって繰り広げた。ウダヤナは討論に勝利し、さらに神通力比べにも勝つ。そこで最後の試練としてヤシの木から両者一斉に飛び降りたところ、ウダヤナは無傷だったが仏教徒は死亡したことで決着が付いた。ウダヤナはプリーでミティラー王ジャガンナータ (Jagannātha) に讃えられ、カーシー (Kāśī) で平和な余生を過ごした。

この伝説にはいくつかの異型がある。ミティラー王の御前討論会でウダヤナと仏教徒は、実体としての自己が存在するか否かというテーマで討論を行い、ウダヤナが勝利した。敗北した仏教徒は討論前の取り決め通りヤシの木から飛び降りて死亡する。王はウダヤナを師匠に認定して仏典を全て焼かせ、仏教徒はヒンドゥー教徒に改宗した。ウダヤナがその後プリーの寺院を巡礼したとき、この一件から殺人者を非難して門が閉じられていた。そこでウダヤナが以下のような偈文を唱えたところ、扉が開き神の祝福が与えられたという。

神よ、あなたは自在力に酔いしれて私を蔑ろにするのですか。仏教徒が勢力をもっているときに、あなたの存在は私に依拠しているというのに<sup>22</sup>。

さらに別の異型では、ウダヤナは討論に参加していない。バラモンと仏教徒が、神が存在するか否かというテーマで討論を行い、両者譲らなかったため、ウダヤナは両者を丘に

<sup>20</sup> Matilal [1977] pp.96-98

<sup>21</sup> Bhattacharya [1958] pp.5-7, Thakur [1987] pp.32f, Vidyābhūṣaṇa [1970] pp.142f, EIPh II pp.522f.

<sup>22</sup> Vidyābhūṣaṇa 版 : aiśvāryamadamatāḥ san ātmanam avamanyase, punar bauddhe samāyāte madadhīnā tava sthitiḥ.

Bhattacharya 版 : aiśvāryamadamatto 'si mām avajñāya vartate, upasthiteṣu bauddheṣu madadhīnā tava sthitiḥ.

連れて行って突き落とした。バラモンは「神は存在する！」と叫びながら、仏教徒は「神は存在しない！」と叫びながら落下したところ、バラモンは無傷だったが仏教徒は死亡した。これによって神の存在を証明したウダヤナだったが、ミティラー王ジャガンナータから仏教徒を殺したかどで罰せられ、プリーの寺院に入った。ここで三日三晩神の許しを願ったが、神は夢に現れて焼身行を指示した。そこでヴァーラーナシー (Vārāṇasī) に赴き焼身で死去したという。上記の偈文は、この異型では焼身時の遺偈となっている。

いずれが真実かはさておき、ウダヤナと討論、特に仏教徒との討論の関わりをここに見て取ることができよう。

ウダヤナには7つの著作が帰せられており、それぞれ後代に大きな影響を与えている。著作順序はBhattacharya [1958] の研究によって以下の順序でほぼ確定されている。

1. 『ラクシャナーヴァリー (Lakṣaṇāvalī, 定義の列)』  
ヴァイシェシカ学派の基本概念を簡潔に定義した短編。
2. 『ラクシャナ・マーラー (Lakṣaṇamālā, 定義の花輪)』  
ニヤーヤ学派の基本概念を要約した短編
3. 『アートマ・タットヴァ・ヴィヴェーカ (Ātmatattvaviveka, 自我の真実の判別)』  
無我説を標榜する仏教徒を批判してアートマン (実体としての自我) を確立すると共に、神の存在とヴェーダの権威を論証して、真実の知による解脱を導く。仏教説としては一切存在の刹那滅説 (kṣaṇabhaṅgavāda), 外界対象の非存在説 (bāhyārthabhaṅgavāda), 属性基体の無区別説 (guṇaguṇibhedabhaṅgavāda), 一切存在の非知覚説 (anupalambhavāda) の4つが挙げられ、逐一批判が展開される。
4. 『ニヤーヤ・クスマーンジャリ (Nyāyakusumāñjali, 正理の花束)』  
無神論を標榜するミーマーンサー学派やチャールヴァーカを批判して神の存在を確立するとともに、その絶対性や無謬性も論証する。
5. 『ニヤーヤ・パリシシュタ (Nyāyapariśiṣṭa, 正理の補遺)』または『(プラ) ボーダ・スイッディ ((Pra)bodhasiddhi, 目覚めの確立)』<sup>23</sup>  
討論に関わる『ストトラ』の第五課だけを注釈した書。次項参照。
6. 『ニヤーヤ・ヴァールティカ・タートパリヤ・パリシュッディ (Nyāyavārtikatātparyapariśuddhi, 正理の注釈に関する精解)』  
『ストトラ』および3つの注釈『ニヤーヤ・バーシャ』『ニヤーヤ・ヴァールティカ』

<sup>23</sup> 別名の「(プラ) ボーダスイッディ」は奥書による。第一章の奥書 (NP 91.5) では「プラボーダスイッディ」という名のニヤーヤの補遺、第二章の奥書 (NP123.16) では「ボーダスイッディ」という名のニヤーヤの補遺」と書かれている。ただしこの別名で言及されることはないため、本論では『パリシシュタ』とする。

『ニヤーヤ・ヴァールティカ・タートパリヤ・ティーカー』を再注釈したもの。これらの注釈は後代「四注釈 (caturgranthī) または『スートラ』も含めて「ニヤーヤ学派の五大論書 (pañcaprasthānanyāyamahātarka) と呼ばれる。

7. 『キラナーヴァリー (Kiraṇāvalī, 光線の列)』

ヴァイシェーシカ学派の『プラシャスタパーダ・バーシャ』の再注釈書。

### 1-8. 『ニヤーヤ・パリシシュタ』の概要

ウダヤナの5番目の著作となる『パリシシュタ』は、『スートラ』の第五課だけを扱い異色の注釈書である。先行する3つの注釈書『ニヤーヤ・バーシャ』『ニヤーヤ・ヴァールティカ』『ニヤーヤ・ヴァールティカ・タートパリヤ・ティーカー』は全て、第一課から順を追って第五課まで全てを解説しており、ウダヤナ自身も同じスタイルで『ニヤーヤ・ヴァールティカ・タートパリヤ・パリシュッディ (以下パリシュッディ)』を著しているが、それとは別に第五課だけを扱った著書を遺したことは注目に値する。題名の「パリシシュタ (parīṣiṣṭa)」には「補遺, 残り物」という意味があり、『プラボーダ・シッディ (目覚めの確立)』という別名もある。

著作順序は、『パリシュッディ』の中に『パリシシュタ』を参照のこと」という記述があることから、『パリシシュタ』で第五課だけを先に扱い、その後で全課について『パリシュッディ』で著したことが明らかである。詳細を譲っていることから分かるように、『パリシュッディ』では先行する3つの注釈書への説明と正当化に専念し、新しい視点をほとんど打ち出していない。一方、『パリシシュタ』では先行する3つの注釈者の説を順次紹介しつつ、その他にもニヤーヤ学派内の異説と独自の見解を打ち出している。そのため第五課への注釈量は『パリシシュタ』のほうが明らかに多い。

『パリシシュタ』は『スートラ』第五課に従って構成されている。第五課は詭弁を扱う第一章と、敗北の場合を扱う第二章という2つの章 (Āhnikā) から成り、それぞれの以下の順序で個別定義が行われる (括弧内はスートラ番号)。

#### 1. 詭弁

序 (5.1.1) 一類似性・非類似性による対等 (5.1.2-3) 一付加・減配・言述・非言述・選言・所証による対等 (5.1.4-6) 一到達・非到達による対等 (5.1.7-8) 一遡及・反例による対等 (5.1.9-11) 一不生起による対等 (5.1.12-13) 一疑惑による対等 (5.1.14-15) 一論題による対等 (5.1.16-17) 一非理由による対等 (5.1.18-20) 一対象帰結による対等 (5.1.21-22) 一無区別による対等 (5.1.23-24) 一成立による対等 (5.1.25-26) 一知

覚による対等 (5.1.27-28) — 非知覚による対等 (5.1.29-31) — 無常による対等 (5.1.32-34)  
— 常住による対等 (5.1.35-36) — 結果による対等 (5.1.37-38) — 六主張論議 (5.1.39-43)

## 2. 敗北の場合

序 (5.2.1) — 主張の放棄 (5.2.2) — 別の主張 (5.2.3) — 主張との矛盾 (5.2.4) — 主張の破棄 (5.2.5) — 別の理由 (5.2.6) — 別の意味 (5.2.7) — 無意味 (5.2.8) — 意味の無理解 (5.2.9) — 無関係 (5.2.10) — 時宜を得ないもの (5.2.11) — 不足 (5.2.12) — 余分 (5.2.13) — 無駄な繰り返し (5.2.14-15) — 沈黙 (5.2.16) — 無知 (5.2.17) — 思いつかず (5.2.18) — 逃避 (5.2.19) — 他説承認 (5.2.20) — 批判すべきものの看過 (5.2.20) — 批判できないものの批判 (5.2.21) — 一定説逸脱 (5.2.23) — 誤った理由 (5.2.24)

特徴的な点は、著作全体にわたってウダヤナ独自の見解が強く打ち出されていることにある。『ストトラ』の解釈から始めている点では従来の3つの注釈書と共通するが、その解釈から引き出される見解の多くは従來說と異なる。以下に具体的な特徴を列挙する。

### (1) 詭弁を「自己否定 (svavyāghāta)」と定義

詭弁の原語である「ジャーティ (jāti)」は、「同じ生まれ、同類」と意味する。また個別の詭弁名称に付けられている「サマ (sama)」は「同じ、対等」という意味である。ここからどうやって詭弁という意味になるのかという問題は、詭弁の定義にも関わる問題として注釈者たちが取り組んできた。討論を行うとき、先に述べられる主張とそれに対して行われる詭弁は、厳密には「同類」でも「対等」でもない<sup>24</sup>。「心のなかでは同じつもりだが、実際には反論にならない」ということであり、これを「ジャーティ」や「サマ」の解釈から導くことは難しい。ウダヤナはこれを一新、「詭弁は、その論理によって詭弁自身を否定してしまう」という独自の解釈を打ち出した。この解釈は、後世の論理学者たちによって継承されることになる。

### (2) 詭弁を整理

歴史的に種々雑多な論法を集めた詭弁を整理するため、ウダヤナはいくつかのキーワードを設定し、それによって分類した。

まず、先に述べられ、反論の対象となる主張の正誤によって「正しい主張を対象とするもの (sadviṣaya)」「正しくない主張を対象とするもの (asadviṣaya)」「言明が正しくないもの (asaduktika)」の3種類に分ける。「言明が正しくないもの」とは、

<sup>24</sup> 詭弁は常に誤っているが、主張には正しい場合があるため正誤が同じではない。また主張で用いられた論理に対して、詭弁で用いられる論理は似て非なるものなので論理性が同じでもない。さらに詭弁を使った論者が敗北するので、論者の資質が同じということもない。

正しくない主張に対して、正しい反論に失敗して詭弁と判定されてしまうものを指す。この分類によって、いくつかの詭弁や従来の注釈者たちが示してきた例のうち、通常ありえない「両論者共に正しくない場合」を説明できるようになった。

次に、詭弁を「妥当な要素を書くもの (yukutāṅgahīna)」「妥当でない要素を付加するもの (ayuktāṅgādhika)」「対象に当てはまらないもの (aviṣayavṛtti)」の3つに大別する。例えば「類似性による対等」は遍充関係 (vyāpti) という妥当な要素を欠いており、「所証による対等」は不成立の証因という妥当でない要素を付加し、「言述による対等」は実例に依拠しておらず、対象に当てはまらないものである。ただし詭弁の中にはこのうち2つが該当するものもあるなど、明確に3つに分類することには成功していない。

そして被定義項 (lakṣya) 「このストロアではどの詭弁が定義されるか」、定義項 (lakṣaṇa) 「それはどのような定義か」、原因 (utthita/dvāra) 「その詭弁は何をもとにして起こるか (誤解や非認識など)」、批判点 (sthitipada/dūṣya) 「その詭弁は何に対して反論するか (理由や関係など)」、基礎 (mūla) 「その詭弁の根本は何か」、結果 (phala) 「どう判定されるか (誤った指摘など)」、除去 (pātana) 「どのようにして排除されるか」という7つの要素を設定し、詭弁ひとつひとつの構造を明らかにしている。さらに結果を説明するために想定 (āropya) 「何であると反論するか (誤った理由など)」を加え、原因、批判点、想定、結果の4点はほぼ全ての詭弁において述べられている。

### (3) 新ニヤーヤの術語

詭弁を論理的に分析する際に、遍充関係、付属物 (upādhi)、対立項 (pratiyogin) などの語が用いられ、従来よりも系統的に説明している。例えば「付加による対等」の原因について、「所証の属性から切り離されたものの、実例の基体における、論証したい属性との結びつきの知覚、あるいは逸脱の非知覚、その原因となる付属物の単なる非知覚」というような説明を施しており、ここに論理的な発展を見ることができると言える。

### (4) 敗北の場合を分類

敗北の場合は詭弁よりもさらに種々雑多な様相を呈しており、統一して説明するキーワードをウダヤナ自身では設定していない。それでも、いくつかの敗北の場合を3~4つに分類している。その分類方法は敗北の場合ごとに異なり、「別の主張」のように属性と限定要素を細分化して分類するものもあれば、「無関係」のように前の注釈の例と自分の例を並列して分類するものもある。

敗北の場合はダルマキールティの『ヴァーダ・ニヤーヤ (Vādanyāya)』において批判を受けているが、『パリシシュタ』はこの批判に直接答えていない。また、仏教徒を批判する部分もない。それどころか、ダルマキールティが提唱した2つの敗北の場合「正しくない論証の要素を述べること (asādhānāṅgavacana)」と「過失を指摘しないこと (adoṣodbhāvana)」を匠に取り込んでいる<sup>25</sup>。仏教徒による批判への対応として、ウダヤナが取った方法はその批判に直接答えることではなく、体系を問題のないように再整備することであった。

(5) 他注釈からの自由

従来の注釈の再注釈に専念した『パリシュッディ』とは異なり、『パリシシュタ』は従来の注釈を参考例として挙げるに留める。また、「時宜を得ないもの」において文意理解を巡るミーマーンサー学派との議論を行うなど、従来の注釈で詳細に論じられていたトピックに触れないところもある。そのため全体として従来の注釈に縛られず、自由な立場で著作している印象を受ける。ただし従來說に異を唱える場合でも、従來說を直接的に否定してはいない。

以上、『パリシシュタ』の特徴を概観した。さて、なぜ別に第五課だけ扱う著作を遺したかという問題について、Chinchore [1988] は以下のような背景を考察している<sup>26</sup>。

- (1) 先行する3つの注釈（特に前二者）は問題が多く、ニヤーヤ学派の学説を守るためにはそちらから自由な立場を取る必要があったこと。『パリシュッディ』では、先行する3つの注釈の見解に従う一方、『パリシシュタ』では自分自身によるスートラ解釈を中心に構成されている。
- (2) 仏教徒の批判が集中したトピックを取り上げるのが急務だったこと。仏教徒ダルマキールティが著書『ヴァーダ・ニヤーヤ』で第五課のトピックである敗北の場合について批判を展開しており、特にこのトピックにおいて『スートラ』の正当性が脅かされていた。

<sup>25</sup> NP113.15, NP14.8

<sup>26</sup> Chinchore [1988] p.194: The *Pariśiṣṭa*, an independent treatise, is especially called for two reasons: (a) in the *Pariśuddhi*, remaining within the cumulative *Nyāya* tradition, Udayana does not labour to register his difference of view from the *Bhāṣya*, the *Vārttika* or the *Ṭīkā*, but in the *Pariśiṣṭa* in difference with the *Bhāṣya* and the *Vārttika*, especially, he defends the *Nyāya* view of *Jāti* and *Nigrahasthānas* within the framework of his understanding of the *Sūtras* alone. (b) It is on *Jātis* and *Nigrahasthānas* that considerable amount of Buddhist hostility of *Nyāya* was concentrated and Udayana seems to have considered to be his crucial task to combat it. While doing this, further, he restricts himself, basically, to the *Sūtras* and thereby signifies that it is the *Bhāṣya*, and the *Vārttika* which are so much vulnerable to the criticism from Dharmakīrti and not the *Sūtras*.

以上の2点は上記の考察とも共通する。さらに、第一課から第四課までについては『パリシシュタ』に類した別の書物を記していないこと、世間の学匠がこれらのトピックについて関心を払わないことを巻末で嘆いていることから、ウダヤナが討論について他に類を見ない強い関心を持っていたと考えられる。

しかしながら、こうしたウダヤナの新たな試みは『ストトラ』の権威を守るためとはいえ、先行する注釈を蔑ろにしたことは伝統的な観点から見て問題が残った。新ニヤーヤにおいて討論に関するトピックが別立てされず、推理 (anumāna) 論の中で扱われるのもこのような問題に一因があると考えられる。

### 1-9. ウダヤナ以降の展開

先述のように、ウダヤナの時代を境に仏教はインドから衰退し、その批判に対して答える仏教側の論者は現れることがなかった。同時にニヤーヤ学派においてもガンゲーシャ以降、新ニヤーヤの時代が到来する。しかしながら『ストトラ』がそれほど重視されなくなった時代においても、『パリシシュタ』と第五課の伝統は継続した。

ウダヤナの直後に現れたヴァラダラージャ (Varadarāja, 1150A.D.) は『タールキカ・ラクシャー (Tārṅkikarakṣā, 論理家の弁護)』において、ウダヤナ説をまとめ、討論に関する部分は特に詳細に説明している。それから約100年以上経って現れたマニカンタ・ミシュラ (Maṇikanṭhamiśra, 1275-1325A.D.) の現した『ニヤーヤ・ラトナ (Nyāyaratna, 正理の宝)』は討論に関する次項を豊富に含んだ構成であり、ウダヤナ説も多く取り入れている。中にはウダヤナ説を否定して自説を展開するところもあり、新しい発展も見ることができる。この後時代は新ニヤーヤに入り、討論の影は薄まるものの、絶えてはいない。ガンゲーシャの息子といわれるヴァルダマーナ (Vardamāna, 1345A.D.) は『パリシシュタ』に『プラカーシャ (Prakāśa, 開頭)』と呼ばれる注釈を作った上に、『アンヴィークシャー・ナヤ・タットヴァ・ボーディニー (Anvikṣānayatattvabodhinī, 探求者の指針の真実を明らかにする書)』という注釈を著し、ウダヤナ説を継承しつつより詳細な議論を加えて発展させた。そのまた100年後、シャンカラ・ミシュラ (Śaṅkaramiśra, 1430A.D.) は『ヴァーディ・ヴィノーダ (Vādivinoda, 論者の歓び)』という討論術に特化した本を著し、それまでの流れを簡潔にまとめている。

新ニヤーヤ時代においても『ストトラ』の注釈は続行されたが、第五課についていえば多くが『パリシシュタ』に依拠したものとなっている。ヴァーチャスパティ・ミシュラニ

世 (Vācaspatimīśra, 1440A.D.) の『ニヤーヤ・タットヴァーローカ (Nyāyatattvāloka, 正理の真実の光)』は、第五課の第一章 (詭弁) のうち9つのスートラ、11箇所にわたってウダヤナ説を引用している。さらに綱要書『タルカ・バーシャー (Tarkabhāṣā, 論理の注釈)』で知られるケーシャヴァ・ミシュラ (Keśavamīśra, 16世紀) による『ガウタミーヤ・スートラ・プラカーシャ (Gautamīyasūtraprakāśa)』は、第五課の解説をほぼ『パリシシュタ』に依拠する。

またニヤーヤ学派の外にも影響は及んだ。ヴェーダーンタ・限定不二元論派のヴェーシカ・ナータ／ヴェーダーンタデーシカ (Veṅkatanātha/Vedāntadeśika, 1330A.D.) が『ニヤーヤ・パリシュッディ (Nyāyapariśuddhi, 正理の精解)』を著し、ウダヤナ説を詳細に分析している。その中でニヤーヤ学派とは異なった新しい枠組みが提案されている。

このように『パリシシュタ』の基礎として多くの著作が記されたことは、この著書の後代への影響を物語るとともに、『スートラ』に説かれる討論術が実際の場面でも活用され続けたことを示すものと考えられる。

#### 1-10. 小結

以上、11世紀に記された討論に関する文献の外観を試みた。討論の伝統が後代まで残存し、多くの論者の手を経て理論的に発展してきたことが理解できる。このトピックはニヤーヤ学派にとって重大なトピックであるにもかかわらず、学派の成立初期の研究はあるものの、後代の展開については十分な研究がなされてこなかった。現代のインド、または仏教のコミュニケーションにつながる一潮流として、この文献を手がかりに討論の歴史を明らかにしていきたい。



## 第2章 詭弁 (jāti) の諸相

---

### 2-1. 序

釈尊は「諸行無常—この世の一切は無常である」という理を明らかにした。しかしこれに対して、論理的な立場から次のような批判があったとすればどのように解決できるだろうか。

「諸行無常」という理は常に成り立つのか否か。常に成り立つならばこの理に限っては無常ではない。したがって無常でないものがあるため「諸行無常」という理は誤っていることになる。

それならば「諸行無常」という理もまた無常、つまり常に成り立つわけではないとしても、成り立たないときにこの理は誤っていることになってしまう。つまりいかにしても「諸行無常」ということはありえない。同じ形式の批判は「一切皆苦」「諸法無我」「一切皆空」などの理についても可能である<sup>27</sup>。

このようなメタレベルでの自己言及を問題にした議論が、インドにおいて仏教とバラモン教を軸に1000年近くも続けられていた。本論はこのような半ば議論のルールを逸脱した批判がいかにして取り除かれるのか、『パリシシュタ』における記述を中心に考察するものである。

### 2-2. 24種の詭弁

『パリシシュタ』が注釈を加える『スートラ』の第5課は、「詭弁 (jāti)」を扱う第1章と「敗北の場合 (nigrahasthāna)」を扱う第2章からなる。第1章では24種類の詭弁が紹介され、ひとつひとつその対処法が示される<sup>28</sup>。

それぞれの例には「音声は常住か無常か」というインド哲学特有の問題が占めるが、本論では現代的な例としてA国に対する反戦主張を主題にし、これに対する詭弁を定義に基づいて作成することにする<sup>29</sup>。

---

<sup>27</sup> 「一切皆苦」という理は苦か否か、「諸法無我」という理は無我か、「一切皆空」という理は空かというような選択肢がどちらも成り立たない。

<sup>28</sup> ニヤーヤ学派と仏教徒による幾多の論争を経て『スートラ』で24種類の詭弁がまとめられるまでの経緯をまとめた先行研究として、梶山 [1996] がある。本論では仏教徒との論争から時代を隔て、理論的に整備された後代の発展に焦点を当てる。

<sup>29</sup> 24種の反論法の中には、「音声は無常である」という命題に対してのみ有効な反論法がいくつかある。しかしウダヤナは『パリシシュタ』において、こうした固有の反論法を一般に拡大することに成功した。ここでは『スートラ』による原則を用い、音声の無常性に固有な反論法についてはウダヤナの拡大解釈に従って例を作成する。名称についても内容に即したものを暫定的に作成した。なおこれはひとつの思考実

インドの議論の形式にのっとれば、立論は以下のようになる<sup>30</sup>。

「A 国への武力行使は行うべきではない。尊い命を失うから。例えば過去の戦争は尊い命を失い、行うべきではなかった。同様に A 国への武力行使は尊い命を失う。したがって行うべきではない。」

これに対して展開される 24 種類の詭弁は以下のようなかたちになると考えられる。それぞれの例の元になる定義や説明は脚注に示した。

- 1, 2. A 国への武力行使は行うべきである。テロの撲滅につながることは行うべきだから。例えば B 国政権打倒はテロの撲滅につながり、行うべきだった。同様に武力行使はテロの撲滅につながるのだから、行うべきである。あるいはテロの撲滅につながらないことは行うべきでないから。例えば平和的解決方法はテロの撲滅につながらず、行うべきではない。しかし武力行使はテロの撲滅につながるから、行うべきである。(類似性・非類似性による反論<sup>31</sup>)
3. A 国への武力行使と過去の戦争が同様ならば、過去の戦争は帝国主義などの誤った主義に基づくので武力行使も誤った主義に基づくことになってしまう。しかし武力行使は誤った主義に基づくものではない。よって武力行使と過去の戦争は別物である。(別の要素の付加による反論<sup>32</sup>)
4. A 国への武力行使と過去の戦争が同じならば、過去の戦争はテロの撲滅とは関係なかったので武力行使もテロの撲滅とは関係ないはずだ。しかし武力行使はテロの撲滅につながるものである。よって武力行使と過去の戦争は別物である。(別の要素の除去による反論<sup>33</sup>)
5. A 国への武力行使を行うべきか否かは、今証明されつつあることである。A 国への武力行使と過去の戦争が同じならば、過去の戦争が行うべきであったか否かも今証明されつつあることになるが、実際にはすでに証明されているので実例として相応しくない。(今証明

---

論であり、反戦主張に異議を差し挟むものではない。むしろさまざまな反論に応えることによって反戦主張自体が鍛えられることを示したい。

<sup>30</sup> ニヤヤ学派の論式は五段論法をとるのが正式。すなわち 1. 主張, 2. 理由, 3. 喩例, 4. 適用, 5. 結論である。主張において所証が提示され、理由においてその証因が与えられる。喩例において所証と証因の遍充関係が述べられ、その上で適用において証因を再掲、結論において所証を再掲する。一方仏教徒は 1～3 までの三段論法を取る。

ここで主題は「A 国への武力行使」、所証は「行うべきでないこと」、理由は「尊い命を失うこと」、実例は「過去の戦争」である。なお、インドの論証は「行うべきであること」などの価値判断を含む命題をごく一般的に扱う。

<sup>31</sup> 「類似性と非類似性によって、結論に対してその属性と反対のものを導くために、[それぞれ] 類似性による対等と非類似性の対等がある (NS 5.1.2).」 「導くために」という訳は、後に示す 15 番の反論と違いを示すためにこの語を「そのために」という意味の第六格」と解釈するウダヤナに従った (NP 8,6). 「対等」は詭弁であることを示す名称である。

<sup>32</sup> 「そのうちまず付加による対等では、実例と所証 [= 主題] において遍充するものと遍充されるもののいずれかと、別の属性を [実例で] 結びつけ [主題で] 切り離す (NP 15,7f).」

<sup>33</sup> 「単に遍充するものであると誤認することによって、一つの属性を排除することで、所証 [= 主題] において、論証したいもの [= 所証] または理由のいずれかを除去することが、除去 [による対等] である (NP 16,8f).」

されつつあることによる反論<sup>34)</sup>

6. 過去の戦争が行うべきでなかったことは証明済みである。A 国への武力行使と過去の戦争が同じならば、A 国への武力行使が行うべきでないことも証明済みであることになるが、実際には今証明されつつあるので主題として相応しくない。(証明済みであることによる反論<sup>35)</sup>)
7. 過去の戦争は尊い命を失ったように、自然災害も尊い命を失う。しかし過去の戦争は人為的であったのに対して、自然災害は人為的なものではない。つまり尊い命を失うものという点では共通であっても、全ての点で同じではないことになる。A 国への武力行使と過去の戦争も全ての点で同じではない。よって過去の戦争は行うべきではなかったが、A 国への武力行使は行うべきであってよい。(選択による反論<sup>36)</sup>)
8. A 国への武力行使を行うべきか否かは、これまで証明されたことがない。この命題には過去の戦争という実例が含まれる。したがってこれまで証明されたことがない命題に含まれる実例もこれまで証明されたことがないことになり、過去の戦争が行うべきでなかったと言うことはまだできない。(未証明であることによる反論<sup>37)</sup>)
- 9, 10. 尊い命を失うという理由が武力行使を行うべきでないことに関係してこれを論証するならば、武力行使を行うべきでないことは論証の前に明らかであり既知のものである。よって A 国への武力行使を今論じる必要はない。かといって、尊い命を失うという理由が武力行使を行うべきでないことに関係しないのでこれを論証するならば、尊い命を失うことから論証するとは言えない。(関係・無関係による反論<sup>38)</sup>)
11. A 国への武力行使が尊い命を失うのはどうしてか。その根拠があってもさらに根拠が求められ、いつまでたっても尊い命を失うことは確定しない。(遡及による反論<sup>39)</sup>)
12. 過去の戦争という実例から A 国への武力行使を行うべきでないならば、B 国政権打倒と

<sup>34</sup> 「主題を結論付ける理由をもつものとして成立している実例について、実例に依拠せず、主題だけで意図されたあり方 [=未証明であることなど] の理由をもつものとして未成立という属性の選択をする (NP 18.5f).」対象がまだ証明されていない (未知) のか、またはすでに証明されたのか (既知) という別はインドの認識論と論理学上では重要な区別である。

<sup>35</sup> 「主題所属性に資するあり方を備えた理由をもつものとして主題は成立しているのに、実例で意図されたあり方 [=証明済みであること] を備えた理由をもつものとして未成立であるという属性を選択する (NP 19.9f).」

<sup>36</sup> 「一方、選択による対等においては(1)理由の、別の属性に対する [逸脱]、あるいは(2)別の属性の、所証の属性に対する [逸脱]、あるいは(3)同じ別の属性の、[さらに] 別の属性に対する逸脱が属性の選択となる (NP 20.3f).」例はこのうち(1)の形式。

<sup>37</sup> 「一方、証明による対等においては両方 [=主題と実例] が証明されるべきことが原因である (NP 21.6).」形式としては 5 番に類似するが過程が異なる。

<sup>38</sup> 「所証に到達して、または到達しないで [理由が論証するかという]、理由が到達するならば違いがないことに基づいて、また到達しないでは論証できないことに基づいて、到達・非到達による対等になる (NS 5.1.7).」到達は存在論 (物理的接触)・認識論 (知の対象となること) の両方の意味で解釈される。

<sup>39</sup> 「確定され[たとされ]ていることの原因、すなわち確定させるものが言及されていないことに基づいて反論することが遡及による対等である (NP 29.2f).」これによって無限遡及を導く。

- いう事例から A 国への武力行使を行うべきであるといってもよい。(反例だけによる反論<sup>40)</sup>)
13. 報道されない未知の武力行使も行うべきではないことになるが、その段階で武力行使は尊い命を失うからと言うことはできない。(未知であることによる反論<sup>41)</sup>)
14. A 国への武力行使を行うべきか否かは疑わしい。同じ税金を使うにしても過去の戦争のように行うべきでなかったものもあれば、教育福祉のように行うべきものもあるから。(疑いによる反論<sup>42)</sup>)
15. A 国への武力行使は行うべきか否かはいまだ問題である。確かに尊い命を失うが、テロの撲滅にもつながるから。(議題による反論<sup>43)</sup>)
16. 尊い命を失うことが、行うべきでないという結論の前からあったならば「その根拠」と言うことはまだできず、同じときにあるならばどちらが「根拠」で「結論」かと言うことができず、後にあったならばもう結論は出ているので「その根拠」と言うことはできない。(無根拠による反論<sup>44)</sup>)
17. A 国への武力行使は行うべきでないということは、それ以外に行ってもよいことを暗示する。過去の戦争も行ってもよかったことになるのではなからうか。(含意による反論<sup>45)</sup>)
18. A 国への武力行使と過去の戦争が同じならば、どちらも税金を使うものだから税金を使うものは全て行うべきでないことになってしまう。(同じであることによる反論<sup>46)</sup>)
19. A 国の武力行使について尊い命を失うという根拠が成り立つならば、テロの撲滅につながるという根拠も成り立つ。根拠である点で違いがないから。(成り立つことによる反論<sup>47)</sup>)
20. 尊い命を失うものでなくとも行うべきでないことはたくさん見られる。よって尊い命を

<sup>40</sup> 「また、反例によって反証することに基づいて反例による対等になる (NP 31.3).」形式としては 1 番に類似するが、ここでは理由を抜きにして語られている点で異なる。

<sup>41</sup> 「何であれ論証の要件が生起する前には原因すなわち理由がないことに基づいて反論することが不生起による対等である。このように [論証の要件として] 基体・証因・所証・実例・その知の不生起が含まれる (NP 34.17f).」ここでは知の不生起、すなわち未知の状態での主題を問う解釈に拠った。

<sup>42</sup> 「結論の原因を批判するとき、疑惑の原因によって反証することが疑惑による対等である (NP 38.9f).」疑惑の原因とは 2 つの可能性が捨てきれないことである。

<sup>43</sup> 「主張の理由が提示されたときに、それ [=主張の理由] より力が優れていない [=同じ力をもつ] と認められた他の認識手段によって、理由の排撃を説くことが論題による対等である (NP 40.f).」形式としては 1 番に酷似するが、1 番が均衡 (2 つの理由が同等であること)、15 番が排撃 (一方の理由の方が強いこと) を示すというわずかな違いがある。

<sup>44</sup> 「理由が三時にわたって成立しないとすれば、非理由による対等になる (NS 5.1.8).」三時とは過去・現在・未来のこと。

<sup>45</sup> 「意味上の帰結から反主張が成立することによって、意味上の帰結による対等がある (NS 5.1.11).」意味上の帰結とは、述べられていないことを含意として引き出すこと。

<sup>46</sup> 「ある集合において、存在性などのうちいずれかの、証因と異なる属性を認めた上で、その力によってその集合が、[存在性などの] 属性の点から、あるいはそれ自体の点から同一相であることを帰結するのが無区別による対等である (NP 43.7ff).」

<sup>47</sup> 「両方の理由が成り立つことに基づいて、成立による対等になる (NS 5.1.25).」両論者の互いに対立しあう理由が同じだということから起こる。

失うから行うべきでないという主張は成り立たない。(見えることによる反論<sup>48</sup>)

21. (主張においてテロの撲滅につながるが見られないという場合)テロの撲滅が見られないことは見られないので、テロの撲滅につながるから A 国への武力行使は行うべきである(見えないことによる反論<sup>49</sup>).
22. 過去の戦争との類推から A 国への武力行使が行うべきでないならば、過去の戦争は税金を使うものだったから、税金を使うものは全て行うべきでないということになり、教育福祉も行うべきでないことになってしまう。したがって過去の戦争と比較することはできない。(別の理由から成り立つことによる反論<sup>50</sup>)
23. A 国への武力行使を行うべきでないことは、行うべきか否か。行うべきならば行うべきでないことはできず、行うべきでないならば行ってもよいことになる。(性質の性質による反論<sup>51</sup>)
24. A 国への武力行使が尊い命を失うか否かは、テロの犠牲者をどれほど失うかによる。A 国への武力行使を行わなければテロの犠牲者がまた増えるだろう。したがって A 国への武力行使を行うべきでないことはできない。(換言による反論<sup>52</sup>)

### 2-3. 反論の分析

以上を通観することからも分かるとおり詭弁にはいくつかのパターンがあり、同工異曲のものも少なくない。ウダヤナはこれらの詭弁の要素を分析し、24 種全てに共通する欠陥として自己撞着 (svavyāghāta) を、個別の欠陥として妥当な要素の欠如、妥当でない要素の付加、対象でないものへの適用の 3 つを挙げた<sup>53</sup>。

自己撞着とは、反論に直接答えることなく、対論者の前に鏡を置くようにしてその反論

<sup>48</sup> 「提出された理由がなくても知覚に基づいて知覚による対等がある (NS 5.1.27).」

<sup>49</sup> 「非知覚すなわち相対的属性が結論として知覚されないことに基づいて、対象が同じであることによる反論が非知覚による対等である (NP 59.2f).」相対的属性とは知覚/非知覚などの反対で一對の属性。ここで反論者は知覚の知覚/非知覚や、非知覚の知覚/非知覚といった重層的な問題を提起している。

<sup>50</sup> 「他の属性から所証の属性が成立してしまうことによって反証することが無常による対等である (NP 63.8f).」名称に付けられている「無常」はウダヤナによれば一例に過ぎない。以下の 23, 24 番についても、「常住」や「結果」は一例である。

<sup>51</sup> 「意図された属性に、その性質をもつか否かの選択が [共に] 成り立たないので、基体にそれによって限定されることを批判するのが常住による対等である (NP 65.10f).」インドの論理学の基礎は、ものを基体と性質に分析することにある。これを使ってさらに性質の性質を問うことでこの反論は成り立っている。

<sup>52</sup> 「主題と理由と実例の中で、何らかの推理の要件が不成立であることを指摘して、それ [=要件] を証明するものとして何かを自ら予想し、その反論によってだけ、それ [=要件] を証明しないことを結論するのが結果による対等である (NP 72.16f).」名称の元となった「結果」と同じく「絶対的な正しさ」も反論者が立論と関係のない問題提起をする一例。

<sup>53</sup> 「一方、欠陥の根源が考察される。そしてそれは共通なもの、非共通なものという 2 種類ある。そのうち前者はさまざまなあり方の [自己] 撞着であると後に説かれるだろう。後者は妥当な要素の欠如、妥当でない要素の付加、対象でないものへの適用である (NP 13.2ff).」

の論法をそっくりそのまま反論自身に返せば反論が自滅することを表す。立論者の主張だけでなく、議論全体を破壊してしまうような反論に対してはこの指摘が有効となろう<sup>54</sup>。いくつもの詭弁に自己撞着があることは古くから指摘されていたが、これを 24 種全体に共通する要素として提示したのはウダヤナが初めてである。

一方、「妥当な要素の欠如」、「妥当でない要素の付加」、「対象でないものへの適用」という 3 つの要素は場合に応じて説明されるが、その内容を要約すれば以下の 3 つにまとめることができる。

### (1) 反論が普遍的法則を欠くこと

世界には予め定まった法則(遍充関係)があり、その法則に乗っ取った根拠こそが正しい。この法則に従わない根拠を提出することは誤っている。

「妥当な要素の欠如」は 15 回言及されるが、そのうち 7 回がこの普遍的法則に関わる。ほか 7 回も、直接的には(3)を表すがその原因は普遍的法則に帰結することになる。とりわけ代表的な「類似性による反論」と「非類似性による反論」、およびそれに類する反論の中で説かれており、詭弁の欠陥の一番大きなものであると言えよう<sup>55</sup>。

### (2) 推理の機能を取り違えること(主題・理由・実例)

五段論法の各段で述べられる要件にはそれぞれ役割があり、性質を異にしながら密接に関係して機能している。これらの機能自体を問題視し、別の機能を求めること、すなわち議論の内容に直接触れることなく、メタレベルで議論の枠組み自体に批判を行うことは誤っている。

「妥当でない要素の付加」は計 11 回言及されるが、そのうち 8 回はこの内容を表す。議論全体に対する反論なので、当然自身の論証も巻き込まれることになり、自己撞着を容易に指摘することができる。例えば 8 番目の反論参照。

### (3) 反論の要件を満たさないこと(排撃・均衡・反考証)

---

<sup>54</sup> このことは、ニヤーヤ学派創立当初の最大の論敵であった龍樹にとっては寧ろ、意図するところだったかもしれない。しかし議論全体の枠組みを守るニヤーヤ学派の立場からすれば反論だけが自滅し、立論は防御されることが必要だった。石飛 [2002] は『方便心論』を、主張を立てない論詰専門書と位置づけてその著作動機を探っている。

<sup>55</sup> 「そのうち両者[=類似性・非類似性による対等]は、妥当な部分の欠如を示すために [次の] スートラがある。」ここで妥当な部分というのが遍充関係であることは、後代の諸注釈から明らかである (NP 13.4). 「妥当な要素の欠如は、妥当な遍充関係などの要素に依拠せずに[反論が]起こっているから (TR 256.12f).」 「妥当な要素とは、証因との遍充関係というものであり、それを欠くことがスートラによって示される (Pra 13.20f).」 「妥当な部分を欠いていることとは必然関係を欠くことである (Pan 13.20).」 「妥当な要素の欠如は、論証にとって妥当な要素である遍充関係を捨てているから (ANTB 17.5f).」

反論が有効であるためには、少なくとも立論と同等以上の根拠をもつか、立論の誤りを指摘できるものでなければならない。根拠が薄弱なまま反論(排撃や均衡)を述べたり、立論の誤り(5種類の誤った理由や、矛盾・循環論法・無限遡及などの否定的考証)を偽造したりすることは誤っている。

「対象でないものへの適用」が言及されるのは計11回、そのうち6回がこの内容に入る。(1)と(2)は立論の中身に関わるものであったのに対し、(3)は反論の反論たる資格を問うものである。さらに反論の要件を満たさない根拠を問うならば(1)か(2)のいずれかに帰結するだろう。例えば11番目の反論参照。

『正理の補遺』で言及される欠陥の回数と内容

	普遍的法則を 欠く	推理の機能を 取り違える	反論の資格 がない
妥当な要素の欠如	7	1	7
妥当でない要素の付加	1	8	2
対象でないものへの適用	1	4	6

以上を踏まえてウダヤナの記述をもとに上記の反論の欠陥を分析し、反戦主張の立場から再反論の一例を提示する。

- 1, 2. (1)普遍的法則を欠くものの典型である。立論における喩例は普遍的法則を示しているのに対して、反論における理由は単なる類似性・非類似性を示しているに過ぎない。普遍的法則に支えられない類似性・非類似性は正しい論証に結びつかない<sup>56</sup>。したがって再反論(反論者への返答)は以下ようになる。

「テロの撲滅につながることは武力行使を行うべきであるための十分な理由ではない。テロの撲滅につながることは B 国政権打倒と A 国への武力行使の単純な類推に過ぎない。あるいは、テロの撲滅につながるか否かという平和的解決方法と武力行使の違いだけによる類推に過ぎない。」

- 3, 4.同じく(1)普遍的法則を欠く。立論における喩例においてはある2つの性質にのみ普遍的法則がある以上、それ以外の性質を取り上げて主題への有無を論じたところで、そこに普遍的法則はない<sup>57</sup>。反論は以下の通り。

「誤った主義に基づくものではないことが武力行使を行うべきであるための十分な理由で

<sup>56</sup> 「これ [=反論] は自身の所証の認識を生むものではない。必然関係に依拠しない反対属性と均衡するから (NP 13.8f).」

予め定められた普遍的法則が論証を支えるということ、少なくともニヤーヤ学派においては論証が演繹的な特徴をもっていることを示す。インドの論証法が帰納的か演繹的かという問題に一石を投じるものとなるだろう。

<sup>57</sup> 「特殊なことだけで必然関係のないものに基づいては否定にならない (NP 23.2).」

はない。誤った主義に基づくか否かという過去の戦争と武力行使の違いだけによる類推に過ぎない。あるいは、テロの撲滅につながるか否かという過去の戦争と武力行使の違いだけによる類推に過ぎない。」

- 5, 6. (2)推理の機能を取り違えることが指摘される。論証において喩例は証明済みのものとして提出されているのに対し、主題は今証明されつつあるものとして提示され、機能している。この状態を反対にして反論することはできない<sup>58</sup>。

「A国への武力行使と過去の戦争は全ての点で同じではない。確かに尊い命を失う点では同じだが、過去の戦争が行うべきでなかったことはすでに証明済みであるのに対して、A国への武力行使が行うべきでないことは今証明されつつあるという点で異なる。」

7. (3)反論の要件を満たさないことが欠陥となる。ここで反論者によって指摘された逸脱(性質Aをもつからといって必ずしも性質Bをもつとは限らないこと)の指摘は、論点をずらした上で行われており、反論は立論だけをターゲットにするという条件を満たさない<sup>59</sup>。

「問題は人為的か否かではなく、行うべきか否かである。それゆえ過去の戦争と自然災害の違いから、A国への武力行使と過去の戦争の違いを導くことはできない。」

8. (2)推理の機能を取り違えている。別の根拠から論証済みの要件である事例などに対して、まだ論証されていないとみなすことはできない<sup>60</sup>。

「確かにA国への武力行使を行うべきか否かはこれまで証明されたことがないが、過去の戦争が行うべきでなかったことは別の根拠からすでに証明されている。」

- 9, 10. (2)推理の機能を取り違えている。理由となる性質と証明されるべき性質の関係は普遍的法則として成り立っており、個々の関係ではない。この普遍的法則とそれに従う性質を知った後、省察を通してはじめて個々の関係が結果として得られる。したがって unnecessary 関係を求めたり、個々の関係に対して反論したりすることが欠陥となる<sup>61</sup>。

「尊い命を失うことと行うべきでないことは普遍的法則であり、それに基づいて個々のケースである武力行使を行うべきでないことが今論証されているのである。」

11. (3)反論の一種である無限遡及は未成立のものに対してのみ起こり、証明済みの理由に対

<sup>58</sup> 「この両者 [= 言述・非言述による対等] は対象でないものへの適用が欠陥の根源である。対象が未成立であることなどといった証因の属性は主題のみに関与するのに、同類例で取り上げられるから。また対象がすでに成立していることなどは同類例のみに関与するのに、主題で取り上げられるから (NP 23.15ff).」

<sup>59</sup> 「これ [= 選択による対等] についても、対象でないものへの適用が欠陥の根源である。「逸脱があるから論証しない」というのは正しいが、その場合に限って [正しいの] であり、あるものに逸脱があるからといってそれと別なものに [逸脱がある] というのではない (NP 24.1f).」

<sup>60</sup> 「それゆえこれは妥当でない要素の付加である。主題・同類例・理由はすでに成立しているものが推理の要件となることが必ず相応しく、一方でその [推理自体の] 証因によって成立することは妥当ではない (NP 24.7f).」

<sup>61</sup> 「それゆえこれは対象でないものへの適用である。遍充関係の知は確かに要件ではあるが、個々 [の遍充関係] を対象とするものではない。あるいは妥当でない要素の付加である。個々の遍充関係の知は要素ではないから (NP 28.4f).」



しては起こらない<sup>62</sup>.

「A 国の武力行使が尊い命を失うことは明らかに真であり、それ以上の根拠を問われない。」

12. (3)反論の一種である排撃を行うには説得力が足りないし、同じく反論の一種である均衡を示すには立論の優位を揺るがすに至っていない<sup>63</sup>.

「尊い命を失うことは行うべきでないと確定している以上、B 国政権打倒の実例を行うべきだったからといって、A 国への武力行使を行うべきであることにはならない。」

13. (2)推理においては既知のもののみが主題となる以上、未知の状態の主題を論ずることはできない。(3)したがって未知の状態の主題について証因が不成立であるということは的を射っていない<sup>64</sup>.

「報道されない未知の武力行使は主題ではない。既知の武力行使についてのみ、尊い命を失うから行うべきでないという主張がなされている。」

14. (3)疑わしいというためには、両論のいずれが優位か分からないことが必要だが、ここで立論の優位が明確である以上、いずれが優位か分からないことを根拠にして疑わしいということとはできない<sup>65</sup>.

「問題は税金を使って何をするかではなく、尊い命を失うか否かであり、この点が優位であるため行なうべきでない結論される。一方、教育福祉は尊い命を失わないからこの議論に関係なく、論点のすり替えである。」

15. (3)立論を崩すためにはより強力な根拠がなければならないのに、それが無い<sup>66</sup>.

「テロの撲滅につながるという理由の方が強力なことを証明していないので、尊い命を失うことは行うべきでないという立論が勝る。」

16. (2)普遍的法則は常に成立するので、過去・現在・未来の三時にわたって成り立たないという反論は成り立たず、これに依拠する反論は誤っている<sup>67</sup>.

「尊い命を失うことは何であれ行うべきではないということは、時間に関係なく常に成立

---

<sup>62</sup> 「それゆえこれは対象でないものへの適用である。無限遡及が反論でないことはないが、対象が成立しているもの [への無限遡及] はそうではないからである (NP 33.8f).」

<sup>63</sup> 「妥当な要件の欠如である。排撃についてより強い力をもつことという妥当な要素が考慮されていないから。……それゆえこれは妥当な要素の欠如である。理由という妥当なものこそが考慮されていないから。あるいは違いを把握していないことという均衡の要件があるが、それが考慮されていないから (NP 34.6ff).」

<sup>64</sup> 「したがってこれは対象でないものへの適用である。主題などの無知は過失にほかならないが、提出されていないものが主題などになることはなく、また主題でないものなどの無知は過失ではない (NP 38.2f).」

<sup>65</sup> 「したがってこれは妥当な要素の欠如である。違いの見られないことが疑惑の原因として妥当なのに、それに依拠しないからである。あるいは妥当でない要素の付加である。類似性など[疑惑の原因]の欠如は決して妥当ではないのに、結論の要件として認めるから (NP 39.15f).」

<sup>66</sup> 「妥当な要素の欠如がある。排撃に対して力が優れていることが妥当な要素にほかならないが、それに依拠しないから (NP 41.2f).」

<sup>67</sup> 「したがってこれは知らせる説では妥当な要素の欠如がある。考証が起るために必要な遍充関係に依拠しないから (NP 43.3f).」

- しているから、尊い命を失うことは武力行使を行うべきでないことに対する根拠となる。」
17. (3)立論で述べられたことは、述べられていないことも含意するという決まりはない。この決まりを前提として行われた反論は無効である<sup>68</sup>。
- 「A国への武力行使は行うべきでないということは、それ以外に行ってもよいことを含意しない。含意するならば、A国への武力行使は行うべきであるという主張も、それ以外は何でも行うべきではないことを暗示するため偽となり、結論が出ない。」
18. (1)反論は普遍的法則に依拠していない<sup>69</sup>。
- 「A国への武力行使と過去の戦争は尊い命を失う点で行うべきでないのであって、税金を使う点で行うべきでないと言っているのではない。」
19. (3)立論を崩すか、均衡を示すには反論の根拠が立論と同等か、強力であることを論証しなければならないが、反論にはそれが示されていない<sup>70</sup>。
- 「尊い命を失うという根拠を認めるならば主張を追認したことになり、認めないならば自分の根拠も認められないことになる。」
20. (2)推理の論式に「だけ」という限定は含まれない。この余計な限定を読み込むことによって提起された反論は正しくない<sup>71</sup>。
- 「尊い命を失うことだけが行うべきでないと言っているのではない。もしそのような限定があるならば、テロの撲滅につながることだけが行うべきであることにもなってしまう。」
21. (3)「見られなくない」という否定に「見られないことが見られないこと」は根拠にならない。また見られないことが見られないこと自身を否定することはない<sup>72</sup>。
- 「存在しないというために、見られないことが見えている必要はない。したがってテロの撲滅につながることは見られないし、存在もしないから、A国への武力行使は行うべきでない。」
22. =15
- 「尊い命を失うことは行うべきでないという普遍的な法則があるから過去の戦争が取り上げられるのであって、単に似ているからではない。」

<sup>68</sup> 「妥当な要素の欠如がある。立論で述べられたことは述べられていないことによって遍充されないから。そして遍充しないものは支持するものとならないから (NP 45.7f).」

<sup>69</sup> 「したがってこれは妥当な要素の欠如である。本質的關係という妥当な要素に依拠せず、当該の詭弁が起こっているから (NP 49.3f).」

<sup>70</sup> 「妥当な要素の欠如である。優勢でないものは排撃するものとならないから (NP 51.13f).」反論はストラ NS 5.1.26 「[立論が] 成り立つ理由を追認するから、否定にはならない」に拠った。

<sup>71</sup> 「それゆえ推理の要件でない諸々の限定を承認しないからという意味である。そしてこれは妥当でない要件の付加である (NP 56.1f).」

<sup>72</sup> 「したがってこれは妥当な要件の欠如である。否定する認識手段に依拠せずに否定を論証するから。あるいは妥当でない要件の付加である。妥当でないものにほかならない自身において否定するものであること、または否定自体であることを認めるから。……したがってこれは対象でないものへの適用である。なぜなら、限定要素がない非知覚は[非存在を]逸脱してしまうからである (NP 60.14f).」

23. (2)ある性質は状態そのものを示すのであって、性質の性質がその性質に状態を与えるのではない<sup>73</sup>.

「A国への武力行使は行うべきでないと言った時点で、すでに主張を認めていることになり、反論にならない。」

24. (3)反論は立論が意図していない問題に対して行われている<sup>74</sup>.

「テロの犠牲者をどれほど失うかはこの場合問題となっていない。尊い命を奪うという事実からのみ、行うべきでないということができる。」

#### 2-4. 反論不可能の条件

以上の分析により、反論が不可能である条件は以下のようにまとめることができる。

第一に普遍的な法則に依拠した根拠を提出することであるが、実際はこれが一番の問題であろう。法則に依拠しているか否かは、定説として定まっているものならまだしも、未知の要素を多く含む事象の中に見て取るのは困難かもしれない。論理性だけでなく説得力も問われる議論の文脈においては少なくとも、類似性の最も高い喩例を提示して、その法則の説得力を高めるということになるだろう。

一方、学派固有の定説として定まっているものに関しては、すでに議論の余地はない。いかなる反論でも誤ったものになってしまうのは、これがニヤーヤ学派の用意した枠組みだからであろう。定説に反対することができないということは不毛にも見えるが、これこそがニヤーヤ学派で詭弁を扱う動機であるとも考えられる<sup>75</sup>。

次に、五段論法など議論に用いられる要素とその機能を認めなければ、いかなる主張を提出することもできないようになっている<sup>76</sup>。

そしてこの上で、議論のルールを遵守することが3つ目の条件となる。主張の誤りを的確に指摘する方法や形式はすでに用意されており、これに従って進めなければならない。

なお、議論で敗北になる場合は22種が次の章に収められている。

例として取り上げた反戦主張について言えば、この主張がすでに十分に普遍的な法則「尊い命を失うことは行うべきでない」に依拠していることが明らかであるため、たとえ議論

<sup>73</sup> 「したがってこれは妥当でない要素の付加である。その形相を導くものであることという妥当でない要素に依拠して批判が起こっているから (NP 68.11f).」 具体例については小結の注参照。

<sup>74</sup> 「またあるものへの反論が他のものを対象とすることはないので、対象でないものへの適用が欠陥の根源として意味上示されている (NP 73.9f).」

<sup>75</sup> Cf. 小野 [2002]. 2つの推理が対立しあう場合、学派の定説に齟齬をきたさないものが採用され、もう一方は否定される。したがってほとんどの場合議論の勝敗は始めからついているものと考えてよい。

<sup>76</sup> このことに関する仏教徒とニヤーヤ学派の見解の相違は、インド論理学史から議論学を派生させた。仏教徒とニヤーヤ学派の相互影響による議論学的枠組みの発展については別稿に譲りたい。

の機能を認めてそのルールを遵守したとしても、正しい反論を行うことは不可能と理解すべきであろう。

## 2-5. 小結

序で取り扱った問題は、以上のうち 23 番目の反論法に属する。これに対しては他説承認、存在の実際、自己撞着の 3 つによって返答されるだろう。

反論者は「諸行無常」という理の否定を意図している。ところが「この理が常に成り立つならば」と前提した時点で成り立つことを認めているわけだから、その前提による帰結を待つ前に相手の説を認めたことになり否定にならない<sup>77</sup>。

あるいは存在の実際として無常性と恒常性が相容れない以上、「常に無常であること」とは無常性が恒常的であるという意味ではなく、例外なく無常であるということである。常にそうであるからといって、無常なものが無常でなくなることはない<sup>78</sup>。

そして「立論者のいう無常性が恒常でも恒常でなくとも、無常であることは成り立たない」という相手の論法をそのまま使って返せば、「反論者のいう非論証性が正しくても正しくなくても、非論証であることは成り立たない」というように自分自身の論法によって否定されるので自己撞着となる<sup>79</sup>。

---

<sup>77</sup> 「否定されるものにおいて常に無常であることより、無常なものにおいて無常性が成り立つから、否定にならない (NS 5.1.36).」

<sup>78</sup> 「生じたものが消滅によってなくなることが音声の無常性である。そのことを問題にすることはできない (NBh 1149.1ff).」

Cf. Gokhale [1992] p.166 (筆者訳) : ここで対論者は「常住」という語に揚げ足取りをしていると見ることもできる。常住の意味は「存在論的に変化しない」という意味もあれば「否定できない」という意味もある。こうして「常に無常である」ということは無常であることが否定できないという意味になるが、対論者はそれを常住な形相をもつ (=存在論的に変化しない) ものが無常性と呼ばれると変えている。

<sup>79</sup> 「また自らの言明にかかるから、[自己] 撞着がある。「これは論証しない」というこの場合、非論証性に結びつくから論証しないが、それ [=非論証性] はそれ [=非論証] の形相をもつのかその形相をもたないのか、[否定と] 別なのか別でないのかなどというように選択が述べられることが避けられないから (NP 69.2ff).」

## 第3章 討論の格率

### 3-1. ニヤーヤ学派における敗北の場合の位置づけ

ニヤーヤ学派は、解脱に至る手段として討論を重視したバラモン教の一学派である。16項目の正しい理解によって解脱が達成されるという学派の大綱があるが、その多くが論証または討論に関連した項目となっている<sup>80</sup>。

この16項目のうち、誤った理由 (hetvābhāsa)、曲解 (chala)、詭弁 (jāti)、敗北の場合 (nigrahasthāna) の4項目はいずれも論証・討論における不正であるが、曲解と詭弁は自分が使う場合と相手が使ったものを指摘する場合の両方可能なのに対し、誤った理由と敗北の場合では相手が使ったものを指摘する場合に限られる。すなわち、前二者は討論において自分が意図的に使うことができ、相手がそのトリックに気づかなければ相手を言い負かすことができるが、後二者にそのような修辭的な効果はない。意図的であろうがなかろうが、自分が使った場合は相手の指摘によって即座に敗北してしまう。よっていかなる場合も自分が使ってはいけないのである。したがって討論の技術としては、見せかけの理由とは「見せかけの理由の指摘」であり、敗北の場合とは「敗北の場合の指摘」と考えなければならない<sup>81</sup>。

敗北の場合の中には、次章に見るようにその中には軽微なミス(7,10,12,13,14など)も含まれており、この揚げ足取り的な発想は後代に仏教徒の批判するところとなった。対論者のどんなミスも見逃さず、それを指摘して勝利を宣言し、不利な論争も強制的に終わらせようという意図を見て取ることができる。しかしこれは討論に未熟な者が真理を守るために発動する非常手段として是認されていた技術である<sup>82</sup>。

### 3-2. 22種の敗北の場合

NSūが説く敗北の場合には以下の22種類である。注釈に説かれた例を見ながらその内容を見てみよう。

- (1) 主張の破棄 (pratijñāhāni) 反論を回避するため一旦述べた主張の一部を変更する  
論者 A 「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから」  
論者 B 「普遍も感覚器官で捉えられるが無常ではないので、不確定因である」

<sup>80</sup> ①認識手段、②認識対象、③疑惑、④動機、⑤事例、⑥定説、⑦支分、⑧考証、⑨決定、⑩議論、⑪論争、⑫論詰、⑬見せかけの理由、⑭曲解、⑮類型反論、⑯敗北の場合について、真実を知ることから至福の達成がある (NS 1.1.1)。

③疑惑から⑨決定までが論証プロセスに関わる項目、⑩議論から⑫論詰までが討論の種類、⑬見せかけの理由から⑯敗北の場合までが論証・討論中の欠陥であり、論理学というよりも討論術の色彩が強い。

<sup>81</sup> 上記の通りのもの [=議論の性格] を備え、かつ曲解 [の使用と指摘]、類型反論 [の使用と指摘]、敗北の場合 [の指摘] による論証と反論をもつものが論争である (NS 1.2.2)。

<sup>82</sup> 真実の決定を守護するために、[曲解・類型反論の使用と、敗北の場合の指摘による] 論争と論詰がある。種子の芽を守護するために茨の枝で覆うように (NS 4.2.49)。

論者 A 「それならば音声も常住でよい<sup>83</sup>」

論者 A は、いったん述べた主張のうち所証（無常性）を破棄し、反対の所証（常住性）に変更している。

(2) 別の主張（pratijñāntara）—反論を回避するため一旦述べた主張を限定して修正する

論者 A 「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから」

論者 B 「普遍も感覚器官で捉えられるが無常ではないので、不確定因である」

論者 A 「音声は遍満しない無常なものである<sup>84</sup>」

論者 A は、普遍における不確定を回避するために所証に限定（遍満しないこと）を加えている。

(3) 主張の矛盾（pratijñāvirodha）—ひとつの主張の中で要素が矛盾している

「実体は属性と異なるものである。色などと別のものが知覚されないから<sup>85</sup>」

色などと別のものが知覚されなければ、属性と異なるものだと言うことはできない。よって主張と理由が矛盾している。

(4) 主張の放棄（pratijñāsannyāsa）—反論を回避するため一旦述べた主張を撤回する

論者 A 「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから」

論者 B 「普遍は感覚器官で捉えられるが無常ではないので、音声も無常でない」

論者 A 「誰が音声は無常だなどといったのか。それは私が言ったことではない<sup>86</sup>」

論者 A は、いったん述べた主張の全てを他の人に転嫁するなどして撤回している。

(5) 別の理由（hetvantara）—反論を回避するため一旦述べた理由に限定を加えて修正する

論者 A 「個物は単一元素からなる。量があるから。皿のように」

論者 B 「布も量があるが単一元素からなるものではないので、不確定因である」

論者 A 「単一元素に内属し、かつ量があるものが、単一元素からなる<sup>87</sup>」

論者 A は、布における不確定を回避するために理由に限定（単一元素に内属すること）を加えている。

(6) 別の内容（arthāntara）—論証の途中から関係のない話に脱線する

「音声は無常である。触感がないからという理由である。ところで理由という語の成り立ちは……。語とは名詞か動詞か接辞か不変化辞である。名詞とは……。動詞とは……。接辞とは……。不変化辞とは……<sup>88</sup>」

論者は音声が無常か否かという主題から脱線して話を展開している。

(7) 無意味（nirarthaka）—文法を誤ったり、非共通語で話す

ドラヴィダ人がアーリア人に対して、自分の言語で「音声は常住である」と説く<sup>89</sup>。

<sup>83</sup> NV 1165.4f

<sup>84</sup> NV 1168.4f

<sup>85</sup> NBh 1169.2

<sup>86</sup> NBh 1172.2ff

<sup>87</sup> NBh 1173.4ff

<sup>88</sup> NBh 1176.2ff

<sup>89</sup> NVT 1177.15f

サンスクリット語を使うアーリア人たちにとって、その言語は無意味な音の羅列に過ぎない。

- (8) **意味が理解されないもの** (avijñātārtha) — 慣用のない専門用語や多義語を用いる  
多義語の例「白いものが走っている<sup>90</sup>」  
非慣用語の例「三つ目の神の息子の乗り物と同じ名前をもつもの(=火のこと)<sup>91</sup>」  
発音が早すぎて聞き取れない<sup>92</sup>  
学派内だけで通用する表現「五蘊・十二処・四聖諦<sup>93</sup>」  
これらは討論の相手だけでなく、審判となる会衆も理解できないため、使用した者が敗北になる。
- (9) **無関係** (apārthaka) — 語がまとまりを欠き、文として意味をなしていない  
「ザクロが 10 個、餅が 6 枚」「皿、羊の皮、肉、ゴマの塊、鹿の皮、それを娘は飲まなければならない、彼女の父は年をとっている<sup>94</sup>」  
「大徳に認められたヴェーダは最近の人が著したものではなく、輪廻は始まりがなく、大地などは作者をもたず、世界の多様性に原因がないことはない<sup>95</sup>」  
単語と単語の間に意味の連関がないか、あるいは実際には連関があるのに説明不十分であるために連関がないように受け取られてしまう。
- (10) **時宜を得ないもの** (aprāptakāla) — 論証のプロセスを順序逆転している  
①主張、②理由、③喩例、④適用、⑤結論という順序を守らずに論証する<sup>96</sup>。  
この順序は、聴衆の期待に合致する規範的なものであり、これを守らなければ理解は得られない。
- (11) **不足** (nyūna) — 学派の定める論証の支分数に足りない  
①主張、②理由、③喩例、④適用、⑤結論のいずれかが 1 つでも欠ける<sup>97</sup>。  
これらは 5 つ全て揃って初めて論証の体をなすのであり、不足すれば論証にならない。ただしウダヤナは学派が定める論証の支分数に足りない場合とする。仏教徒ならば①～③の三支分なので、④と⑤がなくても不足にはならない。
- (12) **余分** (adhika) — 理由や喩例を必要以上に述べる  
「あそこに火がある。煙が上っているから。明るいから<sup>98</sup>」  
「釜のように。かまどのように<sup>99</sup>」  
煙があるという理由だけで火があることは論証され、理解済みであるのに別のこ

<sup>90</sup> NVTṬ 1178.18

<sup>91</sup> NP 98.2f

<sup>92</sup> NBh 1178.4ff

<sup>93</sup> NP 97.11

<sup>94</sup> NBh 1179.5ff

<sup>95</sup> NP 101.3ff

<sup>96</sup> NBh 1181.2f

<sup>97</sup> NBh 1185.2

<sup>98</sup> NP 106.1f

<sup>99</sup> NP 106.4

とをさらに述べる必要はない。喩例も同じ。

- (13) 繰り返し (punarukta) —一度述べて分かったことを繰り返す  
「音声は常住である。音声は常住である<sup>100</sup>」  
「音声は無常である。音は壊れる性質をもつ<sup>101</sup>」  
「生起するという性質をもつから無常である。生起しないという性質をもつから常住である<sup>102</sup>」  
同じ言葉・同じ内容を繰り返すことは理解済みである以上意味がない。
- (14) 無言 (ananubhāṣaṇa) —相手が3回言っても、その主張を正確に再現できない  
反論をする前に、相手の立論を反復することができない<sup>103</sup>。  
何に対して反論するのかまず提示しなければ、反論を述べることはできない。したがって完全なる無言となる。
- (15) 無知 (ajñāna) —相手が3回言っても、その主張が分からないと言う  
「私は、相手が何を述べたのか分からない」と述べて居直る<sup>104</sup>。  
理解していないことを明らかにした場合の敗北である。
- (16) 思い付かず (apratibhā) —相手の主張を再現できるが、その後の反論ができない  
全く関係ないシュローカを暗誦する<sup>105</sup>。  
髪などをなでつけたり、空を指差したり、政治の話を始めたりする<sup>106</sup>。  
これらは反論を思いついていないしとみなされる。
- (17) 逃避 (vikṣepa) —言い訳をして討論を打ち切ろうとする  
「今私にはしなければいけないことがある。それが済んでから話そう<sup>107</sup>」  
口実をつけて討論を延期しようとすることは、論者の無能を明らかにする。
- (18) 他説追認 (matānujñā) —相手にとって望ましいことを帰結する  
相手に過失を指摘されて、「あなたの説にも同じ過失がある」と言う<sup>108</sup>。  
この時点で、その過失が自分の説にあることを認めたことになり、その過失を指摘した相手にとって望ましい結論に至ったことになる。
- (19) 批判すべきものの看過 (paryanuyojoyopekṣaṇa) —相手の敗北の場合を指摘しない  
論者 A が敗北の場合を犯したとき、論者 B が「あなたはこの敗北の場合を犯したので敗北する」と指摘しない<sup>109</sup>。  
論者 B は、論者 A の欠陥を看過したことによって敗北する。ただし論者 A がこれ

<sup>100</sup> NBh 1187.2f

<sup>101</sup> NBh 1187.2

<sup>102</sup> NBh 1187.7ff

<sup>103</sup> NV 1190.1f

<sup>104</sup> NP 112.6f

<sup>105</sup> NV 1192.7

<sup>106</sup> NP 113.6ff

<sup>107</sup> NBh 1192.2f

<sup>108</sup> NBh 1193.2ff

<sup>109</sup> NBh 1195.2f



を指摘すれば、自分の欠陥を認めたことになるので、この指摘は第三者たる審判が行う。

(20) 批判できないものの批判 (*niranuyojyānuyoga*) — 敗北の場合を過って指摘する

論者 A が敗北の場合を犯していないのに、論者 B が「あなたは敗北の場合を犯したので敗北する」と指摘する<sup>110</sup>。

論者 B は、論者 A の説を正しく判定しなかったことで敗北する。後代には詭弁や詭弁もこの中に含まれることになった。

(21) 定説逸脱 (*apasiddhānta*) — 自分が所属する学派の定説に反することを述べる

「存在するものが消滅することはなく、存在しないものが顕現することはない」という見解の学派にいる者が、「変容によって存在するものが滅し、存在しないものが生起する」と述べる<sup>111</sup>。

自身の学派の根本テキストに説かれている定説との矛盾である。

(22) 誤った理由 (*hetvābhāsa*) — 論理的に正しくない

ニヤーヤ学派が立てる 5 つの見せかけの理由、すなわち不確定因、矛盾因、不成立因、論題類似因、被排撃因がある。

ウダヤナはここに実例の欠陥、考証の欠陥（自己依存・相互依存・循環論法・無限遡及）、表現の欠陥を加える。

### 3-3. ダルマキールティの影響と敗北の場合の再分類

ダルマキールティは『ヴァーダ・ニヤーヤ』でニヤーヤ説を批判し、敗北の場合は 2 種類だけであるとした。批判されたのは『ストトラ』の注釈『ニヤーヤ・バーシャ』、『ニヤーヤ・ヴァールティカ』だった。ダルマキールティは議論を真理の獲得のために友好的に行われるものに限定し、ニヤーヤ学派が想定していた姑息な手段を使ってまで勝敗を目指すものを否定した<sup>112</sup>。

ダルマキールティより後代のヴァーチャスパティミシュラ、ジャヤンタバッタ、バーサルヴァジュニヤは著書でダルマキールティ説を再批判し、伝統説を守っている。ウダヤナもヴァーチャスパティミシュラに依拠しているが、敵対的議論・友好的議論の区別を明確

<sup>110</sup> NBh 1196.2

<sup>111</sup> NBh 1197.3ff

<sup>112</sup> 「正しくない論証を述べることと、過失を指摘しないことが両者の敗北の場合である。しかしそれ以外は妥当でないので認められない (VN 1.4f).」

Gokhale [1993] Introduction p.xvi (筆者訳): 一方、ダルマキールティの議論の目的は相手論者を理性的に説得し、真実の理解を達成するのを助け、誤解を取り除くことにある。ダルマキールティは勝敗の概念をこの議論の目的と結びつける。

Much [1991] Einleitung p.xvii (筆者訳): 最後に、敗北の場合は、ニヤーヤによれば論争を特徴付ける 3 番目のものであり、論争、すなわち公開の論争でのみ重要である。なぜなら同じ学派で志を同じくする者において勝敗は関係ないからである。しかしダルマキールティにおいては、立論者や対論者が公開討論において他の学派の代表者に真実を正しく説明できるかどうかという基準になる。

にしながら敗北の場合の再分類を行っており、ここにダルマキールティの影響が指摘されている<sup>113</sup>。

その結果、従来ニヤーヤ学派ではあまり扱われてこなかった（友好的な）議論における敗北の場合について考察が加えられることになった。

旧来は議論の定義「定説に矛盾せず、五支分を備えた」という語に基づき、議論では矛盾因（見せかけの理由）、定説逸脱と不足、余分の3乃至4つだけが敗北の場合として認められていた<sup>114</sup>。これらは指摘しなければ議論の目的である真実知に到達できないから、指摘しなければならない。一方それ以外は仮に用いたとしても敗北の場合として指摘されないとされる。指摘しても真実知に役に立たないからである。

しかし敗北の場合を3乃至4つに限るという説はダルマキールティの登場によってゆらぎ始めた。ジャヤンタは矛盾因以外の見せかけの理由を加えて8つという説を紹介した後、事物を明らかにする手段であれば全て含めてよいという立場も取る。具体的には思いつかずと逃避が入らないこと、主張の破棄が入ることだけは言明しているものの、その他のものには言及しない。バーサルヴァジュニヤも8つだけに限定した場合、入るものと入らないものに違いがないことから反論を加え、「他の者たち」の説として全ての敗北の場合を議論でも認め、それは敗北ではなくて破棄するために指摘されるとしている。

ウダヤナは『パキシユッディ』において必ず指摘しなければならないもの、またはその時点で議論をやめなければならないものとして主張の矛盾、時宜を得ないもの、繰り返し、無言、批判できないものの批判の5つを従来のものに加え、合計9つを議論における敗北の場合とする。その根拠は、これらを放置することが文意理解の三条件である期待性・適合性・近接性を失わせ、真実の理解を妨げるからであるという。それ以外は議論では決してありえないもの、またありえるが決して指摘されないものとし<sup>115</sup>、形式にこだわらない友好的な議論を推進している（表参照）。

<sup>113</sup> Chinchore [1993] p.169 (筆者訳) :NVTṬ と NVTP はダルマキールティが彼より前のニヤーヤ学派全体、とりわけ NV に対して行った批判について、NBh や NV を弁護しようとしている。

NVTṬ 作者と NVTP 作者はダルマキールティの独創性を受け入れる気持ちがあるようだ。一方、NM と NBhūṣ はこの事実疑問を呈しているように見える。

<sup>114</sup> 「認識手段と考証による論証と反論をもち、定説に矛盾せず、五支分を備えた、主張と反主張を取ることが議論である (NS 1.2.1).」

議論でいくつかの敗北の場合を取り上げるためのストラの操作は、NBh と NV で異なる。ただし結果的に取り上げられる敗北の場合は同じである。

NBh は論諍の定義 1.2.2 にある「詭弁と類型反論と敗北の場合による」から、まず議論にはそれらが全てないと解釈し、次いで「定説に逸脱せず」などから例外としていくつかの敗北の場合を取り上げる。NM と NBhūṣ にもこの説がある者たち (kecit, eke) の説として現れる。

一方 NV は議論の定義にある「反論」という語からいくつかの敗北の場合を取り出し、その中から「定説に逸脱せず」などによっていくつかを排除する。

<sup>115</sup> 「ここで議論においては4種類の敗北の場合のあり方がある。あるものは決してありえない。[主張の]破棄、[主張の]放棄、無意味、別の意味、意味が理解されないもの、無関係の6つである。あるものはありえるが決して指摘されるべきではない。別の主張、別の理由、無理解、思い付かず、逃避、他説承認、批判すべきことの看過の7つである。一方、あるものは必ず指摘するべきである。[主張の]矛盾、時宜を得ないもの、不足、余分、繰り返し、正しく再言及しないこと [=無言]、定説逸脱の7つである。そして討論を終了させるものは見せかけの理由と批判できないことの批判という2つである (NVTP 310.12ff)」。

本来そのほとんどが論諍・論詰の文脈においてのみ語られてきた敗北の場合が、全てではないにせよ議論の文脈に置かれたということは、議論のみを問題とするダルマキールティの影響があったと考えられる。ダルマキールティを批判するニヤーヤ学派の学者たちは、敗北の場合が2つに限らないことを、ダルマキールティの眼中になかった論諍・論詰の文脈ではなく、議論の文脈で示す必要があったのである。

### 3-4. ウダヤナの再検討と議論の格率

ウダヤナは『パリシシュタ』で敗北の場合を再検討し、豊富な事例を加えながら再構築した。その中で先行する『バーシャ』などに対するダルマキールティの批判に答えた『タートパリヤティーカー』を踏襲しつつも、議論の実際の運用を考えたより柔軟な対応を見せている。以下に『パリシシュタ』におけるウダヤナの新しい視点を①敗北の場合の適用外、②伝統説からの逸脱、③指摘のタイミング、④議論の格率の順で考察する。

#### ① 北の場合の適用外

敗北の場合が適用されるのは、それを犯した時点ではなくて相手または審査員によって指摘された時点であることはダルマキールティが主張していたことだが<sup>116</sup>、NPでも敗北の場合にならない条件として同様のことをより具体的に説明している。ウダヤナによれば敗北の場合にならないのは、①討論の外にあるもの、討論内においても②茫然自失としたり、不注意などの状態になったもの、③即座に撤回したので指摘の時機を逃したものの、④発言権のない人に指摘されたものの4つである。また(16) 思い付かずでは蛇に噛まれたり、茫然自失となったり、幽霊に取り付かれたり、精神状態に異常をきたしたりする場合を除き、(17) 逃避ではキンマを噛んだり、唾を吐いたり、トイレ休憩を宣言したりすることなど人間に必要な営みを除くなど、ダルマキールティ説を展開するだけでなく、敗北の場合が濫用されないような歯止めもかけられている<sup>117</sup>。

#### ② 伝統説からの逸脱

ウダヤナの解釈は大部分が先行する注釈者、とりわけヴァーチャスパティに拠っているが、一部に内容を変更しているものがある。

(11) 不足では、NVTTまで五支分(①主張、②理由、③喩例、④適用、⑤結論)を基準とする見解が採用されていた。しかし仏教徒が三支分や二支分でよいと主張するなど、五支分説は全学派に共通のものではなく、ニヤーヤ学派特有の教義的なものである。このた

<sup>116</sup> 「というのも、たとえ立論者が欠陥のある論証を述べていたとしても、対論者が過失を説明していなければ敗北を決定するのは妥当ではないからである。両者だけで、相対的に能力を損なうことに関して勝敗が決定されるから(VN 21.17).」

<sup>117</sup> NP 80.4ff / 113.8f / 114.8f

め異なる支分数を認める学派同士では、議論の形式だけが問題となり、議論の内容に入ることができなくなる恐れがあった。そこで NP では「自分の定説で確定された提示の支分を破棄すること」という緩い基準を設け、仏教徒のように主張の提示を認めない論者が主張を述べなくとも不足にならないこととした<sup>118</sup>。これによって、支分数が異なる学派の間でも実質的な議論ができることになる。

ダルマキールティは (19) 批判すべきものの看過を (16) 思い付かずに含まれるとし、ニヤーヤ学派の別立てを批判していた。これに対してヴァーチャスパティは、正しい論証に対して返答が思い付かなければ思い付かず、正しくない論証に対してであれば批判すべきものの看過であると答えた。しかし正しくない論証に対して思い付かずはありえるので、この説明は十分ではない。ウダヤナはヴァーチャスパティ説に再反論を立て、ウディヨータカラ説を応用しながら別の答えを与えている。ウダヤナによれば全く返答を思い付かないものが思い付かずであり、相手の過失を指摘せずに別の反論をすることが批判すべきものの看過であるという<sup>119</sup>。ただしこの回答は、何も返答しない批判すべきものの看過を認めていないことになり、後代マニカントが批判している<sup>120</sup>。

(24) 見せかけの理由のストトラにある「そして」という語について、ヴァーチャスパティは述べられていない 22 種類以外の敗北の場合をまとめるためのものであると説明したが、それが何であるかまでは述べなかった。ウダヤナは理由の欠陥、実例の欠陥、考証の欠陥、表現の欠陥という 4 種を挙げ、具体的に例示している。さらに NVTP では主題の欠陥を加える<sup>121</sup>。

### ③指摘のタイミング

従来の注釈者にはない視点として、ウダヤナは敗北の場合を指摘するタイミングを示している。そしてタイミングを逃して後で指摘することを (20) 批判できないものの批判に含む。そのため敗北の場合がないのに、あると指摘することが批判できないものの批判であるという従来説はウダヤナによって拡張されることになった。

タイミングには発言後、発言中、発言がないときの 3 種類がある。このうち発言がないときに指摘されるものは (14) 無言、(15) 無知、(16) 思い付かずの 3 つが挙げられているが、(19) 批判すべきものの看過も含まれるだろう。これらは何も述べないことが欠陥となる。発言中に指摘されるものは粗悪な言明で、(9) 無関係と (10) 時宜を得ないものが挙げられているが、同じ理屈で (7) 無意味、(8) 意味が理解されないもの、(17) 逃避も含んでよいだろう。これらは際限がなく、発言の終了を待つ必要はない。大半である残り

---

<sup>118</sup> NP 103.7f

<sup>119</sup> NP 119.6ff

<sup>120</sup> 「そうではない。別の敗北の場合と異なるから。というのも、主張の放棄などの看過と別の敗北の場合の看過は何の違いもないからである。それゆえ棒立ちの看過においてこれも別であると理解するべきである (NR 241.9ff).」

<sup>121</sup> NP 125.2-5 / NVTP 601.7f

は発言後に指摘されることになる<sup>122</sup>.

それぞれの敗北の場合について指摘のタイミングを明確にすることは、実際の議論の進行に役立っている。(巻末表参照)

#### ④議論の格率

特筆すべきことは、「極意 (rahasya)」と称して敗北の場合を反面教師となる議論の格率を提示している点である。ただし、内容的にはダルマキールティに拠っている部分も見られる。以下がウダヤナの提示する討論の格率である。

##### 討論の格率

1. 述べたことを貫徹すべし<sup>123</sup> ((1) 主張の破棄, (5) 別の理由)
2. 後の段階で限定するべからず<sup>124</sup> ((2) 別の主張)
3. 相互に撞着することは述べるべからず<sup>125</sup> ((3) 主張の矛盾)
4. 再言及の明らかなもので反論に取り上げられたものは隠蔽すべからず<sup>126</sup> ((4) 主張の放棄)
5. 前に述べたことに相応しいことだけを述べるべし<sup>127</sup> ((6) 別の内容)
6. 共通の協約をもつ単語のみで述べるべし<sup>128</sup> ((7) 無意味)
7. 十分に慣用となった語のみで述べるべし<sup>129</sup> ((8) 意味が理解されないもの)
8. 連関しないものを述べるべからず<sup>130</sup> ((9) 無関係)
9. 期待の順番によって述べるべし<sup>131</sup> ((10) 時宜を得ないもの)
10. 完全なものを述べるべし<sup>132</sup> ((11) 不足)
11. 会衆が知りたいと欲求する限り話すべし<sup>133</sup> ((12) 余分, (13) 繰り返し<sup>134</sup>)
12. 望ましくないものとして決定されたもののみを相手に付随させるべし<sup>135</sup> ((18) 他説承認)

---

<sup>122</sup> NP 121.3ff

<sup>123</sup> NP 84.8

<sup>124</sup> NP 88.4f

<sup>125</sup> NP 90.11f

<sup>126</sup> NP 92.3f

<sup>127</sup> NP 95.10f

<sup>128</sup> NP 97.6f

<sup>129</sup> NP 99.5

<sup>130</sup> NP 101.5

<sup>131</sup> NP 102.8

<sup>132</sup> NP 104.6

<sup>133</sup> NP 106.12. この格率は「極意」として提示されるものではなく、余分でも敗北の場合にならないことがあると説く中で示されている。ほかに「思いつく限り話すべし」「学習中の者は教義書にある限り話すべし」という言明もある。

<sup>134</sup> 繰り返しの最初に「これと同じ理屈で」として (12) 余分から接続している。

<sup>135</sup> ウダヤナが極意を述べるのは 22 種類の敗北の場合のうち半分で、しかのそのほとんどが前半に集中している。そのほかの敗北の場合に極意を述べていないのは内容が明らかであるためだろう (NP 118,1f)。

ここに示される格率は、グライスの会話の格率を想起させる。述べられていないものについても「その敗北の場合を犯すべからず」とみなせば同様に考えることができる。グライスは言語伝達の理論において、協調の原理にかなう結果を生じさせるための 9 つの格率を提示している<sup>136</sup>。

#### 量の格率

1. (言葉のやり取りの当面の目的のための) 要求に見合うだけの情報を与えるような発言を行いなさい。
2. 要求されている以上の情報を与えるような発言を行ってはならない。

#### 質の格率

1. 偽だと思ふことを言ってはならない。
2. 十分な証拠のないことを言ってはならない。

#### 関係の格率

- ・ 関連性のあることを言いなさい

#### 様態の格率

1. 曖昧な言い方をしてはならない。
2. 多義的な言い方をしてはならない。
3. 簡潔な言い方をしなさい (余計な言葉を使ってはならない)。
4. 整然とした言い方をしなさい。

22 の敗北の場合が説く格率は、これら 4 種類の格率のいずれに近いだろうか。いくつかにまたがるものもあるが、比較を試みたいと思う。

まず量の格率に該当するものとしては「会衆が知りたいと欲求する限り話すべし」という (12) 余分・(13) 繰り返しが最も近い。これらは期待されている量を超える発言を戒めるものだからである。広義では (14) 無言, (15) 無知, (16) 思い付かずも、期待されている分だけ述べられないのだからここに含まれるかもしれない。一方、「完全なものを述べるべし」という (11) 不足は学派の定める量に準拠しており、話者の期待と必ずしも一致するわけではない。

次に質の格率には (22) 見せかけの理由が最も近い。見せかけの理由を用いることは、偽であることと同義だからである。(1) 主張の破棄, (2) 別の主張, (3) 主張の矛盾, (4) 主張の放棄, (5) 別の理由の 5 つは論証形式に関する要請だが、最初に偽であることを述べることから始まることを考えればここに位置づけるのも可能かもしれない。また (21) 定説逸脱は学派の中では偽であることを述べていることになるので、ここに含まれるだろう。ただし論者が最初から偽だと思っているわけではないし、以下にヴァーチャスパティが示すように、内容よりも表現形式に問題の焦点がある。

3 つ目として関係の格率には「前に述べたことに相応しいことだけを述べるべし」と説く (6) 別の内容や、主題に関係のない言い訳を戒める (17) 逃避が符合する。またこれを立

---

<sup>136</sup> グライス [1998] p.37-39 (P. Grice, "Logic and Conversation", 1975)

論の反論の関係と考えれば(18) 他説承認, (19) 批判すべきものの看過, (20) 批判できないものの批判も該当するだろう。

最後に様態の格率には「十分に慣用となった語のみで述べるべし(多義語を用いない)」という(8) 意味が理解されないものが直接的には該当するが、整然としない言い方を戒める(9) 無関係, (10) 時宜を得ないものもここに含まれるだろう。(7) 無意味も特殊なケースだが様態の問題である。

会話の格率として挙げるグライスとは異なり、敗北の場合は討論の格率となるので両論者の立場の開きを前提とせざるを得ない。(11) 不足と(21) 定説逸脱のように、論者が所属する学派特有の要請を裏切ることが問題となるケースや、(1) 主張の破棄～(5) 別の理由、(10) 時宜を得ないもののようにフォーマルな論証形式が問題になるケース、(18) 他説承認のように意見の対立を解消することが問題になるケースは、討論に特有であると言えよう。ただし、その要請される場所は現代の討論とはだいぶ違っているように見える。

ヴァーチャスパティによる敗北の場合の7分類は立論と反論の形式に概ね沿ったものとなっている。

(1)～(5)は「主張に代表される表現だけを拠り所とする敗北の場合」つまり表現に関するもの、(6)～(9)は「当該のものに資する文意の理解がない敗北の場合」つまり無理解によるもの、(10)～(12)は「自分の定説に従う見せかけの提示の敗北の場合」つまり提示の方法に関するもの、(13)は「繰り返しの敗北の場合」、(14)～(17)は「返答をしない結果の敗北の場合」、(18)～(20)は「錯誤した返答の敗北の場合」、(21)と(22)は「別の認識手段の適用に基づいて指摘される敗北の場合」になるという<sup>137</sup>。

もっとも、敗北の場合は最終的には、話者の欠陥に帰せられることがウディョータカラによって述べられている。ストラが敗北の場合の包括定義を「誤解と無理解」としているのは、対象や手段はその使い方を誤らなければ機能するが、その使い方を誤った話者の無知が問題になるためであるという。

以上、敗北の場合を再検討したウダヤナの新規性を4つに分けて考察した。揚げ足取りの要素が強く実用性も薄かった伝統説が、これらの新解釈で実際に運用しやすくなっている。詭弁と敗北の場合について、これらを省略した新ニヤーヤ派の時代にも著作が続いたことは、ウダヤナの新解釈によって実用性が高まり、議論に精通するための重要な項目になったからであると考えられる。

<sup>137</sup> NSN. 原語は前から順に, pratijñopalakṣitamātrāśrayanigrahasthāna, prakṛtopayogivākyārthapratipattiphalaśūnyanigrahasthāna, svasiddhāntānurūpaprayogābhāsanigrahasthāna, punaruktanigrahasthāna, anuttaraphalanigrahasthāna, bhrāntottaranigrahasthāna, pramāñāntaropanayaprayāsodbhāyanigrahasthāna.

### 3-5. 小結

ニヤーヤ学派における敗北の場合の歴史的展開の中で、ウダヤナは大きな転換点となった。学派間の溝を配慮したルールを作り、議論の格率まで踏み込み、硬直化した伝統説はダルマキールティの批判をきっかけとしていくつか変更も加えた。これによって議論のルールはニヤーヤ学派特有のものからより一般的なものとなり、ニヤーヤ学派は議論を司る一派として広い影響力を築くことができたのである。インドにおける議論学・討論術の展開を見る上で、『パリシシュタ』の重要性がここでも明らかになったと言えよう。



ウダヤナによる敗北の場合の分類<sup>138</sup> (\*は推測)

		議論での発生	指摘の機会
1	主張の破棄	ありえない 無視・正しい主張を破棄すれば指摘する	発言後
2	別の主張	指摘しない 無視・正しい主張を修正すれば指摘する	*発言後
3	主張の矛盾	指摘する	発言後
4	主張の放棄	ありえない	*発言後
5	別の理由	指摘しない 無視・正しい主張を修正すれば指摘する	発言後
6	別の内容	ありえない	*発言後
7	無意味	ありえない	*発言中
8	意味が理解されないもの	ありえない	*発言中
9	無関係	ありえない	発言中
10	時宜を得ないもの	指摘する	発言中
11	不足	指摘する	*発言後
12	余分	指摘する	*発言後
13	繰り返し	指摘する	*発言後
14	無言	指摘する	発言しない
15	無知	指摘しない	発言しない
16	思い付かず	指摘しない	発言しない
17	逃避	指摘しない	*発言中
18	他説承認	指摘しない	*発言後
19	批判すべきものの看過	指摘しない	*発言しない
20	批判できないものの批判	議論終了	*発言後
21	定説逸脱	指摘する	*発言後
22	見せかけの理由	議論終了	*発言後

<sup>138</sup> NP p.121, NVTP p.312.17ff, 310.13ff

ウダヤナの格率	グライス	ヴァーチャスパティの分類
述べたことを貫徹すべし	質の格率	主張に代表される表現だけを 拠り所とする敗北の場合
後の段階で限定するべからず		
相互に撞着することは述べるべからず		
再言及の明らかなもので反論に取り上げられたものは隠蔽すべからず		
後の段階で限定するべからず		
前に述べたことに相応しいことだけを述べるべし	関係の格率	当該のものに資する文意の理解がない敗北の場合
共通の協約をもつ単語のみで述べるべし	様態の格率	自分の定説に従う見せかけの 提示の敗北の場合
十分に慣用となった語のみで述べるべし		
連関しないものを述べるべからず		
期待の順番によって述べるべし		
完全なものを述べるべし	量の格率	繰り返しの敗北の場合
会衆が知りたいと欲求する限り話すべし		
同上		
—		
—		
—	関係の格率	錯誤した返答の敗北の場合
望ましくないものとして決定されたもののみを相手に付随させるべし		
—		
—	質の格率	別の認識手段の適用に基づく 敗北の場合
—		

### [参考レポート] パンディット・サバー

筆者は 2004 年、ヴァラナシのサンパールナ・アーナンダ・サンスクリット大学で開かれた「全インド東洋学会 (All India Oriental Conference)」を聴講した。インド各地で 2 年に 1 回開かれ、今年 42 回を数える由緒ある学会で、参加者は 3,000 人にもものぼる。ヴェーダ、哲学、詩学、写本学、宗教学、東南アジア、コンピュータなどいくつかの部会に分かれて 1 人 5 分ぐらいずつ、原稿を読む。ヒンディー語と英語が半々といったところ。



しかし一番のお目当ては師事しているシュクラ先生が参加するパンディット・サバーである。インドに散らばるパンディット（バラモン教学の伝統的な学者）たちが一同に集合し、サンスクリット語だけで議論をする。議題は予め配布されており、六派哲学と文法学それぞれについて 3 つぐらいずつのテーマで討論を繰り広げた。

まず伝統的な方法なのか地べたに円くなって座る。司会が名前を呼び上げて、1 人ずつ 5 分間ぐらいの発表。原稿を見ている人はほとんどいない。「誰々の見解によれば、この定義は……。しかし……。という別の定義もあって、この 2 つは相容れない。それをどのように解決すべきか、私は考えました。」恐ろしいまでの記憶力で、一息では言い終わらないような長い定義を早口で一気に話す。実際定義を言い切らないうちに息が切れてしまう場面も多かった。そのスピードは、内容の難解さも手伝って常人にはとてもついていけない。

しかしさらに恐るべきことに、発表が終わると、いや発表が終わらぬうちから、一斉に他の人たちが反論し始めるのである。「いや、それは違う！ なぜならこの定義は……。と解釈すれば問題はないからだ」「そうではない！ 誰々の……。という解釈でそれはすでに解決されている」云々。

その剣幕にはただ圧倒されるばかり。声の大きい方が勝ちなのだ。マイクがなくても耳にびんびん響くため、中にはマイクを取り上げられている人もいた。理知的なだけではダメで、発言権を取るためには声の大きさもなければならない。授業では家の外まで声が響くシュクラ先生でも、反論を最後まで聞いてもらうのは難しいようだった。

これだけの声を張り上げたら私はとても正気ではいられない。シュクラ先生が休み時間に「これがインドの議論なんだよ」と笑いかけてきたのに頷きながら、理知的に考えながら怒号を発するというのはいったいどういう頭の中なんだろうかと訝しく思った。審判らしき席に座っている人まで討論に参加していたので明確なルールがあるようには見えなかったが、インドの討論術の伝統は、かくして今も生き続けている。

## 第4章 詭弁の考察

### 4-1. 詭弁の定義の歴史的変遷

ウダヤナは『パリシシュタ』の冒頭で「対等」という語義を説明する。「対等」という語は24種類の詭弁の名称全てに含まれているもので（「類似性による対等」、「付加による対等」etc.）、この語義を説明することが事実上、詭弁の一般定義になっている。

詭弁の一般定義は『ニヤーヤ・ストトラ』1.2.18に提示されているが、これが24種類全ての詭弁に共通する定義とするためには少々無理な解釈を施さねばならず、しかもその解釈を施したストトラは詭弁の本質を捉えているとは言いがたい<sup>1</sup>。ウダヤナは「対等」の語義が詭弁の一般定義になるとは述べていないが、語義説明の結果導かれた内容を「全ての詭弁に共通な欠陥の根拠 (sarvasādhāraṇam duṣṭatvamūlam)」「全ての詭弁に共通な無能力性 (sarvasādhāraṇam asāmarthyam)」であるとしている点から、詭弁の一般定義として採用できる。実際、ウダヤナの後代の注釈者はこれを詭弁の定義としてみなす。

ウダヤナは「対等」の語義を4通りに説明する。このうち前3者は先行するストトラ注釈者の説を用いたもので、最後が自分の説である。

#### (1) 対等にする

はじめの説明は「自分の反論を、詭弁によって相手の立論と対等にする」という解釈で、これはウディオータカラの言説<sup>2</sup>に拠っている。詭弁は誤っている以上、相手の立論より劣っているけれども、幾分かの説得力をもつので、うまくすれば引き分けに持ち込むことができるかもしれない。そのような意図で起こされるのが詭弁であるということになる。

他の注釈者も示す通り<sup>3</sup>、「対等にする」というのはあくまで反論者の意図の中のことであ

<sup>1</sup> NS 1.2.18: 詭弁とは、類似性と非類似性に基づく反定立である (sādharmyavaidharmyābhyām pratyavasthānam jātiḥ //)。ヴァーツヤナは喩例との「類似性」「非類似性」と説明したが、それでは「類似性による対等」と「非類似性による対等」しか説明できず、残り22種類の詭弁については適用不十分となる。そこでウディオータカラは喩例に限定せず、何であれ、それとの「類似性」「非類似性」と解釈し、全ての詭弁に適用できるようにした (NBh 402.1ff, NV 402.7ff)。確かに詭弁は何かの類似性・非類似性を捉えて起こるものではあるが、定義が広すぎて詭弁の不当性という最も重要な部分を説明できない。

<sup>2</sup> NV 1004.1ff: 対等にするための提示が「対等」である。類似性だけが対等、非類似性だけが対等という「対等」のため、対等にするための提示であると知るべきである。相手説が対等にされるかもしれないし、されないかもしれない。しかしその者は対等にしようとして行動を起こすのである。世間で家族のために「努力が報われようと報われまいと」努力するように。(samikaraṇārthaṁ prayogaḥ samaḥ, sādharmaṁ eva samam vaidharmaṁ eva samam iti samārthaḥ samikaraṇārthaḥ prayogo draṣṭavyaḥ. samikriyatām parapakṣo mā vā kāriyaṁ tu samikaraṇārthaṁ pravartate yathā loka kuṭumbārthaṁ ghaṭata iti.)

<sup>3</sup> NVTT 1004.8f: 認識上の対等性であり、実際のものではないという意味。(ābhimānikasāmyam na vāstavam ity arthaḥ.)

NBhū 342.4f: 提示された理由に対し、対等にする意図で付随させるものが詭弁である。反対主張が異なることを説明するのが対等にするのである。(prayukte hetau samikaraṇābhiprāyeṇa prasaṅgo jātiḥ. pratipakṣanāvīśeṣapratipādanam samikaraṇam.)

NTA 437: あるいは、対等にするために付随させる、対等にするために付随させるというので「対等」という。あるいは対等にする意図で付随させるということこそが「対等」と説明される。(atha vā samayitum prayujyate samikaraṇāya prayujyata iti samā. kiṁ vā samikaraṇābhiprāyeṇa prayujyata iti eva sameti paribhāṣā.)

って、実際に対等になるかどうかは問われない。立論者が適切に対応すればその意図は失敗に終わり、対等になることはないだろう。この点でヴァーツヤーヤナの「論式に差がないこと」という説明から一歩進んだ解釈と言えよう。

『たとえ私の反論が理由として優れたものではないとしても、私はそれ [=論式] を使って対等にしよう』という論式が「対等」である。それ [=対等にすること] を意味して、あるいはその意図 [=対等にすること] に基づいて「対等」という語を用いる」と師匠 [=ウディヨータカラ] は言う。以下のように述べられている。「対等の目的をもつとは、対等にするという目的をもつ表現であると知るべきである<sup>4</sup>」と。このことによって意図を前提とする詭弁の使用は、対等の状態を引き起こすためであると示されたことになる。すなわち、「もし彼 [=立論者] が詭弁による返答によって困惑し、言うことを失ったり、正しくないことを言ったりしたら、反論の中に『反論できないものへの反論』があるように、彼 [=立論者] にも『反論すべきものの看過』や『反論できないものへの反論』があるだろう。よって両者 [=両対論者] は対等になる。一方そうしないと私だけが劣った者となるだろう。」このような考えから「詭弁の使用が」起こるからであるという<sup>5</sup>。

ウディヨータカラの見解は後世まで言及されるが、ここまで具体的に解釈した例はほかにない。ウダヤナは反論者が立論者に対して意図する対等の状態を、「反論すべきものの看過」や「反論できないものへの反論」という敗北の場合であると解釈している。すなわち、反論者の詭弁を立論者が見抜けなかった場合、あるいは反論者が用いた詭弁とは異なる種類の詭弁を指摘してしまった場合、主審や会衆がそれを指摘することによって立論者の敗北になる可能性がある<sup>6</sup>。

## (2) 論式に差がないこと

次の説明は「立論と詭弁の根拠に差がない」という解釈で、ヴァーツヤーヤナ説として取り上げられる。ヴァーツヤーヤナは「反証が異なっていない (pratyavasthānam aviśiṣyamāṇam)」と記述しているが、ウディヨータカラはこれを「優れた理由がない (viśeṣahetvabhāva)」と読み替えた上で、自分の解釈の後に「あるいは」として取り上げている<sup>7</sup>。ウダヤナもこの読み替えに倣い、ウディヨータカラの提示した順序に従って紹介し

<sup>4</sup> =NV 1004.1

Vācaspati は「相手が勝つよりも疑惑に終わった方がましだ」ということが認識手段に基づかない反論を述べる原因であるという。「疑惑」がここでいう「対等」に対応するものと考えられる。

NVTT 339.18f: 一方論諍と論詰は認識手段を根拠としない。「一方の勝利よりも疑惑の方がましだ」と望む勝利をする者は智者であっても対論者は曲解などによって反証するべきだから。(jalpavitandayos tv apramānamūlatvaṃ viduṣā 'pi prativādinā chālādbhiḥ pratyavastheyam ekāntaparājayād varam saṃśayo 'stv iticchatā jigīṣuṇā)

<sup>5</sup> NP 4.2ff

<sup>6</sup> この場合の勝敗については「反論すべきものの看過」参照。

<sup>7</sup> NBh 2002.1f: 類似性による反証は立論の理由である類似性の理由と異なっておらず、類似性による対等と

ている。

差がない，異なっていない，優れていないというのは，詭弁が立論と同じ類似性や非類似性を根拠としているということで，詭弁の典型的な例となっている（ウディヨータカラの例．詳しくは「類似性による対等」参照）．すなわち立論者が根拠にした類似性・非類似性・遍充関係を，対論者が新しい視点がないまま鏡に映すようにそのまま用いるものである．

立論—音声は無常である．生起する性質をもつから．生起する性質をもつ壺は無常であると知られる．音声も生起する性質をもつ．よって音声も無常である．（壺との類似性に基づく無常の論証）

詭弁—無常な壺との類似性から無常だというならば，常住な虚空との類似性すなわち中身がつまっていないことがあるので常住であることになる．（虚空との類似性に基づく反論）

一方バーシャ作者は論式の中に優れた理由がないことが対等な状態であると言う．彼は「[詭弁とは] 類似性による，優れていない反論である」と述べた．すなわち，「類似性があなたによって提示されたが，私が述べた類似性も同様である．[あなたが述べた] この非類似性は，[私が述べた] これと同様である [=共存することが見られる]．A は B と共存することが見られる [とあなたは述べた] が，[私が述べた] これも同様である」というようにして，詭弁の論者が反論するから，それ [=バーシャの見解] によって全ての詭弁に共通な反論の本質が明言されている．そしてこのことがそれぞれ [の詭弁] においてこれから説明されるだろう<sup>8</sup>．

しかし実際には後述するように，同じ類似性といっても遍充関係によって支えられているものとそうでないものがあり，それが詭弁か否かを分けることになる．そのため「差がない」というのは反論者の誤認に過ぎない．

したがってヴァーツヤナーヤナのように「異なっていない」と述べるだけでは実際に対等であるかのように解することができ，不十分である．不正論者である詭弁の論者の出現だけで，論者も必ず対等=不正論者になってしまうということはない．ジャヤンタが述べるように，ここでもそこで「対等」というのは実際に同じなのではなく，対論者の意図の中のことでありと解釈するのがよいだろう<sup>9</sup>．

---

なる．(sādharmyeṇa pratyavasthānam aviśiṣyamānam sthāpanāhetutaḥ sādharṃyāhetutaḥ sādharṃyasamaḥ.)  
NV 2004.3f: あるいは優れた理由のないことが「対等」の意味である．あなたは優れた理由を何も提示していないという．この意味を利用して，私の[論証]もあなたの論証とそっくり同じだという．(viśeṣāhetvabhāvo vā samārthaḥ, na bhavatā viśeṣāhetuḥ kaścid apadiśyata iti. enam artham urarīkṛtya pravartate yathābhūtaṃ bhavataḥ sādhanam tathābhūtaṃ mamāpiti.)

<sup>8</sup> NP 5.5ff

<sup>9</sup> NM 2.650.18f: そして立論の理由と異なっていないことは，詭弁論者の意図によってそれら [=24 種類の詭弁] について知られるべきである．(sthāpanāhetutaś cāviśiṣyamānatvaṃ jātivādyabhiprāyeṇa tāsāṃ

### (3) 論者の劣等

3番目の説明は、反論の能力がない詭弁を用いることで「詭弁を用いる対論者が立論者より劣る」という解釈で、2番目の説明で「対等」が「差がない、優れていない」に転化するのと同様に、ここでも対論者の「対等」は「優れていない、劣っている」という意味で捉えられる<sup>10</sup>。

この説は、ウディヨータカラの説を発展させたものであると考えられる。ウディヨータカラは「議論 (vāda)」の定義の中で、「反論 (upālabha)」が何をターゲットとするかという問題を考察しているが、その中で反論のターゲットは立論それ自体ではなく話者であり、その話者の属性である発言に反論するというかたちで比喩的に言い表されていると考える<sup>11</sup>。この見解を発展させて、反論者の言葉が対等＝劣っているということは、比喩的に反論者自体が劣っていることを表すと解している。

一方他の者たちは、話者の性質を [その話者の] 発言に重ねる。すなわち、詭弁の論者が対等、すなわち共通・優れていない・劣っているという意味である。そしてそれ [= 論者の対等] は類似性などによる反論を通してのみ推察されるので、反論こそが同じである、つまり劣っているという意味である。

そしてその劣った反論は二種類である。反論できるのに不成立であるものと、成立しているのに反論できないものとのである。前者のうち批判点が捏造されたものは、曲解であると言われる。

一方批判点が捏造されていない [けれどもここでは的外れである] ものは純粋な「反論できないものへの反論」であると [第二章で] 述べられるだろう。後者 [= 成立しているのに反論できないもの] が詭弁である。このことによって一般定義は明言されたことになる。同様のことがヴァールッティカにある。「詭弁とは、立論の理由が提示されたとき、否定する能力がない理由である<sup>12</sup>」と<sup>13</sup>。

引用通り、ウディヨータカラは詭弁に立論を否定する能力がないことを述べているが、反

draṣṭavyam.)

<sup>10</sup> ヴァルダマーナは「今日はいつもと同じだ」が「特に新しいことがない、それほどよくもない、大したことがない」という意味で用いられるように、「対等」が一般にも劣等の意味で用いられることを指摘している (ANTV 5f) Cf. Solomon p. 147 脚注。

<sup>11</sup> NV 338.6ff: 問い。それならばこれは何への反論なのか。答え。敗北する者である。問い。何が敗北するのか。答え。人間である。無理解と誤解は人間にあり、[論証の] 対象や手段にあるのではない。したがってこの話す者は、論証能力のない対象と手段を取り上げるから敗北する。聞く者も述べられた通りのカテゴリーの無理解によって [敗北する]。したがってこの人間の性質が言葉を通して指摘されるので、言葉に喩えて人間の性質である言葉が反論されるという。(kasya tarhy ayam upālabhaḥ? yo nigrhyate. kaś ca nigrhyate? puruṣaḥ. apratipattivipratipatti puruṣasya, na karmaṇo na karaṇasya. so 'yam pratipādayitā 'samarthayoḥ karmakaraṇayor upādānān nigrhyate, pratipattāpi yathābhihitapadārthāpratipattiyā. so 'yam puruṣadharmo vacanadvāreṇodbhāvayata iti vacanam upacarya puruṣadharmavacanam upālabhyata iti.)

<sup>12</sup> NV 2002.3: tatra jātir nāma sthāpanāhetau prayukte yaḥ pratiśedhāsamartho hetuḥ.

<sup>13</sup> NP 5.11ff

論者の劣等に帰属される正しくない反論の 2 分類は、ウディヨータカラが用意したものではない。現存する文献においてこの分類を紹介するのはウダヤナが最古だが、ウダヤナ自身は単なる紹介に留め、検討や評価を加えていない。ニヤーヤ学派の内部で作られたものか、他学派に由来するものかは不明である。

正しくない反論は、「反論する能力があるか否か」と「成立しているか否か」という 2 つの軸によって分けられる。後代ヴェーダーンタデーシカが整備した分類は以下の通り (NPśu 211ff)。

### 正しくない反論の分類

1. 反論できるが成立していない (dūṣaṇavyāptam(dūṣaṇasamartham) apy asiddham)
  - 1-1. 批判点が成立しているもの・捏造されていないもの (siddhadūṣyam-akalpita-dūṣyam) = 純粋に「反論できないものへの反論」
    - 1-1-1. 指摘遅れ (anavasara-grahaṇam)
    - 1-1-2. 敗北の場合を誤って指摘すること (nigrahasthānābhāsavacanam)
  - 1-2. 批判点が捏造されたもの (kalpita-dūṣyam) = 曲解
2. 反論できないが成立している (siddham api dūṣaṇavyāptirahitam(dūṣaṇāsamartham)) = 詭弁

この分類には「反論できず成立もしていない」という分類がない。正しくない反論なのに、一方では反論する能力があり、もう一方では成立していることになっている。これはどういうことだろうか。

ヴァーマーシュヴァラは前者の反論する能力があることについては特に解説せず、後者が成立しているという点については「たとえそれが成立していたとしても」という仮定の話にし、本当は成立していないことを認めながら重点は反論できないことのみにあるとする<sup>14</sup>。しかしこの説明だけでは要領を得ない。

ヴェーダーンタデーシカは反論の能力を反論の遍充関係、成立を主題所属性と解釈する。すなわち前者は反論者が提示した理由に遍充関係はあるけれども主題所属性がないことから正しくない反論となり、後者は主題所属性があるけれども遍充関係がないことから正しくない反論となる<sup>15</sup>。

この分類ならばヴァルダマーナが提示した詭弁の定義「遍充関係と主題所属性のいずれかを要件とせずに起こった反論<sup>16</sup>」と全く同じではないとしても親和性を持つことになる。

<sup>14</sup> Pan 3.27: 成立していることに主軸はなく、「たとえ成立していたとしても [反論] できない」という意図があるから。(siddhau tātparyavirahe siddhatve api na samartham iti tātparyād iti.)

<sup>15</sup> NPśu 220.3-6: そのうち、曲解や純粋な「反論できないものへの反論」は、立論者の主張が主題となっており、それ自体不成立であり、主題所属性を欠くことから反論であることが成立しない。同様に主題所属性であっても、詭弁による返答に含まれる理由は反論の遍充関係を欠くことから反論でない。(tatra yathā cchalasya kevalaniranuyoḥjānuḥyogasya vā pakṣikṛte vādivākya svayam asiddhasya pakṣadharmatvavirahān na dūṣakatvasiddhiḥ | evaṃ pakṣadharmasyāpi jātyuttarāntargatasya hetor dūṣaṇavyāptivirahān na dūṣakatvam.)

<sup>16</sup> Pra 7.16=ANTB 6.21: vyāptipakṣadharmatānyatarānāṅgikārapravṛttam uttaram.



しかしそのヴァルダマーナはこの分類を認めていない。「成立していても反論できないもの」は一般化による曲解に過大適用し、「不成立でも反論できるもの」の中にも詭弁があるので適用不十分であることも述べる。さらにウダヤナがここまで説明した3つの一般定義はいずれも厳密には妥当でないため、詭弁の単なる一側面として見るべきだとする<sup>17</sup>。

三者三様の説明が見られること、他に取り上げる者がいないこと、議論の深まりがないことから、この分類はウダヤナによる詭弁の考察の周辺だけで局地的に行われた可能性が高い。

#### (4) 自己撞着を導くもの(svavyāghāta)

以上、先行する注釈者の見解に基づく説明を検討した後に、ウダヤナは自説として「詭弁が立論と対論の両方に対等に及ぶ」、すなわち詭弁の論理が自分の説をも否定してしまうという解釈を提示する。「対等」は詭弁のターゲットが自他共に共通であることを表している。

例えば「類似性による対等」では、対論者が遍充関係に基づかない単なる類似性で反論することから、その反論もまた、自動的に単なる類似性によって否定されることになってしまう。対論者は単なる類似性が反論に有効であることを認めるからである。立論者は別に新しい類似性を示すことなく、対論者が自己撞着を犯していることを指摘しさえすればよい（さもなければ立論者も詭弁を犯すことになってしまう）。

3番目の説明に登場したウディヨータカラの「反論する能力がない」についても、ウダヤナはNVTPで自己撞着を意図したものであるとし<sup>18</sup>、詭弁の本質として本書中ウダヤナが最も重視している。

一方我々は、その3つ [=対等にする、違いがない、反論できない]に加えて、第4として以下のような意味があると述べる。すなわち詭弁による返答が、他者の論証と同様に自分自身にも影響を及ぼす [=否定する] ので、これゆえ自他共に対等であるから「対等」と述べられる。そしてこのように、自己撞着は全て [の詭弁] に共通な欠陥の根拠であると、これ [=詭弁] について明言されたことになる。そしてこのことはそれぞれのスートラで説明されるだろう。さてこれ [=自己撞着]こそが全て [の詭弁] に共通な [反論の] 無能力だが、個別の [反論の] 無能力性を我々は後に述べるだろう<sup>19</sup>。

「撞着 (vyāghāṭaka)」という語はすでにヴァーツヤヤナに見られるが、そこでは2つ

<sup>17</sup> Pra 6.21-23: あるいは、ヴァールティカ作者たちの喩例としてこれら3つがあり、一方この第4は定義としてスートラ作者の意図の対象であるという意味である。(yad vā vārttikakārādīnām udāharaṇatvenaitatrayam anyan tu caturtho lakṣaṇatvena sūtrakāratātparyaviśaya ity arthaḥ.)

<sup>18</sup> NVTP 564.6f: 一方、詭弁の定義は否定の能力がないことだけではない。つまりここでは自己撞着であることが意図されている。(jātilakṣaṇam tu na pratiśedhāsamāmarthyamātram. tad dhi svātmavyāghāṭakatvam iha vivakṣitam.)

<sup>19</sup> NP 6.5ff

の対立する性質がぶつかりあうという意味であって、ウダヤナの述べるような自己撞着を表していない。一般にヴァーツヤヤナは詭弁への対応で自己撞着に拠らずに、遍充関係の非存在か他説追認の過失によって再反論を展開しているが、「非知覚による対等」への再反論で「同じ類似性が否定にも当てはまるので不成立になる」と述べているなど、自己撞着の意識の萌芽を見てとることはできる<sup>20</sup>。

この見解は不二一元論派マーダヴァの『サルヴァ・ダルシャナ・サングラハ (*Sarvadarśanasangraha*)』、限定不二一元論派ヴェンカタナータの『ニヤーヤ・パリシュッディ (*Nyāyaparīśuddhi*)』、二元論派マドヴァの『ダシャ・プラカラナーニ (*Daśaprakaranāni*)』など、ヴェーダーンタ学派で広く採用されている<sup>21</sup>。

一方後代のニヤーヤ学派ではヴァーチャスパティ 2 世 (ca. 1440 A.D.) の『ニヤーヤ・タットヴァローカ (*Nyāyatattvāloka*)』を除いて反対意見が相次いだ。曰く、詭弁以外にも「見せかけの理由」の一部 (svavacanavirodha など) に過大適用になったり、対論者が自己撞着を意図していないことによって適用不可能になったりするという。マニカント以降、ニヤーヤ学派の注釈者たちはこの 2 点を理由にウダヤナの定義を採用していない<sup>22</sup>。

詭弁の一般定義はウダヤナ以降も、新ニヤーヤ学派で盛んに行われ、マニカント (1275-1325~A.D.)、ヴァルダマーナ (1345 A.D.)、シャンカラミシュラ (1430 A.D.)、ヴィシュヴァナータ (1640 A.D.) などが 12 種類の定義を提出した<sup>23</sup>。これらの定義の基本的な

<sup>20</sup> NBh 1137.1ff: [2つの理由が] 撞着するから否定になるというならば、[反論にも] 同じ撞着がある。同一のものが [同時に] 常住かつ無常であることになってしまい、撞着すると言えば否定は述べられたことになるというならば、自他の説に同じ撞着がある。そしてそれはどちらか一方を証明するものではない。

(vyāghātāt pratiśedha iti cet, samāno vyāghātaḥ. ekasya nityatvānityatvaprasaṅgam vyāhataṁ bruvatoktāḥ pratiśedha iti cet, svapakṣaparapakṣayoḥ samāno vyāghātaḥ, sa ca naikatarasya sādḥaka iti.)

NBh 1149.3f: そうであるならば [無常性が] 基体となる割り当てられるもの [=音声など] との分離は、撞着するからない。(evam ca saty adhikaraṇādḥeyavibhāgo vyāghātān nāstīti.)

<sup>21</sup> SDS 93.15: svavyāghātakam uttaram jātiḥ., NPzu 225.1: ataḥ sūṣṭhūktam vyāghātakatvam jātilakṣaṇam., DP 140.9: svavyāhatir jātiḥ.

<sup>22</sup> NR 194.3ff, Pra 6.23-7.6, ANTB 6.9-14

<sup>23</sup> (a) NR p.193, PRA p.7, ANTV p.6: 要素の欠如を指摘することなく、[相手の] 根拠の批判を指摘すること (āṅgavaikalopanyāsam antareṇa pramāṇādūṣaṇodbhāvanam.)

(b) NR p.193, PRA p.7, ANTV p.6: 正しくないことはないが、正しくないものを論証する反論 (asādḥakatvavyāpyenāsādḥakatvasādhanam uttaram.)

(c) VV p. 84, NR p.195: 遍充関係に依拠せずに正しくないことを論証する意図で抗弁された反論 (vyāptim apuraskṛtyāsādḥakatvasādhanābhīprāyeṇa pratyuktam uttaram.)

(d) NR p.195: 相手に対し述べられている反論を導くものとなったありかたをもつ反論 (param praty abhidhīyamānadūṣaṇatvaprayojakībhūtarūpavad uttaram.)

(e) NR p.195, PRA p.7, ANTV p.7: 文章であることの中での特定の種類 (vākyatvāntarajātiviśeṣa.)

(f) PRA p.6, ANTV p.6: 理解されると示しつつ、過失を導くと誤認した説明の文章をもつ反論 (pratipādyatvoddeśya doṣaprayojakatvābhimatapratipādakavākyam uttaram.)

(g) PRA p.7, ANTB p.6: 正しくないことに含まれると提示された正しくないことに含まれるもの以外で正しくないことを論証すること (asādḥakatvavyāpyatvapuraskṛtāsādḥakatvavyāpyād anyenāsādḥakatāsādhanam.)

(h) PRA p.7, ANTB p.7: 提示された理由に役立つというあり方をもたずに立論の反論を指摘すること (puraskṛtagamakatvaupayikarūpavikalpena sthāpanādūṣaṇodbhāvanam.)

(i) PRA p.7, ANTB p.7, VV p.84, GSP p.99: 自らが正しくないことを導くありかたをもつものによって相手の正しくないことを論証すること (svāsādḥakatāprayojakībhūtarūpavatā parāsādḥakatāsādhanam.)

(j) PRA p.7, ANTB p.6: 遍充関係と主題所属性のいずれかを要素とせずに起こった反論 (vyāptipakṣa-

アイデアはガウタマの定義やウダヤナの解釈に沿っているが、その関心は適用不十分や過大適用の排除など定義としての十全性にあり、ウダヤナが苦心した「対等」の語義説明は無視されている。

こうして「対等」の語義を「自己撞着」であると結論付け、それを24種類全ての詭弁に共通して反論の能力がないことの根拠であることを示した上で、ウダヤナは個別定義に移る。

#### 4-2. 詭弁の3分類による先行注釈の整理

「対等」の語義解釈が終わると、24種類の詭弁について『ストトラ』を引用しながら、ひとつひとつ解説を行う。はじめに「類似性による対等」と「非類似性による対等」について、それぞれ「正しいものを対象とするもの」、「正しくないものを対象とするもの」、「表現が正しくないもの」という3種類に分け、先行する注釈者の解釈を整理している。

1番目の「正しいものを対象とするもの」は、『ヴァールティカ』の例であるという。ウッディヨータカラはヴァーツヤーヤナの例を取り上げず、全く別の音声の例にしている。

例えば「音声は無常である。生起する属性をもつから。生起する属性をもつ水がめなどは無常であることが見られる。」「もし無常な壺との類似性から無常ならば、常住な虚空との類似性である非有質性があるので、常住になる」という。同じ理由に対して「虚空との非類似性から」と言うとき「もし常住な虚空との非類似性から無常ならば、虚空による、常住なものとの類似性である非有質性があるから、常住になるという。もしあなたがこの類似性では常住でないと考えるならば、無常な壺との類似性と常住な虚空との非類似性から無常であるということとはできない<sup>24</sup>。」

この反論の対象となっている立論「音声は無常である。生起する属性をもつから。生起する属性をもつ水がめなどは無常であることが見られる」は正しいものであるとみなされており、常住なものである虚空との単なる類似性・非類似性から反論することが詭弁となる。

2番目の例は「音声は常住である。感触がないから、虚空のように」という結論に対して、「そのようなことはない。なぜなら無常なもの [=例えば壺] とでも認識対象性という類似性があるので、それゆえ [音声が] どうして壺のように無常でないのか。そうではない

dharmatānyatarānaṅgikārapravṛttam uttaram.)

(k) ANTV p.6: 自らの正しくないことを論証する能力を示唆する反論 (svāsādhakatvasādhanasamartho-pasthāpakam uttaram.)

(l) ANTB p.7: 見せかけの理由とは異なる、反論できないものへの反論 (hetvābhāsavyatirikto niranuyojyā-nuyogah.)

このうちマニカント、ヴァルダマーナらによって(c) (d) (i) (j)が承認され、残りは否定されている。

<sup>24</sup> NV p.2006.11ff

「＝認識対象ではない」というならば、常住でもないことになってしまう。[類似性があるという点で] 違いがないからである。」あるいは「[音声には] 必ず [常住である] 虚空との、『我々などの外的器官によって把握されること』という非類似性もある。それゆえどうして [同じく虚空と非類似性をもつ] 壺のように無常でないのか。そうでないというならば、常住でもないことになってしまう。[非類似性があるという点で] 違いがないからである<sup>25</sup>。」

2番目の「正しくないものを対象とするもの」は先行する注釈ではなく、ウダヤナが自ら例を挙げている。ここでは立論「音声は常住である。感触がないから、虚空のように」が正しくないものとみなされるが、誤った理由であることを指摘せず、無常なものである音声との単なる類似性・非類似性に基づいて反論しているため詭弁となっている。

3番目の「表現が正しくないもの」の例は『パーシャ』にあるという。ヴァーツヤーヤナは、「アートマンは運動をもつ。実体が運動の原因と結びつくから。実体である土くれは運動の原因である属性と結びついて運動をもつ。アートマンも同様である。それゆえ運動をもつ」という立論に対し、「アートマンは運動をもたない。遍在する実態は運動をもたないから。遍在する虚空は運動をもたない。アートマンも同様である。それゆえ運動をもたない。」あるいは、「運動の原因である属性と結びついた土くれは限られたものであることが見られる。しかしアートマンはそうではない。それゆえ土くれのように運動をもつものではない。」という反論を例示し、この反論に優れた理由 (viśeṣahetu) がないという理由で詭弁であるという<sup>26</sup>。

ウッディヨータカラはこの例を取り上げず、ヴァーチャスパティ・ミシュラもウッディヨータカラに従う。この事情について、ウダヤナは次のように説明する。

「[しかし] 表現だけにおいて欠陥があり、内容には [欠陥が] ないことを示すため、[パーシャの例を取り上げない] ヴァールツティカの意図は [否定ではなく単なる] 無視であるとタートパリヤ師 [=ヴァーチャスパティ] は述べた。[内容的に] 正しい反論であっても表現上の過失によってのみ詭弁となるというこの意味は反例による対等や論題による対等等においてまさに [ヴァーチャスパティ] 自ら明白にするからである<sup>27</sup>。」

ヴァーチャスパティ・ミシュラは『パーシャ』の例を「詭弁ではない」とし、それゆえウッディヨータカラは『パーシャ』の例を無視したのであると解説している<sup>28</sup>。ウダヤナはヴァーチャスパティ・ミシュラ説を修正し、「表現が正しくないもの」という分類によって『パーシャ』の例を再び詭弁に組み込んでいる。そしてその修正案を正当化するため、ヴ

<sup>25</sup> NP 9.2ff

<sup>26</sup> NBh 2005.5ff

<sup>27</sup> NP 9.6ff

<sup>28</sup> NVT 2005.16

アーチャスパティ・ミシュラが「それ（『バーシャ』の例）を無視してヴァールティカ作者が述べる」と述べたことを引き合いに出し、『バーシャ』の例はウッディヨータカラによってあくまで無視されただけで、否定されている訳ではないとしている。

ヴァーチャスパティ・ミシュラはこのような3分類を行っていないばかりか、「表現が正しくないもの」も言及していない。したがってこの3分類は彼の注釈を巧みに解釈したウダヤナの創作であると考えられる。「表現が正しくないもの」は後代にも引き継がれ、遍充関係によって軍配が上がりそうなものを詭弁にとどめておくのに用いられる<sup>29</sup>。詭弁の位置づけを探る上で興味深い。

なお、ヴァーチャスパティ・ミシュラは「反例による対等」の項で『バーシャ』が挙げた例について、不確定因の指摘の様式をとれば正しい反論になるが、そうしていないことによって詭弁であると判定し、また「論題による対等」の項で挙げる例が「同じである」と述べることで論題による対等となるとしており、表現によって詭弁になることを示唆している。「表現が正しくないもの」自体はヴァーチャスパティ・ミシュラに遡ることができる。

バーシャ「反例が取り上げられる」について。運動の原因である属性と結合した虚空は運動をもたないことが知られる。それゆえこの反例によってどうして運動の原因である属性との結合が運動をもたないことだけをアートマンについて証明しないのかと補う。またもしこれが不確定因の指摘「運動の原因である属性と結合していても運動をもたないことが見られる。虚空のように」ならば、それは正しい反論だろう。しかしこれはそうではないので詭弁である<sup>30</sup>。

このように無常論者に対して反論を示してから常住論者に対して述べる。「そしてこれは同じである。常住なものとの類似性によって[理由が]述べられるとき」と。したがってこのように類似性によって2つの論題による対等が述べられた。同様に非類似性によって2つの論題による対等を、常住と無常のまさに両論者に対して述べる。「そしてこれは同じである」と。両方との非類似性に基づくという。常住なものである虚空との非類似性から所作性のゆえに、無常な壺との非類似性から非可触性のゆえにと。したがってこのように4つの論題による対等がある<sup>31</sup>。

この3分類は、これ以降の詭弁の解説にはもう出てこないことから、先行注釈を整理するために便宜的に行ったものと考えるのが妥当であろう。

<sup>29</sup> AN では、詭弁をまず正しいものを対象とするもの・正しくないものを対象とするものの2種類に分けた上で、後者をさらに表現が正しくないものとそれ以外に下位分類している。表現が正しくないものは内容自体正しいため、正しいものを対象とするものではありえないためである（AN 14.17ff）。Pra はこの状況を牛と斑牛の論理で別立てしていると説明している（Pra 9.14ff）

<sup>30</sup> NVT p.2019.14f

<sup>31</sup> NVT p.2027.19ff

#### 4-3. 誤った理由の議論による先行注釈の整理

類似性・非類似性による対等は、『ストトラ』5.1.2において「類似性と非類似性によって、結論に対して、それ [=所証] の属性と反対のものを導く」と定義される。しかし、論題による対等もこれと同じ構造をもっている。論題による対等は『ストトラ』5.1.16で、「両説の類似性から論題が成立すること」と定義されており、反例との類似性を提示して反論する点で共通している。この2つをどうして区別されるかという点について、ニヤーヤ学派内での異論をウダヤナは提示する。

はじめに取り上げられる一部の者たち (eke) は以下の根拠で、類似性による対等を被排撃因の誤った指摘に、論題による対等を論題類似因の誤った指摘に分類する。この2つはニヤーヤ学派が立てる5つの誤った理由で、被排撃因は正しい認識手段により否定されることによって、論題類似因は反証と正しさが均衡することによって、それぞれ誤った理由と認定されるものだが、その指摘が誤っていることで、反論が詭弁となる場合を指す。

一部の者たちが説く根拠

1. 『ストトラ』の文言「その属性と反対のものを導くこと」は被排撃因の誤った指摘を表し、「論題の成立」は論題類似因の誤った指摘を表す。
2. 排撃は他の認識手段の間でも起こるが、均衡は推理同士でしか起こらない。このことは『ストトラ』の文言と合致する。「その属性と反対のものを導く」ならば認識手段は推理に限らないが、「論題の成立」は推理にしか適用できない。

この一部の者たちの見解は、ヴァーツヤーヤナ説とウディヨータカラ説を延長したものであると考えられる。そもそも論題による対等と、論題類似因は、「プラカラナサマ (prakaraṇasama)」という同じ原語であり、詭弁か、誤った理由かによって訳し分けているに過ぎない。ウディヨータカラ以前は論題類似因と被排撃因の違いが明確でなく、同じ用語を用いる論題類似因に倣い、論題による対等を両者がそれぞれの主張を証明していて決定的でない状態、すなわち対立主張をもつ状態と捉えていた。反証が決定した状態で反論するという排撃の考え方は、ヴァーチャスパティ・ミシュラに至って初めて明確にされ、論題による対等に割り当てられた<sup>32</sup>。

次に取り上げるヴァーチャスパティ・ミシュラは一部の者たちと逆で、類似性による対等を論題類似因の誤った指摘に、論題による対等を被排撃因の誤った指摘に分類する。

「排撃か反対主張かは」「再反論のストトラを示すことにより逆になる」とタートパリヤティーカーにある。前者 [=反対主張による対等] では再反論の手続きで [反論との] 差異を明らかにするが、後者 [=論題による対等] では反論証に対して排撃を提示する<sup>33</sup>。

<sup>32</sup> NBh p.2027.5f, NV p.2027.11, NVTṬ p.2027.24ff

<sup>33</sup> NP 10.7ff

『タートパリヤ・ティーカー』でが、ウダヤナが述べるような分類を行っておらず、ウダヤナが引用するような一節は見出されない。論題による対等の解説<sup>34</sup>を元にしてウダヤナがヴァーチャスパティ・ミシュラ説に帰したものと考えられる。

類似性による対等では、反論の力が劣っているのに同じ力をもつと誤認され、論題類似因を指摘しようとする。一方、論題による対等では同じ力を持っているのにより強いと誤認され、被排撃因を指摘しようとする。このように実際の力関係と反論者の誤認内容にずれがあるために、排撃と均衡の解釈にずれが生まれたのではないだろうか。

ウダヤナは後者を採用する。まず、類似性による対等では差異を述べることで、また論題による対等では排撃を述べることで解決するという再反論のストラを根拠に、類似性による対等は論題類似因の誤った指摘、論題による対等は被排撃因の誤った指摘であると述べる。

これを一部の者たちの見解のように反対にしてみると、再反論が有効にならない。類似性による対等で排撃を述べても、相手は同じ論法で反論してきているのだから効き目がないどころか、相手の論法を認めたことになってしまう。また、論題による対等で差異を述べても、反論の中の排撃が自己矛盾をもたらすことを指摘しなければ、過失の見逃しになってしまう。

問い. ここで正しいのはどちらか。

答え. 後者である。それ以外に成立することはないから。

なぜなら反主張をもつものの誤った指摘においては、[再反論の中で] 反論証の排撃は取り上げられないからである。また、たとえ反主張をもつことが取り上げられても、[反論の] 過失に資することはない。[再反論を] 成立させないから。それどころか美点に資する。同じであることだけを取り上げて [反論が] 起こっているから。

また同じ力 [の反論] によって排撃を述べる者に対し、[反論が自己] 否定 [になること] を無視して [反論との] 差異を示すことが優れているということはない。その顕著な過失を無視することはできないからである<sup>35</sup>。

ここからウダヤナは一部の者たちの反論を行う。まず根拠の1 (ストラの解釈) についてだが、これを逆に読み替えても解釈可能とする。「その属性と反対のものを導く」は反主張によって均衡を意図し、「論題の成立」は同じ力なのにより力が強いと誤認して排撃を意図すると解することができる。

次に根拠の2 (対抗する認識手段) についてウダヤナは、均衡が他の認識手段からでも起こり、対抗する認識手段の種類は排撃も均衡も変わらないことを述べる。その例として、黄色い貝殻の知覚と白い貝殻の推理を対立させ、排撃と均衡が共に可能となることを示し

<sup>34</sup> NVTI 2027.19

<sup>35</sup> NP 10.11ff

ている。これによって、類似性による対等は対抗する認識手段が多いから被排撃因の誤った指摘で、論題による対等は対抗する認識手段が推理に限られるから論題類似因の誤った指摘であるという見解は成り立たなくなる。

もし黄色い貝殻の知覚は、明らかに誤ったものであるからそれによって排撃や均衡は指摘できない、純粋な反論できないものへの反論という敗北の場合に含むべきであるというならば、同様に推理も、詭弁では明らかに誤ったものなのに排撃や均衡を指摘しているの、誤っていることによって排撃や均衡が指摘できないというのは誤りであるとされる。結局、誤っていないくとも表現上の過失によって詭弁になるのだから、排撃や均衡をもたらず認識手段の正誤はこの際問題となっていない。見かけ上の排撃や均衡こそが、排撃の誤った指摘、均衡の誤った指摘として詭弁で取り扱われるのである。

また [ある者たちの説の根拠となる] 別の認識手段による排撃の誤った指摘があるのと同様に、別の認識手段による均衡の誤った指摘も [これらの詭弁に] 含まれる。そしてまたそれ [=他の認識手段による均衡] のためであっても [「その属性と反対のものを導くこと」という] スートラが解釈できるので、いかなる違いもない。すなわちピット病に冒されながら白い貝殻を見て、「これは白い [はずだ]。なぜなら貝だから。他の貝と同じように」と主張したとき、詭弁の論者が述べる。「これはそうではない [=白くない]。黄色が知覚されているのだから。もしこれ [=知覚] が排撃とならないとすれば、[貝は白いはずだという] あなたの推理も正しくない。[どちらも] 認識手段という点で違いがないからである」と。同様に均衡によっても反論する [ことができる]。「推理に基づいて白いならば、直接知覚に基づいてこれがまさに黄色であるとどうしてならないのか。そしてそれ [=黄色] はそこ [=貝殻] にある。そのように顕現しているから。また [黄色の知覚と白色の推理に] いかなる違いもない」と。同様に音声と類推についても [排撃と均衡の両方が] 知られるべきである<sup>36</sup>。

最後にウディョータカラの見解を取り上げる。

一方、「不確定の誤った指摘である」というヴァールツィカは、証因 [自体の] 中にある [正しい理由と] 同じ性質をもつことという属性に関して [反論するのが類似性・非類似性による対等と言われるの] であり、反証因に関してではない。それ [=反証因] による [論証の] 逸脱は指摘されていないから。あるいは「不確定」という言葉は、[逸脱を意味するのではなく] 決定的でないという意味である<sup>37</sup>。

<sup>36</sup> NP 11.5ff

<sup>37</sup> NP 12.8ff



ウディヨータカラは類似性による対等を、不確定因の誤った指摘であると説いており<sup>38</sup>、論題類似因の誤った指摘であったとしたウダヤナの結論とは異なる。これをウダヤナは以下の2つの解釈で自説に引き寄せている。

1つは不確定因をこじつけるという解釈である。「音声は無常である。作られたものであるから。壺のように」という主張が述べられた場合、作られたものであるのに常住という本来の意味での不確定の指摘（＝反証）はできない。そこで対論者は、「作られたものであること」のもつ主題所属性や同類に存することといった属性を取り上げ、これらを有する別の理由「認識対象であること」によって反論する。「音声は常住である。認識対象であるから。虚空のように。もし認識対象が常住でないというならば、作られたものも無常ではない。主題所属性や同類に存することでこの2つの証因は共通するから。」

確かに「認識対象であること」は、証因「作られたものであること」と同じ性質「主題所属性」「同類に存すること」（「異類から排除されること」は非共通）、つまり類似性をもっている。しかし類似性をもちながらも反証は不確定因という見せかけの理由が帰結する。そこでこれを指摘するならば類似性をもつ証因も不確定因となり、引き分け＝反主張をもつ状態が生まれる。

確かに反証因は不確定因なのでウディヨータカラの説明は可能となるが、ここで主要なのは同じ性質＝類似性を取り上げることなので類似性による対等の中で扱われることになる。実際のところ、対論者が意図するのは主張に不確定因があると示すことではなく、不確定因を使って類似性を示すことである。このようにウダヤナはウディヨータカラの言葉遣いを生かしつつ、類似性による対等であることを説明している。

もう1つの解釈では、不確定は見せかけの理由のことではなく、単に「決定的ではない」という意味にとるもので、これはウダヤナの結論「論題類似因の誤った指摘」に刷り合わせたものとなっている。

いずれの場合もウダヤナはウディヨータカラ説を否定せず、矛盾のないように、あるいは自説に引き寄せて説明しているのは、先師への尊敬を示すものと言えよう<sup>39</sup>。

ウディヨータカラの時代には「反主張をもつもの」という論題類似因の用語がまだなく、似たものとして「矛盾非逸脱（viruddhāvyabhicāri）」があったが、ディグナーガがこれを不確定因に分類していた。ウディヨータカラもこれが矛盾非逸脱というかたちで不確定に含まれることを言っていたのではないかと考えられる。しかしウダヤナの時代にはこのような分類はすでに認められなくなっており、ウダヤナのような解釈が必要になったものと考えられる。

以上のように、類似性による対等を被排撃因の誤った指摘と解釈する一部の者たちに反論し、不確定因の誤った指摘と解釈するウディヨータカラ説を捻じ曲げ、明確に見解を出

<sup>38</sup> NV p.1006.16

<sup>39</sup> インド哲学の一般的態度「sthitasya gatiḥ cintaniyā（予め定まったものの捉え方を考えるのみ）」を、ストラー作者だけではなく注釈者の説明も予め定まったものとして捉える態度が見て取れる。それは盲目的に受け入れることではなく、理性的に受け入れる作業である。

していないヴァーチャスパティ・ミシュラに仮託して、ウダヤナは類似性による対等を論題類似因の誤った指摘であるという結論を提示した。従來說にない見解を挙げる際の、先行注釈への細心の注意を見て取ることができる。

この後に登場する「論題による対等」は、この議論に基づいて理由の排撃であると解説される。『スートラ』で「論題による対等」は「両説〔それぞれ〕の類似性から論題が成立すること」と提示されているが、「成立すること」を「決定されること」と説明し、論題による対等では反証が決定してしまっており、それに基づいて排撃が指摘されるという。一方、反対属性による対等ではスートラを「その属性と反対のものを導くために」と読み、反証が決定していない状態＝対立主張をもつ状態を想定している。

繰り返しになるが、対立主張をもつことと排撃の違いが明確でなかったウッディョータカラまでは、同じ用語を用いる論題類似因に倣い、論題による対等を両者がそれぞれの主張を証明していて決定的でない状態、すなわち対立主張をもつ状態と捉えている。反証が決定した状態で反論するという排撃の考え方は、ヴァーチャスパティに至って初めて明確にされた。

そこでウダヤナはヴァーチャスパティ説に従って、2つの主張の均衡を表す語であった「論題」を「議論されるもの」すなわち所証と解釈し直している。スートラは「両説」という語を無視して「(自説の)類似性・非類似性に基づいて反主張を決定してから反証すること」というようにパラフレーズされる。類似性・非類似性による対等とは対立主張をもつものか排撃かの違いしかない。このことは「その他は類似性による対等と同じ」と述べられていることから理解される<sup>40</sup>。

「類似性・非類似性による対等」では相手が同じ力であると想定したのに対して、再反論で立論は遍充関係に支えられているが反論はそうではないとして、同じ力ではないことを説いていた。「論題による対等」でも相手は同じ力であると想定しているが、再反論ではそれを認めた上で、排撃が成り立たないことを指摘している。

両論が同じ力であると想定されたとき、対論者が対立主張をもつことを指摘してくれば立論の力が優れていることを示し、排撃を指摘してくれば同じ力であることを認めるとするのは、いささか狡猾ではないだろうか。相手が排撃を指摘してきたときでも、立論の力が優れていることを示せば反論は回避できるはずである（もっとも、そのような再反論は、スートラから抽出できない）。

<sup>40</sup> NBh 2027.5f.論題を踏み越えない。論題を踏み越えないから、決定に至らない。(na prakaraṇam ativartate, prakaraṇānaviṛtter nirṇayānavartanam)

NV 2027.11:両者、立論者と対論者が主張と反主張を取って常住性と無常性を論証し、(ubhayatra vādirativādināu pakṣaparigraheṇa nityānityatve sādhyataḥ)

NVIT 2027.24ff.なぜなら論題による対等では自説の決定によって私は立論者の主張の論証を反論しようという意図によって起こるからである。一方、類似性・疑惑による対等では、立論者の論証と同じというだけを取り上げてそれを反論するのであって、反主張を決定することによってではないという違いがある。

(prakaraṇasame hi svapakṣaniścayena mayā vādirapakṣasādhanam dūṣaṇīyam iti buddhyā pravartate| sādharṃyasamasamāśayasamayos tu vādisādhanena sāmīyamātrāpādanena taddūṣaṇam, na tu pratipakṣaniścayeneti viśeṣaḥ)

#### 4-4. 除去による対等の例を修正

付加による対等，除去による対等，言述による対等，非言述による対等，選択による対等の5つは、『ストラ』5.1.4で「所証と実例について属性の別な選択肢を出すこと」という文言でまとめて定義されており，具体的な内容は注釈に依存している．ウダヤナはそれぞれ別々に正確な定義を提示しているが，中にはその定義と先行注釈者の実例が噛み合わないものもあり，その齟齬の解消にも併せて取り組んでいる．

除去による対等は，「単に遍充するものであると誤認することによって，一つの属性を排除することで，所証 [=主題] において，論証したいもの [=所証] または理由のいずれかを除去すること」とウダヤナは定義するが，ヴァーツヤーヤナとウディヨータカラの説明はこれに当てはまらない．そこでこれらの例を批判している．

ヴァーツヤーヤナは除去による対等を「所証において属性がないことを実例から帰結すること」と定義し，所証であるアートマンにおいて遍在性がないことを，実例である土塊から帰結するという例を上げている<sup>41</sup>．これに対して，ウダヤナは次のように述べる．

[主題において所証・証因とは] 別の属性を除去するとき，前主張に対して反論とならず，「別の内容」または「他説追認」のいずれかによってこそ，敗北の場合になるからである．そして [一般に] 詭弁は，反論できないものへの反論の一部としてそれら [=別の内容と他説追認] から区別されているからである<sup>42</sup>．

また，ウディヨータカラは「存在している属性を除去すること」と定義し，所証である音声において色がないことから，実例である壺においても色がないことを帰結するという例を上げている．これに対しては，次のように述べる．

例示されるもの [=主題] において遍充関係を認めずに，実例においてそれ [=遍充関係] を除去することはありえない言明だから<sup>43</sup>．

どちらの例も，前主張を直接的に否定していない．ヴァーツヤーヤナの例は所証でない属性を除去することで間接的に所証全体の不成立を狙うが，それだけでは所証を認めたことになりかねない．ウディヨータカラの例は喩例から属性を除去することで，喩例が成り立たないことから論証全体の不備を狙うが，そのためには主題の遍充関係を前提としなくてはならず，これを認めなければ主題と全く関係のないものを除去していることになってしまう．そこでウダヤナは除去される所証か証因は必ず前主張のものであること，除去は主題において起こること，そしてその前段階として，遍充するものであると見誤った別の

<sup>41</sup> NBh 2009.7f, NV 2009.10ff

<sup>42</sup> NP 17.1ff

<sup>43</sup> NP 16.9f

属性をなくすこと（ないものをないと指摘すること）を定義に明記している。

しかしこのように先行する注釈者の見解を修正した結果、付加・除去による対等は、説明における重点だけの違いで手続きは同じになっていることが看取される。反論の過程で別の属性が主題にないことを指摘するところを、付加による対等では分離(viyoga)と呼び、除去による対等では放棄(nivṛtti)と呼んでいるが、内容に違いはない。指摘される見せかけの理由は異なるが、付加されたものに重点が置かれれば「一部からの矛盾因」となり、その結果除去されたものに重点が置かれれば排撃・対立主張を持つもの・不成立因のいずれかになるという、重点の違いに基づくと考えられる。次のような図式である。

・付加による対等：実例に別の属性を付加し、別の属性を主題から分離する。（そして所証や証因を否定する）

・除去による対等：（実例に見られる別の属性を取り上げ）、別の属性を主題から排除し、所証や証因を除去する。

一方、ヴァーチヤスパティ・ミシュラは定義を述べるだけでヴァーツヤヤーナとウディョータカラの例を検討していない。一方「結果による対等」において、仏教徒の提示した例「壺が土塊などの結果であることと、音声在意図・努力・呼気・摩擦の結果であることは別である。したがって音声の所作性は壺などの所作性と異なるので、所作性は無常性の証因とならない」「人間・山・海などが結果であることと、寺院の美しい扉などが結果であることとは別である。（したがって結果性は創造主をもつことの証因とならない）」を、付加・除去による対等と異ならないと指摘している。異ならない理由はスートラの文言「所証と実例に属性の選択をする」を引くのみでウダヤナが述べたような何を付加し除去するかまでは述べていない。この状況についてウダヤナは次のように説明している。

それゆえバーシャ・ヴァールツァティカの例示は、[「除去による対等」の例ではなく] 反論の方法を示すためだけのものである。[除去による対等の例ならばバーシャとヴァールツァティカは] 相互に矛盾するから、また [バーシャの例は] 別の敗北の場合になるからである。まさにこれゆえティーカー作者は、それらについて沈黙したのである。しかし「結果による対等（スートラ 5.1.37）」の箇所についてディグナーガの例を付加・除去による対等に含めつつ、まさにこの内容を示唆したという。また理由の除去はそこ [=結果による対等の説明] で明らかである<sup>44</sup>。

ウダヤナは『タートパリヤ・パリシュッディ』で、ヴァーチヤスパティ・ミシュラによる結果による対等の説明を解釈している<sup>45</sup>。そこでは「棒やろくろなどの作用を前提とする

<sup>44</sup> NP 17.7ff

<sup>45</sup> NVTP 580.16f

こと」が音声に、寺院などのように「身体的作用を前提とすること」が世界に付随されているので「付加による対等」、それらが無いからといって結果であることを否定するならば「除去による対等」、主題と実例は別であるというだけならば言述・非言述による対等になると述べる。この例は実例において付加された別の属性が主題にないからという理由で、所証を否定するという形式であり、ウダヤナが述べる「論証したい属性の除去」となっている。ヴァーチャスパティ・ミシュラはここでもヴァーツヤーヤナやウディオータカラ説に一切触れていないが、自ら扱った例を分析すれば、2人の例とは異なり、ウダヤナが提示した形式が得られる。両者の説が正しくないことをヴァーチャスパティが「示唆した(vyañjayati sma)」とウダヤナが述べたのはこのような状況を表している。

ここでも、明確に全注釈者の批判をしていないヴァーチャスパティ・ミシュラに仮託して、ヴァーツヤーヤナ、ウディオータカラの説明を否定し、自説との整合性を導き出している。

#### 4-5. 選択による対等の例を再分類

選択による対等とは、所証とも証因とも異なる別の属性（重いか軽い、分離によって生じるか否かなど）の選択によって実例や所証を分割する論法である。ウダヤナは以下のように3分類して説明し、先行注釈の例を整理している。

一方、選択による対等においては(1)理由の、別の属性に対する[逸脱]、あるいは(2)別の属性の、所証の属性に対する[逸脱]、あるいは(3)同じ別の属性の、[さらに]別の属性に対する逸脱が「属性の選択」となる<sup>46</sup>。

さらにこの3分類を、実例を分割するか、所証を分割するか、実例と所証の両方を分割するかによってそれぞれ3つに分類していく。ウダヤナと注釈の記述をもとに整理すると次のようになる。

##### 1. 理由の、別の属性に対する逸脱

証因が逸脱する別の属性を選択し、その別の属性が所証を逸脱することから、証因も所証を逸脱すると想定する<sup>47</sup>。

##### 1-1. 実例を分割する場合(NBh)

立論：自己は運動をもつ。運動の原因である属性と結合するから。土塊のように。

反論：運動の属性と結合していても土塊のように重いものもあれば風のように軽

<sup>46</sup> NP 20.3f

<sup>47</sup> [hetu ⊃ dharmāntara • dharmāntara ⊃ sādhyā] → hetu ⊃ sādhyā という図式が成り立つ。

いものもある（別の属性「重い・軽い」による実例の分割）．同様に運動の属性と結合していても運動をもつものもあればもたないものもあるだろう（不確定因の指摘）．運動の属性と結合することから，自己が運動をもつことは必ずしも帰結しない<sup>48</sup>．

### 1-2. 所証と実例を分割する場合（NV）

立論：音声は無常である．生起する属性をもつから．壺のように．

反論：生起する属性をもっているも音声は分離によって生じ，壺は分離によって生じない（別の属性「分離によって生じる・生じない」による所証と実例の分割）．

同様に生起する属性をもっているも無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）．生起する属性をもつことから，音声が無常であることは必ずしも帰結しない<sup>49</sup>．

### 1-3. 所証だけを分割する場合（NP）

立論：言葉と意器官は無常である．作られたものであるから．壺のように．

反論：作られたものであっても言葉は無質であり，意器官は有質である（別の属性「無質・有質」による所証の分割）．同様に作られたものであっても無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）．作られたものであることから，音声と意器官の両方が無常であることは必ずしも帰結しない．

## 2. 別の属性の，所証の属性に対する逸脱

別の属性が所証を逸脱し，その別の属性が証因も逸脱することから，証因も所証を逸脱すると想定する．あるいは別の属性が所証を逸脱することから，類推によって証因も所証を逸脱すると想定する<sup>50</sup>．所証を逸脱する属性によっては所証や実例を分割することができないため，事実上，実例を分割する場合しかありえない．

### 2-1. 実例を分割する場合（NP）

立論：音声は無常である．作られたものであるから．壺のように．

反論：認識対象であっても虚空のように常住なものもあれば壺のように無常なものもある（別の属性「認識対象であること」の下での実例の分割）．同様に作られ

<sup>48</sup> NBh p.2010.4ff

これは「アトマンは軽いから，風のように運動をもたない」という反論（矛盾因の指摘）ではない．理由「運動の属性と結合すること」が「重い・軽い」という別の属性に対して逸脱するように，「重い・軽い」という別の属性もまた，所証「運動をもたないこと」に対して逸脱するからである．「軽ければ必ず運動をもたない」という遍充関係はない．

<sup>49</sup> NV p.2010.15f

<sup>50</sup> (1) [dharmāntara ⊃ sAdhya · dharmāntara ⊃ hetu] → \*hetu ⊃ sādhyā

(2) dharmAntara ⊃ sādhyā ⊃ hetu ⊃ sādhyā

たものであっても無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）。  
作られたものであることから、音声が無常であることは必ずしも帰結しない。

## 2-2. 所証と実例を分割する場合（Pra）

立論：音声は無常である。生起する属性をもつから。壺のように。

反論：認識対象であっても音声は分離によって生じ、壺は分離によって生じない  
（別の属性「認識対象であること」の下での所証と実例の分割）。同様に生起する  
属性をもっているも無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指  
摘）。生起する属性をもつことから、音声が無常であることは必ずしも帰結しない<sup>51</sup>。

## 2-3. 所証だけを分割する場合（Pra）

立論：言葉と意器官は無常である。作られたものであるから。壺のように。

反論：認識対象であっても言葉は無質であり、意器官は有質である（別の属性「認識対  
象であること」の下での所証の分割）。同様に作られたものであっても無常なものもあれ  
ば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）。作られたものであることから、音声と意  
器官の両方が無常であることは必ずしも帰結しない<sup>52</sup>。

## 3. 別の属性の、さらに別の属性に対する逸脱

何であれ別の要素が別の要素を逸脱することから、類推によって証因も所証を逸脱すると  
想定する<sup>53</sup>。

### 3-1. 実例を分割する場合（NP）

立論：音声は無常である。作られたものであるから。壺のように。

反論：実体であっても火元素のように熱いものもあれば水元素のように熱くない  
ものもある（別の属性「実体であること」の下での別の属性「熱い・熱くない」  
による実例の分割）。同様に作られたものであっても無常なものもあれば常住な  
ものもあるだろう（不確定因の指摘）。作られたものであることから、音声が無常で  
あることは必ずしも帰結しない。

### 3-2. 所証と実例を分割する場合（Pra）

立論：音声は無常である。所作性のゆえに。分離のように。

反論：属性であっても、分離は原因の分割が先行し、音声は原因だけの分離が先

<sup>51</sup> 所証と実例を分割するためにさらに別の属性「分離によって生じる・生じない」が必要となる。よって事実上 3-2 と同一になっている。

<sup>52</sup> 所証を分割するためにさらに別の属性「無質・有質」が必要となる。よって事実上 3-3 と同一である。

<sup>53</sup> dharmāntara (X) ⊃ dharmāntara (Y) ∴ hetu ⊃ sādhyā

行する（別の属性「属性であること」の下での別の属性「原因の分離・原因だけの分離」による所証と実例の分割）。同様に作られたものであっても無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）。作られたものであることから、音声が無常であることは必ずしも帰結しない。

### 3-3. 所証のみを分割する場合（Pra）

立論：音声は無常である。所作性のゆえに。壺のように。

反論：音声であってもカ音もあればア音もある（別の属性「音声であること」の下での別の属性「カ音・ア音」による所証の分割）。同様に作られたものであっても無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）。作られたものであることから、音声が無常であることは必ずしも帰結しない。

1-1～2-1 は、所証と証因を媒介にした2つの逸脱が論理的につながって間接的に逸脱が生じている一方、2-2～3-3 は所証と証因が関与せず、単なるアナロジーから逸脱を示している。

ここではヴァーツヤーヤナ、ウディヨータカラの例を否定せず、むしろ応用して考えられるケースを敷衍している。その全てをウダヤナは記述しておらず、注釈が補っていることから、ウダヤナとしては先行注釈を自身の分類に収めることが主眼だったと見られる。

### 4-6. 到達による対等を作る説と知らせる説で検討

証因が所証に「到達」して論証するか、あるいは到達しないで論証するかを問い、どちらの場合でも論証できないとすることが「到達・非到達による対等」である。ウダヤナはこの「到達」について、物理的な「作る説 (kṛtipakṣa)」と、認知的な「知らせる説 (jñātipakṣa)」に分け、両方の線で検討している。

「所証」とは作られるものであり、また知らされるものである。「到達」とは近接であり、そしてそれ [=近接] は結合・内属・限定要素性・被遍充性・対象性などいくつかの種類のうち、いずれか一つである<sup>54</sup>。

この区分の基本的な考え方は仏教の「生因」と「了因」に由来するものと考えられるが<sup>55</sup>、「所証」を作られるもの、知らされるものの両方とし、作る説と知らせる説を明確に分類するのはウダヤナを嚆矢とする。ヴァーチヤスパティ・ミシュラまではこの詭弁を知らせる説で捉えながらも、『ストトラ』で説かれる「(証因と所証に) 違いがないこと」を「存在すること」とみなしており、両説の混同が見られる。これに対し、ウダヤナは作る説を

<sup>54</sup> NP 25.9ff

<sup>55</sup> Cf. NS 2.1.8ff (直接知覚の三時不成立), 5.1.18 (三時不成立の無根拠による対等)



因果関係として別立てするとともに、知らせる説では「違いがないこと」を「既に知られていること」と捉えて、存在することを区別している。

この両方の説が適用されるため、「到達」はここでは広い意味で関係一般と捉えられている。「近接」は同一基体関係 (sāmānādhikarāṇya) ということができ、同じ基体に属するもの同士は同じ属性をもつというのが基本的な考え方である。

作る説では、以下のような論法を取る。

これ [=到達による対等] は以下のように起こる。すなわち、証因とその [=証因の] 知の結果 [=作られるもの] が推理知である。そして到達しないで結果を作るならば手段の過大適用になるから、到達して作ると言わなければならない。そして存在するものが到達されるのであって、存在しないもの [=が到達されるの] ではない。また 2 つの存在するに違いがないならば、どちらが原因や結果であるのか？ よって推理が実のないものとなる

56

この論法は、以下のようにまとめられる。

#### 1. 関係の必要性

手段は結果と何らかの関係を持たずには結果を作ることができない。何の関係もなしに結果を作るならば、特定的手段だけでなく何でも結果を作ることになってしまうからである。したがって証因と証因知は推理知に到達して推理知を作る。

#### 2. 関係項の成立 (存在性)

関係をもつためには両関係項が存在していることが必要である。因果関係を結ぶためには原因も結果も存在していなければならない。したがって推理知は予め存在していることになる。

#### 3. 推理の不可能

そして結果が存在しているとするならば、それを成り立たせるはずの手段は不要となる。手段なしで結果が存在してしまっているからである。そこには原因と呼ばれるものも、結果と呼ばれるものもない。よって推理なしに推理知が成り立っていることになり、推理は無用となる。

このような 3 つの段階から相手の推理が否定されるが、すでに「証因と証因知は推理知に到達して推理知を作る」という言明自体、矛盾を孕んでいることに注意したい。到達するとき存在しているならば、もはや改めて作る必要はない。すなわち、この問題は到達するか否かという選択肢を持ち込むことによって起こっているのである。

知らせる説も基本構造は作る説と同じである。前者では証因と証因知が到達するもの、推理知が到達されるものだったのに対し、こちらでは証因知が到達するもの、所証が到達

---

<sup>56</sup> NP 26.1ff

されるものとなり、「証因と証因知が推理知を作る」から「証因の反省が所証を知らせる」に替わる。

到達しないで知らせるならば過大適用があるから、到達して知らせると言わなければならない。また証因と同様、[証因の] 知も知らせるものであるが、所証とそれ [=証因の知] は、結合などというかたちで到達することはない。それゆえ [証因の知にとって到達とは所証を] 対象とすることにほかならないと言わなければならない。そしてそうであるならば、証因の反省のときにはすでに所証が明らかになっているので、既に知られている点で違いがないから、何が何について知られるもので知らせるものなのか。よって推理が実のないものとなる<sup>57</sup>。

この論法は、以下のようにまとめられる。

### 1. 関係の必要性

証因知は所証に到達して=ある関係をもって所証を知らせる。関係をもたずに知らせるならば、特定の証因知だけでなく何でも所証を知らせることになってしまうからである。

### 2. 関係項の成立（既知性）

証因知（証因の反省）と所証の関係は、対象とするもの・されるもの関係（*viṣayaviṣayibhāva*）である。その関係を結ぶため所証は対象として、予め知られていなければならない。

### 3. 推理の不可能

証因知があるときにすでに所証が知られているならば、証因知が所証を知らせるということはできなくなる。よって推理なしに所証が成り立っていることになり、推理は無用となる。

ここでもうひとつ、「他の者たち (*anye*)」の説として、「到達」を特定の証因と特定の所証との遍充関係と捉える説が紹介されている。基本構造は上記と同じであり、ヴァルダマーナはこれも知らせる説の中に収めている<sup>58</sup>。

「特定の証因は、特定の所証によって遍充されているのか否か？ もし [遍充されて] いないならばそれ [特定の所証] を知らせないことになってしまう。 [遍充されていないのに知らせるならば] 過大適用になってしまうから。遍充されているならば、 [遍充されていることが] 未知のもの [=証因] がそのように [所証を] 知らせることはできない。 [未知で

<sup>57</sup> NP 26.3ff

<sup>58</sup> シュクラ先生によると「述べる (*āhuḥ*)」で紹介する見解は採用しないことを意味するという。事実、ウダヤナはこの見解を「定義はそこまで限定していない」としてこの解釈を採用しない。なお、採用する場合は「*prāhuḥ*」になるという。

も知らせるならば] 同じく過大適用になってしまうから。それゆえ特定の証因のように特定の所証も必ず前もって了解されなければならない。遍充関係はそれ [=特定の所証] によって形成されるから。そしてそうであれば推理は意味のないものとなる<sup>59</sup>。

この論法は、以下のようにまとめられる。

#### 1. 関係の必要性

特定の証因は特定の所証に到達して=遍充関係をもって所証を知らせる。遍充関係をもたずに知らせるならば、特定の証因だけでなく何でも特定の所証を知らせることになってしまうからである。

#### 2. 関係項の成立（既知性）

遍充関係をもつにはどちらも予め知られていなければならない。未知の証因が遍充関係をもつならば、何であっても特定の所証を知らせることになってしまうからである。同じく未知の所証が遍充関係をもつならば、特定の証因からどんな所証でも知らされてしまうからである。

#### 3. 推理の不可能

特定の所証が予め知られているならば、特定の証因が特定の所証を知らせるということはできなくなる。よって推理なしに所証が成り立っていることになり、推理は無用となる。

この見解を先行する注釈に遡ることはできない。ウダヤナは『全てはこれだけである』という決まりは成立していない」と述べ、無限にある下位分類の中で、これだけが到達・非到達による対等であると示すことはできないと説く。定義には「知らせる説だけが到達・非到達による対等である」という文言がないため、作る説も、遍充関係説も含まれるという広い解釈を取っている。

再反論も、作る説と知らせる説に分けて解説されている。『ストトラ』の「壺などの完成が見られるから（否定とならない）」という文言を、作る説では以下のように解説する。

土くれに到達した棒などによって「壺などの完成が見られるから」、そして「土くれと棒が相互に到達することは」存在するもの[同士]の到達だから。(中略)相互に到達しあったものでも、固有の相が混ざり合っていないものにほかならない棒などによって、「壺などの完成が見られるから」。(中略)少なくとも「など」に含まれるあなたが承認するもの[=例えば世界]には、未到達のものにほかならない原因[=例えば神]によって完成が見られるからという意味である。(中略)原因の能力は定まっているから。[結果が生起する]時間と場所も共起に従って定まっているから<sup>60</sup>。

<sup>59</sup> NP 26.10ff

<sup>60</sup> NP 27.6ff

これらの再反論は全て『ストトラ』の「壺などの完成が見られるから」を展開したものであるが、以下の4点にまとめられる。

1. 原因は全て予め存在していなければならないこと
2. 原因同士が到達（結合）しても無区別にならないこと
3. 原因は結果に到達せずに結果を生み出すこと
4. 原因は能力・場所・時間という特定の条件下で結果を生み出すこと

3の「結果」には主張も含まれ、対論者の挙げた反論の理由が主張に到達していないのに、主張が成り立っていることを指摘するというメタレベルの再反論になっている。そしてこれは、詭弁全般に共通する「自己撞着」の指摘にほかならない。

作る説において原因は結果に到達せずに結果を生み出すとされたが、知らせる説において原因＝証因と結果＝所証には遍充関係というかたちでの到達がある。ここでは遍充関係があることを理由に到達を結論している。

一方、知らせる説において証因は〔所証の〕基体と結合関係などをもち、所証の属性によって一切への敷衍があるようにして、遍充関係に含まれる到達は存在し、また知られる<sup>61</sup>。

この一文は到達を導くメタ推理になっている。整理すれば以下のような論式が得られる。  
主張：知らせる説では証因は所証に到達する。

理由：証因は所証と遍充関係をもつから。

喩例：およそあるものと遍充関係をもつものはそれに到達する。喩例において所証と結合関係をもつ（＝所証に到達している）証因は一切への敷衍によって主題の所証と遍充関係をもつように。

適用：証因は遍充関係をもつ。

結論：証因は到達する。

知らせる説では証因「原因は壺を作る」という知によって壺の完成が推理されるが、証因と所証の関係は一般のレベルでの遍充関係「およそ壺を作る原因があれば壺が完成する」であり、個々のレベルでの遍充関係「これらの原因があるのでこの壺が完成する」ではない。一般のレベルの遍充関係と、証因の主題所属性さえあれば推理知が導かれるからである。

そして作る説と同様に自己撞着が指摘される。すなわち、立論に論証能力がないことを導く相手の推理が、個々の遍充関係「この理由が論証しないこの推理は誤っている」に立脚せず、一般のレベルでの遍充関係「およそ理由が論証しない推理は誤っている」に基づ

---

<sup>61</sup> NP 27.15f

いていることから、到達から不都合を導きながらも、自分自身が到達に立脚していることを指摘するのである。

証因によって「壺などの完成が見られる [=推理される] から」. 「など」に含まれる [立論が] 論証しないことを導く推理によって、個々には論証しないことの成立を、あなたこそが承認しているから. あるいは反論は起こりえない<sup>62</sup>.

証因の知は、証因のみを対象とする (pratipattyanubandha) のではなくて、推理の中では作用=証因の反省 (līngaparāmarśa) を通して所証をも対象とする (vyāpārānubandha). すなわち証因の知の対象は「単なる証因」ではなく、「所証に遍充された証因」であることで所証も範囲に収めている. この関係を認めなければ、反論の理由も所証に到達しないことになり、自己撞着となる.

[証因の知は] それ [=所証の属性] に遍充されたもの [=証因] を対象とするから. まさにこれゆえ後者 [=対象性以外の到達] ではない. このようなあり方 [=遍充関係] の到達は存在するから. あるいは、このように承認しなければ反論は起こりえない<sup>63</sup>.

知らせる説で壺の完成という喩例が用いられている意味は、証因の知によって所証の知が成立するというだけである. ただし「到達」は遍充関係に置き換えられ、証因の知が直接所証に到達するのではなく、普遍レベルの遍充関係を通して間接的に所証に到達することが述べられている.

これは妥当でない要素の付加である. 証因の知が [直接的に] 所証の属性を対象とするとかたちの要件は認められないから. あるいは対象でないものへの適用である. なぜなら証因の知は確かに要件ではあるが、[直接的に] 所証の属性を対象とするものとしてではないからである<sup>64</sup>.

一方、非到達による対等への再反論は『ストトラ』の「苦しめるときに呪術があるから」という文言に基づいて行われるが、ここでも、メタレベルで自己撞着を導いていると考えられる. すなわち「到達せずには論証しない」という反論が何にも到達しないで成り立つならば、それは一般に認められていることだからわざわざ論証する必要がない (すでに成立しているものの論証). そして、物理的に直接到達していなくても、呪術のように効果を与えることがあるので、非到達だからといって論証できないということにはならないと結

<sup>62</sup> NP 28.2ff

<sup>63</sup> NP 28.8f

<sup>64</sup> NP 28.9f

論付けられる。

呪術は一種の祭式であり、敵がこれ以上殺戮を繰り返さないようにするための手段として善とされている。注目すべきことに、ヴァルダマーナは「壺の完成」で全てを説明しようとし、呪術の例に全く言及していない。この時代を境に、そうした効果が迷信だと考えられるようになったためであろうか。ウダヤナは非到達による対等を次のようにまとめる。

これは妥当な要素の放棄 [= 欠如] である。肯定的・否定的随伴をもつ相互の到達が確定されるから<sup>65</sup>。

苦しめることと呪術の間には直接的な到達はないが、肯定的・否定的随伴によって間接的な到達が確定される。同様に原因と結果／証因と所証には直接的な到達はないが、肯定的・否定的随伴によって間接的な到達があると確定される。

「間接的な到達」とは、接触がないけれども効果を及ぼすことを言うが、これまでのウダヤナの説明と併せれば原因と結果の間接的な到達は「原因の能力」、証因と所証の間接的な到達は「遍充関係」と考えることができる。

以上のようにウダヤナは「到達」の意味を作る説、知らせる説に分けることによって、新しい論理学の概念を『ストトラ』の文言から引き出すことに成功している。作る説と知らせる説の場合分けは、次の遡及・反例・非理由による対等においても行われている。

#### 4-7. 遡及による対等における灯火の喩え

遡及による対等は、「根拠の根拠は何か」「実例の実例は何か」というように、無限遡及を付随させる反論法である。ストトラでは「実例の原因が言及されていないこと」と説かれる。そこには反論者の「実例の正誤が未決定であるために、結論を決定できない」という想定がある。

ここで正誤の未決定 (*aniścita*) は二重の意味で用いられている。ひとつは、実例などそれ自体の未決定である。一般に実例は世間一般に確定されている (*vyavasthita*) が、詭弁の論者はその根拠がない限り、これを認めない。ここに無限遡及が起こることになる。もうひとつは、実例などがもたらす結論の未決定である。未決定であやふやな実例は、結論を決定付けるもの (*niścāyaka*) とはならない。この2つの未決定から、実例が実例として機能していない事態 (自体不成立) を適用し、さらに否定的随伴 (他の実例がなければ実例にならない) を用いて実例の実例、認識手段の認識手段が必要であると指摘することで無限遡及を導く。

もう一方の方法は、証因などは既知でなければ機能しないことから、証因の限定要素である既知性もまた既知でなければならぬ (限定要素不成立) として、無限遡及を導く。

<sup>65</sup> NP 28.14f

前者は実例を機能面から、後者は内容面から分析していったものということができます。

このような正誤の未決定についてウダヤナは、「このことは認識手段の探求においてストラ作者たちによって明らかにされている」と述べる。『ストラ』2.1.17-19の「認識手段が認識手段から成立するから、別の認識手段の成立が帰結する。」「あるいはそれがなくなるから、認識手段の成立のように認識対象の成立が[ない].」「そうではない。灯火による照明の成立のようにそれは成立するから。」の箇所を指していると考えられる。

再反論のストラにも「灯火を取り上げれば遡及が止む」という文言がある。この灯火の喩えは以下の意味で用いられている。

#### 1. 世間においてそれ以上の根拠を問われない根拠の例（知らせる説）

暗所では灯火によって壺などが見えるが、「何によって灯火が見えるのか？」という問いは世間では起こらない。したがって無限遡及は起こらない。証因と実例も正しいものである限り、それ以上の根拠は不要である。ウダヤナはこの例を既知でなくとも知らせるものとなることを例示するために挙げているが、灯火自体が既知であるか否かを不問にしている。既知であるならば再び「何によって知られるのか」という問いが起こるし、既知でないとするば証因や実例も既知でなくともよいことになってしまう。

すなわち、世間は灯火が既知か否かを問わずに根本的な根拠として認めるように、証因や実例も既知＝それ以上の根拠があるか否かを問わないとして、世間的な常識を盾にそれ以上の追及をかわしていると思われる。

灯火が取り上げられれば遡及がないからである。あるいは[遡及が]あるならば可見のものを見ることは世間になくなってしまふ<sup>66</sup>。

理由と実例に更なる根拠がいらぬのは、理由がすでに五相を備えることで誤っていないからにはほかならぬ。すなわちすでに同類や異類、他の認識手段や対立主張によって検証が済んでいるために正しいと言われるのであって、換言すれば「根拠があるから、それ以外の根拠はいらぬ」ということになる。

#### 2. 世間において他の原因に依拠していても別の原因となりうる例（作る説）

灯火には薪などの原因があるが、結果である世間の言語表現を生み出すことができる。同様に証因や実例もそれぞれの原因があるが、結果である所証を生み出すことができる。

そのような[＝他の原因に依拠した]灯火によっても世間の言語表現が[成立し]、[他の原因に依拠した]真実の考察によっても哲学者の言語表現が成立するから<sup>67</sup>。

<sup>66</sup> NP 32.14f

<sup>67</sup> NP 33.5f

### 3. 結果の不成立を解消する確定した原因の例（作る説）

灯火はそれ自体で確定したものとして不成立でない認識を生み出す。同様に証因や実例もそれ自体確定したものとして不成立でない所証を生み出す。2では何らかの原因をもつ結果として例示されていたのに対し、3は結果をもつ原因として例示されている点で異なる。

未成立のものに依拠して未成立なのか、成立しているものに依拠してでも[未成立で]あるのか？ 前者ならばすでに成立しているものの論証となり、一方後者ならばストトラが答えとなる<sup>68</sup>。

『ストトラ』以来、灯火の喩えは詭弁の文脈にも用いられてきた。既知のものとして成立しているならば、それ以上の原因や根拠なしで、結論を保証するというニヤーヤ学派の見解を、ウダヤナは作る説と知らせる説の両方で再検討している。

#### 4－8. 不生起による対等の5つの不生起

不生起による対等は、『ストトラ』で「生起する前には原因がない」と反論することであると説かれる。これをウダヤナは論証に必要な要件が、理由より前にまだ存在していなかったと指摘することと捉え、理由との間の存在論的なタイムラグを想定している。そして論証に必要な要件を基体・証因・所証・実例・その知の5つに分けて解説する。

##### (1) 基体の不生起

基体の不生起の例は『パーシャ』にあるという。すなわち、「音声は無常である。努力の直後にあるものだから。壺のように」という主張に対して、「生起の前には音声は未生起だったので、努力の直後にあることという無常性の原因はない。それが無いから常住であることになる。そして常住なものの生起はない。不生起による反証が不生起による対等である」と反論することを指す。ウダヤナはこれを基体の一部不成立因であるというが、『パーシャ』はそのような評価を行っていない。

最初の喩例 [=基体の不生起] はパーシャなどにあり、それは基体の一部不成立因であると結論されている<sup>69</sup>。

再反論のストトラの解説においてウダヤナは、生起の前に基体はないという見解に対して、「代喩 (upalakṣaṇa)」を根拠に、時間に制限されない基体のあり方を説く。

<sup>68</sup> NP 33.6f

<sup>69</sup> NP 35.2



音声の無が音声になることはないのと同様、音声でなかったものが後から音声になることはない。したがって生起する前、消滅した後の音声の非存在は、ある時点で存在している音声もっている音声性などによって代喩される。存在していない音声に音声性はないが、間接的に音声性が非存在と同一基体関係をもつ。すなわち「まだ音声は存在していない」「もう音声は存在していない」の2つは「ある時に音声が存在している」ということから暗示されるということになる。さらに代喩がなければ否定の言語表現が成り立たないことを示し、未生起の基体という言語表現が可能でありつつも、実際には未生起の基体はないことを正当化している。

自らの時間にある〔音声性などの〕あり方によって、別の時点〔＝生起する前〕での自らの非存在を代喩するという意味である。（中略）それ〔＝代喩された基体〕の非存在があるということなので、〔代喩なしに〕それ〔＝非存在〕はまた言表されないものになってしまう。そして言表されないものを基体として、所証と証因の関係を疑うことすらできない<sup>70</sup>。

## (2) 証因の不生起

理由と証因は同じものを指すので、証因の不生起は理由の一部不成立ということになる。

一方第2〔の喩例＝証因の不生起〕は「これは重い。落下するから」と述べられたとき、「落下が生起する前の状態は、理由が一部不成立となる。そのときにも重さが意図されているので、その〔落下する前の〕状態であっても主題に含まれるから」という<sup>71</sup>。

この反論に対して、スートラからは「生起したものだけが証因である」ということしか言えないが、証因「落下」が生起する前にも所証をもつ主題「重さをもつこれ」がある（証因が常に主題に存在していない）という、この論式に特有な状況で不成立因の疑いを晴らす説明が行われる。

一時的にしか存在しない証因「落下」が、継続的なものである所証「重さ」を証明できるかこの問題に対し、「落下するものは重い」という関係を、「ある時点で落下をもつものは、いかなる時でも重い」というように厳密な表現で修正することで解決している。

このような遍充関係がない場合、落下をもつ時点で重くないことになり、主題「これ」は所証を欠くことによって主題ではなくなる。主題でないものに証因の不成立を指摘しても、反論したことにはならない。

ある時点で存在している証因〔＝落下〕が、三時にわたる所証〔＝重さ〕と本質的な関係が成立しているとき、その証因がある時点で成立しているものとしてのみ〔論証で〕引か

<sup>70</sup> NP 37.1f

<sup>71</sup> NP 35.2ff

れることに基づいて、そのような [=成立した遍充関係をもつ] 所証と証因の関係が成り立つので、未生起と消滅の状態における [証因の] 不成立が破綻をもたらすことはない。その時点 [=証因が生起している状態] のものとして引かれなくとも、その時点の対象として成立する [=含意される] から。なぜなら「ある時点で落下をもつものは、いかなる時でも重い」という遍充関係があるからである。あるいは遍充関係がないならば、その時点にあるものとして主題でもないので、何の不成立を指摘するのか<sup>72</sup>。

### (3) 所証の不生起

ここではヴァイシェーシカ学派の因果関係が取り上げられている。

第3 [の喩例=所証の不生起] は「これは香りを持つ。地元素からなるものだから」と述べられたとき、「第一刹那に遍充されるものである香りは生起しないから、理由は不成立である。あるいは [地元素からなることが香りが生起する前に] 成立しているならば、[直接知覚によって] 対象が排撃されたものとなるだろう」という<sup>73</sup>。

ヴァイシェーシカ学説ではカテゴリー間の因果関係に基づく要請から、地元素からなるもの一例え壺一が生起した第一刹那は無属性状態であり、第2刹那になってはじめて色や香りなどの属性が生起するという定説がある。ミクロな視点で見えていくと、第1刹那には地元素からなるものであるのに香りが無いという状態があることになる。これは以下のような推理がもとになっている。「生起したばかりの実体は無属性である。属性の内属因 (samavāyikāraṇa) が無いから。」

一方「地元素からなるものは必ず香りを属性としてもつ」というのも定説である (NS 3.1.62)。ここから「香りが無いものは地元素からなるものではない」という対偶 (遍充するものがなければ遍充されるものもない) によって、第一刹那も地元素からなるものでないことになってしまう。この結論を、「所証 (香りをもつこと) が生起する前には、理由 (地元素からなること) が無いから」というようにストラからパラフレーズしている。

一方、地元素からなることは実際第一刹那にあるというならば、香りが無いのに地元素からなるものを認めていることになり、「地元素は (必ず) 香りをもつ」という知覚 (あるいは定説) に抵触することになる。

この場合と、次の実例の不生起についてウダヤナは証因の場合と同じ理由で再反論できるという。所証が証因を一時的なもの (ある時点で成り立つもの) として遍充すると修正された場合、所証があるのに証因が無いという状態 (実体が生起した第一刹那の無属性状態) は問題でなくなる。「ある時点で香りをもつものは、いかなる時でも地元素からなる」「ある時点で属性をもつものは、いかなる時でも実体である」という遍充関係は、地元素

<sup>72</sup> NP 37.9ff

<sup>73</sup> NP 35.4ff

からなるのに香りをもたない状態，実体なのに属性がない状態によって損なわれない。この遍充関係に対して向けられたものではない不成立因の指摘は，反論の要件にならない。

#### (4) 実例の不生起

同じくヴァイシェーシカ学派の因果関係に基づく反論である。第一刹那に属性がない点は上記の通り。ただしストラをそのまま適用すれば「壺が生起する以前には属性がない」となるが，ここでは「壺が生起した直後（第一刹那）には属性がない」ということが述べられており，解説に変更が見られる。

第4 [の喩例＝実例の不生起] は「自己は実体である。属性をもつから。壺のように」と述べられたとき、「第一刹那に壺は属性が生起していない状態であり，まさにそれは属性をもたない。そしてそのようにして実例において理由が一部不成立になる」という<sup>74</sup>。

#### (5) 知の不生起

存在論から反論を行っていた第4までの喩例と異なり，この喩例は認識論からの反論である。ストラは「基体の知が生起する前には，理由が存在しない（＝知られない）」とパラフレーズされる。風元素は可触性のみを属性としているため（NS 3.1.63），風元素を知る手がかりは可触性のみであり，風元素が知られる前にその可触性が知られているということはない（存在はしているはずだが）。ここから風元素を未知の状態と既知の状態に分け，未知の（＝知が生起していない）状態では理由もまた知られていないことによって反論する。

第5 [の喩例＝その知の不生起] は「風は実体である。可触性をもつから」と述べられたとき、「未知であっても風は実体であることが意図されている。しかしその場合この理由 [＝可触性をもつこと] は認識されたもの [＝風] に存しないので，理由は [基体の] 未知の部分について不成立である」という<sup>75</sup>。

この場合については，推理を可能性としてあるものと決定によるものの2つに分けて答える。推理には疑惑がなければならぬ要件＝所証と，確定的でなければならぬ要件＝証因がある。所証に疑惑がなければ推理が不要となってしまうし，証因が確定的でなければ所証を導くことができないからである。ここでは推理には可能性としてある部分と決定による部分の両方があることが述べられている。なお可能性としてあるということは疑惑の一種だが，一方の結論がより強い（*utkāṭakotika*）状態である。

いずれの要件も確定的なものとして，あるいは蓋然性をもつものとして知られており未

<sup>74</sup> NP 35.6f

<sup>75</sup> NP 35.8f

知であるということはない。「風は実体である。可触性をもつから」という推理において、主題「実体としての風」は、証因「可触性」を認識する以前にも可能性として知られていたということができる。しかしそのことは風が知られていなかったということの意味しない。

実に推理の起こり方は可能性としてあるものと決定によるものとの 2 種類である。そのうちそれぞれの起こり方に従って、その知の対象 [= 主題・理由・実例] だけが提出されるから、それ以外のもの [= 未知のもの] が主題などでなくとも、立論を捨てたことにはならない。提出に従うものは過失がないから<sup>76</sup>。

#### 4-9. 無区別による対等における存在性の議論

「無区別による対等」とは、『スートラ』で「ある属性の成立に基づいて無区別なので、存在性が成立するから全て無区別になってしまう」と説くことであると定義される。この詭弁は、必ずしも存在性に限定されず、認識対象性や実体性などでもよい（「別の属性の代喩である」）とウヂョータカラは解説する。その根拠としてウヂョータカラを引用する。

そしてこれ [= 存在性] は別の属性の代喩である。認識対象性・実体性などによっても反証が可能だから。「そして無区別による対等はこの詭弁 [= 付加による対等] となり、付加による対等などが同一になってしまう。[いずれも実例と所証の] ある類似性に基づく [反証だ] から。」とヴァールティカで知られるから<sup>77</sup>。

ウヂョータカラは「無区別による対等が、主題と実例に別の属性を選択する点で付加による対等と同じになる」と述べており<sup>78</sup>、無区別による対等が存在性だけから起こるならば「主題と実例に別の属性を選択する」ということができず、付加による対等とは元より異なるものとなる。同じであるためには、「存在性」という語を「主題と実例に別の属性を選択する」ものの代喩として解釈しなければならない。したがってウヂョータカラ説に従えば、「存在性」は証因以外の属性一般を表す代喩ということになる。

なお、ウヂョータカラは本当に無区別による対等と付加による対等が同じであると述べているのではない。詭弁が 14 分類であると主張し、いくつかの詭弁は無駄な繰り返しであるという反論に対して、詭弁の 24 分類が限定 (avadhāraṇa) ではなく、定義を伴う被定義項 (個々の名称) と反論の仕方による区別の一例 (udāharaṇa) であるとし、何らかの区

<sup>76</sup> NP 37.17f

<sup>77</sup> NP 46.4f

<sup>78</sup> NV 2015.7

別で 14 分類が成り立つならば、何らかの区別で 24 分類も成り立つという。こうした区別を否定するならば、無区別による対等が付加による対等などと同じになってしまうという 14 分類説が意図しなかったことを付随させるのが引用された箇所である。

このような存在性などによって指摘される「無区別」とは、ウダヤナによれば「同一であること、同一の属性をもつこと、あるいは同一形相の属性をもつこと」であるという。この 3 種類の無区別はニヤーヤ学派の語意論 (NS 2.2.66-69) に由来し、同一であることが個物 (vyakti) としての無区別、同一の属性をもつことが類 (jāti) としての無区別、同一形相の属性をもつことが所証の属性 (形相 ākṛti) としての無区別に対応する。

同一性によって無区別ならば、主題などの区別がなくなってしまう。その類のものとして無区別ならば、類の混同や下位の類の消滅がある。同じような形相をもつものとして無区別ならば、属性・運動なども無常な属性と結合することになってしまう<sup>79</sup>。

このように壺と音声が無常という点で無区別ならば、全てのものが存在性という点で無区別になり、論証の構成要素が成立しなくなったり、論証の前提となる事物のカテゴリズができなくなったり、常住なものも無常であるという矛盾が起こったりするという不都合を「無区別による対等」は指摘する。この後に「他の者たち (anye)」が、『ストトラ』にある「存在性」を「共存の存在性」と解釈する説を唱え、付加による対等と同じになるという理由で却下されるが、そこにおいても無区別を個物・類・形相の 3 通りで無区別を捉えている。

無区別による対等への再反論は、「ある場合にはその属性は成り立たず、ある場合には成り立つから、否定にならない<sup>80</sup>」という曖昧なものである。ヴァーツァヤナは「一般的な無区別に対して存在性は成り立たないが、無常性に対して所作性という無区別は成り立つ」と解釈し、ウディヨータカラとヴァーチャスパティミシュラは「存在性から一般的な無区別は成り立たないが、所作性から無常性という無区別は成り立つ」と解釈するが、内容的には同じことを述べていると考えられる<sup>81</sup>。

<sup>79</sup> NP 46.11f

<sup>80</sup> NP 5.1.24

<sup>81</sup> NBh 1134.5ff: 例えば所証と実例においてある属性である努力の直後にあることが成り立つから無常性という別の属性が無区別である。このように全ての存在に存在性が成り立つことに基づく別の属性はない。そうであるならば無区別になるだろうけれども。(yathā sādhyadṛṣṭāntayor ekadharmasya prayatnānantariyakatvasyopapatter anityatvaṃ dharmāntaram aviśeṣaḥ, naivaṃ sarvabhāvānāṃ sadbhāvopapattinimittam dharmāntaram asti, yena aviśeṣaḥ syāt)

NV 1134.13: ある場合には類似性が認識され、ある場合にはないというのがストトラの意味。(kvacit sādharṃyam upalabhyate kvacin nety sūtrārthah)

NVTT 1134.18ff: ある類似性、努力の直後にあることなどがあるときには、音声は壺などとその属性である壺の属性の無常性が成り立つから。ある類似性、音声に存在一般と共に存在性があるときには、存在一般の属性が成り立たないから否定はないということ。(kvacit sādharṃye prayatnānantariyakatvādau sati śabdāder ghaṭādīnā saha taddharmasya ghaṭadharmasyānityatvasyopapattē, kvacit sādharṃye śabdasya bhāvamātreṇa saha sattvādau bhāvamātradharmasyānupapattē pratiśedhābhāva iti yojanā)

存在性からは一般的な無区別が成り立たないことを指摘するため、ウダヤナは 5 つの選択肢を用意する。

この存在性は結果性が〔無区別を〕証明しないことの実例なのか、それとも結果性がそれ〔＝無区別〕を証明すること〔の実例〕なのか。「〔全ては〕共通な属性をもつから」という〔無区別の〕理由に含まれるものなのか、無区別を独自に証明するものなのか、あるいは付随する過失なのかという<sup>82</sup>。

『パリシシュタ』の注釈に基づくと、この選択肢は次のような論式で構成される。

(1) 「所作性は無常性としての無区別を証明しない。存在性が一般的な無区別を証明しないように。」

これは「単なる実例だけでは証明するものとならないから。また無区別であるという決定がないから」という理由で否定される。理由を伴わない実例は反証にならない。実例だけではそうであるかもしれないし、そうでないかもしれないという未決定状態を打開できないということである。

(2) 「所作性は無常性としての無区別を証明する存在性が一般的な無区別を証明するように。」

これも 1 番目と同じ理由、あるいは自己撞着になるという理由で否定される。実例だけでは証明できないという問題があるが、その上仮に証明できたとしても、実例において立論者の主張を認めてしまうことになるので、自分の立場と矛盾する。

(3) 「所作性は無常性としての無区別を証明しない。全ては存在性という同じ属性をもつから。」

(4) 「全ては無区別である。存在性という同じ属性をもつから。したがって全ては常住である。」

(3) と (4) は「本質的な関係が成立しないから。それを欠くものに証明することを認めるならば自らの言明と撞着するから」という理由で否定される。存在性は無常性または常住性に対して逸脱するため、遍充関係はない。存在性があるからといって無常ではないとか、常住であるとかいうことはできない。これを無視して存在性を反証に用いるならば、所聞性も常住性としての無区別を証明せず、また (5) より全ては無常であるという主張も成り立ちうるので、自らの立場である常住性も否定されることになる<sup>83</sup>。

(5) 「全ては無区別になってしまう。存在性という同じ属性をもつから。したがって全ては無常になってしまう。しかし実際は無区別ではないので、無常でもない。」

<sup>82</sup> NP 49.4f

<sup>83</sup> NBh 1135.1f: 存在するものが常住か無常なのだから、無常性は成り立たない (sataś ca nityānityabhāvāt anityatvānupapattih)

これについては「もし存在性に基づくならば無区別になってしまうというのか、それとも結果性に基づいて無区別ならば存在性に基づいても同じく〔無区別に〕なってしまうというのか」とさらに2つの選択肢が挙げられる。

前者は「遍充関係があるならばすでに成立しているものの論証になるから。また排撃によって遍充関係の考証に必要な対偶が決定されないから」という理由で却下される。仮に存在性と無常性の遍充関係があるとして、存在性の点から無区別を主張するだけならば、立論者にとって何の不都合もない。さらにここから全てが無常であることが帰結しても、立論者の主張は否定されたことにならない。遍充関係を正当化するための考証は、否定的遍充の形で行われる。しかし、存在性をもたないものがない以上、「無区別でないならば存在しない」ということができない<sup>84</sup>。

後者は「所作性が無常性という無区別を証明することは、存在性が無区別を証明することによって遍充されないから」という理由で却下される。前者では存在性と無区別の遍充関係「存在性があれば、必ず無区別となる」が否定されたのに対し、後者では無常性による無区別と存在性による無区別の遍充関係「無常性の点で無区別ならば、必ず存在性の点でも無区別である」が否定される。いずれも存在性から無区別を論証することはできず、仮にしたとしても、立論の反証にはならないことが述べられている。

最後にウダヤナはこの再反論を、ミーマーンサー学派による主宰神論証批判に適用する。ニヤーヤ学派はこの世界が何者かに作られたものであると想定し、その何者かを主宰神であると説くが、これに対してミーマーンサー学派は、「それならばウサギは動物だから、ほかの動物と同じように角があることになってしまう」という帰謬論法を用いる。これを結果性による無区別から動物性による無区別を導くものと捉え、存在性からの無区別と同様、そのような遍充関係はないとする。

これによって主宰神の推理に対して動物だからといってウサギなどが角をもつという無区別の過失が付随するなどということも説明される<sup>85</sup>。

<sup>84</sup> このことは、無制限の全称命題「およそ全てのものは」による論証が認められていないことを示唆している。

Cf.NBh 1134.8ff: 実際、このように考えれば「全ての存在は無常である。存在性が成り立つから」という主張になる。その場合、主張の内容とは別に他の喩例はない。そして喩例がない理由はないという。また主張の一部が喩例であることは成り立たない。なぜなら所証は喩例ではないからである。(evam khalu vai kalpyamāne anityāḥ sarve bhāvāḥ sadbhāvopapatter iti pakṣaḥ prāpnoti| tatra pratijñārthavyatiriktam anyad udāharaṇam nāsti, anudāharaṇaś ca hetur nāstīti| pratijñāickadeśasya codāharaṇatvam anupapannam, na hi sādhyam udāharaṇam bhavati)

<sup>85</sup> NP 49.12f. Pra は「もし所証と共存するだけで結果性だけから見えない作者が成立するならば、同じように動物性からもウサギに角が成立してしまう」というこの場合、結果性が作者を証明することは、動物性が角を証明することによって遍充されない。もしそうならば過失があるだろうがという意味。」と解説し、Pan は「ミーマーンサー学派の者たちが以下のように述べている。「もし結果だからといって作者をもつことが証明されるならば、動物だからといってウサギなどが角をもつことも証明される」という。(略) こ

このようにウダヤナはウディオータカラ説をもとに、『ストトラ』の「存在性」を認識対象性や実体性に拡張したが、これによって「同一である」「無区別である」とは何かという語意論に基づく存在論の問題から、証因の属性と所証の属性との間に遍充関係・本質的關係があるかどうかという論証の問題に焦点を移したといえよう。

#### 4-10. 成立による対等における排撃と均衡の可能性

「成立による対等」とは、『ストトラ』で、立論者と対論者両方の理由が成り立つと指摘することであると定義される。「類似性・非類似性による対等」や「論題による対等」とは異なり、立論者と対論者両方の主張が成り立つことではないことが、ウディオータカラとヴァーチャスパティミシュラからの引用によって明らかにされる。

ウディオータカラは「常住と無常の理由が同じものについて成り立つというのが成立による対等の意味である。常住と無常の両説によって反証するならば論題による対等になるという違いがある」と解説する<sup>86</sup>。しかし2つの詭弁が自説を立てるか否かで分けられることはこの文だけから直接理解されず、次のヴァーチャスパティミシュラによる解釈が必要となる。

ヴァーチャスパティミシュラは「論題による対等の詭弁では主張と反主張の論証が同等であっても、対論者が自分の論証から自分の主張が成立することによって立論者の論証を反論するとき起こる。一方成立による対等では自分の論証によってのみ起こるという違いがある」と解説する<sup>87</sup>。この箇所についてウダヤナは次のようにまとめている。

「自説が成り立つことによって」というのが論題による対等の場合であり、「自らの証因だけによって」というのが成立による対等の場合である。前者では「成立している自らの証因に基づいて自説が成り立つことによって [反証する]」という意図がある。一方、後者では「自らの証因 [のみ] に基づいて自らの証因が成り立つことによって [反証する]」という [意図がある] <sup>88</sup>。

成立による対等は、自らの主張を含意はするが述べないという点でのみ、論題による対等・反対属性による対等と異なる。そのためウダヤナの解説にある「証因のみに基づいて」

---

でも「結果性が作者をもつこと証明することは、動物性が角をもつことを証明することによって遍充されないと知るべきである。動物性は対象が排撃されているので、角を持つことを証明しないが、結果性は対象が排撃されないので、作者をもつことを証明する」と悪意のない人たちは考えるので、逸脱があるから遍充されるものと遍充するものの関係は成り立たないから、否定も同じだからという要髓。」と解説している。

<sup>86</sup> NV 1136.11ff

<sup>87</sup> NVT 1136.16ff

<sup>88</sup> NP 50.7f



とは自説を証明することなしにという意味になる。このことを論題による対等と対照するために、「証因のみに基づいて」の後に「証因が成り立つことによって」と補い、次のようなプロセスの違いを想定する。

論題による対等：証因→自説（所証）の成立→排撃の指摘

成立による対等：証因→証因の成立→排撃の指摘

ただしヴァーチャスパティミシュラの記述からは「証因→証因の成立→」というプロセスは見られず、「証因＝証因の成立→」となっている。

具体例は、「音声は無常である。結果であるから」という主張に対し、「もし無常説に対する根拠である結果性があるので無常であるならば、常住説でも何らかの根拠があるだろう。私が述べたものだから。あなたの説のように。」[同様に]「私の主張とあなたの主張のいずれかであるから。」「最初の疑いの対象であるから。」「異論の対象だから。」「私の認識の対象だから」というように反論することであるという<sup>89</sup>。反論者は具体的な証因を挙げておらず、それが存在する可能性を指摘するに留まる。ヴァルダマーナはこの可能性を決定（100%確実なもの）と解し、ヴァーメーシュヴァラは蓋然性（そうである確率が高い）と解する。上記の例では「常住説にも何らかの根拠があるだろう」という表現があるので、ウダヤナは蓋然性を意図してこの言葉を使っていると見られるが、ヴァルダマーナは結論に蓋然性があっても理由は確実なものでなければならないという立場を取っている。

このような詭弁に対し、主張と反主張の2つの理由の間に排撃も均衡も成り立たないことが再反論のストラの解説で示される。

[成立による対等における] 個別の欠陥は妥当な要素の欠如である。優勢でないものは排撃するものとならないから。あるいは[反論証が] 優勢であると認めるならば、立論の理由に他の過失を述べなければならない。[立論の理由は反論の理由に] 依存しないから<sup>90</sup>。

排撃関係は、優勢＝依存されるものと、劣勢＝依存するもの間にある。すなわち劣勢なものは優勢なものに依存することで排撃されることになる。ところが、ここで無常製の証因である所作性はすでに成立したものであり、所聞性などの理由に依存しない＝それらの理由よりも劣勢ではない。したがって他の過失を述べることで、立論が劣勢であることを示さない限り、排撃は不可能である。

依存されるものと依存するものはそれぞれ直接または間接の原因と結果というように説明される。原因がなければ結果がないという理屈がここでも該当する。直接的なも

<sup>89</sup> このような反論についてウダヤナは「ブリハスパティ (Brhaspati) の見解に従って他にもいろいろな理由が提起される」と述べている。ブリハスパティとは、自ら主張を立てない順世派チャールヴァーカを指す。

<sup>90</sup> NP 51.14f

のは例えば推理と証因の知覚で、推理（結果）は直接的に証因の知覚（原因）に依存している。また間接的なものは例えば類推と言葉の認識で、類推（結果）は間接的に言葉の認識（原因）に依存している。排撃関係というかたちの依存関係は、直接的なものだと考えられる。

均衡については次のような応答で解説される。

[反論] そうであれば条件自体がこの場合、何らかの見えないものであろう。そしてそれ [=見えない条件] の排除が、あなたの所証を排除するという私の主張における根拠となるだろう。したがってまた、条件というあり方の差異を見ることなく、均衡の指摘をすることも成り立つことになるだろう。

[答え] そうではない。条件が成立しなければその排除も成立しないから。また「私が述べたこと」なども全く同様に条件が適用されることになってしまうのでまた [自己] 撞着があるから<sup>91</sup>。

均衡をもたらす差異の不足として考えられるのが、見えない条件 (adrśyopādhi) である。推理に条件があれば不成立因となる。2 つの推理は共に目に見える条件がないが、立論には見えない条件があり、反論においてはそれがない。たとえ本当に立論に条件があっても反論に条件がないとしても、見えないものの有無を論じているので排撃するということはできない。したがって反論は見えない条件を指摘するものとして均衡するという。

これに対して、条件が見えない以上あるともないとも言えないので、見えない条件だけでは反論が均衡に値するとは言えないとされる。一方、仮に見えない条件によって反論することが可能であるとするならば、反論の理由「私が述べたことだから」「私の主張とあなたの主張のいずれかであるから」「最初の疑いの対象であるから」「異論の対象だから」「私の認識の対象だから」などにも見えない条件があることになってしまい、自滅することになる。これを自己撞着と言っている。

さらに「反論は立論に見えない条件をもたらす」ということが否定されて、次に「反論は立論に条件があるかもしれないことをもたらす」ということが提起されるが、疑わしいというだけではすでに確立した証因を崩すことはできないので、均衡はないという。また、立論を疑いによって崩すことはできないとされたが、疑い自体は否定されていない。そこで反論は立論に条件があるかもしれないと指摘することによって、均衡があるかもしれないと指摘するものであるとされる。しかしこれも、反論自体にも疑いを投げかけることになり、自己撞着となる。結局、見えないものや疑わしいものといった不確かなもので反論している以上、均衡をもたらすことはできないのである。

条件の疑いから遍充関係が不成立になることはないことが次に述べられる。

<sup>91</sup> NP 52. 7ff

〔反論〕以下のようになるだろう。「これは証因ではない。遍充関係が不成立だから。そしてこれは遍充関係が不成立である。条件が疑われるから。というのもこのようにして自分自身の否認がなくなるからである。異類例を排撃するものによって差異があるから。すなわち、遍充関係が不成立のものが証因であるならば、一切が一切から理解されることになってしまうので、条件が疑われたものも遍充関係によって成立する矛盾がある。なぜなら条件のない決定が遍充関係の成立であり、決定のないものが疑いだからである」と。

〔答え〕そうではない。立論にも考証の助けを認めるとき、異類例を排撃するものは存在するから。そしてそうであれば妥当な要素の欠如である。疑いに対して排撃するものがないことという要件は妥当なものにほかならないが、それに依拠していないから<sup>92</sup>。

条件の疑いによって反論する論式「これは証因ではない。いかにしても知覚されていない条件の疑いによってもたらされるから。あるいは反対主張の疑いによってもたらされるから」では条件の疑いが反論自体にも及んで自己撞着となる。そこで、条件の疑いから、異類例に対する排撃、すなわち対偶の考証を用いて遍充関係の不成立を導き、これによって反論を行う。このとき、遍充関係をもつ反論には批判が及ばないとされる。

ここで用いられる対偶の考証は、「証因であるもの（異類例）の遍充関係が不成立ならば、一切から一切が推理されることになってしまう。しかし実際はそうではない（排撃）。よって遍充関係が不成立のものは証因ではない。」したがって条件が疑われる立論は、遍充関係が不成立であり、証因でないことが証明される。

これに対して、立論にも同じく対偶の考証を用いて証因であることを証明する。その対偶の考証は、ヴァルダマーナによれば、「証因でないもの（異類例）の遍充関係が確立しているならば、何でも何かからも理解されることになってしまう。しかし実際はそうではない（排撃）。よって遍充関係が確立しているものは証因である。」したがって遍充関係が成立している立論は、証因であることが証明される。

結局のところ、立論に遍充関係があることは固持されており、これを条件の疑いによって否定することはできないということの繰り返しである。

一方、条件の疑いでは「これは証因でないかもしれない」とまでしか言うことができない。疑っている時点では、異類例「証因であるもの」に対して遍充関係の不成立を排撃していないからである。しかし反論者は排撃を述べることで「これは証因でない」と確定させてしまっている。そこでは疑いの要件である排撃するものの非存在が欠けていることになる。

排撃の疑いも同様である。前節では立論が遍充関係をもつことによって正しい証因であることを証明するために、証因でないものから遍充関係が排撃されることが述べられた。これに対して、証因でないものでも遍充関係があるかもしれないという異類例にお

<sup>92</sup> NP 49.12f

ける排撃への疑いを提起する。

ここから遍充関係をもつからといって正しい証因であるとは限らないということが論理的に帰結するが、反論者がそれを主張したいがために疑いを提出したかは分からない。これまで反論者が提起した疑いは全て立論にまつわるものであったことから、ここでも立論が正しい証因であると確定する根拠に疑いをかけることによって、立論の証因の正しさを疑おうとしていると考えられる。

これに対して同じ疑いが、反論の根拠となる異類例での排撃にもかかり、自己撞着になることが述べられている。

ここまでの自己撞着を、ウダヤナは『スートラ』の「成り立つ理由を追認するから」に読み込む。その解釈は明らかにされていないが、「成り立つ理由」には条件の疑い、均衡の疑い、排撃の疑いなど反論の理由が含まれ、それを「追認するから」とは自らの反論にも適用されるからという意味で取ったものと考えられる。

#### 4-11. 知覚による対等の5分類

「知覚による対等」とは『スートラ』で、提出された理由がなくても、(所証が)知覚されることに基づいて反論することであるという。立論者の主張は「提出された理由があるとき所証がある」という非限定的なものであって、これだけならば「提出された理由がなくても所証が知覚される」という反証は主張と対立しない。対立が生まれるのは、「提出された理由があるときだけ所証がある」と立論に限定「だけ (eva)」を選択することによってである。このように相手の主張を「その理由があるときだけ成り立つ」と取ることによって初めて、「その理由がなくても成り立つ」ということが反証となる。反論者がこのような限定(非結合の排除)を読み込んでいることはヴァーツヤヤナ、ウディヨータカラ、ヴァーチャスパティミシュラも述べており<sup>93</sup>、ウダヤナはまずこれらを引用している。

ウダヤナは『スートラ』の「理由」を認識結果の要件全般に拡張し、知覚による対等を5つに分類する。

- (1) 所証がなくても基体が知覚されるので排撃になる。

<sup>93</sup> NBh 1139.3f: 「努力の直後にあるからと述べる者は原因から生起する」と述べているのであって、結果に原因の制限があるというのではない。(prayatnānantariyakatvād iti bruvatā kāraṇata utpattir abhidhīyate, na kāryasya kāraṇaniyamah|)

NV 1139.6f: 「音声は無常である」と述べる者は別の所証が原因であることを否定するのではないし、所証に別の原因があることを否定するのでもない。(anityaḥ śabdāḥ iti bruvatā na sādhyāntarāṇām kāraṇāntaram pratiśidhyate na sādhyasya kāraṇāntaram iti|)

NVTT 1138.15f: また同様に、非結合の排除によって音声が無常であることが理由ではない。遍充しないから。また非結合の排除によって別の理由があるからというのが詭弁の論者の否定となるという。(evaṅ ca nāyogavyavacchedena śabdānityatvaṃ hetur avyāpakatvāt, nāpy anyayogavyavacchedena, hetvantarasya vidyamānatvād iti jātivādino 'bhisandhir iti|)

NVTP 577.4ff でもこれらの説が再掲されている。

「山には火がある」と言われたとき、「山にだけ火があるのか、それとも [山に] 火だけがあるのか」という。「前者ではない。かまどなどに火があることが知覚されるから。後者ではない。火がなくてもこれ [=山] は知覚されるから<sup>94</sup>。」

所証の非存在が直接知覚で定められることによって排撃となるのは後者「山に火だけがあるのではない」である。ここで「だけ」は非結合の排除「山に火だけがある」＝「山には常に火がある」として機能する。

(2) 証因がなくても [基体が] 知覚されるので不成立因になる。

「煙があるから」と言われたとき、「煙は基体 [=山] と他の結合を排除して関係するの、それとも非結合を排除して [関係するの] か」という。「前者ではない。山には [煙以外の] 木なども知覚されるから。後者でもない。その煙も [常にではなく] ある時点で知覚されるから」と<sup>95</sup>。

証因の非存在によって不成立因となるのは後者「常に煙があるわけではない」である。

(3) [所証と証因の] 両方がなくても基体が知覚されるので [排撃と不成立の] 両方になる。

例は (1) と (2) をまとめたもので、「山には火がある。煙があるから」と言われたとき、「常に火があるとは限らない」といえば排撃、「常に煙があるとは限らない」といえば不成立因の指摘になる。

(4) 証因がなくても所証の属性が知覚されるので適用不十分になる。

「山には火がある。煙があるから」と言われたとき、「ここで何が限定されるのか。山にだけなのか、火だけがなのか、それとも煙だけがあるからなのか」という。1 番目ではない、かまどなどもそうである [=火がある] ことが知覚されるから。2 番目ではない、木などもそこ [=山] に知覚されるから。3 番目ではない。そこでは光からもそれ [=火] が知覚されるから」と。

全く同様に同延の遍充関係においても、はたらき [=省察] を取り上げて [起こるの] である。例えば「生起することを省察しなくても、認識の違いで区別されることなどから

<sup>94</sup> NP 54.5f

<sup>95</sup> NP 54.7f

も無常性が知覚 [=推理] されるから」という<sup>96</sup>。

証因が全ての所証に存することがないことから適用不十分(部分不成立)となるのは、3番目である。ヴァーメーシュヴァラは「だけ」を非結合の排除「煙だけから火が知られる」＝「煙があれば必ず火がある」と解釈するが、他の結合の排除「煙だけから火が知られる」＝「煙以外から火は知られない」の方が例「光からも火が知覚される」に合致すると考えられる。

後者の例について、一般の遍充関係では証因＝遍充されるものがないところに所証＝遍充するものが見られる。これは証因よりも所証の存在範囲が広い(例えば煙のないところにも火はある)から可能であるが、同延の遍充関係においてはこれが成り立たない。そこで「証因があるときだけ所証の属性がある」という限定の選択を、「証因が省察されるときだけ所証の属性がある」というように存在上から認識上の問題に移すことで、たとえ同延の遍充関係であっても、証因を無視して別の証因を取り上げ、所証を知覚する場合があるという反論ができることを示している。

この場合は『ストトラ』から直接導かれる例であることから、従来の注釈で取り上げられてきた。ヴァーツヤーヤナは「音声は無常である。努力の直後にあるものだから」に対して、「努力の直後になくとも風邪によって木の枝が折れることから生じる音声が無常であることが知覚される」という。またウディヨータカラは「全ての音声は無常である」「音声一般に無常である」というように全ての所証あるいは所証一般を想定して証因が適用されないことを示すものであると説明する。証因「努力の直後にあること」は言葉としての音声に関して該当するものであり、全ての音声に該当するものではない。ヴァーチャスパティミシュラはこれを部分不成立因の想定であるとし、ウダヤナも『タートパリヤ・パリシュッディ』でこれに従う<sup>97</sup>。

このことは「音声は無常である」という主張が、少なくとも立論者の意図では全称命題「全ての音声は無常である」ではなく、単称命題「ある音声は無常である(無常な音声は少なくとも1つはある)」であることを示唆する。理由は1つの主題にさえ該当すればよい。したがって遍充関係も1つの主題で成り立つことになり、ベン図のような周延関係ではないことも示唆している。

(5) 所証の属性がなくとも証因の属性が知覚されるので過大適用になる

肯定的随伴をもつものが成り立つ場合は正しい反論にはかならないが、それは詭弁の一般定義によって排除されるから過大適用はない。一方、純粹否定論証の場合は、主張の定

<sup>96</sup> NP 54.10f

<sup>97</sup> NVTP 577.9f 前述の喩例に対し一部不成立因の誤った指摘である。それ以外は適宜パリシシュタで補うべし。(prakṛtodāharaṇe bhāgādisiddhadeśanābhāsaḥ| anyatra tu yathāsambhavaṃ pariśiṣṭe ūhyam||)

義に対してディグナーガが批判したように、適用不十分や過大適用の過失によって知られるべきである<sup>98</sup>。

主張の定義に対するディグナーガの批判とは、『スートラ』の「主張とは所証の提示である<sup>99</sup>」に対して行われたものである。ディグナーガは「全ての文が限定を含意する」という立場から、この定義が「主張とは所証の提示にほかならない」「主張だけが所証の提示である」のいずれかを意味するとし、いずれも定義として成り立たないことを示す。前者の場合、主張以外にも所証の提示があることが含意されるので定義項の過大適用、あるいは所証の提示があるもの全てを主張であるとすることができないため被定義項の適用不十分となる。また後者の場合、主張の中に所証の提示がないものもあることが含意されるので定義項の適用不十分、あるいは所証の提示がないほかのものも主張であることになるので被定義項の過大適用となる。

純粹否定論証の推理だけに適用される理由は、不確定因を指摘する正しい反論を排除するためである。例えば「あの山に煙がある。火があるから」という立論に対して「煙がなくても火が知覚される」と指摘することは正しい反論となる。

しかし否定的随伴のみをもつ立論においてこの反論は詭弁となるだろうか。例えば「生物はアートマンをもつ。呼吸をもつから。呼吸をもたないものはアートマンをもたない。壺のように」という例において、アートマンはなくても呼吸が知覚されるならば、異類例に存することによって不確定因になることは免れない。

これゆえウダヤナはディグナーガの論法をここに持ち込む。「所証があるときだけ証因がある」という限定詞 *eva* を加えた命題を、証因は限定されるが所証は限定されないとして「証因のないほかのものも所証であることになる」と帰結することで所証の過大適用を導く。すなわち「アートマンがあるときだけ呼吸がある」について、アートマンは限定されないことから、「呼吸がないものもアートマンに含まれる」としてアートマンの過大適用を導く。

しかしこの論法によって知覚による対等が成り立つならば、否定的随伴のみをもつ立論だけでなく、肯定的随伴をもつ立論にも適用可能になる。先の例で「火があるときだけ煙がある」から「火をもたないものも煙をもつ」と帰結すれば同じだからである。ヴァルダマーナは注釈で肯定的随伴をもつものにも表現上の過失でこの詭弁が可能である説を紹介し、さらに『アンヴィークシキー・ナヤ・タットヴァボーダ』では5番目の例自体を否定している<sup>100</sup>。

結局、ディグナーガの論法は表現上の過失による詭弁である。そのためこれを正しい反論を弁別するために否定的随伴のみをもつ立論に限定したことは、それほどの意味を

<sup>98</sup> NP 55.2f

<sup>99</sup> NS 1.1.33:sādhyānirdeśaḥ pratijñā. Cf. NV 273.4ff.

<sup>100</sup> AN 53.1f:そうではない。喩例が成り立たないから、5番目によって本質は純粹否定論証にありえる。(na caivam, udāharaṇānupapattēḥ pañcamyā svabhāvaḥ kevalavyatirekiṇi śakyate)

もたなかったことになる。

なお5番目は過大適用の例となっているが、定義の文脈では過大適用と適用不十分の両方がある。過大適用になるのは、所証に限定詞 *eva* がつく場合である。

以上の5分類は、これまでの注釈者に見られない包括的なものとなっているだけでなく、ディグナーガの反論も例として加えることで、実践的なものとなっている。再反論では反論者が想定したような限定は承認されず、たまたもし反論者だけが想定しているとしても、反論にも限定が加えられることで自己撞着が起こるといえる。

#### 4-12. 非知覚による対等における相対的属性

「非知覚による対等」とは『スートラ』において「x（音声の開頭を妨げる覆いなど）が知覚されないから存在しない」という理由に対して、「xの非知覚が知覚されないから非知覚は存在せず、xは存在する」と反論することであると定義される<sup>101</sup>。「知覚による対等」と対になっているような名称だが、その内容は大きく異なっている。

ウダヤナはこの非知覚を相対的属性 (*viṣayidharma*) の代喩であるとして、欲求と無欲、嫌悪と無嫌悪、作為と不作為、能力と不能力、生起と不生起、言語表現と非言語表現などに拡張する。相対的属性とはその認識が、対立するもう1つの認識に依存し、有無によって対になるような属性を指す。ヴァルダマーナは「相対的であること」を「他の知に依拠する認識であること (*itarajñānādhinavijñānatva*)」と言い換え、別個であること (*prthaktva*) などの境界 (*avadhi*) をもつ属性も含まれるとする。

ここでの反論は、対となる2つの属性がそれぞれの境界の中に存在できるかという問いから起こり、その属性の成立を否定する。知覚に対して知覚があるならばその知覚は対象であって、もはや知覚ではない。知覚がないならば知覚が機能していないことになるので知覚であることはできない。同じように非知覚に対して非知覚があるならばその非知覚は対象であって、もはや知覚ではない。非知覚がないならば非知覚が機能していないことになるので非知覚であることはできない。

非知覚を相対的属性の代喩とし、そのほかの属性に拡張する見解について、『スートラ』との整合性をウダヤナは示している。『スートラ』第2課（疑惑の検討）でも「非決定の非決定 (*avyavasthā*)」という詭弁が見られるが<sup>102</sup>、これは第5課で説かれる24種の中に入らない。そこで『スートラ』作者は詭弁を24種類しか説かなかったこと、その一方で第2課で別の名前の詭弁を説いていること、そしてそれらの詭弁は「非知覚による対等」と同じ論理であること（それ以外の詭弁の定義に該当しないこと）という状況を説明し、この3点から「非知覚による対等」は非知覚だけによって起こるのではなく、

<sup>101</sup> NS 5.1.29:それ [=覆いなど] の非知覚が知覚されないことに基づいて、非存在が成立し、それと反対のものが成り立つとするならば、非知覚による対等になる。

<sup>102</sup> NS 2.1.3-4



「非知覚」が代喩であることを正当化する。

[問い] それではどうして代喩をスートラ作者が認めていると推察できるのか？

[答え] 非欲求による対等などにも[非知覚による対等の]例示が見られるから。それ[＝非知覚による対等]以外の定義は持ち込まれていないから。また、以下のようなスートラが見られるから。

「見解の相違があるときには[主張者と反対者それぞれに]確信があるから[疑惑は起こらない]」「また非決定であることについては非決定ということ自体が決定しているから[疑惑は起こらない]」<sup>103</sup>

「非知覚による対等」と「非決定による対等」などに共通する同じ論理とは、それが自身に適用されるか否かを選択していずれの場合にも成り立たないことを示すもので、以下のようになる。すなわち見解の相違(または非決定)が自身に対して起こるならば、それは見解の相違(または非決定)の対象であって見解の相違(または非決定)自体ではない。起こらないならば見解の相違(または非決定)自体がない。したがっていずれの場合にも疑惑の原因のひとつである見解の相違(または非決定)が起こらないことになってしまい、疑惑が起こらない。

ウダヤナはさらに2つの『スートラ』を挙げ、これらが曲解として説明されていること、そしてその論理が先述のものと共通していることから、これらを全て曲解であるとする異論を提示する。これが本当だとすれば非知覚による対等は非知覚のみを扱えばよいことになり、代喩の必要はなくなる。

これに対し、ウダヤナは論理の共通性を持ちだし、もしこれらが全て曲解として扱われるならば、同じく非知覚による対等も曲解になってしまうこと、しかし実際は非知覚による対等は詭弁なので、ほかのものも詭弁として扱われることを主張する<sup>104</sup>。また、第2課の詭弁は曲解の定義が該当しないとして、いずれも詭弁であると述べている。

[反論] これは言葉の曲解にこそ含まれる。また同様に「あるものが異なるものであるとき、それはそれとは異なるものと異なる。しかし異なるものと異なるものは異なるものではない。こうして異なるということはない」「制限がない点で制限があるので、制限がないことはない」というスートラにおいて言葉の曲解としてのみ、説明される。

[答え] そうではない。非知覚による対等は言葉の曲解にほかならないと意図されていて、同じ説明が可能だからといって詭弁でないことになってしまう<sup>105</sup>。

<sup>103</sup> NP 57.8ff

<sup>104</sup> NV 625.9f: 他がなければ他でないものはない。なぜならブラーミンがいなければ非ブラーミンは成り立たないからである。(anyābhāve ananyan nāstīti| na hi brāhmaṇābhāve 'brāhmaṇaḥ sidhyati|)

<sup>105</sup> NP 57.11ff. NS 2.2.31 と NS 2.2.55 が引用されている。

このように第2課の反論を曲解ではなく詭弁であるとするウダヤナの見解は、言葉による曲解 (vākchala) だと断定したヴァーチャスパティミシュラと明らかに矛盾する。そこでウダヤナはこれらを曲解としても、詭弁としても説明できるとすることにより矛盾を解消した。

曲解として説明する場合は以下の3通りで説明される。第2課の反論と非知覚による対等はこれらのいずれかによって説明できる。

1. ある特定の対象に依拠して起こった対象をもつものの言葉を、別の対象に起因することを想定して捻じ曲げる。壺を対象として起こった「壺の非知覚」という語を、非知覚それ自身という別の対象からも起因すると想定して「それ自体の非知覚はない」を述べる。
2. ある特定の関係項に依拠して起こった関係項の言葉を、別の関係項に起因することを想定して捻じ曲げる。非制限を関係項 (基体) として起こった「非制限の制限」という語を、非制限それ自身という別の関係項 (割り当てられるもの) からも起因すると想定して「それ自体の制限はない」を述べる。
3. ある特定の境界に依拠して起こった排除の言葉を、別の境界に起因することを想定して捻じ曲げる。布を境界として起こった「布と異なるもの」という語を、異なるものそれ自身という別の境界からも起因すると想定して「それ自体と異なるものはない」を述べる。

一方、それ自身に対してそのあり方で起こるか否かという選択を行って不成立を説くならば詭弁になる。曲解になるか詭弁になるかの差は小さいが、曲解は適用根拠をずらすこと、詭弁は自身に選択をすることという、定義に基づく説明のしかたによってこの2つを分けている<sup>106</sup>。

[反論] それならばどうして、ティーカー作者が異なるものや制限のないものに [それぞ  
れ] 異なることや制限によって反証することは言葉の曲解であると言ったのか?

[答え] 別の言葉 [= 「異なること」や「制限」] に起因する想定を通して、別の対象 [= 異なることや制限] を想定することに依拠してである。すなわち、ある対象・関係項・境界に依拠して、ある対象をもつもの・関係項・排除があるというその言葉もそれに起因するものにほかならないと定まっているとき、別の対象・別の関係項・別の境界に起因することを想定して、言葉を曲げるならば曲解にほかならないが、そうでなければ詭弁であるというのが要約である<sup>107</sup>。

<sup>106</sup> NVTT 652.15:そしてこれが表現上の曲解であることを説く。制限と無制限の矛盾からと。(tad etasya vākchalatvam āpādayati - niyamāniyamavirodhād iti)

<sup>107</sup> NP 58.5ff

ここでウダヤナが引用する第2課の5つの『スートラ』のうち3つはバーサルヴァジュニヤも取り上げている。バーサルヴァジュニヤは「不異による対等 (ananyasama)」「合意による対等 (sampratipattisama)」「決定による対等 (vyavasthāsama)」と名付けて24種類以外の詭弁として扱い、『スートラ』作者の意図は24種類に限ったものではないという<sup>108</sup>。一方、ウダヤナは、列挙されていない詭弁についても24種の詭弁か曲解・敗北の場合に含まなければならないという立場をとり、スートラ作者に敬意を払っている<sup>109</sup>。ニヤーヤ学派内で詭弁が第5課以外にも存在することが広く知られており、ウダヤナは「相対的属性の代喩」という説明で、これらを全て包摂しようとしたことが伺える。この後の再反論の『スートラ』にある「非知覚は知覚のないことにほかならない」という文言も、代喩であると述べている。もっとも、解説の中では非知覚の問題のみが検討され<sup>110</sup>、それ以外の詭弁については取り上げられていない。

#### 4-13. 無常・常住による対等の代喩

詭弁の最後の3つとなる「無常による対等」「常住による対等」も「非知覚による対等」と同様、代喩であるとウダヤナは解説する。これによって、特定内容による立論と反論から、一般的な立論と反論に拡張することが可能となっている。

##### 【無常による対等】

立論「無常な壺との類似性から音声は無常である。」

詭弁による反論「無常な壺との類似性は何にでもあるので、一切は無常になってしまう」  
ウダヤナの一般化「Xなものとの類似性は何にでもあるので、一切はXになってしまう」

##### 【常住による対等】

立論「音声は無常である。」

詭弁による反論「無常性が音声に常にあるならば、音声も常にあることになり、常住である」

<sup>108</sup> NBhūṣ 356.14ff

<sup>109</sup> NVTP 585.7ff

<sup>110</sup> 附論として、知覚が知覚を対象とする自己認識の問題が取り扱われ、ダルマキールティが取り上げられている。

NP 62.14ff:そしてこの詭弁は部分的に[ダルマ]キールティをも混乱させている。「直接知覚 [= 自己認識] されない認識対象については、対象を見ることは周知ではない」と。

この引用 (“apratyakṣopalambhasya nārthadrṣṭiḥ prasidhyati”) の典拠不明。Cf. PV 2.4:また対象の形象の違いから認識の理解の違いがある。存在だけからこれが存在するのでそれ自体は自ずから理解される。

(viṣayākārabhedāc ca dhiyo adhigamabhedataḥ| bhāvād eva asya tadbhāve svarūpasya svato gatiḥ||)

PV:4.275:さもなければ対象はないと非認識に基づいて理解される。その他によって認識がないので無限遍及になる。(anyathā arthasya nāstitvaṃ gamyate anupalambhataḥ| upalambhasya nāstitvaṃ anyena ity anavasthitih||)

ウダヤナの一般化「Xは基体に対してAでもAでなくても共に成り立たない。」

これらの代喩について、『パリシシュタ』ではどのような論式まで含まれるのか、過大適用はないのかなどという点が検討されている。

まず「無常による対等」については、『ストトラ』が述べるような類似性による反論だけでなく、非類似性による反論や、無常性だけでなく別の所証に対する反論にも適用できるとし、これらを「所証の属性による対等」と総称している。

これも意味は代喩である。類似性と同様に非類似性によっても反証が可能だから。同じく音声の無常性と山が火をもつことなどの別の所証に対しても〔詭弁の〕余地があるから。すなわちまず当該の喩例に対して「もし虚空との非類似性から音声が無常ならば、三界にあるもの全てがそれ〔=虚空〕との非類似性から無常になってしまう。」「もしかまどとの類似性から山が火をもつならば、それ〔=かまど〕との類似性から三界にあるものが火をもつことになってしまう。」〔と反論する。〕<sup>111</sup>

そしてこの代喩によって、無区別による対等に過大適用される恐れが述べられる。ウダヤナによれば、無区別による対等は主題などを無区別にすることで、無常による対等は異類例を同類例にすることであるという。しかし無区別による対等との違いは非常に些細なものである。ウディヨータカラは無区別による対等を「一切が無区別になってしまう場合」、無常による対等を「一切が無常になってしまう場合」と説明したが<sup>112</sup>、ウダヤナが「無常」という語を所証の属性の代喩であるとし、一切が所証をもつことと解釈したことからこの区別は有効でないことになる。そこでウダヤナは一步踏み込んで、一切が所証をもつということは異類例が同類例になってしまうことであり、これが無区別による対等との違いになるとした。無区別による対等では、一切が無区別になってしまうという誤謬が帰結されるまでであって、同類例になるか異類例になるかということは問題にされていない。

しかし「無区別による対等」も、異類例と同類例の区別をなくすという点で「無常による対等」を包含する可能性は否定できない。マニカンタミシュラはウダヤナの解釈では「無常による対等」が「無区別による対等」に含まれることになってしまうとして反対し、「無区別による対等」を類似性から無区別を引き出すもの、「無常による対等」を非類似性を引き出すものとする<sup>113</sup>。またヴァルダマーナはウダヤナ説に従って両者の違いを説く「ある者たち」、絶対的な違いはないが別であることに過失はないという「他の者たち」の説を紹介している<sup>114</sup>。代喩の結果、過大適用が完全に払拭できたとは言い

<sup>111</sup> NP 63.2ff

<sup>112</sup> NV 1144.6

<sup>113</sup> NR 217.6ff

<sup>114</sup> AN 60.16ff

難い。

次に「常住による対等」については、『ストラ』の「無常なもの」をあらゆる限定要素の属性に、「常に無常だったら」をその性質をもつかその性質をもたないかの選択の代喩であるとし、「意図された属性に、その性質をもつか否かの選択が〔共に〕成り立たないので、基体に対して、それによって限定されることを批判するのが常住による対等である」と一般化する。「常住による対等」は二義的な名称とし、「付託する属性による対等」という総称を与えた上で、数多くの限定要素を列挙する。

ここでも「無常なもの」という語によって完全に全ての限定要素の属性が代喩される。「常に無常だったら」というこれによって、その性質をもつかその性質をもたないかの選択が〔代喩される〕。そしてそれ〔=選択〕は同じ性質・異なる性質によって2種類ある。「常住性が成り立つとするならば」というこれによって意図されたもの〔=所証〕の不成立だけが〔代喩される〕<sup>115</sup>。

「常住による対等」が二義的な名称というのは、喩例では無常性が無常か否かという選択から反論を起しているのだから確かに常住による反論ではないことから来ている。しかし名称通り、常住か否かの選択から反論を起さず場合もありえる。したがってヴァルダマーナはウダヤナが二義的としたものを「それ自身の意味を失わない間接表示」と解釈している。「付託する属性」とは、ある属性が基体にあるとしたとき、その属性の上にその属性があるかを問うことを表している。

ウダヤナが代喩を広く適用したことにより、ここでも他の詭弁と混合する恐れが高まった。ヴァルダマーナは非知覚による対等との区別について言及する。常住による対等は属性が矛盾によって成り立たないことに基づき、非知覚による対等は属性が属性自身を対象として成り立たないことに基づくという。どちらも相対的な属性を選択する点では共通するが、前者は矛盾、後者は自己言及が過失とみなされる点で異なる。

次の「結果による対等」において代喩は述べられていないが、「結果」が登場しないほかの立論においても、また証因だけでなく主題や実例に対しても可能な詭弁であることが述べられている。

24種類の詭弁の最終部において『ストラ』の解釈に代喩が用いられていることで、後代に登場した詭弁も入れて、包括的な論法集となっている。しかし漏れをなくそうとした結果、ほかの詭弁と重なる部分が出てしまい、弁明に追われることになった。

<sup>115</sup> NP 65.8ff

#### 4-14. 結果による対等における「努力の直後にあること」

「結果による対等」とは『ストラ』において「努力の結果は1つではない」と指摘することであると述べられる。この解釈を巡って、ダルマキールティやヴァーツヤーヤナが批判されている。

仏教徒は、ニヤーヤ学派の主宰神論証「この世界は主宰神の結果である。壺などが作者の結果であるように」に対し、自然物と人造物をともに結果であるとまとめることに異を唱える。この反論をニヤーヤ学派から見て、「結果による対等」であるとする説が紹介される。ダルマキールティの一節「所証と共にあることに基づいて、結果一般としての証因に対しても、関係項の区別から区別が述べられる過失が結果による対等であると考えられる」が引用され<sup>116</sup>、このような反論は「結果による対等」ではなく、「除去による対等」か「非言述による対等」であるという。

ダルマキールティのこの一節はヴァーチャスパティミシュラも引用している<sup>117</sup>。ヴァーチャスパティミシュラはこの形式が主宰神批判に用いられる詭弁であると説明し、結果性が異なることはないと反論した上で、「付加による対等」または「言及による対等」と異なることを述べる。ウダヤナは付加による対等であるとは述べていないが、概ねこの説に従っている。しかしマニカンタミシュラは、論者の意図はそこにあるのではないとしてウダヤナ説に反対し、これを正しい反論か「遡及による対等」であるとする<sup>118</sup>。

すなわち、「音声は無常である。結果だから」と言われたとき、土塊と棒などに起因する壺の結果性と、口蓋などの結合や分離に起因する音声のそれは異なると述べて、明らかに土塊と棒などの遍充するものが排除されるから、[土塊と棒などに] 遍充されるものである結果性が排除されるという。そしてそうであれば除去[による対等]にほかならない<sup>119</sup>。

またヴァーツヤーヤナは「結果による対等」の例として、「音声は無常である。努力の直後にあるから」という論証に対して「努力の直後には生起も顕現もあるので不確定である」という不確定因を指摘する例を挙げている。一方、ウディヨータカラは「音声は結果である。努力の直後に知覚されるから」という立論に対して、「努力の直後には結果もそうでないものもある」という不確定因を指摘する例を挙げている。ウダヤナは『ニヤーヤパーシャ』などの説として次の例を挙げるが、『パーシャ』とは一致しない。

<sup>116</sup> PV 2.14

<sup>117</sup> NVT 21f

<sup>118</sup> NR 219.12ff

<sup>119</sup> NP 69.15ff

一方、パーシャなどにおいて [以下のように述べられる]. 「努力の直後にあるから [音声は無常である]」と言われたとき、「この場合、努力の直後に生成が意図されるのか、それとも知覚が意図されるのか」と選択して、「前者ならば不成立因であり後者ならば不確定因である」という<sup>120</sup>.

この記述は『ヴァールティカ』の例を混合した『タートパリヤ・ティーカー』の記述に依拠している。「結果性」を飛び越して努力の直後にあることから無常性を論証する場合、反論は正しいものになってしまう。

生起と知覚は択一的なものとして示されており、努力の直後に生起があるならば知覚ではなく、知覚があるならば生起ではない。その状態で生起だと言えば知覚だから生起はないと言われ、知覚だと言えば生起だから知覚はないと言われてしまう。「いずれかが不成立」というのは、このように証因が一義的に定まらないことに起因する過失である。

またこのような反論は、過失が想定されたものだから詭弁というならば、曲解になってしまうという。ウダヤナはこのような「想定した不成立が成立しないこと」を、詭弁ではなく曲解の条件であるとみなす。すなわち「努力の直後にあること」が「努力の直後に知覚されること」としては不確定だが「努力の直後に生起すること」として不成立でないならば、反論者は「努力の直後にあること」の二義性によって不成立を指摘していることになり、表現上の想定に留まっているのは曲解である。詭弁は表現上の想定ではなく、内容上の想定に踏み込むものでなくてはならない。

ヴァーツヤヤナ説の立論「音声は無常である。努力の直後にあるから（正確には「結果だから）」に対する反論は、こうして正しい反論とみなされる。詭弁になるのは、立論者は努力の直後にあることに言及していないにも関わらず、反論者は「結果である」という言語表現が第一義的には不成立であることを指摘し、それが成り立つために自ら予想した「努力の直後にあること」を提出する場合である。努力の直後にあることが反論者の捏造したものであるという点が強調点となる。曲解は、1つの語に対して意図された意味に対して、語の対象をもう1つ選択し、異なる意味を想定することから起こる。しかしここでは、論者が意図した意味と異なる意味を付与している訳ではない。その根拠を問いつつ自ら予想した根拠を提出するのである。

こうして最終的に次のような「結果による対等」の例が提示される。

「音声は無常である。結果性のゆえに」と言われたとき、「音声の結果であると最高真実として決定されているとしたらそうであろう。しかしそのことこそが知りえない。認識手段がないから。というのも、努力の直後に知覚されることによってそれ [=結果性] は論証

<sup>120</sup> NP 70.4ff

されるべきであるが、それ [=知覚] は不確定である」と [反論する]<sup>121</sup>。

元来のヴァーツヤーヤナの例とは異なる説明を行ったため、ウダヤナは先行する注釈者たちとの整合性を論じている。

ヴァーツヤーヤナの解説では、「努力の直後にあるから」という理由が立論者によって提出されたとも、反論者によって提出されたとも書いていない<sup>122</sup>。これを反論者が捏造したことにすればウダヤナの説明と整合する。さらにヴァーツヤーヤナの例はあくまで『ストトラ』の喩例「結果性」を前提としていることが、ヴァーチャスパティミシュラの引用によって正当化されている。

ウディヨータカラは「努力の直後にあること」が立論者が述べたものであると明記している<sup>123</sup>。ウダヤナはこの部分に触れることなく、その後で説かれる「努力の直後の知覚が想定される」と言う部分に焦点を当て、定説と整合させている。ウディヨータカラのもともとの意図は、「努力の直後にあること」という立論の理由を「努力の直後に知覚されること」と想定して反論するということであつたと考えられるが、ウダヤナはそのうち自説に整合する一部だけを取り上げている。

ウダヤナが引用した「結果であるから音声は無常である」という句は『ティーカー』に見出すことができない。前後の記述から対応する箇所として「結果性と無常性が相互に混同しないことは第1課で示された」が想定されるが、ここで言及されている結果性と無常性をウダヤナが論式に改変したのか、あるいは『ティーカー』にそのような異説があるのか、そのどちらかであろう。

この後ウダヤナが「このように定まっているとき」というヴァーチャスパティミシュラが引用するヴァーツヤーヤナの一説を再引用するが<sup>124</sup>、これも「結果であるから音声は無常である」という論式が定まっている場合を指しているとは考えにくい。ヴァーツヤーヤナ説に沿って「努力の直後にあるから音声は無常である」という論式が定まっている場合と考えるのが妥当だろう。

しかしウダヤナはこの意図を別様に解釈して自説に整合させようとしているが、ヴァーチャスパティミシュラが「努力の直後にあること」を反論者の捏造だと述べておらず、主にヴァーツヤーヤナ説に従って注釈している以上、我田引水の感は否めない。

再反論では、ニヤーヤ学派の伝統説に従って、顕現する前の覆いなどが知覚できないことから、努力の直後には生起のみがあるという提示にとどまり、前章で述べたような一般化への再反論の方法を示すことなく、次の六主張論議へと続く。

<sup>121</sup> NP 71.1ff

<sup>122</sup> NBh 1150.4ff

<sup>123</sup> NV 1150.12ff

<sup>124</sup> NVT 1150.22ff



#### 4-15. 六主張論議と審判・会衆の役割

六主張論議 (NBh: *ṣaṭpakṣin-* / VV: *ṣaṭkoṭikaḥ vādaḥ* 六句論議) は、仏教徒とニヤーヤ学派が取り上げる議論の形式で、『廻諍論』、『方便心論』、『ニヤーヤ・スートラ』(ともに2~3世紀)に収められている。立論者と対論者が、対立する主張と反論を交互に3回ずつ提示するもので、ニヤーヤ・スートラでは両者ともに敗北し、『廻諍論』と『方便心論』は対論者の勝利と判定している<sup>125</sup>。

ニヤーヤ・スートラの六主張論議を論理的に定式化すると下記のようなになる(例えば X=音声, P=意欲の直後にあること, Q=恒常的でないこと)<sup>126</sup>。互いに不確定因を解決しないまま、自分の結論に用いるため決着しないことになる。しかし、もし立論者が正しい再反論(3')で不確定因の疑いを晴らすことができれば立論者の勝利によって決着する。

- (1)A : XはPだからQである。何であれ、PであるものはQである。Yのように。
- (2)B : PだからといってQとは限らない。確かにYのようにQのものもあるが、ZのようにQでないものもある。したがってXも、QかQでないかは確定できない。
- (3)A : 「XはPだからQではない」という主張でも、PであってQのものも、PであってQでないものもあるので確定できない。
- (3')A : XがQではない理由が知覚されず存在しないので、Qである。)
- (4)B : (3)からXはQであると言えるならば、同じくXはQではないとも言える。
- (5)A : (2)から、XはQでないと言えないことになるので他説追認である。
- (6)B : (3)から、XはQであると言えないことになるので他説追認である。

ヴァーツヤーヤナによれば、(3)と(5)、(4)と(6)には内容の違いがないから双方に「無用な繰り返し (NS 5.2.15)」という敗北の場合が適用される。また、相互に指摘するように、(3)と(4)には「他説追認 (NS 5.2.20)」という敗北の場合が適用される。さらに、(1)と(2)でも、結論を確定できなかったことから誤った理由という敗北の場合が適用される。こうして、どちらの主張も成立せず、両者ともに敗北になるという<sup>127</sup>。

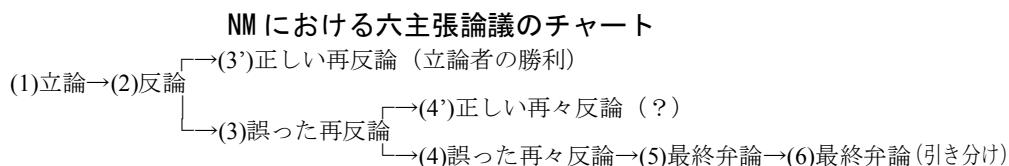
六主張論議の六という数について最初に考察したのはジャヤンタバッタである。彼は主張の応酬が延々と続かずに六主張で終了する根拠として、「発言の余地 (*vacanāvakāśa*)」

<sup>125</sup> Cf. 宇井 [1965b] pp.565-567, 梶山 [1996] pp.24-32, 石飛 [2006] pp.168-185

<sup>126</sup> Cf. NS 5.1.39/41-43. (1)と(2)はこの前に説かれる24種の詭弁 (*jāti*) によって異なる。

<sup>127</sup> NBh 1158.12f. 正しい再反論(3')を提出しなかったことによって、形式上問題がなかった立論(1)自体まで過失が遡及することから、主張の正しさは反論を斥けて初めて成立するという、ニヤーヤ学派の伝統である *anyathākhyāti* 的な発想をしていることが分かる。

という見解を出した。立論者は反論(2)の後に、正しい再反論ができるかどうかを、主審 (prānvivāka) によって試される。そこで誤った再反論(3)を行ってしまった場合、今度は対論者に、その過失を指摘する機会が与えられる。これも失敗に終われば、立論者はもはや自説を繰り返し、他説追認を指摘することしかできない。対論者 B も同様で、これ以降は反論の意欲を失って沈黙するしかないという<sup>128</sup>。



しかしながらジャヤンタバッタの見解では四主張で終わってもよいことになり、最終弁論(5)・(6)にもまだ発言の余地がある理由が十分に説明されない。また、詭弁(2)を用いた対論者が、正しい再々反論(4')を行ったとして、それで議論に勝利になるのか、結局引き分けなのかも不明である。

この数字の理由に決定的な回答を与えたのはウダヤナであった。『ストトラ』では六主張論議を列挙する途中で、六主張以外を説くストトラが挿入されている。先行する注釈は何も解説していなかったが、ウダヤナはこの順序に着目し、三～五主張論議も可能であるという解釈を行う<sup>129</sup>。

続いてウダヤナは、原則として三主張論議で事足りるものを、六主張論議まで延長する理由を探る。ある者たち (kaścit) の説によれば、会衆には知性の違いにより三主張で理解する者もいれば、六主張でやっと理解する者もいる。また性格の違いにより三主張で即座に指摘する厳しい者もいれば、六主張まで待って指摘する優しい者もいるという。しかし、ウダヤナはそのように千差万別では審判の役目を果たさないと断言する。ウダヤナの説明は、ジャヤンタバッタと同様、「発言の機会 (avasara)」に基づく。ただし、立論者と対論者のほかに、主審 (anuvīdheya) と会衆 (sabhya) にも発言の機会を与える。

会衆の主な役割は「反論すべきものの看過 (NS 5.2.21)」の指摘である。「反論すべきものの看過」を指摘するためには、まず先に提出した自分の主張が反論すべきだったこと、つまり過失があったことを認めなければならないため、立論者と対論者が自ら指摘することはありえない。従って会衆にその指摘が期待される<sup>130</sup>。

<sup>128</sup> NM 676.5ff. ジャヤンタバッタとほかの注釈者の先後関係については丸井 [2014] pp.74-88

<sup>129</sup> NP 75.12ff

<sup>130</sup> NP 75.14ff, NP 119.4. はじめに敗北の場合を犯した立論者と、それを看過した対論者は両方ともに敗北の場合を指摘できないため、第三者の判定を仰がなければならないことはヴァーツヤーヤナから説かれている。ただしヴァーツヤーヤナは立論者と対論者の質問「どちらが勝つか」をまってから判定が出され

「反論すべきものの看過」が起こるのは詭弁(2)に対する再反論(3)以降である。ここで会衆はまず、立論者か対論者のいずれかが、自分の過失を認めることになってでも「反論すべきものの看過」を指摘することを期待する。再反論(3)で「反論すべきものの看過」が起こっている場合、対論者は再々反論(4)においてこれを指摘しなければならない。ところが対論者はこれを指摘せず詭弁(2)の内容を繰り返すと、再々反論(4)にも「反論すべきものの看過」が生じる。となれば今度は立論者が最終弁論(5)においてこれを指摘しなければならない。しかしそれも指摘しないと、最終的に主審が指摘することになる。ところが、主審が指摘し損ねることもある。すると、対論者は最終弁論(6)を提出するが、もはやその内容は問題にならず、会衆が指摘することで論議は打ち切られる<sup>131</sup>。

次に議論参加者の発言の優先順位が明らかにされる。まず第一に、両論者が敗北の場合を指摘して議論の終了を請求しなくてはならない。それができなければ主審が代わって行う。それも不可能だった場合は会衆に議論の終了を請求する機会が回ってくる。ウダヤナは六主張で論議を打ち切る役割を会衆に与える。この役割をなさなければ会衆は役目を果たしていないことになるからである<sup>132</sup>。

問い. それならばどうして、会衆たちに [終了] 請求の期待があるのか。

答え. 議論は彼 [=主審] が主体ではないので、彼ら [=会衆] を立ててから [進行が] 意図されているから。そしてそれ [=議論] は請求や、両論者が思いつかないことや、誤った議論だと結論することによって成る。そのうち [再反論の後に] 対論者が [終了を] 請求すれば三主張論議となり、[第四主張の後に] 立論者が [終了を] 請求すれば四主張論議、両者が思いつかないとき、[第五主張の後に] 主審が [終了を] 請求すれば五主張論議、[主審が機会を逃して第六主張があったとき、会衆が] 誤った議論であると結論すれば六主張論議になる。

以上が六主張になる理由である。「他説追認」と「無用な繰り返し」の敗北の場合は夙にヴァーツヤヤナから指摘されていたが、これに「反論すべきものの看過」を加え、また「発言の機会」というジャヤンタの見解に基づきながら、指摘すべき人の区別によって六主張を説明した点が新しい。

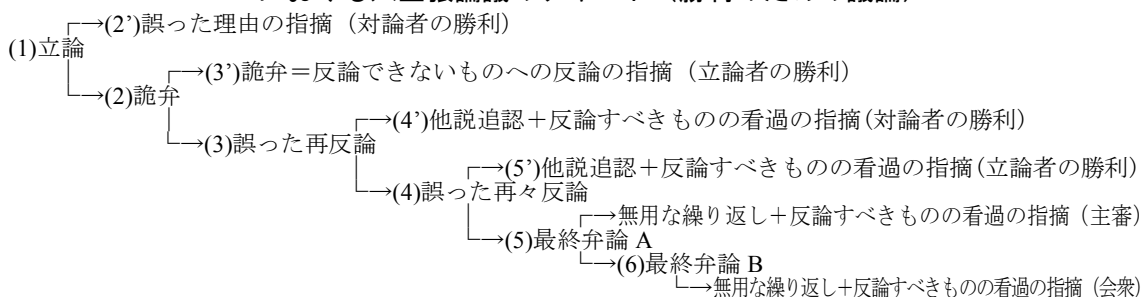
---

るとしたのに対し、ヴァーチャスパティミシュラは主審が無条件で指摘できるという選択も提示している。なお勝敗についてヴァーチャスパティミシュラは、議論の場合、真理を決定することが目的だから両論者ともに敗北・会衆の勝利となり、論諍・論詰の場合は真理に関係なく人間の能力を問うことが目的だから間違っている何かを述べた立論者よりも何も発言できなかった対論者の方が劣っていると見なされ、敗北するという。NBh 1195.3f, NVT 1195.9ff

<sup>131</sup> NP 76. 4ff

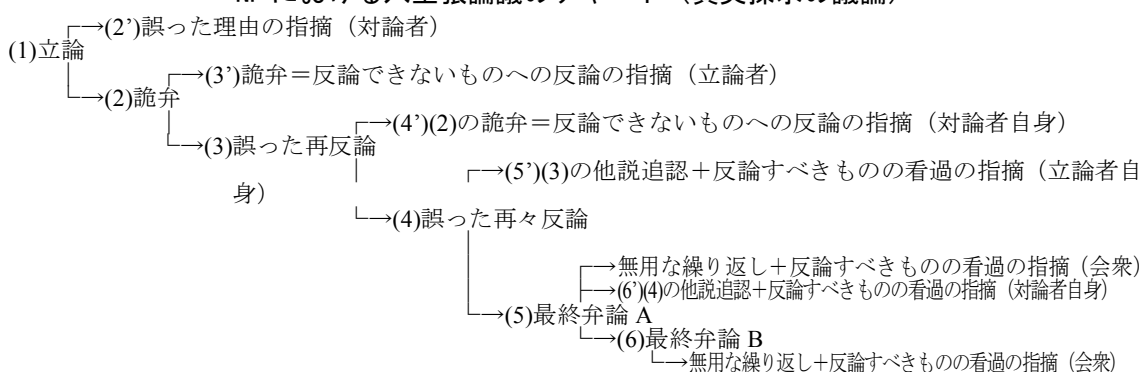
<sup>132</sup> NP 76. 12ff. しかし注釈では、さらに会衆が機会を逸してしまった場合は七主張論議などもあるという。あるいは敗北の場合の指摘だけをして第三主張を述べない二主張論議も可能であるという。このようにNPにおけるウダヤナの見解は必ずしも後代に受け入れられたとは限らない。Cf. NPPra 77.14ff

### NP における六主張論議のチャート（勝利のための議論）



さらにウダヤナは、勝利のための議論だけでなく、真実探究の議論においても考察を進める。起こりうる敗北の場合は同じであるが、再々反論(4)以降は指摘すべき人が相手ではなく本人に替わる。したがって指摘する機会は直後ではなく、再び自分の番になったときである。ただしどちらも過失に気づかないまま議論を進めた場合、会衆が最終的に指摘して議論は終了する。こうして真実探究の議論においても、主張の数は六である<sup>133</sup>。

### NP における六主張論議のチャート（真実探究の議論）

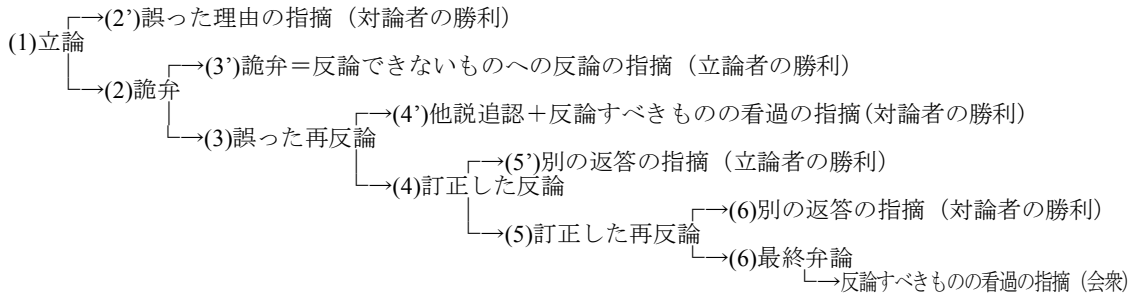


真実探究の議論では、再々反論(4)以降で自ら正しい返答に訂正しても問題とされず、その返答があった時点で論議は確定、終了となる。ところが勝利のための議論の場合は、正しい返答に訂正すれば、前の返答と異なるという点で過失となる。ただし、訂正したことを指摘されなければ、たとえ変更したという過失はあろうとも、正しい返答であることには違いないので勝利となる。このとき会衆に発言の機会はなく、別の返答（別の主張・別の理由・主張の放棄・主張の破棄、NS 5.1.2-6）を敗北の場合として指摘することはない。ここでも両論者に指摘の機会が1回ずつ与えられており、六主張論議が正当化されている点が注目される<sup>134</sup>。

<sup>133</sup> NP 77. 1ff

<sup>134</sup> NP 77.5ff

### NPにおける六主張論議のチャート（正しい返答に訂正した場合）



このように、ウダヤナは六主張論議を従来の「他説追認」と「無用な繰り返し」に加え、「反論すべきものの看過」によって解釈し直し、これらの敗北の場合を軸にして立論者と対論者のほかに、討論会の主審と会衆の「発言の機会」に六という数字の根拠を求めた。そして敗北の場合に該当することを指摘すべき人が指摘しなかった場合、議論は延長され、次に指摘すべき人の出番になるという原則に基づいて、六主張論議が再構成された。さらに、もう1つの議論の形式である真実探求の議論の場合にも言及し、立論者が自ら訂正する場合を想定した。勝敗のための議論で自論を訂正することは過失に当たるが、真実探求の議論では許されるのである。

また、こうしたウダヤナの詳細で理論的な考察は、直接的な言及はないが、ジャヤンタバッタが提示した「発言の余地」説を発展させたものである。ウダヤナは別の著作でジャヤンタを言及しており<sup>135</sup>、ここでも何らかの影響があった可能性がある。

六主張論議はもともと、ニヤーヤ学派の先駆者と仏教徒の議論から生まれたものだが、ウダヤナの時代になるとその経緯は忘れ去られ、過去の遺物となっていた可能性が高い。その中でウダヤナは、実際の議論の場面に当てはめて解釈し直すことでこれを生かし、後代の議論学に引き継いだと言えよう。

#### 4-16. 小結

詭弁においてウダヤナは、「自己撞着 (svavyāghāta)」という共通概念を新たに提示し、先行する注釈者の見解を再構成している。その一方で、『スートラ』が説くように限定的なトピックでしか用いられていなかった詭弁を「代喩 (upalakṣaṇa)」という解釈手法を使って一般化し、ほかのトピックにも応用できるようにした。そのことによって詭弁同士の領域が重なる恐れが生じるが、『スートラ』に説かれる24種類の分類を堅持し、それぞれの差異を注意深く論じている。差異を論じる中で、先行する注釈者の提示する例が相応しくない場合は修正を行った結果、雑多な論法集から、網羅的で例外のないリストを作成することに成功している。

<sup>135</sup> NVTP 215.20: jarannaiyāyikajayantaprabhṛtīnām...

## 第5章 敗北の場合の考察

### 5-1. 敗北とは

第5課の目的が「論者に能力がない証拠の個別定義」、第5課第1章の目的が「詭弁の個別定義」であった。ここでは第5課第2章の目的を「敗北の場合の個別定義」と位置づけ、第1課で説かれる「敗北の場合の一般定義(=誤解と無理解)」には触れていない。ただし、敗北自体を以下のように定義する。

論議において自信が壊されていない一方の人が、もう一方の人の自信を壊すことが、ここで他者の勝利、すなわち敗北となる<sup>136</sup>。

「論議」とは議論、論諍、反論だけの反論(vāda, jalpa, vitaṇḍā)の3つを含むものである。原語の「ニグラハ(nigraha)」には「抑圧」という意味があり、これを「パラージャヤ(parājaya「相手の勝利」)と換言することで敗北の意味を明らかにしている。論議における敗北は物的なものでないと示している点は注目に値する。ヴァルダマーナは、「相手の勝利」で王の法律で説かれる懲罰を排除し、「自信を壊すこと」をサイコロ博打などの敗北を排除するためであると解説する。

論議においても敗北にならない状況は、ウダヤナが次のように解説している。少々の不注意やミスは許されるという見方である。

これらの論議の外にあるもの、論議内においても忘失や不注意などの状態になったもの、即座に撤回したために[指摘の]時機を逃したもの、発言権のない人に指摘されたものが排除される。そのようなものは当座には真実の知がない証拠だけれども、対立者[=立論者または対論者]に関わらないため、ものを知らない者であることの証因に結びつかないから<sup>137</sup>。

敗北の場合は『ストトラ』で22種類が説かれるが、詭弁と同様、互いに重なり合ったり、それ以外のものがあつたりしてはならない。あるものが同時に複数の敗北の場合に含まれたり、相互に混同する可能性があるならば、22種の分類は無意味になる。これに対してウダヤナは「時機が混同しない」、すなわち過失を指摘するタイミングが異なるため重複はないと述べている。

ただし詭弁は、24種類の詭弁が『ストトラ』で複合語で説かれているが、敗北の場合は『ストトラ』で個別に説かれている。ウダヤナは『タートパリヤ・パリシュッディ』において詭弁が全て「対等(sama)」という語で終わるため、複合語にしないと煩瑣になってし

<sup>136</sup> NP 79.4f

<sup>137</sup> NP 80.4ff

まうと述べているが、『パリシシュタ』では「弟子に役立つように、言語表現に役立つそれぞれの非類似性を示すため」という理由で複合語になっていないと説明している。

## 5-2. 主張の破棄における異説の解消

一番初めに説かれる敗北の場合「主張の破棄」とは『スートラ』で「反例の属性を自分の実例において承認すること」という。ヴァーツヤーヤナの説明はスートラに忠実で、所証と反対の属性（例えば常住性）を実例（壺）に認めることで主張の破棄になるという。実例は論証するもの（sādhaka）であり、これに反対の属性を帰結することで主張（pakṣa）を破棄することになり、主張（第一支分）は主張を抛り所とするので、主張の破棄により主張（第一支分）も破棄されることになると説く。以下のような例が示されている<sup>138</sup>。

立論者「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから、壺のように」

反論者「感覚器官で捉えられることは常住である普遍にも見られる。どうして音声もそうではないのか」

立論者「もし感覚器官で捉えられる普遍が常住ならば、壺も常住でよい」

この説に対しウディヨータカラは「しかし我々はこれを認めない」とし、ヴァーツヤーヤナが説くように実例での過失や証因での過失が「主張の破棄」と呼ばれることはないとする<sup>139</sup>。実例を破棄しているのに主張の破棄というのは比喻（＝二義的用法）であるが、第一義である主張そのものの放棄がない限り、比喻も起こらない。この状況をまとめてウダヤナは「バーシャの通りにヴァールティカは承認していない。二義的であることになってしまうから、また第一義が理解されないから」と述べている。

ヴァーツヤーヤナへの批判からウディヨータカラは主張の直接の破棄が主張の破棄であるとし、これに沿って『スートラ』を読み替える。すなわち、実例（dr̥ṣṭānta）を「すでに見られたものであり、かつ最後に確定されるもの（dr̥ṣṭaś cāsāv ante vyavasthitah）」と同格複合語で語義解釈し、ついで自らの実例（svadr̥ṣṭānta）を同じように「自らのものであり、かつすでに知られた最後に確定されるもの」として、これが「主張（pakṣa）」のことであるとする。そして「反例（pratidr̥ṣṭānata）」も同じ操作で「反対主張（pratipakṣa）」とする<sup>140</sup>。これによって反対主張の属性を自分の主張において承認することが主張の破棄ということになる。例は以下のように変更される。

立論者「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから。」

反論者（普遍を例として反証）

立論者「もし感覚器官で捉えられる普遍が常住であると見られるならば音声も常住でよい」

<sup>138</sup> NBh 1163.3ff

<sup>139</sup> NV 1164.5ff

<sup>140</sup> NV 1165.11ff

ウディヨータカラがヴァーツヤーヤナ説を批判し自説を展開したことはダルマキールティも言及している。ダルマキールティはこの定義に対して詳細な定義を求め、原因として理由の過失を指摘することと相手説の論証を述べることで、結果として自説の主張を破棄することと相手説を承認することが主張の破棄であると説く<sup>141</sup>。

ウダヤナはウディヨータカラの解釈も適用不十分であると述べる。ウダヤナによれば、主張だけでなく、主題・理由・実例・反論の破棄も含まれていなければならない。そこで代喩を用いて両方の解釈の解決を試みている。ヴァーツヤーヤナの説明は「反例」「実例」を主張など実例以外の代喩と解することによって、ウディヨータカラの説明は「主張」を主張以外の代喩と解することによって、それぞれ指摘されていた二義的であること、適用不十分であることという過失を免れる。

代喩するものを定義項の語 [= 「反例」「自分の実例」] とする説明を意図したのがバーシャであり、代喩するものを被定義項の語 [= 「主張の破棄」] とする説明を意図したのがヴァールティカである<sup>142</sup>。

そして主張を「達成されるもの (nirvāhya) の提示」の代喩と取ることにより、主張という五支分の 1 つから五支分全体に拡張している。この手法は『タートパリヤパリシュッディ』にもあり、そこで「説明されるもの (vyutpādya) の提示」の代喩と取る<sup>143</sup>。このように、達成するための方法である論証の要件ひとつひとつについて、当初自ら承認し提示したものを破棄することが主張の破棄とされる。

『タートパリヤパリシュッディ』によれば定義が成り立つこと、言明の可能性があると、敗北でない場合に過大適用されないこと、他の敗北の場合に包含されないことの 4 つが敗北の場合が独立する条件である。ここではヴァーツヤーヤナとウディヨータカラの解釈が正当化されたことによって、定義が成り立つことが説明されたことになる<sup>144</sup>。

ウダヤナはさらに定義項「反例の属性を自分の実例において承認すること」からもうひとつの定義を行う。すなわち、「言葉の上ではそれ以外であってもよい」というように、論証の要件が明示的に破棄されていないが、内容的には前に述べたことを破棄したことになるものも主張の破棄に含む。

この定義においても、ウディヨータカラとヴァーツヤーヤナの説を再解釈できるという<sup>145</sup>。ウディヨータカラはストラの定義項「実例」を自身の主張 (pakṣa)、「反例」を反対主張 (pratipakṣa) と読み替え、「反例の属性を自分の実例において承認すること」を「反対

<sup>141</sup> VN 74.6ff

<sup>142</sup> NP 81.2

<sup>143</sup> NVTP 588.14ff

<sup>144</sup> NVTP 589.3f

<sup>145</sup> NVTP 588.12ff



主張の属性を自分の主張において承認すること」と解釈していたが、これにさらに代喩を読み込むと、「何であれ相手の提示にある属性を何であれ自分の提示である各要素において承認すること」が定義項から得られる第二の定義となる。ヴァーツヤーヤナは『ストラ』の定義項をそのまま「反例の属性を自分の実例において承認すること」と理解するが、これが述べた理解一般を代喩すると解釈して、結局ウディオータカラと同じ「何であれ相手の理解にある属性を自分が述べた理解において承認すること」が得られる。

このように代喩の内容が異なるのは「主張の放棄」という被定義項をウディオータカラが第一支分と解釈し、ヴァーツヤーヤナは命題一般と解釈したことによるものと考えられる。ここからウダヤナは、主張以外の破棄について詳細に例示していく。

#### 1. 所証の破棄（ウディオータカラ<sup>146</sup>）

「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから」

「普遍は感覚器官で捉えられるが常住であると知られるので不確定因である」

「それならば音声も常住でよい」

#### 2. 証因の破棄<sup>147</sup>

「音声は無常である。認識対象だから」

「不確定因である」

「それならば所作性のゆえにそうであろう」

#### 3. 基体の破棄<sup>148</sup>

「言葉とマナスは無常である。結果だから」

「一部不成立因である」

「それならば言葉だけがそれゆえ無常である」

#### 4. 限定要素の破棄

##### (1) 所証の限定要素の破棄<sup>149</sup>

「世界は知性をもつ作者を前提とする」

「知性をもつという限定要素は無意味である」

「それならば作者を前提とするというだけでよい」

##### (2) 証因の限定要素の破棄<sup>150</sup>

「音声は無常である。努力の結果だから」

「努力のという限定要素は無意味である」

「結果だからというだけでよい」

---

<sup>146</sup> 先述のように NV では以下のような例が挙げられ、所証の属性「無常性」が破棄されている。Cf. TR 217.4f

<sup>147</sup> Cf. TR 217.6f

<sup>148</sup> Cf. TR 217.7ff. TR はマナスが無常であるとする。この例では主題の一部だけ破棄されているが、全部が破棄される可能性も考える。

<sup>149</sup> Cf. TR 217.8ff. 「知性をもつ」という限定要素が無意味なのは、単なる知性をもつだけでは作者たりえないからである。

<sup>150</sup> Cf. TR 217.10f

(3) 基体の限定要素の破棄<sup>151</sup>

「異論の元となる大地などは作者を前提とする」

「大地という限定要素は無意味である」

「異論の元となるものというだけでよい」

5. 実例における破棄

(1) 実例における基体の破棄<sup>152</sup>

「音声は無常である。直接知覚される属性だから。二原子体の色のように」

「実例は証因を欠く」

「二原子体 [の色] が実例であってはならない。壺の色がそうであろう。そして

『実例は特定のものでなくてもよい』という決まりがあるから」

(2) 実例における所証の破棄（ヴァーツヤーヤナ）<sup>153</sup>

「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから。壺のように」

「不確定因である」

「それならば壺も常住でよい」

(3) 実例における証因の破棄<sup>154</sup>

「音声は無常である。直接知覚される属性だから。二原子体の色のように」

「実例は証因を欠く」

「それならば直接知覚される属性ではなく結果性という理由の基体として同じもの（二原子体の色）が喩例でよい」

6. 限定要素の破棄

(1) 基体の限定要素の破棄<sup>155</sup>

「作られた物は無常であることが見られる。壺という実体のように」

「「実体」という語は無意味である」

「それならば壺というだけでよい」

(2) 所証の限定要素の破棄<sup>156</sup>

「結果は知性をもった作者を前提とする。壺のように」

「「知性をもった」という語は無意味である」

「それならば作者を前提とするというだけでよい」

---

<sup>151</sup> TR は「感覚器官で捉えられる音声は常住である。結果だから」と述べたとき、同じく反対されて「音声だけでよい」という例を挙げている。Cf. TR 217.11f

<sup>152</sup> ヴァイシェーシカ学派のカテゴリー論では、二原子体は直接知覚されない。直接知覚されるのは三原子体以降で、したがって二原子体の色は直接される属性の実例にはならない。TR では主題と同じく、所証・証因・基体の順番で説明している。Cf. TR 217.16ff

<sup>153</sup> Cf. TR 217.13f

<sup>154</sup> TR は最初の喩例を「二原子体の色」とする。論式中においてはその方が正確だが、属性を欠くものは基体としての二原子体なので言葉遣いが混同しているものと考えられる。Cf. TR 217.15f

<sup>155</sup> TR は「大きな」壺という無意味な基体の限定要素を想定している。Cf. TR 217.20f

<sup>156</sup> Cf. TR 217.18f

(3) 実例における証因の限定要素の破棄<sup>157</sup>

「努力の結果であるものは無常である．壺のように」

「「努力」という限定要素は無意味である」

「それならば結果であるものというだけでよい」

7. 反論の破棄<sup>158</sup>

「それは不成立因である」

「それは反論できないものへの反論である」

「もしこれが不成立因でないならば，被排撃因でもよい」

このように7項目13種類にわたる全てが主張の破棄であるとするが，はたしてこのような破棄をする者がいるのだろうか．ダルマキールティは普遍の常住性を認める者が壺の常住性を認めるようなことは，「迂闊な者であつてもそのような言明はない」と述べ，ニヤーヤ学派を批判していた<sup>159</sup>．この批判に対してはすでにヴァーチャスパティミシュラが，普遍の常住性を認めた時点で全てが常住であると誤って考え，迂闊にこのような過失を犯すこともあると反論しており<sup>160</sup>，ウダヤナも『タートパリヤパリシュディ』で言明の可能性があると説いている<sup>161</sup>．『パリシシュタ』においても，論書にもこのような表現が見られ，考えを見失うことによって，何をすべきか分からなくなると主張の破棄は起こるといふ．

ダルマキールティによれば，主張の破棄は相手説の属性を認めるからではなく，不確定因という「正しくない論証」を提出するから起こる<sup>162</sup>．これに対しヴァーチャスパティミシュラは，ウディヨータカラの「不確定因の過失を取り払うことによって自らの所証と矛盾する理解になるから」を引用し，主張の破棄が不確定因に基づいて敗北の場合になることを否定している<sup>163</sup>．ウダヤナはこの説を換言し，主張の破棄が不確定因に基づくのではなく，破棄そのものによって敗北の場合になることを述べる．

反論．[破棄する] 前の敗北が起これば [主張の破棄の] 機会はなく，起こらなければ破棄ができないからこれは敗北の場合ではない．

答え．そうではない．破棄によってこそ前のもの [=敗北の場合] が取り払われるから．というのも，破棄されたものに欠陥があるならば，これ [=破棄後の論証] に何も欠損はないからである．[あるならば] 過大適用になってしまうから．それゆえ [破棄する] 前の敗北を決定付けるために破棄こそが指摘されるべきである<sup>164</sup>．

<sup>157</sup> Cf. TR 217.19f

<sup>158</sup> 別の反論を取り上げても，取り上げなくても敗北の場合となる．

<sup>159</sup> VN 74.12

<sup>160</sup> NVT 1165.16ff

<sup>161</sup> NVTP 589.4f

<sup>162</sup> VN 75.7f

<sup>163</sup> NVT 1166.7ff, NVTP 589.6

<sup>164</sup> NP 83.15ff

破棄した後に主張は正しくなるため、敗北がなくなってしまう。破棄を指摘することによって、過去の欠陥を遡って敗北が確定することになる。ここでウダヤナが説く敗北の場合が独立する4条件のうち、他の敗北の場合に包含されないことが達成されたことになる。

破棄が前の敗北を明らかにするためだとしたら、破棄自体は敗北の場合ではないことになる。しかしここで、破棄すること自体が論者の無能を明らかにするものとして敗北の場合になると説かれる。つまり論者は、前の過失に加えて、破棄によるもう1つの過失を指摘されることになる。

ただし議論においては、正しくないものを破棄した場合は、敗北の場合に当たらないという。論争と論詰では変更それ自体が論者の無能の証拠となるから、正しいものが破棄されても、正しくないものが破棄されても指摘すべきであり、議論において正しいものを破棄した場合は、真実の知にいたる軌道修正をするために指摘しなければならない。この見解は、議論においても曲解などが見られ、それが真実の知を阻害する限りでのみ指摘すべきであるというヴァーチャスパティミシュラ説に基づいていると考えられる<sup>165</sup>。このように先行する注釈者の見解を取り入れつつ、網羅的な再構成を行うことで、ダルマキールティに批判された敗北の場合の実用性を取り戻しているといえよう。

しかし議論においては、たとえ起こったとしても無視されるべきである。それ [=主張の破棄] の指摘は真実の知の要件ではないから。しかし正しいものを対象とするものは必ず指摘されなければならない。それ [=正しい主張の破棄] を指摘することはそれ [=真実の知] の要件だから<sup>166</sup>。

### 5-3. 別の主張における仏教徒への反論

「別の主張」とは『スートラ』で「主張した内容が否定されたときに属性を選択することによってその内容を提示すること」と定義される。属性の選択とは別の限定要素を付け加えることで、『パリシシュタ』では次のような4つの例<sup>167</sup>が挙げられている。

#### 1. 不確定因を取り払うため、主題に限定要素を追加

立論者「音素は常住である。聞かれるものだから。音声性のように」

対論者「物音によって不確定である」

立論者「物音を伴った音素<sup>168</sup>のみが常住である」

<sup>165</sup> NVTT 341.15ff

<sup>166</sup> NP 84.6f

<sup>167</sup> NVTP では喩例と結論への付加も加えて8通りになる。追加された分はPraに見られる。NVTP 591.11ff

<sup>168</sup> 音素 (varṇa) はカ音, ガ音などの言葉の要素。物音 (dhvani) は物理的な音響で太鼓などの非言語も含まれる。

2. すでに成立しているものの論証を取り払うため、主題に限定要素を追加

立論者「音声は常住である。結果だから」

対論者「物音においてすでに成立しているものの論証である」

立論者「音素であるところの音声は常住である」

3. 限定要素の無意味を取り払うため、別の所証を追加

立論者「これは火をもつ。よい香りの灰色の煙をもつから」

対論者「無意味な限定要素をもつ」

立論者「火がついたクシャラルの木をもつものは」

4. すでに成立しているものの論証を取り払うため、所証の限定要素を追加

立論者「異論の元となるものは知性をもつ者を前提とする」

対論者「すでに成立しているものの論証である」

立論者「質料因などの知悉を前提とする<sup>169</sup>」

一方、ヴァーツヤーナは次のような例を挙げている<sup>170</sup>。

立論者「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから。壺のように」

対論者「普遍も感覚器官で捉えられるが常住である」

立論者「普遍は全てに行き渡っているが、音声は全てに行き渡っていない」

この例では、後で提出された「全てに行き渡っていないこと」は実例「壺」と反例「普遍」を区別するものであり、前の主張の理由「感覚器官で捉えられること」を限定していない。主張は「音声は無常である」から「音声は全てに行き渡っていない」に変更される。そのためこの修正によって不確定因の過失は取り除かれていないことになる。このような批判をダルマキールティは『ヴァーダニヤヤ』にて行っており、『パリシシュタ』でも取り上げられる<sup>171</sup>。

反論. 別の所証を付け加えるのは何のためか. なぜならこれ [=別の所証] によって [前に] 帰結していた不確定因であることが消えることはないからである.

答え. そうではない. 全てに行き渡っていないことを予め論証し, 理由を限定して, それ [=不確定因であること] を取り払おうと望んで [上記のような別の主張が] 起こることが成り立つから<sup>172</sup>.

<sup>169</sup> 「知性をもつ者を前提とする」とだけ述べた場合、我々などは知性を持ち、善・非善の行いによって間接的に世界を生み出しているということは知られているからすでに成立しているものの論証となる。そこで主宰神に限定するために新しい限定要素を加えるのである。

<sup>170</sup> NBh 1167.3f

<sup>171</sup> Cf. 佐々木 [2014]

<sup>172</sup> NP 86.7f

ウダヤナによれば、明言がないだけで事実上「全てに行き渡っていないこと」は「感覚器官で捉えられること」を限定していると解釈する。「音声は無常である。全てに行き渡っておらず、かつ感覚器官で捉えられるから。壺のように」という論式を想定することによって、少なくとも反例となる普遍への適用は回避される。ヴァーツヤーヤナ説が批判されたのは、修正後の主張を「全てに行き渡っていない壺のように、音声も全てに行き渡っておらず、壺と全く同様に無常である」とだけ述べて前に述べた「感覚器官で捉えられること」を省略してしまったことにある。

ウディヨータカラはこの点について、主張は「音声は無常である」から「音声は全てに行き渡っておらず無常である」に修正されるという。ヴァーチャスパティミシュラは「全てに行き渡っていないこと」が理由を限定するとし、「感覚器官で捉えられるから」が「全てに行き渡っておらず、かつ感覚器官で捉えられるから」に修正されるという。

ウダヤナの回答はヴァーチャスパティミシュラ説に則ったものであると考えられる。「全てに行き渡っていないこと」はミーマーンサー学派によって認められないため予め論証しておく必要がある。しかし最終的には理由を限定するものとして用いられ、不確定因を除去する効果があるので無用ではない。

「全てに行き渡らないこと」は最終的に理由「感覚器官で捉えられること」を限定されるが、そのことは別の主張が別の理由と混同することを意味しない。「全てに行き渡らないこと」はあくまで主張として提出されており、理由の限定要素として述べているのではないからである。

しかしなぜこのような別の主張を行うのであろうか。ダルマキールティは「主張を論証するために別の主張を述べることはない」「予め主張内容を知っていながら、不足した主張を先に提出していることはない」と反論する<sup>173</sup>。これに対しヴァーチャスパティミシュラは反論者の妨げや会衆の凝視によって、証因を思いつかないときに別の主張を行うという。ウダヤナはさらに補足して、理由は先に述べているので会衆が騒然としたり不測の敗北の場合が起こったりすることはないとする。この理由は「音声は無常である」という主張に対して提出された理由「感覚器官で捉えられること」であり、「全てに行き渡っていないこと」の理由ではない。この理由はどこでも述べられていないことになっている。論理関係はないものの形式的には理由があって満たされているということであろう。

反論. それならばそれ [=全てに行き渡っていないこと] を証明するために理由も何か述べるべきだろう. 会衆が騒然として [発言が] 妨げられてしまうからから. あるいは述べなければ不足になってしまう.

答え. そうではない. 前に提示されている理由などは存在しているので, 不足になる余地はないから<sup>174</sup>.

<sup>173</sup> VN 76.11ff

<sup>174</sup> NP 86.9f

また、先に行われた主張こそが敗北の原因（「正しくない論証の要素を述べること (asādhānāṅgavacana)」）であり、別の主張自体はもはや敗北の原因ではないというダルマキールティの反論<sup>175</sup>に対しても、ウダヤナは修正後は過失のないものになっているわけだから、そこに過去の過失を指摘することはすでにできず、変更したという事実を敗北の場合として追及するべきであるという。別の主張が敗北の場合として指摘できないと、第二主張で反論者が反論し、第三主張で立論者が修正した場合、第四主張で反論者はそれ以上言うことができなくなってしまって沈黙したり、その沈黙を見て会衆が勝敗を付けられなくなってしまうことになるからである。「別の主張」を指摘しなければ、敗北の場合を宣言することはできないというのが、ウダヤナの見解である。修正したことを指摘すれば、自動的に修正前の過失は含まれるので、不確定因を指摘する必要はなくなる。

反論. そうであっても必ず前の敗北 [= 見せかけの理由] が存続する。取り払われていないから。また一度敗北した者が [更に] 敗北の場合になることはありえない。過大適用になるから。

答え. そうではない。[別の主張を] 指摘しなければ [主張・反論・修正の次の第四段階において反論者が] 「これ [= 不確定因の過失] はこの者 [= 立論者] によって取り除かれたのか」と考えて、思いつかないために沈黙していたり、前の反論で攻撃がなかったためにここで何を述べるべきかと考えて会衆の疑いが晴れなかったりしたとき、優劣を決定することができなくなってしまうから<sup>176</sup>。

「主張の破棄」と同じく、「別の主張」でも網羅的に分類・例示することによってダルマキールティに批判された敗北の場合の実用性を取り戻そうとしているが、それだけでなくダルマキールティとヴァーチャスパティミシュラの議論を取り入れ、補足することでも、ニヤーヤ学派の分類の正当性を示している。立論者の沈黙や、会衆の疑いが晴れないといった非論理的な事情については、次の「主張の矛盾」では他者の見解を否定する意図が捨てがたい、誤った実例をひっきりなしに出す、不注意、会衆が騒然となることが挙げられ、「主張の放棄」においても思いつかないために隠蔽すると説かれており、同じく敗北の場合が必要となる根拠になっている。

#### 5-4. 主張の矛盾における矛盾の分類

「主張の矛盾」とは『ストトラ』で主張と理由での矛盾であると定義されているが、詭弁の解説と同じくウダヤナは論証内で対になる2つの対立項の矛盾を代喩すると説く。こ

<sup>175</sup> VN 77.2ff

<sup>176</sup> NP 86.10f

れには五支分論証の支分同士だけでなく、ひとつの支分の中の文や語の矛盾も含まれるという広い解釈である。「主張の破棄」「別の主張」では「主張」という語が別の支分を代喩すると説明されてきたが、「主張の矛盾」では、矛盾の性質上必ず2つの要素が要請される。そのときに「支分同士の矛盾」というように別の支分だけを代喩するのではなくて、「支分内の矛盾」も代喩されなければならない。そこで「主張の矛盾」とだけ述べて「主張と理由の矛盾」などとは述べていないのは、これらの矛盾を包括的に示すためであると説明される。主張の矛盾は「主張とXの矛盾」であると同時に「主張における矛盾」である<sup>177</sup>。

ウダヤナは代喩されるものが「たくさん種類がある」と述べ、主張内の2つの語、主張と理由、主張と喩例、主張と結論、理由と其中的の語、理由と実例、理由と適用、実例と其中的の語、主張と考察での矛盾、ならびに反論の文における同様の矛盾があるという。そしてこれを原因によって6通りに分類する。

1. 所証の基体を否定することに基づくもの—「自己はない<sup>178</sup>」
2. 属性を否定することに基づくもの—「主宰神は作者ではない<sup>179</sup>」
3. 基体を肯定することに基づくもの—「過去は[現在]ある<sup>180</sup>」
4. 属性を肯定することに基づくもの「原子は部分をもつ」
5. それ自体に基づくもの「原因がはたらく前でも結果は存在する。結果だから<sup>181</sup>」
6. 限定要素を通したもの「中間にも結果は非存在である。[生起]前と[消滅]後に存在しないから」

なお、敗北の場合の22番目に数えられる「見せかけの理由」に矛盾因が入っており、ダルマキールティは、これを理由に主張の矛盾は不要であると反論する。ヴァーチャスパティミシュラはこれに反対して、ある主張に矛盾因があっても、遍充関係を想起することな

<sup>177</sup> 1つの支分内における矛盾については、ウディヨータカラが主張における自己矛盾を挙げている。

NV 1170.3f.まさにこれによって主張の矛盾も述べられた。主張が自らの言明と矛盾する場合。例えば「尼僧の妊婦」。(etenaiva pratijñāvirodhaḥ api uktaḥ| yatra pratijñā svavacanena virudhyate yathā śramaṇā garbhīṇī)

<sup>178</sup> 「自己」はその語義解釈が「動くもの/呼吸するもの (at/an+manIN) = 遍く存在するもの」であるとされる以上、「遍く存在するものがどこかに存在しない」という矛盾を犯していることになる。

この例はNV 699.1ff, VN 77.14ffに見られる。ウディヨータカラは言及する以上、その存在性を認めていなければならない。否定とはそれ以外の場所や時間で存在していることを示すに過ぎないとする。そして自己は特定の場所と時間に限定されたものではないから、「自己はない」といっても「それ以外の場所や時間にある」ということにはならず、従って矛盾となる。ダルマキールティはこれに対し「自己はない」は言葉の対象(自己)を否定するものではなくて、架空の言葉の対象に存在性を取り上げること否定するものであると説いてこれは矛盾ではないという。Cf. Much [1991] p.62 注 284

<sup>179</sup> 「主宰神」は「支配する者、力をもつ者 (iś+varaC P 3.2.175) = 作者」である。主宰神には本質的に作者性という属性が備わっているので「作者は作者ではない」という言明は矛盾になる。

<sup>180</sup> 過去は「あった」ものであり、今「ある」ものではない。

「原因がはたらく前でも結果は存在する。結果だから」はサーンキヤの因中有果説ではない。サーンキヤ学派でも原因の後に結果が生起するという点は守られているからである。

<sup>181</sup> 「原因がはたらく前でも結果は存在する。結果だから」はサーンキヤの因中有果説ではない。サーンキヤ学派でも原因の後に結果が生起するという点は守られているからである。



しに主張の矛盾が理解されると説く。またほかの不確定因・不成立因・被排撃因があっても主張の矛盾があればそれがまず先に理解され、そのために敗北すると説く。ウダヤナはこれを概ね踏襲し、次のように述べる<sup>182</sup>。

一般的に否定的遍充関係を示すことがないから、いかなる場合も見せかけの理由としての矛盾因との混合はない。たとえ〔主張の〕矛盾に必ず見せかけの理由が入り込むとしても、そうであってもそれ〔＝矛盾因〕は理解が劣っているから、それを無視して〔主張の〕矛盾だけが指摘される。即座に理解があるならば無視できないから<sup>183</sup>。

ダルマキールティは「主張の矛盾」について、それぞれの場合を詳細に取り上げつつ矛盾にならないことを説明している。この反論はヴァーチャスパティに取り上げられ、そもそも矛盾とは何かという問題は後代のヴァルダマーナまで引き継がれているが、ウダヤナはこのことにほとんど触れていない。あくまで論証という文脈の中での矛盾を取り上げるだけである。

#### 5－5. 主張の放棄における隠蔽の方法

「主張の放棄」は『スートラ』において自説が否定されたときに内容を捨て去ることであると定義され、ウダヤナは「捨て去ること」を隠蔽の意味であると解する。そして立論者が反論への返答を思いつかないとき、立論者がとる3つの行動を泥棒の喩えで説明し、それらの必要性を説いている。

1. 主張の破棄……盗んだものを捨てて逃げる
2. 別の主張……「自分のものだ」と言い張る
3. 主張の放棄……盗んだものを隠す

この泥棒の喩えを用いて、ダルマキールティが説いた無意味なものへの過大適用の可能性を排している。この中で説かれる「吹き出すこと」「肩をならすこと」は、7番目の敗北の場合「無意味」に対して非言語的に無意味となるものをダルマキールティが例示したもので、『タートパリヤティーカー』『ニヤーヤマンジャリー』『ニヤーヤブーシャナ』に引用される<sup>184</sup>。論議の間に吹き出しても、主張を放棄したことにはならない。反論を払いのけないからである。泥棒も、隠蔽によって非難を遮断していなければ隠蔽したことにはならない。

<sup>182</sup> VN 86.6f, NVTT 1170.9ff

<sup>183</sup> NP 89.4ff

<sup>184</sup> VN 42.12, NVTT 1177.20, NM 2.693.15f, NBhūṣ 365.4ff. 佐々木[2014]p.337では吹き出すこと (kapolavādita) を「頬を楽器にすること」、肩を鳴らすこと (kaksapittanaka) を「脇を鼓にすること」と訳す。

また〔敗北の場合でないものへの〕過大適用はない。隠蔽を実行することで反論を払いのけるから。吹き出すことや肩をならすことによってそれ〔＝主張の放棄〕は成立しないから。まさに泥棒の〔どうしても隠蔽したことにならない〕ように<sup>185</sup>。

また、先の主張こそが問題視されるべきであり、「主張の放棄」を敗北の場合として挙げる必要はないという反論に対して、隠蔽を指摘せずに敗北は決定できないという。この応酬もダルマキールティの反論とヴァーチャスパティミシュラの返答がもとになっているものと見られる。もともとの主張に見せかけの理由があるならばそれを指摘すれば事足りると一貫して主張しているダルマキールティに対し、ヴァーチャスパティミシュラは隠蔽した以上、見せかけの理由はないことになっているため、まず隠蔽を指摘することによって、見せかけの理由であったことを遡って批判できるとする<sup>186</sup>。この見解は、「主張の破棄」など5つの敗北の場合全体に共通する立場であることが、ここでも確認できる。

最後にウダヤナは、過去の注釈者の例を含め「主張の放棄」の具体例を次のように述べる。

そしてこれは4つの方法がある。「誰がそのようなことを言ったのか」、あるいは「私が述べたこれは他の人の説だ」、あるいは自分が述べたのに「これは君が述べたことだ」、あるいは「私が述べたこれは他の人が述べたこと〔の再言及〕にほかならない」というように<sup>187</sup>。

1番目はヴァーツヤーヤナとウディヨータカラの例であり、ヴァルダマーナは1番目の変形として「これは私が述べたことでは決してない」という例も挙げる。ヴァルダマーナは2番目についても「ここで私が述べた誤りは故意ではないから、反論できないものへの反論である」と言い換える。残りはウダヤナの創作であると考えられる<sup>188</sup>。「主張の破棄」と「主張の放棄」は一見すると同じ概念であるが、「主張の破棄」が同類例において主張と反対の属性を認めるという論理的な操作が含まれていたのに対し、「主張の放棄」は先に自分が述べたことを自分が述べなかったことにするという言い逃れであることが分かる。

<sup>185</sup> NP 91.4f

<sup>186</sup> VN 38.14ff, NVTT 1173.15ff

<sup>187</sup> NP 91.8f

<sup>188</sup> NBh 1173.2, NV 1173.8. AN 88.23ffは1番目からそれぞれ、「説明の放棄 (pratipādanāpalāpa) に基づくもの」、「方法の放棄 (prakārapalāpa) に基づくもの」、「自身の言明を他者の発言であるとする (svavacane parakartṛkatvasaṅcāra) に基づくもの」、「他者の発言を自身の発言であるとする (paroktau svakartṛkatvasaṅcāra) に基づくもの」と説明し、さらに5番目として「私が述べたことはまだ述べていないものにほかならない (anukta eva mayedam uktam)」という例を挙げている。

## 5-6. 別の主張と別の理由の区別

「主張の破棄」や「主張の矛盾」においては網羅的であることを目指し、主張をそれ以外の支分の代喩と解釈することで、拡大解釈を施してきたウダヤナであったが、その論理では「別の主張」と「別の理由」を別立てする必要がなくなってしまう。この区別を、ウダヤナはどのように説明しているのだろうか。

「主張の破棄」の中で、このような疑問が取り上げられている。

反論。「別の理由」がどうしてこれと別にされるのか。なぜなら「理由の破棄」と同じくそれ [= 「別の理由」] も代喩されるはずだからである。さもなければ [= 代喩されなければ] 「別の喩例」も定義しなければならなくなってしまう。すなわち、「音声は無常である。下位の普遍をもちかつ我々などの外的器官で直接知覚されるから。我々などの外的器官で直接知覚されるものは無常であることが知られる。壺のように」と述べられたとき、導くものの一部が不足していることによって反対されて、「下位の普遍をもつとき、これが」と述べられる。このように「そしてこれは同様に我々などの外的器官で直接知覚される」という適用に対して不足であると反対されて同じように限定要素を取り上げれば別の適用となる。まったく同じくいくつかの主張のうち一部を結論するときに同じように反対されて、また全てを述べるならば別の結論となる。

答え。その通りである。しかし所証と証因という部分の区別を意図することによって、[別の主張と別の理由の] 区別がもたらされる。[論証] 文の提示は両方を身体とするから。そのうち別の主張、別の導かれるもの、別の結論が「別の主張」の拡張である。別の理由、別の導くもの、別の適用、別の反論が「別の理由」の拡張であるという<sup>189</sup>。

主張の破棄は理由の破棄を含む一方、別の主張は別の理由を含まない。ウダヤナは別の主張と別の理由が区別される基準を所証と証因の区別であると述べているが、なぜ主張の破棄にも同じ基準が適用されないのかは述べていない。マニカントミシュラはこの点を「欠陥にほかならない」と批判している<sup>190</sup>。

この事情についてヴァルダマーナの注釈やマニカントミシュラの記述から、主張であれ理由であれ前のものを無にしてしまう点で破棄や放棄は一緒である一方、修正して改めて同じ線で主張や理由が提出される点で別の主張と別の理由は別になると推察される。

一方「別の理由」においてウダヤナは、「理由」が論証の各部分を代喩するとし、4種類に分類している。

### 1. 理由中の証因を後から限定するもの

<sup>189</sup> NP 87.6f

<sup>190</sup> NR 225.11ff. ただし注釈では定義と喩例の違い、ストトラ作者が別立てしたという事実に基づいて区別されると説く。

立論者「個物は単一の元素からなる．量があるから．皿のように」

反論者「複数の元素からなる布について不確定因となる」

立論者「単一の元素に内属し，かつ量があるから<sup>191</sup>」

2. 喩例中の証因を後から限定するもの

立論者「音声は無常である．感覚器官で捉えられるから．壺のように」

対論者「普遍も感覚器官で捉えられるが常住である」

立論者「普遍は全てに行き渡っているが，音声は全てに行き渡っていない<sup>192</sup>」

3. 適用中の証因を後から限定するもの

(2と同じ)

4. 反論を後から限定するもの

反論者「同類例に存するから不確定因である」

反論者「異類例に存しかつ，同類例に存するから不確定因である」

反論者「異類例から排除されるから不成立因である」

反論者「同類例から排除されかつ，異類例から排除されるから不成立因である」

反論者「疑わしいから」

反論者「遍充されるものとして疑わしいから」

反論者「再認識によって排撃されるから」

反論者「事実と齟齬をきたさない再認識によって排撃されるから<sup>193</sup>」

いずれも証因を後から限定するものであり，別の主張とは所証が限定されるか証因が限定されるかによって区別されるという見解は守られている．問題は理由の破棄や理由の放棄が別立てされていない理由が述べられていないところにあるといえよう．

### 5-7. 別の内容，無意味，意味が理解されないもの，無関係の再構築

ここまでの敗北の場合は主張内容に直接関わるものであったが，次の4つは主張とは直接関係のない敗北の場合が扱われている．これらの敗北の場合は，ヴァーツヤーヤナの例が議論の文脈からあまりにかけ離れており，また分類の仕方についてダルマキールティか

<sup>191</sup> NBh 1173.4ff

<sup>192</sup> NBh 1167.3f

<sup>193</sup> 再認識によって前に見た髪と今見た髪を同定したものの，実はその髪が前に見た髪ではなく，切った後に生えてきた新しい髪であることを知る．この場合，再認識による同定は無効となる．このように再認識によって排撃される事柄があっても，その再認識は正しいことも誤っていることもあり，誤った再認識に排撃されても排撃にならない．そこで正しい再認識に限定するために「齟齬をきたさない」という限定を設ける．

ら批判されることにもなった<sup>194</sup>。ウダヤナはこれらを整理し直して論争の文脈に位置づける試みを行っている。

まず「別の内容」は『ストトラ』において、「前に述べた内容と別の、内容が関係していないもの」と定義されている。ヴァーツヤーヤナの挙げる例は次のようなものである。

「理由 (hetu)」とは「助ける (hinoti) という語根に、tu という接辞を付した、クリト接辞で終わる語である。また語は名詞か動詞か接辞か不変化辞である。名詞とは、表示対象について別の行為に結びつくことによって限定されつつあるあり方をもつ言葉である。動詞とは行為要素の集合をもち、行為要素の数によって限定された行為の時間に結びつくことによって表示させられるものであり、語根の意味のみが時の表示によって限定される。不変化辞とは原形において意味上表示されつつあるものである。接辞とは接しつつ行為を照らすものである。」云々と<sup>195</sup>。

ウダヤナは「別の内容」を以下の4つに分類し、ヴァーツヤーヤナの例を4番目に位置づけている。そうすることで主張内容とは直接関係ないとはいえ、あくまでの論証の延長線上に位置づける。即座に適切な考えが思いつかないことで、このような別の内容を述べるといふ。

1. 自身の見解によって別の内容を述べるもの

「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから。あるいは結果だから。そして音声は虚空の属性である。そしてまさに虚空は条件の力で聞かれるものである。またそれゆえ音声は把握される。内属するから」

2. 他者の見解によって別の内容を述べるもの

「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから。あるいは結果だから。他者の見解では音声は実体である。結合関係によって把握されるものである。そして音声は顕現を属性とする」

3. 両方の見解によって別の内容を述べるもの

「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから。あるいは結果だから。音声の無常性は推理で把握される。そして推理は正しい認識手段である。認識手段は自身の見解において4種類、または他者の見解において6種類である。存在性だけで理解させるものもあれば、知られてこそ存在するものもある」

<sup>194</sup> 佐々木 [2014] pp.333-340

<sup>195</sup> NBh 1176.3ff. ここで提示された各語の定義については、NVTT と NVTP において詳細に論じられており、「別の内容」の一例に過ぎないことをまるで考慮していないように見える。Cf. NVTT 1176.8ff, NVTP 591.7ff.

#### 4. 両方以外の見解によって別の内容を述べるもの

「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから、あるいは結果だから、これは理由である。そして理由は『助ける (hinoti)』という語根に基づく」

「無意味」は『スートラ』で「字音を羅列した提示のようなもの」と定義され、ヴァーツヤーヤナはこれを「字音を羅列した提示をもつもの」と解釈し、「音声は無常である。カチャタパはジャバガダダシャだから、ジャバニヤガダダシャのように。」という文字の羅列を例として挙げる。そこでダルマキールティはこの定義が論議の文脈外にあることなどから、敗北の場合ではないとする。また、ニヤーヤ学派内においてもヴァーチャスパティミシュラがヴァーツヤーヤナの例を不適當であるとしていた<sup>196</sup>。

ウダヤナは「無意味」も4種類に分類し、論議の文脈に位置付けなおしている。ヴァーツヤーヤナの例はこの4種類に含まれていない。特に3番目では、「共通の協約をもつ単語だけで語るべきである」と説き、たとえ意味が理解できるとしてもサンスクリット語以外での論議は認めていない。ヴァーチャスパティミシュラは、ドラヴィダ人が自分の言語でその言語を知らないアーリア人に論議する場合は、無意味という敗北の場合になると述べており<sup>197</sup>、それを承けている。

##### 1. 不注意によるもの

性・数の形や格の形を誤ったものなど

##### 2. 意味があるという誤解によるもの

クリト・タッディタ・動詞語尾を誤ったものなど

##### 3. 繰り返しのによるもの

サンスクリット語で始めてアパブランシャ語を述べたものなど

##### 4. 選択した残りを述べることによるもの

論者の意図した意味通りに取らずに、言葉を対象をもたない無意味なものとして扱うもの

「意味が理解されないもの」は『スートラ』で「会衆と対論者に3回言っても理解されないこと」と定義される。ヴァーツヤーヤナはこれを「二重の意味の言葉」「原義が理解されないもの」「発音が早すぎる」などであるとしていたが、ダルマキールティは、意味を理解しないのは話す者の過失ではなく聞く者の過失であると反論していた。

ウダヤナはヴァーツヤーヤナの線に沿って以下のように3種類に分類し、具体例を挙げている。2番目が「原義が理解されないもの」、3番目が「二重の意味の言葉」に対応する。

<sup>196</sup> VN 41.8ff, NVTT 1177.19ff. ダルマキールティの反論に対する直接の回答は、ヴァーチャスパティにもウダヤナにも見られない。

<sup>197</sup> NVTT 1177.15ff

1. それぞれ自らの学派だけで慣用となっているもの  
 仏教徒の「五蘊」「十二処」「四聖諦」  
 ミーマンサー学派の「スフィヤ匙」「カパーラ鉢」「プローダーシャ餅」
2. 原義も慣用もないもの  
 「このカシャパの娘（＝プリティヴィー）を保つ原因（＝山）は三つ目の者（＝シヴァ）の息子（＝カールティケーヤ）の乗り物（＝孔雀）と同じ名前（＝「アグニ」）をもつもの（＝火）をもつ。その旗（＝煙）をもつから。ラスィニー（＝かまど）のように」
3. 単語を理解する手段となる複合語や文脈などがなくことによって疑いが起こっているもの  
 「白いものが走っている<sup>198</sup>」

ダルマキールティの反論に対しては、次のように述べる。話す方の側が故意にこれらの理解しにくい言葉を用いる場合に歯止めをかける意味がある。ウダヤナは「十分に慣用となった語によって語るべし」とまとめているが、「無意味」は文法的誤り・外国語・表示の規則を剥奪したものという意味のないものの提示であるのに対し、「意味が理解されないもの」は学派固有の術語・原義が理解されないもの・多義語という意味のあるものを提示しても特定の意味を理解されないことであるという違いがある。

なぜなら世間で慣用されており、原義を失っておらず、文脈などをもっていて、明確に適度な速度で発音された単語の類が意味理解の条件となるのであって、それと反対の〔理解の〕手段でないものを取り上げる論者は必ず敗北するべきである。さもなければ節度なく対論者も原義を失ったものなどによって反論していても、敗北にならなくなってしまふ。またそうであるならばその論議は誤っているとも誤っていないとも言えなくなってしまふ<sup>199</sup>。

また、『スートラ』の「3回」という文言についても、議論の文脈に沿った検討と新しい見解の提示がなされている。「会衆に理解されるか否かの基準があるならば1回目ですでに明らかになることだから、3回述べることは不要なのではないか」という質問に対し、「不注意や鈍い把握や錯誤した理解の疑いを取り除くため」と答える。これらは論者の過失ではなく、このような聞き手の過失を取り除くために、3回を要するという。『パリシュッディ』でウダヤナは不注意を除く2つを挙げている<sup>200</sup>ことから、1回目は不注意の疑いを取り除き、2回目は鈍い把握の疑いを取り除き、3回目は錯誤した理解の疑いを取り除くとい

<sup>198</sup> 「犬がこれより早く移動する (svā ito dhāvati)」とも「白い牛または馬が走る (śveto dhāvati)」とも取ることができる。何が走るのか、この文からだけでは特定できない。

<sup>199</sup> NP 98.7ff

<sup>200</sup> NVTP 593.5

う順番ごとの対応はないだろう。3回のうちに、これら3つの疑いが解消されるべきであるというだけであると考えられる。ヴァーチャスパティミシュラは聞き手の過失を想定しておらず、全て発言者の責に負わせているが、このようなウダヤナの踏み込んだ解釈によってはじめて、3回という発言回数が説明できる。ただし結果として会衆の資質を疑うことにもなりかねない。

結局、3回という数自体に直接の根拠は与えられていないが、それだけの試行を重ねれば、立論者が言っていることを判断できる回数と考えられる。14番目の敗北の場合「無知」において、3回言っても返答しないことという『スートラ』の定義があるが、これは制限ではなく、対論者に返答の能力があり、理解していないことをまだ明らかにしていない可能性がある限り、繰り返してもよいとされる。

3回ではなく無制限になる可能性としては、聞き手が不注意であり続けることと、理解しているのに承認していないことが想定されるが、前者は聞き手が発言者の意見を知りたいと思っていること、全員が確信しないことはないこと、後者は承認したくないという欲望がないことによって否定されている。そのような欲望のない者が、知りたいと思って注意深く聞いており、かつそれが複数人いることによって、立論者の発言は3回で十分判断できるということになるだろう。

なお、ヴァーチャスパティミシュラは「だいたいのところ3回」、バーサルヴァジュニャは「3回というのは会衆の承認を代喩するため」と述べており、3回を限定と見なしていない。ヴァラダラージャはさらに、4回述べても過失はないとするトリローチャナを引用し、バーサルヴァジュニャとトリローチャナの意図は同じであるとする。ヴァルダマーナは3回目までに至る状況をつぶさに説明し、2回目は会衆が注意深く聞くため、3回目は内容自体に問題がないか確かめるためにあるという限定を行っている<sup>201</sup>。回数について定まった見解は見いだせない。

「無関係」は『スートラ』で「前後関係が結びつかないことに基づいて意味の関係がないもの」と定義され、ヴァーツヤーヤナは議論の文脈にそぐわない例を挙げている。これに対しウダヤナは3種類に分類し、ヴァーツヤーヤナの例を含めつつも、別な2つを付け加えている。そしてヴァーツヤーヤナの例については、「不慣れな者が実際に関連しているものを緊張して上記のように述べることはありえる」と擁護している。

## 1. 前後の非連関

「10個のザクロが6つの菓子である。皿は羊の皮である。ゴマの塊。もしそれが鹿の一部ならば娘にそれを飲ませなければならない。彼女の父は年をとっていない」

「大徳に認められたヴェーダは最近の人が著したものではない。そして輪廻は始まりがない。そして大地などは作者をもたない。そして世界の多様性は原因のないものではない」

---

<sup>201</sup> NVT 1178.14f, NBhūṣ 371.17ff, TR 233.6ff, AN 101.19ff



## 2. 行為要素と動詞が離れている

「行く，牛乳を，馬によって，飲んでから，街に，チャイトラは」

## 3. 全ての連関の方法を否定する

「自分の言明は反論と全く連関がない」

以上のように，これらの敗北の場合についてウダヤナはそれぞれ3～4種類に分類し，ヴァーツヤーヤナの例を適宜加減することで，議論の文脈に位置付けし直した．ここには，ダルマキールティが敗北の場合を「正しい論証の要素でないものを述べる事」であるという観点から，ニヤーヤ学派の分類に批判を加えていたことが背景にある．議論の文脈に沿った再構築をすることで，個々の敗北の場合には存在意義があり，ニヤーヤ学派の分類には正当性があることを示したと考えられる．

### 5-8. 時宜を得ないもの，不足，余分における支分以外への拡張

ニヤーヤ学派は従来，五支分論法（主張・理由・喩例・適用・結論）による論証を掲げ，三支分ないし二支分論法（主張・理由・喩例または主張・理由）を主張する仏教徒と対立してきた．『スートラ』では敗北の場合「時宜を得ないもの」は支分の逆転，「不足」は支分の不足，「余分」は支分（理由と喩例）の過剰と定義されてきたが，ウダヤナは『スートラ』第一課で議論し尽くされている」として支分に限定せず，論証全般に一般化している．

「時宜を得ないもの」は以下の4種類に分類される．ヴァーチャスパティミシュラまでは支分の逆転のみが取り扱われており，このように拡張するのはウダヤナによる創意であろう<sup>202</sup>．

#### 1. 段階の逆転

対論者の主張と立論者の反論が，立論者の主張と対論者の反論より前に行われる  
(本来は立論者の主張と対論者の反論が先)

#### 2. 段階の部分の逆転

立論者が自分の理由に誤謬がないことを示してから立論を述べる  
(本来は理由の提示の後に，誤謬がないことを示す)

#### 3. 支分の逆転

(ウダヤナ「周知である」として内容に触れず)

#### 4. 支分の部分の逆転

「作者をもつ．異論の元になるものは<sup>203</sup>」

---

<sup>202</sup> ヴァラダラージャはさらに論議の開始 (kathārambha) の手続きを無視して立論を始めてしまった場合の逆転を数えて5つとする．TR 236.6f

先行する注釈者たちは、仏教徒の反論に答えて順序の正当性を説明している。ウディョータカラには「逆転しても理解される」「支分の決まりは承認されない」「逆転した用法が見られる」という3つの理由から、これが敗北の場合でないという反論があった。これに対してウディョータカラは逆転しても意味が理解されるのは規範配列を手がかりにしているからであること、支分の決まりとはこの規範配列であること、論書などとは異なり、論議ではこの規範配列に沿って説明しなければ理解されないことを説いている<sup>204</sup>。すなわち、ウディョータカラの時代から、支分の逆転は形式上ではなく観念上でのものになっていたといえる。ウダヤナが段階の逆転を持ち出したことで、形式上でも問題になる場合が示されたのである。最後に「期待の順番によって述べるべし」とまとめているのも、論証全般への一般化が見て取れる。

「不足」においては、五支分論者と二支分論者の議論が成り立たないことが説かれる。両論者が支分の数だけに拘泥している限り、いかなるテーマの議論も進展しない。主張などの各支分が要件か要件でないかというようなメタレベルでの議論もまた、それを主張するための支分の数が問題となってしまい、それ自体の議論に入ることができない。そこでウダヤナは柔軟な態度を示す。

自分の定説で確定された提示の支分を破棄することなどに関して不足などが起こる<sup>205</sup>。

すなわち二支分論者は二支分から、五支分論者は五支分から過不足する場合だけが不足や過剰になるというわけである。これによって支分が異なる論者同士の論議が可能となる。支分の数はいくつが適切かという議論は重要なトピックであるが、ここではひとまず棚に上げられている。ヴァーチャスパティミシュラまでは五支分にこだわり、特に仏教徒の「主張はなくてもよい」という見解に焦点をあわせて「不足」を説明しているが、ウダヤナに来て大きな転換を遂げたことになる<sup>206</sup>。

なお、これは「定説逸脱」という別の敗北の場合ではないかという疑問に対し、定説逸脱は定説と異なる言明であるのに対し、ウダヤナは「私は五支分論者ではない」というように定説と異なる内容の言明をしているのではなく、学派で認められた定説と異なる支分の数で提示したという形式が問題となっているのだから定説逸脱ではないと答えている。仮に「不足」が論証を理解させないという定説を裏切って論証を理解させると承認するな

<sup>203</sup> 隔離による無関係とは異なり、主客の順序が入れ替わっているだけで間に挿入されているものがない。連関はあるが、様式に則っていないということだろう。実際このような逆転はいたるところに散見される。

<sup>204</sup> NV 1181.5ff. この規範配列についてウディョータカラが、アパブランシャ語"govī"による語意理解はサンスクリット語"govā"を規範とするという例を引いたために、ダルマキールティとヴァーチャスパティミシュラ、さらにウダヤナまでこの例をめぐる語意習得理論についての論争まで発展した。Cf. Much [1991] p.82, 注 359.

<sup>205</sup> NP 103.7f

<sup>206</sup> NV 1185.6ff, NVTT 1185.13ff

らば定説逸脱の余地があるが、論者にはそのような承認はない。形式上の逸脱からも、定説逸脱の意図を暗示的に読み取することは確かにできるが、それ以前に「不足」は明示的なものであり、したがって「不足」の敗北の場合が先に適用される。また、会衆が騒然となったことによって意図せず中断してしまった場合は、意図としても定説逸脱があったとは言えず、明示的なものとして不足が指摘されることになる。

「余分」については、『ストトラ』に従い、理由の余分（「これは火を有する。煙を有するから。光を有するから」）と喩例の余分（「焼き釜のように。かまどのように」）しかないと説く。その上で、「余分」は無理解も誤解も生まないので敗北の場合ではないという反論が挙げられ、議論は「知りたいという欲求」に従って起こり、それを逸脱するものが「余分」であるという見解が述べられる。

反論。しかし会衆が他の理由や他の喩例にも知りたいという欲求があったら何と言うのか。答え。思いつく限り話すべきである。全部必ず〔述べなければならぬ〕と承認することによって〔話すべき〕ではない。全知者でない者はそれ〔＝全部必ず述べること〕が不可能だから。あるいは学習中の者は教義書にある限り話すべきである。それを述べなければ「不足」が起こる。深い知識をもつ者は会衆が知りたいと欲求する限り話すべきである。なぜならたくさんの回数話せば、それ〔＝知りたいという欲求〕は止むだろうからである。止まなければそれ〔＝知りたいという欲求〕こそが〔論議の終了にとって〕障害となるだろうが、しかし〔実際〕そのようなことはありえない<sup>207</sup>。

理由や喩例の数は聞き手の期待に基づくものであり、常に1つしか述べてはいけないうは限らないというこの見解は、ヴァーチャスパティミシュラの言明に基づいたものであると考えられる。ヴァーチャスパティミシュラは対論者や会衆に知りたい欲求がある限り、いくらでも述べるべきだと言う<sup>208</sup>。しかしウダヤナはたくさんの理由を挙げるのは論者の全員にできることではないとして、「思いつく限り」「教義書にある限り」という別の選択肢も用意している。ここでも、支分の数にこだわらない姿勢を見て取ることができる。

一方、「余分」が起こるのは話し手の「この意味が明解で確固であるべきだ」という迷妄からであるという。聞き手にとって「この意味が明解で確固である」ということは話し手から確認できない。そこで多く話してしまうことが「余分」になるわけである。

余分な理由や喩例を述べることは、論証を確固たるものにする効果があるという理由から、敗北の場合であることを否定する見解は、ウディヨータカラが引用し批判している<sup>209</sup>。ウディヨータカラは「確固であること」の意味を問うだけで自ら選択肢を示していないが、ヴァーチャスパティミシュラはこれを注釈して、確固であることを「決定」「明解であるこ

<sup>207</sup> NP 106.6ff

<sup>208</sup> NVT 1186.12ff

<sup>209</sup> NV 1188.4, NVTP 1186.17ff

と」「一般と特殊とそれをもつものの把握」の3つに解釈しながら、それぞれ否定している。ウダヤナはこれを承け、1つ目の理由・喩例によって用は済んでいること、完璧な決定はどんな推理をしても理解できないこと、対論者には温情がないことから、「この意味が明解で確固である」というのは迷妄であると説く。

このように「不足」と「余分」について、支分の不足と余分であるという伝統説に則りながらも、支分の数にこだわらないという姿勢を示すことで、支分に限らない論証一般の適切な分量を論じている。支分の順序以外に拡大した「時宜を得ないもの」と併せて、「期待の順番によって述べるべし」「完全なものを述べるべし」「行われるべきことが済んでいないものだけを述べるべし<sup>210</sup>」より実用的な教訓を導き出している。さらに次の「繰り返し」も、「これと同じ理屈で、理解が済んだ対象を動機なく再び説明する」として関連性をもたせている。

#### 5-9. 繰り返しと再言及における論者基準

ニヤーヤ学派の五支分論証においては、2番目の理由と4番目の適用、1番目の主張と5番目の結論は同じことを述べるものであり、後から述べるほうを「再言及」と呼んで「繰り返し」とは区別してきた。論証や議論において必要なものが「再言及」、不必要なものが「繰り返し」であり、後者は敗北の場合となる。

敗北の場合のストトラは1種類につき1つずつ提示されるが、「繰り返し」に限って2つのストトラがある<sup>211</sup>。

繰り返しとは言葉や意味の繰り返しである。但し再言及を除く。  
意味上帰結するものについて、自身の言葉によって再び述べること [も繰り返しである]。

ウダヤナはこの2つのストトラを定義ではなく分類のストトラとし、合計3つの分類を引き出している。この分類はすでにヴァーツヤヤナから見てとることができるが、明言したのはヴァーチャスパティミシュラからである<sup>212</sup>。

##### 1. 同じ言葉に基づく繰り返し

「無常である。無常である」

##### 2. 同義語に基づく繰り返し

「無常である。滅するものである」

<sup>210</sup> NP では述べられておらず、TR 241.4f が補っている。

<sup>211</sup> NP では述べられておらず、TR 241.4f が補っている。

<sup>212</sup> NVTT 1187.14ff

### 3. 意味上帰結されたものに基づく繰り返し

「火と、熱いものと山は結びついている」(語の繰り返し)

「外にデーヴァダッタがいる。洞窟にいない」

次の敗北の場合「無言」は『ストトラ』において「会衆に理解されているのに3回言っても返答しないこと」と定義されるが、この「返答」とは反論の前に行われる立論の再言及を指す。すなわち3回立論を述べても、その立論を繰り返すことができない場合にこの敗北の場合が適用される。伝統的に返答と反論は別物として扱われている<sup>213</sup>。従来「無言」は字義通り、何も語らないこととされてきたが、ウダヤナは「返答しないこと」を非定立的否定と定立的否定の両方で解釈し、5つに分類する。そこには正しくない返答をすることも含まれ、これによって新たに4つの「無言」が追加されることになる。

#### 1. 代名詞での再言及

「それ」などで再言及する

#### 2. 一部の再言及

立論の一部だけを再言及する

#### 3. 誤った再言及

立論と異なる内容で再言及する

#### 4. 単なる反論だけの言明

立論を再言及せず、「不確定だから」というだけ述べる。

#### 5. 完全な無言

ウディヨータカラは再言及のない反論は拠り所を欠くとして批判している。ウダヤナが正しい再言及が行われない4つの場合について敗北の場合であると説明する根拠も、拠り所を欠くこと、それゆえ誤解があることに集約される<sup>214</sup>。再言及をどこまですればよいかについて、ウディヨータカラは「反論の拠り所となるもの提示してさえいればどのようなものでもよい」と言い、ヴァーチャスパティミシュラは「批判点がたくさんあっても1つさえ指摘すればいいのだから、その批判点に関わる部分だけを再言及すればよく、全部を再言及する必要はない」と言う<sup>215</sup>。これに対してウダヤナは全部再言及すべきであると言い、ウディヨータカラに準拠しつつヴァーチャスパティミシュラとは異なる見解になっている。代名詞を入れることすら、それが何を指すかは適合性、位置関係、論者の意図のいずれによっても決定できず、正しい返答をしていないという。反論では、まず立論者の言ったことを忠実に再言及しなければならないのである。

---

<sup>213</sup> NBh 1189.4f

<sup>214</sup> NV 1189.10ff

<sup>215</sup> NV 1190.1f, NVTT 1190.10f

理解が済んでいるものは言い換えであっても「繰り返し」であるとするのは、「余分」と同様、聞く者の「知りたいという欲求」を重視しているからであり、再言及に完全性を求めるのは、論者の誤解がないようにするためである。繰り返しと再言及の違いは論証の形式的なものではなく、聞く側の欲求や必要性に基いて分けられているといえよう。

#### 5-10. 他説追認と詭弁の区別

「他説追認」は『スートラ』において「自説に過失を承認した上で相手説に過失を付随させること」と定義される。文字通りに解釈するならば、ヴァーツヤーヤナが例示したように、立論において自説に対し過失が指摘された後、再反論（第三主張）において立論者が「あなたの説にも同じ過失がある」という場合に限られる<sup>216</sup>。しかしウダヤナは反対説がない場合（論詰）、主張ではなく理由などに過失がある場合、対論者が第四主張において起こす場合を包括するため、反論にも拡大適用する。

反論に拡大した場合、誤った反論という点で詭弁と区別が付きづらくなる。ウダヤナは24種類の詭弁のいずれにも該当しないこと、再反論で詭弁の指摘がありえないこと、自己撞着していないことから詭弁ではないとし、反論において他説追認が起こる場合を例示する。

この例をウディヨータカラの記述を考慮に入れながら整理すると次のような次第になる<sup>217</sup>。「泥棒」という例が用いられているのは、過失を比喻するものであると考えられるが、例の中では泥棒であること自体が過失なのではなく、人間であることの泥棒であることへの不確定因が過失になっている。

1. 立論：あなたは泥棒である。人間だから。
2. 反論：人間だから泥棒であるならば、あなたも泥棒である。
- 3a. 再反論（1）：人間だからといって泥棒であるとは限らない。これゆえどうして私が泥棒なのか。
- 3b. 再反論（2）：私が泥棒であってもよいが、だからといってあなたが泥棒であることに変わりはない。
4. 敗北の場合の指摘：私も泥棒であつてよいが、だから何なのか。なぜならある薪が火と結合して燃えたからといって、他の薪が燃えなかつたり、ある薪が燃えるとき前の薪が燃えたことがなくなることはないからである。

ここで反論が他説追認を犯したことになる。再反論（3a）では人間であることが泥棒の理由にならないと否定することによって、両論者とも泥棒でないことになり、「対論者は泥

<sup>216</sup> NBh 1193.2ff. 本論 4-15 「六主張論議と審判・会衆の役割」参照。

<sup>217</sup> NV 1193.4ff

棒である」という立論も崩れることになるが、再反論（3b）では立論自体は崩れない。主題は立論者が泥棒か否かではなくて、対論者が泥棒か否かということだけにあるからである。したがって「他説追認」に対しては理由を反論するのではなく、ただ「他説追認」であることを指摘すればよい。この点で、理由を反論しなければならない詭弁とは区別されることになる。対論者が泥棒だからと言って立論者が泥棒でなかったり、泥棒でなくなったりすることはない。立論はあくまで対論者が泥棒か否かということにあったのだから、立論者が泥棒であっても立論が崩れることはない。それゆえ4が「他説追認」の正しい指摘の仕方となる。

このような「他説追認」の指摘は、誤った帰結を導く帰謬論法ではない。2の「人間だから泥棒であるならば、あなたも泥棒である」という言明が、「人間だから泥棒であると仮定すれば、あなたも泥棒であることになってしまう。しかしあなた（対論者）は泥棒ではない。したがって人間だから泥棒であるというのは正しくない」とすれば、対論者が泥棒であることを認めておらず、「他説追認」にはならない。だがこれは対論者が泥棒でないことを認めない場合に限り有効になるのであって、ここでは対論者がそれを望ましいものとして認めているので、仮定が真実のものとなり「他説追認」となる。ウディヨータカラは誤った帰結であること自体は認め、正しく反論すべきときに誤った帰結を述べるのが敗北の場合になると説く。ヴァーチャスパティミシュラもこの説に概ね従いながらも、相手が帰結を承認してしまえば有効でないとして誤った帰結であることにも疑問を呈しており、ウダヤナはこれを引き継いで、帰謬論法であること自体を否定している<sup>218</sup>。

一方、付加・無常・無区別による対等も帰結に反対することなく、遍充関係を根拠に自説を弁護し、誤った帰結を否定してはいないため、「他説追認」と混同するのではないかという質問が提出される。これに対して帰結を否定するか否かではなく、承認できるか否かが以上の3つの詭弁と「他説追認」の違いであるという。定説逸脱の恐れから帰結を承認できない場合は、「他説追認」ではなくて詭弁の指摘をするか、正しい反論として返答できないかのいずれかとなる。「他説追認」と詭弁との違いは次のようにまとめられる。

それゆえ能力がない点では異ならなくとも、[詭弁では]「他説追認」の指摘をしても帰結は承認されない。あるいはそれを承認すれば定説逸脱になる。その場合詭弁であることだけが指摘される場合である。そして詭弁の指摘が自身も満たし [=撞着がなく]、帰結したことを承認しても過失がない場合が「他説追認」である<sup>219</sup>。

これに基いて最後に、正しい反論（帰謬論法）、詭弁（付加・無区別による対等）、他説追認の3通りの反論の方法が示される。他説追認によって望ましい帰結がなされた場合、その理由が正しければ詭弁の指摘はできず、また正しくないときに詭弁の指摘をすれば立

<sup>218</sup> NVT 1194.13

<sup>219</sup> NP 117.5ff

論も否定したことになるから、いずれの場合でも詭弁の指摘ができない。そこに「他説追認」を指摘する余地がある。

1. 正しい反論（帰謬論法）

「音声は無常である。感覚器官で捉えられるものから。壺のように」

「それならばまさにそれゆえ普遍も無常になってしまう」

2. 詭弁（付加・無区別による対等）

「音声は無常である。結果だから／感覚器官で捉えられるものから。壺のように」

「それならば壺との類似性から全くそれと同じように有質でもあろう」

「存在性から三界にあるもの全てが無常であろう」

3. 他説追認

「音声は無常である。結果だから／感覚器官で捉えられるものから。壺のように」

「それならば壺もまさにそれゆえ無常であろう」

このように「他説追認」を反論にも適用したことで、詭弁との区別を論じなければならなくなった一方、敗北の場合が議論のルールにとどまらず、避けるべき論法を示すものとなり、より実用的に解釈し直されることになっている。

### 5-11. 反論できないものへの反論における指摘の機会

「反論できないものへの反論」とは、『スートラ』で「敗北のない場合に敗北の場合を誤用すること」と定義される。ウダヤナは曲解、詭弁、見せかけのもの、機会でないときの把握という4種類に分類し、まず見せかけのものについて22種類の敗北の場合の誤った指摘、すなわち敗北の場合に該当しない場合を説く。

1. 主張の破棄

いくつかの選択肢が思い浮かぶとき、選択によって望ましくない選択肢を破棄した場合

2. 別の主張

文脈などから帰結された差異を明らかにした場合

3. 主張の矛盾

否定辞を一方で適用し、もう一方で適用しない場合

4. 主張の放棄

想定したものを承認しない場合

5. 別の理由

対論者が自ら取り上げていなかった限定要素を立論者が再び宣言する場合



6. 別の内容  
実際には当該のものに関連するのに、帰結としてそのように決定しない場合
7. 無意味  
自身が文法学者なので有意なものの提示に有意でないと誤用する場合
8. 意味が理解されないもの  
自身や会衆の一部が理解していない場合<sup>220</sup>.
9. 無関係  
前後関係があるのに、自ら連関させない場合
10. 時宜を得ないもの  
理解していないために順序が逆になる場合
11. 不足  
他のものに注意を向けて聴いていない場合
12. 余分  
近くにいる者などが述べた理由などの場合
13. 繰り返し  
発言が反響した場合
14. 無言  
その者に周知でない単語によって言及する場合
15. 無知  
会衆が理解していないのに、自分が自信をもっている場合<sup>221</sup>.
16. 思いつかず  
返答を述べているのに発汗などがある場合
17. 逃避  
必然的な生き物の性質（便意）などの場合
18. 他説追認  
既に成立しているものの論証の場合<sup>222</sup>
19. 反論すべきものの看過  
過失がないと指摘する場合<sup>223</sup>
20. 反論できないものへの反論  
曲解や詭弁でないのに曲解や詭弁であると指摘する場合<sup>224</sup>

<sup>220</sup> 3回言った後に会衆が概ね理解すれば、対論者が理解していなくても「意味が理解されないもの」にはならない。反対に対論者が「無知」になるだろう。

<sup>221</sup> 上記とは反対に3回言った後に会衆が誰も理解していなければ、対論者が理解していても「無知」にはならない。

<sup>222</sup> 既に成立しているものでも、論証したければ行っても「他説追認」にならない。

<sup>223</sup> 立論者が正しい立論を行ったとき、過失がないので対論者が反論しなかった場合には「反論すべきものの看過」にならない。反論すべきものではなかったからである。

<sup>224</sup> 曲解や詭弁が「反論できないものへの反論」の一種であり、それらが該当しない場合には「反論できな

## 2 1. 定説逸脱

学習中の論書を逸脱した場合<sup>225</sup>

## 2 2. 見せかけの理由

言葉だけ指摘した場合<sup>226</sup>

ストトラをその通りに読めば、以上のように敗北の場合でないときに敗北の場合の指摘をすることに限られるが、ある敗北の場合を犯しているときにそれと別の敗北の場合を指摘することや、ある詭弁を犯しているときにそれと別の詭弁を指摘することも含まれる。『パリシシュタ』では「主張の破棄」などに対して「別の主張」を指摘する場合や、「類似性による対等」なのに「論題による対等」を指摘する場合が挙げられている。これらもまた、「敗北の場合の誤用」にほかならない。

一方、機会でないときの把握とは、指摘のタイミングが間違っているものを指す。ウダヤナは敗北の場合が判明する時間に応じて次の 3 種類に分類し、それぞれ敗北の場合を指摘しそこねた場合を挙げる。指摘は、判明後速やかに行わなければならない。

### 1. 発言後に把握される敗北の場合を発言前や発言中に指摘する

「あなたがこれから破棄するならば主張の破棄である」

「あなたがこれから限定するならば別の理由である」

「まずこのあなたの理由はこの過失によって欠陥にほかならない。あるいは欠陥がなくともよいが、そうであっても前のものがまずあなたによって破棄されていたので、主張の破棄になる」

「まずこれは限定されて欠陥がなくなったが、前は限定されていないものこそがあなたによって取り上げられていたから、別の理由になる」

### 2. 発言中に把握される敗北の場合を発言後に指摘する

粗悪な言葉などの発言があった場合

### 3. 発言しないことで把握される敗北の場合を、発言後に指摘する

「無知」などの状態だった相手が一転、理解したことを明らかにした場合

ヴァーツヤーヤナとウディヨータカラは「敗北の場合がないのに、あなたは敗北している」と述べることを「反論できないものへの反論」としており<sup>227</sup>、ヴァーチヤスパティミシュラも具体例を上げていない。これに対しウダヤナは敗北の場合がないのに敗北してい

---

いものへの反論」にならない。正しい反論を行っているのに、それは「反論できないものへの反論」であると述べることである。

<sup>225</sup> 論書と矛盾しない限り、発展させた内容を説いても定説逸脱にならない。

<sup>226</sup> 原則として、見せかけの理由であることを示すためには遍充関係も含めて説明しなければならない。ただ「それは見せかけの理由だ」というだけでは敗北の場合を指摘したことにならない。

<sup>227</sup> NBh 1196.3, NV 1196.8f

ると指摘する場合を全ての敗北の場合について例示するだけでなく、別の敗北の場合の指摘と、発言の機会を誤ったものにまで拡張している。一方、ヴァーチャスパティミシュラがダルマキールティからの批判に対して回答しているような<sup>228</sup>、ほかの敗北の場合との混同の回避はここではもう述べられていない。『パリシシュタ』に見られる具体性は、もはやダルマキールティの批判に答えるためのものではなく、議論の場における実用性をもたせるといふ段階を示すものではないだろうか。

#### 5-12. 定説逸脱における「定説」

「定説逸脱」とは『ストトラ』で「定説を無視して無制限に議論を付会すること」と定義される。自身の言明の中での矛盾ではなく、自分が帰属する学派の根本聖典との撞着を指す。ウディオータカラは「主張を明示せずに承認内容を捨てる」と説き、これがヴァーチャスパティミシュラによって矛盾因や主張の矛盾との違いとされ<sup>229</sup>、ウダヤナはさらに発言者の違いに帰している。すなわち、矛盾因や主張の矛盾では発言したひとつの主張の中に明示的に矛盾があるのに対し、定説逸脱は発言された主張と発言されていない定説との間の矛盾であるため、明示的ではない。なお、先行する注釈者はサーンキヤ学徒の定説逸脱を例にとって説明するが、ウダヤナはこれに触れていない。

また、この定説は、両論者が共通して認める定説ではなく、自身の拠って立つ学派の聖伝を指す。両論者が共通の学派に属し、同じ定説を認めていれば異論の余地はない。自身の拠って立つ学派が両論者共通なのに異論があるというのは、同じ聖伝を共通して認めていないということになってしまう。

これに対し、「論書に依拠した議論はない」という観点から、定説逸脱は敗北の場合ではないという主張が提示される<sup>230</sup>。ウダヤナは論書に依拠せずに論議を始めることはないとし、例えば仏教徒の刹那滅論証に対して、ニヤーヤ学徒が既に成立しているものの論証を指摘した場合、その者はニヤーヤ学派が認めていない刹那滅論証を認めていることになるから、定説逸脱の指摘が必要であるという。

このように定説は全体的・包括的なもので、その一部だけに矛盾するということではなく、一部に矛盾するということは定説全体に矛盾するということである。定説の絶対性を、ウダヤナは次のように述べる。

また、ひとつの人間の目的に関与する手段と目的の関係が決定されたものの類を説明すること以外に論書というものはない。それゆえ刹那滅を認めるならば、それに関与する〔語意の〕排除など全部を認めることになり、あるいはその一部を否定するならば全部のそれ

<sup>228</sup> NVTT 1196.18ff

<sup>229</sup> NV 1198.6. NVTT 1199.7f. NVTP 599.7f

<sup>230</sup> ヴァルダマーナはこの見解を仏教徒のものとし、PV 4.54 を引用する (AN 124.22ff)。

に關与するものを否定することになることは、最高神でも別様にすることはできない<sup>231</sup>。

しかし定説に完全に依拠して議論を行うならば、その議論は論書に書いてあることを再現しただけであるから意味がない議論である。だからといって、定説を完全に無視しても述べられていないトピックは論じることができない。どこまで定説に依拠するか、どこから定説から発展した異論が生まれるかは、ウダヤナの議論でも明らかにされたとは言えず、ヴァルダマーナが論書の内容や論理関係も加味して考察するなど、後代に持ち越された。必ず学派の定説に縛られ、完全に自由な思弁が妨げられるインド特有の議論のあり方を見る上で論証と定説の関係は考察に値する。

### 5-13. 誤った理由に含まれるその他

最後の敗北の場合である「誤った理由」は『ストトラ』で「すでに述べた通りである」としか説明されている。誤った理由はすでに論証の文脈で定義され、ここでは論者の無能を明らかにするという敗北の場合の文脈で再び述べられることになったが、文脈が変わっても別の定義を要するのではない。前に定義されたものと全く同じ定義・分類によって、敗北の場合にもなる。文脈の変化によって観点や用法が変わらない<sup>232</sup>。

『パキシユッディ』では新たに6つの誤った理由を加え、全て不成立因（特に遍充されることの不成立因）に含まれることを説明することによって、既に述べた定義通りであることを示しているが<sup>233</sup>、『パキシシュタ』では理由以外の欠陥もこのストトラに含めようとする。これはヴァーチャスパティミシュラが、ストトラに述べられていない敗北の場合がある可能性を示唆したものに拠っていると考えられる<sup>234</sup>。ヴァーチャスパティミシュラは仮定として述べており、具体的な敗北の場合は提示していない。ウダヤナはこれに対して具体的な例を挙げると共に、ストトラ作者はなぜ述べなかったのかという問題に取り組んでいる。

『パキシシュタ』に説かれる4種類の欠陥とは次のものである。このうち1つ目、理由に関する欠陥が「誤った理由」であり、ほかの3種類の欠陥は理由に収斂される。

#### 1. 理由に関するもの

不成立因、矛盾因、不確定因、論題類似因、被排撃因

<sup>231</sup> NP 123.13ff

<sup>232</sup> ヴァーツヤナーヤナは手段か対象かによって認識手段 (pramāṇa) の定義が異なるという例を挙げ、誤った理由にはこのようなことがないことを説き、ウディヨータカラ、ヴァーチャスパティミシュラもこれに倣う。NBh 1199.2ff, NV 1199.5, NVTT 1199.11ff

<sup>233</sup> ここで挙げられる6つの誤った理由とは、(1) 非支配因 (aprayojaka), (2) 能力がない限定要素をもつもの・能力がない非限定要素をもつもの・能力がない両者をもつもの (asamarthaviśeṣaṇa, asamarthaviśeṣya, asamarthobhaya), (3) 遍充関係を把握していないもの (agrhitavyāptika), (4) 包括しないもの (anupasaṃhārya), (5) 否定的考証と撞着するもの (pratikūlatarkapratihata), (6) 肯定的考証がないもの (anukūlatarkaśūnya) の6つ。NVTP 599.12-600.16

<sup>234</sup> NVTT 1199.9f

## 2. 実例に関するもの<sup>235</sup>

同類例が証因を欠くもの（非共通因）

同類例が所証を欠くもの（矛盾因）

同類例が両方を欠くもの（遍充されることの不成立因）

同類例の基体が不成立のもの（遍充されることの不成立因）

異類例から所証が排除されないもの（非共通因）

異類例から証因が排除されないもの（矛盾因）

異類例から両方が排除されないもの（否定的遍充関係の不成立因）

異類例の基体が不成立のもの（否定的遍充関係の不成立因）

## 3. 考証に関するもの<sup>236</sup>

自己依存，相互依存，循環論法になる場合（自体不成立因）

無限遡及になる場合（基体不成立因，不確定因，被排撃因）

望ましくないものが帰結する場合（遍充関係の不成立因）

肯定的考証がない場合（遍充関係の不成立因）

## 4. 表現に関するもの<sup>237</sup>

内容は正しくても表現が悪い場合

これらの欠陥は、『スートラ』の時代に想定されていなかったものである。ウダヤナは、『スートラ』の文言にある「そして (ca)」を、「まとめること (samuccaya)」という機能があるとしてこれらの欠陥を含めようとするが、まとめることは通常、まとめられるものが何らかのかたちで異なるという前提で行われる。そのため上記のように実例などの欠陥が誤った理由と内容を異にしないならば、「述べられていないもの」として「そして」を使ってまとめられなくなってしまう。これに対してウダヤナは、内容は異にしないけれども、別個に指摘される点で異なるとして正当化する。ある面では同じであり、別の面では異なるため、別立てされるほどのものではなく、この敗北の場合にまとめられるという<sup>238</sup>。

<sup>235</sup> 実例を同類例，異類例に分け，それぞれ証因がない（ある）場合，所証がない（ある）場合，両方がない（ある）場合，実例自体がない場合に分けて，いずれの場合にも誤った理由があることを説明している。同じ内容は『パリシュッディ』に再掲されている。排除の説明では異類例か同類例かの違いがある（この点異読にも混同が見られる）が，内容的に違いはない。マニカント・ミシュラは実例が証因を欠くだけでは理由が非共通因にならないとして，これを根拠に「そして」の内容を「述べられていない敗北の場合を含めるため」というウダヤナ説に反対する。確かに実例を異類と考えれば非共通因にならないが，この箇所の欠陥だけでウダヤナ説を全否定することはできない。マニカント・ミシュラの対案「誤った別の認識手段を含めるため」には具体的な例が示されていない。NVTP 601.1ff, NR 245.10ff

<sup>236</sup> 『パリシュッディ』ではこれら4つの考証を全て遍充されることの不成立因に帰した上で，個別に説いていく。ただし帰謬論法には触れられていない。否定的考証によって誤謬が指摘されるもの，肯定的考証に支えられないものは，遍充関係を把握していないものとして捉えられている。NVTP 600.15ff

<sup>237</sup> 『パリシシュタ』では表現に基づく欠陥がどのようにして誤った理由に含まれるか説かれていない。『パリシュッディ』においては「表現による欠陥」ではなく「誤った喩例 (udāharanābhāsa)」として説明され，遍充されることの不成立因という誤った理由，または無関係という敗北の場合になるとされている。

NVTP 601.5ff

<sup>238</sup> 『パリシュッディ』では別個に表現されるものとして述べられたものの中に収まらず，「そして」によ

『パリシュッディ』ではこれらの欠陥のほかに、主題に基づく欠陥が追加される。これは主題所属性を満たさないものであるから不成立因に含まれるという<sup>239</sup>。先述のように、『パリシュッディ』は誤った理由自体にも種類を加えており、『パリシシュタ』著述後、『パリシュッディ』までの間にウダヤナが深めた知見が表されている。

#### 5-14. 小結

ウダヤナは敗北の場合に共通する概念を提示していないが、それぞれの敗北の場合に「極意 (rahasya)」を述べ、またほとんどの敗北の場合を詳細に分類している。この背景には先行する注釈者がダルマキールティに批判され、それにヴァーチャスパティミシュラが答えたことがある。ニヤーヤ学派の敗北の場合に対するダルマキールティの批判点は主に、議論との関連性の薄さと相互の重複であったが、特に前者について、ウダヤナが詳細な分類を行い、議論に関係づけし直したことで、過去の遺物になりかけていた敗北の場合に再び実用性を甦らせることに成功している。ただしダルマキールティは一度も名指しされておらず、ダルマキールティが提示した敗北の場合への批判もないため、仏教徒との議論はあくまでヴァーチャスパティミシュラを通した間接的なものとなっていると見られる。相互の重複には一定の配慮を見せるものの、議論の実際の場面に即した具体的な提示を行い、先行する注釈者の提示した例を詭弁以上に吟味し、再解釈や却下しているところも、ダルマキールティによる批判が間接的であれ大きな影響を及ぼしていると考えられる。

---

ってまとめられることが説明されている。 NVTP 601.12ff

<sup>239</sup> NVTP 601.7f

## 第6章 結論

本研究を通して、今から約1,000年前に記された『ニヤーヤ・パリシシュタ』には、インドにおいて討論術の理論が紀元前から始まり、多くの論者の手を経て理論的に発展してきた形跡を見て取ることができる。そして仏教哲学の発展によって認識論や論理学が盛んになった中世においても討論術が廃れず、ニヤーヤ学派にとっても仏教徒にとっても重大なトピックであり続けたことが分かる。討論術の理論が発展する中で、ニヤーヤ学派の根本聖典である『ニヤーヤ・スートラ』にも、内容の再検討が迫られることになった。聖典の文言を変えずに、従来の注釈者の解釈の変更するという作業に、著者のウダヤナは取り組んだ。

24種類の詭弁においては、全てに共通する原理として「自己撞着 (svavyāghāta)」という概念を新たに提示し、先行する注釈者の見解を再構成している。その一方で、『ニヤーヤ・スートラ』では限定的なテーマでしか用いられていなかった詭弁を「代喩 (upalakṣaṇa)」という解釈手法を使って一般化し、ほかのトピックにも応用できるようにした。そのため詭弁同士の領域が重なる恐れが生じたが、『ニヤーヤ・スートラ』に説かれる24種類の分類を堅持し、それぞれの差異を注意深く論じている。差異を論じる中で、先行する注釈者の提示する例が相応しくない場合は修正を行った結果、雑多な論法集から、網羅的で例外のないリストを作成することに成功している。

このような一般化によって、詭弁の論法は普遍的なものとなり、現代においても通用するものとなっている。揚げ足取りや、論証自体を破壊するような反論は、古代インドに限らず現代でも見られるが、自己撞着を指摘することによりその反論を無効化したり、相手の主張を抑え込んだりすることができる。一方、自分自身は詭弁ではない正しい反論を行うことが求められるだろう。

22種類の敗北の場合においても、従来の注釈者の解釈を取捨選択して再構成しただけでなく、学派間の溝を配慮したルールを作り、議論の格率まで踏み込み、硬直化した伝統説はダルマキールティの批判をきっかけとしていくつか変更も加えた。詭弁とは異なり、敗北の場合に共通する新しい概念を提示していないが、それぞれの敗北の場合に「極意 (rahasya)」を述べ、またほとんどの敗北の場合を詳細に分類している。この背景には先行する注釈者へのダルマキールティの批判と、それに対するヴァーチャスパティ・ミシュラの回答があった。ニヤーヤ学派の敗北の場合に対するダルマキールティの批判点は主に、議論との関連性の薄さと相互の重複であったが、特に前者について、ウダヤナが詳細な分類を行い、議論に関係づけし直したことで、過去の遺物になりかけていた敗北の場合に再び実用性を甦らせることに成功している。ただしダルマキールティは一度も名指しされておらず、ダルマキールティが提示した敗北の場合への批判もないため、仏教徒との議論は

あくまでヴァーチャスパティ・ミシュラを通した間接的なものとなっている。相互の重複には一定の配慮を見せるものの、議論の実際の場面に即した具体的な提示を行い、先行する注釈者の提示した例を詭弁以上に吟味し、再解釈や却下しているところも、ダルマキールティによる批判が間接的であれ大きな影響を及ぼしている。

このような手続きによって議論のルールはニヤーヤ学派特有のものからより一般的なものとなった。「共通の協約をもつ単語のみで述べるべし」「期待の順番によって述べるべし」「会衆が知りたいと欲求する限り話すべし」といった格率は、マジックワードで煙に巻いたり、聞き手の興味を考えないで延々と話し続けたりしがちな現代の議論においても十分通用する教訓となる。こうしてニヤーヤ学派は討論術を司る一派として、後代まで広い影響力を築くことができたといえよう。

このように詭弁においても敗北の場合においても、ウダヤナの時代には過去のものとなっていた『ニヤーヤ・スートラ』の内容を一般化し、どんなテーマの議論にも利用できる仕組みを構築したのが『ニヤーヤ・パリシシュタ』の功績である。ウダヤナが『ニヤーヤ・スートラ』全体を注釈した『ニヤーヤ・スートラ・タートパリヤ・パリシュッディ』と別に、詭弁と敗北の場合を扱う第5課だけを取り上げて『ニヤーヤ・パリシシュタ』を著したのも、『ニヤーヤ・スートラ』の内容からある程度自由な立場で、討論術を論じたかったからではないだろうか。「パリシシュタ (pariśiṣṭa)」には「補遺、残り物」という意味があるが、『プラボーダ・シッディ (目覚めの確立)』という別名があることから、ニヤーヤ学派の中心テーマから外れるという含みではなく、これによってニヤーヤ学派の体系が完全なものとなるという意味合いだったのではないだろうか。そうであるならば、『ニヤーヤ・スートラ』で詭弁と敗北の場合を扱う第5課が、そのほかの14カテゴリーを扱う第1課から離れて成立したと軌を一にする。

本研究は『ニヤーヤ・パリシシュタ』の読解を中心としているが、ディグナーガの詭弁に関する理論が最新の研究で明らかになりつつある現在、ウダヤナに至るまでのニヤーヤ学派と仏教徒との討論術の理論や議論のルールに関する思想史的な発展に新しい見地がもたらされるかもしれない。この見地に加え、さらにジャイナ教への影響なども踏まえて再び『ニヤーヤ・パリシシュタ』を読むとき、本研究では十分に明らかにできなかった相互影響が発見できるかもしれない。



補遺 1 : 『ニヤーヤ・パリシシュタ』の  
校訂サンスクリットテキスト



- (1)で非複合語, (2)で複合語...94箇所
2. (1)にない語が, (2)で挿入されている、またはその逆。  
 (2)で挿入...338箇所  
 (2)で削除...395箇所
3. (1)では一般的に用いられない表現が, (2)では一般的な表現に言い換えられていることが多い。全体に(1)の難解な部分が(2)で解消されているということができる。

しかしこのことは, (2)の方が理解しやすいことを必ずしも意味しない。筆写した人物の理解が足りなかったためか, それとも誤植のためかは判然としないが, (2)はそのままでは意味が取れない, または矛盾する箇所が散見される。(2)のこのような箇所を(1)で読むと理解できる場合は, (1)で理解できない箇所を(2)で読むと理解できる場合よりもはるかに多い。本論文が原則として(1)に基づくのはそのためである。

最新の版本 B は (1)と(2)の折衷となっており, 先行する写本・版本にも言及されていないため, どれに基づいたのかは不明である。どの写本・版本にもない異読もあるが, 本校訂では採用していない。

### 【異読採用方針】

上記のような事情から, 異読がある場合は原則として写本 A に従い, 脱字とみなされる場合に版本 C を用いた。さらに内容上で意味が通りづらいところに限って写本 M または版本 T を採用する。また稀にいずれでも意味が通りづらい場合は, 他の引用文献を参照しつつ折衷した異読を提案する。全ての異読は脚注に付した。

### 【引用した文献からの回収】

版本 C, T に収録されている 2 つの注釈 *Nyāyapariśiṣṭaparakāśa* (Pra), *Nyāyapariśiṣṭapañcikā* (Pan) のプラティーカー, および *Nyāyaratna* (NR), *Tārkikarakṣā* (TR), *Anvikṣāṇayatattvabodha* (AN) における引用または転載と見られるものを回収, 収録した。「*ācārya* (師匠, *Nyāyapariśiṣṭa* の作者ウダヤナのこと)」と名指しで引用している場合だけでなく, すでに自説として取り込む形で引用している場合も, 一文に比較的同じ言葉遣いが見られれば回収している。

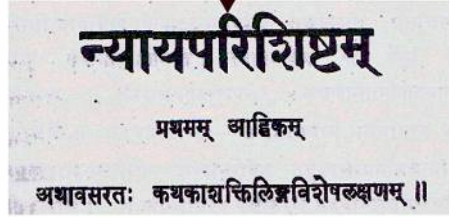
版本 T, 写本 M 本との異読は省略・付加されている部分も全て掲載しているが, 他の著書からの引用・転載では異読のみを記し, 省略・付加された部分や語順が変わっている部分については T, M 本と一致する場合を除き掲載しない。

*Tārkikarakṣā* は *Nyāyapariśiṣṭa* の構成に従う部分を多くもっているが, 言葉遣いや格に多少の違いがあり, 異読として回収できた部分は少ない。特に「*ācārya*」と名指しで引いている場合に改変が甚だしい。一方 *Anvikṣāṇayatattvabodha* は *Nyāyapariśiṣṭa* からそのまま引用している箇所が多いが, 挿入句が多いために回収できた部分が少なかった。*Nyāyaratna* が引用する場合には必ず「*ācārya*」と言及している。

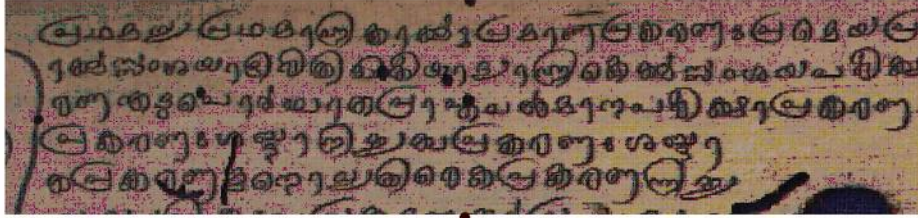
図：写本・版本の系統と体裁



A: Calcutta 1601



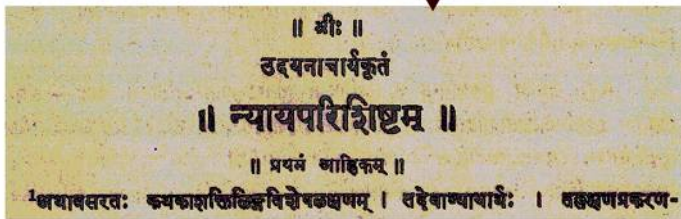
C: Calcutta 1938



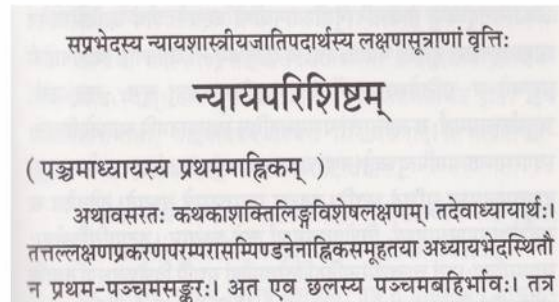
O: Trivandrum 年代不明



M: Madras 1920-21



T: Tirupati 1976



B: Mumbai 2008

# न्यायपरिशिष्ट

(C.1)(O.1)(T.1)(B.1)\*<sup>1</sup> अथावसरतः कथकाशक्तिलिङ्गविशेषलक्षणम् ।<sup>(C.3)</sup>तदेवाध्यायार्थः । तल्लक्षणपरम्परा-  
सम्पिण्डने न आह्निकसमूहतया अध्यायभेदस्थितौ न प्रथमपञ्चमसङ्करः<sup>3</sup> । अत एव <sup>(T.3)</sup>छलस्य पञ्चमबहिर्भावः ॥

<sup>1</sup> O,M:(श्रीरस्तु ।) प्रथमस्य प्रथमाह्निकार्थः प्रमाणप्रकरणं प्रमेयप्रकरणं न्यायपूर्वाङ्गप्रकरणं न्यायाश्रयप्रकरणं न्यायस्वरूपप्रकरणं न्यायोत्तराङ्गप्रकरणमिति षट् । द्वितीयाह्निकार्थः संशयादिरिति द्वितीयाह्निकेऽर्थः संशयपरीक्षाप्रकरणं प्रमाणसामान्यलक्षणपरीक्षाप्रकरणं प्रत्यक्षपरीक्षाप्रकरणं तत्प्रसङ्गागतावयविप्रकरणमनु मानप्रकरणं तदुपोद्धातप्राप्तवर्तमानपरीक्षाप्रकरणमुपमानपरीक्षाप्रकरणं शब्दसामान्यपरीक्षाप्रकरणं शब्दविशेषपरीक्षाप्रकरणमिति नव । द्वितीयाह्निकार्थं श्रुतुप्रकरणं शब्दानित्यत्वप्रकरणं शब्दार्थप्रकरणमिति त्रीणि । तृतीयाह्निकेऽर्थे इन्द्रियव्यतिरेकप्रकरणं शरीरव्यतिरेकप्रकरणं च क्षुरद्वैतप्रकरणं मनोव्यतिरेकप्रकरणं नित्यताप्रकरणमिन्द्रियभौतिकत्वपरीक्षाप्रकरणमिन्द्रियनानात्वपरीक्षाप्रकरणमर्थपरीक्षाप्रकरणमिति । बुद्धनित्यत्वप्रकरणं तत्प्रसङ्गेन क्षणभङ्गप्रकरणं तदात्मगुणत्वप्रकरणमुत्पन्नापत्तिप्रकरणं शरीरगुणव्यतिरेकप्रकरणं मनःपरीक्षाप्रकरणं तत्प्रसङ्गेनादृष्टनित्यादियप्रकरणमिति सप्त चतुर्थार्थाह्निकेऽर्थः । प्रवृत्तिपरीक्षाप्रकरणं दोषत्रैराशयप्रकरणं श्रान्यतोपादानप्रकरणमीश्वरोपादानप्रकरणं कर्मनिमित्तत्वप्रकरणं सर्वनित्यताप्रकरणं सर्वानित्यताप्रकरणं सर्वपृथक्त्वप्रकरणं सर्वाभावप्रकरणं संख्यैकान्तप्रकरणं फलपरीक्षाप्रकरणं दुःखपरीक्षाप्रकरणमपवर्गपरीक्षाप्रकरणमिति चतुर्दशः । द्वितीयाह्निकार्थः दोषनिमित्तप्रकरणमवयविप्रकरणं निरवयवप्रकरणं बाह्यप्रकरणं तत्त्वज्ञाननिवृत्तिप्रकरणं तत्त्वज्ञानपरीक्षाप्रकरणपरीक्षाप्रकरणमिति षट् ।

<sup>2</sup> C:तत्तल्ल- M,T,B:तल्लक्षणप्रकरणपरम्परा- <sup>3</sup> M:प्रथम... O: प्रथम...रः

(C.4)<sup>i</sup> तत्र जातिविशेषलक्षणं प्रथमाह्निकार्थः । तद्विभागार्थं सूत्रं—साधर्म्येत्यादि<sup>1</sup> ।

यद्यपि ममोत्तरं<sup>2</sup> हेतुतो नोत्कृष्टं तथापि तेन समीकरिष्यामीति प्रयोगः समः<sup>3</sup> \*<sup>4</sup> (C.5)तादर्थ्यात् तदभिप्रायपूर्वकत्वाद्धेति आचार्याः<sup>6</sup> । यदूचे – “समार्थः समीकरणार्थः प्रयोगो द्रष्टव्यः”<sup>7</sup> इति । एतेन<sup>7</sup> बुद्धिपूर्वको जातिप्रयोगो साम्यापादानायेति<sup>8</sup> सूचितं भवति । \*<sup>9</sup> यदि ह्ययं जात्युत्तरेण आकुलीकृतो<sup>10</sup> निष्प्रतिभः स्यादसद्वा ब्रूयात्, तदा<sup>11</sup> सम निरनु योज्यानु योगवत्<sup>2</sup> एतस्यापि पर्यनु योज्योपेक्षणनिरनु योज्यानु योगोवा स्यादिति समौ स्यावः, अन्यथा त्वहमेवापकृष्टः स्यामिति बुद्ध्या<sup>3</sup> प्रवृत्तेरिति ।

भाष्याकारस्तु प्रयोगगतं विशेषहेत्वभावं साम्यं<sup>14</sup> आह । यदवोचत्—“साधर्म्येण प्रत्यवस्थानं अविशिष्यमाणं<sup>15</sup>” इति । यथा हि त्वदुपन्यस्तं<sup>16</sup> साधर्म्यं तथा मदुक्तं<sup>17</sup> अपि, यथेदं वै धर्म्यं तथेदमपि यथेदं<sup>8</sup> तत्सहचरितं<sup>19</sup> उपलब्धं तथेदमपि इत्याकारेण<sup>20</sup> जातिवादिनः प्रत्यवस्थानात्, तेन प्रत्यवस्थानस्वरूपं सर्वजातिसाधारणं सूचितम् एतच्च तत्र तत्र वक्ष्यते \*<sup>21</sup> ।

अन्ये तु वक्तुधर्मं वचनं<sup>22</sup> उपचरन्ति । जातिवादी हि समः साधारणो नोत्कृष्टो (C.6)अपकृष्ट इत्यर्थः । स च

साधर्म्याद्युत्तरद्वारैवोन्नीयते<sup>1</sup> इत्युत्तरमेव (B.2)सममपकृष्टमित्यर्थः।<sup>iii</sup>तच्चापकृष्टं उत्तरं द्वेधा<sup>24</sup> भवति  
दूषणासमर्थं मप्यसिद्धं सिद्धमपि \*<sup>25</sup> दूषणासमर्थं प्रथममपि कल्पितदूष्यं, यत् तच्छलमुक्तं; <sup>iv</sup>अकल्पितदूष्यं तु  
केवलनिरनु योज्यानु योगोवक्ष्यते, (T.4)शेषं जातिरित्यने न सामान्यलक्षणं<sup>26</sup> सूचितं भवति<sup>27</sup>।<sup>v</sup> तथा च वार्त्तिकम्-  
“जातिर्नाम (O.2)स्थापनाहेतौ प्रयुक्तोयः प्रतिषेधासमर्थोहेतुः<sup>vi</sup>” इति।

वयन्तु ब्रूमः, तत्<sup>28</sup> त्रयं, चतुर्थं श्रायमर्थः यत् <sup>vii</sup>जात्युत्तरं परसाधनमिव स्वात्मानमपि व्याप्नोतीत्यतः  
स्वपरसाम्यात् सममित्युच्यते। तथा च, स्वात्मव्याघातकत्वं<sup>29</sup> नाम (C.7)सर्वसाधारणं<sup>30</sup> दुष्टत्वमूलं<sup>31</sup> अस्य सूचितं  
भवति। एतच्च प्रत्युत्तरसूत्रे<sup>2</sup> वक्ष्यते \*<sup>33</sup>। \*<sup>34</sup> एतदेव तु<sup>35</sup> सर्वसाधारणं<sup>36</sup> असामर्थ्यं, विशिष्यासामर्थ्यं<sup>37</sup> त्वग्रे  
वक्ष्यामः।

तदुपाधिविशेषाः साधर्म्यादयः। एवं चान्वर्थसंज्ञानिरुक्तिरेव अमीषां<sup>38</sup> यदि<sup>39</sup> अपि<sup>40</sup> विशेषलक्षणं तथापि  
(C.8)कारणादिप्रतिसन्धानाय पृथक् \*<sup>41</sup> लक्षणारम्भः। ते हि प्रतिसंहिताः प्रतिदूषणाय प्रभवन्ति<sup>42</sup>,  
सदुत्तरपरिस्फूर्तौ<sup>43</sup> जातिप्रयोगे चोपयोक्ष्यन्ते ॥1॥

<sup>1</sup> O,M,T:साधर्म्यं वै धर्म्येत्यादिB:साधर्म्यं वै धर्म्यैर्कर्षा पकर्ष वण्यं

वण्यं विकल्पसाध्यप्राप्त्यप्राप्तिप्रसङ्गप्रतिदृष्टान्तानुत्पत्तिसंशयप्रकरणाहेत्वर्थापत्यविशेषोपपत्त्युपलब्ध्यनुपलम्बित्वानित्यकार्यसमाः

॥5.1.1॥ <sup>2</sup> C,B:समोत्तरं <sup>3</sup> O,M,B:om. <sup>4</sup> T:स्यात्, O,M:समस्त्यात् <sup>5</sup> O,M,T:अर्थात्

<sup>6</sup> C,O,M,T,B:आचार्यः <sup>7</sup> O,M,T:तेन <sup>8</sup> O,B:साम्यापादनायेति <sup>9</sup> M,T,B:एतदुक्तं भवति <sup>10</sup> O,M,T,B:व्याकुलीकृतो

<sup>11</sup> O,M,T:om. <sup>12</sup> O,M,T:मम निरनु- <sup>13</sup> M,T:बुद्ध्याः <sup>14</sup> O,M,T:om., B:-भावसाम्यं

<sup>15</sup> M,T:आविशिष्यमाणं <sup>16</sup> O,M,T,TR:त्वदुक्तं <sup>17</sup> O,M,T,TR:अस्मदुक्तं, B:अस्मदुपन्यस्तं <sup>18</sup> M,T:तथेदं

<sup>19</sup> C,O,M,T,B:एतत्सह- <sup>20</sup> O,M,T:अपीत्यादिनाकारेण <sup>21</sup> O,M,T:इति <sup>22</sup> O: वचनं

<sup>23</sup> O,M,T:-द्वारेणैवोन्नीयत <sup>24</sup> O,M,T,AN:द्विधा <sup>25</sup> O,M,T,B:वा <sup>26</sup> O,M,T:जातिसामान्य-

<sup>27</sup> O,M,T:om. <sup>28</sup> O,M,T:एतत् <sup>29</sup> O,M,T:सव्याघातकत्वं <sup>30</sup> O,M,T:सर्वजातिसाधारणं

<sup>31</sup> O,M,T:मूलं दुष्टत्वं <sup>32</sup> O,M,T:प्रतिप्रत्युत्तरसूत्रं <sup>33</sup> O,M,T:इति <sup>34</sup> C,B:तत् <sup>35</sup> O,M,T,B:च

<sup>36</sup> O,M,T:साधारणं <sup>37</sup> O,M,T,B:विशेषासामर्थ्यं <sup>38</sup> O,M,T:तेषां <sup>39</sup> O,M,T:om.

<sup>40</sup> O,M,T:om. <sup>41</sup> O,M,T:पृथक् <sup>42</sup> O,M,T,B:प्रभविष्यन्ति <sup>43</sup> O,M,T:तदुत्तर-

<sup>i</sup> AN 11.18:तदिह जातिविशेषलक्षणं प्रथमाह्निकार्थः <sup>ii</sup> NV 1004.1f <sup>iii</sup> AN 6.1ff:तथा व्यपकृष्टमुत्तरं द्विधा  
दूषणासमर्थं मप्यसिद्धं सिद्धमपि दूषणासमर्थं म्। अद्यं कल्पितदूष्यं, यत्तु छलं, अकल्पितदूष्यं तु केवलनिरनु योज्यानु योगः। शेषं  
जातिरिति <sup>iv</sup> TR 156.1f:अकल्पित-दूष्यस्तु केवलनिरनु योज्यानु योगोविविष्यति <sup>v</sup> TR 156.4f:तथा च  
वार्त्तिकम्—जातिर्नाम स्थापनाहेतौ प्रयुक्तोयः प्रतिषेधासमर्थोहेतुः रिति <sup>vi</sup> Cf. NV 2002.3 <sup>vii</sup> TR 157.1f:जात्युत्तरं  
परसाधनमिव स्वात्मानमपि व्याप्नोति। अतः स्वपरसाम्यात् सममित्युच्यते

तत्र<sup>1</sup>—

साधर्म्यं वै धर्म्या भ्यामु पसं हस्तेद्धर्म विपर्य योपपत्ते साधर्म्यं वै धर्म्यं समौ ॥.1.2 ॥

अत्र<sup>2</sup> सामान्यलक्षणगतं प्रत्यवस्थानपदं<sup>3</sup> अनु वर्त नीयं साधर्म्यं वै धर्म्या भ्यामिति चावर्त नीयं। “तत्” इति साध्यपरामर्श<sup>4</sup>, “उपपत्तेः” इति तादर्थ्ये षष्ठी। यथासंख्यं योगः<sup>5</sup>। प्रतिषेधभागसूचनाय<sup>(T.5)</sup>पुं लिङ्गनिर्देशः<sup>6</sup>। द्विविधं<sup>7</sup> हि प्रत्यवस्थानं, परपक्षप्रतिषेधः स्वपक्षसाधनञ्च। सामान्यलक्षणे नै व सदुत्तरप्रकरणसमत्वोद्भावनव्यवच्छेदः<sup>8</sup>।

(C.9)प्रत्ये कं त्रिधा च<sup>9</sup> एते जाती ; सद्विषये, असद्विषये, असदुक्तिके च।

तत्राद्योदाहरणं वार्तिके।

द्वितीयोदाहरणं तु, नित्यः शब्दः<sup>(T.6)</sup>स्पर्श शून्यत्वादाकाशवदित्यु पसं हारे नै तदेवं अस्ति हि \*<sup>10</sup> अनित्ये नापि साधर्म्यं प्रमेयत्वं ततः किं नानित्यो<sup>11</sup> घटवत् न चेदेवं नित्योऽपि न स्यात्, अविशेषात् \*<sup>12</sup>। यद्वा, अस्ति<sup>13</sup> आकाशेन एव<sup>14</sup> वै धर्म्यं मप्यस्मदादिबाह्यकरणग्राह्यत्वं ततः<sup>15</sup> किं नानित्यो घटवत् न चेदेवं नित्योऽपि न स्यात्, अविशेषात्<sup>16</sup>।

(O.3)तृतीयोदाहरणं भाष्ये। “उक्तिमात्रं<sup>17</sup> अत्र<sup>18</sup> दुष्टं<sup>19</sup> नार्थ<sup>20</sup>” इति प्रदर्शनार्थं \*<sup>21</sup> वार्तिकतात्पर्यम् (T.7)उपेक्षोक्तं<sup>22</sup> तात्पर्याचार्यैः; “सदुत्तरमप्युक्तिदोषेण एव<sup>23</sup> (C.10)जातिः” इति (B.3)अस्यार्थस्य प्रतिदृष्टान्तप्रकरणसमादौ<sup>24</sup> स्वयमेव स्फुटीकरणात् ।

(T.8)अप्रयोजकविपक्षान्वयिधर्मवत्त्वदर्शनै<sup>5</sup> कारणमाद्यायाः, अप्रयोजकसपक्षव्यतिरेकिधर्मवत्त्वदर्शनै<sup>6</sup> च द्वितीयाया इति विभावयितुं<sup>27</sup> भेदेनोपन्यास इति<sup>28</sup>। अन्यथा तु<sup>29</sup> धर्मान्तरेण<sup>0</sup> तद्धर्मविपर्ययोपपत्तेः प्रत्यवस्थानं<sup>31</sup> प्रतिधर्मसमा इति एकैव<sup>32</sup> स्यात् ।

कथं पु नः<sup>33</sup> प्रतिधर्मसमप्रकरणसमयोर्भेद इति<sup>34</sup>?

ii इयं बाधदेशनाभासा<sup>35</sup>, “तद्धर्मविपर्ययोपपत्तेः” इति वचनात् सा सप्रतिपक्षदेशनाभासा<sup>36</sup>, “प्रक्रियासिद्धेः” इति वचनादित्येके। एवञ्च मन्यन्ते, प्रमाणान्तरबाधचोदनाभासा<sup>37</sup> अप्येवं सङ्गहीतः स्यादिति।

iii प्रत्युत्तरसूत्रपर्यालोचनया<sup>8</sup> व्यत्यय इति तात्पर्यटीका। इह \*<sup>39</sup> प्रत्युत्तरक्रमे<sup>0</sup> विशेषं दर्शयति<sup>1</sup>, तत्र तु (T.9)प्रतिसाधने<sup>42</sup> बाधं आपादयति<sup>43</sup>।

किमत्र तत्त्वम्? उत्तरं, अनन्यथासिद्धेः<sup>44</sup>। (C.11)न हि सत्प्रतिपक्षचोदनायां<sup>45</sup> प्रतिसाधनबाधक<sup>46</sup> आपाद्यते<sup>47</sup>, सत्प्रतिपक्षत्वं चापन्नमपि न \*<sup>48</sup> (T.10)दोषाय, असाधनात् ; प्रत्युत्तगुणाय साम्यमात्रापादनप्रवृत्तत्वात्<sup>49</sup>। न च समबलेन \*<sup>50</sup> बाधाभिधायिनो व्याघातमुपेक्ष्यविशेषदर्शनै<sup>1</sup> ज्यायः, तद्भटापराधोपेक्षणायोगात्<sup>2</sup>।

तद्धर्मविपर्ययोपपत्तिप्रक्रियासिद्धीतु विपर्ययेणापि व्याख्यातुं शक्ये ते ।

प्रमाणान्तरबाधचोदनाभासवच्च<sup>53</sup> प्रमाणान्तरप्रतिरोधचोदनाभासो<sup>54</sup> अपि सद्भाह्यः, तथा च तदर्थं मपि सूत्रं अनुसन्धनीर्यं<sup>5</sup> इति न कश्चिद्विशेषः। तथा<sup>56</sup> हि<sup>57</sup> <sup>iv</sup>पित्तान्तरितसितिमानं<sup>58</sup> (C.12) शङ्खमुपलभ्य शुक्लोऽयं शङ्खत्वादितरशङ्खवदिति प्रयुक्ते<sup>59</sup> जातिवाद्याह, नायं तथा, पीतस्य उपलब्धेः। न चेदिदं बाधकं, (O.4) त्वदनुमानमपि न साधकं<sup>60</sup>, तस्य<sup>61</sup> प्रमाणत्वेनाविशेषात् \*<sup>62</sup>, तथा प्रतिरोधेनापि प्रत्यवतिष्ठते। यावदनुमानाच्छुक्लः \*<sup>63</sup> प्रत्यक्षात् पीत एव किं<sup>64</sup> \*<sup>65</sup> न स्यात् अस्ति च तत् अत्र<sup>66</sup>, तथा प्रतिभासमानत्वात्, (T.11) न चास्ति कश्चिद्विशेष इति। एवं शब्दोपमानयोरपि द्रष्टव्यम् । न चायं केवलनिरनुयोज्यानुयोगः प्रत्यक्षादेराभासत्वादिति वाच्यम् । अनाभासत्वेऽप्येवमुक्तेर्दुष्टत्वात्<sup>(T.12)</sup> अनुमानवत्<sup>v</sup> तथात्वे वा<sup>vi</sup> समोऽसद्ब्रह्मः<sup>67</sup> \*<sup>68</sup>। तस्मादियं सत्प्रतिपक्षचोदनाभासा<sup>69</sup>, सा<sup>70</sup> च<sup>71</sup> बाधचोदनाभासे ति<sup>72</sup> स्थितम् । (B.4) अनैकान्तिकचोदनाभासवार्तिकं<sup>3</sup> तु साधनगतं समानधर्मत्वं धर्ममपेक्ष्य न तु प्रतिसाधनमपेक्ष्य तद्व्यभिचारानुद्भावेनात् अनिर्णयकार्थोवाऽनैकान्तिकशब्दः। तदनयोः (T.13) प्रतिसाधनद्वारा<sup>74</sup> हेतुर्दूष्यः सत्प्रतिपक्षत्वं<sup>75</sup> आरोप्यं। तद्भ्रान्तिः फलं। कारणं<sup>76</sup> उक्तं<sup>77</sup>। यदि \*<sup>78</sup> मदुक्तो हेतुस्तदा त्वदीयस्य प्रतिरोधादसाधनत्वं, न चेत् अविशेषात्<sup>79</sup> असाधकत्वं<sup>80</sup> इत्युभयथा दूषकत्वम् । प्रमादप्रतिभाक्षयौ चावसरः (C.13) सर्वत्र ॥2 ॥

<sup>1</sup> T includes this word into the sūtra. <sup>2</sup> O,M,T:तत्र <sup>3</sup> O,M,T:प्रत्यवस्थानं <sup>4</sup> C, O,M,T:-मर्शः  
<sup>5</sup> O,M,T:यथासंख्ययोगः<sup>6</sup> O,M,T:पुल्लिङ्ग <sup>7</sup> O,M,T:द्विभागं <sup>8</sup> O,M,T:-द्वावना- <sup>9</sup> O,M,T:तु  
<sup>10</sup> O,M,T:अस्य <sup>11</sup> O,M,T:नानित्यं <sup>12</sup> B:इति <sup>13</sup> M:अस्य O:अस्त्यस्य <sup>14</sup> O,M,T:om.  
<sup>15</sup> O,M,T:तत् <sup>16</sup> M,T:om., O:अवि <sup>17</sup> O,M,T:उक्तिमात्रेण <sup>18</sup> O,M,T:om. <sup>19</sup> T:om. M:दृष्टं  
<sup>20</sup> O,M,T:नार्थं त <sup>21</sup> O,M,T:तु <sup>22</sup> A:उपेक्ष्योक्ताO,M,T:उपेक्ष्योक्तं <sup>23</sup> O,B:om.  
<sup>24</sup> O,M,T:-दृष्टान्तसमप्र- <sup>25</sup> O,M,T:-सपक्षा- <sup>26</sup> O,M,T:-विपक्ष- <sup>27</sup> O,M,T:भावयितुं <sup>28</sup> O,M,T:om.  
<sup>29</sup> O,M,T,B:om. <sup>30</sup> O,M,T:प्रतिधर्मा- <sup>31</sup> O,M,T:om. <sup>32</sup> O,M,T:उक्तैव <sup>33</sup> O,M,T:om.  
<sup>34</sup> O,M,T:om. <sup>35</sup> O,M,T:-चोदना- <sup>36</sup> T:-सत्प्रतिपक्षचोदना-, O,M:सप्रतिपक्षचोदना-, B:सत्प्रतिपक्षदे शना-  
<sup>37</sup> M,T,B:-देशना- <sup>38</sup> O,M,T:-लोचनात् <sup>39</sup> C,O,M,T,B:हि <sup>40</sup> O,M,T:प्रत्युत्तरे <sup>41</sup> O,M,T:द्योतयति  
<sup>42</sup> O,M,T:प्रतिसाधन+ <sup>43</sup> O,M,T,B:-यतीति <sup>44</sup> O,M,T:अन्यथासिद्धेः <sup>45</sup> O:-पक्षे चोदनाभासायां, M,T:-पक्षचोदनाभासायां,  
B:- पक्षदे शनाभासायां <sup>46</sup> O,M,T:प्रतिसन्धान- <sup>47</sup> O:आपद्यते <sup>48</sup> O,M,T,B:तस्य <sup>49</sup> T:-पादान-  
<sup>50</sup> B:एव <sup>51</sup> O,M,T,B:-प्रदर्शनं <sup>52</sup> O,M,T,B:उद्भटा- <sup>53</sup> B:-देशना- <sup>54</sup> B:-देशना-  
<sup>55</sup> C,B:अनुसन्धानीर्यं O,M,T:अनुसन्धेयं <sup>56</sup> C,O,M,T:यथा <sup>57</sup> O,M,T:om.  
<sup>58</sup> O,M,T,B:पीताद्यन्तरित- <sup>59</sup> O,M,T,B:उक्ते <sup>60</sup> O,M,T,B:साधनं <sup>61</sup> O,M,T,B,AN:om.  
<sup>62</sup> O,M,T,B:इति <sup>63</sup> O,M,T:तावत् <sup>64</sup> O,M,T,B:om. <sup>65</sup> O,M,T,B:अयं कस्मात्  
<sup>66</sup> O,M,T,B:अस्मिं <sup>67</sup> O,M,T,B:सद्ब्रह्मः <sup>68</sup> O,M,T,B:इति <sup>69</sup> O,M,T:सप्रति-, B:-देशना-  
<sup>70</sup> O,M,T,B:om. <sup>71</sup> O,M,T,B:om. <sup>72</sup> B:-देशना- <sup>73</sup> T:-भासा वार्तिकं B:-देशना-  
<sup>74</sup> O,M,T,B:-द्वारं <sup>75</sup> O,M,T:सप्रति- <sup>76</sup> O,M,T,B:om. <sup>77</sup> O,M,T,B:om. <sup>78</sup> M,T,B:न  
<sup>79</sup> B:विशेषात् <sup>80</sup> M,T,B:असाधन-



<sup>i</sup> AN 14.31f:धर्मान्तरेणतद्धर्मविपर्ययोपपत्तेर्प्रत्यवस्थानं प्रतिधर्मसमाइति <sup>ii</sup> AN 15.6f:तत्रेयं बाधदेशनाभासा। तद्धर्मविपर्ययोपपत्तेरिति वचनात् । दूष्यस्य हेतोरियं साध्यो धर्मस्तद्विपर्ययोपपादनादित्यर्थात् । सा सत्प्रतिपक्षदेशनाभासा प्रक्रियासिद्धेरिति वचनात् <sup>iii</sup> AN 15.15:प्रत्युत्तरसूत्रपर्यालोचनयन्त्रे परीत्यमित्याचार्याः  
<sup>iv</sup> AN 16.9ff:नयनपित्ताआन्तरितसितिमानं शङ्खमुपलभ्य शुक्लोऽयं शङ्खत्वात् , इतरशङ्खवदिति प्रयुक्ते; न तथा प्रत्यक्षतः, पीतस्यैवोपलब्धेः । न चेदं बाधकमनुमानमपिन साधकम् प्रमाणत्वेनाविशेषात् तथा प्रतिरोधेनापिप्रत्यवतिष्ठते । यथा ह्यनुमानाच्छुक्लः तथा प्रत्यक्षात् पीत एवायं किं न स्यात् <sup>v</sup> AN 16.28f:तथैवेत्तिसमोऽसङ्ग्रहः (सङ्ग्रहम् [सङ्ग्राहम्?]) । तस्मादियं सत्प्रतिपक्ष  
<sup>vi</sup> PA:अपि च

दुष्टत्वमूलन्तु चिन्त्यते, द्विविधं च<sup>1</sup> तत्<sup>2</sup>, साधारणं<sup>3</sup> असाधारणञ्च । तत्र प्रथमं, नानाप्रकारो व्याघातो वक्ष्यते । द्वितीयं, युक्ताङ्गहीनत्वं अयुक्ताङ्गाधिकत्वं<sup>4</sup>, अविषयवृत्तित्वं च<sup>5</sup> । तत्रानयोर्युक्ताङ्गहीनत्वप्रदर्शनार्थसूत्रं—  
 (T.14)गोत्वाद्गोसिद्धिवत् तत्सिद्धेः<sup>6</sup> ॥ 5.1.3 ॥

गोसिद्धिर्गोव्यवहारसिद्धिः \*<sup>7</sup> ।

इहैवं प्रत्युत्तरक्रमः—यदिदं तव नियमं<sup>8</sup> अनपेक्ष्यं प्रत्यवस्थानं तत् किं स्वाभिप्रायेण वा<sup>9</sup> पराभिप्रायेण वा?

नाद्यः, व्याघातात् तथा हि, नेदंस्वसाध्यबुद्धिजनकं<sup>1</sup> नियमानपेक्षप्रतिधर्मप्रतिहतत्वादितिजातिद्वयवाक्यार्थः । स च जात्युत्तरमपि व्याप्नोति<sup>12</sup> । तथा<sup>13</sup> हि<sup>14</sup>, नेदं दूष्यदुष्टिबुद्धिजनकं<sup>5</sup>, (O.5)नियमानपेक्षप्रतिधर्मप्रतिहतत्वात् इति<sup>16</sup> । तथा च, व्याघातकोपाधिव्याप्ततया<sup>17</sup> \*<sup>18</sup> जीवितं एवास्य<sup>19</sup> कुतः प्रागेवस्थापनादूषकत्वम् न चैवमुभयं \*<sup>20</sup> भवतु<sup>21</sup> दुष्टं<sup>22</sup>, जातेः<sup>23</sup> अदूषकत्वस्थितौ हेतोर्निर्दोषत्वात् । दूषणान्तरदूष्यत्वे वा तदेव वाच्यम् \*<sup>24</sup> । उभयथापीदमदोषोद्भावनम् । यद्वा, इदमुत्तरम्— यदि न स्थापनादूषकत्वनियतं किमनेन? अथ नियमं<sup>25</sup> उपलभ्योच्यते, तर्हि हृदि नियमो, वाचि तद्विपर्ययइति वाङ्मनसविसंवादः<sup>26</sup> ।

यद्वा, दूषणसमर्थोऽयमर्थ इति न चेज्जानासि, तदर्थं वाक्यप्रयोगो व्याहृतः, ज्ञानपूर्वकत्वात्तस्य । न च सामर्थ्यं ज्ञानं लिङ्गमन्तरेण, तच्च (C.14)प्रतिधर्ममात्रप्रतिहतमसाधकमेवेति जानन् कथं \*<sup>27</sup> आद्रियेथाः । तथाप्यदुष्टत्वे तस्यान्यदपि लिङ्गं कथं तथा<sup>28</sup> दूषयेदिति व्याघातपरम्परा<sup>29</sup> ।

न अपि<sup>30</sup> पराभिप्रायेण । परस्यैवमनभ्युपगमादितिसूत्रार्थः ॥B ॥

<sup>1</sup> O,M,T,B:हि <sup>2</sup> T:om. <sup>3</sup> T:तत्साधारणं <sup>4</sup> B:युक्ताङ्ग <sup>5</sup> O,M,T,B:चेति  
<sup>6</sup> O,M,T,B,AN:तत्सिद्धिः <sup>7</sup> O,M,T,B:इत्यर्थः <sup>8</sup> O,M,T,B:नियम+ <sup>9</sup> O,M,T:अनपेक्ष  
<sup>10</sup> O:om. <sup>11</sup> B:स्वासाध्य- <sup>12</sup> O,M:व्या... <sup>13</sup> O,M,T,B:om. <sup>14</sup> O,M,T,B:om.  
<sup>15</sup> M,T,B:दूश्यं दुष्टत्वबुद्धि, O: दूश्यदुष्टत्वबुद्धि <sup>16</sup> O,M,T,B:om. <sup>17</sup> O,M,T,B:व्याघातोपाधि-  
<sup>18</sup> O,M,T,B:अस्य <sup>19</sup> O,M,T:एव <sup>20</sup> O,M,T,B:अपि <sup>21</sup> O,M,T,B:अस्ति  
<sup>22</sup> O: अदुष्ट..., M,T,B:अदुष्टं, <sup>23</sup> O:...तेर् M:... <sup>24</sup> O:इति <sup>25</sup> M:नियतं <sup>26</sup> O,M,T,B,AN:-मनस्योर्वि-  
<sup>27</sup> O,M,T:इव <sup>28</sup> O,M,T:तत् <sup>29</sup> O,M,T:व्याहृतिपरम्- <sup>30</sup> O,M,T:च

<sup>i</sup> AN 17.29f:तदा हृदि नियमो, वाचि तद्विपर्ययइति वाङ्मनस्योर्विसंवादः

(C.15)साध्यदृष्टान्तयोर्धर्मविकल्पादुभयसाध्यत्वाच्चोत्कर्षापकर्षे<sup>5</sup>वर्ण्यावर्ण्यविकल्पसा-  
ध्यसमाः ॥ 5.1.4 ॥

“वर्ण्यावर्ण्यसाध्य” इति भावप्रधानो निर्देशः। समाख्यानिमित्तविशेषात्<sup>1</sup> पञ्चलक्षणानि। (T.15)“उभयसाध्यत्वात्”  
इति षष्ठं<sup>2</sup>। “साध्यदृष्टान्तयोर्धर्मविकल्पात्” इति अतिप्रसङ्गनिवारणार्थं जनकधर्मप्रदर्शने नोक्तिसंभवव्यापनार्थं  
च। न हि युक्त्याभासमप्रतिसन्धायै वमेवोत्कर्षादिप्रत्यवस्थातुमर्हति सर्वेण सर्वोत्कर्षादिप्रसङ्गात्<sup>3</sup>। कः पुनरयं  
धर्मविकल्पः? वैचित्र्यं अन्यथाभावः, सदसत्त्वमिति यावत् ।

तत्रोत्कर्षसमेतावदृष्टान्ते (C.16)साध्ये च व्याप्यव्यापकयोरन्यतरेण धर्मान्तरस्य योगवियोगौ। \*<sup>5</sup> उभयत्रापि  
वियोगे<sup>6</sup> योगे<sup>7</sup> चोत्कर्षाभावात्<sup>8</sup> भिनित्यं घटादि रूपादिमदश्रौत्रं वा<sup>8</sup> दृष्टं, शब्दोऽपि तथा स्यादविशेषात् तथा च  
विवक्षितविपरीतसाधनाद्विरुद्धो (O.6)हेतुरिति।

तत्<sup>9</sup> अस्याः<sup>10</sup> साध्यधर्मिणि<sup>1</sup> वियुक्तस्य धर्मस्य<sup>2</sup> दृष्टान्तधर्मिणि सिसाधयिषितधर्मयोगोपलम्भो<sup>3</sup>  
व्यभिचारानुपलम्भो वा तन्निदानोपाध्यनुपलम्भमात्रं वा कारणं हेतुकृत्यः। विरुद्धत्वमारोप्यम् तद्भ्रान्तिः फलं।  
विशेषविरोधदेशनाभासा<sup>4</sup> चेयं। द्विविधा च, सदसद्विषयत्वात्<sup>15</sup>।

अयमेव जनको<sup>16</sup> धर्माऽपकर्षेऽपि केवलं व्यापकत्वाभिमाने न एकधर्मनिवृत्त्या साध्ये (T.16)सिसाधयिषितहेत्वोः<sup>17</sup>  
अन्यतरस्यापकर्षः\*<sup>18</sup>।

दारष्टान्तिके व्याप्त्यनभ्युपगमे न (C.17)दृष्टान्ते तदपकर्षस्यासम्भवदुक्तिकत्वात्<sup>9</sup>।

धर्मान्तरापकर्षे\*<sup>20</sup> प्रकृतादूषणे<sup>21</sup> अर्थान्तरमतानुज्ञयोरन्यतरेणैवनिग्रहात् जातेश्च निरनुयोज्यानुयोगभेदतयी  
ततो भिन्नत्वात् ।

सिसाधयिषितापकर्षे<sup>23</sup> तु व्यापकानुपलब्धिलक्षणानुमानान्तरबाधचोदनी<sup>4</sup> स्यात् हेत्वपकर्षे च<sup>25</sup>

असिद्धिचोदनाभासा<sup>26</sup>। कथं पुनर्दृश्यमानस्यैव<sup>27</sup> हेतोरपकर्षः; व्यापकानुपलब्धिदृष्टान्तानुमाने नदर्शनस्य

भ्रान्तत्वरोपणात् भ्रत एवेश्वरानुमानेषु विशेषविरोधचोदनायां शङ्कराचार्यप्रभृतयः सर्वे एव शरीर्याद्यापत्तिं<sup>8</sup>

उत्कर्षसमं<sup>9</sup> वर्णयन्ति स्म<sup>30</sup>; तद्व्यावृत्तेश्चकर्तुं व्यावृत्तिं<sup>1</sup> अपकर्षसमं\*<sup>32</sup>।

तस्मात् प्रत्यवस्थानप्रकारमात्रप्रदर्शनार्थे<sup>3</sup> भाष्यवार्तिकयोः<sup>34</sup> उदाहरणे। मिथो विरोधान्निग्रहान्तरत्वात् (C.18)च।

(T.17)अत एव टीकाकारस्तत्र तूष्णीम्बभूव। कार्यसमायान्तु गत्वा<sup>35</sup> दिङ्गागोदाहरणं<sup>36</sup>

उत्कर्षापकर्षयोरन्तर्भावयन्ति एव<sup>37</sup> अर्थव्यञ्जयति स्म, हेत्वपकर्षश्चतत्र स्फुटः।

तदस्याव्यापकत्वाभिमतानुपलब्धिः<sup>38</sup> द्वारम्। दूष्यो हेतुरेव। (B.6)साध्यापकर्षे बाधः\*<sup>39</sup> सत्प्रतिपक्षत्वं<sup>40</sup> वा  
हेत्वपकर्षे\*<sup>41</sup> असिद्धत्वमारोप्यम् आरोप्यदेशनाभासा<sup>42</sup> चेयं इति।

ख्यापनीयो वर्ण्यः साध्य इति यावत्। पक्षोपसंहार्यहेतुमत्तयी (O.7)सिद्धस्य दृष्टान्तस्य

दृष्टान्तानपेक्षपक्षमात्रविवक्षितरूपवद्धेतुमत्तया<sup>4</sup> असिद्धिः<sup>45</sup> धर्मविकल्पः<sup>46</sup>। तस्माद्वर्ण्यत्वेन प्रत्यवस्थानं वर्ण्यसमः।

असिद्धस्वार्थत्वं<sup>7</sup>, संशयसमानविषयत्वं, प्रवृत्तसाध्यज्ञापनशक्तिकत्वं, व्याप्तिग्राहकप्रमाणविरहः, स्वरूपविशेषः<sup>48</sup> चेति हेतोः पक्षमात्रविवक्षिता<sup>49</sup> (C.19) धर्माः<sup>50</sup>। न त्वेते \*<sup>51</sup> अतिसंसृष्टदृष्टान्ता<sup>2</sup> एवापेक्षिताः<sup>53</sup>।

तत्<sup>54</sup> इयं<sup>55</sup> एवं प्रवर्तते। साध्यसिद्धौपयिकसमस्तविशेषणवद्धेतुमत्तया \*<sup>56</sup> दृष्टान्तः स्यात्। न त्वन्यथा। असिद्धार्थत्वादयश्च हेतोः साध्यसिद्धौपयिकाः। तद्यदि पक्षवत् असिद्धार्थहेत्मान् \*<sup>57</sup> अयं तर्हि साध्यवत्तया<sup>58</sup> ख्यापनीयः स्यात्। न हि साध्यविकलो दृष्टान्तो नाम, अथ न तथा, तथापि पक्षविवक्षितहेतुरूपवत्तया<sup>9</sup> ख्यापनीयः, न हि साधनविकलो दृष्टान्तः स्यादिति। एवमन्यत्रापि रूपचतुष्टये बोद्धव्यं।

(T.18) अस्याश्च पक्षविवक्षितो हेतुविशेषोद्धारं, दृष्टान्तो<sup>60</sup> दूष्यः<sup>61</sup>; तद्वारा हेतुर्वासाध्यविकलत्वसाधनविकलत्वे वा विरुद्धत्वासाधारणत्वे वारोप्ये। तद्भ्रान्तिफलम् सच्चोदनाभासा चेयं इति।

<sup>ii</sup> इयं एव विपर्ययेण रीतिरवर्ण्यसमस्य। तथा हि पक्षधर्मतौपयिकरूपवद्धेतुमत्तया<sup>2</sup> सिद्धस्य अपि<sup>63</sup> पक्षस्य दृष्टान्तविवक्षितरूपवद्धेतुमत्तया असिद्धिः<sup>64</sup> धर्मविकल्पः। तस्मादवर्ण्यत्वेन प्रत्यवस्थानमवर्ण्यसमः।

सिद्धार्थत्वमसन्दिग्धविषयत्वं अप्रवृत्तसाध्यज्ञापनशक्तिकत्वं<sup>65</sup>, साध्यसाधनप्रमाणान्तरवत्ता स्वरूपविशेषश्चेति। एते हि हेतुधर्मादृष्टान्ते विवक्षिताः, न तु पक्षे।

तदिदं द्वारं, दूष्यो हेतुः; आश्रयासिद्धिस्वरूपासिद्धिव्याप्यत्वासिद्धयश्चारोप्याः, तद्भ्रान्तिः<sup>66</sup> फलं<sup>67</sup>, तदाभासा<sup>68</sup> चेयमिति।

एवञ्च प्रवर्तते—यदि दृष्टान्तवत् सिद्धार्थः<sup>69</sup> (O.8) पक्षो न तर्हि ख्यापनीयः, तस्यापि<sup>70</sup> सिद्धार्थत्वात् (C.20) तथा चापक्षधर्मो हेतुः। अथ न तथा, तथापि न ख्यापनीयः, तादृशहेतुमत्तया<sup>71</sup> अननुसंहितत्वात्<sup>72</sup>, तथा च स्वरूपासिद्धो हेतुरित्यादि।

विकल्पसमायां<sup>73</sup> तु हेतोः धर्मान्तरं प्रति वा, धर्मान्तरस्य साध्यधर्मं प्रति वा, धर्मान्तरस्यैव धर्मान्तरं प्रति वा व्यभिचारो धर्मविकल्पः।

स च दृष्टान्तधर्म<sup>(B.7)</sup>भेदेन<sup>74</sup> वा यथा भाष्ये गुरुलघुत्वं साध्यदृष्टान्तधर्मभेदेन<sup>75</sup> वा यथा वार्तिके विभागजत्वाविभागजत्वं<sup>76</sup>, साध्यमात्रधर्मभेदेन<sup>77</sup> वा यथा (T.19) वाङ्मनसपक्षीकरणे मूर्तामूर्तत्वं<sup>78</sup> इति।

अनयैव दिशा धर्मान्तरस्य साध्यधर्मं प्रति व्यभिचारो द्रष्टव्यः। <sup>iii</sup> यथा<sup>79</sup> \*<sup>80</sup> अनित्यः शब्दः कृतकत्वादित्युक्ते प्रमेयत्वे समानेऽपि, यथा किञ्चिन्नित्यमाकाशादिकं<sup>81</sup> किञ्चिदनित्यं घटादि<sup>82</sup> तथा कृतकत्वे समानेऽपि, किञ्चिदनित्यं भविष्यति घटादि, किञ्चिन्नित्यं शब्दादि।

एवं च<sup>83</sup> धर्मान्तरस्य<sup>84</sup> धर्मान्तरं प्रति व्यभिचारो वाच्यः। तद्यथा अत्रैवं<sup>85</sup> प्रयोगे द्रव्यत्वे (C.21) समाने \*<sup>86</sup> यथा

किञ्चिदुष्णं तेजः; किञ्चिदनुष्णं जलादि, तथा कार्यं त्वे समानेऽपि किञ्चिन्नित्यं भविष्यति शब्दादि, किञ्चिदनित्यं घटादि<sup>87</sup>।

तत्<sup>88</sup> ivअत्र<sup>89</sup> साध्यदृष्टान्तयोः<sup>90</sup> इति \*<sup>91</sup> प्रत्येकसमुदायोपलक्षकतया योजनीयं<sup>92</sup>। तस्मात् साध्यव्यभिचारव्यवस्थापनं विकल्पसमः। तदिदं द्वारं, दूष्यो<sup>93</sup> हेतुः<sup>94</sup>, अनैकान्तिकत्वं आरोप्यं, तदाभासा चेयमिति।

साध्यसमायास्तूभयसाध्यत्वं द्वारम् । किं पुनस्तदुच्यते । पक्षहेतुदृष्टान्ताः हि<sup>95</sup> प्रमाणान्तरसिद्धा अनुमानाङ्गनासिद्धाः। न च<sup>96</sup> तत एव सिद्धाः। सिसाधयिषितः<sup>97</sup> तु<sup>98</sup> \*<sup>99</sup> (T.20)पक्षेऽसिद्धः<sup>100</sup>, तत एव से तस्यतीति तदिदं सिद्धं<sup>101</sup> असिद्धं<sup>102</sup> उभयं तत्त्वं<sup>103</sup> धर्मविकल्पः<sup>104</sup>, तत्समुच्चये चकारः, तत्र सिसाधयिषितवत्<sup>105</sup> सिद्धस्याप्यनुमेयत्वंसाध्यत्वं, तस्मादनुमानप्रयोगप्रसङ्गनं<sup>(O.9)</sup>साध्यसमः।

कथमेतत्? लिङ्गस्य तत्प्रतिपत्तिजनकत्वमेव हि तस्यानुमेयत्वं तच्च दृष्टान्ते साध्यप्रयोजकत्वाभ्युपगमात् साधनधर्मस्य<sup>06</sup> (C.22)धर्मि लिङ्गयोस्तु लैङ्गिकप्रतिपत्त्यन्तर्भावाभ्युपगमात् तथा ह्येवं प्रयुज्यते—उभयधर्मवत्तया हि<sup>107</sup> सिद्धो<sup>108</sup> दृष्टान्तः स्यात्, न च प्रस्तुतोपन्यस्तस्य<sup>09</sup> प्रमाणान्तरं साधकं लिङ्गस्याप्रयोजकत्वप्रसङ्गात् न हि तत्साधनादन्यत् अस्य<sup>110</sup> प्रयोजकत्वं नाम तस्मात् तत्सिद्धयेऽप्येतदेवप्रयोक्तव्यं तत्<sup>111</sup> च<sup>112</sup> यावन्न प्रयुज्यते तावत् साध्यविकलो दृष्टान्तः। एवं \*<sup>113</sup> नासिद्धौ लिङ्गधर्मिणावनुमानाङ्गं न च तत्सिद्धये प्रमाणान्तरं प्रभवति लिङ्गस्य तत्राप्रयोजकत्वप्रसङ्गात् । तथा च तस्य साध्येऽप्यप्रयोजकत्वापत्तेः तदेकप्रतिपत्तिकत्वात्<sup>14</sup> तस्य, न हि लिङ्गधर्मिणो<sup>15</sup> अपोह्य<sup>116</sup> साध्यप्रतिपत्तिः। (T.21)(T.22)तस्मात् तत्सिद्धये<sup>117</sup> अपि एतत्<sup>118</sup> एव प्रयोक्तव्यं। तथा च तत्प्रयोगात् पूर्वधर्मिणो<sup>19</sup> अप्रसिद्धेः<sup>120</sup> आश्रयासिद्धिः; दृष्टान्तासिद्धेः<sup>121</sup> व्याप्यत्वासिद्धिः<sup>122</sup>। लिङ्गासिद्धेः स्वरूपासिद्धिरित्येवं त्रिप्रकारेयम् ।

(B.8)तदस्या उभयसाध्यत्वं द्वारम् । हेतुदृष्टान्तौ दूष्यौ, साध्यविकलत्वासिद्धी<sup>123</sup> आरोप्ये, तदाभासा<sup>124</sup> चेयमिति ॥4 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:-ख्यानिरुक्तिवि- <sup>2</sup> O,M,T,B:षष्ठः <sup>3</sup> T:-धर्मदर्शनोक्ति, O:-धर्मप्रदर्शनोक्ति-  
<sup>4</sup> O,M,T:-कर्षप्र <sup>5</sup> O,M,T:तत्र <sup>6</sup> O,M,T:योगे <sup>7</sup> O,M,T:वियोगे  
<sup>8</sup> O,M,T:च<sup>9</sup> O,M,T:तदा <sup>10</sup> O,M,T:om. <sup>11</sup> O,M,T:साध्यधर्म+ <sup>12</sup> T:om. <sup>13</sup> C,B:सिषाध-  
<sup>14</sup> O,M,T:-रोधचोदना- <sup>15</sup> O,M,T,B:सद्विषयासद्विषय- <sup>16</sup> O,M,T:जनक+ <sup>17</sup> C,B:सिषाध-  
<sup>18</sup> O,M,T:अपकर्षसमः <sup>19</sup> B:-क्तित्वात् <sup>20</sup> O,M,T:च <sup>21</sup> O,M,T:प्रकृत्या दूषणात्  
<sup>22</sup> O,M,T:निरनुयोज्यानुयोगेभेदरूपतया <sup>23</sup> C,B:सिषाध- <sup>24</sup> T:-न्तरबोध-, B:-देशना <sup>25</sup> O,M,T:वा  
<sup>26</sup> C,B:असिद्धिदेशनाभासा, O,M,T:सिद्धिचोदना <sup>27</sup> O,M,T:om. <sup>28</sup> O,M,T:शरीराद्या- <sup>29</sup> T:अपकर्ष(उत्कर्ष)समं,  
B:-समां <sup>30</sup> O,M,T:om. <sup>31</sup> O,M,T:-व्यापत्तिं <sup>32</sup> O,M,T:वर्णयन्ति <sup>33</sup> O,M,T,B:-स्थानमात्र-  
<sup>34</sup> O,M,T:भाष्यवार्तिकं <sup>35</sup> M,T:गोत्वादिना <sup>36</sup> M,T:गोदाहरणं <sup>37</sup> O,M,T:om.  
<sup>38</sup> O,M,T:व्यापकानुपलब्धि-, B:अव्यापकत्व- <sup>39</sup> O,M,T:वा <sup>40</sup> O,M,T:सप्रति- <sup>41</sup> O,M,T,B:तु

- 42 O,M,T:-चोदनाभासा 43 O,M,T:-हार्य रूपवद्धेतु 44 O,M,T:-नपे क्षित 45 O,M,T:-सिद्धिधर्म विकल्पः  
 46 O,T:om. 47 O,M,T:-असिद्धार्थं त्वात् 48 M,T:-स्वरूपविशेषतः 49 M,T:-विवक्षितो  
 50 O,M,T:-धर्मः 51 O,M,T:-अपि 52 O,M,T:-संसृष्टादृष्टान्ते, B:-संसृष्टदृष्टान्ते 53 O,M,T:-विवक्षिताः  
 54 O,M,T:-तत्रेयं 55 O,T:om. 56 O,M,T:-हि 57 O,M,T:-दृष्टान्तः 58 O,M,T,B:-साध्यधर्म-  
 59 O,M,T:-वक्षितरूपवद्धेतु मत्तया 60 O,M,T,B:-दूष्यो 61 O,M,T,B:-दृष्टान्तः 62 O,M,T:-धर्म त्वौप  
 63 O,M,T:om. 64 O,M,T:-असिद्धि+ 65 B:-शक्तिकत्वं 66 O,M,T:om. 67 O,M,T:om.  
 68 O,M,T:-भासचोदना 69 O,M,T:-र्थ हेत्वान् 70 O,M,T,B:-तस्य 71 T:-तादृखे तु, O,M:-तादृग्धे तु  
 72 C,B:-अननु संगृहीतत्वात्, T:-अनु पसंहतत्वात्, O,M:-अनु पसंहतत्वात् 73 O,M:-विकल्प...धर्मान्तरस्य  
 74 O,M,T:-दृष्टान्तभेदेन 75 O,M,T,B:-दृष्टान्तभेदेन 76 T:-जाविभागजकत्वं, O,M:-जाविभागजत्वं  
 77 O,M,T,B:-साध्यमात्रभेदेन 78 O,M,T:-त्वामूर्तत्वम् 79 O,M,T:-तथा 80 O,M,T:-हि  
 81 O,M,T:-आकाशादि 82 O,M,T:-दीति 83 O,M,T:om. 84 T:om. 85 O,M,T:-तत्रैव  
 86 O,M,T:-अपि 87 O,M,T:-दीति 88 O,M,T:om. 89 O,M,T,AN:-तत्र 90 O,M,T:-समुदाययोः  
 91 O,M,T:-पदं 92 O,M,T:-योज्यं 93 O,M,T,B,AN:-हेतुः 94 O,M,T,B,AN:-दूष्यः  
 95 O,M,T,AN:-om. 96 O,M,T,AN:-अपि 97 C,B,AN:-सिषाध- 98 O,M,T:-च 99 O,M,T:-धर्मः  
 100 T:-सिद्धः 101 O,M,T:-सिद्ध+ 102 O,M,T:-असिद्धत्वं 103 O,M,T:om. 104 O,M,T:-तद्धर्म-  
 105 C,B:-सिषा- 106 O,M,T:-साधनस्य 107 O,M,T,B:-सिद्धो 108 O,M,T,B:-हि 109 T:-न्यस्तादन्यस्य,  
 O,M:-न्यस्तादन्यदस्य 110 O,M,T:-अन्यस्य 111 O,M,T:-ततो 112 O,M,T:om. 113 O,M,T:-च  
 114 O,M,T:-पत्तिसाधकत्वात् 115 M,T:-लिङ्गधर्मि नौ 116 C:-अथोद्य 117 T:-सिद्धये 118 O,M,T:-लिङ्गं  
 119 B:-धर्मिणोः 120 O,M,T,B:-असिद्धेः 121 O,M,T:om. 122 O,M,T:om. 123 M,T:-त्वात् सिद्धी  
 124 M,T:-तदाभासात्

<sup>i</sup> AN 19.26f:अनित्यं घटादि रूपादिमदश्रौत्रं दृष्टमिति, शब्दोऽपि एवं स्यादविशेषात्

<sup>ii</sup> AN 23.1ff:मेव विपर्ययेण रीतिरवर्ण्यसमस्या। तथा हि गमकतौपयिकरूपवद्धेतु मत्तया सिद्धस्यापि पक्षस्य दृष्टान्तौपयिकरूपवत्ताविशिष्टहेतु मत्त्वे नासिद्धिर्धर्म विकल्पः <sup>iii</sup> AN 24.5f:यथा—शब्दोऽनित्यः कृतकत्वादित्युक्तेयथा प्रमेयत्वे समाने ऽपि किञ्चिन् नित्यमनित्यञ्च किञ्चित्, तथा कृतकत्वे समाने ऽपि किञ्चिदनित्यं किञ्चिन् नित्यं शब्दादीति

<sup>iv</sup> AN 24.18f:तत्र साध्यदृष्टान्तयोरिति सूत्रं प्रत्येकसमुदायोपलक्षणतयायोजनीयम् <sup>v</sup> AN 24.22f:हेतुर्दूष्यः। अनैकान्तिकत्वमारोप्यं। तदाभासा चेयम् साध्यसमायां तु पक्षलिङ्गदृष्टान्ता माणान्तरसिद्धानुमानाङ्गं नासिद्धाः। नापि तत एव सिद्धाः। सिषाधयिषितस्तु पक्षे ऽसिद्धः तत एव सिध्यतीति

आसां दुष्टत्वमूलचिन्तासूत्रं—

किञ्चित्साधर्म्यादुपसंहारसिद्धेर्वैधर्म्यादप्रतिषेधः॥.5॥

अत्रैवं प्रत्युत्तरक्रमः—भवेदप्येवं यदि वयमनित्यत्वसहचरितं कृतकत्वं<sup>1</sup> घटे दृष्टं शब्दे धर्मिण्युपलभमानास्तत्रानित्यत्वमुपसंहारमनत्वेवं, किन्तु तेन व्याप्तं तदिति। एवं यदि रूपादिमत्त्वेन तद्व्याप्तं भवेत्, कः ततो<sup>2</sup> (C.23)अस्योत्कर्ष<sup>3</sup> नेच्छेत्, न त्वेवं, तदिदमुक्तं किञ्चित्साधर्म्यान्नियतादित्यर्थः। उपसंहारः<sup>4</sup> साध्यधर्मस्य। वैधर्म्याद्विशेषमात्रादनियतान्प्रतिषेधः विपरीतसिद्धिरूप इत्यर्थः।

<sup>1</sup>तवायं अभ्युपगमोनममेति चेत्, एवं<sup>5</sup> तर्हि \*<sup>6</sup> साधकमुत्कर्षमात्रदुष्टत्वादितिजातिवाक्यार्थः (O.10)स्यात् तथा

च पूर्व वत्स्वोक्तिव्याघातो वाच्यः।

एवं अपकर्ष समेऽपि वै धर्म्यात् अनियामकधर्म व्यावृत्तेः न प्रतिषेधः, साध्यहेत्वोरपकर्ष रूप इति सूत्रावयवार्थः।

एवमनभ्यु पगमेतु स एव व्याघातः।

एवं वर्ण्यसमेऽपि<sup>9</sup>। किञ्चित्साधर्म्यात् साध्यसामान्यनियमौपयिकात् सपक्षगतया<sup>10</sup> हेतुव्यक्त्या<sup>1</sup> पक्षगताया<sup>12</sup> हेतुव्यक्तेः<sup>13</sup> उपसंहारसिद्धेर्वैधर्म्यादसिद्धार्थत्वादेः<sup>4</sup> अप्रतिषेधः। न हि \*<sup>15</sup> व्याप्त्यौपयिकं तत्<sup>16</sup>, किं<sup>17</sup> तु पक्षधर्म त्वौपयिकं, व्याप्त्यौपयिकं<sup>18</sup> च सपक्षे \*<sup>19</sup> विवक्षितं न तु अन्यत् ।

एवमनभ्यु पगमेतु स एव अव्यावृत्तो<sup>20</sup> व्याघातः। यथोक्तवर्ण्यत्वस्य दूषणवाक्यार्थ व्याप्तेः<sup>21</sup> इति<sup>22</sup>।

एवं \*<sup>23</sup> विपर्ययेणावर्ण्यसमे<sup>24</sup> अपि \*<sup>25</sup> हेतुव्यक्तेर्दृष्टान्तगतया हेतुव्यक्त्या किञ्चित्साधर्म्यात् व्याप्यसामान्यवत्त्वलक्षणात्<sup>26</sup> उपसंहारसिद्धेः वैधर्म्यात्<sup>7</sup> सिद्धार्थत्वादेरप्रतिषेधः। न हि सपक्षे<sup>28</sup> तल्लिङ्गं<sup>29</sup> (T.23) इति पक्षेऽपि \*<sup>30</sup>। तथा सति पक्षत्वव्याघातात्<sup>31</sup>।

व्याहन्यतां तदिति चेत् \*<sup>32</sup>। एवमभ्यु पगमेदूषणस्यैव व्याघातात् एवंभूतेनावर्ण्यत्वेन तस्यापि व्याप्तेरित्यादि।

ii तदनयोरविषयवृत्तित्वं दुष्टत्वमूलम् । असिद्धार्थत्वादीनां लिङ्गधर्माणां पक्षैकविषयाणां सपक्षे<sup>33</sup> नयनात्<sup>34</sup> सिद्धार्थत्वादीनाञ्च सपक्षैकनियतानां पक्षे<sup>35</sup> नयनात्<sup>36</sup> इति।

एवं विकल्पसमेऽपि किञ्चित्साधर्म्यात् केनचित् व्याप्यत्वात्<sup>37</sup> लिङ्गस्य तत्सिद्धेः पक्षोपसंहारसिद्धेः वैधर्म्यात् अर्थान्तरेणाव्याप्तत्वात्<sup>8</sup> अप्रतिषेधः<sup>9</sup>। न ह्येकेन व्याप्तं सर्वं<sup>40</sup> इत्यभ्यु पगमः<sup>41</sup>। नाप्येकव्यभिचारे (B.9) सर्वव्यभिचार<sup>42</sup> इति नियमः। तथात्वे वा स्वोक्तिव्याघात इति एवमादि<sup>43</sup>।

(C.24) अत्राप्यविषयवृत्तित्वं \*<sup>44</sup> दुष्टत्वमूलम् । व्यभिचारात् असाधकं<sup>45</sup> इत्युचितं किन्तु तत्रैव न तु अन्यव्यभिचारात्<sup>46</sup> अन्यत्रेति।

(O.11) साध्यसमे तु प्रमाणान्तरसिद्धेन दृष्टान्तेन प्रमाणान्तरसिद्धस्य पक्षस्य प्रमाणान्तरसिद्धात् किञ्चित्साधर्म्याद्याप्तात् साध्यधर्मोपसंहारसिद्धेर्वैधर्म्यात् तल्लिङ्गासिद्धत्वादप्रतिषेधः। न हि पक्षसपक्षलिङ्गानां<sup>47</sup> तत एव लिङ्गात् सिद्धिरनुमानाङ्गचक्रकेतरेतराश्रयप्रसङ्गात्<sup>48</sup>।

न च एवमस्त्विति वाच्यम् । स्वोक्तिव्याघातात् । दुष्टस्यानङ्गत्वात् । अङ्गत्वे वा दोषानवकाशात् । दूषणद्वारकश्च व्याघातः पूर्वम्, तस्यापि एवंभूतसाध्यत्वाक्रान्ते<sup>49</sup>।

(T.24) तदिदं अयुक्ताङ्गाधिक्यं<sup>50</sup> पक्षसपक्षहेतूनां सिद्धानामनुमानाङ्गत्वमुचितमेतदिति त्वयुक्तमिति।

ननु<sup>52</sup> एवं सति लिङ्गप्रयोजकं<sup>53</sup> स्यात् साध्यस्यान्यत एव सिद्धेरित्युक्तम् न वै<sup>54</sup> तत्<sup>55</sup> सिद्धिजनकत्वमेवास्य प्रयोजकत्वम् । किन्तु निरुपाधिः<sup>56</sup> सम्बन्धः। अन्यथा हि प्रयोजकत्वव्याघात<sup>57</sup> एव स्यादिति। तदिदमुक्तं किञ्चित्साधर्म्यात् प्रयोजकात्<sup>58</sup> व्याप्तादित्यर्थः ॥ 5 ॥

- <sup>1</sup> O,M,T:कार्यत्वं    <sup>2</sup> O,M,T:om.    <sup>3</sup> O,M,T:तस्योत्-    <sup>4</sup> O,M,T:-हारसिद्धिः    <sup>5</sup> M,T:ने दं    <sup>6</sup> O,B:ने दं  
<sup>7</sup> O,T:अपकर्षो, M:अपकर्षे    <sup>8</sup> O,M,T:अनियतधर्म-    <sup>9</sup> O,M,T:अपीति    <sup>10</sup> O,M,T:-गताया  
<sup>11</sup> O,M,T:-व्यक्तेः    <sup>12</sup> O,M,T:-गतया    <sup>13</sup> O,M,T:-व्यक्त्या    <sup>14</sup> C,B:असिद्धत्वादेः    <sup>15</sup> O,M,T:तत्  
<sup>16</sup> O,M,T:om.    <sup>17</sup> O,M,T,B:अपि    <sup>18</sup> O,M,T:-त्यौपधिकत्वं    <sup>19</sup> O,M,T,B:अपि    <sup>20</sup> C:अव्यावृत्तौ,  
O,M,T:om.    <sup>21</sup> O,M,T:दूषणवाक्ये व्याप्तेः    <sup>22</sup> O,M,T:इत्यादि    <sup>23</sup> O,M,T:एव  
<sup>24</sup> M,T:विपर्येणा-    <sup>25</sup> O,M,T:पक्षगताया    <sup>26</sup> O,M,T:व्याप्यत्वसामान्यलक्षणात्    <sup>27</sup> O,M,T:तद्वै-  
<sup>28</sup> O,M,T:तत्सपक्षे    <sup>29</sup> O,M,T:लिङ्गालिङ्गं    <sup>30</sup> O,M,T:तथा    <sup>31</sup> O,M,T:सपक्षत्व-    <sup>32</sup> O,M,T:न  
<sup>33</sup> O,M,T,AN:सपक्ष+    <sup>34</sup> O,M,T:अनयनात्    <sup>35</sup> O,M,T,AN:पक्ष+    <sup>36</sup> O,M,T:अनयनात्  
<sup>37</sup> O,M,T,B,AN:व्याप्तत्वात्    <sup>38</sup> O,M,T:तद्धर्मान्तरेणा    <sup>39</sup> O,M,T:अदोषः  
<sup>40</sup> O,M,T,AN:सर्वं व्याप्तं<sup>41</sup> O,M,T:उपगमः    <sup>42</sup> O,M,T:सर्वं व्यभिचरति    <sup>43</sup> O,M,T:आदि  
<sup>44</sup> O,M,T,AN:एव    <sup>45</sup> O,M,T:असाधकत्वं    <sup>46</sup> O,M,T,AN:अन्यत्र व्यभिचारात्    <sup>47</sup> O,M,T:-हेतूनां  
<sup>48</sup> O,M,T:-दिप्रसङ्गात्    <sup>49</sup> O,M,T:-ताक्रान्तेः    <sup>50</sup> O,M,T:-धिकत्वं    <sup>51</sup> O,M,T:तल्लिङ्गसिद्धं    <sup>52</sup> O,C,M,T,B:न तु  
<sup>53</sup> O,M,T:प्रयोजकं    <sup>54</sup> O,M,T:च    <sup>55</sup> O,M,T:एतत्    <sup>56</sup> O,M,T:निरुपाधिसाध्य+  
<sup>57</sup> T:प्रयोजकत्वं व्याघात    <sup>58</sup> O,M,T:प्रयोजक+

<sup>i</sup> AN 25.32:तवायं अभ्यु पगमो न ममे तिचेत्, एवं तर्हि    <sup>ii</sup> AN 26.8ff:तदनयोरविषयवृत्तित्वं दुष्टत्वबीजं, असिद्धार्थं त्वादीनां लिङ्गाङ्गानां पक्षै कनियतानां सपक्षनयनात्, सिद्धार्थं त्वादीनाञ्च सपक्षै कनियतानां पक्षनयनात् । एवं विकल्पसमेऽपि किञ्चित्साधर्म्यात् केनचिद्व्याप्तत्वात् लिङ्गस्योपसंहारसिद्धेः; पक्षे साध्यसिद्धेः वै धर्म्या दर्था न्तरेणाव्याप्तत्वादप्रतिषेधः। न ह्येकेन व्याप्तं सर्वं व्याप्तमित्यभ्यु पगमे नाप्ये कव्यभिचासिर्व व्यभिचारीति नियमः। तथात्वे चोक्तरूपो व्याघातः। अत्राप्यविषयवृत्तित्वमेवदुष्टत्वमूलम् । व्यभिचारादसाधकमित्यु चितं किन्तु तत्रैव न त्वन्यत्र व्यभिचारादन्यत्रेति। साध्यसमे तु माणान्तरसिद्धस्य माणान्तरसिद्धात् किञ्चित्साधर्म्यात् साध्यव्याप्तादुपसंहारसिद्धेः वै धर्म्या त्तु लिङ्गासिद्धत्वादेर्न प्रतिषेध उक्तरूप इत्यर्थः। न हि पक्षादीनां तत एव लिङ्गात् सिद्धिरनु मानाङ्गं

वर्ण्यावर्ण्यसाध्यसमानां समाधानान्तरमाह—

साध्यातिदे शाच्च दृष्टान्तोपपत्तेः ॥5.1.6 ॥

अस्यै वमु त्थानर्कं दृष्टान्तदार्ष्टान्तिकभावमु भयोरभ्यु पे त्योभयसाध्यत्वादिति<sup>(C.25)(T.25)</sup>प्रत्यवस्थानमन्यथा वा?

अन्यथात्वे धर्म विकल्पो नास्ति कुतो जाते रुत्थानम्?

अभ्यु पगमे त्वतिदिश्यमानधर्मा धारो दृष्टान्तः, सिद्धे न चातिदे शो भवति नासिद्धेने ति न्यायात् प्रसञ्जितव्याघातः।

यदि \*<sup>2</sup> तद्धर्मा तिदे शः कथं तस्य साध्यत्वं तत्<sup>4</sup> चे त्कथं ते नातिदे श?

तस्मात् \*<sup>3</sup> साध्यातिदे शाभ्यु पगमादृष्टान्तस्योपपत्तिरभ्यु पगमौ यतः ततो न प्रतिषेधोपपत्तिः। यद्वा,

दृष्टान्तस्योपपत्तेः सिद्धेः साध्यातिदे शो यतस्तस्मात् प्रतिषेधानुपपत्तिरिति ॥6 ॥

<sup>1</sup> O,M,T,TR:असिद्धस्येति    <sup>2</sup> M,T,B: O,हि

<sup>3</sup> O,M,T:न    <sup>3</sup> M:साध्यातिदे शात्    <sup>4</sup> O:साध्यातिदे शासाध्यातिदे श्च

<sup>i</sup> TR 171.8:सिद्धे न चातिदे शो भवति असिद्धस्येति न्यायात्

प्राप्य साध्यमप्राप्य वा हेतोः प्राप्त्याविशिष्टत्वात्<sup>1</sup> अप्राप्त्यासाधकत्वात्<sup>2</sup> च प्राप्यप्राप्तिसमौ<sup>3</sup> ॥ 5.1.7 ॥

साधकत्वमिति विकल्पशेषः, जात्युत्थानकथनार्थं विकल्पोपक्रमः। (B.10)<sup>i</sup>साध्यं कार्यं ज्ञाप्यं च। प्राप्तिः प्रत्यासत्तिः, (O.12)सा च संयोगसमवायविशेषणत्वव्याप्यत्वविषयत्वाद्यने कप्रकाशे (T.26)एकतमा। अविशेषः सिद्धत्वं, तच्च कार्यं विषये (C.26)सत्त्वं ज्ञाप्यविषये ज्ञातत्वं।

तदियमेवं प्रवर्तते—लिङ्गतज्ज्ञानयोः<sup>5</sup> हि कार्यं अनु मितिज्ञानं अप्राप्य<sup>6</sup> च<sup>7</sup> कार्यं करणं करणस्य<sup>9</sup> अतिप्रसङ्गात्<sup>10</sup> प्राप्यकरणं<sup>11</sup> वक्तव्यं, सच्च प्राप्यते नासत्, सतोः<sup>12</sup> च<sup>13</sup> अविशेषे<sup>14</sup> किं कस्य<sup>15</sup> कारणं कार्यं वेति निष्फलमनु मानम् ।

एवमप्राप्यज्ञापनेऽतिप्रसङ्गात् प्राप्यज्ञापनं वक्तव्यं लिङ्गवच्च ज्ञानं<sup>16</sup> अपि ज्ञापकं, न च<sup>17</sup> लिङ्गिना<sup>18</sup> तस्य<sup>19</sup> संयोगादिलक्षणा प्राप्तिरस्ति, ततो विषयित्वमेव वक्तव्यं। तथा च लिङ्गपरामर्ष<sup>20</sup> एव लिङ्गिनः स्फुरणे ज्ञातत्वाविशेषात् किं कस्य ज्ञापकं<sup>21</sup> ज्ञाप्यं<sup>22</sup> वेति<sup>23</sup> निष्फलमनु मानम् ।

<sup>ii</sup>एते<sup>24</sup> एव विपर्ययेणाप्राप्तिसमेततथा हि प्राप्त्याविशेषात्<sup>25</sup> अकरणे अज्ञापने वा <sup>iii</sup>अप्राप्य<sup>26</sup> कारणं ज्ञापनं<sup>27</sup> च वक्तव्यं, तच्चायुक्तमतिप्रसङ्गात्, तदुक्तं “न ह्यप्राप्य<sup>iv</sup> बहिः<sup>v</sup> दहति<sup>vi</sup>” इति करणे। “न हि अप्राप्य<sup>vii</sup> दीपः<sup>28</sup> प्रकाशयति<sup>viii</sup>” इति ज्ञापने<sup>29</sup>।

अन्ये तु विशेषप्राप्तिप्रतिक्षेपेणैवेमीं आहुः।

एवं हि प्रवर्तते—<sup>ix</sup>साधनविशेषः साध्यविशेषेण<sup>1</sup> व्याप्तौ<sup>32</sup> न वा? न चेत् न तं गमयेदतिप्रसङ्गात् घ्याप्तश्चेन् नाज्ञातस्तथा \*<sup>33</sup> गमयितुमर्हति अतिप्रसङ्गात् \*<sup>34</sup>। ततो लिङ्गविशेषवत् (T.27)साध्यविशेषोऽपि प्रागेव अवगन्तव्यः<sup>35</sup>। तन्निरूप्यत्वात् व्याप्तेः<sup>36</sup>, तथा चानुमानं अनर्थकमिति प्राप्तिरसमा।

द्वितीया तु—करणादि<sup>37</sup> हि कर्मप्रत्यासन्नं सत् साध्यसाधनसमर्थं, लिङ्गपरामर्षः<sup>38</sup> च करणं, न चास्य साध्यविशेषेण<sup>9</sup> प्रत्यासत्तिरस्ति, ततो न साधनमिति।

किमत्र तत्त्वं? सर्वम् “इयं<sup>40</sup> एव” इति नियमस्त्वनुपपन्नः; अवान्तरवचनभङ्गिभेदानां अनन्तत्वात् लक्षणं<sup>41</sup> तु प्राप्तावविशेषेण<sup>2</sup> प्रतिक्षेपः<sup>43</sup> अप्राप्तावतिप्रसङ्गेनेति।

तदत्र प्राप्तिरसमाया<sup>44</sup> द्वारमप्राप्तौ असाधनत्वपरिशेषः<sup>45</sup>। हेतुप्रयोगो (O.13)दूष्यः साधनन्यायातिपाते नासाधनत्वं<sup>46</sup> आरोप्यं, तच्चोचितकाललक्षणसहकारिविरहात्<sup>47</sup> विशेषणासिद्धत्वं तद्देशनाभासा<sup>48</sup> (C.27)चेयं इति<sup>49</sup>।

अप्राप्तिरसमायाः<sup>50</sup> तु द्वारं प्राप्तावविशेषः<sup>51</sup>। परिशेषो वाकारकत्वं वा हेतुदूष्यः। प्राप्तिरक्षणविशेषणासिद्धिरारोप्या, तद्देशनाभासा<sup>52</sup> चेयं इति ॥ 7 ॥

<sup>1</sup> M,T:प्राप्यविशिष्टत्वात् <sup>2</sup> T:अप्राप्यसाधकत्वात्, O,M:अप्राप्त्यासाधकत्वात् <sup>3</sup> T:प्राप्यप्राप्तिसमौ

<sup>4</sup> O,M,T:-कथनार्थं



<sup>5</sup> O,M,T,B:लिङ्गज्ञानयोः	<sup>6</sup> O,M,T:अप्राप्यकरणे	<sup>7</sup> O,M,T:om.	<sup>8</sup> O,M,T:om.
<sup>9</sup> O,M,T:om.	<sup>10</sup> M,T:om.	<sup>11</sup> M,T:om.	<sup>12</sup> C,B:om.
<sup>13</sup> B:om.	<sup>14</sup> C,M,T,B:विशेषे	<sup>15</sup> O,M,T:om.	<sup>16</sup> O,M,T:तज्ज्ञानं
<sup>17</sup> O,M,T:om.	<sup>18</sup> O,M,T:तस्य	<sup>19</sup> O,M,T:लिङ्गिना	<sup>20</sup> O,M,T:-मर्श
<sup>21</sup> O,M,T:ज्ञाप्यं	<sup>22</sup> O,M,T:ज्ञापकं	<sup>23</sup> O,M,T:इति	<sup>24</sup> O,M,T:एतत्
<sup>25</sup> M:प्राप्याविशेषात्	<sup>26</sup> O,M,T:अप्राप्य+	<sup>27</sup> O,M,T:ज्ञानं	<sup>28</sup> O,M,T,B(, NBh, TR):प्रदीपः
<sup>29</sup> O,M,T:प्रकाशने	<sup>30</sup> O,M,T,B:विशेषव्याप्तिप्रतिक्षेपेणैवं	<sup>31</sup> T:-विशेषणव्याप्तौ	<sup>32</sup> T:om.
<sup>33</sup> O,M,T,B:तं	<sup>34</sup> O,M,T:एव	<sup>35</sup> O,M,T:ज्ञातव्यः	<sup>36</sup> O,M,T:तद्व्याप्तेः
<sup>37</sup> O,M,T:कारणादि	<sup>38</sup> M,T:-मर्शः	<sup>39</sup> M,T,C:-शेषणा-	<sup>40</sup> O,M,T:अनियतं
<sup>41</sup> O,M,T:तत्क्षणन्	<sup>42</sup> T,B:अविशेषणप्रतिक्षेपः	<sup>43</sup> T,B:om.	<sup>44</sup> M,T,B:-समायां
<sup>45</sup> O,M,T:असाधनपरि-	<sup>46</sup> O,M,T:-तिपातमुखेनासामर्थ्यं	<sup>47</sup> O,M,T:-सहकारिविशेषात्	<sup>48</sup> O,M,T:तच्चोदनाभासा
<sup>49</sup> O,M,T:om.	<sup>50</sup> O,M,T:अप्राप्तसमायान्	<sup>51</sup> O:-विशेष	<sup>52</sup> O,M,T:तच्चोदनाभासा

<sup>i</sup> TR 172.3:साध्यं कार्यं ज्ञाप्यं च    <sup>ii</sup> AN 28.20:एते एव विपर्ययेणाप्राप्तिसमे    <sup>iii</sup> TR 173.5:अप्राप्य कारणं ज्ञापनञ्च वक्तव्यं, तच्च युक्तमतिप्रसङ्गात् न हि दाह्यमप्राप्तो दहनो दहति। प्रकाश्यमप्राप्य प्रदीपः प्रकाशयतीति    <sup>iv</sup> NV:अप्राप्तो  
<sup>v</sup> NV:अग्निः<sup>vi</sup> cf. NV 2016.11    <sup>vii</sup> NBh:अप्राप्तो    <sup>viii</sup> cf. NBh 2016.5    <sup>ix</sup> TR 175.1f:साधनविशेषः साध्यविशेषे णव्याप्तौ न वा, न चेत् न तं गमयेदतिप्रसङ्गात् व्याप्तश्चेत्

(T.28)दुष्टत्वमूलचिन्तासूत्रं —

(B.11)घटादिनिष्पत्तिदर्शनात्पीडने चाभिचारादप्रतिषेधः ॥5.1.8 ॥

इहैवं प्रत्युत्तरक्रमः—कृतिपक्षे किं भवान् कारणानां<sup>2</sup> अन्योन्येन प्राप्तिमभिप्रैति फलेन वा?

प्रथमे सत्त्वेनाविशेषो गुण एव। मृत्प्राप्तौर्दण्डादिभिर्घटादिनिष्पत्तिदर्शनात्, सत्प्राप्तेश्च; तथापि मिथःप्राप्तानां स्वरूपाभेदः स्यात् गङ्गासागरवत्<sup>3</sup> इति चेत्, न, मिथःप्राप्तैरप्यसङ्कीर्णस्वरूपैरेव दण्डादिभिर्घटादिनिष्पत्तिदर्शनात् ।

न द्वितीयोऽनभ्युपगमात् स हि फलेन<sup>4</sup> साधनानां<sup>5</sup> प्राप्तिं<sup>6</sup> तदुत्पत्त्यङ्गं\*<sup>7</sup> अभ्युपगच्छामः। कुत इति चेत्, अप्राप्तैरेव साधनैर्घटादिनिष्पत्तिदर्शनात् क्षतिप्रसङ्गभया<sup>8</sup> मम तावदेवं अभ्युपगमं इति चेत्, न, घटादिनिष्पत्तिदर्शनात् ।<sup>ii</sup>अन्तत आदिपदसङ्गहीतस्य त्वदभ्युपगतस्य<sup>0</sup> अप्राप्तैरेव साधनैर्निष्पत्तिदर्शनात् इत्यर्थः।

न चातिप्रसङ्गः, कारणशक्तेर्नियतत्वात्, कालदेशयोरपि समवधाननियतत्वात्<sup>11</sup>। कुत एतत्? घटादिनिष्पत्तिदर्शनादेवेति।

<sup>iii</sup>तदिदमयुक्ताङ्गाधिकत्वं। फलप्राप्तेःअयुक्ताया<sup>2</sup> एव साधनाङ्गत्वेन स्वीकारात् ।

ज्ञप्तिपक्षे तु लिङ्गस्य दर्मिणासंयोगादिः, साध्यधर्मेण सर्वोपसंहारवद्व्याप्त्यन्तर्भावश्चप्राप्तिरस्ति ज्ञायते च।

(C.28)विशेषतो व्याप्तेरज्ञानमिति चेत्, किमतः न ह्यनुमितौविशेषयोर्व्याप्तिज्ञानमुपयुज्यते कुत इति चेत्, लिङ्गेन

\*<sup>13</sup> घटादिनिष्पत्तिदर्शनात् । आदिपदसङ्ग हीते नासाधकत्वानु माने नविशेषासाधकत्वसिद्धेस्त्वयै वाभ्यु पगम्<sup>14</sup> (O.14)च। अनु त्थानंवा<sup>15</sup> उत्तरस्य<sup>16</sup>।

तदिदमविषयवृत्तित्वं व्याप्तिज्ञानं<sup>17</sup> हि<sup>18</sup> अङ्गमेव न तु विशेषविषयम् । अयुक्ताङ्गाधिकत्वं वा विशेषव्याप्तिज्ञानस्यानङ्गत्वादिति।

तथापि लिङ्गज्ञानस्य न साध्यधर्मेण प्राप्तिरस्तीति चेत्, किं विषयित्वलक्षणा नास्ति, आहोस्विदन्यापि। न प्रथमः। प्रतिपत्त्यनु बन्धाभावे<sup>9</sup> अपि व्यापारानु बन्धस्य सत्त्वात् स एव कथमिति चेत्, तद्व्याप्तविषयत्वात्<sup>20</sup>। अत एव न द्वितीयः एवंभूतायाः प्राप्तेः सत्त्वादिति। एवं अनभ्यु पगमे<sup>1</sup> (T.29)वा<sup>22</sup> अनु त्थानमुत्तरस्य।

<sup>iv</sup> तदिदं \*<sup>23</sup> अयुक्ताङ्गाधिकत्वं लिङ्गज्ञानस्य साध्यधर्मविषयत्वलक्षणाङ्गानङ्गीकारात्<sup>4</sup>। अविषयवृत्तित्वं वा, लिङ्गज्ञानं ह्यङ्गमेव न तु साध्यधर्मविषयतयेति<sup>5</sup>।

एतेनाप्राप्तिसमा \*<sup>26</sup> निरस्तैव। अपि च \*<sup>27</sup> सर्वथैव अप्राप्तस्यासाधकत्वं<sup>28</sup> (B.12) साक्षादप्राप्तस्य \*<sup>29</sup> वा? प्रथमे सिद्धसाधनं, द्वितीयस्त्वनुपपन्नः पीडने<sup>30</sup> च<sup>31</sup> अभिचारात् । अभिचारात्<sup>32</sup> पीडने<sup>33</sup> दृष्टमे तद्यत् साक्षादप्राप्तस्यापि साधनत्वं<sup>34</sup> इति।

सोऽयं युक्ताङ्गत्यागः; अन्वयव्यतिरेकवत्याः परस्परप्राप्तेः<sup>35</sup> \*<sup>36</sup> अवधीरणादिति ॥ 8 ॥

- <sup>1</sup> O,M,T:दुष्टत्वमूलविवेकार्थसूत्रं    <sup>2</sup> O,M,T:कारकाणां    <sup>3</sup> O,M,T:सागरगङ्गादिवत्    <sup>4</sup> O,M,T:फले  
<sup>5</sup> O,M,T:तत्साधनानां    <sup>6</sup> O,M,T:प्राप्तिः    <sup>7</sup> O,M,T:इति    <sup>8</sup> O,M,T:-सङ्गभयान्    <sup>9</sup> O,M,T:अनभ्यु पगम्  
<sup>10</sup> O,M,T,AN:-दभ्यु पगमस्य    <sup>11</sup> C,B:समाधान-    <sup>12</sup> O,M,T:अयुक्ताङ्गाया    <sup>13</sup> O,M,T:कारकत्वज्ञाने न  
<sup>14</sup> O,M,T:-नभ्यु पगमत्<sup>15</sup> C,B:च    <sup>16</sup> O,M:उत्तरस्याः    <sup>17</sup> T:-ज्ञानस्य    <sup>18</sup> T:om.    <sup>19</sup> O,M,T:प्रमित्यनु बन्धा  
<sup>20</sup> O,M,T:-विषयत्वनियमात्    <sup>21</sup> O,M,T:अभ्यु पगमे    <sup>22</sup> O,M,T:तु    <sup>23</sup> O,M,T:अपि  
<sup>24</sup> O,M,T:-लक्षणानङ्गीकारात्    <sup>25</sup> O,M,T,B,AN:साध्यविषयतयेति    <sup>26</sup> O,M,T,B,AN:अपि    <sup>27</sup> O,M,T:किं  
<sup>28</sup> O,M,T:अप्राप्तेऽस्यासाधकत्वं    <sup>29</sup> O,M,T:अपि    <sup>30</sup> O,M,T:om.    <sup>31</sup> O,M,T:om.  
<sup>32</sup> O,M,T,B:om.    <sup>33</sup> B:om.    <sup>34</sup> M,T:साधनं    <sup>35</sup> O,M,T:परम्पराप्राप्तेः    <sup>36</sup> O,M,T:एव

<sup>i</sup> AN 29.15f:मिथः प्राप्तावप्यसङ्कीर्णस्वरूपैरेकण्डादिभिर्घटादिनिष्पत्तिदर्शनात्    <sup>ii</sup> AN 29.20ff:अन्तत आदिपदसङ्ग हीतस्यत्वदभ्यु पगमस्याप्राप्तिरेवसाधनैर्निष्पत्तिदर्शनात्    <sup>iii</sup> AN 29.21f:तदिदमयुक्ताधिकत्वं। फलप्राप्तेः अयुक्तायाअङ्गत्वेनउपगमात्    <sup>iv</sup> AN 30.6ff:तदिदमयुक्ताङ्गाधिकत्वं। लिङ्गज्ञानस्य साक्षात् साध्यधर्मविषयत्वस्याङ्गस्योपगमात् भविषयवृत्तित्वं वा। लिङ्गज्ञानमङ्गमेव न तु साक्षात् साध्यधर्मविषयतयेति। एतेनाप्राप्तिसमा अपि अनिष्टा।

दृष्टान्तस्य कारणानपदेशात् प्रत्यवस्थानाच्च प्रतिदृष्टान्ते न प्रसङ्गप्रतिदृष्टान्तसमौ ॥ 5.1.9 ॥

(C.29)अनवस्थाभासप्रसङ्गः प्रसङ्गसमः, अनवस्था च<sup>1</sup> ज्ञप्तौ च कृतौ च। तथा च दृष्टान्तपदं व्यवस्थितत्वं

उपलक्षयति। तत् अयमर्थः?—कृतिज्ञप्त्योः व्यवस्थितत्वस्य<sup>3</sup> कारणं व्यवस्थापकं, तस्यानपदेशात् प्रत्यवस्थानं प्रसङ्गसमः।

तत्र ज्ञप्तौ प्रमाणेऽपि किं<sup>4</sup> प्रमाणमिति वा, दृष्टान्तेऽपि को दृष्टान्त इति वा प्रवर्तते।

किं पु नरेतदुत्थानबीजं? अनिश्चितस्यानिश्चायकत्वारोपः<sup>6</sup>। (T.30) व्यञ्जितं चै तत् प्रमाणपरीक्षायां सूत्रकारादिभिः। लिङ्गस्य विशेषणान्तरवत् ज्ञातत्वमपि (O.13) विशेषणं तथा च तदपि ज्ञेयं तद्वदेवेत्यभिमानो वा। ततः<sup>7</sup> पूर्वत्र स्वरूपासिद्धिः, उत्तरत्र विशेषणासिद्धिारोप्या।

\*<sup>8</sup> iii कृतौ तु<sup>9</sup> कारणस्यापि कारणान्तरं<sup>10</sup> वक्तव्यं<sup>11</sup>।

न हि तत् सर्वथै वनित्यं, कार्यं स्यापिसदातनत्वप्रसङ्गात्<sup>12</sup>।

(C.30) नाप्याकस्मिकं, हेतु तद्वतोः अपि<sup>13</sup> सदातनत्वप्रसङ्गात्<sup>14</sup>।

(T.31) नापि स्वस्मादेव स्वस्मिं<sup>15</sup>, वृत्तिनिरोधात्, कार्यं स्यापिस्वत एवोत्पत्तिप्रसङ्गाच्च।

नाप्यसत एव कारणत्वं, प्रागपि कार्योत्पत्तिप्रसङ्गात् एवं कारणकारणेऽपि चिन्तनीयं<sup>16</sup> \*<sup>17</sup>।

विपरीतप्रसक्तिका च तृतीया प्रसङ्गसमेतिकेचित् ।

तत्<sup>18</sup> यथा भूतले घटो नास्तीति। (T.32) न अप्राप्तं<sup>19</sup> प्रतिषिध्यत इति घटप्राप्तिप्रसङ्ग इत्येवमादि<sup>20</sup>।

तदशिष्यं, सूत्रस्यै वंभावयितुं<sup>21</sup> अशक्यत्वात् ।

प्राप्तिसमायामन्तर्भवाच्च।

iv ज्ञाप्यं हि<sup>22</sup> द्विविधं विधेयं<sup>23</sup> प्रतिषेध्यं च। ज्ञापकमपि करणादिष्वन्यतमत्<sup>24</sup>, ततः प्रतिषेधज्ञापकं करणं<sup>25</sup> अधिकरणं वा न प्रतिषेध्यमप्राप्यं<sup>26</sup>, तस्य प्राप्तिनिवृत्तिलक्षणत्वात् ।

v ततः प्राप्य वक्तव्यम् सदापि नास्ति अविशेषात् को विशेषः? सत्त्वमिति।

एतदपि असाम्प्रदायिकं, भाष्यकारादिभिरनुदाहृतत्वदिति चेत्,

न ; वार्तिककृतैव प्रत्युत्तरसूत्रै<sup>7</sup> दर्शितत्वात् यदाह—“तत्<sup>28</sup> इदमुत्तरं प्राप्य \*<sup>29</sup> अप्राप्य वेति। अस्यापि<sup>30</sup>

(T.33) प्रतिषेध्यं प्राप्य वाप्राप्य वा<sup>31</sup> समानो दोष<sup>vi</sup>” इति।

तस्मात् (B.13) द्विविधैव प्रसङ्गसमा।

सा<sup>32</sup> चापाततोऽनवस्थालक्षणप्रतिकूलतर्कदेशनाभासा<sup>33</sup>। हेतुपर्यन्तचिन्तायां \*<sup>34</sup> पक्षे \*<sup>35</sup>

अप्रसिद्धविशेषणविशेष्योभयत्वेने<sup>6</sup>, हेतौ स्वरूपासिद्धत्वेन दृष्टान्ते साध्यसाधनोभयविकलत्वाप्रसिद्धाश्रयत्वेने<sup>7</sup>

(C.31) तद्देशनाभासा<sup>38</sup> \*<sup>39</sup>, एवं व्यतिरेकेऽप्यूहनीयम् किं पु नरेतदुत्थानबीजम् कारणपेक्षामुखे नासत्त्वारोपः।

प्रत्यवस्थानाच्च प्रतिदृष्टान्ते न प्रतिदृष्टान्तसमः।

प्रतीपं अवस्थानात् (O.16) प्रतिपक्षावस्थानादिति प्रयोज्यव्यापारं अभिप्रेत्य। (T.34) प्रयोजकव्यापारचिन्तने<sup>40</sup> तु<sup>41</sup>

प्रतिदृष्टान्ते न केवलेन प्रतिपक्षावस्थानात् इति<sup>42</sup>। स्थापनाहेतोः प्रतिषेधः प्रतिदृष्टान्तसम इति, एवं पञ्चम्युपपत्तिः। प्रयोजको हि प्रतिदृष्टान्तः, प्रयोज्यो हि जातिवादी, तस्य व्यापारः प्रतिषेधः<sup>43</sup>। चः<sup>44</sup> त्वर्थो लक्षणभेदसूचयति। इयञ्च बाधप्रतिषेधाभ्यां<sup>45</sup> द्विधा<sup>46</sup>। केवलप्रतिदृष्टान्तबलेन<sup>47</sup> प्रवृत्तेः \*<sup>48</sup> प्रतिधर्मप्रकरणसमाभ्यां<sup>49</sup> भिद्यते।  
vii किं पुनरुत्थानबीजमत्र न हि युक्त्याभासमनन्तर्भाव्यप्रतिदृष्टान्तमात्रेण<sup>50</sup> प्रतिरोधबाधौ<sup>51</sup> अभिधातुमर्हति अतिप्रसङ्गात्।  
सत्यं<sup>52</sup>, एवं हि मन्यते जातिवादी—येन धर्मेण यथात्वं दृष्टान्तस्य तेन<sup>53</sup> तथात्वमुपसंहृतुं उचितं दार्ष्टान्तिकस्य। तद्यथा, यथा देवदत्तो दीर्घस्तथा यज्ञदत्तोऽपीति<sup>55</sup>, न तु यथा चैत्रः काणः (C.32) तथा मैत्रः खञ्ज इति। तद्वदने नापि वादिना यथाऽनित्यो घटस्तथा शब्दोऽपीति उपसंहार्यं<sup>56</sup>, न तु यथा घटोऽनित्यस्तथा चायं<sup>57</sup> शब्दः<sup>58</sup> कृतक<sup>59</sup> इति। न ह्यनेन साधनं प्रधानीकृत्य दृष्टान्तस्य यथात्वमुपदर्शितं तस्माद्धेतुवार्दौ<sup>60</sup> अप्रधानमनङ्गमेवातिदेश इत्यभिमानो बीजमत्रेति।  
viii एवञ्च<sup>61</sup> प्रवर्तते—यदि घटदृष्टान्तबलेन<sup>62</sup> \*<sup>63</sup> अनित्यः शब्दः, अथ<sup>64</sup> आकाशदृष्टान्तबलेन नित्य एव किं न स्यात्, न चास्ति कश्चिद्विशेषः। येन घट एव दृष्टान्तो नाकाशं<sup>65</sup> इति प्रतिरोधपक्षे।  
बाधपक्षे तु घटदृष्टान्तेन<sup>66</sup> नानित्यः शब्द इति<sup>67</sup>। आकाशदृष्टान्तबलेन नित्यस्यैव सिद्धेरिति।  
तदस्य हेतोरप्रधानत्वेनानङ्गत्वाभिमानो द्वारं, दूष्यो दृष्टान्तः, बाधप्रतिरोधौ आरोप्यौ<sup>68</sup>, तद्देशनाभासा<sup>69</sup> चेयमिति ॥ 9 ॥

1 O,M,T:om. 2 O,M,T:सूत्रार्थः 3 O,M,T,AN:व्यवस्थितस्य 4 T,AN:om.  
5 O,M,T:उत्थाने बीजम् 6 O,M,T,B:-त्वाध्यारोपः 7 O,M,T:तत्र 8 O,M,T:तत्र 9 O,M,T:च  
10 O,M,T,AN:कारणं 11 O,M,T,AN:वाच्यं 12 O,M,T:सनातनत्व- 13 O,M,T:om. 14 O,M,T:अवितथात्व-  
15 O,M,T:स्वात्मनि(+) 16 O,M,T:विचिन्तनीयं 17 O:इति 18 O,M,T,B:om. 19 O,M,T,B:अप्राप्तः  
20 O,M,T:एवमाकारेति 21 M,T:भवितुं 22 O,M,T:अपि 23 O,M,T:om. 24 M,T:अन्यतमं  
25 M,T:कारणं 26 O,M,T:प्राप्यं 27 O,M,T:प्रत्युत्तरे 28 O,M,T,AN:यत् 29 O,M,T,AN:वा,  
NV:अर्थ कारणत्वापवादद्वारेण साधयेत् 30 NV:तस्यापि 31 O,M,T,B, NV, AN:वेति 32 M,T:स  
33 O,M,T:-चोदनाभासा 34 O,M,T:तु 35 O,M,T:दूषणं 36 O,M,T:प्रसिद्ध-  
37 O,M,T:-त्वासिद्धाश्रयत्वेन 38 O,M,T:तच्चोदनाभासा 39 O,M,T:चेयमिति 40 O,M,T:-चिन्तनेन 41 M,T:om.  
42 O,M,T:om. 43 O,T lack this sentence(from प्रयोजको to प्रतिषेधः). 44 C:वस्+ 45 O,M,T:-प्रतिरोधाभ्यां  
46 O,M,T:द्वेधा 47 O,M,T:-बल+ 48 O,M,T:च 49 O,M,T:प्रतिधर्मसमप्र- 50 O,M,T:दृष्टान्तमात्रेण  
51 O: बाधप्रतिरोधौ, M,T:प्रतिरोधौ 52 O,M,T:उच्यते 53 O,M,T:तेनैव 54 O,M,T:अभ्युपसंहृतुं  
55 O,M,T:अपि 56 O,M,T:उपसंहर्तव्यं 57 O,M,T:अयं 58 M,T,B:कृतकः 59 M,T,B:शब्द  
60 C:-वादे 61 M,T:चात्र 62 O,M,T:दृष्टान्त- 63 O,M,T,B:अपि 64 O,M,T:हन्त  
65 O,M,T,B:नाकाश 66 O,M,T,AN:-दृष्टान्तबलेन 67 O,M,T,AN:om. 68 M,T:आरोप्यौ  
69 O,M,T,G:तच्चोदनाभासा

<sup>i</sup> AN 30.23f:तदयमर्थः—कृतिज्ञप्त्योर्व्यवस्थितस्य कारणं ज्ञापकं तस्यानपदे शादनिर्देशात्प्रत्यवस्थानं प्रसङ्गसमः

<sup>ii</sup> TR 176.5:ज्ञप्तौ तु प्रमाणे ऽपि किं प्रमाणं, दृष्टान्ते ऽपिको दृष्टान्त इति, AN 31.11f:ज्ञप्तौ तु किं प्रमाणे ऽपि दृष्टान्ते ऽपिको दृष्टान्त इति एवं प्रवर्तते। किं पु नरेतदुत्थानबीजं<sup>iii</sup> AN 31.21:कृतौ तु कारणस्यापि कारणं वाच्यं। न हि तत् सर्वथै वनित्यं आकस्मिकं वा, अस्मादेव वा कार्यस्य सदातनत्वापत्तेः <sup>iv</sup> AN 32.1:ज्ञाप्यं द्विविधं विधे यंनिषेध्यञ्च <sup>v</sup> AN 32.2:ततः प्राप्य वक्तव्यं, तदपि नास्ति, अविशेषात् को विशेषसत्त्वम् स च भाष्यकारादिवदनु दाहृतत्वान्नायं प्राप्तिः। प्राप्तिप्रत्युत्तरसूत्रेवार्त्तिककृता दर्शितत्वात् । यदाह—यदिदमुत्तरंप्राप्य वाप्राप्य वेत्यस्यापिप्रतिषेध्यं प्राप्याप्राप्य वेतिसमानो दोष इति <sup>vi</sup> NV 2018.8f

<sup>vii</sup> AN 32.27f:किं पु नरुत्थानबीजमत्र न हि युक्त्याभासमप्यप्रतिबन्धाय प्रतिदृष्टान्तमात्रेण बाधप्रतिरोधबाधावभिधातुमर्हति एवं मन्यते जातिवादी <sup>viii</sup> AN 33.11f:एवञ्च प्रवर्तते—यदि घटदृष्टान्तबलेनानित्यः शब्दो, अथ आकाशदृष्टान्तबलेन नित्यं किं न स्यादिति प्रतिरोधपक्षे। बाधपक्षे तु घटदृष्टान्तबलेन नानित्यः शब्द, आकाशदृष्टान्तबलेन नित्यस्यैव सिद्धेरिति। तस्य हेतोरप्रधानत्वेनानङ्गताभिमानोद्धारं। दूष्यो दृष्टान्तः, न हेतुः। तस्यानङ्गताभिमानात् बाधप्रतिरोधावारोप्यौ। तदाभासा चेयम्

(T.35) प्रसङ्गसमदोषचर्चा सूत्रं—

प्रदीपोपादानप्रसङ्गनिवृत्तिवत्<sup>1</sup> तद्विनिवृत्तिः<sup>2</sup> ॥ 5.1.10 ॥

इहैवं प्रत्युत्तरक्रमः—ज्ञातस्यैव ज्ञापकत्वमिति किमिदं युक्तिसिद्धं (B.14)लोकसिद्धं वा। नाद्यः, युक्त्यैव व्यभिचारात् न \*<sup>3</sup> द्वितीयः, प्रदीप उपादीयमाने प्रसङ्गाभावात् (O.17)भावे वा दृश्यदर्शनंलोके न स्यात् \*<sup>4</sup> मा भूदिति चेत्\*<sup>5</sup>, जाते रनुत्थानंघ्राघातात् ।

लिङ्गस्य हि<sup>6</sup> ज्ञातत्वं तावदवश्यं ज्ञेयं विशेषणत्वादिति चेत्, न, साध्यविपर्ययसंसर्गव्यवच्छेदकानां एव<sup>8</sup> विशेषणानां ज्ञाननियमाभ्युपगमत्, न तु सहकारिमात्रोपयुक्तानां<sup>0</sup> अपि। एवमभ्युपगमे<sup>1</sup> अपि<sup>12</sup> दूषणानुत्थानमेक्याघातात् ।

(C.33)तस्मात्<sup>13</sup> लोके<sup>14</sup> यथा<sup>15</sup> घटादिप्रतिपत्त्यर्थं प्रदीपोपादानं<sup>16</sup> न तन्निश्चायकपरम्परां प्रसञ्जयति तथा हेतुदृष्टान्तोपादानमपीति<sup>7</sup> ।

तदिदमयुक्ताङ्गाधिकत्वं ज्ञातत्वनियमस्य ज्ञापकानङ्गस्य<sup>18</sup> एवाङ्गत्वेन स्वीकारात् । अविषयवृत्तित्वं वा, लिङ्गसहकारिमात्रेष्वपि लिङ्गाङ्गस्य ज्ञातत्वस्य प्रवर्तनादिति।

कृतौ तु किं परापेक्षा<sup>9</sup> (T.36)एव दोषः अपेक्षायामसिद्धिर्वा ।

न प्रथमः, तथाभूतेनापिप्रदीपे नलोकव्यवहारस्य \*<sup>20</sup> तथात्वविचारेण<sup>21</sup> परीक्षकव्यवहारस्य सिद्धेः। अनुत्थानंवा जाते<sup>22</sup> ।

द्वितीये तु किमसिद्धापेक्षायामसिद्धिः, सिद्धापेक्षायामपि वा? प्रथमे सिद्धसाधनं, द्वितीये \*<sup>23</sup> सूत्रमुत्तस्। तथानभ्युपगमे<sup>4</sup> वा<sup>25</sup> तस्याप्यसिद्धेर्व्याघातः।

तदिदमविषयवृत्तित्वम् अनवस्था \*<sup>26</sup> दूषणं भवत्येव, न तु सिद्धविषयेति<sup>27</sup> ॥ 10 ॥

<sup>1</sup> G:-विनिवृ-

<sup>2</sup> O,M,T:तन्निवृत्तिः

<sup>3</sup> G:अपि

<sup>4</sup> O,M,T:तन्

<sup>5</sup> O,M,T:न<sup>6</sup> O,M,T,G:om.

<sup>7</sup> O,M,T:-छेदकारणानां <sup>8</sup> O,M,T:om. <sup>9</sup> O,M,T:om. <sup>10</sup> O,M,T,G:-मात्रतयोप-, B:कारितामात्रोप-  
<sup>11</sup> O,M,T,B,G:एवमनभ्यु- <sup>12</sup> O,M,T,G:तु <sup>13</sup> O,M,T:यथा <sup>14</sup> G:यथा लोके  
<sup>15</sup> O,M,T,B,G:om. <sup>16</sup> O,M,T:om. <sup>17</sup> T:इति <sup>18</sup> G:ज्ञापनान- <sup>19</sup> M,T:परापे क्ष  
<sup>20</sup> O,M,T:सिद्धे: <sup>21</sup> O,M,T:तथात्वातथात्वविचारेण, G:तथात्वद्विचारेण <sup>22</sup> O,M,T:उत्तरस्य, G:om.  
<sup>23</sup> O,M,T,G:तु <sup>24</sup> O,M,T:तथाभ्यु- <sup>25</sup> O,M,T:om. <sup>26</sup> O,M,T,G:हि <sup>27</sup> B:सिद्धिवि-

अथ प्रतिदृष्टान्तसमे—

प्रतिदृष्टान्तहेतु त्वे च<sup>2</sup> नाहेतु<sup>3</sup> दृष्टान्तः ॥ 5.1.11 ॥

(C.34)<sup>i</sup>इहैवं प्रत्युत्तरक्रमः—किं प्रतिदृष्टान्तस्य अधिकबलतां<sup>4</sup> अभिमन्य<sup>5</sup> \*<sup>6</sup> दृष्टान्तस्य बाधो देश्यते<sup>7</sup> अन्यथा वा?

नाद्यः। साधनप्रयुक्तसाध्यधर्मवत्तामवधीर्यवादिप्रतिवादिविवक्षितधर्मवत्तामात्रेणदृष्टान्तयोर्विशेषाभावात् ।

न द्वितीयः, को हि तुल्यबलयोर्बाध्यबाधकौ वा? तथास्वीकारे वा<sup>9</sup> दृष्टान्तेनैवप्रतिदृष्टान्तबाधोऽभ्युपगन्तव्यः स्यादिति व्याघातः।

तदिदं साधारणं<sup>10</sup> एव<sup>11</sup> दुष्टत्वं<sup>12</sup> अभिधेयं सूत्रस्य (T.37) तात्पर्यं च<sup>13</sup> <sup>ii</sup>युक्ताङ्गहीनत्वं बाधं प्रत्यधिकबलत्वस्य युक्ताङ्गस्य अनपेक्षणात्<sup>4</sup> (O.18) इति।

प्रतिरोधे तु विशेषग्रहे प्रतिरोधस्तदग्रहे वा?

नाद्यः। दृष्टान्तस्य हीनत्वग्रहे तस्यैववाच्यत्वात्, प्रतिदृष्टान्तस्य हीनत्वग्रहे प्रतिरोधस्याशक्यत्वात् ।

द्वितीयस्तु नास्त्येव दृष्टान्तस्य हेतुना परिगृहीतत्वात् प्रतिदृष्टान्तस्य तद्धीनत्वात् तदयमर्थः—(B.15)प्रतिदृष्टान्त एव हेतुर्प्रतिदृष्टान्तहेतुः<sup>15</sup>। नाधिकः<sup>16</sup> ततो हेतु रस्तीति यावत् ।तस्य तथात्वे दृष्टान्तोऽपि यद्यधिकहेतुः शून्यः स्यात्, \*<sup>17</sup> प्रतिरोधो भवेत्, न त्वहेतु रविद्यमानहेतुर्दृष्टान्त इति।

हेतु मत्तालक्षणो विशेषो नाङ्ग अतिदेशे<sup>18</sup> \*<sup>19</sup> दर्शित इति चेत्, तर्हि रासभो यथा न दूषणं तथा प्रतिदृष्टान्तोऽपीति प्रसक्तौ<sup>20</sup> स्वोक्तिव्याघातः।

<sup>iii</sup>तदिदं युक्ताङ्गहीनत्वं हेतोर्युक्ताङ्गस्य<sup>1</sup> एवानपेक्षणात् । अगृह्यमाणविशेषत्वं<sup>22</sup> वा प्रतिरोधाङ्गं तस्यानपेक्षणादिति ॥11 ॥

<sup>1</sup> T:-त्वेन <sup>2</sup> O,M,T:om. <sup>3</sup> T:अहेतुः <sup>4</sup> O,M,T:-त्वं <sup>5</sup> O,M,T:मत्वा, G:-मत्य  
<sup>6</sup> O,M,T,G,AN:तेन <sup>7</sup> O,M,T,G:चोद्यते <sup>8</sup> O,M,T:बाध्यो बाधको <sup>9</sup> O,M,T:om. <sup>10</sup> O,M:साधारणदुष्टत्वं  
<sup>11</sup> O,M,T:om. <sup>12</sup> O,M:om. <sup>13</sup> O,M,T,B:तु <sup>14</sup> O,M,T:अनपेक्षणात् <sup>15</sup> O,M,T:om.  
<sup>16</sup> T:बाधिकः <sup>17</sup> M,T:तथा, O:तदा <sup>18</sup> O,M,T:om. <sup>19</sup> O,M,T:इति <sup>20</sup> O,M,T:प्रसक्ता,  
B:प्रसक्तौ <sup>21</sup> O,M,T,B:युक्तस्य <sup>22</sup> O,M,T:अगृह्यमाणविशेषत्वं

<sup>i</sup> AN 34.11f: इहैवं प्रत्युत्तरक्रमः। प्रतिदृष्टान्तस्याधिकरणत्वं अभिमत्य ते न दृष्टान्तबाधो देश्यते आपद्यते न वा <sup>ii</sup> TR 179.8: युक्ताङ्गहीनः। बाधं प्रत्यधिकबलस्याङ्गत्वेनाङ्गीकारम्, AN 34.15f: युक्ताङ्गहीनत्वं। बाधं प्रत्यधिकबलत्वस्य युक्तस्याङ्गस्यानपेक्षणात् प्रतिरोधे तु विशेषेण प्रतिरोधस्तदग्रहे वा <sup>iii</sup> AN 34.22ff: तदिदं युक्ताङ्गहीनत्वमस्य हेतोर्युक्तस्येवाङ्गस्यानपेक्षणात् अविद्यमानविशेषस्य वा प्रतिरोधाङ्गस्यानपेक्षणादिति

## प्रागुत्पत्तेः कारणभावाद् अनुत्पत्तिसमः ॥5.1.12 ॥

<sup>i</sup> यस्य कस्यचित् साधनाङ्गस्य उत्पत्तेः प्राक्<sup>1</sup> कारणस्य<sup>2</sup> हेतोरभावात् प्रत्यवस्थानं<sup>(C.35)</sup> अनुत्पत्तिसमः\*<sup>3</sup>। <sup>ii</sup> एवं\*<sup>4</sup> धर्मि लिङ्गसाध्यदृष्टान्ततज्ज्ञानानामनुत्पत्तिः व्याप्यते।

तत्राद्यं उदाहरणं भाष्यादौ, आश्रयभागासिद्धिः<sup>5</sup> पर्यवसितञ्च तत्<sup>6</sup>।

द्वितीयं तु<sup>7</sup>—गुर्विदं पतनवत्त्वादित्युक्ते पतनोत्पत्तेः प्रागवस्था<sup>8</sup> भागासिद्धो हेतुः<sup>(T.38)</sup> तदापि गुरुत्वस्य विवक्षितत्वेन तदवस्थस्यापि पक्षेऽन्तर्भावादिति।

तृतीयं गन्धविदं पार्थिवत्वादित्युक्ते प्रथमे क्षणे गन्धस्य<sup>10</sup> अव्यापकस्य<sup>11</sup> अनुत्पत्तेः<sup>12</sup> असिद्धो हेतुः; सिद्धौ वा बाधितविषयः स्यादिति।

चतुर्थं द्रव्यमात्मा गुणवत्त्वाद्धटवत्<sup>3</sup> इत्युक्ते प्रथमक्षणे<sup>14</sup> अनुत्पन्नगुणावस्थो<sup>5</sup> घटः<sup>16</sup> स<sup>17</sup> एव निर्गुणः; तथा च दृष्टान्ते<sup>18</sup> भागासिद्धो<sup>19</sup> हेतुरिति।

पञ्चमं—<sup>iii</sup> द्रव्यं वायुः स्पर्शवत्त्वादित्युक्ते ज्ञातस्यापि वायोर्द्रव्यत्वं विवक्षितं, न च तत्रायं हेतुरुपलब्धवृत्तिः<sup>(O.19)</sup> इत्यज्ञातभागासिद्धो हेतुरिति। एवं सर्वमेतद्भागासिद्धिर्पर्यवसित इति<sup>21</sup>।

<sup>iv</sup> अनुत्पत्तिधर्मकञ्च<sup>2</sup> कथमनित्यं, निःपतनञ्च कथं गुरु अगन्धवत्<sup>23</sup> च कथं पार्थिवं<sup>4</sup>, निर्गुणञ्च कथं द्रव्यं, अनुपलब्धहेतुकञ्च कथं साध्यधर्मवदिति विरोधपर्यवसितञ्चेति।

तद्देशनाभासा<sup>29</sup> चेयमितियो यदर्थं उपादीयते तस्यानुत्पन्नस्य तत्रासामर्थ्यद्वारम् भ्रत्र दूष्यो हेतुरिति ॥12 ॥

<sup>1</sup> T: प्रकारणस्य      <sup>2</sup> T: om.      <sup>3</sup> O, M, T: इत्यर्थः      <sup>4</sup> O, M, T: हि      <sup>5</sup> O, M, T: -सिद्धि+  
<sup>6</sup> O, M, T: तस्मिन्      <sup>7</sup> O, M, T: om.      <sup>8</sup> C: -स्थानो, O, M, T: -स्थानात्      <sup>9</sup> O, M, T: गुरुत्ववत्तस्य  
<sup>10</sup> O, M, T: om.      <sup>11</sup> O, M, T: व्या-      <sup>12</sup> C: -पत्तिः      <sup>13</sup> T: घटादिवत्, M: घटादिवत्      <sup>14</sup> O, M, T, B: प्रथमे क्षणे  
<sup>15</sup> O, M, T: अनुत्पन्नावस्थो      <sup>16</sup> O, M, T: घटस्थ      <sup>17</sup> O, M, T: om.      <sup>18</sup> T, B: दृष्टान्तभागासिद्धो      <sup>19</sup> T, B: om.  
<sup>20</sup> O, B: सिद्धिपर्य-      <sup>21</sup> O, M, T, B: om.      <sup>22</sup> M, T: om.      <sup>23</sup> O, M, T, TR: अपार्थिवं<sup>24</sup> O, M, T, TR: गन्धवत्  
<sup>25</sup> O, M, T: तच्चोदना-

<sup>i</sup> AN 35.1f: यस्य कस्यचित् साधनाङ्गस्य उत्पत्तेः प्राक् कारणस्य हेतोः अभावात् प्रत्यवस्थानमनुत्पत्तिसमः

<sup>ii</sup> AN 35.4: एवं धर्मि लिङ्गसाध्यदृष्टान्ततज्ज्ञानानामसत्त्वं व्याप्यते <sup>iii</sup> TR 181.3f: द्रव्यं वायुः स्पर्शवत्त्वादित्युक्ते ज्ञातस्यापि वायोर्द्रव्यत्वं विवक्षितं, न च तत्रायं हेतुः सिद्ध इत्यज्ञातभागासिद्धहेतुरिति <sup>iv</sup> TR 181.5f: अकार्यञ्च कथमनित्यं, निःपतनञ्च कथं गुरु अपार्थिवं च कथं गन्धवत्, निर्गुणञ्च कथं द्रव्यं, अनुपलब्धहेतुकञ्च कथं साध्यधर्मवदिति विरोधपर्यवसितञ्चेति

(C.36)दोषचिन्तासूत्रं—

तथाभावादुत्पन्नस्य कारणोपपत्तेर्नकारणप्रतिषेधः ॥5.1.13 ॥

इहैवं प्रत्युत्तरक्रमः—न तावदनुत्पन्नेऽनुत्पत्तिसमा न समयतया पक्षो<sup>1</sup> अस्माकमभिमतो येन देश्यावकाशः<sup>2</sup> स्यात् , यो हि यदा<sup>3</sup> स्वयमेव \*<sup>4</sup> नास्ति (B.16)कस्तस्य तदातनत्वेनाश्रयतामिच्छेत् , तत्<sup>5</sup> कुत (T.39)आश्रयासिद्धिः?

तथापि<sup>6</sup> शब्दमात्रपक्षीकरणे<sup>7</sup> कथं तद्दशाकस्य<sup>8</sup> पक्षत्वव्यवच्छेदः? तत्<sup>9</sup> किं<sup>10</sup> तथा<sup>11</sup> अपि शब्द एवासौ? न तर्हि नास्ति तथा च उत्पत्तेः प्रागिति व्याघातः।

\*<sup>12</sup> अशब्द<sup>13</sup> एव तर्हि तथावस्थः स्यादिति चेत् , नैतदेवं व्याघातादेव तत्स्वभावस्य<sup>14</sup> कालान्तरेऽपि स्वाभाववत्<sup>15</sup> (C.37)स्वेतरतादात्म्यानुत्पत्तेः\*<sup>16</sup>। तस्मात् स्वसमयभाविना रूपेण कालान्तरभाविनं<sup>17</sup> स्वाभावं<sup>18</sup> उपलक्षयतीति भावः।

तथा चेदानीमनुत्पन्नो घटः, शब्दो वा, स एव नष्टो<sup>19</sup> वा<sup>20</sup> नास्ति वेत्ति<sup>21</sup> कोऽर्थः? तस्य अभावो<sup>22</sup> अस्तीति, (T.40)स पुनरव्यपदेश्य एव, न च<sup>23</sup> अव्यपदेश्यस्याधिकरणतया<sup>24</sup> साध्यसाधनभावः शङ्कितुमपि शक्य<sup>25</sup> इत्यास्तां<sup>26</sup> विस्तरः<sup>27</sup>। तदिदं उक्तमुत्पन्नस्य तथाभावादिति।

तदिदमविषयवृत्तित्वं, असिद्धत्वं \*<sup>28</sup> दूषणं वक्तुं<sup>29</sup> उचितमेव न तु तस्य<sup>30</sup> अपक्षो<sup>31</sup> विषयः। न चानुत्पन्नः पक्ष (T.41)इति।

हेतौ तु यदा तदोत्पन्नस्य पतनादेस्तथाभावात् इति<sup>32</sup> हेतुभावात्सिद्धव्याप्तित्वात्<sup>33</sup> इति यावत् कारणस्योत्पत्तेः<sup>34</sup> लिङ्गस्योत्पत्तेः<sup>35</sup> न कारणप्रतिषेधः<sup>36</sup> (O.20)पक्ष इति शेषः।

एतदुक्तं भवति<sup>37</sup>, यस्य लिङ्गस्यैकदा वर्तमानस्य त्रैकालिकेन साध्येन प्रतिबन्धसिद्धिः तस्यैकदा सिद्धस्यैवोपसंहारात् तथाभूतसाध्यसाधकत्वोत्पत्तौ<sup>38</sup> नानुत्पत्तिविनाशदशायामसिद्धिः क्षतिमावहति। तदातनतयाऽनुत्पत्तिसिद्धेः यो हि एकदा \*<sup>39</sup> पतनवान् स सर्वदा \*<sup>40</sup> गुरुरिति हि व्याप्तिः, अव्याप्तौ वा न तदातनतया पक्षोऽपीति किमसिद्धिः<sup>41</sup> करिष्यति।

तदिदं युक्ताङ्गहीनत्वं व्याप्तिप्रकारमपेक्ष्य असिद्धेर्दूषणत्वात् अस्य च तदनपेक्षप्रवृत्तेः<sup>42</sup> इति।

एतेन साध्यदृष्टान्तद्वारिके व्याख्याते। यथायोगं<sup>43</sup> \*<sup>44</sup> सूत्रयोजना। साध्ये<sup>45</sup> युक्ताङ्गहीनत्वं व्यापकत्वरूपानपेक्षणात्<sup>46</sup>। दृष्टान्तेऽपि<sup>47</sup> व्याप्यरूपानपेक्षणात्<sup>48</sup>।

तज्ज्ञाने तु उत्पन्नस्य<sup>49</sup> उत्पन्नज्ञानस्य ज्ञातस्येतियावत् तथाभावात् पक्षभावात्, हेतुभावत्, दृष्टान्तभावादिति।

(T.42)एतदुक्तं भवति<sup>50</sup>—द्विविधा<sup>51</sup> ह्यनुत्पत्तिः<sup>52</sup>, सम्भावनातो निश्चयाच्च, तत्र \*<sup>53</sup> यथा प्रवृत्तिस्तस्य तथा ज्ञानविषयस्यैव उपन्यासात्<sup>54</sup> (C.38)तद्विपरीतस्य<sup>55</sup> अपक्षादिभावे<sup>56</sup> अपि न प्रकृतहानिः, उपन्यासानुत्पत्त्यर्थ<sup>57</sup>



निर्दोषत्वात् ।

तदिदमविषयवृत्तित्वं, अज्ञानं \*<sup>58</sup> पक्षादेर्दोष एव, न तु<sup>59</sup> अनुपन्यस्तस्य पक्षादिभावो न चापक्षादेरज्ञानं दोषः, अन्यथा सर्वत्रव्याघातादनुत्थानमूहनीयमिति ॥ 3 ॥

- <sup>1</sup> O,M,T:पक्षे    <sup>2</sup> O,M,T:चोद्या-    <sup>3</sup> O,M,T:om.    <sup>4</sup> O,M,T:यदा    <sup>5</sup> O,M,T:om.  
<sup>6</sup> O,M,T:अथ    <sup>7</sup> O,M,T,B:-मात्रस्य पक्षी-    <sup>8</sup> O,M,T:-दशापन्नस्य    <sup>9</sup> PA:न    <sup>10</sup> PR:कथं    <sup>11</sup> T:तत् ,  
O,M:तदा    <sup>12</sup> O,M,T:अथ    <sup>13</sup> O,M,T:शब्द    <sup>14</sup> O,M,T:अतत्-    <sup>15</sup> O,M,T:स्वभाव+  
<sup>16</sup> O,M,T:इति    <sup>17</sup> O,M,T:-भाविना    <sup>18</sup> O,M,T:स्वभावं    <sup>19</sup> T:om.    <sup>20</sup> T:om.    <sup>21</sup> O,M,T:इति  
<sup>22</sup> O,M,T:भावो    <sup>23</sup> O,M,T,B:चापि    <sup>24</sup> O,M,T,B:अव्यपदेश्याधि-    <sup>25</sup> O,M,T:शक्यत  
<sup>26</sup> O,M,T:आदिविस्तरः    <sup>27</sup> T:om.    <sup>28</sup> O,M,T:हि    <sup>29</sup> O,M,T:om.    <sup>30</sup> M,T:तस्याः    <sup>31</sup> O: अपक्षे  
M,T:पक्षे    <sup>32</sup> O,M,T,AN:om.    <sup>33</sup> O,M,T:-व्यापकत्वात्    <sup>34</sup> O,M,T:कारणत्वोपपत्ते ; B:कारणोत्पत्ते :  
<sup>35</sup> O,M,T:लिङ्गत्वोपपत्ते :    <sup>36</sup> C:कारणाप्रति-, O,M,T:कारणत्वे नप्रति-    <sup>37</sup> O,M,T:om.  
<sup>38</sup> O,M,T:-भूतस्य साध्यसाधकत्वोपपत्ते :    <sup>39</sup> O,M,T,B:अपि    <sup>40</sup> O,M,T:एव    <sup>41</sup> O,M,T:किसिद्धिः  
<sup>42</sup> O,M,T:तमनपे क्षयप्रवृत्ते :    <sup>43</sup> O,M,T:-योगः    <sup>44</sup> O,M,T:तु    <sup>45</sup> C,B:साध्यो  
<sup>46</sup> C,B:व्यापकरूपा-    <sup>47</sup> O,M,T:तु    <sup>48</sup> O,M,T:व्याप्यत्वरूपा-<sup>49</sup> C,B:om.    <sup>50</sup> O,M,T:om.  
<sup>51</sup> O,M,T:द्विधा    <sup>52</sup> O,M,T:अनु मानवृत्तिः<sup>53</sup> B:यस्य    <sup>54</sup> T:उपसंहारात्, M:उपसंहा...त्, O: उपसं...सात्  
<sup>55</sup> T:-विपरितस्य    <sup>56</sup> O,M,T:अपक्षादभावे    <sup>57</sup> O,M,T:-रूप+    <sup>58</sup> O,M,T:हि    <sup>59</sup> O,M,T:च

<sup>i</sup> AN 37.9f: हेतौ च यदा तदोत्पन्नस्य पतनादेस्तथाभावाद्धेतुभावात्कारणस्योत्पत्तेः न कारणस्य प्रतिषेधः पक्ष इति शेषः

(B.17) सामान्यदृष्टान्तयोरैन्द्रियकत्वे समाने \*<sup>1</sup> नित्यानित्यसाधर्म्यात्  
संशयसमः ॥ 5.1.14 ॥

समान इत्यन्तमुदाहरणार्थं। शेषस्योपलक्षणार्थं?। तेन सपक्षासपक्षोत्थापकधर्मात् इति सूत्रविपरिणामः। <sup>4</sup> एवं विषयतोऽनुमानान्तरेऽपि कारणतोऽनेकधर्मादेरपि संशयसमव्याप्तिः। तदयमर्थः—निर्णयकारणोपक्षेपे सति संशयकारणे नप्रत्यवस्थानं<sup>5</sup> \*<sup>6</sup> संशयसमः।

एवञ्च प्रवर्तते—<sup>i</sup> यथा निर्णयकारणमस्तीति निर्णयः (O.21) स्यात्, तथा संशयकारणं (C.39) अस्तीति संशये न \*<sup>7</sup> (T.43) भवितव्यं। अन्यथा कारणसद्भावेऽपि संशयवन्निर्णयोऽपि न स्यात्, अविशेषात् अस्ति च संशयकारणं समानानेकविप्रतिपत्तीनां अन्यतमत्, न च वाच्यमुभयमपि अस्तु<sup>10</sup>, एकस्य \*<sup>11</sup> एकस्मिन्निर्णयानिर्णयरूपविरुद्धोभयसंसर्गेण भेदप्रसङ्गात् \*<sup>13</sup>।

तदत्र संशयकारणमेव द्वारं, हेतुर्दृश्यः; कार्यापेक्षया सप्रतिपक्षत्वमारोप्यं, तदाभासा चेयं इति<sup>14</sup>। ज्ञाप्यापेक्षया च<sup>15</sup> विशेषणासिद्धिः आरोप्या, तदाभासा चेयं इति<sup>16</sup>। संशयहेतुविरहेऽसति निर्णयकत्वं<sup>7</sup> इत्यभिमानात् \*<sup>18</sup> ॥ 14 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:अपि    <sup>2</sup> O,M,T:-र्थ, B:पलक्षणमर्थः    <sup>3</sup> O,M,T:-पक्षाद्यवस्थापक-    <sup>4</sup> O, M lack from here

to 5. <sup>5</sup> O: च स्थानं, M lacks to here. <sup>6</sup> O,M:च <sup>7</sup> O,M,T,B,AN:अपि <sup>8</sup> O,M,T:समानधर्माने कधर्म वि  
<sup>9</sup> M:अभ्यु... <sup>10</sup> M:om. <sup>11</sup> O,M,T,B:एतत् <sup>12</sup> O,M,T:-विरुद्धधर्मसं <sup>13</sup> O,M,T,B:इति <sup>14</sup> O,M:om.  
<sup>15</sup> O:om. <sup>16</sup> O,M,T:om. <sup>17</sup> O,M,T:निर्णायकं <sup>18</sup> O:इति

<sup>i</sup> AN 38.14f: यथा निर्णयकारणमस्तीति निर्णयः स्यात्, तथा संशयहेतु रस्तीति नापि भवितव्यम्

दुष्टत्वमूलचर्चा सूत्रं—

साधर्म्यात् संशये न संशयो वैधर्म्याद्दुभयथा वा संशयेऽत्यन्तसंशयप्रसङ्गो  
नित्यत्वानभ्युपगमाच्च सामान्यस्याप्रतिषेधः ॥5.1.15 ॥

साधर्म्य<sup>1</sup> संशयको धर्मः वैधर्म्य<sup>2</sup> निर्णायकौ धर्म<sup>4</sup> इति<sup>5</sup> निर्णायकाभावे \*<sup>6</sup> संशयहेतुः। संशयं करोति यदि तु  
तद्भावेऽपि कुर्यात्, अत्यन्तसंशयः स्यात्। अस्तु<sup>7</sup> एवमेवेत्यत आह—नित्यत्वेति। नित्यं<sup>8</sup>  
संशयकारणत्वानभिगमात् च सामान्यस्य।

मया तावत् एवमेवाभ्युपगम्यत इति चेत्, \*<sup>9</sup> अन्ततः कार्यकारणभावे<sup>0</sup> अपि स्वीकारात्<sup>11</sup> निर्णयस्य<sup>2</sup>,  
अस्वीकारे वा जाते रनुत्थानं व्याघातादित्यर्थः।

तदिदं युक्ताङ्गहीनत्वम्। विशेषादर्शनस्य संशयकारणस्य युक्तस्य एवानपेक्षणात्। अयुक्ताङ्गाधिकत्वं वा,  
साधर्म्यादिविरहस्यायुक्तस्यैव निर्णयान्नास्वीकारात्, (C.40) तस्मान्न कार्यापेक्षया सत्प्रतिपक्षत्वं संशयकारणस्य  
व्यङ्गत्वात्<sup>13</sup>, नापि ज्ञाप्यापेक्षया विशेषणासिद्धिः। साधर्म्याद्यभावस्य हेतुविशेषणत्वस्यानभ्युपगमात्।

(T.44)(B.18) ननु संशयसमाव्यभिचारदेशनाभासेति<sup>5</sup> केचित्। तत् कथं, प्रमादात्। न हि स्वरूपतो  
व्यभिचारदेशने यं<sup>6</sup> नापि विकल्पसमावदन्यव्यभिचारसञ्चारेण, (O.22) नापि निर्णयहेतुरेव संशयं करोत्विति  
न्यायेन<sup>7</sup> फलत इति ॥ 15 ॥

<sup>1</sup> O:साधर्म्य- <sup>2</sup> O:वैधर्म्य <sup>3</sup> O,M,T:निर्णायकं <sup>4</sup> O,M,T:om. <sup>5</sup> O,M,T:om.  
<sup>6</sup> O,M,T:हि <sup>7</sup> O,M,T,B:अस्ति <sup>8</sup> O,M,T:नित्य- <sup>9</sup> O,M,T,B:न <sup>10</sup> O,M,T:-कारणाभावे  
<sup>11</sup> O,M,T:निर्णयस्वीकारात् <sup>12</sup> O,M,T:om. <sup>13</sup> O,M,T,B:अनङ्गत्वात् <sup>14</sup> O,M,T:-विशेषणत्वानभ्यु-  
<sup>15</sup> O,M,T:-चोदनाभासेति <sup>16</sup> O,M,T:-चोदनेयं <sup>17</sup> A:न्यायेण

<sup>i</sup> AN 39.16ff: तदत्र युक्ताङ्गहीनत्वम्। विशेषादर्शनस्य संशयाङ्गस्य युक्तस्यानपेक्षणात्। अयुक्ताङ्गाधिकत्वं वा,  
साधर्म्यादिविरहस्यायुक्तस्यैव निर्णयान्नास्वीकारात्

## उभयसाधर्म्यात् प्रक्रियासिद्धेः प्रकरणसमः ॥ 5.1.16 ॥

साधर्म्यादित्यस्य प्रतिपक्षसाधकोपलक्षणमर्थः ; प्रक्रिया प्रक्रियमाणोऽर्थः ; तस्य सिद्धेर्निश्चयात् तेन<sup>1</sup>स्थापनाहेतौ प्रयुक्ते<sup>2</sup> अभ्युपगततदनधिकबलेन<sup>3</sup> प्रमाणान्तरेण हेतोः बाधाभिधानं प्रकरणसम इति सूत्रार्थः ।

उदाहरणं—अनित्यः शब्दः कार्यं त्वादित्युक्ते<sup>4</sup>, नैतत्त्वं, नित्य एव यतः सिद्धः<sup>5</sup> श्रावणत्वात्<sup>6</sup> । न चेदिदं बाधकं कार्यं त्वमपिन साधकं प्रमाणत्वाविशेषात्<sup>7</sup> इति ।

(T.45) एवं प्रत्यक्षादिभिः<sup>8</sup> अपि बाधो यथात्रैव न<sup>9</sup> एवं<sup>10</sup> प्रत्यभिज्ञानबाधितत्वात्<sup>11</sup>, न चेदिदं बाधकं तदपि<sup>12</sup> न तत्<sup>13</sup> साधकं \*<sup>14</sup> अविशेषात् इति<sup>15</sup> ।

तदत्र प्रतिप्रमाणं द्वारं, हेतुद्वेष्यः बाधितत्वमारोप्यं, तदाभासा चेयमिति । शेषमशेषसाधर्म्यसमावत् ॥ 16 ॥

<sup>1</sup> A: प्रयुक्ते <sup>2</sup> O, M, T: -गतानधिक- <sup>3</sup> O: कार्यः स्यादि- <sup>4</sup> O, M, T: सिद्धिः <sup>5</sup> O, M, T: अश्रावण-  
<sup>6</sup> O, M, T: प्रमाणत्वेन- <sup>7</sup> O, M, T: -षादेः <sup>8</sup> O, M, T: om. <sup>9</sup> O, M, T: om. <sup>10</sup> A: -बाधितत्वात्  
<sup>11</sup> B: om. <sup>12</sup> O, M, T: om. <sup>13</sup> O, M, T: प्रमाणत्वेन <sup>14</sup> O, M, T: इत्यादि

<sup>15</sup> NR 210.9f: स्थापनाहेतौ प्रयुक्तोऽनधिकबलेन

दुष्टत्वमूलन्तु चिन्त्यते—

## प्रतिपक्षात् प्रकरणसिद्धेः प्रतिषेधानुपपत्तिप्रतिपक्षोपपत्तेः ॥ 5.1.17 ॥

प्रतिपक्षस्थापनात्<sup>1</sup> स्थापनानधिकबलादपि प्रकरणसिद्धेः हेतोः स्वसाध्यसिद्धिद्वारा स्थापनाप्रतिषेधस्यानुपपत्तिः प्रतिपक्षोपपत्तेः । उत्तरापेक्षया स्थापनैव प्रतिपक्षः तस्यानधिकबलेन<sup>2</sup> (C.41) प्रतिरुद्धात्<sup>3</sup> अपि अपेक्षितसिद्धिरिति त्वदभ्युपगमवशेनैवोपपत्तेः । अनभ्युपगमेवा<sup>4</sup> न बाधसिद्धिः ।

सोऽयं साधारणो<sup>5</sup> व्याघातः ।<sup>6</sup> असाधारणं तु<sup>7</sup> युक्ताङ्गहीनत्वं<sup>8</sup> बाधं प्रत्यधिकबलत्वस्य युक्तस्य एवानपेक्षणात् \*<sup>9</sup> ॥ 17 ॥

<sup>1</sup> O, B: -साधनात् <sup>2</sup> O, M, T: -बल+ <sup>3</sup> O, M, T: प्रतिसाधनविरुद्धात् <sup>4</sup> O, M, T: तदभ्युपगमबलेनैवो  
B: -वशेनै <sup>5</sup> O, M, T: om. <sup>6</sup> O, M, T: om. <sup>7</sup> O, M, T: om. <sup>8</sup> M, T: अयुक्त- <sup>9</sup>  
O, M, T, B: इति

<sup>10</sup> AN 40.27f: असाधारणं च युक्ताङ्गहीनत्वं बाधं प्रत्यधिकरणत्वस्य युक्तस्याङ्गस्यावधारणात्

(T.46) त्रै काल्यासिद्धेर्हेतोरहेतु समः ॥5.1.18 ॥

कृतिज्ञप्तिसाधारणी इयं जातिः। पूर्व पश्चात् सह वेति विकल्पोपक्रमः। तत्र सहभावेऽविशेषादहेतुः!। पूर्वा परभावे

\*<sup>2</sup> तु<sup>3</sup> एकतरसम्बन्धनु पपत्तेः (B.19) साध्यसाधनोपहितरूपत्वात् साधनसाध्ययोः<sup>4</sup>।

कः पु नरस्याः प्राप्त्यप्राप्तिसमाभ्यां (O.23) भेदः? साध्यसाधनभावप्रतिषेधस्य (C.42) उभयत्रापि तु ल्यत्वादिति चेत्?

<sup>i</sup> तत्र स्वरूपतः सन्निकर्षा सन्निकर्ष चिन्ता इह तु कारणतः<sup>6</sup>।

<sup>ii</sup> ते अर्थ द्वारिके (T.47) इयं \*<sup>7</sup> शब्दद्वारिका।

<sup>iii</sup> ते हि<sup>8</sup> विकल्पोपक्रमे<sup>9</sup>, इयं त्रिविकल्पोपक्रमा।

तत्र सहकारिशक्तिदूष्या, इह \*<sup>10</sup> स्वरूपशक्तिः।

ते विशेषणासिद्धिदेशनाभासे<sup>1</sup>, इयं प्रतिकूलतर्कदेशनाभासा<sup>12</sup> इति। पूर्व भावे हि तदसाधनत्वप्रसङ्गः, पश्चाद्भावे

हि<sup>13</sup> तदसाध्यत्वप्रसङ्गः। सहभावे साध्यसाधनभावाभावप्रसङ्ग<sup>14</sup> इति<sup>15</sup> प्रतिकूलतर्कमात्रोक्तिपर्यं वसानात् ।

इतरेतराश्रयप्रसङ्गे<sup>16</sup> च तात्पर्यात् ।

तदत्र प्रतिकूलतर्कोद्भावनं<sup>17</sup> द्वारं, हेतुहेतुमद्भावो<sup>18</sup> दूष्यः, तर्कप्रतिघातः च<sup>19</sup> आरोप्यः, तदाभासा  
चे यमिति ॥18 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:अहेतुत्वम् <sup>2</sup> O,M,T:अपि <sup>3</sup> O,M,T:च<sup>4</sup> O,M,T:साध्यसाधनयोः <sup>5</sup> O,M,T:-प्रतिक्षेपस्य  
<sup>6</sup> O,M,T,NR:कालतः <sup>7</sup> O,M,T,AN:तु <sup>8</sup> O,M,T,NR:om. <sup>9</sup> O,M,T,B,(PA,NR):द्विविकल्पो- <sup>10</sup> O,M,T:तु  
<sup>11</sup> O,M,T:-चोदनाभासे <sup>12</sup> O,M,T:-तर्काभासा <sup>13</sup> O,M,T,B:om. <sup>14</sup> O,M,T:-साधनत्वाभाव- <sup>15</sup> O,M:...  
<sup>16</sup> O,M,T:-श्रयत्वप्र- <sup>17</sup> O,M,T:-तर्को <sup>18</sup> O,M,T:हेतुफलभावो <sup>19</sup> O,M,T:om.

<sup>i</sup> NR 211.5:तयोः स्वरूपतः सन्निकर्ष चिन्ता इह कालतः, ते अर्थ द्वारिके इयं शब्दद्वारिका, ते द्विविकल्पोपक्रमे, इयं त्रिविकल्पोपक्रमा

<sup>ii</sup> AN 42.4:ते अर्थ द्वारिके इयन्तु शब्दद्वारिका <sup>iii</sup> AN 42.11:तत् हि विकल्पोपक्रमे, इयं त्रिविकल्पोपक्रमा

(T.48) दोषमूलन्तु चिन्त्यते—

न हेतु तः साध्यसिद्धेस्त्रै काल्यासिद्धिः ॥5.1.19 ॥

(C.43) त्रै काल्यासिद्ध्या किल जातिवादी हेतु फलभावं इह आक्षिपति<sup>3</sup>, न च \*<sup>4</sup> त्रै काल्यासिद्धिर्यं थायथत्रिकालयु क्तं

हेतु तः साध्यसिद्धिदर्शनात् अत एव भग्नव्याप्तिकतया निर्मूलास्तर्का इत्यर्थः।

<sup>i</sup> तदिदं \*<sup>6</sup> युक्ताङ्गहीनत्वं ज्ञप्तिपक्षे<sup>7</sup> तर्कप्रवृत्तिं<sup>8</sup> प्रति<sup>9</sup> अङ्गभूताया व्याप्ते रनपेक्षणात् ।

कृतिपक्षे तु त्रै काल्यासिद्धिः, हेतु तः पूर्व कालयु क्तार्त् साध्यस्य उत्तरकालयु क्तस्य सिद्धेः।

असति साध्ये कस्य तत् साधनमिति चेत्, साध्यस्यैव।

असतः कथमुपाधित्वमिति चेत्, व्यवहारं प्रति बुद्धिसिद्धत्वात् ।

व्यापारं प्रति तु<sup>11</sup> उपधानानु पयोगःस्वभावशक्तेः स्वत एव (T.49)नियतत्वात् ।

भिन्नकालयोः कथं सम्बन्ध इति चेत् , सम्बन्धस्य एव<sup>12</sup> अस्य<sup>13</sup> एवं स्वभावत्वात् । पौर्वापर्यनियमो हि कार्यकारणभावः।

तदिदमनङ्गाधिकत्वं, न हि भिन्नकालत्वनियमे समानकालता युक्ता विरुद्धत्वादिति। यद्वा पूर्ववदङ्गहीनत्वम् । सम्बन्धस्य सहभावेन व्याप्त्यसिद्धेः। (O.24)अविषयवृत्तित्वं वा, सहभावेन सम्बन्धो व्याप्यत एव, किन्त्वविरुद्धो न तु<sup>14</sup> विरुद्धोऽपि व्याप्त्यविषय इति ॥ 19 ॥

<sup>1</sup> M,T:हेतुः<sup>2</sup> O,M,T:-फलाभावं <sup>3</sup> O,M,T,B:प्रतिक्षिपति <sup>4</sup> O,M,T,B:इह <sup>5</sup> O,M,T,(PR,PA):-युक्तात्  
<sup>6</sup> O,M,T:ज्ञप्तिपक्षे <sup>7</sup> O,M,T,AN:om. <sup>8</sup> O,M,T,AN:-वृत्ति+  
<sup>9</sup> O,M,T,AN:om. <sup>10</sup> O,M,T:-कालसिद्धात् <sup>11</sup> O,M,T:om. <sup>12</sup> O,M,T:अपि <sup>13</sup> O,M,T:om.  
<sup>14</sup> O,M,T:om.

<sup>i</sup> AN 42.24f:तदत्र युक्ताङ्गहीनत्वं तर्कप्रवृत्त्यङ्गस्य व्याप्ते रनपे क्षणात् कृत्तिपक्षे तु त्रैकाल्यासिद्धिः हेतुतः पूर्वकालयुक्तात् साध्यस्य कार्यस्य उत्तरकालयुक्त्यसिद्धेः

(C.44)प्रतिषेधानुपपत्तेश्चातिषेधव्याप्रतिषेधः ॥ 5.1.20 ॥

स्वोक्तिव्यापनात् साधारणो व्याघात इत्यर्थः ॥20 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:प्रतिषेध्या

(B.20)अर्थापत्तितःप्रतिपक्षसिद्धेः<sup>1</sup> अर्थापत्तिसमः ॥5.1.21 ॥

(T.50)उक्तस्य विपरीताक्षेपशक्तिरर्थापत्तिः; ततस्तदाभासात् प्रतिपक्षसिद्धेर्प्रत्यवस्थानादार्थापत्तिसम इत्यर्थः ।

स च बहुप्रकारः।

<sup>i</sup>तथा हि—शब्दोऽनित्य<sup>2</sup> इत्युक्ते अर्थादापद्यते<sup>3</sup> अन्योऽनित्य<sup>4</sup> इति। विशेषविधेः शेषनिषेधविषयत्वात् <sup>ii</sup>तथा च<sup>5</sup> साध्यविकलो दृष्टान्त इति विरोधः।

अनित्यसाधर्म्यादनित्यइत्युक्तेऽर्थादापद्यते<sup>6</sup> नित्यसाधर्म्यान्नित्य इति प्रतिरोधः<sup>7</sup>।

<sup>iii</sup>अनुमानादनित्यइत्युक्तेऽर्थादापन्नप्रत्यक्षान्नित्य इति बाधः।

सामान्यवतो<sup>8</sup> \*<sup>9</sup> अस्मदादिबाह्यकरणग्राह्यत्वात्<sup>10</sup> \*<sup>11</sup> इत्युक्तेऽर्थादापन्न<sup>2</sup> तदभावात् अनित्य<sup>13</sup> इति। न च<sup>14</sup> सर्वः<sup>15</sup> शब्दोऽस्मदादिप्रत्यक्ष इत्यसिद्धिः<sup>16</sup>।

<sup>iv</sup>अस्मिन्नेव हेतावुक्ते कृतकत्वमनित्यत्वसाधकं न वा? न चेदिदमपि कथं साधकमविशेषात् साधकत्वे<sup>17</sup> चेत्<sup>8</sup>

उच्यते, अर्था दापद्यतेनान्यत् साधकं \*<sup>19</sup> (C.45) सर्व दोषोपसंहारः। एवमनै कान्तिकत्वमसिद्धत्वमित्यादि।

<sup>v</sup> तदस्यानु क्ताक्षे पोद्धारं, हेतु दूष्यः असिद्धत्वाद्यन्यतमत्<sup>20</sup> आरोप्यं, तदाभासा चे यमिति ॥21 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:प्रतिपक्षेऽसिद्धेः <sup>2</sup> M,T:नित्य <sup>3</sup> O,M,T:om. <sup>4</sup> M:नित्य <sup>5</sup> T:om. <sup>6</sup> O,M,T:आपन्नं  
<sup>7</sup> O,M,T,B:विरोधः <sup>8</sup> O,M,T,TR:सामान्यवत्त्वे <sup>9</sup> O,M,T,TR:सति <sup>10</sup> O,M,T:-करणप्रत्यक्षत्वात्  
<sup>11</sup> O,M,T,TR:अनित्य <sup>12</sup> O,M,T,TR:आपद्यते <sup>13</sup> O,M,T,TR:नित्य <sup>14</sup> O,M,T,B:हि  
<sup>15</sup> O,M,T:सर्व+ <sup>16</sup> O,M,T:अंशासिद्धिः <sup>17</sup> B:साधकः <sup>18</sup> O,M,T:तु <sup>19</sup> O,M,T,TR:इति  
<sup>20</sup> O,M,T,B:असिद्धत्वादन्य-

<sup>i</sup> AN 44.1f:तथा हि—शब्दोऽनित्य इत्यु क्तेअर्था दापद्यतेनान्योऽनित्य <sup>ii</sup> AN 44.2:तथा च साध्यविकलो दृष्टान्त इति विरुद्धत्वम् <sup>iii</sup> TR 188.3f:अनु मानादनित्य इत्यु क्तेऽर्था दापन्नं प्रत्यक्षान्नित्य इति बाधः। सामान्यवत्त्वे सति अस्मदादिबाधेन्द्रियग्राह्यत्वादनित्यइत्यु क्तेऽर्था दापद्यतेतदभावान्नित्य इति <sup>iv</sup> TR 188.5f:अस्मिन् एव हेतावु क्ते कृतकत्वमनित्यत्वसाधनं न वेति विकल्प्य। न चेदिदमपि न स्यादविशेषात् साधकञ्चेदुच्यतेऽर्था दापद्यतेनान्यत् साधकमिति, AN 44.11ff:अस्मिन् एव हेतावु क्तेकृतकत्वमनित्यत्वसाधकं न वा। न चेदिदमपि कथं साधकमविशेषात् साधकञ्चेदर्था दापद्यतेनान्यत् साधकं सर्व दोषोपसंहारः <sup>v</sup> AN 44.17f:तदस्यानु क्ताक्षे पोद्धारं, हेतु दूष्यःसिद्धत्वाद्यारोप्यं। तदाभासा चे यम्

(T.51)दुष्टत्वमूलं चिन्त्यते -

अनु क्तस्यार्था पत्ते प्रक्षहाने रूपपत्तिरनु क्तत्वादनै कान्तिकत्वाच्चार्था पत्ते ॥.22 ॥

इहैवं प्रत्यु त्तरक्रमः—उक्तोपपादकमनु क्तमर्था दापद्यतेअनु क्तमात्रंवा?

आद्ये यु क्ताङ्गहीनत्वं प्रकृतोक्तस्यानु क्तेनाव्यापनात्। अव्यापकस्य च<sup>2</sup> अनु पपादकत्वात्। तदिदमु क्तमनै कान्तिकत्वादिति।

द्वितीये \*<sup>3</sup> स्वोक्तिव्यापनाद्याघातः। तदिदमु क्तं अनु क्तस्यानु क्तमात्रस्यार्था पत्ते<sup>4</sup> (O.25)प्रक्षहाने : स्वप्रक्षहाने<sup>5</sup>

उपपत्तिः कुतोऽनु क्तत्वात्दूषणोपाधिसमाक्रान्तत्वादित्यर्थः।

<sup>i</sup>वादजल्पयोश्च वादिसाधनवत् प्रतिसाधनं अपीयमर्था पत्तिरभिसं प्लवत इति नै कान्तव्यवस्थितेयं। तथा च प्रत्याख्ये यत्वात् अदूषणत्वाभ्यु पगमे नै व्याघातः। (T.52)अप्रत्याख्ये यत्वे वा स्वसाधनस्य<sup>8</sup> स्वयमे वानभ्यु पगमात् वादजल्पकथाव्याघातः<sup>9</sup>। तदिदमु क्तमनै कान्तिकत्वादिति ॥2 ॥

<sup>1</sup> T:व्यापनात् <sup>2</sup> O,T:om. <sup>3</sup> O,T:तु <sup>4</sup> O,M,T:अर्था दापत्तेः <sup>5</sup> O,M,T:त्वत्पक्ष-  
<sup>6</sup> O,M,T:-त्वे <sup>7</sup> O,M,T:दूषणत्वा- <sup>8</sup> O,M,T:साधनस्य <sup>9</sup> O,M,T:-कथाभ्यु पगमव्या

<sup>i</sup> AN 45.1f:वादजल्पयोश्च वादिसाधनमिव प्रतिवादिसाधनमपीयमर्था पत्तिरभिसं प्लवतइति नै कान्तिकव्यवस्थिते यम्

(B.21) एकधर्मोपपत्ते रविशो षेसर्वा विशो षप्रसङ्गात्सद्भावोपपत्ते रविशो षसमः ॥.1.23 ॥

(C.46) एकधर्मोपपत्तेः अविशेष इति जातिवादिनोऽनु शयोद्घाटनं जात्युत्थानक्रमदर्शनाय प्रत्यवस्थानाकारं<sup>3</sup> आह—“सर्वा विशो षप्रसङ्गात्” इति।

‘तत् किं साधनधर्मोपपत्तेरेव नेत्याह। “सद्भावोपपत्तेः” इति। तथा चोत्कर्षसमातोभेदः।

धर्मान्तरोपलक्षणं चैत् प्रमेयत्वद्रव्यत्वादिनापि सम्भवात्<sup>5</sup>। अविशेषसमाचेयंजातिः। उत्कर्षसमादीनामेकत्वं किञ्चित्साधर्म्यादिति (T.53)वार्तिकदर्शनत्<sup>6</sup> च।

सर्वशब्देनच<sup>7</sup> पुनःअत्र<sup>8</sup> उपपादकधर्माक्रान्तः<sup>9</sup> समुदायोविवक्षितः।

अविशेषस्त्वेकत्वमेकधर्मवत्त्वं<sup>10</sup> एकाकारधर्मवत्त्वं<sup>11</sup> वेति।

तेनायमर्थः—यत्र कस्मिंश्चित् समुदाये सत्ताद्येकतमं<sup>2</sup> साधनात् अन्यं<sup>13</sup> धर्ममुपलभ्यतद्वलेन तस्य समुदायस्य धर्मतःस्वरूपतो वा एकाकारत्वमापादयति \*<sup>14</sup> साऽविशेषसमा इति।

ii एवं \*<sup>15</sup> प्रवर्तते—यदि कृतकत्वलक्षणैकधर्मोपपत्तेर्घटशब्दयोः अनित्यत्वलक्षणो<sup>16</sup> अविशेषः स्यात्, अथ<sup>17</sup> सद्भावलक्षणैकधर्मोपपत्तेर्लोक्यस्य एव<sup>18</sup> अविशेषः किन्न स्यात् \*<sup>19</sup>।

किञ्चातः? iii तादात्म्येन अविशेषे<sup>20</sup> पक्षाद्यविभागः।

तज्जातीयत्वेनाविशेषेजातिसङ्करप्रसङ्गः<sup>21</sup>, अवान्तरजातिविलोपो<sup>22</sup> (C.47) वा।

तादृशाकारत्वेन<sup>23</sup> (O.26) अविशेषे गुणकर्मादीनी<sup>4</sup> अप्यनित्यधर्मसंसर्गः<sup>25</sup> (T.54) स्यादिति।

iv द्रव्यत्वलक्षणैकधर्मोपपत्तेः नवानां अविशेषः क्रियावत्त्वं किं न स्यात्, ऐन्द्रियकत्वलक्षणैकधर्मोपपत्तेर्वा घटशब्दयोः<sup>26</sup> एव मूर्तत्वमविशेषः किं न स्यात् घटजातीयं<sup>27</sup> वा<sup>28</sup> घटतादात्म्यं वेति।

नचेयंसाधर्म्यसमाप्रतिधर्मेण प्रत्यवस्थानात्<sup>29</sup>। नापि विकल्पसमा। विकल्पेन अनुक्रमात्<sup>30</sup>, अनुपसंहाराच्च। नाप्युत्कर्षसमाधर्मान्तरोपपत्त्या प्रत्यवस्थाने विशो षविरोधानुद्भावनादिति।

तदस्याः<sup>31</sup> कस्यचिद्धर्मस्य कञ्चित्<sup>32</sup> विशेषं प्रति असाधकत्वप्रदर्शनं<sup>3</sup> जनकं, हेतुदूष्यः; असाधकत्वं आरोप्यं, तदाभासाचेयमिति।

(T.55) अन्ये तु इदं सूत्रमन्यथा व्याचक्षते। तथा हि एकधर्मोपपत्तेः साधनधर्मस्य प्रयोजकत्वादविशेषे साध्यधर्मवत्त्वलक्षणे पक्षदृष्टान्तयोः सर्वाविशेषः<sup>34</sup> सर्वप्रकारेणाविशेषः<sup>35</sup> प्रसज्येत सद्भावोपपत्तेः इति<sup>36</sup>,

(B.22) साहित्यसद्भावोपपत्तेरिति।

v स<sup>37</sup> च सर्वप्रकाराविशेषः<sup>38</sup> त्रिविधः, व्यक्तितो जातितः साध्यधर्मतश्च इति<sup>39</sup>।

यथा घटादौ कृतकत्वं, तद्वद्वद्रूपत्वादिसर्वाकारसहचरितं<sup>40</sup> उपलब्धं इहानित्यत्वं गमयत्तद्वद्रूपतामपि गमयेदविशेषात् नचेत्\*<sup>41</sup> अनित्यतामपि न गमयेदिति।

एवं घटत्वादिसहचरितं<sup>(C.48)</sup> उपलब्धं घटत्वसामान्यं<sup>42</sup> अपि गमयेदविशेषात् ।

एवं महानसे—धूमस्तदग्निसहचरित उपलब्धः पर्व ते वह्निं गमयंस्तं अपि<sup>43</sup> गमयेत्<sup>44</sup>, न चेदेवं न गमयेत् एव<sup>45</sup> इति।

तदशिष्यं, उत्कर्ष समान्तर्भावात्<sup>6</sup>।

पक्षदृष्टान्तभेदस्थितौ<sup>7</sup> उत्कर्ष प्रवृत्तिः; इह तु न तथेति चेत्, न, जातिसाधर्म्या विशेषे<sup>8</sup> अपि धर्मि भेदस्थिते<sup>9</sup> अविरोधात्<sup>50</sup>।

व्यक्तविशेषापादाने<sup>1</sup> (O.27) भेदाभावादुत्कर्षाभावइति चेत्, न, <sup>vi</sup>अतादात्म्ये सति तादात्म्यस्यै वोत्कर्षणीयत्वात्, अरजते रजतारोपवत् ।

कस्तर्हि साध्यदृष्टान्तयोर्धर्म विकल्प? तदतद्वृत्तौ वेति।

न चैवंपूर्वोदाहरणसङ्ग्रहः, न चायं<sup>52</sup> न्यायसंप्रदायः, तस्मात् यथान्यासं<sup>53</sup> एवास्तु कृतमनु न्यासे नै<sup>55</sup> इति<sup>55</sup> ॥ 23 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:अविशेषसम् <sup>2</sup> O,M,T:-क्रमोपदर्शनाय<sup>3</sup> O,M,T:-स्थानप्रकारं <sup>4</sup> O,M,T:-न्तरमात्रोप-  
<sup>5</sup> O,M,T:प्रत्यवस्थानसम्भ- <sup>6</sup> O,M,T:वार्तिकेदर्शनत् <sup>7</sup> O,M,T:om. <sup>8</sup> T:om.  
<sup>9</sup> O,M,T:अविशेषापादकधर्मा <sup>10</sup> O,M:-धर्मत्वं <sup>11</sup> O,M:-धर्मत्वं <sup>12</sup> O,M,T:सत्त्वाद्यन्यतमं  
<sup>13</sup> O,M,T:अन्यत् <sup>14</sup> O,M,T:या <sup>15</sup> O,M,T,AN:च <sup>16</sup> O,M,T,B:अनित्यलक्षणो  
<sup>17</sup> O,M,T:कथं <sup>18</sup> O,M:om. <sup>19</sup> O,M,T:इति <sup>20</sup> O,M,T,B:अविशेष-  
<sup>21</sup> A:जातिशङ्कर-, O,M,T,AN:-सङ्करः <sup>22</sup> O,M,T:-जातिलोपो <sup>23</sup> O,M,T:-कारधर्मत्वेन  
<sup>24</sup> O,M,T:द्रव्यगुणकर्मणाम् <sup>25</sup> O,M,T:अनित्यताधर्म- <sup>26</sup> O,M,T,AN:शब्दघटयोः  
<sup>27</sup> O,M,T,AN:घटजातीयत्वं <sup>28</sup> O,M,T,AN:om. <sup>29</sup> O,M,T:अप्रति- <sup>30</sup> O,M,T:अनुपक्रमात् <sup>31</sup> M,T:अस्य  
<sup>32</sup> B:किञ्चित्<sup>33</sup> O,M,T:साधनत्वदर्शनं B:असाधकत्वदर्शनं <sup>34</sup> O,M,T:om. <sup>35</sup> O,M,T:सर्वाकारेण  
<sup>36</sup> O,M,T,B:om. <sup>37</sup> O:om. <sup>38</sup> T:सर्वाकारविशेषः; O,M:सर्वाकाराविशेषः <sup>39</sup> O,M,T,AN:om.  
<sup>40</sup> O,M,T:तद्गतघटरूपतादि-, B:तद्गतघटरूपत्वादि- <sup>41</sup> O,M,T:एवं <sup>42</sup> O,M,T,B:घटत्वादिसामान्यं  
<sup>43</sup> T:om., O,M:एव <sup>44</sup> T:अवगमयेत् <sup>45</sup> O,M,T:om. <sup>46</sup> O,M,T:उत्कर्षान्त- <sup>47</sup> O:-स्थिता  
<sup>48</sup> O,M,T:जातिसाध्यधर्मतोविशेषे <sup>49</sup> O,M,T:धर्मभेदस्थित्युत्तर <sup>50</sup> O,M,T:विरोधात् <sup>51</sup> M,T:व्यक्तविशेष-  
O:-पादाने <sup>52</sup> O,M,T:चैवं <sup>53</sup> O,M,T:-न्यायं <sup>54</sup> O,M,T:अनुन्यायेन <sup>55</sup> O,M,T:om.

<sup>i</sup> AN 45.13:तत् किं साधनधर्मोपपत्तेरेव नेत्याह। “सद्भावोपपत्तेः” <sup>ii</sup> AN 46.6ff:एवञ्च प्रवर्तते—यदि कृतकत्वलक्षणै कधर्मोपपत्तेर्शब्दयोरनित्यत्वलक्षणोविशेषः; सत्त्वाद्ये कधर्मोपपत्तेर्लोक्यस्य एवाविशेषः

<sup>iii</sup> AN 46.9:तादात्म्येनाविशेषेपक्षाद्यविभागः। तज्जातीयत्वेनाविशेषेपक्षात्सङ्करप्रसङ्गरः

<sup>iv</sup> AN 46.14ff:द्रव्यत्वलक्षणै कधर्मोपपत्तेः नवानां अविशेषः क्रियावत्त्वं स्यात् । ऐन्द्रियकत्वलक्षणै कधर्मोपपत्तेर्वा शब्दघटयोरेव मूर्तत्वमविशेषः स्यात् घटजातीयत्वं तद्वदतादात्म्यं एवेति <sup>v</sup> AN 46.24f:न च सर्वप्रकाराविशेषेऽप्यविधः, व्यक्तिः, जातिः, साध्यधर्मतश्च। यथा घटादौ कृतकत्वं तद्वदरूपत्वादिसर्वाकारसहचरितमुपलब्धं घटत्वादिसामान्यमपि गमयेत्; अविशेषात् एवं महानसेऽपि धूमः तदग्निसहचरित उपलब्धः सर्वतोऽनुगमयेयंस्तामवगमत्से, न चेदेवं न गमयेदेवेति। मैवं उत्कर्षसमान्तर्भावादित्यन्ये। पक्षदृष्टान्तभेदस्थितौ उत्कर्षप्रवृत्तिः; अत्र तु न तथेति चेन्न जातिसाध्यधर्माविशेषोपादानेऽपि धर्मि विशेषस्थितेरविरोधात् <sup>vi</sup> AN 46.30:अतादात्म्ये सति तादात्म्यस्यै वोत्कर्षणीयत्वात्, अरजते रजततादात्म्यारोपवत्



(T.56)दोषमूलानु सन्धानसूत्रं—

क्वचित् तद्धर्मानु पपत्तेः क्वचिच्चोपपत्तेः प्रतिषेधाभावः ॥5.1.24 ॥

“क्वचित्” सत्तादौ सति तस्य<sup>3</sup> व्यापकतया यो धर्मस्तस्य “अनु पपत्तेः”, “क्वचित्” कार्यत्वादौ सति तस्य व्यापकतया यो धर्मोऽनित्यत्वादिः<sup>4</sup> तस्य “उपपत्तेः<sup>5</sup> प्रतिषेधाभावः<sup>6</sup>”।

(C.49)एवं चार्थतः परिवर्त्य योजनापि “क्वचित्” अविशेषमात्रे यथोक्ते “तद्धर्मानु पपत्तेः<sup>7</sup>” व्याप्यतया सत्तादेरनु पपत्तेः “क्वचिच्च” अनित्यत्वादौ कार्यत्वादेस्तथा “उपपत्तेः प्रतिषेधाभावः<sup>8</sup>”।

<sup>1</sup>तदिदं युक्ताङ्गहीनत्वम्\*<sup>9</sup>, प्रतिबन्धं<sup>10</sup> युक्तं अङ्गं<sup>11</sup> अनपेक्ष्यप्रकृतजातिप्रवृत्तेः<sup>12</sup>।

एवं हि प्रत्युत्तरक्रमः—किमयं सद्भावः कार्यत्वस्यासाधकत्वे दृष्टान्तस्तत्साधकत्वे \*<sup>13</sup> कार्यत्वं वा<sup>14</sup> \*<sup>15</sup> समानधर्मत्वादितिहेतुपरिगृहीतो<sup>6</sup> वाऽविशेषे<sup>17</sup> स्वतन्त्रं<sup>18</sup> साधनं वा प्रसङ्गो<sup>19</sup> वेति।

न प्रथमः, केवलदृष्टान्तस्य<sup>20</sup> असाधकत्वात्, अव्यवस्थानात्<sup>21</sup> च।

न द्वितीयस्तत एव, व्याघाताच्च।

न तृतीयचतुर्थौ<sup>1</sup> (T.57) प्रतिबन्धासिद्धेः, तद्रहितस्य साधकत्वाभ्युपगमेस्वोक्तिव्याघाताच्च।

पञ्चमस्तु यदि सत्त्वात्<sup>22</sup> अविशिष्टं<sup>23</sup> स्यादिति वा, यदि कार्यत्वादविशेषः स्यात् सत्त्वात् अपि<sup>24</sup> स्यादिति वा?

न प्रथमः, व्याप्तौ सत्यां सिद्धसाधनात्<sup>25</sup>। (B.23) बाधे न विपर्ययापर्यवसानाच्च।

(O.28) अव्याप्तेरेव न (T.58) द्वितीयः<sup>26</sup>। न हि कृतकत्वानित्यत्वरूपाविशेषसाधकत्वं<sup>27</sup> सत्त्वस्याविशेषसाधकत्वेन<sup>8</sup> \*<sup>29</sup> व्याप्तमिति।

एतेने श्वरानुमानेषु त्वे नशादीनां विषाणित्वाविशेषप्रसङ्ग इत्यादि व्याख्यातं<sup>30</sup> ॥ 24 ॥

<sup>1</sup> O,M,T,B:दुष्टत्वमूल- <sup>2</sup> O,M,T:धर्मा-, AN:तच्छब्दधर्मा- <sup>3</sup> M,T:om. <sup>4</sup> O,M,T,B:-त्वादिकः <sup>5</sup> T:तयोप-  
<sup>6</sup> O,M lack from here (M:”त्रु टितोभागः”). <sup>7</sup> O,M lack to here. <sup>8</sup> O,M,T:प्रतिषेधः <sup>9</sup> O,M,T:उक्तं  
<sup>10</sup> O,M,T,AN:प्रतिबन्धं <sup>11</sup> O,M,T:om. <sup>12</sup> B:प्रकृति- <sup>13</sup> O,M,T:वा <sup>14</sup> O,M,T:om.  
<sup>15</sup> O,M,T:उभयत्र <sup>16</sup> O: हेतुःपरि- <sup>17</sup> M,T:विशेषे <sup>18</sup> O,M,T:स्वतन्त्र+ <sup>19</sup> O,M,T:न  
<sup>20</sup> O,M,T,B:केवलं दृष्टान्तमात्रस्य <sup>21</sup> A:अव्यवस्थानात् <sup>22</sup> A:सत्त्वादि+ <sup>23</sup> A:विशिष्टं <sup>24</sup> M,T:इति  
<sup>25</sup> O,M,T:-साधनत्वात् <sup>26</sup> M,T:द्वितीयं <sup>27</sup> O,M,T:कृतकत्वस्यानित्यरूपा- <sup>28</sup> M:-त्वे <sup>29</sup> M:न  
<sup>30</sup> O,M,T:प्रत्याख्यातं

<sup>1</sup> AN 47.13f:तदिदं युक्ताङ्गहीनत्वम् प्रतिबन्धं युक्तमङ्गमनपेक्ष्यप्रकृतजातिप्रवृत्तेः

(C.50) उभयकारणोपपत्ते रूपपत्तिसमः ॥5.1.25 ॥

वादिना प्रमाणेऽभिहिते<sup>1</sup> प्रतिवादी यदा स्वपक्षेऽपि<sup>2</sup> प्रमाणमुपपादयति तदोपपत्तिसम इति।

अर्थादुभयकारणोपपत्तिर्मात्र साक्षात् प्रतिपक्षं साधयति, किन्तु प्रतिपक्षकारणं<sup>3</sup> उपपादयति साधयतीति यावदिति प्रकरणसमादितो भेदः।

तथा च वार्तिकम्—“नित्यानित्यकारणं चैकत्र उपपद्यत<sup>4</sup> इत्युपपत्तिसमार्थः। नित्यानित्यपक्षाभ्यां प्रत्यवस्थानात् प्रकरणसम इति भेद’ इति।

टीकाप्येवमेव यदाह<sup>5</sup>—“स्वपक्षसिद्ध्या<sup>6</sup>” इति प्रकरणसमे “स्वसाधने नै वै” इति उपपत्तिसमे (T.59) पूर्वत्र सिद्ध्यात् स्वसाधनात् स्वपक्षसिद्धेति तात्पर्यम् उत्तरत्र तु स्वसाधने न\*<sup>8</sup> स्वसाधनसिद्धेति।

किमित्यध्याहार इति चेत्, अन्यथा सम्भवात्<sup>9</sup>। न हि प्रतिसाधने न बाधप्रतिरोधाभ्यां प्रकारान्तरमस्ति।

बाध एवैकत्र प्रतिसाधने न<sup>0</sup> (C.51) अन्यत्र प्रतिपक्षसिद्ध्या<sup>11</sup> इति चेत्, न, विपरीतसाधनं बाधनमिति पर्यायत्वात्। प्रतिपक्षसिद्धेश्च साध्यान्तराभावात्।

ii तत्<sup>12</sup> इयं<sup>13</sup> एवं प्रवर्तते—(O.29)iii अनित्यः शब्दः कार्यं त्वादित्युक्तेयद्यनित्यपक्षे प्रमाणं कार्यं त्वमस्तीत्यनित्यः; ननु नित्यपक्षेऽपि किञ्चित्<sup>14</sup> प्रमाणं<sup>15</sup> भविष्यति, मदुक्तत्वात्, त्वत्पक्षवत्<sup>16</sup>; त्वत्पक्षमत्पक्षयोरन्यतरत्वात्, प्रकृतसन्देहविषयत्वात्, विप्रतिपत्तिविषयत्वात्, मद्बुद्धिविषयत्वादित्येवमादिवृहस्पतिमतानुशिष्टमन्यदपि हेतुजातं प्रतिसन्धेयम् तथा च त्वत्पक्षस्य बाधः प्रतिरोधो वा \*<sup>17</sup> प्रसक्तः<sup>18</sup>।

तदस्याः सामान्यतः प्रमाणसम्भावना द्वारं, हेतुर्दूष्यः; बाधप्रतिरोधावारोप्यौ, तदाभासा चेयं इति ॥ 25 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:वर्णिते <sup>2</sup> O,M,T:om. <sup>3</sup> O,M,T:प्रतिपक्षे कारणं<sup>4</sup> A:उपद्यत <sup>5</sup> M,T:om. O: यदा

<sup>6</sup> O,M,T:-सिद्धेः (NVTT 1136.17) <sup>7</sup> M,T:स्वपक्षसाधने नै (NVTT 1136.18) <sup>8</sup> O,M,T:एव

<sup>9</sup> M,T:अन्यथार्थां स <sup>10</sup> O,M,T:प्रतिसन्धाने न <sup>11</sup> O,M,T:-सिद्धेः <sup>12</sup> C:तदीयं <sup>13</sup> C:om.

<sup>14</sup> O,M,T:प्रमाणं <sup>15</sup> O,M,T:किञ्चित् <sup>16</sup> O,M,T:om. <sup>17</sup> O,T:इति <sup>18</sup> O,M,T:om.

<sup>i</sup> NV 1136.11f: नित्यकारणञ्चानित्यकारणं चैकत्र उपपद्यत इत्युपपत्तिसमः। नित्यानित्यपक्षाभ्यां प्रत्यवस्थानात् प्रकरणसम इति भेद

<sup>ii</sup> AN 49.11ff: यदि यमेवं प्रवर्तते—शब्दोऽनित्यः कार्यं त्वादित्युक्तेयद्यनित्यपक्षे प्रमाणमस्तीत्यनित्यः, ननु नित्यपक्षेऽपि किञ्चित् प्रमाणं भविष्यति, मदुक्तत्वात्, त्वत्पक्षवत्; त्वत्पक्षमत्पक्षयोरन्यतरत्वात्, प्रकृतसंशयविषयत्वात्, विप्रतिपत्तिविषयत्वात्, इत्यादि वृहस्पतिमतानुशिष्टमन्यदपि हेतुजातं प्रतिसन्धेयम् तथा च पक्षस्य बाधः प्रतिरोधो वा। तदस्याः सामान्यतः प्रमाणसाधनद्वारं। बाधप्रतिरोधावारोप्यौ तदाभासा चेयं <sup>iii</sup> TR 191.2ff: अनित्यः शब्दः कार्यं त्वादित्युक्तेयद्यनित्यत्वे प्रमाणं कार्यं त्वमस्तीत्यनित्यः; तर्हि नित्यत्वपक्षेऽपि किञ्चित् प्रमाणं भविष्यति। वादिप्रतिवादिनोरन्यतरत्वात् त्वत्पक्षमत्पक्षयोरन्यतरत्वात् प्रकृतसन्देहविषयत्वात् विप्रतिपत्तिविषयत्वाद्वा त्वत्पक्षवत्

(T.60)दोषचिन्तासूत्रं—

उपपत्तिकारणानु ज्ञानादप्रतिषेधः ॥5.1.26॥

(B.24)वादिसाध्योपपत्तिकारणानु ज्ञान् अयं<sup>1</sup> अप्रतिषेधो विरोधात् । न ह्यनु ज्ञानप्रतिषेधौ एकस्य<sup>3</sup> सम्भवत इत्यर्थः । सोऽयं व्याघातः, अननु ज्ञाने वा स्वीयमपि नानु जानीयादविशेषात् ।

प्रातिस्विकदुष्टत्वं<sup>5</sup> तु युक्ताङ्गहीनत्वं अनधिकबलस्याबाधकत्वात् ।

अस्य<sup>6</sup> अधिकबलाभ्युपगमं (T.61)वा स्थापनाहेतोः दोषान्तरवचनं अनुपजीवकत्वात् ।

प्रतिरोधस्तु न हीनाधिकाभ्यां<sup>9</sup> कस्यचित्, न च तुल्यत्वं वास्तवं<sup>10</sup> मिथोविरुद्धयोः ।

ततो<sup>11</sup> विशेषजिज्ञासायां प्रतिपक्षोपपत्तेर्विशेषतः प्रतिपत्तेः स्थापनाहेतोरेव विशेषो जिज्ञास्यः, (C.52)न चास्याङ्गान्तरवैकल्यमिति । तेनैव विकलेन<sup>12</sup> (T.62)भवितव्यं, उपपादय<sup>13</sup> वास्य \*<sup>14</sup> वैकल्यं<sup>5</sup> ।

स्यादेत्—उपाधिरेवात्र कश्चिददृश्यो<sup>16</sup> भवेत् । तद्व्यावृत्तिश्च त्वत्साध्यव्यावृत्तिलक्षणे मत्पक्षे प्रमाणं स्यादिति उपाधिरूपं विशेषमदृष्ट्वा च प्रतिरोधदेशना<sup>17</sup> अप्युपपद्येतेति चेत्, न ; उपाध्यसिद्धौ तद्व्यावृत्तेरप्यसिद्धेः मदुक्तत्वादीनामपि तथैवोपाध्याक्रान्तिप्रसङ्गेन व्याघाताच्च ।

उपाधिसन्देहोऽस्त्विति चेत्, न; (T.63)सन्दिग्धासिद्धेन सिद्धस्य प्रतिरोधानुपपत्तेः ।

उपाधिसन्देह एव दूषणमस्तु, (O.30)\*<sup>18</sup> तद्वारेण प्रतिरोधसन्देहो वेति चेत्, न; एवं तर्हि नेदं साधनं सर्वथानुपलभ्यमानोपाधिशङ्काग्रस्तत्वात्<sup>9</sup> प्रतिपक्षशङ्काग्रस्तत्वात् \*<sup>20</sup> इति वा<sup>21</sup> वाक्यार्थः<sup>22</sup> । तदिदमनुत्तरं स्वात्मप्रतिपक्षेपकत्वात्<sup>23</sup> ।

अथैवं स्यात्—नेदं साधनमसिद्धव्याप्तिकत्वात् । असिद्धव्याप्तिकञ्चेदं सन्दिग्धोपाधित्वात्<sup>24</sup> । (T.64)एवं हि स्वात्मप्रतिपक्षेपो<sup>25</sup> \*<sup>26</sup> निवर्तते । विपक्षे बाधकेन<sup>27</sup> विशेषात् । तथा हि<sup>28</sup> असिद्धव्याप्तिकस्य \*<sup>29</sup> साधनत्वे<sup>30</sup> सर्वं सर्वस्माद्गम्ये तदिति<sup>31</sup> सन्दिग्धोपाधिकस्यापि व्याप्तिसिद्धौ<sup>32</sup> विरोधः । उपाधिविरहनिश्चयो हि व्याप्तिसिद्धिरनिश्चयश्च सन्देह इति । न प्रकृते<sup>33</sup> अपि<sup>34</sup> तर्कसहायस्वीकारे \*<sup>35</sup> विपक्षबाधकस्य<sup>36</sup> विद्यमानत्वात् । तथा च युक्ताङ्गहीनत्वम् शङ्कां प्रति बाधकाभावस्य \*<sup>37</sup> युक्तस्यैव अङ्गस्य<sup>38</sup> अनपेक्षणात् ।

(C.53)बाधकेऽपि शङ्केति चेत्, न<sup>39</sup> पुनरपि स्वात्मप्रतिपक्षेपो<sup>40</sup> दुर्वारः स<sup>41</sup> इति । तदिदमुक्तं “उपपत्तिकारणानु ज्ञानादप्रतिषेध इति ॥ 26 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:om.

<sup>2</sup> T:-षेघात् <sup>3</sup> O,M,T:एकत्र

<sup>4</sup> O,M,T,PA:अनुज्ञाने <sup>5</sup> O,M,T,B:-दुष्टत्वमूलं

<sup>6</sup> O,M,T:स्वस्य

<sup>7</sup> O,M,T:-बलत्वाभ्यु-

<sup>8</sup> T:उपजीवक-

<sup>9</sup> O,M,T,B:हीनाभ्यधिकाभ्यां

<sup>10</sup> T:om.

<sup>11</sup> O,M,T:सतो

<sup>12</sup> O,M,T:विकल्पेन

<sup>13</sup> O,M,T:उपपाद्यं

<sup>14</sup> O,M,T:एव

<sup>15</sup> O,M,T:कैवल्यं

<sup>16</sup> O,M,T:मृग्यो

<sup>17</sup> O,M,T:-चोदना

<sup>18</sup> A:तद्वारा <sup>19</sup> M,T:-शङ्काश्रयत्वात्, O:-शङ्काश्रितत्वात्

<sup>20</sup> O,M,T,B:वा

<sup>21</sup> O,M,AN:om.

<sup>22</sup> O,M,T:जातिवाक्या- <sup>23</sup> O,M,T,B,(PR,AN):स्वार्थप्रति

24 O,M,T,B:-ओपाधिकत्वात् 25 O,M,T:स्वार्थं प्रति 26 B:अपि 27 C,T,B:बाधके न 28 O,M,T:om.  
 29 O,M,T:अपि 30 O,M,T:साधकत्वे 31 O,M,T:om. 32 O,M,T,B:-सिद्धौ 33 O,M,T:om.  
 34 O,M,T:om. 35 O,M,T:अपि 36 O,M,T:विपक्षे बाधकस्य 37 O,M,T:हेतोः  
 38 O,M,T:om. 39 O,M,T:om. 40 O,M,T:स्वार्थं प्रति 41 O,M,T:om.

<sup>i</sup> AN 50.23f:तर्हि ने दंसाधनं सर्वं थानु पलभ्यमानोपाधिशङ्काग्रस्तत्वात्तृति वाक्यार्थः । तदिदमनु चरंस्वार्थं प्रतिक्षेपकत्वात्

<sup>ii</sup> AN 50.26f:तथा हि—असिद्धव्याप्तिकस्य गमकत्वे सर्वं सर्वं स्मात् सिद्धे त्

## निर्दिष्टकारणाभावेऽप्यु पलम्भादुपलब्धिसमः ॥5.1.27 ॥

(T.65)(B.25)<sup>i</sup>वादिना निर्दिष्टस्य प्रमित्यङ्गस्य व्यापारवतो \*<sup>1</sup> अभावेऽपि साध्यस्योपलम्भात्<sup>2</sup>  
 प्रत्यवस्थानमुपलब्धिसमइति सूत्रार्थः<sup>3</sup> । तदेतत्प्रत्यवस्थानरूपं<sup>4</sup> उक्तम् ।

बीजन् त्वस्यावधारणविकल्पः, स च अयं<sup>5</sup> अर्थं लभ्यः, एवकारार्थं अनुपक्रम्य \*<sup>7</sup> अप्यर्थेन प्रत्यवस्थानायोगात् ।  
 अत एव प्रत्युत्तरसूत्रेभाष्यं “न तु नियम उच्यते<sup>ii</sup>” इति। वार्तिकमपि “न \*<sup>8</sup> कारणान्तरं प्रतिषिध्यते<sup>iii</sup>” इति<sup>9</sup>।  
 एतत् सर्वं अभिसन्धाय<sup>10</sup> टीकाकारो (C.54)अपि एवं<sup>11</sup> आह—“एवञ्च नायोगव्यवच्छेदेन<sup>v</sup>” इत्यादि।

तदियं पञ्चधा—<sup>v</sup>साध्याभावेऽपि धर्म्युपलभ्यत इति बाधः, <sup>vi</sup>साधनाभावेऽपि \*<sup>12</sup> उपलभ्यत इति असिद्धिः<sup>13</sup>,  
 उभयाभावेऽपि<sup>14</sup> धर्म्युपलभ्यत इत्युभयं साधनाभावेऽपि साध्यधर्म उपलभ्यत इत्यव्याप्तिः, साध्यधर्माभावेऽपि  
 (O.31)साधनधर्म उपलभ्यत इत्यव्याप्तिः \*<sup>15</sup>।

तत्र प्रथमा<sup>16</sup> एवं प्रवर्तते—<sup>vii</sup>पर्वतो \*<sup>17</sup> अग्निमान् इत्युक्ते किं पर्वत एवाग्निमान् उत पर्वतोऽग्निमान् एव इति।  
 नाद्यः, महानसादीनां \*<sup>18</sup> अग्निमत्त्वोपलब्धेः<sup>19</sup>। न द्वितीयः, अग्निं विनाप्यस्य कदाचिदुपलब्धेरिति।

द्वितीया<sup>20</sup> तु <sup>viii</sup>धूमवत्त्वादित्युक्ते धूमो धर्मिणा किमन्ययोगव्यवच्छेदेन सम्बध्यते, किमुत अयोगव्यवच्छेदेन<sup>21</sup>  
 इति। न प्रथमः, पर्वतेवृक्षादीनां<sup>22</sup> अप्युपलम्भात् द्वितीयोऽपि न, धूमस्य<sup>23</sup> अपि तस्य कदाचिदुपलब्धेः इति<sup>24</sup>।

(T.66)तृतीया तु उक्तसमाहारेण द्रष्टव्या।

चतुर्थी पुनः पर्वतोऽग्निमान् धूमवत्त्वादित्युक्ते <sup>ix</sup>किमत्रावधार्यते ; किं पर्वत एव \*<sup>25</sup> अग्निमान् एव, यद्वा  
 धूमवत्त्वादेव इति। न प्रथमः, महानसादीनामपि तथाभावोपलम्भात् । न द्वितीयः, वृक्षादीनामपि तत्र \*<sup>26</sup>  
 उपलम्भात्<sup>27</sup>। न तृतीयः, तत्र आलोकादपि तदुपलब्धेः इति<sup>28</sup>।

एवमेव समव्याप्तिकेऽपि<sup>29</sup> व्यापारं (C.55)उपादाय<sup>30</sup>। यथा उत्पत्तिमत्त्वस्यापरामर्शोऽपि प्रत्ययभेदभेदित्वादेरपि  
 अनित्यत्वोपलब्धेरिति।

<sup>x</sup>पञ्चमी तु अन्वयिसम्भवे<sup>31</sup> सद्दूषणं<sup>2</sup> एवेति जातिसामान्यलक्षणव्यवच्छिन्ने ति<sup>33</sup> नातिप्रसङ्गः। केवलव्यतिरेकिणि  
 तु<sup>34</sup> प्रतिज्ञालक्षणे<sup>35</sup> दिङ्गागचोद्यवत् आस्यतिव्याप्तिप्रसङ्गेन<sup>36</sup> द्रष्टव्या।

तदत्रावधारणविकल्पानु पपत्तिरं, हेतु दूष्य; बाधोऽसिद्धिरुभयं अव्यास्यतिव्याप्ती<sup>37</sup> चेति<sup>8</sup> यथायोगमारोप्याणि,  
तदाभासा चे यमिति ॥27 ॥

- <sup>1</sup> O,M,T,TR:अपि    <sup>2</sup> O,M,T,TR:साध्योप-    <sup>3</sup> O,M,T:अर्थः    <sup>4</sup> O,M,T:प्रत्यवस्थानस्य स्वरूपं  
<sup>5</sup> O,M,T:om.    <sup>6</sup> O,M,T,A,C:अनु क्रम्य    <sup>7</sup> O,M,T:अप्यन्यथा    <sup>8</sup> O,M,T:तु, NV:साध्यान्तराणां,  
<sup>9</sup> O,M,T:om.    <sup>10</sup> O,M,T:प्रतिसन्धाय    <sup>11</sup> O,M,T:om.    <sup>12</sup> O,M,T,B,(TR,AN):धर्मि  
<sup>13</sup> O,M,T:सिद्धिः    <sup>14</sup> O,M,T:वा    <sup>15</sup> O,M,T,AN:इति    <sup>16</sup> O,M:प्रथम    <sup>17</sup> O,M,T,AN:अयं  
<sup>18</sup> O,T,B,(TR,AN):अपि    <sup>19</sup> O,M,T:-त्वोपपत्तेः    <sup>20</sup> O,M lack from here.    <sup>21</sup> A:-व्यवच्छेन  
<sup>22</sup> C,M,T:वृषा-    <sup>23</sup> PA,AN:निर्धूमस्य    <sup>24</sup> O,M lack to here.    <sup>25</sup> O,M,T,B,AN:अथ    <sup>26</sup> T,B:एव  
<sup>27</sup> O,M,T,AN:उपलब्धेः    <sup>28</sup> O:om.    <sup>29</sup> O,M,T:om.    <sup>30</sup> T:उपदाय    <sup>31</sup> C,B:अन्वय-  
<sup>32</sup> O,M,T,B:सदूषणं    <sup>33</sup> B:जातिसमा-    <sup>34</sup> T:om.    <sup>35</sup> T:सु प्रति    <sup>36</sup> T:आतिव्यास्यतिप्र-, O,M:अतिव्यास्यतिप्र-  
<sup>37</sup> O:अव्याप्तिरतिव्याप्तिः    <sup>38</sup> O,M,T:च

<sup>i</sup> TR 193.7:वादिना निर्दिष्टस्य प्रमित्यङ्गस्य व्यापारवतोऽप्यभावे ऽपिसाध्योपलम्भात् प्रत्यवस्थानम्    <sup>ii</sup> Cf.NBh 1139.3f:न कार्यस्य कारणनियमः    <sup>iii</sup> NV 1138.6f    <sup>iv</sup> NVTT 1138.15f    <sup>v</sup> TR 192.6f:साध्याभावे ऽपि धर्म्युपलभ्यतइति बाधः, AN 52.14ff:साध्याभावे ऽपि धर्म्युपलभ्यतइति बाधः। साधनाभावे ऽपि धर्म्युपलभ्यतइति असिद्धिः। उभयाभावे ऽपि धर्म्युपलभ्यत इत्युभयं। साधनाभावे ऽपिसाध्यधर्म उपलभ्यत इत्यव्याप्तिः। साध्यधर्माभावे ऽपिसाधनधर्म उपलभ्यत इत्यतिव्याप्तिरिति। तत्र प्रथमे एवं प्रवर्तते—पर्वतोऽयमग्निमान् इत्युक्ते किं पर्वत एवाग्निमान्, उत पर्वतोऽग्निमान् एव? नाद्यः, महानसादीनामपि वह्निमत्त्वोपलब्धेः। नान्त्यः, अग्निं विनाप्यस्योपलब्धेः। द्वितीया तु धूमवत्त्वादित्युक्ते धूमोऽपि धर्मिणा किमन्ययोगव्यवच्छेदे न सम्बध्यते, उतायोगव्यवच्छेदे न। नाद्यः, पर्वते वृक्षादीनामप्युपलब्धेः। नान्त्यः, निर्धूमस्यापि तस्य कदाचित्तुपलब्धेः। तृतीया, उक्तसमाहारेण द्रष्टव्या। चतुर्थी तु पर्वतोऽग्निमान् धूमवत्त्वादित्युक्ते किमत्रावधार्यते। किं पर्वत एव, अथाग्निमान् एव, यद्वा धूमवत्त्वादेव नाद्यः, महानसादीनामपि तत्त्वोपलम्भात्। न द्वितीयः, वृक्षादीनामपि तत्रोपलब्धेः। न तृतीयः, कदाचित् आलोकादपि तदुपलब्धेः    <sup>vi</sup> TR 192.9:साधनाभावे ऽपि धर्म्युपलभ्यतइति असिद्धिः    <sup>vii</sup> TR 192.4ff:पर्वतोऽग्निमान् इत्युक्ते किं पर्वत एवाग्निः उत पर्वतोऽग्निमान् एवेति। न प्रथमः, महानसादीनामप्यग्निमत्त्वोपलम्भात्। न द्वितीयः, अग्निं विनापि कदाचित् पर्वतस्योपलब्धेः    <sup>viii</sup> TR 192.7f:धूमवत्त्वादित्युक्ते धूमः किं धर्मिणा न्ययोगव्यवच्छेदे न सम्बध्यते, उतायोगव्यवच्छेदे न। न प्रथमः, पर्वते वृक्षादेरप्युपलब्धेः। न द्वितीयः, धूमाभावे ऽपि कदाचित् पर्वतोपलब्धेः    <sup>ix</sup> TR 192.11f:किमत्रावधार्यते। किं पर्वत एवाग्निमान् उताग्निमान् एव पर्वतः। किं धूमवत्त्वादेव इति

<sup>x</sup> AN 52.32:पञ्चमी तु अन्वयिसम्भवे सदुत्तरमेव

(T.67)दुष्टत्वमूलचिन्तासूत्रं—

(B.26)कारणान्तरादपि तद्धर्मोपपत्तेरप्रतिषेधः ॥5.1.28 ॥

एकस्मिन्नवधारणविकल्पेऽपि<sup>1</sup> न<sup>2</sup> अनभ्युपगमं दर्शयन्नुपलक्षणतया विकल्पान्तरे (C.56)अप्यनभ्युपगममाह। तेन अनुमानानङ्गानां अवधारणानां अनभ्युपगमार्त् इत्यर्थः। तदिदमयुक्ताङ्गाधिकत्वम्। मया तावदेवमेवाभ्युपगम्यतइति चेत्, न; अभ्युपगमविषयाभावात्, व्याघाताच्च। अवधारणविकल्पानुपपत्त्या स्वात्मनोऽपि व्याप्तेरिति ॥28 ॥

- <sup>1</sup> O,M,T:om.    <sup>2</sup> O,M,T:om.    <sup>3</sup> O,M,T:-मानाङ्गानां    <sup>4</sup> O,M,T:अभ्यु-    <sup>5</sup> T:-विषयभावात्  
<sup>6</sup> O,M,T:-पत्तेः

तदनु पलब्धे रनु पलम्भात्अभावसिद्धौ तद्विपरीतोपपत्ते ? अनु पलब्धिसमः ॥5.1.29 ॥

अस्योपलक्षणमर्थः ।<sup>i</sup> अनु पलब्ध्याहि विषयी धर्म उपलक्ष्यते, <sup>ii</sup> ते न उपलब्ध्यनु पलब्धी<sup>(O.32)</sup> इच्छानिच्छे द्वेषाद्वेषौ कृत्यकृती शक्त्यशक्ती उत्पत्त्यनु त्पत्ती व्यवहृत्यव्यवहृती \*<sup>5</sup> (T.68) इत्यादयः<sup>6</sup> सङ्ग हीता भवन्ति। यद्यपि च<sup>7</sup> \*<sup>8</sup> विषयिधर्माणां<sup>(C.57)</sup> मध्ये मूर्द्धाभिषिक्तत्वादुपलब्धिरेवोपलक्षणं वक्तुमु चित्ता तथाप्यु पलब्धिसमानां सङ्करो<sup>10</sup> मा भूदित्यनु पलब्धिरुक्ता।

<sup>iii</sup> तेन यद्विषयिधर्मेष्वेव भावभागमाकृष्योपलब्धिसमलक्षणं<sup>11</sup> व्याख्यातं, अभावभागे<sup>12</sup> चानु पलब्धिसमा व्यवस्थापिता, <sup>iv</sup> तदशिष्यमनादेशिकत्वात्, भाष्यकाराद्यु दाहरणासङ्गहात्<sup>3</sup> च। न च<sup>14</sup> तत् सदुत्तरमेव \*<sup>15</sup> अयु क्ताङ्गाधिकत्वात् न चासम्भवदुक्तिकं<sup>16</sup>, व्यवच्छेदवाक्यार्थ रूचीनां<sup>7</sup> तथा प्रत्यवस्थानस्य सुलभत्वात् न चान्यत्रान्तर्भू तंलक्षणासङ्करात्<sup>18</sup> (T.69) इति।

तस्माद्भावाभावाभ्यामियमेव द्विमु खी। उपलक्षणार्थानु गमाभ्यामियं<sup>19</sup> एव द्विनाम्नी अनु पलब्धिसमाविषयिधर्म समा चेति।

कथं पु नरुपलक्षणे सूत्रकारस्याभ्यु पगम उन्ने यः? अनिष्टिसमादीनां<sup>20</sup> अपि उदाहरणदर्श नात् । तल्लक्षणान्तराप्रणयनात् । “विप्रतिपत्तौ च संप्रतिपत्तेः” “अव्यवस्थात्मनि व्यवस्थितत्वाच्चाव्यवस्थाया<sup>vi</sup>” इत्यादिसूत्रदर्श नाच्च।

\*<sup>21</sup> एतद्वाक्येनैव गतार्थम् । तथा च “अन्यदन्यस्मात् अनन्यत्वात्<sup>22</sup> अनन्यदित्यन्यथाभावः<sup>vii</sup>”, “(C.58) अनियमे नियमान्नानियम<sup>viii</sup>” इति सूत्रे वाक्यलतयै व<sup>3</sup> व्याख्यात (T.70) इति चेत्, ननु<sup>24</sup> एवं, विवक्षिताप्यनु पलब्धिसमावाक्यलं एव, तु ल्ययोगक्षेमत्वादिति जातिः स्यात् ।

<sup>ix</sup> अथ (B.27) कल्पितदूष्यं दूषणं छलमुक्तं न चात्रानु पलब्धिपदार्थः कल्पितः, अपि त्वनु पलब्धिः स्वात्मन्यप्यनु पलब्धिर्न वेत्यु पक्रम्य दूषणमतो न च्छलं तल्लक्षणायोगात् । न च विशेषलक्षणात् तथा \*<sup>25</sup> अभिधोपचारतात्पर्यं वृत्तिव्यत्ययाभावात्\*<sup>26</sup> । तदेतत् तु ल्यमन्यत्रापि।

(T.71)<sup>x</sup> कथं तर्हि (O.33) टीकाकारो \*<sup>27</sup> अन्यानियमयोः<sup>28</sup> अनन्यत्वनियमाभ्यां<sup>29</sup> प्रत्यवस्थानं वाक्यलमित्याह? शब्दान्तरनिमित्तकल्पनाद्वारेणार्थान्तरकल्पनं<sup>0</sup> आश्रित्य। तथा हि कञ्चित्<sup>31</sup> विषयं सम्बन्धिनमवधिच्चापेक्ष्य केचिद्विषयिणः सम्बन्धिनो व्यावृत्ताश्चेति तच्छब्दा अपि तन्निमित्ता<sup>32</sup> (C.59) एवेति व्यवस्थिते (T.72) विषयान्तरसम्बन्धन्तरावध्यन्तरनिमित्तां<sup>33</sup> कल्पयित्वा वचनं विहन्ति चेत् \*<sup>34</sup> छलमेव यदा तु नै वंतदा जातिरिति सङ्क्षेपः।

तदयं सूत्रार्थः — यथानु पलब्धे विषयिणो धर्मस्य आपादितात्<sup>35</sup> अनु पलम्भाद्विषयतु ल्यतयादूषणमनु पलब्धिसमः; तथान्यत्रापि विषयिणि धर्मे बोद्धव्यः<sup>36</sup> \*<sup>37</sup>।

एवञ्च प्रवर्तते—<sup>xi</sup>उपलब्ध<sup>38</sup> लिङ्गादि सिद्ध्यङ्ग<sup>39</sup> इति। तदर्थं मयंप्रयोगः। उपलब्धिश्चोपलब्धिरूपेण यत्र प्रवर्तते<sup>0</sup> तदुपलब्धिमिति \*<sup>41</sup> अविवादम्<sup>42</sup>। तदियं<sup>43</sup> आत्मनि<sup>44</sup> अपि ताद्रूप्येण वर्तते न वा? वर्तते चेत्, इयमपि उपलब्धा स्यात् विषयवत्, तथा च नोपलब्धिरुपलब्धत्वाद्द्विषयवदेव। नेति पक्षे, स्वात्मनि <sup>xii</sup>स्वरूपेणावृत्तेः नासावुपलब्धिरितिकथं तद्वृत्तेर्हेत्वादिरुपलब्धः स्यादिति व्यर्थः प्रयासः<sup>45</sup>।

एवं अनुपलब्धावप्यनुपलब्धिस्वात्मनि स्वरूपेण<sup>6</sup> वर्तते न वा? वर्तते चेद्विषयवत्<sup>17</sup> अनुपलब्धास्यात् तथा च तद्वदेव तदभावः स्यात् \*<sup>48</sup>, स चोपलब्धिरूप<sup>49</sup> इति विपरीतापत्तिः। न वेति पक्षे \*<sup>50</sup>, स्वात्मनि स्वरूपेणावृत्तेर्न स्यादेवेति विपरीतापत्तिः \*<sup>51</sup>। उभयथापि हेत्वंशो<sup>52</sup> असिद्धिः।

\*<sup>53</sup> ताद्रूप्येण वृत्तावप्यनुपलब्धिर्मानुपलब्धा न वा नास्ति। (T.73) तद्वृत्तं<sup>54</sup> हि<sup>55</sup> विषयो<sup>56</sup> अपि नानुपलब्धः; न वा न स्यादिति अनैकान्तिको हेतुः इति।

एवमिच्छानिच्छादिषु<sup>57</sup> अपि<sup>58</sup> नामपरिवर्तने न्नप्रयोगा<sup>59</sup> द्रष्टव्याः<sup>60</sup>। तद्विशेषे<sup>61</sup> (O.34) खल्वपि।

<sup>xiii</sup>सन्दिग्धे न्यायः प्रवर्तते—सन्देहविषयश्च सन्दिग्धः। अथ सन्देहः (C.60) स्वात्मनि<sup>62</sup> ताद्रूप्येर्न<sup>63</sup> वर्तते न वा? प्रथमे, सन्दिग्धः सन्देहः कथमन्यव्यवच्छेदं<sup>64</sup> कुर्यात्<sup>65</sup>, नेति पक्षे \*<sup>66</sup> सन्देहो न स्यादेव स्वात्मनि ताद्रूप्येणावृत्तेरितिन्यायविषयाभावः। एवं भ्रमकामादिषु<sup>67</sup> अपि बोद्धव्यं।

तत् अस्य<sup>68</sup> विषयी<sup>69</sup> धर्मो द्वारं, प्रयोगो दूष्यः, प्रतिकूलतर्कत्वं आरोप्यं, <sup>xiv</sup>अतिपीडया<sup>70</sup> (B.28) असिद्धिः अनैकान्तिकत्वात्, तदाभासा<sup>71</sup> चेयमिति ॥29॥

1 O,M,T:-लम्भ+ 2 M,T:-ओपलब्धेः 3 O,M,T:ते तु 4 O,M,T,TR:उपपत्त्यनुपपत्ती  
5 O,M,T,TR:भेदाभेदौ 6 O,M,T,TR:इत्येवमादयः 7 O,M,T:om. 8 O,M,T:अत्र  
9 O,M,T:-समायाः 10 M,T,A,B,C:असङ्करो 11 O,M,T:-समालक्षणं 12 O,M,T:-भागे न  
13 O,M,T:-काराभ्युपगतोदा 14 O,M,T:हि 15 O:अन्व... 16 O,M,T:-उक्तिकत्वं  
17 O,M,T:रुचितां 18 C:लक्षणसं- 19 A:इदं 20 O,M,T,(PA):अनिष्ट- 21 O,M,T:तत्  
22 O,M,T,B:om. 23 O,M,T:-छलार्थं तयैव 24 O,M,T:न तु 25 O,M,T,B:हि 26 O,M,T,B:इति  
27 O,T,B:अपि 28 T:अन्यनियमयोः 29 O,M,T:अन्यत्व- 30 O,M,T:-र्थकल्पनां 31 A:किञ्चित्  
32 O,T:-निमित्तका 33 O,M,T:-निमित्तकतां 34 O,M,T:तत् 35 O,M,T,B:आपादित+ 36 O,M,T:बोद्धव्यं  
37 O,M,T:इति 38 O,M,T:उपलब्धि+ 39 O,M,T,TR:साध्याङ्गं 40 O,M,T:वर्तते 41 O,M,T:अपि  
42 M,T:संवादं, O:संवादं 43 M,T:इदं 44 O,M,T:स्वात्मनि 45 O,M,T,AN:प्रयोगः 46 O,M,T:ताद्रूप्येण  
47 T:विषयतत्+ 48 O,M,T:इति 49 M,T:-स्वरूप 50 O,T,B:अपि 51 O,M,T:इति  
52 O,M,T:हेत्वंश+ 53 O,M,T:अथ 54 O,M,T:om. 55 O,M,T,AN:तर्हि 56 O,M,T:तद्विषयो  
57 T:इच्छादिषु 58 O,M,T:om. 59 O,M,T:प्रयोगो 60 O,M,T:द्रष्टव्यः 61 O,M,T:-विषये  
62 O,M,T:ताद्रूप्येण 63 O,M,T:स्वात्मनि 64 O,M,T,B,AN:अन्यं व्यवच्छिन्न्यात् 65 O,M,T,AN:om.  
66 B:तु 67 O,M,T:भ्रमादिषु 68 O,M,T:अस्या 69 O,M,T:विषयि+ 70 O,M,T,TR:अतिपीडयां  
71 O,M,T:एत-

<sup>i</sup> AN 53.29: अनु पलब्ध्याहि विषयी धर्म उपलक्ष्यते <sup>ii</sup> TR 195.1: ते च उपलब्ध्यानु पलब्धीइच्छानिच्छे द्वेषाद्वेषौ कृत्यकृती शक्त्यशक्ती उपपत्त्यनु पपत्ती व्यवहृत्यव्यवहृती भेदाभेदौ इत्येवमादयः AN 54.1f: तेन उपलब्ध्यानु पलब्धी इच्छानिच्छाद्वेषाद्वेषकृत्यकृतिशक्त्यशक्त्यु त्पत्त्यनु त्पत्तिव्यवहृत्यव्यवहृत्यादयसङ्ग ह्यन्ते <sup>iii</sup> AN 55.3: एतेन यद्विषयिधर्मेष्वेवभावभागमाकृष्योपलब्धिसमलक्षणं <sup>iv</sup> TR 195.8: तदशिष्यमनादे शिकत्वात् <sup>v</sup> NS 2.1.3 <sup>vi</sup> NS 2.1.4 <sup>vii</sup> NS 2.2.31 <sup>viii</sup> NS 2.2.55 <sup>ix</sup> AN 56.7: अथ कल्पितदूष्यं दूषणं, ततो यदि वादिविवक्षितमर्थं तिरस्कृत्याविवक्षितमारोऽप्यदूषणं स्यात् तदा छलत्वम् । अत्र त्वनु पलब्धिः स्वात्मन्यनु पलब्धिर्न वेति विकल्प्य दूषणमिति । वादिविवक्षितमपि विकल्पानु कृतं अतो न छलं तल्लक्षणयोगः । <sup>x</sup> AN 56.18f: कथं तर्हि टीकाकारोऽन्यानियमयोरनन्यत्वानियमाभ्यां प्रत्यवस्थानं वाक्यलमित्याह <sup>xi</sup> TR 195.9ff: उपलब्धं लिङ्गं साध्याङ्गमिति तदर्थाऽयं प्रयोगः <sup>xii</sup> AN 56.29ff: अनु पलब्धिरूपे णावृत्ते र्नासाधूपलब्धिरिति कथं तद्वृत्ते र्हेत्वाद्यु पलब्धं स्यादिति व्यर्थः प्रयोगः । एवमनु पलब्धिः स्वात्मनि ताद्रूप्यो वर्तते न वा, वर्तते चे द्विषयवदनु पलब्ध्या स्यात् । तथा च तद्वदेव तदभावः स्यात् । स चोपलब्धिरूपविपरीतापत्तिः । नेतिपक्षे स्वात्मनि स्वरूपे णावृत्तेः न स्यादेवेत्यतोविपरीतापत्तिः । उभयतात्वे हेतुः ; सोऽसिद्धः । अथ वा ताद्रूप्ये णस्वात्मनि वृत्तावप्यनु पलब्धिर्नानु पलब्ध्या वा नास्ति, तद्वत् तर्हि विषयोऽपि नानु पलब्धेन वा न स्यादित्यनै कान्तिकोहेतुः <sup>xiii</sup> TR 197.4f: सन्दिग्धे न्यायः प्रवर्तते AN 57.8: सन्दिग्धे न्यायः प्रवर्तते । तत्र सन्देहस्य स्वात्मनि वृत्तौ सन्दिग्धः सन्देहः कथमन्यं व्यवच्छिन्द्यात् । अवृत्तौ सन्देहो न स्यादेवेतिन्यायविषयाभावः । एवं भ्रमप्रमेयावाच्यम् । तदन्याः स्वात्मनि तदतद्रूपतापत्तिः मूलं, प्रयोगो दूष्यः, प्रतिकूलतर्कत्वमारोप्य, अतिपीडयासिद्ध्यनै कान्तिकत्वञ्च तदाभासा चे यम् <sup>xiv</sup> TR 198.1: अतिपीडायामसिद्धिः अने कान्तिकंवा

दुष्टत्वमूलं<sup>1</sup> तु<sup>2</sup>—

अनु पलम्भात्मकत्वादानु पलब्धे रहेतुः ॥ 30 ॥

अस्यापि उपलक्षणे तात्पर्यम् । “उपलम्भात्मकत्वादुपलब्धे रहेतुः” इत्यादिसूत्रविपरिणामेन सर्वत्र \*<sup>3</sup> समाधानप्रवृत्तेः इति<sup>3</sup> ।

अक्षरार्थं स्तु—अनु पलब्धिः स्वात्मनि ताद्रूप्येण वर्तते इति अद्वा न त्वस्यायमर्थः स्वविषयेति ; अपि तु, तदात्मिकेति । तथा च असौ<sup>5</sup> अनु पलब्धिः<sup>6</sup> उपलभ्यवन्न स्यादिति \*<sup>7</sup> अहेतुः ।

उपलभ्यं \*<sup>8</sup> नास्तीत्यवधार्यते तन्निषेधकात् प्रमाणादानु पलब्धेः उपलम्भात्<sup>9</sup> ; न चासौ स्वात्मनोऽपि<sup>10</sup> प्रतिषेधकं<sup>11</sup> प्रमाणं निषेधो वा न हि<sup>12</sup> उपलम्भाभावः<sup>13</sup> स्वप्रतियोगिनं<sup>14</sup> विधत्ते स्वप्रतियोगिरूपो वा । तथात्वे वा स एव न स्यात् । को विदधति<sup>15</sup> को वा तद्रूपः स्यात् इति<sup>16</sup> अहेतुः<sup>17</sup> । तदिदं युक्ताङ्गहीनत्वं निषेधकप्रमाणं<sup>8</sup> अनपेक्ष्यनिषेधसाधनात् ।

<sup>1</sup>अयुक्ताङ्गाधिकत्वं वा । अयुक्तस्यै कस्वात्मनि<sup>19</sup> निषेधकत्वस्य निषेधरूपत्वस्य<sup>20</sup> वा स्वीकारात् इति ।

अने कान्तो \*<sup>21</sup> (T.74) अनु पलम्भः सत्यपि गतत्वादित्यप्यहेतुः । अनु पलम्भात्मकत्वादानु पलब्धे र्विशेषणान्तररहितत्वादितियावत् । तदिदं अविषयवृत्तित्वम् । यत्<sup>22</sup> हि<sup>23</sup> निर्विशेषणा व्यभिचरेत् किमायातं (O.35) विशिष्टायाः एकदेशगुणदोषयोः समुदायाविषयत्वात् । अन्यथा विशेषणोपादानवैयर्थ्यात् ।



योग्यानु पलब्धिस्तुभावाभावयोरपि अभावं<sup>24</sup> नातिवर्तत इति।

एवं (C.61) तर्हि विशिष्टानु पलब्धिः अनु पलब्धेः<sup>25</sup> अप्यभावं उपलब्धिं गमयेत् न चेदेवं विवक्षितमप्यभावं न गमयेदविशेषात् । तत्र गतावितरेतराश्रयदोषः अगतौ<sup>26</sup> अनु पलब्धिरसमर्थेति एतदपि अहेतुः। अनु पलम्भात्मकत्वात्<sup>(T.75)</sup> अनु पलब्धेर्निषेधकप्रमाणात्मकत्वात् तथा च स्वविषये<sup>27</sup> समर्थं त्वेन्यत्रासामर्थ्यं न क्षतिमावहतीत्यर्थः ।

अथोभयोरपि विधायकप्रमाणगोचरत्वं किं न स्यात्? अभावोच्छेदप्रसङ्गात् ।<sup>ii</sup> अथ विपर्ययः कस्मान्न भवति? स्वभावविपर्ययप्रसङ्गात् तदिदं अविषयवृत्तित्वमन्यत्रासामर्थ्यान्यत्र शक्तेः<sup>28</sup> अदूष्यत्वात् ।

भावे तूपलभ्यमानेऽभावानु पलब्धिः पृष्टलभेति<sup>9</sup> ॥ 30 ॥

- |                                     |                                |                           |                                |                              |                       |
|-------------------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------|------------------------------|-----------------------|
| <sup>1</sup> O,M,T:-मूलचिन्तासूत्रं | O,M,T:om.                      | <sup>3</sup> O,M,T:om.    | <sup>4</sup> A:सर्वत्र         | <sup>5</sup> O,M,T:om.       |                       |
| <sup>6</sup> M,T:सानु प             | <sup>7</sup> O,M,T:अयं         | <sup>8</sup> O,M,T:हि     | <sup>9</sup> A:उपलम्भावात् ,   | O,M,T:अनु पलम्भाभावात्       |                       |
| <sup>10</sup> O,M,T:om.             | <sup>11</sup> O,M,T:निषेधकं    | <sup>12</sup> O,M,T:अपि   | <sup>13</sup> O,T:-भाव+        | <sup>14</sup> T:स्वरूपप्रति- |                       |
| <sup>15</sup> O,T:विदधीत            | <sup>16</sup> O,M,T:om.        | <sup>17</sup> O,M,T:om.   | <sup>18</sup> O,M,T:निषेधकप्र- |                              |                       |
| <sup>19</sup> O,M,T,AN:स्वात्म+     | <sup>20</sup> O,M,T:स्वात्मनि- | <sup>21</sup> O,M,T:हेतुः | <sup>22</sup> B:यदि            | <sup>23</sup> O,M,T:इह       |                       |
| <sup>24</sup> O,M,T:अभावान्         | <sup>25</sup> O,M,T:उप-        | <sup>26</sup> B:om.       | <sup>27</sup> O,M,T:-विषय+     | <sup>28</sup> B:अशक्तेः      | <sup>29</sup> C:पृष्ठ |

<sup>i</sup> AN 57.26f:अयुक्ताङ्गाधिकत्वं अयुक्तस्यैकस्वात्मनिषेधकत्वस्यस्वीकारात् <sup>ii</sup> AN 58.15:अथ विपर्ययः कस्मान्न भवति, स्वभावविपर्ययप्रसङ्गात्

(C.62) तथापि भावाभावयोर्विधिनिषेधगोचरतां कथमवधार्य तद्व्याह—

(B.29) ज्ञानविकल्पानां \*<sup>2</sup> भावाभावसंवेदनात् अध्यात्मम् ॥.1.31 ॥

\*<sup>4</sup> अस्ति नास्ति उपलम्भे<sup>5</sup> नोपलम्भे<sup>6</sup> इति ज्ञानविकल्पाः, तेषां भावाभावविषयत्वसंवेदनादध्यात्ममनसा न \*<sup>7</sup> उपपत्तिसाध्यमित्यर्थः ।

यस्तु स्वात्मनि<sup>8</sup> निषेधकं स्वनिषेधरूपं वा प्रमाणमभ्युपगच्छेदन्यदोषेणदृष्टं वा अन्यत्रासामर्थ्ये<sup>10</sup> अन्यत्रासामर्थ्यं वा, \*<sup>11</sup> तस्य स्वोक्तिव्यापनात् सर्वत्र व्याघात इति।

एवमुपलब्धावपि उपलब्धिः<sup>12</sup> स्वात्मनि तादृष्येण<sup>(T.76)</sup> वर्तत इत्यद्वा न त्वस्यायमर्थः स्वविषयेति किन्तु तदात्मिकेति। तथा च तदनुपलब्धेः सैव न स्यात्, तदभावाद्धेत्वादिरपि \*<sup>13</sup> तद्विषयः कथमुपलब्धः स्यादित्यहेतुः।<sup>(O.36)</sup> उपलम्भात्मकत्वादुपलब्धेः। न हि स्वविषयत्वव्यावृत्तेः<sup>14</sup> स्वयं<sup>15</sup> एव व्यावर्तते चक्षुरादेरपि तथाभावप्रसङ्गात् ।

नापि स्वरूपवेदनमस्याः स्वविषयवेदनं अपि<sup>16</sup> तु तद्वेदनरूपतैवा। अन्यथा सर्ववित्तीनां सर्वविषयत्वप्रसङ्गात् ।

तद्वित्तौ तद्विशिष्टार्थं व्यवहारविलोपप्रसङ्ग<sup>7</sup> इति चेत्, इष्ट एवायमर्थः। एतावता हि तद्विशिष्टस्य<sup>8</sup> व्यवहारकाले तद्वेदनं सिद्ध्यति। न तु ते नै वेति स्रे यंजातिः अंशतः<sup>19</sup> <sup>ii</sup>कीर्ति मपिव्यामोहितवती। यदाह—“अप्रत्यक्षोपलम्भस्य नार्थं दृष्टिः<sup>20</sup> प्रसिध्यति” इति ॥ 31 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:-षे धयोग्यता <sup>2</sup> O,M,T,B,AN:च <sup>3</sup> AN:-वेदन+ <sup>4</sup> M,T:न <sup>5</sup> O,M,T:-लम्भो, B:-लभे  
<sup>6</sup> O,M,T:अनुपलम्भ B:-लभे <sup>7</sup> O,M,T,AN:इदं <sup>8</sup> O,M,T:स्व+ <sup>9</sup> O,M,T,B:स्वरूपनि-  
<sup>10</sup> O,M,T:अन्यद्यत्रा- <sup>11</sup> O,M,T:न <sup>12</sup> T:अनुप <sup>13</sup> O,M,T:कथं <sup>14</sup> O,M,T:स्वविषयव्या-  
<sup>15</sup> O,M,T:स्वविषयं <sup>16</sup> O,M,T:किं <sup>17</sup> O,M,T:-हारलोप- <sup>18</sup> B:तद्विशिष्ट+ <sup>19</sup> C,B:अन्तः  
<sup>20</sup> O,M,T,B:अर्थसिद्धिः

<sup>i</sup> AN 59.1ff:अस्ति नास्त्युपलभतेनोपलभत इत्यादयो ज्ञानविकल्पाः, तेषां अध्यात्मं भावाभावसंवेदनात्नेदमुपपत्तिसाध्यमित्यर्थः। यस्तु स्वात्मनिषेधकं स्वात्मनिषेधरूपं वान्यविषयकं प्रमाणमभ्युपगच्छेदन्यदोषेण दुष्टं स्वान्यत्रासामर्थ्येन समर्थं वा तस्य स्वोक्तिव्यापनात् सर्वत्र व्याघात <sup>ii</sup> AN 59.20:कीर्ति मपिव्यामोहितवती

(C.63)साधर्म्यात्तु ल्यधर्मोपपत्तेः सर्वा नित्यत्वप्रसङ्गादनित्यसमः ॥5.1.32 ॥

अस्याप्युपलक्षणमर्थः। साधर्म्यं वद्वैधर्म्येणापिप्रत्यवस्थानसम्भवात्, तथा शब्दानित्यत्ववत् पर्वताग्निमत्त्वादावपि साध्यान्तरे सावकाशत्वात् तथा हि—प्रकृतोदाहरणे तावत्<sup>1</sup> यदि (T.77)आकाशवैधर्म्यादनित्यःशब्दः, त्रैलोक्यं एव<sup>2</sup> तद्वैधर्म्यादनित्यंभवेत् यदि महानससाधर्म्यात्पर्वतोऽग्निमान्, तत्साधर्म्यात्त्रैलोक्यंअग्निमद्भवेत्\*<sup>3</sup>। एवंप्रकाराणामन्यत्रानन्तर्भावात् प्रकृतेन तु ल्ययोगक्षेमत्वाच्च। तस्माद्दिगुपदर्शनमात्रं एतत्। अत एवोपक्रमे साधर्म्यात्“तु ल्यधर्मोपपत्तेः” इत्याह। न तु अनित्योपपत्तेः<sup>5</sup> इति।

तेनायं सूत्रार्थः—अनित्यत्वप्रयोगे<sup>6</sup> साधर्म्यात् सर्वा नित्यत्वप्रसङ्गवत् धर्मान्तरात्<sup>7</sup> साध्यधर्मोपपत्तिप्रसङ्गेन प्रत्यवस्थानमनित्यसमः। अन्वर्थं संज्ञातु साध्यधर्म समेति।

कथं (B.30)पुनरियमविशेषसमातो भिद्यते। <sup>ii</sup>तत्र <sup>iii</sup>पक्षादेः अविशेषमात्रापादानात्<sup>8</sup>, इह तु विपक्षस्य<sup>9</sup> सपक्षत्वापादानात्<sup>10</sup> (O.37)विशेषः, <sup>iv</sup>परिकरस्तु तद्वदेव ॥32 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:om. <sup>2</sup> O,M,T,TR:अपि <sup>3</sup> O,M,T,AN:इति <sup>4</sup> O,M,T:उपदर्शन <sup>5</sup> O,M,T:अनित्यत्वोप-  
<sup>6</sup> C, O,M,T,B:-योग+ <sup>7</sup> O,M,T:om. <sup>8</sup> O:पादानात्<sup>9</sup> M,T:पक्षस्य <sup>10</sup> A:-त्वापादानात्  
O,M,T:-त्वसाधनात्

<sup>i</sup> TR 199.1:यदि आकाशवैधर्म्यादनित्यःशब्दः, त्रैलोक्यमपितद्वैधर्म्यादनित्यंभवेत् तथा यदि महानससाधर्म्यात्अग्निमान् पर्वतः, तर्हि तत्साधर्म्यात्त्रैलोक्यमप्यग्निमद्भवेत्तद्व्यादि, AN 60.9f:यदि आकाशवैधर्म्यादनित्यःशब्दः, त्रैलोक्यं तर्हि ततोऽनित्यं स्यात् एवं यदि महानससाधर्म्यात्तृणिरिः अग्निमान्, एवं ततो त्रैलोक्यमग्निमद्भवेदिति <sup>ii</sup> AN 60.14f:तत्र पक्षादीनामविशेषमात्रोपादानात्, इह तु विपक्षस्य सपक्षत्वापादानेऽपि <sup>iii</sup> NR 217.4f:पक्षादेः अविशेषमात्रापादानं तत्र, इह तु विपक्षस्य सपक्षत्वापादानं विशेषः

<sup>iv</sup> TR:199.5:परिकरस्तु तद्वदेव

(C.64)दुष्टत्वचिन्तासूत्रं \*<sup>1</sup>—

साधर्म्या दसिद्धेः प्रतिषेधासिद्धिः<sup>2</sup> प्रतिषेध्यसाधर्म्यात् ॥ 5.1.33 ॥

<sup>1</sup>इदं विवक्षितासाधकं असाधकसाधर्म्यात्<sup>4</sup>, अस्ति च<sup>5</sup> तदस्य घटधर्मत्वं नामेति जातिवाक्यार्थः। अयञ्च स्वात्मानमपि व्याप्नोति।

<sup>ii</sup>इदमपि वाक्यं विवक्षितमर्थं न प्रतिपादयति<sup>6</sup>, तदप्रतिपादकसाधर्म्यात् अस्ति च तदस्य प्रतिज्ञाद्यवयवयोगित्वं स्थापनावाक्येने त्रिव्याघातः, तदिदमुक्तं प्रतिषेध्ये नसाधर्म्यादिति।

अथवा, नेदं विवक्षितार्थं साधकं समानधर्मत्वात् सत्त्ववदिति जातिवाक्यार्थः। सोऽपि तथा समानधर्मत्वादिति अस्मात्<sup>7</sup> अपि<sup>8</sup> न विवक्षितसिद्धिः, समानधर्मत्वात् यथा प्रतिषेध्यसाधर्म्यात् प्रतिषेध्यञ्च तत् साधर्म्यञ्चेति कर्मधारयः।

यद्वा, नेदं विवक्षितार्थं साधकं घटधर्मत्वात् सत्त्ववत्<sup>10</sup> इति जातिवाक्यार्थः<sup>11</sup>। सोऽपि तथा नियमानभ्युपगमात् । तथा हि <sup>iii</sup>नेदं प्रतिषेधसाधकमाकाशधर्मत्वात् स्थापनावाक्यवदिति व्याघातः। तस्मात् साधर्म्यवैधर्म्यमात्रं अत्राविवक्षितम् B3 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:तु<sup>2</sup> O,M,T:प्रतिषेध्या- <sup>3</sup> O,M,T:प्रतिषेध्या- <sup>4</sup> M,T:असाधर्म्यात् <sup>5</sup> O,M,T:om.

<sup>6</sup> O,M,T,TR:-पादयेत् <sup>7</sup> O,M,T:om. <sup>8</sup> O,M,T:om. <sup>9</sup> O,T:om.

<sup>10</sup> O,M,T,B:सत्त्वधर्मवत् <sup>11</sup> O,M,T:जात्युत्तरार्थः<sup>12</sup> O,M,T:-वैधर्म्यरूपत्वं B:वैधर्म्यरूपत्मात्रं

<sup>i</sup> TR 199.5f:इदं विवक्षितार्थं साधकं असाधकसाधर्म्यात् अस्ति च तदस्य घटधर्मत्वं <sup>ii</sup> TR 199.8f:इदमपि वाक्यं विवक्षितमर्थं न प्रतिपादयेत्, तदप्रतिपादकसाधर्म्यात् अस्ति च तदस्य प्रतिज्ञाद्यवयवयोगित्वं स्थापनावाक्येने त्रिव्याघातः

<sup>iii</sup> TR 199.11:नेदं प्रतिषेधकमाकाशधर्मत्वात् स्थापनावाक्यवदिति व्याघातः

(C.65)अपि तु नियमः, तत्प्रतिपादनार्थं माह—

दृष्टान्ते च<sup>1</sup> साध्यसाधनभावेन प्रज्ञातस्य<sup>2</sup> धर्मस्य हेतुत्वात् तस्य चोभयथा<sup>3</sup> भावान् नाविशेषः ॥ 5.1.34 ॥

निगदव्याख्यातं<sup>4</sup> एतत् ।

“धर्मस्य” इति “तस्य चोभयथा<sup>5</sup> भावात्” इति च<sup>6</sup> वचनाल्लक्षणसूत्रमुपलक्षणबोध्यं<sup>7</sup>।

अनेन नियमरूपयुक्ताङ्गहीनत्वं दर्शितम् अविशेषसमाक्त् च<sup>8</sup> \*<sup>9</sup> समाधे रूपाक्रम इति ॥ 34 ॥

<sup>1</sup> O,M,T,TR:om. <sup>2</sup> M,T,TR:प्रतिज्ञातस्य <sup>3</sup> B:चोभयथा+ <sup>4</sup> O,M,T,B:-व्याख्यानं <sup>5</sup> B:चोभयथा+

<sup>6</sup> O,M,T:om. <sup>7</sup> O,M,T:बोद्धव्यं <sup>8</sup> M,T:om. <sup>9</sup> O,M,T:अत्रापि समानः

(T.78)नित्यमनित्यभावादनित्ये नित्यत्वोपपत्तेर्नित्यसमः ॥ 5.1.35 ॥

अत्रापि अनित्यशब्देन<sup>1</sup> सर्व<sup>2</sup> एव<sup>3</sup> विशेषणधर्मा उपलक्ष्यन्ते। “नित्यमनित्यभावात्” इत्यनेन तदतद्रूपताविकल्पः। स च सारूप्यवैरूप्याभ्यां (B.31)द्विरूपः। “नित्यत्वोपपत्तेः” (O.38)इत्यनेन विवक्षितानुपपत्तिमात्रं।

तेनायमर्थः—विवक्षितधर्मस्य<sup>4</sup> (C.66)तदतद्रूपताविकल्पानुपपत्त्या धर्मिणस्तद्विशिष्टत्वखण्डनं नित्यसमा<sup>8</sup>।

इयञ्च<sup>9</sup> संज्ञाधर्मान्तरे सुखदुःखशब्दवद्गौणी। गुणयोगश्चलक्षणमुक्तम्—अन्वर्था<sup>10</sup> तूपरञ्जकधर्मसमेति<sup>1</sup>।

तेन नित्यानित्य-भिन्नाभिन्न-कार्याकार्य-अस्तिनास्ति-सत्यासत्य-सदसत्-स्थिरास्थिर-एकानेक-अनुवृत्तानुवृत्त

विशेषणाविशेषण-सापेक्षानपेक्ष-क्रमाक्रम-वाच्यावाच्य-परोक्षपरोक्ष-वर्तमानावर्तमान-माह्वेयाह्वेय-सहितासहित-

विरुद्धाविरुद्ध-ज्ञाताज्ञात-इष्टानिष्ट-द्विष्टाद्विष्ट-कृताकृत-शक्ताशक्त-उत्पन्नानुत्पन्न-व्यवहृताव्यवहृत-इत्याद्यवान्तर-

घटाघट-सन्दिग्धासन्दिग्धादिसर्वविकल्पोपक्रमाः<sup>12</sup> सङ्गृहीता भवन्ति।

तदियमेवं प्रवर्तते—अनित्यः शब्द इति प्रतिज्ञायां आह—अनित्यत्वयोगादनित्यः \*<sup>13</sup> तदनित्यत्वमनित्यं नित्यं वा?

प्रथमे तदभावात् कथमनित्यः?

द्वितीयेऽपि धर्मस्य सदातनत्वाद्धर्मिणोऽपि तथात्वे कथमनित्यः? न हि धर्मिणिरपेक्षस्य<sup>4</sup> धर्मस्यावस्थानसम्भवं<sup>5</sup> इति<sup>16</sup> भाष्यादौ सुव्यक्तमेतत्।

अपि च, <sup>11</sup>अनित्यत्वं यदि नित्यं, कथमतदाकारमन्यत्र तदाकारतामापादयेत्<sup>7</sup>। अतिप्रसङ्गात्। न हि नीलं नीलीषु षंस्फटिके रक्ताकारतामापादयति।

नाप्यनित्यमेव \*<sup>18</sup> तदेतदाकारता<sup>9</sup> आपादयति। रक्तजपाकुसुमयोगात्<sup>10</sup> स्फटिकारुणिमवद्भ्रान्तत्वप्रसङ्गात्।

अतिप्रसङ्गात् (T.79)च। तदाकारघटयोगात्<sup>21</sup> \*<sup>22</sup> पटस्यापि घटाकारतापत्तेः<sup>23</sup>।

अपि च, तदाकारमपि अनित्यत्वमनित्यत्वान्तरयोगात् \*<sup>24</sup> (C.67)स्वभावतो<sup>25</sup> वा। न प्रथमोऽनवस्थानात्। न

द्वितीयः, अतस्त्वभावानां घटादीनां<sup>26</sup> नित्यत्वप्रसङ्गात् \*<sup>27</sup>। तेषामपि तत्स्वाभाव्ये द्रव्यत्वव्याघात (O.39)इति

सर्वथानसम्भवति प्रतिज्ञार्थः।

एवं हेतुदृष्टान्तयोरप्यनेनैकक्रमेण धर्मान्तरेऽप्युत्थानमस्य स्वयमूहनीयम् <sup>111</sup>बौद्धचार्या कवेदान्तिनां च<sup>28</sup> अत्रैव निर्भरः<sup>29</sup>।

सेयं सरूपेण<sup>30</sup>, विरूपेण<sup>31</sup> तु नित्यत्वे भिन्नत्वाभिन्नत्वादिना<sup>32</sup> अनित्यत्वे<sup>33</sup> कार्यत्वाकार्यत्वादिना<sup>4</sup> घटत्वादौ नित्यत्वानित्यत्वादिनेत्यादि।

तथा हि—<sup>iv</sup>नित्यः शब्द इति प्रतिज्ञायां नित्यत्वयोगान्नित्यः। (T.80)तत्किं ततो भिन्नमभिन्नं वा? भिन्नं चेत्, तदपि

भिन्नत्वयोगादित्यनवस्था। अन्यस्यान्यधर्म त्वेतिप्रसङ्गो वा, अभिन्नत्वे<sup>35</sup> त्वेकशेषस्थितौ आश्रयासिद्धिर्वा, कालात्ययापदेशो वा, घटादेरतद्रूपताया<sup>6</sup> असाधारण्यं वेति।

(B.32)<sup>v</sup> अनित्यः शब्द इत्युक्ते अनित्यत्वं कार्यं मकार्यं वा? कार्यं त्वेन सहोत्पत्तिः धर्मं धर्मि भावानुपपत्ते<sup>7</sup>, अत एव न पूर्वोत्पत्तिः। पश्चादुत्पत्तौ तदभावे नित्यः शब्द इति<sup>38</sup> स्यात् तथा च न तत्र अनित्यत्वावकाशो<sup>39</sup> विरोधात् । अकार्यं त्वेत्तु धर्मि णोऽप्यकार्यं त्वं तथापि कुतः अनित्यत्वं<sup>40</sup> विरोधादित्यादि।

<sup>vi</sup>घट इत्युक्ते घटत्वयोगाद्धटः, तत् किं<sup>41</sup> नित्यमनित्यं वा, प्रथमे घटस्यापि नित्यत्वप्रसङ्गः तद्धर्मि त्वात् नित्यपरममहद्धर्मि व्योमवत्<sup>2</sup>। (C.68) अनित्यत्वे सामान्यरूपत्वव्याघातः।

कार्या कार्यं विकल्पानुपपत्तिश्चेत्यादिशुष्कतर्कवादिमतानुसारमिति पत्तव्यम् ।

<sup>vii</sup>तदस्या धर्मं धर्मि भावोद्धारं, स एव दूष्यः, प्रतिकूलतर्कत्वमारोप्यं, तदाभासा चेयं इति ॥ 35 ॥

- <sup>1</sup> O,PA:नित्य-      <sup>2</sup> O,M,T:सर्व+      <sup>3</sup> O,M,T:om.      <sup>4</sup> O,M,T:विवक्षितार्था-      <sup>5</sup> O,M,T:विशेषण-  
<sup>6</sup> O,T:-रूपद्विकल्पा-, M:-रूपविकल्पा-      <sup>7</sup> O,M,T:-विशिष्टखण्डनं<sup>8</sup> O,M,T,B:-समः      <sup>9</sup> PA:वा      <sup>10</sup> T:अन्वार्था  
<sup>11</sup> M:-रञ्जकसमेति      <sup>12</sup> O,T:-कार्यं नामाश्रितसत्या,      A:-अस्तितानास्तित-,      O,M,T:-वान्तरपटापट-  
सन्दिग्धासन्दिग्धादिधर्मविकल्पोक्रमः; B:-एकानेकानुवृत्तानुवृत्त-/-द्विषाद्विष्ट-<sup>13</sup> O,M,T:तत्र      <sup>14</sup> T:धर्म-  
<sup>15</sup> O,M,T:-स्थानं सम्भवति      <sup>16</sup> O,M,T:om.      <sup>17</sup> O,M,T:आपादयति, B:आपादयेत      <sup>18</sup> O,M,T:तच्छब्दे  
<sup>19</sup> O,M,T:तदाकारतां      <sup>20</sup> O,M,T:-जपायोगात्<sup>21</sup> O,M,T:-पटयोगात्<sup>22</sup> O,M,T:अतदाकार+      <sup>23</sup> O,M,T:पटाकारोपपत्तिः  
<sup>24</sup> O,M,T:वा      <sup>25</sup> O,M,T:स्वतो      <sup>26</sup> O,M,T:पटा-      <sup>27</sup> O,M,T:च      <sup>28</sup> O,M,T:om.  
<sup>29</sup> O,M,T:निरुद्धारः      <sup>30</sup> C,B:स्वरूपेण O,M,T:सारूप्येण<sup>31</sup> O,M,T:वैरूप्येण      <sup>32</sup> O,M,T:भिन्ना-, PR:भिन्नाभिन्नादिना  
<sup>33</sup> T:अभिन्नत्वे O,M lack from here.      <sup>34</sup> T:कार्यं त्वादिना      <sup>35</sup> O,M lack to here.      <sup>36</sup> O,M,T:-तया  
<sup>37</sup> T:धर्मा भावादानुपपत्तिः; O,M:धर्मा भावानुपपत्तेः<sup>38</sup> O,M,T:om.      <sup>39</sup> C:अनित्यता-      <sup>40</sup> K,O,M,T,B:नित्यत्वं  
<sup>41</sup> O,M,T:om.      <sup>42</sup> O,M,T:नित्यत्वपरममहद्धर्मि-

<sup>i</sup> TR 200.8f:ततश्च नित्यानित्य-भिन्नाभिन्न-कार्या कार्य-आश्रितानाश्रित-सत्यासत्य-सदसत्-स्थिरास्थिर-एकानेक-अनुवृत्तानुवृत्तविशेषणाविशेषणसापेक्षानपेक्षक्रम-वाच्यावाच्य-परोक्षपरोक्ष-वर्तमानावर्तमानहेयाहेय-सहितासहित-विरुद्धविरुद्ध-ज्ञाताज्ञात-इष्टानिष्ट-द्विष्टाद्विष्ट-कृताकृत-शक्ताशक्त-उत्पन्नानुत्पन्नव्यवहृताव्यवहृत-घटाघट-सन्दिग्धासन्दिग्ध-इत्याद्यपीतरविकल्पोपक्रमाः सङ्गृहीता भवन्ति      <sup>ii</sup> AN 62.32f: अनित्यत्वं यदि नित्यं, कथमतदाकारमन्यतमाकारतामासञ्जयेत्  
<sup>iii</sup> AN 64.5: बौद्धचार्या कवे दान्तिनां चात्रै वनिर्भरः।      <sup>iv</sup> TR 202.1f: नित्यः शब्द इति प्रतिज्ञायां नित्यत्वयोगान् नित्यः। तच्च धर्मि णो भिन्नमभिन्नं वा, भिन्नं चेत्, भिन्नत्वयोगात् तदपि भिन्नान्तरयोगादित्यनवस्थापातः      <sup>v</sup> TR 202.5: अनित्यः शब्द इत्युक्ते अनित्यत्वं कार्यं मकार्यं वा?      <sup>vi</sup> TR 202.8f: घट इत्युक्ते घटत्वयोगाद्धटः तत्किं नित्यमनित्यं वा  
<sup>vii</sup> AN 64.6f: तदस्या धर्मं धर्मि भावोद्धारं, स एव दोषः, प्रतिकूलतर्कमारोप्यं, तदाभासा चेयं

दुष्टत्वमूलचिन्तासूत्रं—

प्रतिषेधे नित्यमनित्यभावात् अनित्ये<sup>1</sup> ऽनित्यत्वोपपत्तेः प्रतिषेधाभावः ॥5.1.36 ॥

<sup>1</sup> अनित्यतया “प्रतिषेधे” शब्दे नित्यमनित्यभावादित्ययं हेतु र्यद्विसिद्धः<sup>2</sup>, \*<sup>3</sup> प्रतिज्ञार्थो<sup>4</sup> न सिद्ध्यति, प्रतिज्ञार्थं श्रेण्

न हेत्वर्थः ; व्याघातात् । “अनित्ये<sup>5</sup> अनित्यत्वोपपत्तेः<sup>6</sup>” यः<sup>7</sup> \*<sup>8</sup> \*<sup>9</sup> प्रतिषेधः तस्याभाव इति योजने त्यक्षरार्थः ।  
तात्पर्यं त्वस्य यथायथं व्याघातमात्रोपलक्षणे ।

यत् तु<sup>10</sup> तदाकारमतदाकारं वा न<sup>11</sup> \*<sup>12</sup> अन्यत्र तदाकारतामापादयेत् अतिप्रसङ्गात् \*<sup>13</sup> । ii तदसत्, धर्म एव \*<sup>14</sup>  
धर्मिणस्तदाकारता, (T.81)न तु तेन आपाद्यं<sup>15</sup> (O.40)अर्था न्तरम् ।

तत् इदमयुक्ताङ्गाधिकत्वं<sup>6</sup> तदाकारापादकत्वं<sup>17</sup> \*<sup>18</sup> अयुक्तं अङ्गं<sup>19</sup> अधिकृत्य चोद्यप्रवृत्तेः ।

कथमन्यस्य अन्य<sup>20</sup> आकार इति चेत्, न ; आकारशब्देनात्मनोऽनभिधानात् ।

धर्मस्तु भिन्न एव धर्मिणः । अन्यथा विरोधात् काल्पनिकेऽपि धर्म धर्मिभावे तथाभूतस्यैव भेदस्य पु रस्कारात् न  
हि सर्वथा भेदानुल्लेखेन एव तद्विशिष्ट इति व्यवहारः ।

तथाप्यतिप्रसङ्गः कुतो न स्यात् । यथादर्शनं स्वभाव<sup>21</sup> एव<sup>22</sup> व्यवस्थानात् । अत एव अन्यत्र<sup>23</sup> समवेतो<sup>24</sup>  
अप्यन्यस्य धर्म उपलब्ध्यादिः (C.69) स्वभावादेव व्यवतिष्ठते ।

iii तदिदं युक्ताङ्गहीनत्वम् नायमे तस्य धर्मोऽन्यत्वात् अन्यसमवेतत्वात्<sup>5</sup> वा<sup>26</sup> इति व्यास्यसिद्धेः ।

iv स्वोक्तिव्यापनाच्च व्याघातः । v इदमसाधकमित्यत्रासाधकत्वयोगादसाधकं तत् किं तदाकारमतदाकारं वा  
भिन्नमभिन्नं वेत्यादिविकल्पोपक्रमस्य दुर्वा रत्वात् ।

एवमन्यत्वात्<sup>27</sup> अन्यसमवेतत्वादि च<sup>28</sup> हेतौ (B.33) घटादिदृष्टान्ते<sup>29</sup> च द्रष्टव्यं<sup>30</sup> तदिदमुक्तं  
“नित्यमनित्यभावादनित्ये नित्यत्वोपपत्तेः \*<sup>31</sup>” इति ।

vi धर्म धर्मिभावानभ्युपगमेवापि \*<sup>32</sup> हेतुसाध्यौ न<sup>33</sup> स्याताम् तदुपपत्तौ (T.82) वा न प्रतिषेध इत्यर्थः । तत् एव<sup>34</sup>  
स्फुटो व्याघातः ।

व्याप्तिभङ्गात् तु<sup>35</sup> युक्ताङ्गहीनत्वमर्थलभ्यम् यथायथं च अत्र<sup>36</sup> अभ्युपगमो द्रष्टव्यः । यथोपलब्धियोगात्<sup>37</sup>  
उपलब्धव्यवहारः<sup>38</sup> तत्रापि तथेति । उक्तियोगात् उक्तः<sup>39</sup> तत्रापि तथा । कृतियोगात् कार्यं तत्रापि तथेति ।

तस्मात् तर्काङ्गपञ्चकान्यतमहानिरत्रानुसन्धेये लिङ्गेषुः ॥ 36 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:अनित्यत्वे    <sup>2</sup> O,M,T,TR:असिद्धः    <sup>3</sup> O,M,T,TR:तदा    <sup>4</sup> O: -ज्ञादे...र्था T:-ज्ञादे M:-ज्ञादे...  
<sup>5</sup> O,M,T:तदनित्यो    <sup>6</sup> O,M:नित्य-    <sup>7</sup> O,M,T:om.    <sup>8</sup> O,M,T:हेतोः    <sup>9</sup> O,M,T:अयं  
<sup>10</sup> O,M,T:om.    <sup>11</sup> O,M,T:om.    <sup>12</sup> O,M,T:कथं    <sup>13</sup> O,M,T:इति    <sup>14</sup> O,M,T,TR,AN:हि  
<sup>15</sup> T:उत्पाद्यं <sup>16</sup> O,M,T:अयुक्तं    <sup>17</sup> M,T,B:-कारतापादानं, O: -कारतापादानं    <sup>18</sup> O,M,T:अधिकं  
<sup>19</sup> O,M,T,B,AN:om.    <sup>20</sup> T:अन्य+    <sup>21</sup> O,M,T:-भाव+    <sup>22</sup> O,M,T:om.    <sup>23</sup> B:om.    <sup>24</sup> B:अन्यसम-  
<sup>25</sup> O,M,T:अन्यधर्मसम-    <sup>26</sup> O,T,AN:om.    <sup>27</sup> O,M,T:अन्यत्व+    <sup>28</sup> O,M,T,AN:om.    <sup>29</sup> O,M,T:घटपटादि-  
<sup>30</sup> T:द्रष्टव्यं    <sup>31</sup> O,M,T:च    <sup>32</sup> O,M,T,TR:न    <sup>33</sup> O,M,T,TR:om.    <sup>34</sup> O,M,T:अत्र  
<sup>35</sup> O,M,T:om.    <sup>36</sup> O,M,T:om.    <sup>37</sup> O,M,T:तथो-    <sup>38</sup> O,M,T:उपलब्धि-    <sup>39</sup> O,M,T:उक्तिः

<sup>i</sup> TR 202.14:अनित्यतया प्रतिषेधे शब्दे नित्यमनित्यभावादित्यहेतु रसिद्धश्चेत्, तदा, AN 64.10:अनित्यतया प्रतिषेधे शब्दे

नित्यमसर्वदा अनित्यभावात् <sup>ii</sup> TR 203.2: तन्न, धर्म एव हि धर्मिणसाकारः; न तु ते नापाद्यमर्था न्तरं AN 64.21f: तन्न, धर्म एव हि धर्मिणस्तदाकरता न तु तदापाद्यमर्था न्तरम् तदिदमयुक्ताङ्गाधिक्यतदाकारतापादकमयुक्तमङ्गीकृत्यआपादनात् <sup>iii</sup> AN 64.19f: तदिदं युक्ताङ्गाहीनत्वम् नायमे तस्य धर्मो नित्यत्वादिति व्यास्यसिद्धेः <sup>iv</sup> AN 64.23ff: स्वोक्तिव्यापनाच्च व्याघातः। इदमसाधकमित्यत्रासाधकत्वयोगादसाधकम् । तत्किं तदाकारमन्याकारं, भिन्नमभिन्नमित्यादिविकल्पस्य दुर्वारत्वात् । एवमन्यत्वात् अनन्यत्वादिहेतौ घटादिदृष्टान्ते द्रष्टव्यं <sup>v</sup> TR 203.6f: इदमसाधकमित्यत्रासाधकत्वयोगादसाधकं तत्किं तदाकारमन्याकारं वा भिन्नमभिन्नं वा कार्यमकार्यवेत्यादिविकल्पप्रवृत्ते दुर्वारत्वात् <sup>vi</sup> TR 204.2f: धर्मधर्मिभावानभ्युपगमे तवापि न हेतुसाध्ये स्याताम् सथाभ्युपगमेवा न प्रतिषेधइति

## प्रयत्नकार्या ने कत्वात् कार्य समः ॥5.1.37 ॥

यत्तावद्वौद्धेन—

“साध्ये न अनुगमात्कार्य सामान्ये नापिसाधने ।

सम्बन्धिभेदाद्भेदोक्तिः<sup>3</sup> दोषः कार्य समोमतः ॥”

इति दर्शितं तद्ब्यापकानुपलब्धिपर्यवसाने अपकर्षसमसङ्गहीतमेव ।

तथा हि<sup>6</sup>—\*<sup>7</sup> (C.70)<sup>ii</sup> अनित्यः शब्दः कार्यत्वाद्धटवदिति उक्ते<sup>8</sup> घटस्याप्यन्यत् कार्यत्वं मृद्गण्डादिपूर्वकं

(O.41) शब्दस्याप्यन्यत्त्वादिसंयोगविभागपूर्वकं<sup>9</sup> इति वदन् व्यक्तं<sup>11</sup> <sup>iii</sup> मृद्गण्डादिव्यापकव्यावृत्ते!<sup>12</sup> \*<sup>13</sup>

व्याप्यकार्यत्वव्यावृत्तिः<sup>14</sup> इति आह । तथा च<sup>15</sup> अपकर्ष<sup>16</sup> एव ।

भेदोक्तिमात्रपर्यवसानेत्ववर्ण्यसम<sup>17</sup> इति ।

यत् तु<sup>18</sup> न्यायभाष्यादौ प्रयत्नानन्तरीयकत्वादित्युक्ते किमिह प्रयत्नानन्तरं<sup>19</sup> जन्मविवक्षितं उपलम्भो<sup>20</sup> वेति

विकल्प्य प्रथमेऽसिद्धिर्द्वितीयेऽनैकान्तिकत्वमिति

तज्जात्युत्तरमेव<sup>21</sup> भवति । (T.83) अन्यतरासिद्धेरनैकान्तिकत्वस्यच प्रतिषेधसमर्थत्वात् अनात्मव्याप्तेः<sup>22</sup> च ।

असिद्धत्वादसिद्धिर्जात्युत्तरमसिद्धस्य असमर्थत्वात्<sup>3</sup> इति चेत्, न; एवंपरमार्थस्यासामर्थ्यस्य च्छलादावपि

गतत्वात् । आरोग्यदोषाभिधानाज्जातिरिति चेत्, न; तस्य च्छलधर्मत्वात् न चारोपे<sup>24</sup> अपि विकल्पतो

विवक्षितस्याप्यर्थस्य दूषणादिति ।

तत् कथमेतत्? यथाकरं<sup>25</sup> एव । तथा हि, <sup>iv</sup> प्रयत्नस्य कार्यविषयः । हेयोपादेयतया व्यवहर्तव्य इति यावत् ।

तस्यानेकत्वं पारमार्थिकत्वापारमार्थिकत्वं तस्मात् प्रत्यवस्थानमिति ।

(C.71)(B.34) एवञ्च प्रवर्तते— अनित्यः शब्दः कार्यत्वादित्युक्ते भवेदेवं यदि शब्दः कार्य इति परमार्थतो निश्चीयेत<sup>6</sup>,

तदेतत्<sup>7</sup> तु<sup>28</sup> दुर्लभं प्रमाणाभावात् प्रयत्नानन्तरोपलब्ध्या हि तत्<sup>29</sup> साधनीयं सा चानैकान्तिकीति ।

एवमियं सर्वव्यापिका<sup>9</sup> स्यात्, अपकर्षावर्ण्यसमाभ्यां<sup>31</sup> च भिद्यते ।

न च प्रसङ्गसमेयं अनवस्थानुत्थापनात् प्रमाणदूषणव्यवस्थापनाच्च<sup>32</sup> ।

न च छलमिदं वाद्यभिप्रायवर्णनेऽपि शब्दार्थविकल्पोपपत्तेरभावात् ।

न च समर्थं मिदं स्वयमुत्थापितस्य हेतोर्दोषेणानुत्थापितस्य मरभिप्रेतस्य<sup>(T.84)</sup> दूषयितुमशक्यत्वात्<sup>33</sup>।  
 एवमेव भाष्यादेरपि तात्पर्यम् उदाहरणानु रोधात्<sup>34</sup> अक्षरार्थं स्तु<sup>5</sup> तथा व्याख्यातः। अत एवाव्याप्तिभीतः<sup>36</sup>  
 टीकाकार आह—“उदाहरणपूर्वकं<sup>\*vi</sup> (C.72) व्याचष्टे<sup>vii</sup>” इति। तथा<sup>37</sup> हि “प्रयत्नानन्तरमात्मलाभः च<sup>viii</sup>” इत्यादि  
 भाष्यं तावत् सुगमप्रयत्नापेक्षत्वस्य हेतोः स्वयं उत्थापितस्यानैकान्तिकत्वमुपपद्यते “तत्किम्” इत्यादिना मौलस्य  
 हेतोः सन्दिग्धासिद्धत्वव्यवस्थापनात्<sup>38</sup>।

तत्<sup>39</sup> एव वार्तिककारोऽप्याह—“किञ्चित्” इत्यादि<sup>40</sup>। वादिना हि कार्यत्वेन<sup>1</sup> हेतुना शब्दानित्यत्वं साधयितुं<sup>42</sup>  
 प्रयोगः कृतः, न तु कार्यत्वमेव साधयितुं किञ्चिदुपन्यस्तम् तत्रासिद्धं कार्यत्वं मन्यमानो जातिवादी तत्साधनाय  
 प्रयत्नानन्तरोपलब्धिरेव हेतुरनेनैव नक्तव्य इति स्वयमुत्प्रेक्ष्य दूषयति स्म। सोऽयं स्वयमुत्प्रेक्ष्याधारोपः। यत्<sup>43</sup>  
 आह—“कार्यः शब्दः प्रयत्नानन्तरोपलब्धेः<sup>x</sup>” इति हेतुमनैकान्तिकं चोदयति<sup>44</sup> इति<sup>45</sup> मौले हेतौ  
 दोषमाह—“अथ” इति।<sup>\*46</sup> प्रयत्नानन्तरं जन्म असाधितं<sup>47</sup> एवेति शेषः। सुगममन्यत् ।

अनेनाभिप्रायेण मूलमूलप्रयोगसङ्करभ्रमं<sup>48</sup> निवारयन्नाह टीकाकारः “कार्यत्वादनित्यः शब्दः<sup>x</sup>” इति। एवमवस्थिते  
 प्रयोगे असिद्धत्वं<sup>49</sup> उद्भाव्य तत्साधनाय स्वयं<sup>\*50</sup> उत्प्रेक्षितं हेतुं प्रयत्नानन्तरीयकत्वमाश्रित्य यदाह जातिवादी  
 तद्दर्शयति—“प्रयत्नानन्तरीयकत्वम्” इत्यादि। तत् किमसिद्धत्वोद्भावभाग<sup>51</sup> एव जागर्ति<sup>52</sup> नेत्याह। तस्मात्  
 प्रयत्नानन्तरोपलम्भ आस्थेयः, कार्यत्वसिद्धय इति शेषः। तत्र कार्यसमप्रतिषेधमाहेति। सुगममन्यत् ।

अनयैव दिशा दूषणान्तरोपसंहारेणापीयं प्रवर्तते। एवमेव पक्षदृष्टान्तयोरपि प्रतिसन्धेया।<sup>xi</sup> तत्  
 अयमर्थः—पक्षहेतुदृष्टान्तेषु मध्ये<sup>\*53</sup> कस्यचिदनुमानाङ्गत्वस्य<sup>4</sup> असिद्धत्वमुद्भाव्य तत्साधकतया किञ्चित्  
 स्वयमुत्प्रेक्ष्यत्तद्वृषणेनैव तत्साधकभावोपसंहारः<sup>55</sup> कार्यसमेति।

(O.43) तदत्र (C.73) व्यवहर्तव्यद्वैतमेव द्वारं, व्यवहर्तव्यस्य<sup>6</sup> पारमार्थिकत्वं दूष्यं, (B.35) मौलस्याङ्गासिद्धिः<sup>57</sup> आरोप्या,  
 तदाभासा चेयं इति ॥ 37 ॥

<sup>1</sup> M,T:कार्या- <sup>2</sup> O,M,T:साधन+ <sup>3</sup> O,M,TR:-क्ति+ <sup>4</sup> O,M,T:om. <sup>5</sup> A:-नु पब्धि,  
 O,M,T:-पर्यवसितं <sup>6</sup> O,M,T:om. <sup>7</sup> O,M,T:अस्यापि <sup>8</sup> O,M,T:अत्र <sup>9</sup> O,M:-पूर्वकत्वं T lacks  
 from “पूर्वः”<sup>10</sup> O,M:-पूर्वकत्वं <sup>11</sup> T lacks to here. <sup>12</sup> M:-वृत्ते <sup>13</sup> O,M,T:तत्रापि <sup>14</sup> O,M,T:कार्यत्व-  
<sup>15</sup> O,M,T:om. <sup>16</sup> O,M,T:पक्ष <sup>17</sup> M,T:अवर्ण- <sup>18</sup> O,T:त, M:तं <sup>19</sup> O,M,T:-नन्तर+  
<sup>20</sup> O,M,T:उक्तोपलम्भो <sup>21</sup> O,M,T:om. <sup>22</sup> O:अर्थव्याप्ते; PA:नार्थव्याप्ते: <sup>23</sup> O,M,T,B:आसामर्थ्यात्  
<sup>24</sup> O,T:आरोपो <sup>25</sup> M,T:-करं <sup>26</sup> O,M,T:निश्चीयते <sup>27</sup> B:तदेव <sup>28</sup> O,M,T:om.  
<sup>29</sup> O,M,T:तथा <sup>30</sup> O,M,T:सर्वस्यापिका <sup>31</sup> O,M,T:उत्कर्षा- <sup>32</sup> B:-व्यवस्थानाच्च <sup>33</sup> O,T:om.  
<sup>34</sup> O,M,T,B:om. <sup>35</sup> M,T:om. <sup>36</sup> PA:व्याप्तिरहिते <sup>37</sup> O,M,T:त्+  
<sup>38</sup> O,M,T:सन्दिग्धासिद्धत्व- <sup>39</sup> O,M,T:एतत् <sup>40</sup> O,M,T:-दिना <sup>41</sup> O,M,T:कार्यस्य  
<sup>42</sup> O,M,T:साधयिष्यन् <sup>43</sup> O,M,T:तत् <sup>44</sup> O,M,T:चोपपादयति, B:देशयति <sup>45</sup> M,T:om.  
<sup>46</sup> T,MA,C,B:अथ <sup>47</sup> O,M,T:-सादितं <sup>48</sup> O,M,T:मूलमूलप्रयोगसङ्करभूमिं <sup>49</sup> M,T:सिद्ध-



<sup>50</sup> T:एव <sup>51</sup> O,M,T:-भावनं हान <sup>52</sup> O,T:जातिः <sup>53</sup> O,M,T,AN:यस्य <sup>54</sup> O,M,T:-ङ्गत्वमस्य, B:-ङ्गस्य  
<sup>55</sup> T:-भवोसं-, O:-साधकाभावो <sup>56</sup> O,M,T,AN:-हर्तव्य- <sup>57</sup> B:-ङ्गसिद्धिः

<sup>i</sup> PV 2.14, NVTT 1151.19f, NR 219.6f. TR 206.1f:साध्ये नानु गमात्कार्य सामान्ये नापिसाधने । सम्बन्धिभे दाद्वे दोक्तिदोषः कार्य समो मतः ॥, AN 65.19f:साध्ये नाननु गमात्कार्य सामान्ये नापिसाधने । सम्बन्धिभे दाद्वे दोक्तिःदोषः कार्य समो मतः ॥  
<sup>ii</sup> TR 206.3f:अनित्यः शब्दः कार्य त्वाद्धटवदित्यु केघटस्य कार्य त्वमन्यत् मृद्गण्डादिपूर्व कंशब्दस्य चान्यत् ताल्वादिव्यापारपूर्व कमिति  
<sup>iii</sup> NR 219.11f:मृद्गण्डादिव्यापकव्यावृत्तिरिति जातिवाद्याह। तदा चापकर्ष सम<sup>iv</sup> TR 205.8f:प्रयत्नस्य कार्यो विषयः हेयोपादे यतया व्यवहर्तव्य इति यावत् । तस्याने कत्वं पारमार्थि कापारमार्थि कत्वम् तस्मात् प्रत्यवस्थानमिति, AN 66.27f:प्रयत्नस्य कार्यं कर्म विषयो हेयोपादे यतयाव्यवहार इति यावत् । तस्याने कत्वं पारमार्थि कत्वापारमार्थि कत्वमे दात् <sup>v</sup> AN 67.15f:स्वयमु त्थापितस्य हेतोर्दूषणे नानु त्थापितस्यमभिप्रे तस्यउत्कर्ष त्वादेर्दू षयितु मशक्यत्वात् <sup>vi</sup> cf. NVTT:अस्यार्थ <sup>vii</sup> cf. NVTT 1150.21 <sup>viii</sup> cf. NBh 1151.1 <sup>ix</sup> cf. NV 1150.14f:-तरमु पलब्धेः <sup>x</sup> cf. NVTT 1150.21:कार्य त्वानित्यत्वे च परस्परसङ्कीर्णं <sup>xi</sup> AN 67.18ff:तत् अयं सूत्रार्थ निष्कर्ष-—पक्षहेतु दृष्टान्ते षु मध्ये यस्य कस्यचिदङ्गस्यासिद्धत्वमु द्वाव्य तत्साधकतया किञ्चित् स्वयमु त्प्रे क्ष्य तद् दू षणे न तत्साधकत्वोपसंहारः कार्य समे ति। तदत्र व्यवहर्तव्यद्वैतमे व द्वारं, व्यवहर्तव्यपारमार्थि कत्वमे व दू ष्यं । मूलानु मानस्याङ्गसिद्धिःआरोप्या, तदाभासा चे यं

(T.85)दुष्टमूलप्रदर्शनसूत्रं\*<sup>1</sup> —

कार्या न्यत्वे प्रयत्नाहेतु त्वंअनु पलब्धिकारणोपपत्तेः ? ॥ 5.1.38 ॥

प्रयत्नशब्देनात्र तत्कार्यो<sup>3</sup> पारम्पर्येण ताल्वादिसंयोगविभागौ गृह्येते । कार्या न्यत्वे<sup>5</sup> अभिव्यक्तिलक्षणो<sup>6</sup> प्रयत्नस्याहेतु त्वम् कुतः? अनु पलब्धिकारणोपपत्तेस्तथास्यात्, न च शब्दस्यानु पलब्धिकारणं किञ्चिदुपपाद्यत्<sup>7</sup> इत्यर्थः ।

एते नकार्य त्वसिद्धावनन्यचरितार्थं संयोगविभागानन्तरोपलब्धे रितिहेतुं दर्शयताऽसिद्धिः कण्ठतः परिहृता । अन्यदूषणस्यान्यो विषयो न भवति<sup>9</sup> इति अविषयवृत्तित्वञ्च दुष्टत्वमूलमर्थतो दर्शितम् । तदुत्थापितस्य \*<sup>10</sup> चानभ्यु पगमे नदूषणस्थितावपि न वादिनो हानिः काचिदिति प्रतिपादयतानु क्तेदूषणाभिधानमविषये प्रवर्तत<sup>1</sup> इति सूचितमतोऽप्यविषयवृत्तित्वम् ।

<sup>ii</sup> तस्मात् उक्ते दूषणं वाच्यं तच्चेत्तद्विषयमेव स्यात्, अन्यथा तु व्याघात इति संक्षेपः ।

(T.86)एवं तावत् <sup>iii</sup>परेण जातौ प्रयुक्तायां वादिना सदुत्तरेण एवोद्धारः<sup>12</sup> कर्तव्यः । एवं हि वादे तत्त्वनिर्णयः, जल्पवितण्डयोः<sup>13</sup> च जयपराजयव्यवस्था स्यात् । अन्यथा तु<sup>14</sup> षण्डमैथुनवत्<sup>5</sup> नै कमपीति ॥ 38 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:तु<sup>2</sup> O,M,T:-कारणानु पपत्तेः <sup>3</sup> O,M,T:-कार्यभूतौ <sup>4</sup> PA:कार्यत्वे <sup>5</sup> O,M,T:तु<sup>6</sup> PA:अनभि-  
<sup>7</sup> O,B:-पद्यते <sup>8</sup> O,M,T,B:-तार्थ+ <sup>9</sup> O,M,T:संभवति <sup>10</sup> O,T,B:न<sup>11</sup> O,T:वर्तत <sup>12</sup> T:उपाद्धारः,  
O,M:अपोद्धारः <sup>13</sup> A:जाल्य- <sup>14</sup> O,M,T:om. <sup>15</sup> M,T:षण्ड-

<sup>i</sup> AN 67.25f:कार्या न्यत्वे अभिव्यक्तिलक्षणे प्रयत्नस्याहेतु त्वम् कुतः? यत्रानु पलब्धिकारणस्यावरणस्यादे रूपपत्तिर्तत्रथा यतः, न च शब्दस्यानु पलब्धिकारणं किञ्चिदुपलभ्यत <sup>ii</sup> AN 68.10f:तस्मात् उक्ते दूषणं वाच्यं तच्चेत्तद्विषयमेव स्यात्, अन्यथा

तवापि व्याघात इति <sup>iii</sup> AN 70.26ff:परेण जातौ प्रयु क्तायांवादिना सदुत्तरेण एवोद्धारः कर्तव्यः

(C.74)तत्रदर्श नार्थकथाभासरूपां षडक्षीमाह—

प्रतिषे धेऽपि समानो दोषः ॥ 5.1.39 ॥

तथा हि<sup>1</sup>, उक्तो हेतु रसिद्धः तत्सिद्धिहेतोः<sup>2</sup> प्रयत्नानन्तरोपलब्धे रने कान्तिकत्वादितयोऽयं दोषः, स प्रतिषे धे अपि त्वत्पक्षेऽपि समानस्तु ल्यः। \*<sup>4</sup> तत्रापि प्रयत्नस्य व्यञ्जकत्वमसिद्धं तत्सिद्धिहेतोस्तदनन्तरोपलब्धे रने कान्तिकत्वादित्ये यंकार्य समै र्व जातिरिति भवति समानो दोषः।

<sup>ii</sup>अथवा, प्रतिषे धे अपि<sup>7</sup> प्रतिषे धहेतव्यपि अनै कान्तिकत्वादित्यत्रसमानो दोषः। शब्दसाम्ये<sup>8</sup> (O.44)\*<sup>9</sup> वाक्छलं<sup>10</sup> आह, अनै कान्तिकत्वात्<sup>1</sup> यदि<sup>12</sup> असाधकः स्यात् प्रतिषे धोऽप्यनै कान्तिको न स्वार्थ साधयेत् । न ह्ययमे कान्ततः<sup>13</sup> प्रतिषे धात्मक<sup>14</sup> \*<sup>15</sup> एव \*<sup>16</sup>, स्वसत्ताया अनिर्वा रणात्<sup>17</sup>।

(T.87)(B.36)अथवा सामानो दोष इति दोषवत्त्वमात्रेण। तेन तवापि पक्षः सदोषस्त्वदुक्तः<sup>18</sup> प्रतिषे धहेतु रपिवा सदोष इत्यु क्त्वायं<sup>19</sup> कश्चित्<sup>20</sup> दोषमाहेति।

तत्<sup>21</sup> अत्र<sup>22</sup> प्रथमे<sup>23</sup> पक्षे, प्रतिबन्धिमात्राभिप्राये ण<sup>24</sup> प्रवृत्तिर्म तानु ज्ञा<sup>25</sup>, दोषमनु द्धत्वं<sup>26</sup> इष्टापादानात्<sup>27</sup>।

द्वितीये<sup>28</sup> पक्षे तु, अनै कान्तिकदोषाभिप्राये ण<sup>29</sup> प्रवृत्तिर्निरनु योज्यानु योगश्चाक्छलत्वात्<sup>30</sup>।

तृतीयपक्षे<sup>31</sup> तु<sup>32</sup>, साम्याभिप्राये ण प्रवृत्तिः, मतानु ज्ञा<sup>33</sup> तु<sup>34</sup> दुष्परिहारा<sup>35</sup>, दोषान्तराभिधाने न पूर्व दोषे<sup>6</sup> विरोधाभासस्य अपि<sup>37</sup> अनु ल्लेखात् 39 ॥

- <sup>1</sup> O,M,T:अपि      <sup>2</sup> O,M,T:-हेतौ      <sup>3</sup> O,M,T,B:-पक्षे      <sup>4</sup> O,T:तथा हि      <sup>5</sup> O,M,T:-समेव  
<sup>6</sup> O,M,T:om., B:प्रतिषे धो      <sup>7</sup> O,M,T:om.      <sup>8</sup> O,M,T:-सामान्यात्      <sup>9</sup> O,M,T:-ये नत्वमे वन  
<sup>10</sup> O,M,T:-छलत्वं      <sup>11</sup> C,B:-त्वादि      <sup>12</sup> C,B:om.      <sup>13</sup> O,M,T:आन्तः      <sup>14</sup> O,M,T:-षे धात्  
<sup>15</sup> O,M,T:एक      <sup>16</sup> O,M,T:हेतुः      <sup>17</sup> O,M,T:अनिर्वा रणात्      <sup>18</sup> O,M:-उक्त+      <sup>19</sup> O,M,T:अयं  
<sup>20</sup> O,M,T:कश्चित्      <sup>21</sup> O,M,T:om.      <sup>22</sup> O,M,T:तत्र      <sup>23</sup> O,M,T:प्रथम+      <sup>24</sup> O,M,T:प्रतिबन्धि-  
<sup>25</sup> O,M,T:च      <sup>26</sup> O,M,T:अनु द्धत्वात्      <sup>27</sup> C:-पादानात्      <sup>28</sup> B:द्वितीय+      <sup>29</sup> O,M,T:दोषा-  
<sup>30</sup> O,M,T:वाक्छलात्      <sup>31</sup> O,M,T:तृतीये पक्षे      <sup>32</sup> O,M,T:om.      <sup>33</sup> O,M,T:मतानु ज्ञा      <sup>34</sup> O,M,T:om.  
<sup>35</sup> O,M,T:दोषापरिहारात्<sup>36</sup> O,M,T:-दोष+      <sup>37</sup> O,M,T:om.

<sup>i</sup> AN 71.1f:वाच्यु क्तो हेतु रसिद्धः तत्सिद्धिहेतोः प्रयत्नानन्तरोपलब्धे रने कान्तिकत्वादितयोऽयं दोषः, स प्रतिषे धे ऽपिनित्यत्वसाधके त्वत्पक्षे समानस्तु ल्यः <sup>ii</sup> AN 71.8f:अथवा, प्रतिषे धे ऽपिप्रतिषे धावपिअनेकत्वादित्यत्र समानोऽनै कान्तिकलक्षणोदोषः

(C.75) तत् किमे तस्यां एव जातावेवं प्रत्युत्तराभासक्रमः<sup>1</sup>, नेत्युच्यते किन्तु—

सर्वत्रैवम् 5।।.40 ॥

तथा हि, अनित्यः शब्दः कार्यत्वादौन्द्रियकत्वा<sup>2</sup> वा<sup>2</sup> \*<sup>3</sup> इति सदसत्प्रयोगे तद्वदाकाशसाधर्म्यात् अस्पर्शवत्त्वात्<sup>4</sup>  
नित्यः किं न स्यादिति साधर्म्यसमः।

अस्पर्शवत्त्वाकाशं नित्यपरममहत्<sup>5</sup> दृष्टं शब्देनापि। नित्ये न सत्ता परममहता भवितव्यमित्युत्कर्षसमः।

(T.88) ननु—यथाकाशदृष्टान्ते न<sup>6</sup> \*<sup>7</sup> परममहत्त्वं<sup>8</sup> शब्दस्योच्यते, तद्वत् रूपदृष्टान्ते न तद्रहितत्वमेव किं न स्यादिति  
प्रतिदृष्टान्तसमः।

एवं तर्हि यथा<sup>9</sup> निःस्पर्श<sup>10</sup> उभयथा दृष्टं<sup>11</sup> किञ्चिदश्रावणं रूपादि<sup>12</sup> किञ्चिच्छ्रावणं शब्दादि तथा<sup>13</sup> किञ्चिन्नित्यं  
भविष्यत्याकाशादि किञ्चिदनित्यं शब्दादीति विकल्पसमः।

ननु तथापि कार्यत्वमैन्द्रियकत्वा साध्यं अप्राप्य<sup>14</sup> कथं साधयेदतिप्रसङ्गात् इति<sup>15</sup> प्राप्य वक्तव्यं, तथा चाविशेषात्  
किं कस्य<sup>16</sup> साध्यं<sup>17</sup> साधनं<sup>18</sup> वेति<sup>19</sup> प्राप्तिसम इति षडक्षः।

एवं \*<sup>20</sup> अन्यत्रापि स्वयं<sup>21</sup> ऊहनीया<sup>22</sup> इति सूत्रार्थः।

यद्यपि चैतत् सूत्रं षडक्षीसूत्रानन्तरं<sup>23</sup> उचितं, तथापि त्रिपक्ष्यादिसूचनार्थं<sup>24</sup> (O.45) अर्द्धोक्तं<sup>25</sup> एवोक्तं।

उभयासु ज्ञत्वप्रतिपत्तिफला<sup>26</sup> हि षडक्षी, तच्च फलं त्रिचतुःपञ्चपक्षीषु<sup>27</sup> अपि समानं \*<sup>28</sup>।

तथापि किं चतुर्थादिपक्षावकाशादाने<sup>29</sup> तृतीय एवोभयोरसु ज्ञत्वावधारणात्<sup>0</sup> इति चेत् ।

अत्र कश्चिदाह—(T.89) मृदुमध्यातिमात्रप्रज्ञत्वात्<sup>31</sup> निष्ठुरहृदयत्वाद्वा<sup>32</sup> न द्राक्<sup>33</sup> इत्येव (C.76) सभ्या उभयोरसु ज्ञत्वं  
उद्भावयन्तीति अनियमादिति। तदशिष्यमसभ्यत्वप्रसङ्गात्<sup>34</sup>।

कथं तर्हि, अवसरपेक्षयेति ब्रूमः। तथा<sup>34</sup> हि, सभ्यैस्तावत् पर्यनु योज्योपेक्षणमेव मुख्यत उद्भाव्यं, अन्यत्तु  
नान्तरीयकतया।<sup>iv</sup> तच्च सत्साधनोपक्रमायां<sup>35</sup> कथायां प्रथमद्वितीययोरसम्भावितमेव, तृतीये तु सम्भावितमपि  
नियुक्तैः<sup>36</sup> उद्भाव्यं, नियोगकालातिपाते<sup>37</sup> त्वनियुक्तैः<sup>38</sup> एवेति नियमः।

त्रये<sup>39</sup> च<sup>40</sup> नियोक्तारः<sup>41</sup> प्रतिवादिवाद्यनु विधेयाः<sup>42</sup>। तत्र प्रतिवादिनियोगं<sup>43</sup> अपेक्षमाणाश्चतुर्थपक्षमनु मन्यन्ते;  
तस्मिन्नपि यत् किञ्चन<sup>44</sup> वादिनि प्रतिवादिनि<sup>45</sup> पर्यनु योज्योपेक्षणमापतितमितिवादिनियोगमपेक्षमाणाः पञ्चमं  
पक्षमनु मन्यन्ते। वादिन्यपि प्रलपत्यनु विधेयप्रश्नावसरं<sup>46</sup> उभयोः स्तम्भं<sup>47</sup> अपेक्षमाणाः षष्ठमपि पक्षं समीक्षन्ते।

इत्येवं<sup>v</sup> प्रश्नसमयातिक्रमे सभ्यैरनियुक्तैः<sup>48</sup> अपि वादिनौ<sup>49</sup> निवार्य<sup>50</sup> कुकथात्वं आवेदनीयं। अन्यथा ते षां अपि<sup>51</sup>  
अवसरप्राप्तस्य<sup>52</sup> पर्यनु योज्यस्य<sup>53</sup> उपेक्षणस्य<sup>54</sup> \*<sup>55</sup> अज्ञत्वप्रसङ्गात्<sup>56</sup>। एतदुत्तरकालं हि<sup>57</sup> सद्वादो<sup>58</sup> \*<sup>59</sup>  
नोपयुज्यते प्राप्नोद्भावनावसरदोषोपेक्षणस्य<sup>60</sup> असमाधेयत्वात् ।

कुतः पुनः सभ्यानां प्रश्नापेक्षा<sup>61</sup> इति चेत्, कथायास्तदकर्तृकतया तेषामुत्थाप्यविवक्षितत्वात् सा च प्रश्नेन वा

(O.46) उभयोरप्रतिभया<sup>62</sup> वा कथाभासप्रबन्धेन वा<sup>63</sup> इति। तत्र प्रतिवादिप्रश्ने त्रिपक्षी। वादिप्रश्ने चतुःपक्षी।  
उभयोरप्रतिभायां<sup>64</sup> अनु विधे यप्रश्ने<sup>(T.90)</sup> पञ्चपक्षी। कथाभासप्रबन्धे<sup>65</sup> षड्पक्षी।

(C.77) वादे तु तृतीयपदे परेण निरनु योज्यानु योगोद्भावनंचतुर्थे<sup>\*66</sup> \*<sup>67</sup> स्वदोषोद्भावनं तत्त्वबु भु त्सु त्वात्<sup>68</sup> पञ्चमेऽपि  
तथा षष्ठस्य<sup>69</sup> च<sup>70</sup> अप्रतिभाप्रतीत्यर्थ<sup>71</sup> अवकाशः।

यदा तु नानयोः परस्परं<sup>72</sup> असदुत्तरोद्भावनं<sup>73</sup>, नापि स्वदोषं स्वयं उद्भाव्य<sup>74</sup> सदुत्तरोपादानं<sup>75</sup>, नाप्यप्रतिभा, तदा  
सभ्यावसरः।

यदि तु<sup>76</sup> चतुर्थादौ सदुत्तरं<sup>77</sup> स्यात् तदा<sup>78</sup> वादे दुष्टपरिहाणे<sup>79</sup> न<sup>80</sup> कथा<sup>vi</sup> प्रवर्तत एव।

अन्यत्र \*<sup>81</sup> हेत्वन्तरहानिसन्न्यासवत्<sup>82</sup> उत्तरान्तरप्रवृत्तेर्निग्रह एव। तस्याप्यनुद्भावे त्वष्टम्भविजयमात्रं<sup>83</sup>,  
एकस्य<sup>84</sup> अतिशये नापकृष्टत्वात् तदपेक्षया च<sup>85</sup> द्वितीयस्योत्कृष्टत्वादिति सङ्क्षेपः ॥ 40 ॥

- <sup>1</sup> O:-क्रमा <sup>2</sup> O,M,T,AN:om. <sup>3</sup> O,M,T:घटवत् <sup>4</sup> O,M:अस्पर्शत्वात् <sup>5</sup> O,M,T:परम-  
<sup>6</sup> O,M,T:-दृष्टान्ते <sup>7</sup> O,T:दृष्टं <sup>8</sup> O,M,T:परमं महत्त्वं <sup>9</sup> C,B:तथा <sup>10</sup> O,M,T:निस्पर्श <sup>11</sup> O,M,T,AN:om.  
<sup>12</sup> O,M,T:घटरूपादि <sup>13</sup> O,M,T:om. <sup>14</sup> O,M,T,B:प्राप्य <sup>15</sup> M,T:om. <sup>16</sup> T:तस्य  
<sup>17</sup> O,M,T,B:साधनं <sup>18</sup> O,M,T,B,AN:साध्यं <sup>19</sup> C:चेति <sup>20</sup> O,M,T:एव <sup>21</sup> O,M,T:om.  
<sup>22</sup> O,M,T:ऊहनीयं <sup>23</sup> O,M,T:सूत्राणामनन्तरं <sup>24</sup> T:-नार्थ <sup>25</sup> O,M,T:अर्थोक्त <sup>26</sup> A:उभयसु ज्ञात्व  
O,M,T:सु ज्ञत्वासु ज्ञत्वफला <sup>27</sup> O,M,T:-पक्षिषु <sup>28</sup> O,T:एव <sup>29</sup> C:-काशदाने न O,M,T:-पक्षोत्पादने  
<sup>30</sup> O,M,T:अज्ञत्वा- <sup>31</sup> O,M,T:-मध्यातिप्र- <sup>32</sup> O: निष्ठुरानिष्ठुरहृदय- <sup>33</sup> O,M,T:तद्राक् <sup>34</sup> O,M,T,B:यथा  
<sup>35</sup> O,M,T:असत्सा- <sup>36</sup> O,M,T:पर्यनु यु कैः <sup>37</sup> M,T:अनि-, O: अनु- <sup>38</sup> O,M,T:अननु यु कैः <sup>39</sup> O,M,T:त्रयो  
<sup>40</sup> O,M,T:om. <sup>41</sup> O,M,T:अनु योक्तारः <sup>42</sup> O,M,T,B:वादिप्रतिवा- <sup>43</sup> O,M,T:-वाद्यनु योगं  
<sup>44</sup> O,M,T:किञ्चित् <sup>45</sup> O,M,T,AN:om. <sup>46</sup> M:-विधे यःप्र- <sup>47</sup> O,M,T,AN:स्तम्भरूपं  
<sup>48</sup> O,M,T:अननु यु कैः <sup>49</sup> O,M,T:वादिप्रतिवादिनौ <sup>50</sup> O:निवा <sup>51</sup> O,M,T,TR:om. <sup>52</sup> T,B:अवसरं प्राप्तस्य  
<sup>53</sup> O,M,T,(TR,AN):-योज्य+ <sup>54</sup> B:उपेक्षामां <sup>55</sup> O,M,T:उपेक्षया <sup>56</sup> M,T:असु ज्ञत्व, O: असु त्व  
<sup>57</sup> O,M,T,AN:om. <sup>58</sup> O,M,T:सभ्यपादो <sup>59</sup> O,M,T,AN:अपि <sup>60</sup> O,M,T:-वसरे दोषो- <sup>61</sup> O,T:नियमापे क्ष  
M:नियमापे क्षा <sup>62</sup> M,T:-भाया <sup>63</sup> T:इव <sup>64</sup> O,M,T:प्रबन्धे <sup>65</sup> B:भाया+ <sup>66</sup> O,M,T,B,AN:स्वयं  
<sup>67</sup> O,M,T,B:अपि <sup>68</sup> O,M,T:-बु भु त्सितत्वात् <sup>69</sup> O,M,T:षष्ठे त्वस्य <sup>70</sup> O,M,T,AN:om.  
<sup>71</sup> O,M,T:प्रतिभानिवृत्त्यर्थ <sup>72</sup> C:परस्पर+ <sup>73</sup> M,T,A,C,AN:सदु- <sup>74</sup> O,M,T:उद्भावनं  
<sup>75</sup> O,M,T:नोत्तरो- <sup>76</sup> O,M,T:om. <sup>77</sup> T:तदु- <sup>78</sup> T:om. <sup>79</sup> O,M,T:-परिहारेण <sup>80</sup> O,M,T,AN:om.  
<sup>81</sup> O,M,T:तु <sup>82</sup> O,M,T:हेत्वन्तरादिस-, B:तु <sup>83</sup> O,M:-विजय... <sup>84</sup> O,M,T:प्रथमस्य  
<sup>85</sup> O,M,T:om.

<sup>i</sup> AN 71.21f: तथा हि, शब्दोऽनित्यः कार्यत्वादौ न्द्रियकत्वाद्धटत्वादिति उक्ते सदसत्प्रयोगे तद्वदाकाशसाधर्म्या दस्याकाशवत् नित्यः किं न स्यादिति साधर्म्यं समः। अस्पर्शवत् आकाशं नित्यं परममहदृष्टं अतः शब्देनापि। नित्ये नसता परममहता भाव्यमित्यु त्कर्षं समः। ननु—यथाकाशदृष्टान्ते न परममहत्त्वं शब्दस्योच्यते, तथा रूपदृष्टान्ते न तद्रहितत्वमेव किं न स्यादिति प्रतिदृष्टान्तसमः। एवं तर्हि यथा निःस्पर्श उभयथा किञ्चिदश्रावणं रूपादि किञ्चिच्छ्रावणं शब्दादि तथा किञ्चिन्नित्यं भविष्यति गगनादि किञ्चिदनित्यं शब्दादीति विकल्पसमः। ननु तथापि कार्यत्वमै न्द्रियकत्वंसाध्यमप्राप्य न साधयेदतिप्रसङ्गादिति प्राप्य वक्तव्यं, तथा चाविशेषात् किं कस्य साधकं साध्यं वेति प्राप्तिरिति षड्पक्षः स्वयं ऊहनीया इति सूत्रार्थः। <sup>ii</sup> AN 72.4: तथापि त्रिपक्षादिसूचनार्थं मूद्ध एवोक्तं

iii PR:असत्यत्व- iv TR 212.11f:तच्च तत्साधनोपक्रमायां कथायां प्रथमद्वितीययोरसम्भावितं एव। तृतीये वादिनः सम्भावितमपि, AN 73.14ff:तच्च सत्साधनोपक्रमायां कथायां प्रथमद्वितीयपक्षयोरसम्भावितमेव। तृतीयकक्षायां सम्भावितमपि नियुक्तैः सभ्यैरुद्भाव्यम् नियोगकालातिपाते त्वनियुक्तैरेवेति नियमत्रये च नियोक्तारः प्रतिवादिवाच्यनु विधेयाः तत्र प्रतिवादिनियोगमपेक्ष्यमाणाः सभ्याश्चतुर्थं पक्षमनु मन्यन्ते। तदभावे तस्याप्यन्यथाभिधाने पर्यनु योज्योपेक्षणापतितमिति वादिनियोगमपेक्ष्यमाणाः पञ्चमं, तस्याप्यन्यथाभिधायिनः पर्यनु योज्योपेक्षणापतितेऽनु विधेयप्रश्नावसरमुद्भाव्यम्पेक्ष्यमाणाः षष्ठमपि, तदभावे तु प्रश्नकालातिक्रमे सभ्यैरनियुक्तैरपि वचनविषयकलुषितश्रवणैः कथाभासत्वमुद्भावनीयम्। अन्यथा तेषामप्यवसरप्राप्तपर्यनु योज्योपेक्षणानुद्धाने मूर्खत्वोपपत्तेः। एतदुत्तरं सद्वादेऽपि नोपयुज्यते। प्राप्तोद्भावनावसरदोषोपेक्षणस्यासमाधेयत्वात् कुतः सभ्यानां प्रश्नापेक्षेति चेत्, कथायास्तदकर्तृकतया तेषामुत्थाप्यविवक्षितत्वात् सा च प्रश्ने न उभयोरप्रतिभया वा, कथाभासप्रबन्धे न वा। तत्र प्रतिवादिप्रश्ने स्तम्भे च त्रिपक्षी, वादिप्रश्नस्तम्भे च चतुःपक्षी अर्थविधेयप्रश्नेस्तम्भे च पञ्चपक्षी, कथाभासप्रबन्धे च षड्पक्षी, वादे तु तृतीयकक्षायां वादिना निरनु योज्यानु योगोद्भावनं चतुर्थं कक्षायां प्रतिवादिना स्वयमेव स्वदोषोद्भावनं, तत्त्वबुभुत्सुत्वात् पञ्चमकक्षायामपि तथा, षष्ठस्य प्रतिभाप्रतीत्यर्थं मवकाशः। यदा तु नानयोः परस्परमसदुत्तरोद्भावनं, नापि स्वदोषं, स्वयमुद्भाव्य सदुत्तरोपादानं, नाप्यप्रतिभा, तदा सभ्यानामवसरः। यदा तु चतुर्थं कक्षादावसदुत्तरं v TR 213.1ff:प्रश्नसमयातिक्रमे पुनरनुयुक्तपि वादिनौ निवार्य कुकथात्वमावेदयन्ति। अन्यथा अवसरप्राप्तपर्यनु योज्योपेक्षणानुद्धाने तेषामज्ञत्वप्रसङ्गात् vi AN:वादः

चतुर्थपक्षमाह—

प्रतिषेधविप्रतिषेधे प्रतिषेधदोषवद्दोषः ॥5.1.41 ॥

प्रतिषेधविप्रतिषेधे धः प्रत्युत्तरं तृतीयः पक्ष इति<sup>1</sup> अर्थ<sup>2</sup>। अत्रापि<sup>3</sup> तुल्यो<sup>4</sup> \*<sup>5</sup> दोषः तज्जातीयो<sup>1</sup> वा तन्नामको वा दोषरूपतयैव तुल्यइति वा पूर्ववन्नेयं ॥1 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:om.

<sup>2</sup> O,M,T:om.

<sup>3</sup> O,M,T:तत्रापि

<sup>4</sup> O,M,T:om.

<sup>5</sup> M,T:प्रतिषेधदोषवत्

<sup>1</sup> PR:तज्जातीययोः

(C.78) षड्पक्षीवैचित्र्यप्रतिपादनार्थं छलजाती विहाय<sup>2</sup> निग्रहस्थानोद्धाने<sup>3</sup> पञ्चमं पक्षमाह—

(B.38) प्रतिषेधं सदोषमभ्युपेत्य प्रतिषेधविप्रतिषेधे समानदोषप्रसङ्गो मतानुज्ञा ॥5.1.42 ॥

द्वितीयः पक्षः प्रतिषेधः। तस्य दोषं<sup>5</sup> मदुक्तमनुद्धृत्यप्रतिषेधविप्रतिषेधे मदुक्ते<sup>6</sup> तृतीये<sup>7</sup> पक्षे<sup>8</sup> समानं<sup>9</sup> दोषं प्रसञ्जयतो भवतो मतानुज्ञानिग्रहस्थानमापतितमिति पञ्चमः पक्षः ॥ 42 ॥

<sup>1</sup> O,M,T,B:-प्रदर्शनार्थं

<sup>2</sup> O,M,T:विधाय

<sup>3</sup> O,M,T,B:-भावने न

<sup>4</sup> O,M,T:-षेधप्रति

<sup>5</sup> O,M,T,B:दोषः

<sup>6</sup> O,M,T:-उक्तेन

<sup>7</sup> O,M,T:om.

<sup>8</sup> O,M,T:om.

<sup>9</sup> O,M,T:समानं

से यंमतानु ज्ञातवापि मदुक्तं<sup>1</sup> दोषमनु दृत्त्यतृतीयपक्षे<sup>2</sup> समानं<sup>3</sup> दोषं प्रसञ्जयतो भूतेति षष्ठं पक्षं प्रतिवाद्याह—  
स्वपक्षलक्षणापे क्षोपपत्त्यु पसंहारे हेतु निर्देशे परपक्षदोषाभ्यु पगमात्समानो  
दोषः ॥ 5.1.43 ॥

(T.91)वादिनः स्वपक्षः (O.47)स्थापना, तल्लक्षणो द्वितीयः पक्षो जात्युत्तरं तल्लक्ष्यीकृत्य<sup>5</sup> \*<sup>6</sup> प्रवृत्तेः। तस्यापेक्षा  
उपेक्षा अनुद्धार इति यावत् । ततः परपक्षेऽपि उपपत्त्यु पसंहारः परापादितदोषोपसंहारः पतिषेधेऽपि समानो<sup>7</sup>  
दोष<sup>8</sup> इति। इत्थमिति हेतु निर्देशश्च तस्मिन्नुपपत्त्यु पसंहारहेतु निर्देशी \*<sup>10</sup> तव<sup>11</sup> अपि समानो मतानु ज्ञादोष<sup>2</sup>  
इत्यर्थः<sup>13</sup> ॥ 43 ॥

इति श्रीमदुदयनाचार्य कृतौ<sup>4</sup> प्रबोधसिद्धिनाम्नि न्यायपरिशिष्टे पञ्चमस्य अध्यायस्य<sup>15</sup> प्रथमं<sup>16</sup> आह्निकम् ।

<sup>1</sup> O,M,T:-उक्त+      <sup>2</sup> O:तृतीये पक्षे      <sup>3</sup> O,M,T:समान+      <sup>4</sup> O,M,T:भवतीति      <sup>5</sup> O,M:-लक्षी-  
<sup>6</sup> O,M,T:तस्य      <sup>7</sup> C:समानदोष      <sup>8</sup> C:om.      <sup>9</sup> O,M,T:-हारे हेतु-      <sup>10</sup> O,M,T:च पु नः      <sup>11</sup> O,T:om.  
<sup>12</sup> T:-ज्ञदोष      <sup>13</sup> T:om., O,B:इति      <sup>14</sup> O,M,T:-उदयनकृतौ      <sup>15</sup> M,T:om.      <sup>16</sup> M,T:प्रथम+

<sup>1</sup> TR 212.3f:ततः तत्प्रतिषेधे ऽपिपपत्त्यु पसंहारेप्रतिषेधे ऽपिसमानो दोष इति

(C.79)(T.93)(B.39) \*<sup>i</sup> अथ निग्रहस्थानविशेषलक्षणमाह्निकार्थः। तद्विभागार्थं सूत्रम्—प्रतिज्ञाहानिरित्यादि  
निग्रहस्थानानीत्यन्तम् ।

<sup>ii</sup>कथायामखण्डिताहङ्करेण \*<sup>1</sup> परस्य<sup>2</sup> अहङ्कारकण्डनमिह पराजयो निग्रहः।

स एते ध्वियत्स्वेवंनामकेषु एव<sup>3</sup> तिष्ठति<sup>4</sup> इति (C.80)वाक्यार्थः। हेतु हान्युदारहरणविरोधादीनां  
एष्वेवान्तर्भावादवसरासङ्करेणसावकाशत्वाच्च। तथा च वक्ष्यामः।

एकप्रयोजनानामप्यमीषां शिष्यहिततया व्यवहारोपयोगिप्रातिस्विकवैधर्म्यसूचनार्थं (T.94)असमासः। स्वकार्ये  
परस्परनिरपेक्षत्वकथनार्थं च। तच्च प्रतिलक्षणं वक्ष्यते।

चः<sup>7</sup> त्वर्थः<sup>8</sup>। <sup>iii</sup>तेन एतेषां एव कथाबाह्यानां<sup>9</sup> कथायां<sup>10</sup> अप्यपस्मारोन्मादादिवशापन्नानां<sup>11</sup> झटिति संवरणेन  
तिरोहितावसराणां<sup>12</sup> पुरःस्फूर्ति कानधिकृतोद्भावितानां<sup>13</sup> च व्यवच्छेदः। तथाविधानां

तात्कालिकातत्त्वज्ञानलिङ्गत्वेऽपि प्रतियोगिव्यपेक्षया असु ज्ञत्वलिङ्गत्वायोगात्<sup>4</sup>। तद्धि निग्रहस्थानस्य स्वरूपं<sup>15</sup>

अन्यथातिप्रसङ्गादिति ॥ 1 ॥

<sup>1</sup> M,T:परेण      <sup>2</sup> O,M,T:अपरस्य      <sup>3</sup> O,M,T:om.      <sup>4</sup> O,M,T:अवतिष्ठत  
<sup>5</sup> O,M,T:-उदाहरणहानिविरोधा-      <sup>6</sup> O,M,T:-संसूचना-      <sup>7</sup> C,B:वस्+<sup>8</sup> C:-त्वर्थः<sup>9</sup> M:तथा-  
<sup>10</sup> O,M,T,AN:अबाह्यानां      <sup>11</sup> O,M,T,B,AN:-दादिदशा-      <sup>12</sup> O,M,T:-हितापसरणा+  
<sup>13</sup> O,M,T:पुरस्फूर्ति कानधिकृतोद्भावितानां      <sup>14</sup> O,M,T:सु ज्ञत्वासु ज्ञत्वमित्यलिङ्गत्वात्      <sup>15</sup> O,M,T:रूपं

<sup>i</sup> B:प्रतिज्ञाहानिः प्रतिज्ञान्तरम् प्रतिज्ञाविरोधः प्रतिज्ञासन्न्यासो हेत्वन्तरमर्था न्तरं निरर्थं कम् अविज्ञातार्थं मपार्थं कमप्राप्तकालंन्यूनमधिकं पु नरुक्तमननु भाषणमज्ञानमप्रतिभा विक्षेपो मतानुज्ञा पर्यनु योज्योपेक्षणं निरनु योज्यानु योग्येपसिद्धान्तो हेत्वाभसाश्च निग्रहस्थानानि ॥ 5.2.1 ॥ <sup>ii</sup> TR 215.6f:कथायामखण्डिताहङ्कारेण परस्याहङ्कारकण्डनमिह पराजयो निग्रहः  
<sup>iii</sup> AN 77.28ff:तेन स्वयमुपन्यासे कथावाह्यानां अबाह्यानां अपस्मारोन्मादादिदशापन्नानां झटिति संवरणेन तिरोहितावसराणामनधिकृतोद्भावितानां च व्यवच्छेदः। तथाविधानां तात्कालिकातत्त्वज्ञानलिङ्गत्वे ऽपिप्रतियोग्यपे क्षया

## प्रतिदृष्टान्तधर्मा भ्यनु ज्ञा स्वदृष्टान्ते प्रतिज्ञाहानिः ॥ 5.2.2 ॥

एतत् च<sup>2</sup> यथाभाष्यं वार्ति कानभिमतं गौणत्वप्रसङ्गात् मु ख्यासङ्ग्रहाच्च।

(C.81) यथावार्ति कं<sup>3</sup> च<sup>4</sup> अव्यापकं, पक्षहेतु दृष्टान्तदूषणहानेः<sup>5</sup> असङ्ग्रहात् स च सा न निग्रहस्थानमविशेषात् ।

(O.48) तत् कथमेतत्? उच्यते—उपलक्षकलक्षणपदव्याख्यानपरं<sup>6</sup> भाष्यं, उपलक्षकलक्ष्यपदव्याख्यानपरं<sup>7</sup> (T.95) च वार्ति कं, मुख्यार्थं द्वारं अपहायोपलक्षकत्वायोगात्<sup>9</sup>।

किं पु नरत्र\*<sup>10</sup> उपलक्ष्यते? प्रतिज्ञापदेन<sup>1</sup> निर्वा ह्यनिर्देशः। विवादे हि<sup>1</sup> यत् यथा निर्दिश्यते तत् तथा<sup>12</sup> निर्वा ह्यते तेनयो यथा साध्यत्वादिना निर्दिष्टस्तस्य तथा निर्वा हं अपश्यतः<sup>13</sup> तत्परित्यागः प्रतिज्ञाहानिरिति सूत्रार्थः ।

(C.82)ii एवञ्च लक्ष्यपदनिरुक्त्यै वलक्षणसिद्धौ द्वितीयप्रकारसूचनार्थं लक्षणारम्भः, यदि दुष्टमेतन्मा भूत्\*<sup>14</sup> इति वा कण्ठतः अन्यथास्त्विति वा, अर्थ तो\*<sup>15</sup> ऽस्याः प्रवर्त नात् ।

तद्वार्तिकदिशा<sup>16</sup> दृष्टान्तः पक्षः, स च यथोक्तनिर्देशमुपलक्षयति। भाष्यदिशा<sup>17</sup> तु दृष्टान्तशब्दः<sup>18</sup> उक्तसम्प्रतिपत्ति<sup>19</sup> (T.96) उपलक्षयति, तद्विपरीतोपगमः<sup>20</sup> प्रतिज्ञाहानिरिति सर्वं समञ्जसम् ।

तत्र साध्यधर्म हानिर्वा र्ति के।

साधनधर्म हानिस्तु अनित्यः शब्दः प्रमे यत्वादित्यु क्तै नै कान्ते नै<sup>1</sup> च दूषिते ऽस्तु तर्हि कृतकत्वादिति यथा।

<sup>iii</sup> पक्षहानिस्तु—अनित्ये वाङ्मनसे<sup>22</sup> कार्य त्वादित्यु क्ते भागासिद्ध्या च प्रत्यु क्ते अस्तु तर्हि वागेव तस्मात्<sup>23</sup> अनित्ये तियथा।

एतास्तिस्त्रो विशेषणद्वारापि<sup>24</sup> द्रष्टव्याः।

तद्यथा—कुनै यायिकेन<sup>iv</sup> विवादाध्यासितं बुद्धिमत्कर्तृ पूर्व कमित्क्षिते<sup>25</sup> बुद्धिमत्\*<sup>26</sup> इति विशेषणासामर्थ्ये<sup>27</sup> च वर्णि ते तर्हि कर्तृ पूर्व कंइति<sup>28</sup> एवास्त्विति साध्यविशेषणहानिः।

<sup>v</sup> प्रयत्नकार्य त्वात् इत्यु क्ते\*<sup>29</sup> कार्य त्वादित्यस्त्विति साधनविशेषणहानिः<sup>30</sup>।

<sup>vi</sup> विवादाध्यासितं क्षित्यादि कर्तृ पूर्व कमिति प्रतिज्ञाते<sup>31</sup> \*<sup>32</sup> शङ्कराचार्य दृशा<sup>33</sup> च<sup>34</sup> दूषिते \*<sup>35</sup> विवादाध्यासितं इति<sup>36</sup> एवास्त्विति पक्षविशेषणहानिः इति<sup>37</sup>।

<sup>vii</sup> दृष्टान्तहानिस्तु—(O.49) अनित्यः शब्दः प्रत्यक्षगु णत्वात् व्यणु कवत्<sup>8</sup> इत्यु क्ते साधनविकलतया च<sup>39</sup> प्रत्यु क्ते<sup>40</sup>

मा भूत् \*<sup>41</sup> द्यणुकं<sup>2</sup> उदाहरणं (C.83)घटरूपं भविष्यति, न चोदाहरणमादरणीयमिति न्यायादिति यथा, यथा वा बौद्धस्य व्यतिरेकोदाहरणबलेन क्षणभङ्गसाधनेऽप्रवृत्तेरप्रामाणिकत्वेन च दूषितेऽस्तु तर्हि घट एवान्वये न इति।

दृष्टान्तगतत्वेन साध्यधर्म हानिस्तु भाष्ये<sup>43</sup>।

(B.41)साधनधर्म हानिस्तु पूर्ववद्वाणुक उदाहृते (T.97)तथा<sup>44</sup> एव \*<sup>45</sup> साधनविकलतया च<sup>46</sup> दूषितेऽस्तु तर्हि कार्यं त्वहेत्वाधारतये दं एव उदाहरणमिति यथा।

अत्रापि विशेषणहानिः<sup>47</sup> ऊहनीया। <sup>viii</sup>तद्यथा—यत् कृतकं<sup>48</sup> तदनित्यं दृष्टं<sup>49</sup> यथा घटद्रव्यमित्युक्ते द्रव्यपदानर्थक्ये चोदाहृते<sup>50</sup> अस्तु तर्हि घट इत्येवेति दृष्टान्तविशेषणहानिः। एवं अन्त्या<sup>51</sup> कारणसामग्रीत्यत्र अपि<sup>52</sup> अन्त्यपदानर्थक्ये<sup>3</sup>।

<sup>ix</sup>यत् कार्यं तद्बुद्धिमत्कर्तृपूर्वकं यथा घट इत्युदाहृते पूर्ववच्च दूषिते तर्हि कर्तृपूर्वकं<sup>4</sup> इति<sup>55</sup> एवास्त्विति साध्यविशेषणहानिः।

एवं पूर्ववत्साधनविशेषणहानिः<sup>56</sup> दृष्टान्ते।

<sup>x</sup>दूषणहानिस्तु निरनु योज्यानु योगोद्भावनानन्तरदूषणान्तरपरिग्रहेण द्रष्टव्या। तत्<sup>57</sup> यथा यदि नायं<sup>58</sup> असिद्धिः<sup>59</sup> अस्तु<sup>60</sup> तर्हि बाधित इत्यादि।

एतासाञ्च हानीनां सर्वत्र (T.98)सांख्यव्यवहारिकत्वात्<sup>61</sup> नोक्तेः<sup>62</sup> असम्भवः<sup>63</sup>। शास्त्रव्युत्पन्नानैवमभिदधतीति चेत्, न, शास्त्रे<sup>64</sup> अप्येवं रूपव्यवहारदर्शनात्। प्रक्रान्तदोषपरिहारौपयिकत्वाच्च। निःसीमा<sup>65</sup> च प्रतिभाक्षयेण किं कर्तव्यतामोहमहिमेति पूर्वनिग्रहप्रवृत्तौ \*<sup>66</sup> अनवसरत्वात्<sup>67</sup> अप्रवृत्तौ त्यागायोगात्<sup>68</sup> नेर्दं<sup>9</sup> निग्रहस्थानमिति चेत्, न, <sup>xi</sup>त्यागे नैव पूर्वस्य परिहारात्। न हि त्यक्तस्य दुष्टत्वेऽस्य काचित् क्षतिरतिप्रसङ्गात्। ततः<sup>70</sup> पूर्वनिग्रहव्यवस्थापनाय<sup>71</sup> त्याग एवोद्भाव्यः।

तथा हि<sup>72</sup> (O.50)तदर्थं<sup>73</sup> (C.84)एवास्योपयोग इति चेत्, न; स्वयमप्यशक्तिसूचकत्वात् (T.99)संन्यासवत्<sup>74</sup>।

तथापि विरोध एवास्यान्तर्भावः<sup>75</sup> परिग्रहत्यागयोरेकत्रासम्भवादिति चेत्, न, त्यागं<sup>76</sup> अनुद्भाव्य विरोधस्य व्यवस्थापयितुं मशक्यत्वेन जघन्यत्वादिति।

सेयं हानिः सदसद्विषया प्रत्युत्तरादिपातिनी<sup>77</sup> तदुत्तरकक्षोद्भाव्या<sup>78</sup> तत्रोपेक्षिता निग्रहहेतुः आपन्नदोषपरिजिहीर्षा हेतुकी<sup>79</sup>।

<sup>xii</sup>सद्धानौ<sup>80</sup> पर्यनु योज्योपेक्षणसहचारिणी। (T.100)उद्भाविता<sup>81</sup> च<sup>82</sup> अवष्टम्भविजयं<sup>83</sup> आवहतीति अवश्यमुद्भाव्या।

<sup>xiii</sup>वादे तु सम्भाविताप्युपेक्षणीया तदुद्भावनस्य तत्त्वज्ञानानङ्गत्वात्; सद्विषया तु<sup>84</sup> उद्भाव्या<sup>85</sup> एव तदुद्भावनस्य तदङ्गत्वात्।



xiv उक्तं निर्वाहयेत्<sup>6</sup> इति रहस्यमत्र इति ॥ 2 ॥

- <sup>1</sup> O,M,T:-धर्मानुज्ञा <sup>2</sup> O,M,T,B:om. <sup>3</sup> T:-वार्त्तिके, O,M:-वार्त्तिकेन <sup>4</sup> T:न, O,M:om.  
<sup>5</sup> O,M,T:-दूषणादिहाने : <sup>6</sup> O,M,T:उपलक्षणलक्षणपद- <sup>7</sup> O,M,T:उपलक्ष्यलक्ष्यपद- <sup>8</sup> PA:-द्वारकं  
<sup>9</sup> O,M,T:-लक्षणायोगात् <sup>10</sup> O,M,T:एव <sup>11</sup> O,M,T:-पदे <sup>12</sup> O,M,T:यथा <sup>13</sup> O,M,T,B:पश्यतः  
<sup>14</sup> O:एव <sup>15</sup> M,T:वा <sup>16</sup> O,M,T:वार्त्तिकं कृद्दि- <sup>17</sup> O,M,T:भाष्यकृद्दि- <sup>18</sup> O,M,T:दृष्टान्त  
<sup>19</sup> O,M,T:उक्ते सम्- <sup>20</sup> PA:तद्विपरीतोऽवगम <sup>21</sup> O,M,T:अनै कान्तिकत्वे न <sup>22</sup> B:-मनसी  
<sup>23</sup> O,M,T:अस्मात् <sup>24</sup> O,M,T:-द्वारेणापि <sup>25</sup> O,M,T:पक्षीकृते <sup>26</sup> O,M,T:इदं <sup>27</sup> O,M,T:विशेषणे  
सामर्थ्ये <sup>28</sup> O,M,T:om. <sup>29</sup> O,M,T:तथै वप्रत्युक्ते <sup>30</sup> C and B omit this sentence. <sup>31</sup> O,M,T:प्रकृते  
<sup>32</sup> O,M,T:बुद्धिमदितिज्ञाते <sup>33</sup> O,M,T:-दिशा <sup>34</sup> O,M,T,AN:om. <sup>35</sup> O,M,T:तर्हि  
<sup>36</sup> O,M,T,AN:om. <sup>37</sup> O,M,T,B:om. <sup>38</sup> O,M,T:द्वयण करूपवत् <sup>39</sup> O,T,AN:om. <sup>40</sup> O,M,T:दूषिते  
<sup>41</sup> O,M,T:तर्हि <sup>42</sup> O,M,T,B:द्वयण करूपं <sup>43</sup> O,M:भाष्ये न <sup>44</sup> O,M,T:तद्वत् <sup>45</sup> O,M:च  
<sup>46</sup> O,M,T,B:om. <sup>47</sup> A:विशेषणा- <sup>48</sup> T:कर्तृकं <sup>49</sup> O,M,T,B,AN:om. <sup>50</sup> O,M,T:चोद्भाविते  
<sup>51</sup> O,M,T:अस्त्या+ <sup>52</sup> O,M,T:om. <sup>53</sup> O,M,T:अस्तपदा-, PA:-पादा- <sup>54</sup> T:पूर्वकं <sup>55</sup> O,M,T,AN:om.  
<sup>56</sup> C:-हानि+ <sup>57</sup> O,M,T,AN:om. <sup>58</sup> O,T:नाम <sup>59</sup> O,M,T:स्वसिद्धान्तः <sup>60</sup> O,M,T:तु  
<sup>61</sup> C:संव्यवहारिकत्वात्, O,M,T:संव्यवहारित्वात् <sup>62</sup> O,M,T:नोक्तेन <sup>63</sup> O,M,T:सम्भवः <sup>64</sup> O,M,T:शास्त्रेषु  
<sup>65</sup> T:निस्मीम्ना, O,M:नि:सीम्ना <sup>66</sup> O,M,T:च <sup>67</sup> O,M,T:नावसर- <sup>68</sup> O,M,T:-योगादेः  
<sup>69</sup> O,M,T:om. <sup>70</sup> M,T:अतः <sup>71</sup> O,M,T:पूर्वपरिग्रह <sup>72</sup> O,M,T,AN:अपि <sup>73</sup> O,M,T:तदर्थ  
<sup>74</sup> T:सतस्यागवत्, O,M:सतस्यागवत् <sup>75</sup> M:एवास्यास्यान्त- <sup>76</sup> PA:तत्त्यागं <sup>77</sup> O,M,T:-उत्तरानुपादीति  
<sup>78</sup> M,T:-कक्ष्यो- <sup>79</sup> O,M,T:-जिहीर्षयाहेतुः <sup>80</sup> O,M,T:असद्धा- <sup>81</sup> O,M,T:उद्भावितविषयं  
<sup>82</sup> O,M,T:om. <sup>83</sup> O,M,T:om., B:-विषयं <sup>84</sup> M,T,AN:च, O:om. <sup>85</sup> O,M,T:सम्भाव  
<sup>86</sup> O,M,T,TR:निर्वहेत्

<sup>i</sup> AN 78.31:यत् यथा निर्दिश्यते तत् तथा निर्वाहयितुमुचित <sup>ii</sup> AN 78.1f:एवञ्च लक्ष्यपदनिरुक्त्यै व लक्षणसिद्धौ शेषं द्वितीयप्रकारसूचनार्थं यथा ; यदि दुष्टमे तन्मा भूदे वंइति कश्चनोऽन्यथास्त्विति, अनुभव <sup>iii</sup> AN 81.1f:पक्षहानिर्यथा वाञ्छनसे अनित्ये कार्यं त्वादित्युक्ते भागासिद्ध्या च प्रत्युक्ते अस्तु वागे वानित्येति <sup>iv</sup> AN 81.15ff:साध्यविशेषणहानिर्यथा क्षित्यादि बुद्धिमत्कर्तृपूर्वकमित्युक्ते बुद्धिमदिति विशेषणसामर्थ्येन प्रत्युक्ते अस्तु तर्हि कर्तृपूर्वकमित्येवेति AN 81.17f:प्रयत्नकार्यत्वात् इत्युक्तेऽस्तुकार्यत्वादित्येवेति <sup>v</sup> AN 81.14f:पक्षविशेषणहानिर्यथा विवादाध्यासितं क्षित्यादि कर्तृजन्यमिति प्रतिज्ञाय, अन्यतरवैकल्ये न दूषणेऽस्तु विवादाध्यासितमेवेति <sup>vii</sup> AN 81.10ff:दृष्टान्तहानिर्यथा अनित्यः शब्दः प्रत्यक्षगुणत्वाद्वाणुकवदित्युक्ते दृष्टान्तस्य साधनवैकल्ये न प्रत्युक्ते मा भूद्वाणुकमुदाहरणं रूपं तु स्यादिति। यथा वा व्यतिरेकोदाहरणबलेन क्षणभङ्गसाधने पुञ्जवदित्युक्ते दूषिते च, अप्रामाणिकतयाऽस्तु घट एवान्वये न दृष्टान्त इति <sup>viii</sup> AN 81.31f:यथा यत् कृतकं तदनित्यं, यथा घटद्रव्यं, इत्युक्ते द्रव्यपदार्थानर्थक्योक्तावस्तुतर्हि घट इत्येवेति <sup>ix</sup> TR 217.18f:यत् कार्यं तद्बुद्धिमत्कर्तृपूर्वकं यथा घट इत्युदाहते पूर्ववत्, AN 82.5f:यत् कार्यं तद्बुद्धिमत्कर्तृपूर्वकं यथा घटः, इत्युक्ते पूर्ववच्चदूषिते तर्हि कर्तृपूर्वकमेवेति <sup>x</sup> AN:82.9f:दूषणहानिस्तु निरनुयोज्यानु योगोद्भावनानन्तदूषणान्तरपरिग्रहे द्रष्टव्या। यथा यदि नायमसिद्धोऽस्तु तर्हि बाधित इत्यादि <sup>xi</sup> AN 82.15f:दुष्टत्यागे नै क्रियागे नै कर्तृवनिग्रहपरिहारात् न हि त्यक्तस्य दुष्टत्वेऽस्य काचित् क्षतिः। ततः पूर्वनिग्रहस्थापनायत्याग एवोद्भाव्यः। तथापि तदर्थमेवास्योपयोगइति चेन्न स्वयमप्यशक्तिसूचकत्वात् <sup>xiii</sup> AN 82.24:सद्धानौ पर्यनुयोज्योपेक्षणसहचारिणीति <sup>xiii</sup> AN 82.25f:वादे त्वसद्धानिः सम्भावित्वाप्युपेक्षणीयात्तदुद्भावनस्य तत्त्वज्ञानानङ्गत्वात् सद्द्विषया च साऽवश्योद्भाव्या, तदुद्भावनस्य तदङ्गत्वात् षक्तं निर्वाहयेदिति रहस्यमत्र <sup>xiv</sup> TR 219.3:उक्तञ्च निर्वाहेदिति रहस्यम्

## प्रतिज्ञातार्थ प्रतिषेधे धर्म विकल्पात् तदर्थ निर्देशः प्रतिज्ञान्तरम् §.2.3 ॥

(C.85) प्रतिज्ञातार्थं दूषिते तत्प्रतिचिकीर्ष याविशेषणान्तरप्रक्षेपे णु नस्तद्वचनं<sup>(B.42)</sup> प्रतिज्ञान्तरमिति सूत्रार्थः ।

तथा हि, “धर्म विकल्पात्” इति विशेषणे हेतुमाह तथा च तदुत्पथानिर्देशस्य<sup>3</sup> दर्शिता ल्यब्लोपे \*<sup>4</sup> पञ्चमी। धर्म विकल्पं प्रक्षिप्ये त्यर्थः ।

तथापि प्रतिज्ञार्थो<sup>5</sup> अपि तत्र निर्दिश्यत इति कुतो लभ्यत इत्यत आह—“तदर्थ” इति। तस्यै व अर्थस्य निर्देश इति वा, तदर्थसाध्यसिद्ध्यर्थं निर्देश इति वा, उभयथापि न कश्चिद्विशेषः ।

“तदर्थ निर्देश” इति तु वदता भाष्यकृता दोषपरिजिहीर्षास्य मूलमिति दर्शितम्<sup>6</sup> । न हि तामन्तरेण स्वस्थो दूषिते<sup>9</sup> विशेषणं प्रक्षेप्तुं<sup>0</sup> अर्हत्यतिप्रसङ्गात् ।

कथम्?—<sup>ii</sup>नित्या वर्णाः श्रावणत्वाच्छब्दत्ववदित्युक्ते ध्वनिभिः अने कान्तं<sup>1</sup> इति च प्रत्युक्ते सध्वनय एव<sup>12</sup> वर्णा नित्या इति पक्षविशेषणविधौ अने कान्तपरिहारात्<sup>3</sup> ।

<sup>iii</sup>शब्दो नित्यः कार्यत्वादित्युक्ते \*<sup>14</sup> भागे सिद्धसाधनमिति च प्रत्युक्ते<sup>(O.51)</sup> वर्णात्मकः शब्दो नित्य इति पक्षविशेषणाधिकोक्तौ सिद्धसाधनतापरिहारात्<sup>15</sup> ।

<sup>iv</sup>अग्निमदिदं सु रभिमलिनधूमवत्त्वादित्युक्ते समर्थविशेषणतया च<sup>(C.86)</sup> प्रत्युक्ते साग्निकृत्क्षरारुमत्<sup>16</sup> \*<sup>17</sup> इति साध्यान्तराधिकोक्तौ<sup>18</sup> विशेषणासामर्थ्यपरिहारात् ।

<sup>v</sup>विवादाध्यासितं बुद्धिमत्पूर्वकमित्युक्ते सिद्धसाध्यतया च<sup>19</sup> प्रत्युक्ताभासे<sup>0</sup> उपादानाद्यभिज्ञापूर्वकं<sup>1</sup> इति साध्यविशेषणाधिकोक्तौ<sup>22</sup> सिद्धसाधनतापरिहारात्<sup>23</sup> ।

<sup>vi</sup>तदेतत् पक्षतद्विशेषणसाध्यतद्विशेषणप्रक्षेपे षे चतुर्विधं<sup>(T.101)\*25</sup> दूषणान्तरपरिहारार्थमपि प्रवर्तते अवान्तरभेदाच्चानन्त्यम् ।

इदन्तु चिन्त्यते<sup>26</sup>—अनित्यः शब्द ऐन्द्रियकत्वादित्युक्ते सामान्येन व्यभिचाराच्च प्रत्युक्ते सामान्यमैन्द्रियकं सर्वगतं शब्दस्त्वनित्योऽसर्वगत इति साध्यान्तरप्रक्षेपः<sup>27</sup> किमर्थं? न ह्यनेनानैकान्तिकत्वमापादितमपास्यते न; असर्वगतत्वं प्रसाध्य<sup>28</sup> हेतु<sup>29</sup> विशिष्य<sup>30</sup> तत् परिहरिष्यामीति मनोरथेन प्रवृत्त्युपपत्तेः ।

तर्हि तत्सिद्ध्ये हेतुमपि कञ्चित्<sup>31</sup> ब्रूयात् सभाक्षोभेण स्तम्भितत्वादवचने वा न्यूनं स्यादिति चेत्, न; पूर्वोपक्रान्तस्य हेत्वादेर्विद्यमानत्वे न्यूनतानवकाशात्<sup>32</sup> ।

तथा अपि<sup>33</sup>, पूर्व एव निग्रहोऽनुवर्तते अपरिहृतत्वात्<sup>34</sup> । न च निगृहीतो निग्रहमर्हत्यतिप्रसङ्गादिति चेत्, न;

<sup>vii</sup>अनुद्भावेन किमयं \*<sup>35</sup> परिहृतो<sup>36</sup> अने न<sup>7</sup> \*<sup>38</sup> इति मत्वा अप्रतिभया<sup>39</sup> तूष्णीं<sup>(C.87)</sup> आस्ते, किं वा पूर्वदूषणानास्कन्दनात्<sup>0</sup> किमत्र वक्तव्यमिति मत्वेति परिषत्सन्देहानिवृत्तौ<sup>1</sup>

उत्कृष्टानुत्कृष्टव्यवस्थानुपपत्तिप्रसङ्गादिति ।

तथापि पूर्वकं<sup>2</sup> एव दूषणमुद्भावयेदितिचेत्, न ; (T.102)एवं हि प्रतिवदेत् (B.43)यत्<sup>43</sup> पूर्वप्रतिज्ञायामैन्द्रियकत्वं  
अनैकान्तिकमेव (O.52)इति। यद्वा, एकस्मिन्मपि प्रतिज्ञार्थे तदनैकान्तिकमेव इति। यद्वा न<sup>44</sup> अनेन  
साध्यान्तरोपक्षेपेणतत्परिहृतमिति। सर्वथा अर्थतः कण्ठतो वा न प्रतिज्ञान्तरमनुद्भाव्यख्यातुं<sup>45</sup> शक्यतात् ।  
न चेदमर्थान्तरं प्रक्रान्तोपयोगात् \*<sup>46</sup>।

viii अथ हेत्वन्तरं कुतः पृथगस्मात् क्रियते हेतुहानिवत्हि<sup>47</sup> तत् अपि<sup>48</sup> उपलक्ष्येत। अन्यथा उदाहरणान्तरमपि  
लक्षणीयं स्यात् । तत् ix यथा—अनित्यः शब्दः सामान्यविशेषवतो<sup>49</sup> अस्मदादिबाह्यकरणप्रत्यक्षत्वात्<sup>50</sup> यत्  
अस्मदादिबाह्यकरणग्राह्यं<sup>51</sup> तदनित्यं दृष्टं<sup>52</sup> यथा घट इत्युक्ते प्रयोजकांशन्यूनतया<sup>53</sup> च प्रत्युक्ते  
सामान्यविशेषवत्त्वे<sup>54</sup> सतीदमुच्यते इति। एवं तथा चायमस्मदादिबाह्यकरणप्रत्यक्ष<sup>55</sup> इत्युपनयेन्यूनतया प्रत्युक्ते  
तथैव विशेषणोपादाने उपनयान्तरम् । एवमेव बहलप्रतिज्ञैकदेशोपसंहारै<sup>56</sup> तथैव प्रत्युक्ते पुनः समस्तोक्तौ<sup>57</sup>  
निगमनान्तरं<sup>58</sup> इति।

सत्यं, साध्यसाधकभागभेदविवक्षया तु \*<sup>59</sup> भेदोपन्यासः<sup>60</sup>, वाक्यप्रयोगस्योभयशरीरत्वात् । तत्र प्रतिज्ञान्तरं  
xi प्रयोज्यान्तरं निगमनान्तरमिति प्रतिज्ञान्तरप्रपञ्चः। हेत्वन्तरं प्रयोजकान्तरं उपनयान्तरं दूषणान्तरं<sup>61</sup> इति  
हेत्वन्तरप्रपञ्च<sup>62</sup> इति।

एतस्यापि परिकरशुद्धिः प्रतिज्ञाहानिवत् (C.88) द्रष्टव्या इति<sup>63</sup> ।

इदन्तु चिन्तनीयं, xii कथं एतत् प्रतिज्ञाहानितो \*<sup>64</sup> भिद्यते, यावता अत्रापि विशिष्टोपादानात्<sup>65</sup> अविशिष्टहानिः<sup>66</sup>  
एव? न, स्वरूपस्यापरित्यागात् । xiii पश्चादुपादीयमानविशेषणाभावस्य च<sup>67</sup> प्रागप्यनुपादानात्<sup>68</sup> । न च  
स्वरूपविशेषणाभावाभ्यां<sup>69</sup> अन्यो अविशिष्टो<sup>70</sup> नाम यस्य त्यागाद्धानिः स्यात् ।

xiv अत्र<sup>71</sup> कक्षान्तरे<sup>72</sup> न<sup>73</sup> विशेषयेदितिरहस्यं ॥ 3 ॥

1 O,M,T:-विकल्पः 2 O,M,T,B:विशेषे 3 A:तदुत्था-, O,M,T:तदर्थता 4 O,M:वा 5 O,M,T,B:प्रतिज्ञातार्थो  
6 O,M,T:तस्येव 7 C,O,M,T,B:तदर्थनिर्देश 8 B:दर्शतम् 9 O,M,T:अदूषिते 10 M,T:प्रतिक्षेपुं  
11 O,M,T,B:अनैकान्तिक 12 O,M,T,TR:om. 13 O,M,T,B:अनैकान्तिकपरि 14 O,M,T:ध्वनिभिः  
15 O,M,T,B:सिद्धसाध्यतापरि- 16 T,B:सायिकृष्णागरुमत्, O,M:-गरुदारुमत्, PR,AN:सायिकृष्णागुरुमत्  
17 O,M,T:इदं 18 O,M,T:साध्यविशेषणान्तर- 19 O,M,T,TR:om. 20 O,M,T,PR:प्रत्युक्ते  
21 O,M,T:-द्यभिज्ञ- 22 O,T,B:साध्यविशेषणेना 23 O,M,T:सिद्धसाध्यता- 24 M,T:-प्रतिक्षेपेण  
25 O,M,T:एवं 26 O,M,T:वर्णयते 27 O,M,T:-प्रतिक्षेपः 28 O,M,T:प्रसाध्यते 29 O,M,T:नाहेतुं  
30 O,M,T:विशेष्य 31 O,M,T,B:किञ्चित् 32 C,B:न्यूनत्वा- 33 M,T,PA,A,C,B,PR:हि  
34 O,M,T:अपरिगत- 35 O,M,T,B:अनेन 36 M,T,A,C,AN:परिहृतं 37 O,M,T,B:अथ 38 M,T,B:न  
39 O,M,T:प्रति- 40 O,M,T:-दूषणावस्कन्दनात्, B:-दूषणानावस्कन्दनात् 41 O,M,T:-नुवृत्तेः  
42 O,M,T,B:पूर्वं 43 O,M,T,B,AN:तथापि 44 C,AN:om. 45 O,M,T,AN:स्थानुं  
46 O,M,T,B:इति 47 O,M,T:om. 48 O,M,T:om. 49 M,T:सामान्यवत्+, O: सामान्यवतो  
50 O,M,T:-बाह्येन्द्रियग्राह्यत्वात् 51 T:-बाह्येन्द्रियग्राह्ये O,M:अस्मादिबाह्येन्द्रियग्राह्यं 52 O,M,T,B,AN:om.

<sup>53</sup> O,M,T:-शून्यतया <sup>54</sup> O,M,T:सामान्यवत्त्वे <sup>55</sup> O,M,T:-करणग्राह्य <sup>56</sup> O,M,T,B:बहुलबाह्यकरणप्रतिज्ञै-  
<sup>57</sup> O,M,T:-तोक्ता <sup>58</sup> T,B:निगमनानन्तरं <sup>59</sup> O,M,T:हेतोः <sup>60</sup> O,M,T:अभेदो- <sup>61</sup> O,M,T:om.  
<sup>62</sup> B:हेत्वन्तप्र- <sup>63</sup> O,M,T:om. <sup>64</sup> O,M,T:न <sup>65</sup> O,M,T:-ओपादाना+ <sup>66</sup> O,M,T:विशिष्टस्य  
हानिः <sup>67</sup> O,M,T,B,AN:om. <sup>68</sup> O,M,T:अनुत्पादनात् <sup>69</sup> O,M,T:-विशेषणाभ्यां <sup>70</sup> T:अविशेषो षो  
<sup>71</sup> O,M,T:तत्र <sup>72</sup> C,B:कक्षान्तरेण, O,M,T:कक्षान्तरेण <sup>73</sup> C,B,AN:om.

<sup>i</sup> AN 82.30:प्रतिज्ञातार्थं दूषिते तत्प्रतिचिकीर्ष याविशेषे षणान्तरप्रक्षेपे णु नर्वचनमितिज्ञान्तरम्<sup>ii</sup> TR 221.6f:नित्या वर्णाः श्रावणत्वाच्छब्दत्ववदित्युक्ते ध्वनिभिरनैकान्तिकत्वेन दूषिते सध्वनय वर्णा नित्या इति, AN 83.22f:वर्णाः नित्याः श्रावणत्वाच्छब्दत्ववदित्युक्ते ध्वनिभिरनेकान्तिकत्वेन प्रत्युक्ते सध्वनय एव वर्णा नित्या इति <sup>iii</sup> TR 221.8f:अनित्यः शब्दः कार्यत्वादित्युक्ते ध्वनिभागे सिद्धसाध्योद्भावने वर्णात्मकः शब्दो इति, AN 83.30f:शब्दो अनित्यः कार्यत्वादित्युक्ते ध्वनिभागे सिद्धसाधनमिति प्रत्युक्ते वर्णात्मकः शब्दोऽनित्य इति सिद्धसाधनपरिहारात् <sup>iv</sup> AN 84.3f:अग्निमत् इदं सु रभिमलिनधूमवत्त्वादित्युक्ते प्रत्युक्ते चासम्बन्धविशेषे षणतया साम्प्रिकृष्णागु रुमदितिसाध्यान्तराधिक्योक्तौ व्यर्थं विशेषे षणतापरिहारात् <sup>v</sup> TR 221.10f:विवादाध्यासितं बुद्धिमत्पूर्वकमित्युक्ते सिद्धसाध्यताभिधाने उपादानादिगोचरबुद्धिमत्पूर्वकमितिसाध्यविशेषे षणप्रक्षेपः <sup>vi</sup> TR 221.6:तच्च पक्षतद्विशेषे षणसाध्यतद्विशेषे षणप्रक्षेपे षणतुर्विधं AN 83.21:तदेतत्पक्षतद्विशेषे षणसाध्यतद्विशेषे षणोक्तिभेदाच्चतुर्विधम् <sup>vii</sup> AN 84.30f:तूष्णीम्भावे किमयं दूषणं परिहृतमनेनेयमिसन्धायाप्रतिभया तूष्णीमास्ते । किं वा पूर्वदूषणानास्कन्दनात् किमत्र वाच्यमिति मास्त्विति परिषत् सन्देहानिवृत्तावुत्कृष्टानुत्कृष्टव्यवस्थं स्यादिति । तथापि पूर्वोक्तमनैकान्तिकमेवोद्भावयेदिति न एव हि प्रतिवदेत् तथापि पूर्वोक्तप्रतिज्ञायामैन्द्रियकत्वमनेकान्तिकमेव । यद्वा एतस्मिन् अपि प्रतिज्ञातार्थं तदनैकान्तिकमेव । यद्वा एतेन साध्यान्तरवचनेन तत्र परिहृतमिति । प्रथमेऽर्थे तोऽपरयोः कण्ठतः सर्वथा न प्रतिज्ञान्तरमनुद्भाव्यं स्थातुं शक्यतात् न चेदमर्थान्तरं प्रकान्तोपयोगस्योक्तत्वात् <sup>viii</sup> AN 85.5:अथ हेत्वन्तरं कुतः पृथग्गस्मात्क्रियते <sup>ix</sup> AN 85.8f:तथा शब्दोऽनित्यो जातिमत्त्वे सत्यस्मदादिबाह्येन्द्रियप्रत्यक्षत्वात् अस्मदादिबाह्येन्द्रियप्रत्यक्षतदनित्यं, यथा घट इत्युक्ते प्रयोजकभागशून्यतया च प्रत्युक्ते जातिमत्त्वे सतीदमुच्यते । एवं तथा चायं “अस्मदादिबाह्येन्द्रियप्रत्यक्ष” इत्युपनयेन्यूनतया दूषिते तथैव विशेषे षणोपादान उपनयान्तरम् एवमेव बहन् प्रतिज्ञैकदेशोपसंहारैश्चैव प्रत्युक्ते पुनःसमस्तोक्तौ निगमनान्तरमिति <sup>x</sup> NR 225.11:साध्यसाधनभेदविवक्षया तु भेद <sup>xi</sup> AN 85.21ff:प्रयोज्यान्तरं निगमनान्तरमिति प्रतिज्ञान्तरप्रपञ्चः । हेत्वन्तरं उदाहरणप्रयोजकान्तरं, उपनयान्तरं दूषणान्तरमिति हेत्वन्तरप्रपञ्चः <sup>xii</sup> AN 85.24f:कथमिदं प्रतिज्ञाहानितो भिद्यते । अत्रापि विशिष्टार्थादानाद्विशिष्टस्य हानिरेव <sup>xiii</sup> AN 85.30f:पश्चाद्दुपादीयमानविशेषे षणाभावस्य प्रागप्यनुपादानात् <sup>xiv</sup> TR 222.6f:अत्र कक्षान्तरे न विशेषे षणीयमिति रहस्यं, AN 85.31:अत्र कक्षान्तरे विशेषे षणीयमिति रहस्यं

## प्रतिज्ञाहेत्वोर्विरोधः प्रतिज्ञाविरोधः ॥ 5.2.4 ॥

(T.103)अत्र “प्रतिज्ञाहेत्वोः” इति वाक्यगतप्रतियोगिद्वयोपलक्षणपरं (O.53)विरोधस्य \*<sup>1</sup> उभयनिष्ठत्वात् (C.89)लक्ष्यगतप्रतिज्ञापदमप्युक्तमात्रपरं ।

एकपदोत्कीर्तनञ्च तदंशविरोधसूचने नावयवान्तरोपलक्षणभ्रमं वारयति<sup>3</sup> । तेनैकस्मिन् वाक्ये तदंशयोरवान्तरवाक्ययोः पदयोर्वा मिथो व्याघात उक्तः<sup>4</sup> विरोध इति सूत्रार्थः ।

एकवक्तृकवाक्यविषयत्वान्न अपसिद्धान्तसङ्करः<sup>5</sup> ।

विपरीतव्याप्त्युपदर्शनप्रयासाभावात् न क्वचित्<sup>6</sup> विरुद्धहेत्वाभाससङ्करः । यद्यपि च विरोधेऽवश्यं हेत्वाभासानुप्रवेशः तथापि तस्य जघन्यप्रतीतित्वात्<sup>7</sup> तमुपेक्ष्य (C.90)विरोध एवोद्भाव्यः, साम्प्रत्यायकत्वेन<sup>8</sup> उपेक्षानर्हत्वात् ।

ii स च बहुप्रकारः<sup>10</sup> प्रतिज्ञापदयोः प्रतिज्ञाहेत्वोः प्रतिज्ञोदाहरणयोः। iii प्रतिज्ञोपनययोर्मन्दः<sup>11</sup>, हेतुविरोधाविरोधाभ्यां<sup>2</sup> अनवकाशात् । iv प्रतिज्ञानिगमनयोः (T.104) हेतुस्वपदयोर्हेतुदृष्टान्तयोर्हेतूपनययोः दृष्टान्तस्वपदयोः प्रतिज्ञातर्कयोः एवं दूषणवाक्येऽपि स एव प्रपञ्चः।

\*<sup>13</sup> साध्यधर्मिनिषेधात्<sup>4</sup> वा<sup>15</sup>, यथा नास्त्यात्मेति। <sup>v</sup>धर्मनिषेधाद्वा यथेश्वरो न कर्ता इति। धर्मिनिषेधे वा यथा अतीतमस्तीति। <sup>vi</sup>धर्मनिषेधे वा यथा<sup>16</sup> परमाणवः सावयवा इति। स्वरूपतो वा<sup>17</sup> यथा हेतुव्यापारात् प्रागपि सत् कार्यं कार्यत्वादिति। विशेषणद्वारा वा, यथा मध्येऽप्यसत्कार्यमाद्यन्तयोरसत्त्वादिति।

एवंविधानाञ्च परमतप्रतिषेधाभिप्रायदुरवलेपात्<sup>8</sup> वा दृष्टान्ताभासलाभतरलतया वा<sup>19</sup> प्रमादाद्वा सभाक्षोभाद्वा उक्तिसम्भवः। सोऽयं प्रथमकक्षादिपाती<sup>20</sup> उत्तरकक्षोद्भाव्यो<sup>21</sup> वादेऽपि। अन्यथा तत्त्वप्रतिपत्तिव्याघातात् शेषं पूर्ववत् ।

vii मिथो व्याहतं न वदेदिति रहस्यं ॥4॥

<sup>1</sup> O,M,T:च<sup>2</sup> O,M,T:-मात्रोपलक्षणपरं <sup>3</sup> O,M,T:निवारयति <sup>4</sup> O,M,T:उक्त+ <sup>5</sup> M,T:अप्यसिद्धा-,  
O: अपि सिद्धा- <sup>6</sup> O,M,T:om. <sup>7</sup> O,M,T:-प्रतीतत्वात् <sup>8</sup> O,M,T:सम्प्रत्ये कत्वेन <sup>9</sup> O,M,T:अपेक्ष  
<sup>10</sup> C:-कार+ <sup>11</sup> O,M,T:मिथो <sup>12</sup> O,M,T,B:हेतुविरोधाभ्यां <sup>13</sup> O,M,T:कचित् <sup>14</sup> O,M,T:सर्वत्र धर्मि-  
<sup>15</sup> O,T:om. <sup>16</sup> O,T:om. <sup>17</sup> O,M,T:om. <sup>18</sup> T:-प्रायादुदुःखलोपात्, O,M:प्रायादुरवलेपात्  
<sup>19</sup> O,M,T:om. <sup>20</sup> O,M,T:-कक्ष्यानुपाती <sup>21</sup> O,M,T:-कक्ष्यो-

<sup>i</sup> NR 226.14:विपरीतव्याप्त्युपदर्शं न ह तु न तथा <sup>ii</sup> AN 87.13f:स चायमने कविधः प्रतिज्ञापदयोः प्रतिज्ञाहेत्वोः प्रतिज्ञोदाहरणयोः। प्रतिज्ञोपनययोर्नास्ति <sup>iii</sup> TR 223.9:प्रतिज्ञोपनययोस्तु, हेतुविरोधाविरोधाभ्यामनवकाशः

<sup>iv</sup> AN 87.18f:प्रतिज्ञानिगमनयोर्हेतुस्वपदयोर्हेतुदृष्टान्तयोर्दृष्टान्तस्वपदयोर्प्रतिज्ञातर्कयोः। एवं दूषणवाक्येऽपि स एष प्रपञ्चः

<sup>v</sup> AN 87.21f:धर्मनिषेधाद्वा यथेश्वरो न कर्ता। धर्मिनिषेधे वा यथा अतीतमस्ति <sup>vi</sup> AN 87.24f:धर्मनिषेधे वा यथा परमाणवः सावयवा इति। स्वरूपतो वा यथा कार्यं हेतुव्यापारादपि प्राक् सत् कार्यत्वादिति। विशेषणद्वारा यथा मध्येऽप्यसत् कार्यं माद्यन्तयोरसत्त्वात् एवंविधानाञ्च सभाक्षोभात्, परावलेपाद्वा सम्भवः। स्वयं प्रथमकक्षादिपाती तदुत्तरकक्षोद्भाव्यो वादेऽप्यन्यथा तत्त्वप्रतिपत्तिव्याघातात् मिथो व्याहतं न वदेदिति रहस्यं <sup>vii</sup> TR 224.7:मिथो व्याहतं न वदेदिति तत्त्वं

## पक्षप्रतिषेधे प्रतिज्ञातार्थापनयनं प्रतिज्ञासन्न्यासः ॥ 5.2.5 ॥

अत्रापि प्रतिज्ञापदमुक्तमात्रोपलक्षणपरं<sup>(O.54)</sup> तथा पक्षशब्दोऽपि। अपनयनमपलापः। तेनोक्तापलापं

उक्तसंन्यासइत्यर्थः। न च स्वस्थोऽकस्मात्<sup>2</sup> एवोक्तं अपलपति<sup>3</sup> इत्यतः<sup>(C.91)</sup> उक्तं पक्षप्रतिषेधे<sup>4</sup> \*<sup>5</sup> परेण कृते सति। तेन\*<sup>6</sup> तत्परिहारार्थं मिति तात्पर्यं \*<sup>7</sup>।

उक्तदूषणे<sup>8</sup> हि<sup>9</sup> अस्फूर्तिदशायां<sup>0</sup> कश्चिदुक्तं त्यजेत् एव<sup>11</sup>, कश्चिद्विशेषयेत्, \*<sup>12</sup> कश्चिदपलपेदिति त्रिधा प्रत्यवस्थानसम्भवः। स्तेनवत्<sup>3</sup> सोऽपि हि द्रव्यत्यागे न<sup>4</sup> वा निवृत्तिं<sup>5</sup> इच्छेत्, स्वीयतया वा<sup>16</sup> स्वीयताभ्रमेण<sup>7</sup> वा विशेषयेदपलपे<sup>18</sup> एव वेति नालौकिकोऽयं प्रकारः।

न चातिप्रसङ्गः<sup>1</sup> अपह्वनिर्वाहणे<sup>9</sup> दूषणपरिहारात्<sup>20</sup> कपोलवादित्रादिना<sup>21</sup> तदसिद्धेः<sup>22</sup> चोरवदेव।

न च पूर्वनिग्रहेणैव गते किमनेनेति (T.105)वाच्यं, तस्यापह्वेनापास्तत्वात् ।<sup>ii</sup> तस्यापह्वं अनुद्भाव्य व्यवस्थापयितु मशक्यत्वात् न चैवंतादर्थ्यमेवास्य स्वयमेवापकृष्टत्वसूचकत्वदिति।

सोऽयं चतुःप्रकारः<sup>23</sup>—क एवमाहेति वा परपक्षोऽयं मयोक्त (C.92)इति वा, स्वोक्त<sup>24</sup> एव \*<sup>25</sup> त्वये दमु क्तमित्तिवा, परोक्तमेवमया<sup>26</sup> इदं<sup>27</sup> उक्तं<sup>28</sup> इति वा।

वादासम्भवी<sup>29</sup> चायं, तत्त्वबुभुत्सु तयस्खलितसङ्गहनाभावात् ।

अबुद्धिपूर्वकं<sup>30</sup> अत्र<sup>31</sup> अपीत्येके। शेषं<sup>32</sup> हानिवत् । (B.45)iii अनुवादप्रोज्ज्वलं<sup>33</sup> दूषणोपरूढं नापलपेदिति रहस्यम् ॥

<sup>1</sup> O,M,T,B:om.	<sup>2</sup> A:अकस्मत्	<sup>3</sup> A:अपलयति	<sup>4</sup> O,M,T:-षे घ	<sup>5</sup> O,M,T:इति पक्षप्रतिषे धे
<sup>6</sup> O,M,T:च	<sup>7</sup> O,M,T:इति	<sup>8</sup> O,M,T:उक्तैषणे भ्यः	<sup>9</sup> O,M,T:om.	<sup>10</sup> O,M,T:स्पूर्ति दशां
<sup>11</sup> O,M,T:om.	<sup>12</sup> O,M,T,B:एवं	<sup>13</sup> C,B:तेन वत्+	<sup>14</sup> O,M,T:द्रव्यं त्यागे न	<sup>15</sup> A:निर्वृत्तिं
<sup>16</sup> O,M,T:om.	<sup>17</sup> O,M,T:भ्रमेण	<sup>18</sup> O,M,T:om.	<sup>19</sup> O,M,T,B,AN:-वाहेण	
<sup>20</sup> M,T,A,C,AN:-हारवत्	<sup>21</sup> O,M,T:कपालोत्रोदिना	<sup>22</sup> O,M,T:तदपि सिद्धे	<sup>23</sup> O,M,T:चतुष्टय-	
<sup>24</sup> O,M,T:स्वोक्तं	<sup>25</sup> O,M,T:स	<sup>26</sup> O,M,T:त्वया	<sup>27</sup> O,M,T:om.	<sup>28</sup> O,M,T:अनूदितं
<sup>29</sup> O,T:इति वा नासम्भवी, M:नासम्भवी	<sup>30</sup> O,M,T,B:-पूर्वकः	<sup>31</sup> O,M,T,B:तत्र	<sup>32</sup> B:शेषमशेषं	
<sup>33</sup> O,M,T:-ज्वल+				

<sup>i</sup> AN 88.21f:अपह्वनिर्वाहणेदूषणपरिहारवत् कपोलवादित्रादिना तदसम्भवात् व्यवस्थापयितु मशक्यत्वात् न चैवंतादर्थ्यमेवास्य स्वतोऽप्यशक्तिसूचकत्वात् इति दूषणोपरूढं नापलपेदितिरहस्यम्

<sup>ii</sup> AN 88.15f:तस्यापह्वं अनुद्भाव्य  
<sup>iii</sup> AN 88.29f:अनुवादप्रेक्षणं

अविशेषोक्ते हेतौ प्रतिषिद्धे विशेषमिच्छतो हेत्वन्तरम् ॥2.6 ॥

अत्र हेतुपदेन वाक्यगतसाधकभागं<sup>1</sup> उपलक्षयति। इच्छया \*<sup>2</sup> वचनं<sup>3</sup> तेन प्रथममविशिष्टं साधनभागमभिधाय पुनर्विशेषणवत्तद्वचनं<sup>4</sup> हेत्वन्तरमित्यर्थः।

न च स्वस्थस्य<sup>5</sup> एतदकस्मात् सम्भवति<sup>6</sup> इत्यतोक्तं प्रतिषिद्ध इति। तेन प्रतिषेधोद्दिधीर्षयो इति तात्पर्यम् ।

<sup>i</sup> तदिदं हेतुविशेषणादुदाहरणप्रयोजकांशविशेषणात् उपनयविशेषणाद्दूषणविशेषणम् च<sup>9</sup> इति (O.55)चतुर्विधं।

तत्र प्रथमं यथाभाष्यं—तदुत्तरद्वयं प्रतिज्ञान्तरे<sup>10</sup> उदाहृतम् ।

<sup>ii</sup> चतुर्थं तु \*<sup>11</sup> हेतौ प्रयुक्ते<sup>2</sup> असाधकोऽयं सपक्षे सत्त्वादनिवृत्तत्वे प्रमेयत्ववदिति प्रत्युक्ते<sup>3</sup> जात्युत्तरेण<sup>4</sup>।

जात्युत्तरतया च परिहृते विपक्षगतत्वे सति सपक्षे सत्त्वादिति (C.93)यथा, एवं विपक्षव्यावृत्तत्वादिति उक्ते<sup>15</sup>

सपक्षव्यावृत्तत्वे<sup>16</sup> सतीति यथा, एवं सन्दिग्धत्वादित्युक्ते असिद्धतया च दूषिते व्याप्तत्वेनेति यथा। (T.106)एवं

प्रत्यभिज्ञानबाधितत्वादित्युक्ते लूनपु नर्जा तकेशादिना<sup>7</sup> च प्रत्युक्ते अविसंवादिप्रत्यभिज्ञयेति यथेत्यादि सर्वदूषणेषु<sup>8</sup> स्वयमूहनीयं ।

एतच्च स्थापनागतं दूषणगतं वा परोक्तदोषप्रतीकारे हेत्वन्तरमेव ।

अप्रतीकारे तु<sup>19</sup> यद्यपि यथाक्रमं हेत्वाभासनिरनु योज्यानु योगौ सावकाशौ, तथापि हेत्वन्तरमेव वाच्यं, विशेषणाभिधाने न\*<sup>20</sup> अविशिष्टासामर्थ्यस्य<sup>1</sup> सिद्धस्वीकारत्वात् तदुत्तरयोः<sup>22</sup> तु<sup>23</sup> साध्यत्वात्<sup>24</sup> यथा अनित्यः

शब्दः \*<sup>25</sup> बाह्यकरणग्राह्यत्वादित्युक्ते योगिप्रत्यक्षैः परमाणुभिरनेकान्तेन च प्रत्युक्तेऽस्मदादीतिमात्रपदविशेषणोक्तौ<sup>26</sup> अदुष्टस्यैवदोषाभासदर्शनात् ।

विशेषमिच्छतस्तु पर्यनु योज्योपेक्षणसहवृत्तिके इदं हानिवत् प्रतिज्ञान्तरवत् । तद्वदेव च परिकरशुद्धिरप्यस्येति ॥6॥

- <sup>1</sup> O,M,T:वाक्ये साधनभागं      <sup>2</sup> O,M,T:च<sup>3</sup> O,M,T,B:तद्वचनं      <sup>4</sup> O,M,T:विशेषे णत्वं      <sup>5</sup> T:स्वस्य  
<sup>6</sup> O,M,T:भवति      <sup>7</sup> O,M,T:-धोज्जिहीर्षया      <sup>8</sup> O,M,T:-प्रयोजकावरवि-      <sup>9</sup> O,M,T:वा  
<sup>10</sup> C,B:प्रतिज्ञान्ते      <sup>11</sup> O,M,T:प्रत्युक्ते      <sup>12</sup> O,M,T:om.      <sup>13</sup> O,M,T,TR:उक्ते      <sup>14</sup> O,M,T,TR:om.  
<sup>15</sup> O,M,T:उक्तवा      <sup>16</sup> A:सपक्षपक्षव्या-      <sup>17</sup> C,B:-केशाध्वना      <sup>18</sup> O,M,T,B:सर्वदूषणेषु<sup>19</sup> O,M,T,B:अपि  
<sup>20</sup> O,T:अपि<sup>21</sup> O,M,T:विशिष्टमसामर्थ्य+      <sup>22</sup> O,M,T,B:उत्तरयोः      <sup>23</sup> O,M,T:om.      <sup>24</sup> O,M,T:तत्साध्य-  
<sup>25</sup> O,M,T:सामान्यवत्त्वे सति      <sup>26</sup> O,M,T:अस्मदादीति हेतु विशेषणाद्युक्तौ      <sup>27</sup> O,M,T:-सहकृतं

<sup>i</sup> AN 89.13f:तत् इदं चतुर्विधं हेतु विशेषणादुदाहरणप्रयोजकभागविशेषणात् उपनयविशेषणाद्दूषणविशेषणाच्च

<sup>ii</sup> AN 89.21ff:चतुर्थं यथा हेतौ प्रत्युक्तेऽसाधकोऽयं सपक्षे सत्त्वादनित्यत्वे प्रमेयत्ववदिति प्रत्युक्तेऽस्वव्याघातकत्वेन जात्युत्तरतयाच परिहृते विपक्षगतत्वे सतीति विशेषणात् साधारणानैकान्तिकता एवं विपक्षव्यावृत्तत्वादित्युक्तेतथैव प्रत्युक्ते सपक्षव्यावृत्तत्वे सतीति विशेषणात् एवं सन्दिग्धत्वादित्युक्तेसिद्धतया च प्रत्युक्तेव्याप्यत्वेनेति विशेषणात् सन्दिग्धासिद्धत्वे एवं प्रत्यभिज्ञानबाधितत्वादित्युक्ते लूनपु नर्जा तकेशादिना च प्रत्युक्ते अविसंवादीति विशेषणाद्बाध इत्याद्यूह्यम् । एतच्च स्थापनागतं विशेषितत्वं वा परोक्तदोषप्रतीकारे हेत्वन्तरमेवनिग्रहस्थानम् <sup>iii</sup> TR 226.10f:हेतौ प्रत्युक्ते साधकोऽयं न भवति सपक्षे सत्त्वादनित्ये प्रमेयत्ववदित्युक्ते । जात्युत्तरत्वेन दूषिते विपक्षवृत्तित्वे सति पक्षे सत्त्वादिति, एवं विपक्षव्यावृत्तत्वाद्बन्धवत्त्ववदित्युक्ते सपक्षव्यावृत्तत्वे सतीति

(T.107) प्रकृतादर्थादप्रतिसम्बद्धार्थमर्थान्तरम् 5.1.7 ॥

अर्थान्तरमिति लक्ष्यनिर्देशः । <sup>i</sup> अन्यदित्यध्याहारात् <sup>ii</sup> पञ्चम्युपपत्तिः; अन्यथा (C.94) तृतीया स्यात् ।

लक्ष्यपदावृत्तेर्वाल्यब्लोपो<sup>1</sup> वा प्रकृतं अर्थ<sup>2</sup> (B.46) अनपेक्ष्य इत्यर्थः ।

अप्रतिसम्बद्ध<sup>4</sup> अप्रतिरूपसम्बद्ध<sup>5</sup> इति<sup>6</sup> अर्थः<sup>7</sup> । तेनाप्रतिसम्बद्धं अननु रूपसम्बद्धं वचनमिति अन्यपदार्थः<sup>10</sup> ।

एतदुक्तं भवति<sup>11</sup>—प्रकृतं साधनं दूषणं<sup>12</sup> च<sup>13</sup> उपक्रम्य<sup>14</sup> तदनभिधानं<sup>15</sup> अर्थान्तरं\*<sup>16</sup> ।

<sup>iii</sup> तच्च स्वमतपरमतोभयानुभयभेदेन<sup>7</sup> चतुर्विधं<sup>8</sup> ।

तत्<sup>iv</sup> यथा—अनित्यः शब्द ऐन्द्रियकत्वात् (O.56) कार्यत्वत्<sup>19</sup> वा गुणश्च स आकाशस्य, तदेव च<sup>20</sup> उपाधिवशात्

श्रोत्रं<sup>21</sup> ते न<sup>2</sup> चायं गृह्यते समवायादित्यादि।

तथै वोपक्रम्यपरमते<sup>23</sup> च द्रव्यं शब्दः सं योगग्राह्योऽभिव्यक्तिधर्मा चायमित्यादि।

तथै वोपक्रम्यानु मानगम्य<sup>4</sup> अस्य<sup>25</sup> अनित्यत्वम् । अनु मानञ्च प्रमाणं, तच्चतुर्विधं षड्विधं वा, किञ्चित् सत्तामात्रेण गमयति, किञ्चिज्ज्ञातं (C.95) सदित्यादि।

तथै वोपक्रम्य<sup>6</sup> हेतु रयं हेतु श्रहिनोते : \*<sup>27</sup> इत्यादि।

झटिति असमञ्जसबुद्ध्यासमाधानं अप्रतिसन्दधानस्य<sup>28</sup> तिरोधित्सया अस्य<sup>29</sup> उक्तिसम्भवः<sup>30</sup>।

ननु पूर्ण<sup>31</sup> प्रकृते<sup>32</sup> वाक्येऽर्था न्तरमभिदधतो न्यून<sup>33</sup> एवोद्भाव्ये त।

पूर्णोऽप्यदुष्टे \*<sup>34</sup> किमित्यर्था न्तरमवतारयेत् ।

दुष्टेऽपि दोषमुपेक्ष्यनार्थान्तरोद्भावनस्योपयोगः। न चार्थान्तराभिधानेऽपि प्रतिज्ञान्तरवत् पूर्वदोषः परिहृतो भवेत् ये नोपादीये त। (T.108) एवमेवाभिधाने चातिप्रसङ्गात्<sup>35</sup> इति।

न दुष्टतिरोधित्सायाः<sup>36</sup> सु लभत्वात् अदुष्टे<sup>37</sup> अपि दुष्टबुद्धेः कदाचित् सम्भवात् ।

न्यूनस्य अपि<sup>38</sup> अन्यस्य<sup>39</sup> वा दोषस्य तद्वदिति उपरतवचने<sup>40</sup> दत्तावसरे चोद्भाव्यत्वात् । अन्यथा<sup>41</sup> तु<sup>42</sup> अतिप्रसङ्गात् ।

एतस्य च<sup>43</sup> उच्यमानग्राह्यत्वात् ततः<sup>44</sup> तत्सम्भे देष्ये तदेवोद्भाव्यम् अत एव \*<sup>45</sup> न्यूनाद्युपेक्षार्या<sup>6</sup> अप्युपेक्षण<sup>7</sup> न<sup>48</sup> निग्रहः। अवसरे हि तत् तथा स्यात्, अनवसरोद्भावनवत्<sup>49</sup> इति।

प्रकृतोपयुक्तमेवाच्यमिति रहस्यम् ॥

- <sup>1</sup> O,M,T:-लोपे      <sup>2</sup> O,M,T:om.      <sup>3</sup> O,M,T:अपेक्ष्य      <sup>4</sup> O,M,T,B:प्रतिसम्बन्धो<sup>5</sup> O,M,T:अनुरूपसम्बन्धः  
<sup>6</sup> O,M,T:om.      <sup>7</sup> O,M,T:om.      <sup>8</sup> O,M,T:-सम्बन्धो, B:-सम्बन्धं      <sup>9</sup> C,B:-सम्बन्धं, O,M,T:-सम्बन्धः  
<sup>10</sup> O,M,T:अर्थः      <sup>11</sup> O,M,T:om.      <sup>12</sup> O,M,T:दूषणाशया      <sup>13</sup> O,M,T:om.      <sup>14</sup> O,M,T:अपक्रम्य  
<sup>15</sup> O:अतदङ्गाभि-, M,T:तदङ्गाभि-, B:तदङ्गानभि-      <sup>16</sup> O,M,T:इति      <sup>17</sup> O,M,T:परमतस्वमतोभ-  
<sup>18</sup> O,M,T:-विधः      <sup>19</sup> O,M,T,TR:om.      <sup>20</sup> O,M,T,B,TR,AN:om.      <sup>21</sup> O,M,T:छेत्र+  
<sup>22</sup> O,M,T:स्थेन      <sup>23</sup> O,M lack from here.      <sup>24</sup> T,B:-गम्यस्य      <sup>25</sup> T,B:om.      <sup>26</sup> O,M lack to here.  
<sup>27</sup> O,M,T,B,TR,AN:घातोः      <sup>28</sup> O,M,T:प्रतिसन्धानस्य<sup>29</sup> M,T:om.      <sup>30</sup> M,T:स्वोक्तिसम्भवं,  
O,B:उक्तिसम्भवं      <sup>31</sup> O,M,T:अपरिपूर्णं      <sup>32</sup> O,M,T:प्रकृत+      <sup>33</sup> O,M,T:न्यूनत्वं      <sup>34</sup> O,M,T:अपि  
<sup>35</sup> O,M,T:-सङ्गः      <sup>36</sup> O,M,T:दुष्टत्वे तिरोधित्सया      <sup>37</sup> O,M,T:अदुष्टत्वे      <sup>38</sup> O,M,T:om.  
<sup>39</sup> O,M,T:वाक्यस्य      <sup>40</sup> O,M,T,B:-वचसि      <sup>41</sup> O,M,T:अन्यथात्वे      <sup>42</sup> O,M,T:च      <sup>43</sup> T,B:om.  
<sup>44</sup> O,M,T,B:om.      <sup>45</sup> O,M,T:न      <sup>46</sup> O,M,T:न्यूनापेक्षार्या<sup>47</sup> T:उपेक्षण<sup>48</sup> O,M,T:om.  
<sup>49</sup> O,M,T:अवसरोद्भावनावत्, B:अवसरोद्भावनवत्

<sup>i</sup> AN 91.1:अन्यदित्यध्याहारात् पञ्चम्युपपत्तेः      <sup>ii</sup> TR 228.1f:पञ्चम्युपपत्तिः अन्यथा तृतीया स्यात्      <sup>iii</sup> TR 228.3ff:तच्च स्वपरोभयानुभयमतभेदे नवतुर्विधम् स्वमतं न तावदनित्यः शब्दपेन्द्रियकत्वात् गुणश्चस आकाशस्य च। तदुपहितं श्रोत्रं तेन चायं गृह्यते समवायात् । स च नित्यः सम्बन्ध इत्यादि। परमते तु तथै वोपक्रम्य च द्रव्यं शब्दः संयोगे न गृह्यते तात्वादिवापाराभिव्यञ्जं



चेत्यादि। उभयमते नतु तथै वोपक्रम्यहेतु रयहेतु श्रहिनोते र्धा तोः<sup>iv</sup> AN 92.7ff: यथा शब्दोऽनित्यः कार्यं त्वादै न्द्रियकत्वाद्धेति। सदसत्प्रयोगे, गुणशब्दः, स चाकाशस्य तदै वोपाधिवशाच्छ्रोत्रं तेन चायम्गृह्यते। समवायादित्यादि यथा तथै वोपक्रम्य शब्दो द्रव्यं, संयोगग्राह्योऽनित्यश्चेत्यादि। यथा तथै वोपक्रम्यानु मानगम्यं अस्यानित्यत्वम् । अनु मानञ्च प्रमाणं। तच्चतु किं, षड्विधञ्च, किञ्चित् सत्तामात्रे णगमयति, किञ्चिच्च ज्ञातं सदित्यादि यथा, तथै वोपक्रम्यहेतु रयं । हेतु श्रहिनोते र्धा तोः TR 229.2f: प्रकृतोपयु क्तमे वब्रूयादिति रहस्यम्

(C.96) वर्ण क्रमनिर्देशवन्निरर्थ कम् 5।12.8 ॥

\*<sup>1</sup> वतिना<sup>2</sup> अवाचकप्रयोगमु पमिनोति।<sup>3</sup> ते नावाचकप्रयोगो निरर्थ कमित्यर्थः ।

तस्य चतु र्धा प्रयोगसम्भवः।

प्रमादात्, यथा लिङ्गवचनवर्न विभक्तिवर्ण विपर्या सः।

वाचकाभिमानात्, यथा कृत्तद्धितारख्यातविपर्या सः<sup>4</sup>।

अभ्यासात्, यथा संस्कृतमु पक्रम्यापभ्रं शवचनम् ।

विकल्पितशेषोक्तेः<sup>5</sup> वा<sup>6</sup>, यथार्थ परशब्दपरताप्रकारव्यु दसने नैस्वरूपपरतायां वाङ्मात्रं चै तर्त् इतिवत्<sup>9</sup>।

कुतः पु नरेतन्निग्रहस्थानं<sup>ii</sup> एवमप्यर्थ प्रतीते!<sup>10</sup>? शब्दप्रयोगस्य च<sup>11</sup> तावन्मात्रार्थ त्वात्<sup>2</sup> इति चेत्, (B.47)न ;

मीमांसकादिकं प्रति वाचकापभ्रं शविभागस्य सिद्धत्वात् ।

<sup>iii</sup> यस्याप्ययमसिद्धस्ते नापि (O.57) समानसमयै रेवपदै र्व क्तव्यमन्यथाकथावाक्यनिष्पत्ते स्तादर्थ्य व्याघातात् ।

के समानसमयाः शब्दा इति दुरूहं परबुद्धेः (C.97) अप्रत्यक्षत्वादिति चेत्, न ; प्रागेव तदुपायव्याकरणादिव्यवहाराभ्यु पगमात्<sup>3</sup>।

(T.109) न चै वम्भूतानां विपर्या सानां परिषत्प्रतिवादि समानता<sup>14</sup> अस्ति<sup>15</sup>, अर्थ प्रत्ययस्तु मणिप्रभायां मणिबु द्धिन्यायेन भवन्नपि न ते षां सार्थ कत्वमवस्थापयतीति यु क्तमस्य निग्रहस्थानत्वम् ।

अन्यथा तु<sup>16</sup> असामर्थ्य संवरणार्थ<sup>7</sup> दाक्षिणात्यस्य स्वदेशभाषया प्रत्यवतिष्ठमानस्य किं वक्तव्यं<sup>18</sup> पश्चात्तैः<sup>19</sup>

इत्यज्ञानमे वोत्तरवादिनः सर्व त्रेति। गतं कथाव्यसने न।

<sup>iv</sup> तस्मात् समानसमयै रेवपदै र्व क्तव्यमितिरहस्यम् ॥ १॥

<sup>1</sup> O,M,T: वर्ण क्रमवदिति <sup>2</sup> O,M,T: अने न <sup>3</sup> C: -वचनविभक्तिवि-, O,M,T,B: लिङ्गविभक्तिवर्ण विपर्या सः

<sup>4</sup> O,M,T: -धितसमासाख्यात- <sup>5</sup> O,M,T,B: -विशेषे <sup>6</sup> O,M,T,B: om.

<sup>7</sup> C,B: -शब्दे पर-, O,M,T,B: -व्यु दासे न <sup>8</sup> O,M,T: om. <sup>9</sup> O,M,T: इति <sup>10</sup> O,M,T: -प्रतीतौ

<sup>11</sup> O,M,T,AN: om. <sup>12</sup> O,M,T: -मात्रत्वात् <sup>13</sup> O,M,T: -करणव्यव- <sup>14</sup> O,M,T: -समानसमयता

<sup>15</sup> O,M,T: om. <sup>16</sup> C,B: om. <sup>17</sup> C: अर्थ सामर्थ्य, B: अर्थ असामर्थ्य- <sup>18</sup> O,M,T: कर्तव्यं

<sup>19</sup> O,M,T: om.

<sup>i</sup> AN 98.12:ते नावाचकप्रयोगो निरर्थकमिति सूत्रार्थः <sup>ii</sup> AN 99.22f: एवमप्यर्थं प्रतीतेः शब्दप्रयोगस्य तावन्मात्रार्थं त्वत्, अथ मीमांसकादिकं प्रति वाचकापन्नं शविभागः सिद्ध एव <sup>iii</sup> TR 231.1: यस्याप्ययमसिद्धस्तस्यापि समानसमयै रेवपदैर्वक्तव्यम् <sup>iv</sup> TR 231.5: अत्र च समानसमयै रेवपदैर्व्यवहरेदिति उपदेशः; AN 99.28: तस्मात् साधारणै रेवपदैर्वाच्यमिति हस्यम्

परिषत्प्रतिवादिभ्यां त्रिरभिहितमप्यविज्ञातं अविज्ञातार्थं ॥ १२.९ ॥

<sup>i</sup> त्रिरभिहितमपि वादिना परिषत्प्रतिवादिभ्यामविज्ञातमर्थं वक्तव्या अविज्ञातार्थं<sup>1</sup> इत्यर्थः ।

वाचकप्रयोगत्वान्निरर्थं कात्\*<sup>2</sup> भेदः । अनन्वयानिश्चये न अपार्थं कात् ।

पराज्ञाननिग्रहापादानव्यामोहात्<sup>4</sup> सभाक्षोभाद्वास्त्योक्तिसम्भवः ।

तच्च त्रिविधं स्वीयस्वीयतन्त्रमात्रारूढं<sup>5</sup> । यथा पञ्चस्कन्धद्वादशायतनचतुरार्यसत्त्वं इत्यादि (C.98) बौद्धानां, स्पष्टकपालपु रोडाशादिमीमांसकानामित्यादि ।

गमितयोगं<sup>7</sup> अनपेक्षितरूढिकं<sup>8</sup> । <sup>ii</sup> यथा कश्यपतनयाधृतिहेतुः? अयं त्रिनयनतनययानसमाननामधेयवात्<sup>0</sup> तत्केतु मत्त्वाद्रसिनीवत् इत्यादि ।

पदविवेकोपायसमासप्रकरणाद्यपायापादितसन्देहं<sup>1</sup> यथा श्वेतो धावतीति ।

अत्र प्रथममुभयानुमत्या क्वचिदुपादीये तापि वादिनोः परस्परमताभिज्ञानशौण्डीर्यात्<sup>2</sup>, अन्यथा सोऽप्यर्थः<sup>13</sup> साधारणवचसा<sup>14</sup> एव<sup>15</sup> प्रतिपाद्यः । <sup>iii</sup> तदुत्तरं तु द्वयमनादेयं<sup>16</sup> एव<sup>17</sup> ।

परिषत्प्रतिवादिनोः जाड्येनापि<sup>18</sup> वादिवाक्यानवबोधोपपत्तेः<sup>19</sup> नेदं निग्रहस्थानमिति (T.110) चेत्<sup>20</sup>, न ; यथोक्तस्य बोधानुपायत्वात् ।

लोकरूढं<sup>21</sup> अगमितयोगं<sup>22</sup> (O.58) प्रकरणाद्यापन्नं विशदं<sup>23</sup> अद्भुतोच्चरितं<sup>24</sup> हि पदजातं अर्थं प्रतीते रङ्गं एतद्विपरीतं अनुपायं<sup>5</sup> उपाददानो वादी निग्राह्य एव । अन्यथा वैजात्यात्<sup>6</sup> प्रतिवाद्यपि गमितयोगादिभिः जल्पन् अपि<sup>27</sup> न निगृह्येत्<sup>8</sup>, तथा च कथा<sup>29</sup> न<sup>30</sup> आभासा<sup>31</sup> (B.48) न<sup>32</sup> अपि अनाभासा<sup>33</sup> इति स्यात् ।

तर्हि, किं त्रिरभिधानविलम्बेन<sup>34</sup> उक्तमात्रं एव यत्<sup>35</sup> न<sup>36</sup> बुद्धं तत्<sup>37</sup> तथोद्भाव्यतामिति चेत्, न ; अनवधानमन्दप्रसिद्धविपरीतबोधशङ्काव्युदासार्थं<sup>8</sup> परिषदावश्यं तदपेक्षणात् । परिषदनवबोध एव<sup>39</sup> अस्यावतारात् अन्यथा, अतिप्रसङ्गात् ।

प्रतिवादिनोऽनवबोधविभावनयैव निवृत्ते ; (C.99) तथापि त्रिरिति नियमः कुत इति चेत्, ततः परमप्रतिपत्तेः<sup>40</sup> अनन्यहेतुकत्वात् । <sup>iv</sup> न हि बुभुत्सया पुनरभिधापयति परिषदनवहिता<sup>41</sup> चेति सम्भवति । न अपि<sup>42</sup> स्थेयत्वयोग्यानां<sup>43</sup> प्राश्निकानां सर्वेषां एव<sup>44</sup> त्रिः<sup>45</sup> भङ्गन्तराभिहितमसाम्प्रत्यायिकं \*<sup>46</sup> अन्यत्र उक्तिकुसृष्टेः<sup>47</sup> । न च बुद्धे<sup>8</sup> अपि बोधं<sup>49</sup> नाङ्गीकुर्यात् इति<sup>50</sup> परिषदि<sup>51</sup> \*<sup>52</sup> सम्भवति, वीतरागत्वात् । अस्मात्<sup>53</sup> त्रिरिति नियम

एवेति।

निरूढैः<sup>54</sup> एव पदैर्वक्तव्यमितिरहस्यम् ॥

- <sup>1</sup> C:अविज्ञातम् <sup>2</sup> O,T:अस्य<sup>3</sup> T,B:अपार्थकत्वात् <sup>4</sup> O,M,C,B:-पादन- <sup>5</sup> O,T,B:स्वीयतन्त्र-  
<sup>6</sup> O,M,T:-सत्या <sup>7</sup> O,M,T:लोकगमिनं <sup>8</sup> O,M,T:अपेक्ष्यरूढिकं <sup>9</sup> T:-याधिपतिः केतुः ; O,M:-याधिपतिकेतुः  
<sup>10</sup> O,M,T:-नयनतनये नसमान-, B: -नयनतनयनाम समाननामधे यवम् <sup>11</sup> O,M,T:पदप्रविवेकोपायाभावापादित-,  
B:पदप्रविवेको <sup>12</sup> C:-शौहीर्यात्, O,M:-मतानुज्ञानशौण्डीर्यात् <sup>13</sup> O,M,T:अर्थ+ <sup>14</sup> O:साधारणपदैः ;  
M,T:असाधारणपदैः <sup>15</sup> T:एवं <sup>16</sup> O,M,T,TR:अनुपादेयं<sup>7</sup> A:इव <sup>18</sup> O,M,T:जाड्य+  
<sup>19</sup> O,M,T:विवादिवाक्यादवबोधो- <sup>20</sup> O,M,T:केचित् <sup>21</sup> O,M:-रूढ+ <sup>22</sup> O,M:गमित-  
<sup>23</sup> O,M,T,B:विशुद्धं <sup>24</sup> C,B:अद्भुतोच्चरितं O:अदूरोच्चरितं, M,T:अदूरोच्चरितं <sup>25</sup> O,M,T:om.  
<sup>26</sup> O,M,T,B:वैयर्थ्यात् <sup>27</sup> T,B:om. <sup>28</sup> O,M,T:विनिगृह्यते <sup>29</sup> O,M,T:कथा+ <sup>30</sup> O,M,T:om.  
<sup>31</sup> O,M,T:आभासानां <sup>32</sup> O,M,T:om. <sup>33</sup> O,M,T:अनाभासता <sup>34</sup> O,M,T:-विलम्बने न <sup>35</sup> O,M,T:अन+  
<sup>36</sup> O,M,T:अव+ <sup>37</sup> O,M,T:om. <sup>38</sup> O:अनधानमन्दप्रसिद्धि-, M,T,B:-प्रसिद्धि- <sup>39</sup> O,M,T:च  
<sup>40</sup> O:परं प्रतिपत्ते ; M,T,B:प्रतिपत्ते : <sup>41</sup> O:परिषदवगता, M,T:अनवगता <sup>42</sup> O,M,T:om. <sup>43</sup> O,M,T:अवस्थे य  
<sup>44</sup> M:एवं <sup>45</sup> O,M,T:त्रि+ <sup>46</sup> O,T,B:चेति <sup>47</sup> O,M,T:उक्तिदृष्टेः <sup>48</sup> O,M,T,B:अवबुद्धे  
<sup>49</sup> O,M,T:बौद्धान् <sup>50</sup> O,M,T,B,AN:om. <sup>51</sup> O,M,T,B:परिषत् <sup>52</sup> O,M,T,B,AN:इति <sup>53</sup> O,B:तस्मात्  
<sup>54</sup> O,M,T:रूढैः

<sup>i</sup> TR 231.11f:वादिना त्रिरभिहितमपि परिषत्प्रतिवादिभ्यामर्थवत्तयाविज्ञातमविज्ञातार्थ इत्यर्थः ; AN 100.4:वादिना त्रिरभिहितमपि परिषत्प्रतिवादिभ्यामर्थवत्त्वेनाविज्ञातं वचनमविज्ञातार्थं <sup>ii</sup> AN 101.8ff:कश्यपतनयाधृतिहेतुस्य त्रिनयनतनयानसमाननामधेयवान् तत्केतुमत्त्वत्, विसिनीवदित्यादि। तृतीयं यथा श्वेतो धावतीति, तत्र प्रथममुभयानुमत्या क्वचिदुपादीयेतापि वादिनोः परस्परमताभिज्ञानशौटीर्यात् अन्यथा तु सोऽप्यर्थः साधारणवचसैव प्रतिपाद्यः। तदुत्तरस्तु द्वयमनादेयमेव। परिषत्प्रतिवादिनोः जाड्येनापि वाक्यार्थानवबोधोपपत्तेः नेदं निग्रहस्थानमिति चेन्न यथोक्तस्य बोधानुपायत्वात्। लोकप्रसिद्धं स्वप्रतिपादनयोग्यं, प्रकरणाद्यापन्नं, विषमद्वुतोच्चरितं हि पदमर्थप्रतीतेरङ्गम् षट्द्विपरीतमनुपादेयं उपाददानो निग्राह्य एव। अन्यथा स्वाशक्तिनिगूहनार्थं प्रतिवाद्यपि तथा जल्पन्न निगूह्येते त्किन्थानुपरमः स्यात् तथापि, कृतं त्रिरभिधानविनाम्नेन प्रथमोक्तमेव यन्न बुद्धं तन्न <sup>iii</sup> TR 232.5:उत्तरन्तु द्वयं सर्वथानुपादेयं <sup>iv</sup> AN 101.25f:न हि बुभुत्सयमपरिषदभिधापयति अनवहिता चेति सम्भवति। न च स्थेयत्वयोग्यानां सर्वेषां त्रिर्भङ्गन्तरेणाभिहितमप्रत्यायकम् अन्यत्र कुसुष्टेः। न चावरोधे विरोधं नाङ्गीकुर्यात् परिषदिति सम्भवति। वीतरागत्वादिति त्रिरिति नियम एव

पौर्वापर्यायोगात् अप्रतिसम्बद्धार्थ<sup>2</sup> अपार्थकं ॥ 5.2.10 ॥

<sup>i</sup>पौर्वापर्यं विशेषणविशेष्यभावः; तस्य तेन वा<sup>4</sup> अयोगो<sup>5</sup> निराकाङ्क्षत्वं, तस्मादप्रतिसम्बद्धार्थ<sup>6</sup> अनन्वितार्थं मपार्थकं पदजातं वाक्यजातं वेत्यर्थात्।

एतस्य साभिधेयत्वात् निरर्थकसङ्करः। अनन्विततया च अन्वयवतो<sup>8</sup> अर्थान्तराद्भेदः।

तच्च त्रिविधं।

मुख्यं<sup>(C.100)</sup> यथा—भाष्योदाहृतं।

व्यवधानानन्वयम् यथा <sup>ii</sup>गच्छति पयसाश्वे नभुत्त्वानगरं चैत्र इति।

विकल्पशेषानन्वय<sup>9</sup> \*<sup>10</sup> पदार्थाभ्युपगमे<sup>1</sup> अपि सम्भावितसमस्तान्वयप्रकारखण्डनात् तदनभ्युपगमे<sup>2</sup> द्रष्टव्यम् विकल्पान्तःपतिप्रकाराभ्युपगमे<sup>3</sup> तु<sup>14</sup> यथोक्तखण्डनमेवनिग्रहः।

असमर्थविशेषणानन्वयंचतुर्थअपार्थकं<sup>5</sup> (O.59)अस्तीति केचित् ।

तदशिष्यं असाम्प्रदायिकत्वादतिप्रसङ्गाच्च। हेत्वाभासान्तर्भूतं<sup>6</sup> (T.111)हि तदिति वार्तिकं<sup>7</sup>।

न च ततो<sup>18</sup> अन्वयप्रतिपत्तिः<sup>19</sup> एव न स्यात्। भूता तु \*<sup>20</sup> असामर्थ्येन बाध्यते। तथा अपि<sup>21</sup> चापार्थकत्वे विरोधहेत्वाभासादीनां अपि<sup>22</sup> अत्रैवान्तर्भावः स्यात्। तस्माद्यत्रैवान्वयानवगतिस्तदेवापार्थक्यं न तु यत्र<sup>23</sup> असौ<sup>24</sup> \*<sup>25</sup> बाध्ये तं<sup>6</sup> \*<sup>27</sup> अपीति।

एते नव्यधिकरणानन्वयमपि अपार्थक्यमिति निरस्तम् ।

उक्तिसम्भवः \*<sup>28</sup> तत्र<sup>29</sup> प्रकारद्वयस्य (C.101) पराज्ञानापादनव्यामोहात्<sup>30</sup> वा, प्रतिवाद्यापादनाद्वा प्रमादात्<sup>31</sup> वा<sup>32</sup>।

<sup>iii</sup>मुख्यस्य तु कथं? न हि योग्यः<sup>33</sup> स्वस्थः<sup>34</sup> परप्रतिपादनव्यापृतो<sup>35</sup> अनन्वितं<sup>36</sup> मुख्यतो \*<sup>37</sup> जल्पतीति सम्भवति<sup>38</sup> इति<sup>39</sup>। न<sup>40</sup> अकुशलस्य<sup>41</sup> वास्तवेन अन्वयेन<sup>2</sup> तरलितस्य (B.49) यथोक्तेः<sup>43</sup> उपपत्तेः। यथा महाजनपरिगृहीता वेदाः नार्वाचीनपुरुषप्रणीताः<sup>iv</sup> अनादिश्च संसारः, अकर्तृकं<sup>44</sup> च क्षित्यादि<sup>45</sup> जगद्वैचित्र्यञ्च न निर्हेतुकमित्याद्यनन्वितं सूत्रप्रायं<sup>46</sup> इति।

अनन्वितं न ब्रूयादिति रहस्यम् ॥0॥

<sup>1</sup> T:-पर्ययोगात्	<sup>2</sup> O,M,T,TR:अप्रतिबन्धार्थ	<sup>3</sup> T:अपार्थक्यं	<sup>4</sup> O,M,T:वाद+
<sup>5</sup> O,M,T:योगो	<sup>6</sup> O,M,T:अप्रतिसम्बन्धा-	<sup>7</sup> O,M,T:अर्थः	<sup>8</sup> O,T:अन्वयतो
<sup>9</sup> O,M,T:विशेष-	<sup>10</sup> O,M,T,B:यथा	<sup>11</sup> PA:-गमये	<sup>12</sup> O:तदभ्युप
<sup>13</sup> O,M,T:-गमे न	<sup>14</sup> O,M,T:om.	<sup>15</sup> O,M,T:om.	<sup>16</sup> O,M,T:-न्तर्गतं
<sup>17</sup> O,M,T:वार्तिकत्	<sup>18</sup> O,M,T:तत्त्वतो	<sup>19</sup> O,M,T:-प्रतीतिः	<sup>20</sup> O,M,T:असौ
<sup>21</sup> O,M,T:om.	<sup>22</sup> M,T:om.	<sup>23</sup> B:त्र	<sup>24</sup> T:om.
<sup>25</sup> O,M,T:एव	<sup>26</sup> O,M,T:बाध्यते, PA:साध्ये न	<sup>27</sup> M,T:तत्	<sup>28</sup> M,PA:तु <sup>29</sup>
<sup>30</sup> M,T,B:-पादान-	<sup>31</sup> O,M,T:om.	<sup>32</sup> O,M,T:om.	<sup>33</sup> M,T:योग्ययो+
<sup>34</sup> O,M,T: स्वस्थं	<sup>35</sup> O,M,T:-पादनाय प्रवृत्तो	<sup>36</sup> O,M,T:om.	<sup>37</sup> O,T:अनन्वितं
<sup>38</sup> O,M,T,AN:om.	<sup>39</sup> M,T,AN:om.	<sup>40</sup> B:ननु	<sup>41</sup> O,M,T:तु छलस्य
<sup>42</sup> O,M,T:अनन्वये न	<sup>43</sup> M,T:तथो-	<sup>44</sup> O,M,T:-कः	<sup>45</sup> O,M,T:कविद्यादिः
<sup>46</sup> O,M,T:सूत्रितप्रायं			

<sup>i</sup> TR 234.3f:पौर्वापर्यविशेषणविशेष्यभावः; तस्यायोगो नैराकङ्क्षः, तस्मादनन्वितार्थमपार्थक्यं <sup>ii</sup> AN 102.12f:गच्छति पयसाश्वे नभुत्तवानरकं चैत्रइति <sup>iii</sup> AN 102.18ff:मुख्यस्य तु कथं? न हि योग्यः स्वस्थः परप्रतिपादनवृत्तोऽनन्वितं मुख्यतो जल्पति, नाकुशलस्य वास्तवेनान्वये त वलितस्य यथोक्तिसम्भवात्। यथा महाजनपरिगृहीता वेदानार्वाचीनपुरुषप्रणीताः। अनादिश्च संसारः। अकर्तृकञ्चक्षित्यादिजगद्वैचित्र्यं, न निर्हेतुकमित्यादि <sup>iv</sup> TR 235.5f:अनादिश्च संसारः अकर्तृकञ्चक्षित्यादिजगद्वैचित्र्यञ्च न निर्हेतुकमिति

(T.112)अवयवविपर्यासवचनमप्राप्तकालम्<sup>1</sup> ॥ 5.2.11 ॥

निगदव्याख्यातं<sup>2</sup> एतत् अवयवशब्दस्त्वत्र समस्तकथाभागसङ्ग्रहार्थः<sup>3</sup>।

तेन चतुर्विधमेतत् पादपादांशावयवतदंशविपर्यासभेदात्<sup>4</sup> \*<sup>6</sup>

वादिना हि प्रयोगो अभिधेयः<sup>7</sup>। तदनन्तरं सङ्क्षेपतो विस्तरतो वा हेत्वाभासोद्धारः (T.113)\*<sup>8</sup> कार्यः<sup>9</sup>, प्रतिवादिनापि जल्पे वादिप्रयुक्तं हेतुमुपालम्बस्वपक्षे<sup>10</sup> साधनं वक्तव्यं<sup>11</sup>। अथ हेत्वाभासा उद्धरणीया इति क्रमः।<sup>12</sup> तत्र \*<sup>12</sup> यदि प्रथमत एव हेत्वाभासां उद्धरति (C.102) पश्चात् \*<sup>13</sup> हेतुं प्रयुङ्क्ते तदा पादांशविपर्यासः<sup>14</sup>।

प्रतिवादी वा \*<sup>15</sup> प्रथमतः \*<sup>16</sup> स्वपक्षे साधनमभिधत्ते, पश्चात् \*<sup>17</sup> परोक्ते हेतौ दोषं, तदा पादविपर्यासः<sup>18</sup>।

अवयवविपर्यासस्तु प्रसिद्धः।

तदंशविपर्यासो<sup>9</sup> (O.60) यथा सकर्तृकं विवादाध्यासितमिति।

एतस्य सभाक्षोभात् उक्तिसम्भवः। अर्थप्रत्यायने क्रमो न विवक्षितः, व्यतिक्रमेणाप्यर्थप्रतीतेरिति अभिमानाद्वा।

ननु युक्त एवायमभिमान इति चेत्, न; अप्रयुक्तं<sup>20</sup> साधने<sup>21</sup> दोषचर्चाया<sup>22</sup> निराश्रयत्वात् उपस्थिते दूष्ये<sup>23</sup> \*<sup>24</sup> सपक्षसाधनस्य<sup>25</sup> अप्रस्तुतत्वात् तस्मात् पादतदंशानां<sup>26</sup> क्रमो विवक्षित एव। अवयवतदंशानां<sup>27</sup> च चर्चित एव प्रथमेऽध्याये। एवञ्च व्यतिक्रमेणाप्यर्थप्रतीतिः<sup>28</sup> कृत्रासदिवादिवत्<sup>29</sup> \*<sup>30</sup> द्रष्टव्येति।

iii आकाङ्क्षाक्रमेण<sup>31</sup> ब्रूयादिति रहस्यम् ॥1॥

<sup>1</sup> M,T:प्राप्त-<sup>2</sup> O,M,T,B:-व्याख्यानं <sup>3</sup> O,M,T:-सङ्ग्रहे <sup>4</sup> O,M,T:om. <sup>5</sup> O,M,T:वादवादाङ्गावयवतदङ्गवि-, B:-तदङ्ग- <sup>6</sup> O,M,T:वादिप्रतिवादिनियमलक्षणे नन्वारम्भे नपञ्चविधमिदम् <sup>7</sup> O,M,T:विधेयः <sup>8</sup> O,M,T:च <sup>9</sup> O,M,T:कर्तृव्यः <sup>10</sup> C,B:स्वपक्ष+ <sup>11</sup> O,M,T:अभिधेयं <sup>12</sup> O,M,T:वादी <sup>13</sup> O,M,T:च <sup>14</sup> O,M,T:वादाङ्गवि- <sup>15</sup> O,M,T:यदि <sup>16</sup> O,M,T:एव <sup>17</sup> O,M,T,B:च <sup>18</sup> O,M,T:वादाङ्गवि- <sup>19</sup> O,M,T:तदङ्गवि- <sup>20</sup> O:अन्यप्रयुक्ते <sup>21</sup> O,M,T,B:हेतौ <sup>22</sup> O,M,T:-चर्चाया <sup>23</sup> O,M,T:दूष्य+ <sup>24</sup> O,M,T,B:हेतौ <sup>25</sup> O,M,T,B:स्वपक्ष- <sup>26</sup> O,M,T:तदङ्गानां <sup>27</sup> O,M,T:-दङ्गानां <sup>28</sup> O,M,T:प्रतीति+ <sup>29</sup> O,M,T:कर्तृतासत्त्वादिवत्, C,B:कृतृतासत्त्वादिवत् <sup>30</sup> O,M,T:अत्र <sup>31</sup> M,T:-दिक्रमेण

<sup>i</sup> AN 103.14ff:तदिदं चतुर्विधम् पादपादांशावयवतदंशविपर्यासभेदात् <sup>ii</sup> AN 103.21ff:तत्र यदि वादी प्रथमत एव हेत्वाभासां उद्धरति पश्चात् हेतुं प्रयुङ्क्ते तथा पादांशविपर्यासः। प्रतिवादी वा प्रथमं स्वपक्षे साधनं प्रयुङ्क्ते पश्चात् परोक्ते हेतोः दूषणं, तदा पादविपर्यासः। अवयवविपर्यासस्तु प्रसिद्धः एव। तदा स विपर्यासो यथा सकर्तृकं विवादाध्यासितमिति <sup>iii</sup> TR 238.4f:आकाङ्क्षाक्रमेण ब्रूयादिति

## हीनमन्यतमे नाप्यवयवे नन्यूनम् ॥2.12॥

नन्वसम्बद्धं<sup>1</sup> एतत् सादान्तरविलोपप्रसङ्गात्<sup>2</sup>। तथा हि<sup>3</sup> यदि (C.103)\*<sup>3</sup> द्वयवयवं प्रयोगं कुर्यात्, न्यूनं ननिगृह्ये त; अनिग्रहे<sup>4</sup> वा वादी<sup>5</sup> पर्यं नु योज्योपेक्षणं आसादयेत्<sup>7</sup>। पञ्चावयवे त्वधिकेन<sup>8</sup> निगृह्ये त। तथास्वीकारे वापसिद्धान्ते न।<sup>iii</sup> ततो द्वयवयवे प्रयुक्ते नियमेन नन्यूनं चोद्भाविते अवयवान्तराणां<sup>9</sup> अनङ्गता बौद्धेन वक्तव्या। नैवाधिकेनापि अङ्गता

तेषां व्युत्पादनीयेति सर्वथा<sup>0</sup> कथानिष्ठा<sup>11</sup> (B.50)स्यात् । न चैवमेवस्त्विति<sup>12</sup> वाच्यं, निग्रहस्थानान्तरव्युत्पादनवैयर्थ्यप्रसङ्गात् ।<sup>iv</sup>प्रतिज्ञाद्यङ्गत्वानङ्गत्वविचारोऽपि न स्यात् । प्रयोगस्यानिर्णये प्रयोक्तुमशक्यत्वात् इति<sup>13</sup> ।

इदमत्र \*<sup>14</sup> तत्त्वम्—<sup>v</sup>स्वसिद्धान्तनिर्णीतप्रयोगावयवपरित्यागाद्यपेक्षया<sup>5</sup> न्यूनाद्यवतारः ।

नन्वेवमप्यपसिद्धान्तोऽस्तु, किमनेन \*<sup>16</sup>? न \*<sup>17</sup>, न हि<sup>18</sup> स्वसिद्धान्तविपरीताचरणं<sup>19</sup> (T.114)अपसिद्धान्तः, किं तु<sup>20</sup> अभ्युपगमः<sup>21</sup>, अन्यथा सर्वनिग्रहस्थानानामपसिद्धान्तत्वप्रसङ्गात् स च न्यूनकरणे<sup>22</sup> अप्यनेन \*<sup>23</sup> न्यूनस्य अगमकत्वं<sup>24</sup> अङ्गीकृतं<sup>25</sup>, यतोऽपसिद्धान्तः स्यात् ।

<sup>vi</sup>ननु तथा<sup>26</sup> नाभ्युपैतिकरोति चेति व्याहृतं, ततो यदि नाम<sup>27</sup> शब्दो<sup>28</sup> नाभ्युपगमः (C.104) तथापि आभिप्रायिकः (O.61) स्यात् \*<sup>29</sup> । न, उपक्रान्तपरिपूर्णवाक्यस्यापि मध्ये सभाक्षोभेण स्तम्भितस्यावयवान्तरावचनोपपत्तेः ।

<sup>vii</sup>वचनलिङ्गाः च<sup>30</sup> \*<sup>31</sup> अभिप्राया इति <sup>viii</sup>न्यूनाभिधाने नैव तथाभ्युपगमस्याप्युन्नेयत्वेन ततो जघन्यप्रतीतिकत्वात्<sup>32</sup> इति ।

यद्वा, यथावस्तु यथासिद्धान्तं वा वक्तव्यमिति प्राङ्घ्रियमादस्यावतारः । न चैवं सति प्रयोगशरीरचर्चाप्रसङ्ग<sup>33</sup> वादान्तरसङ्क्रान्तिदोषः<sup>34</sup> । अन्यतरासिद्धत्वोद्भावेन<sup>35</sup> सिद्धिव्युत्पादनवत्<sup>36</sup> \*<sup>37</sup> प्रकृते नसम्बन्धादिति ।

परिपूर्णवदेदिति रहस्यम् ॥2॥

<sup>1</sup> O,M,T:-बन्धं <sup>2</sup> O,M,T:-न्तरलोप- <sup>3</sup> O,M,T,B,TR:सौगतो <sup>4</sup> M,T:अनुग्रहे <sup>5</sup> O,T:om.

<sup>6</sup> O,M,T:प्रतिवादिपर्यनु योज्यं <sup>7</sup> O,M,T,AN:उपेक्षेत <sup>8</sup> M,T:असाधनाङ्गवचने न <sup>9</sup> M,T,B:अवयवानां

<sup>10</sup> O,M,T:om. <sup>11</sup> O,M,T:कथा निष्ठिता <sup>12</sup> O:चैवमस्तीति <sup>13</sup> O,M,T:om. <sup>14</sup> O,M,T:सिद्धं

<sup>15</sup> O,M,T:-परिमाणापेक्षया <sup>16</sup> O,M,T:न्यूने नस्यात् <sup>17</sup> O,M,T:एवं <sup>18</sup> O,M,T:च

<sup>19</sup> O,M,T:सिद्धान्त- <sup>20</sup> O,M,T:तर्हि <sup>21</sup> O,M,T:उपगमः <sup>22</sup> C:-करणो, O,M,T,B:न्यूनत्वकरणे

<sup>23</sup> O,M,T:एव गमकत्वं <sup>24</sup> O,M,T:om. <sup>25</sup> O,M,T:स्वीकृतं <sup>26</sup> M,T:om. <sup>27</sup> O,M,T:om.

<sup>28</sup> O,M:शब्दो <sup>29</sup> M,T,B:इति <sup>30</sup> O,M,T,TR:हि <sup>31</sup> O,M,T,TR:वक्तुः <sup>32</sup> O,M,T:-प्रतिपत्तिक-

<sup>33</sup> O,M,T:-शरीरवच्चा- <sup>34</sup> O,M,T:अवान्तरावतारस- <sup>35</sup> O,M,T:-त्वोपादने <sup>36</sup> B:सिद्ध- <sup>37</sup> O,M,T,B:अस्यापि

<sup>i</sup> AN 107.27f:तथा हि सौगतो यदि द्वयवयवं प्रयोगं कुर्यात्, न्यूने ननिगृह्ये त; अनिग्रहे वा तदधिकावयवादिनः पर्यनु योज्यमुपेक्षेत <sup>ii</sup> TR 239.1f:यदि सौगतो द्वयवयवं प्रयुङ्केतदा, न्यूने ननिगृह्ये त <sup>iii</sup> AN 108.2f:तथा च द्वयवयवे प्रयुक्ते नियमेन न्यूने चोद्भाविनेऽवयवान्तराणामनङ्गताबौद्धैर्वक्तव्या। नैवायिकैरपिअङ्गता तेषां व्युत्पादनीयेति

<sup>iv</sup> AN 108.13f:प्रतिज्ञाद्यङ्गत्वानङ्गत्वविचारोऽप्येवं न स्यात् <sup>v</sup> TR 239.4:स्वसिद्धान्तनिर्णीतप्रयोगावयवपरिमाणापेक्षया न्यूनाद्यवतारः; AN 108.23:स्वसिद्धान्ते निर्णीतप्रयोगावयवपरिमाणापेक्षयान्यूनाद्यवतारत् <sup>vi</sup> AN 108.28:ननु तथा नाभ्युपैतिकरोति चेति व्याहृतं शब्दो अभ्युपगमाभावेऽपिअभिधाय कः स्यादिति चेत्, उपक्रान्तपरिपूर्णवाक्यस्यापि मध्ये सभाक्षोभादिना स्तम्भितस्यावयवान्तरावचनोपपत्तेः <sup>vii</sup> TR 239.8f:वचनलिङ्गा हि वक्तुरभिप्राया इति न्यूनवचनैव तस्य गमकत्वाभिप्रायस्योन्नयनेऽपि तस्य जघन्यत्वेनास्यैवनिग्रहहेतुत्वम् भय वा यथावस्तु यथासिद्धान्तं व्यवहर्तव्यमिति नियमात् पूर्वं न्यूनस्यावतारः <sup>viii</sup> AN 108.31f:वचनाभिधाने नैव तथाभ्युपगमस्योन्नेयतयसतो जघन्यप्रतीतिकत्वात्

## हेतूदाहरणाधिकं<sup>1</sup> अधिकम् §.2.13 ॥

<sup>1</sup>अन्वितमु पयु क्तमपु नरुक्तं कृतकर्त व्यमभिधीयमानं अधिकमिह ग्राह्यम् । तदधिकं (C.105)निग्रहस्थानं व्यवहर्त व्यमित्यर्थः । ते नापार्था दिव्यवच्छेदः<sup>2</sup>, <sup>ii</sup>अधिकानु वाददूषणाधिकयोः<sup>3</sup> च सङ्ग्रहः ।

हेतूदाहरणग्रहणं तु अवयवान्तराधिकाभावप्रतिपादनार्थं<sup>4</sup>, <sup>iii</sup>न हि प्रतिज्ञानिगमनाधिकं सम्भवति ।

समानार्थं त्वे पौनरुक्त्याद्विपर्ययेनित्यः शब्दः क्षित्यादिकं सकर्तुं कं इतिवत्<sup>6</sup> अपार्थकत्वात् । धर्म्येकत्वे<sup>iv</sup> अनित्यः शब्दो गुणश्च इतिवत्<sup>8</sup> अर्थान्तरत्वात् । साध्यविशेषणाने कत्वे<sup>0</sup> वर्णात्मको<sup>1</sup> वाचकशब्दो<sup>12</sup> विनाशी<sup>13</sup> अनित्यः इतिवदर्थं पौनरुक्त्यादिति ।

एवं निगमनेऽपि ।

<sup>v</sup>उपनयाधिकन्तु हेत्वधिकान्न (B.51)विशिष्यते ।

हेतूदाहरणयोस्तु नैवमन्यसङ्करः<sup>4</sup> । अग्निमदिदं धूमवत्त्वादा लोकवत्त्वाच्चेति हि<sup>15</sup> न पुनरुक्तं धूमालोकयोर्भिन्नत्वात् अव्याप्तेश्च । नापार्थक्यम् । प्रतिज्ञार्थनान्वितत्वात् । नार्थान्तरं उभयोरपि प्रकृतत्वेन<sup>6</sup> अविशेषात् केवलं कृतकर्त व्यत्वमवशिष्यते ।

एवं यथा<sup>17</sup> आपाकः<sup>18</sup> यथा महानसं<sup>19</sup> इत्यत्रापीति ।

तदेतदधिकं स्वशब्देन विशेषतः आदिशब्देन सामान्यत इति द्विविधं अनुसन्धेयं ।

नै तन्निग्रहस्थानमप्रतिपत्तिविप्रतिपत्त्योः (O.62) असूचकत्वादित्येके । तदसत् , परिषत्प्रतिवादिजिज्ञासां अनु रूद्धं<sup>0</sup> कथाप्रवृत्तेः ; अन्यथा अर्थान्तरादिकमपि निग्रहस्थानं न स्यात् \*<sup>21</sup> । स्वेच्छया<sup>2</sup> तस्यापि प्रस्तुतत्वात् मतस्तां कथाङ्गभूतामबुद्ध्या (T.115) अनङ्गतया<sup>23</sup> वा बुद्ध्या प्रवृत्तेरप्रतिपत्तिविप्रतिपत्तीकथं न स्तः ।

यदा तु परिषदः साधनान्तरोदाहरणान्तरयोरपि जिज्ञासा स्यात् , तदा का वार्तेति चेत् ।

यावत्स्फूर्तिं वक्तव्यं , न तु सामस्त्यनियमाभ्युपगमे नै<sup>4</sup> \*<sup>25</sup> असर्वज्ञेन तस्याशक्यत्वात् ।

आभ्यासिकेन यावच्छास्त्रं वा<sup>26</sup> वक्तव्यं तदवचने<sup>27</sup> न्यूनावतारः<sup>28</sup> ।

अगाधप्रज्ञेन<sup>9</sup> यावत्परिषज्जिज्ञासं वा वक्तव्यम् बहुवासरजल्पे<sup>30</sup> हि सा स्वयमेव निवत्स्यति<sup>31</sup> । अनिवृत्तौ \*<sup>32</sup> सैव परिपन्थिनी , न चैतत्सम्भवतीति ।

दोषाभिधाने तु सामस्त्यनियमाभ्युपगमोऽपि (C.107) शक्यः , तेषां परिमितत्वात् ।

<sup>vi</sup>स्फुटो दृढः<sup>33</sup> चायमर्थो भवत्विति व्यामोहादस्योक्तिसम्भवः ।

ननु कथं अयं<sup>34</sup> व्यामोह इति चेत् , न<sup>35</sup> ; स्फुटदृढत्वे<sup>36</sup> हि<sup>37</sup> निश्चयो वा स्यात् , निःशेषनिश्चयो वा , अभ्यासे नै<sup>8</sup> संस्कारातिशयो<sup>9</sup> वा ।

न प्रथमः, प्रथमे नै वसिद्धत्वात् ।

न द्वितीयः, तस्य<sup>40</sup> अनु मानसहस्रे णाप्यशक्यत्वात् ।

न तृतीयः, तस्य शिष्याद्यनु कम्पनीयविषयत्वात्<sup>11</sup>। परिषत्प्रतिवादिनोश्च तद्विपरीतत्वात् ।

तथापि प्रमाणमेव तत्, न<sup>42</sup> ह्यनधिगतार्थं गन्त्रे वत्त्<sup>43</sup> नै यायिकानामिति चेत्, सत्यम्; अनपेक्षितं \*<sup>44</sup> बोधयन् पु रूषो<sup>5</sup> निगृह्यते अर्था न्तरवत्<sup>6</sup> इत्युक्तम् ।

तथापि आत्मप्रौढिख्यापनमत्र फलमस्तीति चेत्, न; तस्य जिज्ञासितविषयस्यैव श्लाघाहेतुत्वात्<sup>47</sup>। अन्यथा तु<sup>48</sup> अतिप्रसङ्गात् इति ॥ 13 ॥

- <sup>1</sup> O,M,T:-हरणात्    <sup>2</sup> O,B:-पार्थकादि-    <sup>3</sup> O,M,T:अनु वाद्    <sup>4</sup> O: -वान्तराधिका-, T:-वान्तरान्ताधिका-  
<sup>5</sup> O,M,T,B:-त्वेन    <sup>6</sup> O,M,T:इति    <sup>7</sup> O,M,T:पदपदार्थं कत्वात्, B:अपदार्थं कत्वात्    <sup>8</sup> O,M,T,AN:इति  
<sup>9</sup> O,M,T:पदार्थान्तरत्वात्    <sup>10</sup> O,M,T:स्वसाध्य-    <sup>11</sup> O,M,T:-त्मनो    <sup>12</sup> O,M,T,B,AN:वाचकः शब्दो  
<sup>13</sup> O,M,T,AN:om.    <sup>14</sup> O,M,T:अस्ति सङ्करः    <sup>15</sup> O,M,T,AN:om.    <sup>16</sup> O,M,T,B:प्रकृतोपयोगित्वेन  
<sup>17</sup> O,M,T:अये    <sup>18</sup> O,M,T:निपातो    <sup>19</sup> O,M,T:महानस    <sup>20</sup> O,M,T:अनिरुद्ध    <sup>21</sup> O,T,B:इति  
<sup>22</sup> PR:स्वयमेव    <sup>23</sup> O,M,T:-तां    <sup>24</sup> O,M,T:सामर्थ्यं नियमानभ्युपगमे    <sup>25</sup> T:नापि, O,M:अपि  
<sup>26</sup> O,M,T,B:om.    <sup>27</sup> O,M,T:-वचने न    <sup>28</sup> O,M,T:न्यूनताव-    <sup>29</sup> T:-प्रतिज्ञे न, O,M:अगा...प्रतिज्ञे न  
<sup>30</sup> O,M,T:-सरं जल्पे    <sup>31</sup> O,M,T:निर्वृत्यति    <sup>32</sup> O,M,T:तु    <sup>33</sup> O,M,T:अस्फुटः    <sup>34</sup> O,M,T:om.  
<sup>35</sup> O,M,T:उच्यते    <sup>36</sup> O,M,T:स्फुटं दृढत्वं    <sup>37</sup> O,M,T:om.    <sup>38</sup> O,M,T:अभ्यासातिशये न  
<sup>39</sup> O:संस्कारावापन्नं शो, M,T:संस्कारापन्नं शो    <sup>40</sup> O,M,T:om.    <sup>41</sup> O,M,T,AN:-कम्प्याविषय-    <sup>42</sup> B:तन  
<sup>43</sup> O,M,T:प्रमाणं    <sup>44</sup> O,M,T,B:तु    <sup>45</sup> B:पु रूषे    <sup>46</sup> O,M,T,B:अवस्थान्तर-    <sup>47</sup> T:श्लाघहेतु-  
<sup>48</sup> O,M,T:om.

<sup>i</sup> TR 240.7:अन्वितमुपयुक्तमुपयुक्तकार्यं करमभिधीयमानं अधिकम्    <sup>ii</sup> AN 109.14:अधिकानु वाददूषणाधिकयोरपिसङ्ग्रहः  
<sup>iii</sup> TR 240.10:न हि प्रतिज्ञानिगमयोरधिकं सम्भवति    <sup>iv</sup> AN 110.1:शब्दोऽनित्यः गुणश्च इतिवदन्नार्थान्तरत्वात् ।  
साध्यविशेषणाने कत्वेवर्णात्मको वाचकः शब्दोऽनित्यः इत्यत्र तु पौनरुक्त्यात् षण्णात्मकस्यैव शब्दस्य वाचकत्वात् । एवं निगमनेऽपि  
उपनयाधिकञ्च हेत्वधिकेनैव सङ्गृहीतम् हेतूदाहरणयोस्तु नैवमन्यसङ्करः । तथा हि, अग्निमदिदं धूमवत्त्वादात्मकत्वाच्चेति । न पुनरुक्तं  
धूमालोकयोर्भिन्नार्थत्वात् । अव्याप्तेश्च नापार्थक्यं प्रतिज्ञार्थेनान्वयात् । नार्थान्तरं उभयोरपि प्रकृतत्वेनाविशेषात् । केवलं  
कृतकर्तव्यत्वमवशिष्यते । एवमुदाहरणेऽप्यपार्थक्यं महानसवदित्यत्रापि । तदिदं द्वेधार्थं शब्देनविशेषतः । आदिशब्देन सामान्यतः ।  
नेदं निग्रहस्थानं विप्रतिपत्त्यप्रतिपत्त्यसूचकत्वादिति चेन्न, परिषत्प्रतिवादिजिज्ञासामनु सृत्यकथाप्रवृत्तेः । तयोश्चैकत्रैव क्वेतावुदाहरणेच  
जिज्ञासोदयात् अन्यथा अर्थान्तरादेरप्यतत्त्वापत्तेः । स्वेच्छया तस्यापि प्रकृतत्वात् । यदा तु साधनाद्यन्तरे तयोर्जिज्ञासातदा यावत्स्फूर्ति  
वक्तव्यं, न तु सामस्त्येन । असर्वज्ञेन तस्याशक्यत्वात् आभ्यासिकेन यावच्छास्त्रं वा, अभिप्रौढेन यावज्जिज्ञासं वा, दोषाभिधाने तु  
सामस्त्यनियमाभ्युपगमोऽपिशक्यः । तेषां परिमितत्वात्    <sup>v</sup> TR 240.11f:उपनयादिकन्तु हेत्वधिकान्न विशिष्यते  
<sup>vi</sup>AN 110.19f:स्फुटो दृढश्चायमर्थो भवत्विति व्यामोहादस्योक्तिसम्भवः



अने नै क्वाये नसिद्धप्रतिपत्ते रर्थ स्य<sup>(O.63)</sup>प्रयोजनं विना पु नःप्रतिपादनायवचनं पु नरुक्तं नाम निग्रहस्थानं \*<sup>1</sup>

तदवान्तरभेदेनप्रपञ्चयन् सूत्रयति—

(B.52) शब्दार्थ योः पु नर्व चनं नरुक्तमन्यत्रानु वादात् 5.1.14 ॥

यद्यपि “पु नर्व चनं पु नरुक्तमन्यत्रानु वादात् इत्यने नै वलक्षणेन सर्वं सङ्ग्रहः; “शब्दार्थ योः” इत्यने नै वप्रपञ्चः<sup>2</sup>, तथाप्यु क्तस्य पु नर्व चनं<sup>3</sup> च<sup>4</sup> अर्था पन्नमु क्तं तत्राभिधानाभावादिति शङ्कां निराचिकीर्षु राह—

(C.108) अर्था दापन्नस्य स्वशब्दे न पु नरभिधानं ॥ 5.2.15 ॥

पु नरुक्तमिति वर्तते।<sup>i</sup> न ह्यत्र पु नःशब्द उक्तेरावृत्तिमाह, किन्तु प्रतिपत्तेः। तेन प्रतिपन्नस्य उक्त्वा<sup>7</sup> पु नःप्रतिपादनमित्यर्थः।

तच्च प्रतिपन्नं तत एव शब्दात् तत्पर्या यात् \*<sup>9</sup> तदाक्षेपाद्वेति।

तथा च<sup>ii</sup> अर्था पन्नस्य<sup>0</sup> पु नरर्था त्<sup>(T.116)</sup> आपन्नत्वं न दोषाय। अविनाभावस्य पु रुषानधीनत्वात् शब्दान्तरस्य स्वाभिधे यपरत्वे नोच्चरितत्वात्<sup>1</sup> इति।

उदाहरणं च<sup>12</sup> अनित्यो<sup>13</sup> अनित्य<sup>14</sup> इति<sup>15</sup> अनित्यो विनाशीति। वाक्येऽप्येवमेव।

(C.109)iii अर्थादापन्ने तु<sup>16</sup> पूर्वपदाक्षिसोक्तिः<sup>17</sup> यथा अग्निनोष्णेन पर्वतो युक्तः \*<sup>18</sup> इयमेव विपर्यये णोत्तरपदाक्षिसोक्तिः।

वाक्ये अपि<sup>19</sup> विध्याक्षिसनिषेधोक्तिः<sup>iv</sup> यथा—बहिरस्ति देवदत्तः इत्युक्त्वा गेहे नास्तीति<sup>v</sup> जीवन्<sup>20</sup> गेहे<sup>1</sup> नास्तीति<sup>22</sup> उक्त्वा<sup>23</sup> बहिः<sup>24</sup> अस्तीति<sup>25</sup> निषेधाक्षिसविध्युक्तिरित्यादि ॥ 4, 15 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:इति      <sup>2</sup> O,M,T,B:प्रपञ्चनं      <sup>3</sup> O,M,T:om.      <sup>4</sup> O,M,T:om.      <sup>5</sup> O: अर्थादापन्न-  
<sup>6</sup> O,M,T:पु नर्व चनं B:पु नर्व चन् पु नरुक्तम्      <sup>7</sup> O,M,T:आख्यानं      <sup>8</sup> O,M,T:पर्या यात्      <sup>9</sup> O,M,T,B:वा  
<sup>10</sup> O,M,T,TR:अर्था दापन्नस्य      <sup>11</sup> T:-च्चारित-      <sup>12</sup> O,M,T:तु      <sup>13</sup> M,T,B,PR,A,C:नित्यो  
<sup>14</sup> O,M,T,B:नित्य      <sup>15</sup> O,M,T:om.      <sup>16</sup> O,M,T,AN:om.      <sup>17</sup> O,M,AN:पूर्वपदाक्षि      <sup>18</sup> O,M,T:इति  
<sup>19</sup> O,M,T:om.      <sup>20</sup> O,M,T,AN:om.      <sup>21</sup> O,M,T,AN:om.      <sup>22</sup> O,M,T,AN:om.      <sup>23</sup> O,M,T:om.  
<sup>24</sup> O,M,T:om.      <sup>25</sup> M,T:om.

<sup>i</sup> AN 111.23f:नात्र पु नःशब्दउक्तेरावृत्तिमाह, किन्तु प्रतिपत्तेः। तथा च प्रतिपन्नस्य उक्त्वा पु नःप्रतिपादनम्

<sup>ii</sup> TR:242.7f:अर्था दापन्नस्य पु नरर्था पत्तिर्दोषाय      <sup>iii</sup> AN 112.18f:अर्था दापन्ने पूर्वपदाक्षिसोक्तिः; यथा अग्निनोष्णेन पर्वतोऽप्युक्तः। इयमेव विपर्यये णोत्तरपदाक्षिसोक्तिः। वाक्ये ऽपि विध्याक्षिसनिषेधो यथा बहिरस्ति ते ऽत्र इत्युक्त्वा गेहे नास्तीति उक्त्वा बहिरस्तीति

<sup>iv</sup> NR 236.3ff: यथा—बहिरस्ति देवदत्तः इत्युक्त्वा गेहे नास्तीति जीवन् गृहे नास्तीत्युक्त्वा बहिरस्तीति      <sup>v</sup> TR:242:11:जीवन् देवदत्तो गृहे नास्तीति उक्त्वा बहिः अस्तीति

विज्ञातस्य परिषदा त्रिरभिहितस्य अपि<sup>1</sup> अप्रत्यु च्चारणमननु भाषणम् ॥2.16 ॥

परिषदेति विज्ञाने कर्तारं निर्दिशता प्रतिवादिज्ञानं अविवक्षितमिति दर्शितम् । तदभ्युपगममात्रं तु विवक्षितमनभ्युपगमेज्ञानावतारात् ।

<sup>i</sup>त्रिरभिहितस्य अपि<sup>5</sup> इति (C.110) उच्चारणयोग्यतामात्रप्रदर्शनपरं वादिनेति शेषः । तदनिर्देशः तु<sup>6</sup> मन्दस्य कदाचित् परिषदाप्यनूद्य दीयत इति सूचनार्थम् ।

<sup>ii</sup>तदयमर्थः—वादिनोक्तस्य परिषदावबुद्धस्य पुनर्वादिनापरिषदा वानूद्य दत्तस्यापि (O.64) योग्यस्वस्थे नानवबोधं अनाविष्कीर्णता<sup>9</sup> कथां<sup>10</sup> अविच्छिन्दता \*<sup>11</sup> अप्रत्यु च्चारणं<sup>2</sup> अननु भाषणं इति ।

ननु द्वयं<sup>13</sup> प्रसज्यपर्युदासवृत्तिः<sup>14</sup>, तथा च \*<sup>15</sup> <sup>iii</sup>तत् इत्यादिसर्वनाम्ना<sup>6</sup> अनुवादेन वा एकदेशानुवादेन<sup>7</sup> वा विपरीतानुवादेन<sup>8</sup> (C.111) वा केवलदूषणोक्त्या<sup>19</sup> वा<sup>20</sup> स्तम्भेन<sup>1</sup> वेति पञ्चधा विभाव्यते ।

<sup>iv</sup>न ह्येवं<sup>2</sup> अज्ञानं<sup>23</sup> अप्रतिभा<sup>24</sup> वा निश्चेतुं शक्यते । (B.53) ज्ञानसाधनस्यापि<sup>25</sup> स्फुरदुत्तरस्यापि वा कुण्ठत्वेन<sup>6</sup> क्षोभेन<sup>7</sup> वाननुवादोपपत्तेः । अननुभाषणस्य च<sup>28</sup> योग्यानुपलब्धैव निश्चयात् । ततो निश्चितानिश्चितयोर्निश्चितमेवोद्भाव्यम् अनिश्चितनिग्रहोद्भावेनोत्तिप्रसङ्गात् ।

कथमेतन्निग्रहस्थानमिति चेत्, न<sup>29</sup> ;

अकिञ्चिद्वचने दूषणाश्रयोपादानस्याङ्गत्वाप्रतिपत्तेः<sup>30</sup> ।

केवलदूषणवचने<sup>31</sup> च निराश्रयदूषणं<sup>32</sup> किं दूषयिष्यति<sup>33</sup> इत्यसाधनोपादानाद्विप्रतिपत्तेः । असाधकं<sup>34</sup> अनैकान्तिकत्वादिति<sup>5</sup> हि तत् ।

अयथानुभाषणे\*<sup>36</sup> व्यधिकरणं<sup>37</sup> दूषणमित्ये तदपि (T.117) तथैवं<sup>8</sup> ।

दूष्यैकदेशानुवादेपि तादृगेवा । न ह्येकदेशदूषणे समुदायो दूषितः स्यात् । तथा<sup>39</sup> चैन्द्रियकत्वस्यानैकान्तिकत्वेन दूषणे गुणत्वे सति ऐन्द्रियकत्वादित्ये तदपि दूष्येति ।

सर्वनामानुवादेपि अननुवादान्न विशेषः \*<sup>40</sup> । प्रकृतस्य भूयस्त्वेन सन्दिग्धत्वात् इति<sup>41</sup> । न च योग्यतया नियमः<sup>42</sup> दूष्यत्वेन सर्वस्यैव तथाभावात् । नापि दूषणस्वरूपपर्यालोचनया । असिद्धत्वादिना पक्षहेतुदृष्टान्तानामपि दूष्यत्वात् । न च यत्र यत् सम्बद्धं तदेव तच्छब्दवाच्यं<sup>43</sup>, (C.112) असम्बद्धभाषणस्यापि \*<sup>44</sup> सम्भवात्<sup>45</sup> । न हि तेन<sup>46</sup> सम्बद्धमेव \*<sup>47</sup> वक्तव्यमिति नियमोऽस्ति इति<sup>48</sup> ॥ 16 ॥

<sup>1</sup> O,M,T,B:om.

<sup>2</sup> M:कर्तरि <sup>3</sup> C:-पगमात्रं

<sup>4</sup> O,T,TR:om.

<sup>5</sup> T:-देशस्य <sup>6</sup> T:om.

<sup>7</sup> O,M,T:-षदावुद्धस्य

<sup>8</sup> O,M,T,B:योग्यस्य स्व-

<sup>9</sup> O,M,T:अनाविवृषं ता B:अनाविष्कुर्वता

<sup>10</sup> T:कथं

<sup>11</sup> O,M,T,B:न

<sup>12</sup> O,M,T,B:प्र-

<sup>13</sup> O,M,T,B:ननु द्वयं

<sup>14</sup> O,M,T,B:पर्युदासवृत्तिः

<sup>15</sup> O,M,T:यत्

<sup>16</sup> O,M,T:-नामा+, B:इत्यादिना सर्वनाम्ना

<sup>17</sup> O,M,T:दूष्यै क

<sup>18</sup> O,M,T:अयथानु-

<sup>19</sup> O,M,T,B:केवलं दूषणो-

<sup>20</sup> O,M,T:om.

<sup>21</sup> O,M,T:स्तम्भेन न

<sup>22</sup> O,M,T:एव

- 23 O,M,T:ज्ञानं 24 O,M,T:प्रतिभा 25 O,M,T:ज्ञानस्यापि 26 O,M,T:कर्णं त्वेन 27 O,M,T,B:सभाक्षोभेन  
 28 O,M,T,B:om. 29 O,M,T,B:om. 30 B:दूषणायोपादान- 31 O,M,T:केवलं दूषणे 32 O,M,T:निराश्रयं दूषणं  
 33 M,T:दूषयति 34 O,M,T,B:असाधनं 35 O:अनेका- 36 M,T:अपि 37 M,T,B:अधिकरणं  
 38 O: तथै वं<sup>39</sup> O,M,T:तथात्वे 40 O,M,T:इति 41 O,M,T:om. 42 O,M,T,B:नियतो  
 43 O,M,T:शब्दवाच्यं 44 O,M,T:तथा 45 M,T:सद्भावात् 46 O,M,T:om. 47 O,M,T:एतेन  
 48 O,M,T:om.

<sup>i</sup> TR 243.6ff:त्रिरुक्तम् इति उच्चारणयोग्यतामात्रप्रदर्शनपरं न न्यूनाधिकसङ्ख्याव्यवच्छेदपरमुक्तंवादिनेतिशेषः। तदनुपादानंतु मन्दस्य कदाचित् परिषदाप्यनूद्य दीयत इति सूचनार्थम् <sup>ii</sup> TR 244.2ff:तेनायमर्थः—वादिनोक्तस्य प्राश्निकैः विज्ञातार्थस्य पुनर्वादिना परिषदा वानूद्य दत्तस्य उच्चारणयोग्यस्याज्ञानमनाविष्कीर्णताकथामविच्छिन्दता यदप्रत्युच्चारणतदननुभाषणं, AN 113.9f:तदयमर्थः—वादिनोक्तस्य परिषदावबुद्धस्य पुनर्वादिना परिषदा वानूदितस्य योग्यस्वस्थेनानवबोधमनाविष्कीर्णता कथामविच्छिन्दता अप्रत्युच्चारणमननुभाषणं <sup>iii</sup> AN 114.4f:तदित्यादिसर्वनाम्नानुवादेन वा, एकदेशानुवादेन वा, विपरीतानुवादेन वा, केवलदूषणोक्त्या वा, स्तम्भेन वा <sup>iv</sup> AN 114.11ff:न ह्यज्ञानमप्रतिभा वा निश्चेतुं शक्यते। ज्ञातसाधनस्य स्फुरदुत्तरस्यापि वा कुण्ठात्वेन क्षोभेन वाननुवादोपपत्तेः। अननुभाषणस्य च योग्यतानुपलब्ध्यैव निश्चयात्। ततो निश्चितानिश्चितयोर्निश्चितस्योद्भाव्यत्वात् अनिश्चितनिग्रहोद्भावेनऽतिप्रसङ्गात्

## अविज्ञातञ्चाज्ञानम् §.2.17 ॥

(O.65) परिषद्विज्ञानवादित्रिभिधानानुकर्षणार्थश्चकारः स्तेनवादिनोक्तं परिषदा \*<sup>i</sup> बुद्धं पुनर्वादिना परिषदा वानूद्य दत्तमपि प्रतिवादी न चेत् जानीयात्<sup>1</sup> तदाऽज्ञानं तस्य निग्रहस्थानम् । एतच्च न बुध्यते मया<sup>2</sup> किं अनेनोक्तमित्यभिधाय तिष्ठासोरिष्यते । <sup>3</sup>एवं \*<sup>4</sup> अननुभाषणादस्य भेदः, अनवबोधं अनाविष्कीर्णतौ ह्यनुवादावसरः<sup>6</sup>, अवसरे हि<sup>7</sup> क्रियाभ्रंशो<sup>8</sup> \*<sup>9</sup> दोषाय। <sup>ii</sup>अन्यथा अनुच्यमानदशार्था<sup>0</sup> \*<sup>11</sup> अननुभाषणोद्भावनप्रसङ्गात् तस्मात् अबोधं<sup>12</sup> विभाव्य<sup>13</sup> तिष्ठासोः<sup>14</sup> नाननुभाषणावसरः<sup>15</sup>। अत एव, नाप्रतिभेति अज्ञानमेवावशिष्यते ।

अविज्ञातं<sup>16</sup> येन तस्याज्ञानमिति सूत्रार्थः<sup>17</sup> ॥ 17 ॥

- <sup>1</sup> O,M,T,B:च <sup>2</sup> O,M,T:विजानीयात् <sup>3</sup> O:ननया <sup>4</sup> O,M,T:हि <sup>5</sup> O,M,T:अनाविष्कूर्वतौ  
 B:अनाविष्कूर्वतो <sup>6</sup> O,M,T:अननुवाद- <sup>7</sup> O,M,T,B:च <sup>8</sup> O,M,T:क्रियाभावो <sup>9</sup> O,M,T:न  
<sup>10</sup> O,M,T:उच्यमान- <sup>11</sup> O,M,T:अपि <sup>12</sup> O,M,T:अनवबोधं <sup>13</sup> O,M,T:विनापि <sup>14</sup> O,M,T:अतिष्ठतो  
<sup>15</sup> O,M,T:नानुभाषणम् <sup>16</sup> C,PR:अविज्ञानं <sup>17</sup> O,M,T:सूत्रसम्बन्धः

<sup>i</sup> AN 114.27f:अत एवाननुभाषणाद्भेदः अनवबोधमनाविष्कीर्णतौ ह्यनुवादावसरः

<sup>ii</sup> AN 114.28f:अन्यथानूद्यमानदशायामननुभाषणोद्भावनप्रसङ्गात् तस्मादबोधं विभाव्यतिष्ठते नाननुभाषणावसरः

(C.113) उत्तरस्याप्रतिपत्तिरप्रतिभा ॥ 5.2.18 ॥

अनु वादानन्तरं एव<sup>1</sup> एतद्दुःखावनावसरः। अन्यथातिप्रसङ्गात् तदा हि<sup>2</sup> (B.54) नाज्ञानमुद्भावंसन्दिग्धत्वात् स्वयं अनाविष्काराच्च।

नाननु भाषणं, तस्य तत्क्रिययै वापास्तत्वात् ।

न विक्षेपः, कथाविच्छेदव्याजानुक्तेः<sup>4</sup>।

<sup>1</sup>नार्थान्तरं प्रसक्तानुप्रसक्तेरभावात् ।

नापार्थक्यं अनुक्रमेण अनन्वयाग्रहणात्<sup>6</sup> इति।

एतस्यां \*<sup>7</sup> वेलायां <sup>11</sup>अवहितायां \*<sup>8</sup> परिषदि वादिनि च श्रोतुमेकतानेप्रतिवादी यद्युत्तरं अददानः<sup>9</sup> श्लोकं \*<sup>10</sup> पठेत् केशादिकं वा समारचयेत्<sup>1</sup> आकाशं<sup>12</sup> वा<sup>13</sup> सूचयेत्<sup>4</sup> (T.118) राजवार्त्ता वावतारयेत् \*<sup>15</sup>, यद्वा तद्वा कुर्यात् सर्वथाऽप्रतिभया निग्राह्यः<sup>16</sup>।

अन्यत्र अहिदंशापस्मारभूतावे शोन्मादादिभ्यः<sup>17</sup>।

सत्साधने<sup>18</sup> चेयं \*<sup>19</sup> असङ्कीर्णा, अन्यत्र पर्यनु योज्योपेक्षणसहचारिणी\*<sup>20</sup> अनुद्भाविता<sup>1</sup> अपि<sup>22</sup> चेयं निग्रहाय।

यथायथं स्मितस्वेदादिना<sup>23</sup> अपि<sup>24</sup> (C.114) सुव्यञ्जितत्वात् कथाविरामेण तिरोधानासम्भवाच्च। अतो न एतस्यां

अक्षरैः अनुद्भावितायामपि<sup>(O.66)</sup> पर्यनु योज्योपेक्षणमस्तीत्याचार्यदेशीयाः ॥8 ॥

<sup>1</sup> O,M,T:om.

<sup>2</sup> O,M,T:अपि

<sup>3</sup> O,M,T:-भाषणावसरः

<sup>4</sup> O,M,T,B:कथाविक्षेप्या-

<sup>5</sup> O,M,T:अन्वयक्रमेण

<sup>6</sup> C:अन्वयाग्रहणात्, T,B:अन्वयग्रहणात्

<sup>7</sup> O,T,B:च <sup>8</sup> O,M,T,AN:च

<sup>9</sup> O,M,T,AN:अनाददानः

<sup>10</sup> O,M,T,B:वा

<sup>11</sup> O,M,T:विरचयेत्

<sup>12</sup> O,M,T:om.

<sup>13</sup> O,M,T:om.

<sup>14</sup> O,M,T:om.

<sup>15</sup> O,M,T:आकाशं वा सूचयेत्

<sup>16</sup> O,M,T:निगृह्यः

<sup>17</sup> T:हि दंशा-

<sup>18</sup> O,M:-साधना

<sup>19</sup> O,M,T:एव

<sup>20</sup> O,M,T:त्रिः

<sup>21</sup> O,M,T:उद्भाविता

<sup>22</sup> O,M,T,B:om.

<sup>23</sup> M:...स्वेदादिना

<sup>24</sup> O,M,T:om.

<sup>i</sup> AN 115.16f:नार्थान्तरं प्रसक्तानुप्रसक्तेरभावात् <sup>ii</sup> AN 115.18f:अवहितायाञ्च परिषदि वादिनि च श्रोतुमेकताने प्रतिवादी उत्तरमनाददानः

कार्यव्यासङ्गात्कथाविच्छेदो विक्षेपः ॥5.2.19 ॥

सम्भूय प्रतिज्ञानन्तरं प्रवृत्तायां<sup>1</sup> कथायामद्य<sup>2</sup> मया न वक्तव्यं, इदं मे करणीयमस्ति श्वः परश्वो वा वदिष्यामीति व्याजोत्तरं विक्षेपः।

नात्र वादिवचनं<sup>3</sup> नावधत्ते, न वा<sup>4</sup> अप्रतिभायां व्याजोत्तरमस्तीति भेदोपन्यासः<sup>5</sup>, लोकप्रसिद्धेः<sup>6</sup> अनुरोधात्<sup>7</sup> इति।

प्राप्तावसरस्य हि स्वस्थस्य<sup>8</sup> वृथाचेष्टाभिः अशक्तिः<sup>9</sup> उन्नीयते \*<sup>10</sup>, व्याजोत्तरेण वेति लोकप्रसिद्धोऽयमर्थः।

अत्र च <sup>ii</sup>ताम्बूलभक्षणोद्विरणप्रस्तावोच्चारणाद्यावश्यकमनुष्यधर्मा<sup>1</sup> न व्याजतामुपयान्ति। सर्वप्राणिसाधारणतया<sup>2</sup> सम्भाविततया<sup>13</sup> अपकर्षासूचकत्वम्, कथाविच्छेदाहेतुत्वाच्च।  
 कथारम्भादारभ्य समाप्तिपर्यन्तं<sup>4</sup> अस्यावसरः। अवश्योद्भाव्यञ्चैतत्। अन्यथाङ्गीकारप्रसक्तावतिप्रसङ्गेन  
 अपर्यवसानात्<sup>5</sup> इति ॥ 19 ॥

<sup>1</sup> O:कथायां, M,T:om. <sup>2</sup> O:प्रवृत्तायामद्य <sup>3</sup> O,M,T,B:वादी वचनं <sup>4</sup> O,M,T:च <sup>5</sup> O,M,T:भेदोपादानं  
 B:भेदोपन्यासः <sup>6</sup> O,T,B:लोके प्र- <sup>7</sup> O,M,T,B:om. <sup>8</sup> O,M,T:स्वार्थस्य <sup>9</sup> O,M,T,B:om.  
<sup>10</sup> O,M,T,B:शक्तिः <sup>11</sup> O,M,T:-गिरणतन्मूत्रव्यावापोच्चार- <sup>12</sup> O,M,T,AN:-त्वेन <sup>13</sup> T:-भावितया  
<sup>14</sup> O,M,T,B:परिसमाप्ति- <sup>15</sup> O,M,T:कथापर्य-

<sup>i</sup> AN 116.14f:मया न वक्तव्यं, इदं मे करणीयमस्ति श्वः परश्वो वा वदिष्यामि

<sup>ii</sup> AN 116.16ff:ताद्यूनभक्षणोद्विरणप्रस्तावोच्चारणाद्यावश्यकमनुष्यधर्माश्च न व्याजतामुपयान्ति। सर्वप्राणिसाधारणत्वेन सम्भाविततयापकर्षासूचकत्वम्, कथाविच्छेदाहेतुत्वाच्चेत्यौक्त्वात् कथोपक्रमादारभ्य तत्समाप्तिपर्यन्तमस्यावसरः

(C.115)स्वपक्षदोषाभ्युपगमात्परपक्षे<sup>1</sup> दोषप्रसङ्गो मतानुज्ञा ॥5.2.20 ॥

अत्र पक्षः सिद्धान्तः<sup>2</sup>, दोषः प्रतिकूलमात्रं, अभ्युपगमोऽनुद्धारः। तेन स्वसिद्धान्ते<sup>3</sup> परोक्तं प्रतिकूलमनुद्धृत्य परसिद्धान्ते प्रतिकूलबुद्धेः प्रसङ्गोमतानुज्ञेति सूत्रार्थः। तेन साधनदूषणयोः<sup>4</sup> मतानुज्ञासङ्ग्रहः।

कुतः (B.55)पुनरियंन जाति?

विशेषलक्षणायोगे न चतुर्विंशत्यामनन्तर्भावात् प्रतिषेधासमर्थप्रसङ्गमात्रतया (C.116)सामान्यलक्षणयोगे<sup>6</sup> अपि पञ्चविंशतितम्या<sup>7</sup> असत्कल्पत्वात्।

कथाप्रयोगे<sup>8</sup> अपि उद्भावनानर्हत्वात् असामर्थ्योद्भावने नहि जातित्वमुद्भाव्यते, तच्च प्रकृते दुर्घटम्।

यदा<sup>10</sup> खलु पुरुषत्वम्<sup>11</sup> चेदहं चौरः<sup>12</sup> तत एव भवान् अपीत्युक्ते प्रतिब्रवीति<sup>13</sup> चौरत्वे<sup>13</sup> पुरुषत्वमनैकान्तिकमप्रयोजकंवा<sup>14</sup>, कथमेतस्मादहं (O.67)चौरः<sup>15</sup> स्यामिति तदा<sup>16</sup> (T.119)स्वोक्तमप्यनेन दूषितं स्यात्।

ततः स्वरूपतो<sup>17</sup> जातित्वे<sup>18</sup> अपि प्रत्युत्तरजात्युद्भावने<sup>19</sup> न सम्भवतीति जातित्वं सदप्यसत्कल्पमेव  
<sup>ii</sup>मतानुज्ञोद्भावनेतु न कश्चित् दोष इति तदवकाशः।

एवं हि प्रतिब्रूयात् काममहमपि चौरः<sup>20</sup> <sup>iii</sup>किमेतावता <sup>iv</sup>न ह्येकमिन्धनमग्निसम्बन्धात्<sup>21</sup> दग्धमित्यन्यन्न दह्यते तदाहे वा पूर्वस्य दग्धत्वं निवर्तत इति<sup>22</sup>।

न च प्रसङ्गोऽयम् प्रसङ्गनीयस्यानिष्टत्वात्<sup>23</sup> सिद्धेः<sup>24</sup>।

अत एव न<sup>25</sup> व्याघातदेशना<sup>26</sup> इयं, आत्मनः पुरुषत्वेऽपि<sup>27</sup> अचौरत्वं<sup>28</sup> अभ्युपगम्यपरस्य \*<sup>29</sup> आपादयतो हि सा<sup>30</sup> स्यादिति।

उत्कर्षानित्याविशेषसर्मा<sup>1</sup> अप्येवं परिहरतः को दोषः? तथा च तासामपि मतानुज्ञायां अनुप्रवेशे इति चेत् । न ; प्रसङ्गनीयस्य<sup>33</sup> अभ्युपगमे नहि<sup>34</sup> मतानुज्ञोद्भावनं इष्यते, अन्यथानिष्टप्रसङ्गेनैवोत्तरनिर्वाहेतदुद्भावनकस्य<sup>35</sup> निरुत्तरत्वप्रसङ्गात्<sup>36</sup>। (C.117) अनिष्टप्रसङ्गो हि दूषणमेवप्रतिकूलदेशनात्<sup>37</sup> व्याघातात्<sup>38</sup> वेति।

न च अत्र<sup>39</sup> आपादिताभ्युपगमः शक्यः।

न हि कार्यत्वात्<sup>40</sup> क्षित्यादिकं सकर्तृकं शरीरपूर्वकं अपि<sup>41</sup> अस्त्विति उक्ते<sup>42</sup> कामं अपि<sup>43</sup> अस्त्वित्युत्तरमुचितमपसिद्धान्तप्रसङ्गात् ।

तथा घटसाधर्म्यात् यदि अनित्यः शब्दः, सत्त्वात् तत्साधर्म्यात् तत्रैव लोक्यमेवानित्यमविशिष्ट<sup>44</sup> वास्तु \*<sup>45</sup>।

नवानां \*<sup>46</sup> द्रव्यत्वात्<sup>47</sup> अविशेषोऽस्त्वित्यादौ काममस्त्वित्युत्तरमिष्टम् इष्टत्वे वापसिद्धान्तः स्यात् ।

तस्मादसमर्थत्वाविशेषे<sup>8</sup> अपि यत्र मतानुज्ञोद्भावनप्रसङ्गानभ्युपगमः<sup>49</sup>, तदभ्युपगमेऽपसिद्धान्तो वा \*<sup>50</sup> तत्र जातित्वं एव<sup>51</sup> उद्भावं, यत्र च<sup>52</sup> जातित्वोद्भावनं आत्मानं<sup>53</sup> अपि<sup>54</sup> व्याप्नोति<sup>55</sup> प्रसङ्गितस्याभ्युपगमो अपि<sup>56</sup> निर्दोषस्तत्र मतानुज्ञेति।

तथा च साधुन्यसाधुनिवासाधने<sup>57</sup> \*<sup>58</sup> दूषणे<sup>59</sup> वा प्रयुक्ते यदनिष्टश्रमेण<sup>60</sup> इष्टप्रसङ्गं<sup>61</sup> (O.68) सा मतानुज्ञेति संक्षेपः।

तत्र साधने तावत् उच्यते<sup>62</sup>—शब्दोऽनित्यः कार्यत्वादैनद्रियकत्वात्\*<sup>63</sup> घटवदिति सदसत्प्रयोगे यदि ब्रूयात् तद्वदेव तर्हि मूर्तेऽपि \*<sup>64</sup> स्यादिति वा<sup>65</sup> घटसाधर्म्यात् सत्त्वात् त्रैलोक्यमेवानित्यमस्त्विति वा (B.56) तदा जातिरेवोद्भाव्या मतानुज्ञायाः प्रसङ्गाविष्कारेण<sup>66</sup> एव तिरोभावात् ।

यदा<sup>67</sup> (T.120) अप्येनद्रियकत्वादित्यत्र प्रत्यवतिष्ठते तर्हि तत एव सामान्यमप्यनित्यं स्यादिति ; तदा सदुत्तरं<sup>68</sup> एव।

कथमस्य \*<sup>69</sup> अनिष्टतया तत्र<sup>70</sup> प्रसङ्गेन<sup>71</sup> साधनस्य प्रतिकूलतर्कप्रतिहतत्वात् इष्टत्वे \*<sup>72</sup> अपसिद्धान्तात्<sup>73</sup>।

तदविनाभूततया स्वीकृतस्य<sup>74</sup> अपि<sup>75</sup> ऐन्द्रियकत्वस्य तेन विना \*<sup>76</sup> स्वीकारे व्याघाताच्चेति।

यदि<sup>77</sup> पुनः घटो<sup>78</sup> अपि तर्हि तत एवानित्योऽस्त्विति ब्रूयात् तदा \*<sup>79</sup> मतानुज्ञोद्भाव्या प्रसङ्गितस्य एव<sup>80</sup> इष्टत्वात् ।

जात्युद्भावनस्य च<sup>81</sup> अशक्यत्वात् । साधुन्यसामर्थ्याभावात्<sup>2</sup>। असाधुन्यसामर्थ्याविष्कारेणै<sup>3</sup> स्वोक्तस्य

(C.118) अपि दूषणप्रसङ्गात्<sup>84</sup> इति<sup>85</sup>। एवं दूषणेऽप्युद्भावनस्य ।

अनिष्टत्वेन निश्चितमेव परस्य प्रसङ्गयेदितिरहस्यम् ॥ १० ॥

<sup>1</sup> O,T,(M):-पक्ष+    <sup>2</sup> O,M,T,B:-न्ते    <sup>3</sup> O,M,T:-न्त+    <sup>4</sup> O,M,T:दूषणसाधनयोः<sup>5</sup> T:प्रतिषेधअसम+

<sup>6</sup> T:-णायोगे<sup>7</sup> O,M,T:-तमाया    <sup>8</sup> O,M,T:कथं प्र-    <sup>9</sup> O,M,T:-भाव्ये त    <sup>10</sup> O,M,T:यथा

- 11 O,M,T:अपु रुष 12 O,M,T:चोरः 13 O,M,T,NR:चोरत्वे 14 PR:च 15 O,M,T,NR:चोरः 16 T:तथा  
 17 O,M,T:-रूपे ण 18 M,T:जात्यु त्तरे 19 T,B:प्रत्यु त्तरेजात्यु द्वावन O,M:प्रत्यु त्तरेजात्यु- 20 M,T:चोरः  
 21 M,T:मन्त्रसम्ब- 22 O,M,T,B,AN:om. 23 C,O,M,T,B:-त्व+ 24 C,O,M,T,B:असिद्धेः 25 O,M,T,B:om.  
 26 O,M,T:-चोदना 27 O,M,T:अस्य 28 O,M,T:चोरत्वं 29 O,M,T:तत् 30 O,M,T:om.  
 31 T:उत्कर्ष विशेषे षःनित्यसमासु, O,M:उत्कर्षा विशेषे षःनित्यसमासु 32 O,M,T:प्रवेश 33 O,M,T:प्रसञ्जनीय+  
 34 O,M,T:om. 35 T:-भावकस्य 36 O,M,T:निर्क्त अस्त्यप्रसङ्गात् 37 O,M,T:-कूलतर्कत्वात्  
 38 O,M,T:व्याघातचोदनात् 39 O,M,T:तत्र 40 O,M,T,B:घटकार्य- 41 O,M,T,B:om.  
 42 O,M,T:उक्तेः 43 O,M,T,B,AN:om. 44 C:अवशिष्टं 45 O,M,T,AN:इति 46 O,M,T,B:द्रव्यानां  
 47 O,M,T:द्रव्यत्व+ 48 O,M,T:असमर्थोत्तरत्वाविशेषे 49 O,M,T:-भावने प्रसञ्जितानभ्यु- 50 O,M,T:स्यात्  
 51 O,M,T:om. 52 O,M,T,B:om. 53 O,M,T:स्वात्मानं 54 O,M,T:एव 55 O,M,T:प्राप्नोति  
 56 O,M,T:om. 57 O,M,T,B:दूषणे 58 O,M,T,B:वा 59 O,M,T,B:साधने 60 O,M,T,B:-भ्रमे ण  
 61 O,M,T:इष्टापादानं 62 O,M,T:विविच्यते 63 O,M,T:वा 64 O,M,T,B:च 65 O,T,B:om.  
 66 M,T:-विष्करणे न 67 O,M,T:यथा 68 M:असदु- 69 O,M,T:अर्थस्य 70 O,M,T:om.  
 71 O,M,T,B:प्रसङ्गत्वे न 72 O,M,T,B:वा 73 O,M,T,B:-न्तत्वात् 74 C:अस्वी- 75 O,M,T:om.  
 76 O,M,T,B:अपि 77 O,M,T,B:यदा 78 O,M,T,B:सतो 79 O,M,T:तु 80 O,M,T:om.  
 81 O,M,T:om. 82 T:असामर्थ्येऽभावात्, O,M:असामर्थ्ये भावात् 83 O,M,T:-करणे 84 O,M,T:भूषणप्रसङ्गः  
 85 O,M,T:om.

<sup>i</sup> NR 240.5f:चौरत्वे पु रुषत्वमनै कान्तिकमप्रयोजकं, कथमे तस्मादहं चोरः स्यामिति तदा <sup>(T.119)</sup>स्वोक्तमप्यने नदूषितं स्यात् एततः स्वरूपतो जातितोऽपि प्रत्यु त्तरेजात्यु त्तरं सम्भवतीति जातित्वं सदप्यसत्कल्पमेव <sup>ii</sup> AN 118.27:मतानु ज्ञोद्भावने तु न कश्चित् दोष इति तदवकाशः <sup>iii</sup> AN 118.28f:किमे तावता न ह्ये कमिन्धनमग्निसम्बन्धाद्गन्धमित्यन्यन्न दह्यते। तदाह्ये वा पूर्वस्य दग्धत्वं निवर्तते। न द्वितीयः, प्रसञ्जनीयस्यानिष्टत्वे नासिद्धेः। अत एव न द्वितीयः, आत्मनः पु रुषत्वे चौरत्वमभ्यु पगम्य परस्यापादयतो हि सा स्यात् <sup>iv</sup> TR 249.2f:न ह्ये कमिन्धनमग्निसम्बन्धं दग्धमित्यन्यन्न दह्यते <sup>v</sup> AN 119.7f:न हि कार्यत्वात् क्षित्यादि सकर्तृकं यदि, तदा शरीरकर्तृ कत्वमप्यस्तु इत्यु क्तेकाममस्त्वित्यु त्तरमु चितम् यथा घटसाधर्म्या घटनित्यः शब्दः, तत्साधर्म्या त्... यद्वा त्रै लोक्यमे वाविशिष्टमनित्यंस्तु इत्यत्र तदुचितम् भ्रमसिद्धान्ताद्यापत्तेः।

निग्रहस्थानप्राप्तस्य<sup>1</sup> अनिग्रहः पर्यं नु योज्योपे क्षणम् 5.॥.21 ॥

विजातीयप्राप्ताविदमिष्यते<sup>2</sup>। न ह्यु पे क्षणस्याप्यु पे क्षणग्रहाय, अनवस्थाप्रसङ्गात्<sup>3</sup>, प्रयोजनाभावाच्च।

<sup>1</sup>अने कसन्निपाते चै कतमोद्भावेन \*<sup>4</sup> अन्यानुद्भावनं न तन्निग्रहाय, तावतैव प्रकृतसिद्धेः। तदुद्भावेन<sup>5</sup> अधिकत्वप्रसङ्गाच्च, असमस्तोद्भावनप्रतिज्ञाने<sup>6</sup> (C.119)तु \*<sup>7</sup> तथा स्यात् एव<sup>8</sup>।

पु रःस्फूर्तिं कानधिकृतोद्भावावितस्यै अपि<sup>10</sup> अग्रहणं<sup>11</sup> न निग्रहाय। तदुक्तेरफलत्वेनानु केरुचितप्राप्तत्वात् ।

प्रतिक्रियासंवृतस्य<sup>2</sup> अप्येवं, यथा नाहमद्य वक्तुं समर्थः प्रतिशयाय<sup>13</sup> अकर्मणि<sup>4</sup> अकण्ठत्वात्<sup>15</sup> इत्यु क्ता<sup>6</sup> (O.69)एव तथाप्यारब्धत्वात् \*<sup>17</sup> उच्यत इति विक्षेपो<sup>8</sup> व्यावर्तते<sup>9</sup>।

तस्मादवश्योद्भाव्यस्य निग्रहस्थानस्यावसरेऽग्रहणं पर्यं नु योज्योपे क्षणमितिसूत्रार्थः ; प्राप्तपर्यं नु योज्यशब्दयो<sup>20</sup> अर्हदर्थं त्वात्<sup>1</sup>।

सभ्योद्भाव्यञ्चै तत् ।

अप्रतिभायाः<sup>22</sup> कुत इदं पृथगनु शिष्यते असत्साधनविषयत्वात्<sup>23</sup> इति चेत् , किमनेन विशेषेण  
अनधिकप्रयोजनकत्वात्<sup>24</sup>।

न, प्रतिज्ञाहानिप्रतिज्ञासन्न्यासादौ<sup>25</sup> तदुपेक्ष्य सदुत्तरेणापि प्रत्यवस्थानेऽस्यावकाशात् । अप्रतिभायास्तत्र  
अभावात्<sup>26</sup>।

<sup>ii</sup>ननु सदुत्तरं वदन्<sup>27</sup> प्रौढतया क्षुद्रस्खलितं<sup>8</sup> यद्युपेक्षितवान् किं एतावतैव निग्रहमर्हति? अर्हत्येव  
प्रतिज्ञासन्न्यासादीनामवश्योद्भाव्यत्वात् । अन्यथा पूर्वोपात्तं दुष्टं त्यजन् विशेषयन्<sup>(B.57)</sup>अपह्नुवानो यद्युपेक्ष्येत  
कथमपि कथाप्रतानविच्छेदो<sup>29</sup> न स्यादिति ॥ 21 ॥

- <sup>1</sup> O,M,T:निग्रहप्रा-    <sup>2</sup> O,M,T:उच्यते    <sup>3</sup> O,M,T:अनवस्थानात्    <sup>4</sup> O,M,T:यत्    <sup>5</sup> O,M,T:उद्भावेन  
<sup>6</sup> O,M,T:समस्तो-    <sup>7</sup> O,M,T:तत्    <sup>8</sup> O,M,T:om.    <sup>9</sup> A:-तोद्भवि-, O,M,T:-कृता नोभा-  
<sup>10</sup> O,M,T:A,C,B,AN:om.    <sup>11</sup> M,T,A,C,B:आद्यग्रहणं    <sup>12</sup> O,M,T:-संहृतस्य    <sup>13</sup> O,M,T:प्रतिध्याय  
<sup>14</sup> O,M,T:om.    <sup>15</sup> O,M,T:कावरुद्धकभृत्वात्    <sup>16</sup> C,B:उक्त्या    <sup>17</sup> O: इति    <sup>18</sup> O,M,T,AN:विक्षेप-  
<sup>19</sup> O,M,T:व्यावर्तने न    <sup>20</sup> T:-योज्याशब्दयोः    <sup>21</sup> O,M,T:अर्हत्यर्थ-    <sup>22</sup> C,B:-भायां  
<sup>23</sup> O,M:-साधनत्वाविषयसत्त्वात्    <sup>24</sup> O,M,T,B:-योजनत्वात्    <sup>25</sup> O,M,T:-हानिसन्न्यासादौ  
<sup>26</sup> O,M,T:असम्भवात्    <sup>27</sup> O,M,T,B:वा    <sup>28</sup> O,M,T:क्षुद्रंस्खलितं    <sup>29</sup> M,T:कथावितानच्छेदो, B:कथाप्रतानच्छेदो

<sup>i</sup> AN 120.17ff:अने कनिग्रहस्थानसन्निपाते चैकतमोद्भावनं न निग्रहाय, तावतैव प्रकृतसिद्धेः। अन्यथाऽधिकत्वप्रसङ्गात् ,  
समस्ततदुद्भावनप्रतिज्ञाने तु तथा स्यादेव अन्यथा न्यूनापत्तेः। पुनःस्फूर्तिकानि विकृतोद्भावितानुद्भावनमपि निग्रहाय।  
तदुत्तरेफलत्वेनानु केरुचितप्राप्तत्वात् प्रतिक्रियासंवृतस्याप्यनिग्रहत्वं, यथा नाहमद्य वक्तुं समर्थः प्रतिश्यायाकर्मण्यकल्पत्वादित्युक्त्वाएव  
तथाप्याव...त्वाद्व्यत इति विपक्षोऽपि व्यावर्तते    <sup>ii</sup> NR 241.6ff:ननु सदुत्तरं वदन् प्रौढतया क्षुद्रस्खलितानि यद्युपेक्षितवान्किं  
एतावतैव निग्रहमर्हति? अर्हत्येव कथायां प्रतिज्ञासन्न्यासादीनामवश्योद्भाव्यत्वात् । अन्यथा पूर्वोपात्तं दुष्टं त्यजन् अपह्नुवानो यद्युपेक्षितः  
कथमपि कथाप्रतानविच्छेदो न स्यादिति

(C.120)(T.121)अनिग्रहस्थाने निग्रहस्थानाभियोगो निरनु योज्यानु योगः ॥ 2.22 ॥

स चतुर्विधः; छलं जातिराभासो<sup>1</sup> अनवसरग्रहणं<sup>2</sup> चेति।

\*<sup>3</sup> <sup>ii</sup> छलमुक्त्वातिश्च।

आभासो    <sup>iii</sup>यथा,    अने ककल्पस्फुरणं    विकल्पतो<sup>5</sup>    अनिष्टकल्पत्यागेन    प्रतिज्ञाहानिः,  
प्रकरणाद्यापन्नविशेषाविष्करणेन प्रतिज्ञान्तरम् । नञ्प्रयोगाप्रयोगमात्रेण<sup>6</sup> विरोधः। आरोपितानभ्युपगमेन  
सन्न्यासः। स्वयमगृहीतस्य विशेषणस्य पुनरुत्कीर्तनेन हेत्वन्तरम् । वस्तुतः प्रस्तुतानुगुणी अपि<sup>9</sup>  
आपाततस्तथानध्यवसायेनार्थान्तरं। आत्मनो वैयाकरणत्वेन<sup>0</sup> वाचकप्रयोगे \*<sup>11</sup> अवाचकत्वाभियोगो<sup>12</sup>  
निरर्थकम् । आत्मनः परिषदेकदेशस्य वा<sup>13</sup> अनवबोधेनाविज्ञातार्थम् । पौर्वापर्ययोगे<sup>4</sup> अपि<sup>15</sup>



स्वयमप्रतिसन्धाने नापार्थक्यम् । अनवबोधात्<sup>16</sup> विपर्ययेणाप्राप्तकालम् । अन्यत्र व्यासङ्गादश्रुतेन न्यूनं, पार्श्वस्थाद्युक्तेन हेत्वादिनाप्यधिकम् । श्रुतिसामान्यमात्रेण पुनरुक्तम् । तदप्रसिद्धपदैः (O.70) अनुवादेनाननुभाषणम् अनवबोधितायामपि परिषदि स्वावष्टम्भमात्रेणाज्ञानं<sup>7</sup>, उत्तरं वदतोऽपि स्वेदादिना प्रतिभाक्षयः । आवश्यकप्राणिधर्मेण विक्षेपः । सिद्धसाधनेन<sup>8</sup> मतानुज्ञा । अदोषोद्भावेन<sup>9</sup> पर्यनुयोज्योपेक्षणम् । अच्छलजात्योश्छलजात्युद्भावेन निरनुयोज्यानुयोगः । अभ्यस्तशास्त्रातिक्रमेण अपि<sup>20</sup> अपसिद्धान्तः<sup>21</sup> । उक्तिमात्रेण हेत्वाभासा इति निग्रहस्थानाभासाः ।

तथानुयोज्यत्वे<sup>\*22</sup> प्रतिज्ञाहान्यादौ प्रतिज्ञान्तरादि । छलेऽपि जातिः, वाक्छलादावपि छलत्वेनोपचारच्छलादि । साधर्म्यसमादावपि जातित्वेन प्रकरणसमादि<sup>23</sup> ।

अतन्निग्रहस्थानापन्नो<sup>24</sup> हि निरनुयोज्यो<sup>(C.121)</sup> अत्र विवक्षितः । तस्य अनियोगे<sup>25</sup> अपि तन्निग्रहस्थानोद्भावनं<sup>26</sup> एवं सर्वसङ्ग्रहः<sup>27</sup>, तथा चातन्निग्रहस्थाने तन्निग्रहस्थानाभियोगो निरनुयोज्यानुयोग इति सूत्रार्थः । एतदेव महतः सूत्रस्य प्रयोजनं, अन्यथा त्वनिग्राह्यनिग्रह इति प्रणयेत्<sup>8</sup> ।

<sup>iv</sup> अनवसरग्रहणन्तु यथोक्तावसरमप्राप्य<sup>\*29</sup> अतिक्रम्य वा ग्रहणम् । यथा त्यक्षसि चेत् प्रतिज्ञाहानिः, विशेषयिष्यसि चेत् हेत्वन्तरं<sup>30</sup> इति । अयं तावदनेन दोषेण हेतुस्ते दुष्ट एव<sup>31</sup> (B.58) अदुष्टो<sup>32</sup> वा<sup>\*33</sup> तथापि पूर्वस्तावत् त्वया<sup>34</sup> त्यक्त इति हानिः । विशिष्टस्तावदयमदुष्टः पूर्वः<sup>35</sup> तु<sup>36</sup> अविशिष्ट<sup>37</sup> एव त्वयोपात्त इति हेत्वन्तरमित्युक्तग्राह्यम् ।

तथा<sup>\*38</sup> उच्यमानग्राह्यमपशब्दादि उक्तिपरिसमाप्तौ<sup>\*39</sup> ।

(C.122)<sup>v</sup> अनुक्तग्राह्यमज्ञानाद्यननुभाषणाद्यवसस्सर्वकक्षान्तरितं<sup>40</sup> इति ॥ 22 ॥

<sup>1</sup> O,M,T,B:आभासा <sup>2</sup> O,M,T:-सरे ग्रहणं <sup>3</sup> O,T,B:तत्र <sup>4</sup> (M,)T,B:-विकल्प- <sup>5</sup> M,T,TR:विकल्पयतो, O:विकल्पयते <sup>6</sup> T,TR,AN:नञ्प्रयोगमात्रेण <sup>7</sup> O,M,T,TR:स्वारोपिता- <sup>8</sup> O,M,T,B,TR:-गुणस्य <sup>9</sup> O,M,T,B:om. <sup>10</sup> C,B:अवैया- <sup>11</sup> O,M,T,TR,AN:अपि <sup>12</sup> O,M,T,TR:om. <sup>13</sup> O:om. <sup>14</sup> C:पौर्वापर्य- <sup>15</sup> O,M,T:om. <sup>16</sup> O,M,T,AN:अनवधानात् <sup>17</sup> C:-ज्ञानं <sup>18</sup> O:असिद्ध- <sup>19</sup> O,M,T,TR,AN:स्वदोषो- <sup>20</sup> O,M,T,B,TR,AN:om. <sup>21</sup> A:असिद्धान्तः <sup>22</sup> O,M,T,B,TR:अपि <sup>23</sup> O:-समादित्वा... <sup>24</sup> O:तन्निग्रह- <sup>25</sup> M,T:अनियोगो, O:अनुयोगो <sup>26</sup> O,T:-भावन <sup>27</sup> O,M,T:सङ्ग्रहः <sup>28</sup> O,M,T:प्रणीयेत <sup>29</sup> O,M,T:वा <sup>30</sup> O,M,T:प्रतिज्ञान्तरं <sup>31</sup> O,M,T:om. <sup>32</sup> O,M,T:om. <sup>33</sup> O,M,T,B:अस्तु <sup>34</sup> O,M,T:तथा <sup>35</sup> C:पूर्वः, O,M,T,AN:पूर्वः, B:om. <sup>36</sup> C:त्व+, B:om. <sup>37</sup> C,B:विशिष्ट <sup>38</sup> O,M,T:च <sup>39</sup> O,M,T,B:वा <sup>40</sup> O,M,T:कक्ष्या-

<sup>i</sup> AN 122.22:स च चतुर्विधः छलं जातिराभासो अनवसरग्रहणञ्च <sup>ii</sup> AN 122.23:छलमुक्तं जातिश्च <sup>iii</sup> TR 253.1ff:यथा, अने कल्पस्फुरणे न विकल्पयतोऽनिष्टकल्पत्यागे न प्रतिज्ञाहानिः, प्रकरणाद्यापन्नविशेषाविष्करणेन प्रतिज्ञान्तरम् । नञ्प्रयोगमात्रेण विरोधः । स्वारोपितानभ्युपगमे न सन्न्यासः । स्वयमगृहीतस्य विशेषणस्य पुनरुक्तीर्तने न हेत्वन्तरम् । वस्तुतः प्रस्तुतानुगुणस्यापि आपाततस्तथानध्यवसायेनार्थान्तरं । आत्मनो वै याकरणत्वेन वाचकप्रयोगेऽपि निरर्थकम् । आत्मनः

परिषदे कदे शस्य वानवबोधे नाविज्ञातार्थम् प्रौर्वापर्यायोगेऽपि स्वयमप्रतिसन्धाने नापार्थक्यम् धनवबोधात् विपर्ययेणाप्राप्तकालम् । अन्यत्र व्यासङ्गादश्रुतेन न्यूनं पार्श्वस्थाद्युक्तेन हेत्वादिनाधिकम् । श्रुतिसामान्यमात्रेण पुनरुक्तम् । तदप्रसिद्धपदैरेवानुवादे नाननुभाषणमभिव्यक्तितायामपि परिषदि स्वावष्टम्भमात्रेणाज्ञानं उत्तरं वदतोऽपि स्वेदादिना प्रतिभाक्षयः । आवश्यकप्राणिधर्मेण विक्षेपः । सिद्धसाधने न मतानुज्ञा । स्वदोषोद्भावेन न । हेत्वाभासा इति निग्रहस्थानाभासाः । तथानुयोज्यत्वेऽपि प्रतिज्ञाहान्यादौ प्रतिज्ञान्तरादि । स्थलेऽपि जातिः, वाक्छलादावपि छलत्वेनोपचारच्छलादि । साधर्म्यसमादौ जातित्वेन प्रकरणसमादीनी ।<sup>iv</sup> AN:123.9ff:अनवसरग्रहणन्तु यथोक्तावसरं प्राप्त्यातिक्रम्य वा ग्रहणम् । यथा लक्ष्यसि चेत् प्रतिज्ञाहानिः । विशेष्यसि चेत् हेत्वन्तरं । अयं तावदनेन दोषेण दुष्ट एव हेतु रदुष्टो वा, तथापि पूर्वस्थापनात्त्वया त्यक्त इति हेतु हानिः । विशिष्टस्तावदयमदुष्टः, पूर्व त्वविशिष्ट एव त्वयोपात्त इति हेत्वन्तरमित्युक्तग्राह्ये पुनरवसरः । तथोच्यमानग्राह्यमपशब्दविरोधाप्राप्तकालादावुच्यमानग्राह्येऽपिपरिसमाप्तौ ग्रहणम्

<sup>v</sup> AN 123.18f:अनुक्तग्राह्यमज्ञानाद्यननुभाषणावसरे

(T.122)सिद्धान्तमभ्युपेक्ष्य अनियमात्<sup>2</sup> कथाप्रसङ्गोऽपसिद्धान्तः ॥ 5.2.23 ॥

अभ्युपगतसिद्धान्तातिक्रमेण साधनदूषणयोरभिधानं अपसिद्धान्त इत्यर्थः ।

पुरुषान्तरवाक्ये न कथकवाक्यव्याघातरूपत्वात्<sup>5</sup> अस्य स्ववाक्यव्याघातरूपाद्विरोधाद्भेदः ।

(O.71)नन्वत्रापि स्वेनैव पूर्वाभ्युपगमेन व्याघातः? यदि<sup>7</sup> हि न्यायदर्शनमभ्युपगम्य तत् परिहरेत्, तदाऽयमपसिद्धान्तं<sup>8</sup> आसादयेत् तथा \*<sup>9</sup>स्वीकारपरिहारावेकास्य \*<sup>10</sup>विरुद्धाविति ।

न, पुरुषान्तरवचनमनुपनीयविरोधस्य साक्षादप्रतीतेः ।<sup>i</sup> न हि “नैयायिकोऽहम्” इत्यभिधाय “अभौतिकानि<sup>11</sup> इन्द्रियाणि” इति वचनं<sup>12</sup> “इन्द्रियाणि भूतेभ्यः” इति गौतमवचनं अनवतार्यं<sup>13</sup> व्याहृतं वक्तुं<sup>14</sup> शक्यं<sup>15</sup> इति ।

एवं तर्हि<sup>16</sup> आगमविरोधो<sup>17</sup> अप्यत्रैवान्तर्भवेदिति चेत् ।

न ; उभयवादिसिद्धप्रमाणभावेन \*<sup>18</sup>स स्यात् । अयं तु स्वाभ्युपगममात्रविषयेण<sup>9</sup> इति विशेषात् (C.123)<sup>iii</sup>अत एव, बौद्धेन सह कथायां मीमांसकस्य वेदविरोधोऽपसिद्धान्त एव, तीर्थिकेन<sup>20</sup> सह कथायां \*<sup>21</sup>सौगतस्य स्वागमविरोधवत् ।

अथ उभयोः \*<sup>22</sup>अङ्गीकृतकनादाक्षपादप्रामाण्ययोः<sup>23</sup> तन्मतातिक्रमे कथं?

न कथञ्चित्<sup>24</sup> । अविप्रतिपत्तौ<sup>25</sup> कथाया एवाप्रवृत्तेः, विप्रतिपत्तौ<sup>26</sup> \*<sup>27</sup>उभयप्रामाण्याभ्युपगमत्यागात्<sup>v</sup> । तद्विरुद्धदर्शनान्तरं<sup>28</sup> आश्रित्यैव हि<sup>29</sup> तदा<sup>30</sup> वादप्रवृत्तिर्न \*<sup>31</sup>अन्यथेति ।

<sup>v</sup>अस्फूर्तिं दशायामस्मन्मतानभिज्ञोऽयमिति वाद्यवज्ञानात्<sup>32</sup> अन्यथा व्याख्यास्यामीति सौटीर्यात्<sup>3</sup> एकदेशमतं तदिति वैयात्यात्साक्षात् नोक्तं<sup>34</sup> इति<sup>35</sup> \*<sup>36</sup>व्यामोहाच्च<sup>37</sup> उक्तिसम्भवः ।

न हि शास्त्राश्रया वादा भवन्तीति न अपसिद्धान्तो<sup>38</sup> निग्रहाधिकरणं<sup>39</sup> इत्येके ।

तन्न ।<sup>vi</sup>शास्त्रमनाश्रित्य तदनुगुणकथारम्भानुपपत्तौ<sup>40</sup> । यदा<sup>41</sup> हि बौद्धः क्षणभङ्गसाधने प्रयुक्तेऽस्फूर्तिं मता नैयायिकेन सिद्धसाधनमुद्भाव्यनिगृह्यते<sup>42</sup> तदा किं कुर्यात्

प्रथमविप्रतिपत्तिविरोधमुद्भावयेदिति चेत् , एवं तर्हि (B.59)विप्रतिपत्त्यनु गुणप्रमेयान्तरव्यतिक्रममपि (O.72)उद्भावयेदेव अविशेषात्<sup>43</sup>। अन्यथा विप्रतिपत्तिव्यतिक्रममप्युपेक्षेत। न खलु<sup>44</sup> तत्तदनु गुणप्रमाणान्तरव्यतिक्रमयोः<sup>5</sup> विरोधोपपत्तिं<sup>46</sup> प्रति कश्चिद्विशेषः।  
 vii न चैकपुरुषार्थानुगुणाङ्गाङ्गिभावव्यवस्थितपदार्थजातव्युत्पादनात् (T.123)अन्यच्छास्त्रं नाम, तस्मात् क्षणिकत्वस्वीकारे तदनुगुणापोहादिसमस्तस्वीकारः (C.124)तदेकपरिहारे वा समस्ततदनुगुणपरिहार इति परमेश्वरोऽपि नान्यथाकरणक्षमः।  
 न च समस्ततदनुगुणपदार्थजातकथारम्भे \*<sup>48</sup> स्वशब्देनाभिधातुमुचितं तदैव शास्त्रप्रणयनप्रसङ्गात् \*<sup>49</sup>, परिषदनपेक्षितत्वाच्च।  
 न च तस्य<sup>50</sup> अतिक्रमोद्भावनाय<sup>51</sup> समस्ततदनुगुणोहः<sup>52</sup> परस्परशास्त्रमनाश्रित्य शक्यः। न च तदनुगुणव्यतिक्रमैः<sup>3</sup> तदुपेक्षणे वा तत्त्वप्रतिपत्तिजयावित्यकामेनापि तदधिकारप्रवृत्तं<sup>54</sup> शास्त्रमेवाश्रयणीयमिति ॥23 ॥

- <sup>1</sup> O,M,T:अभ्युपेत्य <sup>2</sup> T:नियमात्<sup>3</sup> PR:अभ्युपेत्य <sup>4</sup> O,M,T,B:वाक्य+ <sup>5</sup> O,M,T,B:व्याघात-  
<sup>6</sup> O,M,T:-गमवाक्ये न B:-पगमे <sup>7</sup> O,M,T:यदा <sup>8</sup> O,M,T,B:-न्ततां <sup>9</sup> O,M,T,B:च  
<sup>10</sup> O,M,T:एव <sup>11</sup> A:अभौतिकीनि, T:भौतिकानि <sup>12</sup> O:वचने <sup>13</sup> T,B:अवतार्य <sup>14</sup> O,M,T,B:अभिधातुं  
<sup>15</sup> O,M,T,AN:शक्यत <sup>16</sup> O,M,T:तस्य <sup>17</sup> O,M,T:-बाधो <sup>18</sup> O,M,T:हि <sup>19</sup> O,M,T:-विपर्ययण  
<sup>20</sup> O,M,T:तीर्थकेन <sup>21</sup> O,M,T,B:प्रवृत्तायां <sup>22</sup> O,M,T,B:अपि <sup>23</sup> M:अङ्गी- <sup>24</sup> O,M,T:किञ्चित्  
<sup>25</sup> O,M,T:वि- <sup>26</sup> O,M,T:प्रति- <sup>27</sup> O,M,T:च <sup>28</sup> O,M,T:-रुद्धदर्शनमात्रं <sup>29</sup> C:हित-  
<sup>30</sup> O,M,T,C,B:om. <sup>31</sup> O,M,T:अतो <sup>32</sup> O,M,T,TR:प्रतिवाद्य- <sup>33</sup> O,M,T,TR:शौण्डियात् ,  
 B:शौण्डियात्<sup>34</sup> O,M,T:om. <sup>35</sup> O,M,T:om. <sup>36</sup> O,M,T:अज्ञानात् <sup>37</sup> M,T:वा <sup>38</sup> O,M,T:-न्त+  
<sup>39</sup> O,M,T:ग्रह- <sup>40</sup> O,M,T,AN:कथारम्भा- <sup>41</sup> O,M,T:यथा <sup>42</sup> O,M,T:निगृह्येत  
<sup>43</sup> O,M,T:om. <sup>44</sup> M O,T:हि <sup>45</sup> O,M,T:-गुणयोर्मिति-, B:-गुणप्रमेयान्तर- <sup>46</sup> O,M,T:-रोधापत्तिं  
<sup>47</sup> O,M,T:-गुणानामङ्गः <sup>48</sup> O,M,T:अस्य <sup>49</sup> O,M,T,B:इति <sup>50</sup> O,M,T:om. <sup>51</sup> O,M,T:व्यति-  
<sup>52</sup> O,M,T:-गुणापोहः <sup>53</sup> PR:तद्व्यतिक्रमे <sup>54</sup> O,M,T:तदधिकार-

<sup>i</sup> AN 124.10ff:न हि “नैयायिकोऽहम्” इत्यभिधाय “अभौतिकानीन्द्रियाणि” इति वचनं “इन्द्रियाणि भूतेभ्यः” इति परामर्शवचनमनवधार्य व्याहृतमशक्यत <sup>ii</sup> NS 1.1.12 <sup>iii</sup> AN 124.16f:अत एव, सौगतेन सह कथायां मीमांसकस्य वेदविरोधोऽपसिद्धान्त एव, तीर्थकेनसह कथायां सौगतस्य स्वागमविरोधात् <sup>iv</sup> AN:-गमपरित्यागः

<sup>v</sup> TR 256.6f:अस्फूर्तिं समये ह्यस्मत्सिद्धान्तानभिज्ञोऽयमिति प्रतिवाद्यज्ञानादन्यथा व्याख्यास्यामीति शौण्डियां देकदे शिमतंतदिति वैयात्यत्, AN 124.19ff: अस्फूर्तिं दशायामस्मन्मतानुभिज्ञोऽयमित्तिवाद्यज्ञानादन्यथा व्याख्यास्यामीति सौटीर्यां देकदे शिमतंतदिति वैजात्यातत्साक्षात्क्रोक्तमिति व्यामोहात् सौगतास्तु न शास्त्राश्रया वादा भवन्तीत्यपसिद्धान्तो न निग्रहस्थानमिति

<sup>vi</sup> AN 124.27f:शास्त्रमनाश्रित्य कथारम्भानुपपत्तिः <sup>vii</sup> AN 125.5:न चैकपुरुषार्थानुगुणाङ्गाङ्गिभावव्यवस्थितपदार्थसार्थव्युत्पादनादन्यच्छङ्गं। न च समस्ततदनुगुणपदार्थजातत्वेन रूपेणाभिज्ञातुं शक्यं, तद्धेतोर्विशिष्यतत्तद्रूपेण ज्ञानस्यैवाशक्यत्वात् तदेव शास्त्रप्रणयनप्रसङ्गात्। परिषदनपेक्षितत्वाच्च। न च तद्व्यतिक्रमोद्भावनाय समस्ततदनुगुणोहः परस्परशास्त्रमनाश्रित्य शक्यः। न च तदनुगुणव्यतिक्रमे तदुपेक्षणे वा। तत्त्वविज्ञप्तिविजयावित्यकामेनापि तदधिकारप्रवृत्तं

(C.125) हेत्वाभासाश्च यथोक्ताः ॥ 5.2.24 ॥

तथै वनिग्रहस्थानमिति शेषः। शेषं भाष्यादौ।

<sup>1</sup>अनु क्तसमु च्यार्थं श्रकारं विरोधादिनिग्रहस्थानोत्तीर्णस्य हि<sup>2</sup> साधनप्रयोगस्य चतुर्धा दुष्टत्वं सम्भवति<sup>4</sup>।

हेतुतो यथा अनै कान्तिकं इत्यादि<sup>6</sup>। दृष्टान्ततो<sup>7</sup> यथा साधनविकलं<sup>8</sup> इत्यादि<sup>9</sup>। तर्कतो यथा आत्माश्रये तरेतराश्रयादि<sup>10</sup>। उक्तितो<sup>11</sup> यथा अनु पदर्शि तान्वयविपर्ययोपदर्शि तान्वयादि।

तत्र स्वशब्देन प्रथमविधायामुपात्तायां अनु क्तत्रयं<sup>3</sup> अपि निग्रहस्थानत्वेन व्यवहर्तव्यं<sup>4</sup> इति<sup>15</sup> चकारार्थः<sup>16</sup>।

अथ<sup>17</sup> पृथगेव कस्मात्<sup>18</sup> एतत् सूत्रकृता न उच्यते<sup>19</sup>, तथा सति \*<sup>20</sup> गौरवमापद्ये त किं<sup>21</sup> नाम<sup>22</sup> शिष्याश्च सुतरामनु कूलिताभवेयुः ?

सत्यं, हेत्वाभासानामेवैष विचारतः<sup>23</sup> प्रपञ्च इति प्रतिपादनार्थन्तु पृथगनुपादात्तम् ।

कथं? <sup>ii</sup>साधनविकले हि<sup>24</sup> दृष्टान्ते \*<sup>25</sup> असाधारणो हेतुः स्यात्, साध्यविकले च विरुद्धः, उभयविकले व्याप्यत्वासिद्धः<sup>26</sup>, (O.72) तथाश्रयासिद्धेऽपि साध्याव्यावृत्तेः<sup>27</sup> असाधारण्यं साधनाव्यावृत्तेः<sup>28</sup> विरोधः, उभयाव्यावृत्ते<sup>29</sup> व्यतिरेकव्याप्तेः असिद्धिः, आश्रयासिद्धे (C.126)ऽपि<sup>30</sup>।

तथात्माश्रये<sup>31</sup> परस्पराश्रये चक्रकवृत्तौ<sup>32</sup> च असिद्धिः<sup>33</sup>, अनवस्थायामसिद्धिः, (B.60) अनै कान्तिकत्वं वा<sup>34</sup> कालत्ययापदेशो वा, अनिष्टप्रसङ्गे व्याप्त्यसिद्धिः, तथानु कूलतर्काभावेऽपि।

दुरुक्तौ तु वस्तुतोऽर्थस्य हेतोः शोभनत्वेन<sup>35</sup> \*<sup>36</sup> उक्तयनुसारेण दुष्टत्वमेव। अनुपदर्शितस्य<sup>7</sup> सतो<sup>38</sup> \*<sup>39</sup> हेतुरूपस्यागमकत्वात् यथावचनञ्च तस्य रूपस्य<sup>40</sup> अप्रतीतेरिति।

तर्हि चकारेणापि समुच्चयेऽस्यार्थस्य (T.124) क<sup>41</sup> उपयोगः, सिद्धत्वात्? न; न हि<sup>42</sup> अमीषां<sup>43</sup> हेतुदूषणपर्यवसायित्वेन<sup>44</sup> समुच्चयः; किन्तु पृथगुद्भाव्यत्वेन विशदप्रतिपत्तिकत्वात्<sup>45</sup> प्रतिज्ञाविरोधवत् । तस्मादमीषां हेत्वाभासप्रपञ्चत्वात् पृथगनुपादानं<sup>6</sup>। पृथगुद्भाव्यत्वाच्चकारेण समुच्चितत्वं<sup>7</sup>।

तर्हि प्रतिज्ञाविरोधादयोऽपि पृथगनुपादेयाः<sup>48</sup> हेत्वाभासप्रपञ्चत्वात्<sup>49</sup> च<sup>50</sup> चकारेण<sup>51</sup> समुच्चयाः<sup>52</sup> च पृथगुद्भाव्यत्वादित्यस्तु न, तेषां दूषणेऽपि सम्भवेन<sup>53</sup> असङ्कीर्णोदाहरणसम्भवात् ।

अत्र<sup>54</sup> अपि तर्हि दूषणे<sup>55</sup> अपि<sup>56</sup> प्रतिकूलतर्काः सम्भवन्ति इति<sup>57</sup> पृथगेव वक्तव्याः? सत्यम्, उक्ता एव ते<sup>58</sup> ये<sup>59</sup> तत्र सम्भविनः<sup>60</sup> सूत्रैरेवजात्युत्तरप्रपञ्चनात्<sup>1</sup> इति ॥ 24 ॥

<sup>1</sup> NR:अनु क्तसमु च्यार्थः<sup>2</sup> O,M,T,B:om.

<sup>3</sup> M,T:चतुर्धा

<sup>4</sup> O,M,T,B,NR:भवति <sup>5</sup> O,M,T,NR:-कत्वादि

<sup>6</sup> O,M,T,NR,AN:om. <sup>7</sup> M,T,NR:-न्तो

<sup>8</sup> O,M,T,NR:-कलत्वादि

<sup>9</sup> O,M,T,NR,AN:om.

<sup>10</sup> O,M,T:आत्माश्रयादि <sup>11</sup> O,M,T:उक्ततो

<sup>12</sup> O,M,T:-दर्शि तावयववि

<sup>13</sup> O,M,T:अनु क्तत्रयं

- 14 O,M:-तव्य... 15 O,M:... 16 O,M:चक... 17 T:om., O,M:... 18 T,B:अकस्मात्  
 19 O,M,T:उक्तं 20 O,M,T:अयं नाम ग्रन्थ+ 21 O,M,T:om. 22 O,M,T:om.  
 23 O,M,T:विचार+ 24 O,M,T,NR:अपि 25 O,M,T:तु 26 B:व्यापयत्वा- 27 O,M,T:साध्यव्या-  
 28 T,B:साधनावृत्ते: 29 T:उभयव्या-, O,M,NR:उभयव्यावृत्ते: 30 O,M,T:च 31 C:-श्रय+  
 32 T,B:चक्रवृत्तौ 33 O:सिद्धि: 34 O,M,T,NR:om. 35 O,M,T,NR:-त्वे 36 O,M,T,NR:अपि  
 37 O,M,T:-दर्शि त- 38 O,M,T:अन्वयस्य 39 O,M,T:अपि 40 O,M,T:स्वरूप+ 41 O,M,T,B:क  
 42 T:om. 43 T:om. 44 T,B:-दूषणापर्यं व 45 O,M,T:विषम- 46 O,M,T:पृथग्नभिधानं 47 O,M,T:समु चयः  
 48 O,M,T: पृथगुदादेया: 49 O,M,T:-भासा: प्रपञ्चितत्वात् 50 M,T,B:om. 51 O,M,T:चकार+  
 52 O,M,T:समु चयः 53 O,M,T:-भवे त 54 O,M,T,B:om. 55 M,T:व्यक्तिदूषणे, O:व्यक्तदूषणे 56 B:om.  
 57 O,M,T,B:om. 58 O,M,T:om. 59 M,T:न्याये, O: नैये 60 O,M,T:सम्भाविता: 61 O,M,T:जातिप्रत्युत्तरे  
 प्र-

<sup>i</sup> NR 244.15f:चकारो अनु क्तसमु चयार्थः। विरोधादिनिग्रहस्थानोत्तीर्णं स्य हि साधनप्रयोगस्य चतुर्धा दुष्टत्वं भवति। हेतुतो यथा अनै कान्तिकत्वादि। दृष्टान्तो यथा साधनविकलत्वादि। तर्कतो यथा आत्माश्रयत्वादि। उक्तितो यथा अनु पददर्शि तान्वयविपर्ययोपदर्शि तान्वयित्वं विपरीतोपदर्शि तान्वयित्वं वा। तत्र स्वशब्देन प्रथमदशायां उपात्तायमनु क्तत्रयं अपि निग्रहस्थानत्वे न व्यवहर्तव्यमिति चकारार्थः। AN 126.19ff:अनु क्तसमु चयार्थश्चकारः। विरोधादिनिग्रहस्थानोत्तीर्णं स्य हि प्रयोगस्य चतुर्धा दुष्टत्वम्। हेतुतो नै कान्तिकादिना। दृष्टान्ततो साध्यविकलत्वादिना। तर्कतो आत्माश्रयादिना। उक्तितो अर्थपदाश्रितान्वयविपर्ययोपदर्शि तान्वयादिना। तत्र प्रथमायां स्वशब्देन उपात्तायमनु क्तं विधात्रयं निग्रहस्थानत्वे न व्यवहर्तव्यमिति चकारार्थः <sup>ii</sup> NR 245.3ff:साधनविकलेऽपि दृष्टान्तेऽसाधारणो हेतुः; साध्यविकले विरुद्धः, उभयविकले व्याप्यत्वासिद्धः, तथाश्रयासिद्धेऽपि साध्याव्यावृत्ते रसाधारण्यं साधनाव्यावृत्ते र्विरोधः; उभयव्यावृत्ते रेकव्याप्ते रसिद्धिः; आश्रयासिद्धेऽपि। तथात्माश्रये परस्परश्रये चक्रवृत्तौ त्वसिद्धिः, अनवस्थायामसिद्धिः, अनै कान्तिकत्वं कालत्ययापदेशो वा, अनिग्रहसङ्गे व्याप्त्यसिद्धिः, तथानु कूलतर्काभावेऽपि। दुरुक्तौ तु वस्तुतोऽर्थस्य हेतोः शोभनत्वेऽप्युक्तानुसारेण दुष्टत्वमेव। अनु पददर्शि तस्य सतः हेतुस्वरूपस्यागमकत्वात् यथावचनञ्च तस्य रूपस्याप्रतीतेरिति

<sup>i</sup>लक्ष्यं लक्षणमु त्थिति! स्थितिपदं<sup>2</sup> मूलं फलं शातनं<sup>3</sup>

जातीनां सविशेषमे तदखिलंप्रव्यक्तमु क्तंरहः।

तद्वत्<sup>4</sup> निग्रहसंहतेः<sup>5</sup> अपि गतिर्वि स्पष्टमावेदितार्त्

यस्मिं<sup>7</sup> विस्तरभीरुभिर्गुरुतरैः<sup>8</sup> आलस्यं<sup>9</sup> अध्यासितं<sup>10</sup> ॥ 1 ॥

गम्भीरेऽस्मिन् नयजलनिधौ सन्ति रत्नानि भूयो

ये षामे षाकतिपयपदा<sup>11</sup> लेशदृष्टान्तलक्ष्मीः<sup>12</sup>।

धीश्रीहीने<sup>13</sup> जगति बहुलं<sup>14</sup> ग्राहको नास्ति यस्याः

तस्याः कष्टं<sup>15</sup> क्व नु परिणतो यः परीक्षां विदध्यात् ॥

इति श्रीन्यायाचार्य श्रीमदुदयनकृतौ<sup>6</sup> बोद्धसिद्धिनाम्नि न्यायपरिशिष्टे पञ्चमाध्यायस्य<sup>17</sup> द्वितीयमाह्निकम् ॥

समाप्तश्च अयं<sup>18</sup> अध्यायः ॥

---

<sup>1</sup> T:उत्थित+, O,M,TR:उत्थिति+    <sup>2</sup> TR:स्त्विति पदं    <sup>3</sup> O,M,T,TR:पातनं    <sup>4</sup> O,M,T:तत्त्वं  
<sup>5</sup> PR:-सन्तते ; O lacks from here.    <sup>6</sup> M,T:-वेदितौ    <sup>7</sup> M,T:अस्मिन्    <sup>8</sup> M,T:-तमैः  
<sup>9</sup> M,T:आलभ्यं    <sup>10</sup> M,T:अभ्यासितं    <sup>11</sup> M,T:कतिपयवता, O lacks to here.    <sup>12</sup> O,M,T:लेखदृष्टा न  
लक्ष्मीः    <sup>13</sup> O,M,T:निश्री-    <sup>14</sup> O,M,T:विपुलं    <sup>15</sup> M,T:कर्ष, O:कषं    <sup>16</sup> O,M,T:श्रीमद्-,  
B:न्यायाचार्य श्रीमद्<sup>17</sup> T:om., O,M:पञ्चमस्याध्या-    <sup>18</sup> O,M,T,B:om.

---

<sup>i</sup> TR 208.7f:लक्ष्यं लक्षणमुत्थितिस्त्वितिपदं मूलं फलं पातनं जातीनां सविशेषमेतदखिलंप्रव्यक्तमुक्तरहः

補遺 2 : 『ニヤーヤ・パリシシュタ』の  
日本語翻訳と訳注

## 【シノプシス】

刊本の段落に関わらず、内容的に区切りが付けられるものに沿ってシノプシスを作成した。シノプシスの番号のうち最初の3つは第1章の場合【章 (āhnika) —論題—ストラ】、第2章の場合【章 (āhnika) —ストラー—テーマ】としている。

- ・ 第1番目の数(章)は第1章・誤った反論の個別定義と、第2章・敗北の場合の個別定義からなる。
- ・ 第2番目の数(論題)は第1章で反論と再反論のストラを1組として17、第2章でそれぞれの敗北の場合で22を数える。
- ・ 第3番目の数(ストラ)は第1章で多くの場合、1つの論題に反論と再反論という2つのストラがある。第2章はこのような対応関係はなく個々のストラが独立しているのでテーマで区切る。
- ・ 第4番目の数以降はNPの内容上の区分である。

### 1. 誤った反論

#### 1-0. 序

- 1-0-1. NS 第五課の総括(課を別立てする正当性)
- 1-0-2. jāti の分類(正しくないものを扱う必要性)
- 1-0-3. sama の語義説明(誤った反論の一般定義)
  - 1-0-3-1. 対等にする—ウディョータカラ
  - 1-0-3-2. 論式に違いがないこと—ヴァーツヤーヤナ
  - 1-0-3-3. 論者の劣等—anye (ウディョータカラ)
  - 1-0-3-4. 自己撞着を導くもの—ウダヤナ
- 1-0-4. 個々のストラの意義

#### 1-1. (1)類似性・(2)非類似性による対等

- 1-1-1. 反論
  - 1-1-1-1. ストラ解釈
  - 1-1-1-2. 3種類の対等
    - 1-1-1-2-1. 正しいものを対象とするもの
    - 1-1-1-2-2. 正しくないものを対象とするもの
    - 1-1-1-2-3. 表現が正しくないもの
  - 1-1-1-3. 類似・非類似の区別は原因による
  - 1-1-1-4. 論題の対等との区別
    - 1-1-1-4-1. 排撃の誤った指摘—eke
    - 1-1-1-4-2. 再反論による区別—ヴァーチャスパティミシュラ
    - 1-1-1-4-3. 反主張をもつものの誤った指摘—ウダヤナ
    - 1-1-1-4-4. ストラは逆に解釈できる
    - 1-1-1-4-5. 他の認識手段(知覚)による均衡
    - 1-1-1-4-6. 不確定の誤った指摘—Vārtika
  - 1-1-1-5. 類似性・非類似性による対等を起こす各要素
- 1-1-2. 再反論
  - 1-1-2-1. 欠陥の分類

1-1-2-2. 再反論のストラ

1-1-2-3. 必然関係による否定

1-1-2-3-1. 必然関係がないことを知りつつ反論する場合

1-1-2-3-2. 必然関係がないことを知らずに反論する場合

1-1-2-3-3. 他者が必然関係のないことを知っている場合

#### 1-2. (3)付加～(8)証明による対等

1-2-1. 反論

1-2-1-1. ストラ解釈

1-2-1-2. 付加による対等

1-2-1-2-1. 付加と分離

1-2-1-2-2. 付加による対等を起こす各要素

1-2-1-3. 除去による対等

1-2-1-3-1. 排除と除去

1-2-1-3-2. 実例における除去(ウディョータカラ)

1-2-1-3-3. 別の属性の除去(ヴァーツヤーヤナ)

1-2-1-3-4. 証因・所証の除去

1-2-1-3-5. ヴァーツヤーヤナ, ウディョータカラ説の否定

1-2-1-3-6. 除去による対等を起こす各要素

1-2-1-4. 言述による対等

1-2-1-4-1. 言述=未成立

1-2-1-4-2. 主題の理由に特有な5つの属性

1-2-1-4-3. 実例の不成立

1-2-1-4-4. 言述による対等を起こす各要素

1-2-1-5. 非言述による対等

1-2-1-5-1. 非言述=成立

1-2-1-5-2. 実例の理由に特有な5つの属性

1-2-1-5-3. 非言述による対等を起こす各要素

1-2-1-5-4. 主題の不成立



- 1-2-1-6. 選択による対等
  - 1-2-1-6-1. 3種の選択
  - 1-2-1-6-2. 理由の、別の属性に対する逸脱
  - 1-2-1-6-3. 別の属性の、所証の属性に対する逸脱
  - 1-2-1-6-4. 別の属性の、さらに別の属性に対する逸脱
  - 1-2-1-6-5. 選択による対等を起こす各要素
- 1-2-1-7. 証明による対等
  - 1-2-1-7-1. 両者の不成立と属性の選択
  - 1-2-1-7-2. 未成立の所証が論証に用いられる
  - 1-2-1-7-3. 実例・基体・証因の不成立
  - 1-2-1-7-4. 証明による対等を起こす各要素
- 1-2-2. 6つの誤った反論への再反論
  - 1-2-2-1. 付加による対等の否定
    - 1-2-2-1-1. 単なる共存ではなく遍充関係をもつ
    - 1-2-2-1-2. 自己撞着
  - 1-2-2-2. 除去による対等の否定
  - 1-2-2-3. 言述による対等の否定
    - 1-2-2-3-1. 実例は必然関係に資するのみ
    - 1-2-2-3-2. 自己撞着
  - 1-2-2-4. 非言述による対等の否定
    - 1-2-2-4-1. 主題と実例の証因は同じものではない
    - 1-2-2-4-2. 自己撞着
    - 1-2-2-4-3. 言述・非言述による対等の欠陥
  - 1-2-2-5. 選択による対等の否定
    - 1-2-2-5-1. 遍充関係は一部にのみある
    - 1-2-2-5-2. 選択による対等の欠陥
  - 1-2-2-6. 証明による対等の否定
    - 1-2-2-6-1. 推理の要件は他の根拠をもつ
    - 1-2-2-6-2. 自己撞着
    - 1-2-2-6-3. 証明による対等の欠陥
    - 1-2-2-6-4. 証因は必然関係も導く
- 1-2-3. 後三者の誤った反論への再反論
  - 1-2-3-1. 所証の準用を認めない場合
  - 1-2-3-2. 所証の準用を認める場合
  - 1-2-3-3. 言述・非言述・証明による対等の否定

### 1-3. (9) 到達・(10) 非到達による対等

- 1-3-1. 反論
  - 1-3-1-1. 作る説と知らせる説
  - 1-3-1-2. 到達による対等
    - 1-3-1-2-1. 作る説での到達による対等
    - 1-3-1-2-2. 知らせる説での到達による対等
  - 1-3-1-3. 非到達による対等
  - 1-3-1-4. 個々の遍充関係による批判—anye
    - 1-3-1-4-1. 到達による対等
    - 1-3-1-4-2. 非到達による対等

- 1-3-1-4-3. 下位分類の規定はない—ウダヤナ
- 1-3-1-5. 到達による対等を起こす各要素
- 1-3-1-6. 非到達による対等を起こす各要素
- 1-3-2. 再反論
  - 1-3-2-1. 作る説での到達による対等の否定
    - 1-3-2-1-1. 原因同士の到達は過失ではない
    - 1-3-2-1-2. 原因は結果に到達しない
    - 1-3-2-1-3. 特定の原因だけが結果を生む
  - 1-3-2-2. 作る説での到達による対等の欠陥
  - 1-3-2-3. 知らせる説での到達による対等の否定
  - 1-3-2-4. 遍充関係は個々の間にない
  - 1-3-2-5. 知らせる説での到達による対等の欠陥(1)
  - 1-3-2-6. 証因の知は所証に作用して到達する
  - 1-3-2-7. 知らせる説での到達による対等の欠陥(2)
  - 1-3-2-8. 非到達による対等の否定
  - 1-3-2-9. 非到達による対等の欠陥

### 1-4. (11) 遡及・(12) 反例による対等

- 1-4-1. 反論
  - 1-4-1-1. 遡及による対等
    - 1-4-1-1-1. 知らせる説における遡及による対等
    - 1-4-1-1-2. 知らせる説における遡及による対等を起こす各要素
    - 1-4-1-1-3. 作る説における遡及による対等
      - 1-4-1-1-3-1. 原因は常住ではない
      - 1-4-1-1-3-2. 原因は偶発的なものではない
      - 1-4-1-1-3-3. 原因は自ら結果となることはない
      - 1-4-1-1-3-4. 存在しないものが原因であることはない
    - 1-4-1-1-4. 反対を付随させるもの—kecit
      - 1-4-1-1-4-1. 到達して否定される矛盾
      - 1-4-1-1-4-2. スートラ解釈の不可能
      - 1-4-1-1-4-3. 到達による対等への包含
      - 1-4-1-1-4-4. 到達しなければ否定できない
      - 1-4-1-1-4-5. 到達すれば否定にならない
      - 1-4-1-1-4-6. 到達による対等に含まない—BhASya
      - 1-4-1-1-4-7. 到達による対等に含む—VArttika
      - 1-4-1-1-4-8. 遡及による対等は原因と理由の2種
    - 1-4-1-1-5. 知らせる説における遡及による対等を起こす各要素
  - 1-4-1-2. 反例による対等
    - 1-4-1-2-1. スートラ「反証に基づいて」の2解釈
      - 1-4-1-2-2. 排撃と均衡
        - 1-4-1-2-2-1. 反論：実例だけでは排撃と均衡を示せない
        - 1-4-1-2-2-2. 例示において理由は不要であると誤認する
        - 1-4-1-2-2-3. 均衡による反論の方法
        - 1-4-1-2-2-4. 排撃による反論の方法
      - 1-4-1-2-3. 反例による対等を起こす各要素

- 1-4-2-1. 知らせる説での遡及による対等の否定
  - 1-4-2-1-1. 既知のものだけが知らせるものとなる根拠はない
  - 1-4-2-1-2. 所証を確定させる限定要素だけ知られていればよい
  - 1-4-2-1-3. 理由と実例はそれだけで確定的である
  - 1-4-2-1-4. 知らせる説での遡及による対等の欠陥
- 1-4-2-2. 作る説での遡及による対等の否定
  - 1-4-2-2-1. 他の原因に依拠することは過失ではない
  - 1-4-2-2-2. 原因の遡及はある時点で止む
  - 1-4-2-2-3. 作る説での遡及による対等の欠陥
- 1-4-3. 反例による対等への再反論
  - 1-4-3-1. 排撃による反論の否定
    - 1-4-3-1-1. 反例>実例ではない
    - 1-4-3-1-2. 反例=実例で排撃はない
    - 1-4-3-1-3. 排撃による反論の欠陥
  - 1-4-3-2. 均衡による反論の否定
    - 1-4-3-2-1. 違いを把握している場合に均衡はない
    - 1-4-3-2-2. 違いを把握していない場合はない
    - 1-4-3-2-3. 理由をもたない実例はない
    - 1-4-3-2-4. 均衡の反論による対等の欠陥

## 1-5. (13) 不生起による対等

- 1-5-1. 反論
  - 1-5-1-1. 一部不成立因
    - 1-5-1-1-1. 基体の不生起「音声」
    - 1-5-1-1-2. 証因の不生起「落下」
    - 1-5-1-1-3. 所証の不生起「香りをもつこと」
    - 1-5-1-1-4. 実例の不生起「壺」
    - 1-5-1-1-5. 知の不生起「風の未知」
  - 1-5-1-2. 矛盾因
  - 1-5-1-3. 不生起による対等を起こす各要素
- 1-5-2. 再反論
  - 1-5-2-1. 基体の不生起による対等の否定
    - 1-5-2-1-1. 基体は生起する前に存在していない
    - 1-5-2-1-2. 未生起の状態では基体ではない
    - 1-5-2-1-3. 未生起の状態では基体でないものではない
    - 1-5-2-1-4. 未生起の状態では言表されない
    - 1-5-2-1-5. 基体の不生起による対等の欠陥
  - 1-5-2-2. 証因の不生起の否定
    - 1-5-2-2-1. 生起したものだけが証因となる
    - 1-5-2-2-2. 証因が一時的なものとして遍充関係をもつ
    - 1-5-2-2-3. 証因の不生起による対等の欠陥
  - 1-5-2-3. 所証・実例の不生起の否定
  - 1-5-2-4. 知の不生起の否定
    - 1-5-2-4-1. 既知のものだけが主題・理由・実例となる
    - 1-5-2-4-2. 2種の推理による知のあり方
    - 1-5-2-4-3. 知の不生起による対等の欠陥

## 1-6. (14) 疑惑による対等

- 1-6-1. 反論
  - 1-6-1-1. 疑惑の原因による反証
  - 1-6-1-2. 疑惑の原因と結論の原因の相似
  - 1-6-1-3. 疑惑による対等を起こす各要素
- 1-6-2. 再反論
  - 1-6-2-1. 結論付ける属性があれば疑惑はなくなる
  - 1-6-2-2. 疑惑が常にあるならば反論は起こらない
  - 1-6-2-3. 疑惑による対等の欠陥
  - 1-6-2-4. 逸脱の誤った指摘—kecit の否定

## 1-7. (15) 論題による対等

- 1-7-1. 反論
  - 1-7-1-1. 力が強くない理由によって排撃を説く
  - 1-7-1-2. 推理による排撃の指摘
  - 1-7-1-3. 直接知覚による排撃の指摘
  - 1-7-1-4. 論題による対等を起こす各要素
- 1-7-2. 再反論
  - 1-7-2-1. 論題が成り立てば主張は通る
  - 1-7-2-2. 論題による対等の欠陥

## 1-8. (16) 無根拠による対等

- 1-8-1. 反論
  - 1-8-1-1. 前後・同時の選択による理由の不成立
  - 1-8-1-2. 到達・非到達による対等との違い
    - 1-8-1-2-1. 着眼点の違い
    - 1-8-1-2-2. 手段の違い
    - 1-8-1-2-3. 選択肢の数の違い
    - 1-8-1-2-4. 批判される能力の違い
    - 1-8-1-2-5. 指摘の内容の違い
  - 1-8-1-3. 無根拠による対等を起こす各要素
- 1-8-2. 再反論
  - 1-8-2-1. 知らせる説
    - 1-8-2-1-1. 理由は三時にわたって成立する
    - 1-8-2-1-2. 知らせる説での欠陥
  - 1-8-2-2. 作る説
    - 1-8-2-2-1. 原因は結果に先行する
    - 1-8-2-2-2. 原因の先取り
    - 1-8-2-2-3. 認識上で原因化される
    - 1-8-2-2-4. 原因は結果から独立している
    - 1-8-2-2-5. 因果関係は前後関係である
    - 1-8-2-2-6. 作る説での欠陥
- 1-8-3. 自己撞着

## 1-9. (17) 意味上の帰結による対等

- 1-9-1. 反論
  - 1-9-1-1. スートラ解釈
  - 1-9-1-2. 想定される過失
    - 1-9-1-2-1. 同類例の矛盾

- 1-9-1-2-2. 均衡
- 1-9-1-2-3. 排撃
- 1-9-1-2-4. 不成立
- 1-9-1-2-5. 選択による全ての過失
- 1-9-1-3. 意味上の帰結による対等を起こす各要素
- 1-9-2. 再反論
  - 1-9-2-1. 述べられたことを支持する内容を帰結することはない
  - 1-9-2-2. 単に述べられていないことを帰結するならば自説放棄
  - 1-9-2-3. 反論証の不確定

## 1-10. (18)無区別による対等

- 1-10-1. 反論
  - 1-10-1-1. スートラ解釈
    - 1-10-1-1-1. 前半部は定義ではない
    - 1-10-1-1-2. 証因以外の属性が手段である
    - 1-10-1-1-3. 「存在性」は代喩である
    - 1-10-1-1-4. 「全て」はその属性をもつもの全てを表す
    - 1-10-1-1-5. 「無区別」は3種類を表す
    - 1-10-1-1-6. まとめ
  - 1-10-1-2. 喩例
    - 1-10-1-2-1. スートラに基づく喩例
    - 1-10-1-2-2. 無区別＝同じ個物になる場合の過失
    - 1-10-1-2-3. 無区別＝同じ類をもつ場合の過失
    - 1-10-1-2-4. 無区別＝同じ形相をもつ場合の過失
    - 1-10-1-2-5. 代喩された喩例での過失
  - 1-10-1-3. 類似性・選択・付加による対等との違い
  - 1-10-1-4. 無区別による対等を起こす各要素
  - 1-10-1-5. 主題と実例の無区別—anye
    - 1-10-1-5-1. スートラ解釈
    - 1-10-1-5-2. 3種類の無区別
      - 1-10-1-5-2-1. 個物が無区別の場合
      - 1-10-1-5-2-2. 類が無区別の場合
      - 1-10-1-5-2-3. 形相が無区別の場合
    - 1-10-1-5-3. 付加による対等に包含される
      - 1-10-1-5-3-1. 主題と実例は基体として異なる
      - 1-10-1-5-3-2. 個物としての無区別はない
      - 1-10-1-5-3-3. 付加による対等における属性の選択
      - 1-10-1-5-3-4. スートラ解釈との齟齬
- 1-10-2. 再反論
  - 1-10-2-1. スートラ解釈(1)
  - 1-10-2-2. スートラ解釈(2)
  - 1-10-2-3. 無区別による対等の欠陥
  - 1-10-2-4. 存在性によって反証することはできない
    - 1-10-2-4-1. 実例として結果性が論証しないことを反証できない
    - 1-10-2-4-2. 実例として結果性が論証することを反証できない
    - 1-10-2-4-3. 理由として無区別を証明しない

- 1-10-2-4-4. 存在性から過失は付随しない
  - 1-10-2-4-4-1. 存在性と無区別の遍充関係はない
  - 1-10-2-4-4-2. 両者の無区別に遍充関係はない
- 1-10-2-5. 主宰神論証批判における無区別

## 1-11. (19)成立による対等

- 1-11-1. 反論
  - 1-11-1-1. 理由のみが成り立つ
    - 1-11-1-1-1. 2つの理由が成り立つこと—ウディョータカラ
    - 1-11-1-1-2. 証因によって証因が成り立つ—ヴァーチヤスパティミシュラ
    - 1-11-1-1-3. 排撃でも均衡でもない
    - 1-11-1-1-4. 反論証による排撃ではない
  - 1-11-1-2. 実例
    - 1-11-1-3. 論題による対等を起こす各要素
- 1-11-2. 再反論
  - 1-11-2-1. スートラ解釈
    - 1-11-2-2. 排撃の不可能
      - 1-11-2-2-1. 優勢でないものは排撃できない
      - 1-11-2-2-2. 優勢であるには別の過失の指摘が必要
    - 1-11-2-3. 均衡の不可能
      - 1-11-2-3-1. 優勢・劣勢・同等の否定
      - 1-11-2-3-2. 立論の理由が優勢である
      - 1-11-2-3-3. 見えない条件から均衡はない
      - 1-11-2-3-4. 条件の疑いから均衡はない
      - 1-11-2-3-5. 均衡の疑いはない
      - 1-11-2-3-6. 条件の疑いから遍充関係が不成立になることはい
      - 1-11-2-3-7. 証因であるための排撃に疑いはない

## 1-12. (20)知覚による対等

- 1-12-1. 反論
  - 1-12-1-1. スートラ解釈
  - 1-12-1-2. 限定の選択
  - 1-12-1-3. 先師による正当化
  - 1-12-1-4. 5つの知覚
    - 1-12-1-4-1. 所証がなくても基体が知覚される例—排撃
    - 1-12-1-4-2. 証因がなくても基体が知覚される例—不成立因
    - 1-12-1-4-3. 証因と所証がなくても基体が知覚される例
    - 1-12-1-4-4. 証因がなくても所証が知覚される例—不遍充
    - 1-12-1-4-5. 同延の遍充関係における不遍充
    - 1-12-1-4-6. 所証がなくても証因が知覚される例—過遍充
  - 1-12-1-5. 知覚による対等を起こす各要素
- 1-12-2. 再反論
  - 1-12-2-1. 限定は承認されない
  - 1-12-2-2. 限定の選択は不可能である

## 1-13. (21)非知覚による対等

### 1-13-1. 反論

- 1-13-1-1. 非知覚は相対的属性を代喩する
    - 1-13-1-1-1. 相対的属性の列挙
    - 1-13-1-1-2. 相対的属性から知覚・非知覚による対等の別はない
    - 1-13-1-1-3. 2つの顔と2つの名前をもつが同一である
    - 1-13-1-1-4. 相対的属性でほかの誤った反論を包含する
      - 1-13-1-1-4-1. スートラ作者による根拠付け
      - 1-13-1-1-4-2. 言葉の詭弁ではない
      - 1-13-1-1-4-3. 詭弁の定義が適合しない
      - 1-13-1-1-4-4. 詭弁であるとするティーカー説の解釈
    - 1-13-1-1-5. 全ての相対的属性が含まれる
  - 1-13-1-2. 知覚を用いた反論
  - 1-13-1-3. 非知覚を用いた反論
    - 1-13-1-3-1. 不成立因
    - 1-13-1-3-2. 不確定因
  - 1-13-1-4. 他の相対的属性を用いた反論
  - 1-13-1-5. 疑惑を用いた反論
  - 1-13-1-6. 非知覚による対等を起こす要素
- ### 1-13-2. 非知覚の本質による再反論
- 1-13-2-1. 「非知覚」は代喩である
  - 1-13-2-2. 非知覚は自身を対象としない
    - 1-13-2-2-1. スートラ解釈
    - 1-13-2-2-2. 妥当な要件の欠如—根拠のない否定
    - 1-13-2-2-3. 妥当でない要件の付加—自身の否定
    - 1-13-2-2-4. 対象でないものへの適用—無限定による逸脱
  - 1-13-2-3. 可能な非知覚は非存在のみを知らせる
    - 1-13-2-3-1. 非知覚の非知覚が知覚であるならば相互依存になる
    - 1-13-2-3-2. 知覚は存在のみ、非知覚は非存在のみを対象とする
  - 1-13-2-4. 知覚があれば非知覚は不要である
- ### 1-13-3. 認識の認識による再反論
- 1-13-3-1. スートラ解釈
  - 1-13-3-2. 自己撞着
  - 1-13-3-3. 知覚は自身を対象としない
  - 1-13-3-4. 有形相論による自己対象の否定

## 1-14. (22)無常による対等

### 1-14-1. 反論

- 1-14-1-1. 「類似性」「無常」は代喩である
    - 1-14-1-1-1. 非類似性や火をもつことなどでも成り立つ
    - 1-14-1-1-2. スートラでも「等しい属性」と述べている
    - 1-14-1-1-3. 所証の属性による対等
  - 1-14-1-2. 無区別による対等との違い
- ### 1-14-2. 自己撞着による再反論
- 1-14-2-1. 否定されるものとの類似

- 1-14-2-1-1. 論証しないものとの類似
- 1-14-2-1-2. 理解させないものとの類似

### 1-14-2-2. 否定される類似性

- 1-14-2-2-1. 同じ属性をもつこと
- 1-14-2-2-2. 遍充関係のない属性をもつこと
- 1-14-2-2-3. 虚空の属性であること

### 1-14-3. 遍充関係による再反論

- 1-14-3-1. 定義スートラが代喩であることの根拠付け
- 1-14-3-2. 無常による対等の欠陥と再反論の次第

## 1-15. (23)常住による対等

### 1-15-1. 反論

- 1-15-1-1. スートラは代喩である
  - 1-15-1-1-1. 各語が代喩するもの
  - 1-15-1-1-2. 正確な定義
  - 1-15-1-1-3. 二義的な名称と正確な名称
  - 1-15-1-1-4. 代喩される限定要素の列挙
- 1-15-1-2. 音声が無常であることへの反論(同じ性質による反論)
  - 1-15-1-2-1. 無常性が無常ならば音声は無常でない
  - 1-15-1-2-2. 無常性が常住ならば音声も常住である
  - 1-15-1-2-3. 常住なものは無常性を論証しない
  - 1-15-1-2-4. 無常なものは無常性を論証しない
  - 1-15-1-2-5. 無常性は無常になりえない
- 1-15-1-3. 理由と実例への反論
- 1-15-1-4. 異なった性質による反論
  - 1-15-1-4-1. 常住性の別異・非別異
  - 1-15-1-4-2. 無常性の結果・非結果
  - 1-15-1-4-3. 壺性の常住・無常
- 1-15-1-5. 常住による対等を起こす各要素

### 1-15-2. 再反論

- 1-15-2-1. スートラは代喩である
- 1-15-2-2. 属性と形相
  - 1-15-2-2-1. 無常性こそが無常の形相である
  - 1-15-2-2-2. 常住による対等の欠陥(1)
  - 1-15-2-2-3. 形相は独立したものではない
- 1-15-2-3. 属性と基体
  - 1-15-2-3-1. 属性と基体の区別が言語表現を支える
  - 1-15-2-3-2. 導くものと導かれるものは事物に即する
  - 1-15-2-3-3. 常住による対等の欠陥(2)
- 1-15-2-4. 自己撞着
  - 1-15-2-4-1. 主張の自己撞着
  - 1-15-2-4-2. 理由と実例の自己撞着
  - 1-15-2-4-3. 属性と基体の非承認による自己撞着
  - 1-15-2-4-4. 常住による対等の欠陥(3)
- 1-15-2-5. 考証の五要件の欠如

## 1-16. (24)結果による対等

- 1-16-1. 反論
  - 1-16-1-1. 仏教説
    - 1-16-1-1-1. 結果性の区別
    - 1-16-1-1-2. 除去による対等に含まれる
    - 1-16-1-1-3. 音声の結果性は土塊と棒によるものではない
    - 1-16-1-1-4. 非言述による対等に含まれる
  - 1-16-1-2. NBh 説
    - 1-16-1-2-1. 努力の直後にあることの真意を問う
    - 1-16-1-2-2. 誤った反論ではない
    - 1-16-1-2-3. 詭弁になってしまう
  - 1-16-1-3. 定説
    - 1-16-1-3-1. 努力の結果という言語表現を問う
    - 1-16-1-3-2. 知覚されることは不確定因である
    - 1-16-1-3-3. 結果による対等の独立性
      - 1-16-1-3-3-1. 除去・非言述による対等との別
      - 1-16-1-3-3-2. 遡及による対等との別
      - 1-16-1-3-3-3. 詭弁との別
      - 1-16-1-3-3-4. 正しい反論ではない
    - 1-16-1-3-4. 注釈者たちとの整合性
      - 1-16-1-3-4-1. NBh 作者
      - 1-16-1-3-4-2. NV 作者
      - 1-16-1-3-4-3. NVT 作者
    - 1-16-1-3-5. 包括的定義
  - 1-16-1-4. 結果による対等を成立させる要素
- 1-16-2. 再反論
  - 1-16-2-1. スートラ解説
  - 1-16-2-2. 努力の直後には生起だけがある
  - 1-16-2-3. 結果による対等の欠陥
  - 1-16-2-4. 自己撞着

## 1-17. 六主張論議

- 1-17-1. 第三主張—誤った再反論
  - 1-17-1-1. 同じ過失の意味
    - 1-17-1-1-1. 不確定因
    - 1-17-1-1-2. 否定の不確定
    - 1-17-1-1-3. 何らかの過失
  - 1-17-1-2. 敗北の場合
    - 1-17-1-2-1. 不確定因
    - 1-17-1-2-2. 否定の不確定
    - 1-17-1-2-3. 何らかの過失
- 1-17-2. 全ての誤った反論への適用
  - 1-17-2-1. 各例
    - 1-17-2-1-1. 類似性による対等
    - 1-17-2-1-2. 付加による対等
    - 1-17-2-1-3. 反例による対等

- 1-17-2-1-4. 選択による対等
- 1-17-2-1-5. 到達による対等
- 1-17-2-1-6. その他の誤った反論
- 1-17-2-2. 主張の数について
  - 1-17-2-2-1. 三主張論議で目的は達成される
  - 1-17-2-2-2. 第四主張以降の意義
    - 1-17-2-2-2-1. 知性のない者にもわからせるため—kazcit
    - 1-17-2-2-2-2. 会衆の出番に基づく
    - 1-17-2-2-2-3. 3人の当事者
    - 1-17-2-2-2-4. 会衆による最終判断
    - 1-17-2-2-2-5. 会衆が主張の数を決める
  - 1-17-2-2-3. 議論の場合
    - 1-17-2-2-3-1. 自己批判
    - 1-17-2-2-3-2. 会衆の役割
    - 1-17-2-2-3-3. 議論の終了
  - 1-17-2-2-4. 論諍等における別の返答
- 1-17-3. 第四主張
- 1-17-4. 第五主張
- 1-17-5. 第六主張

## 2. 敗北の場合

### 2-0. 分類スートラ

- 2-0-1. 敗北の定義
- 2-0-2. これ以外の敗北はない
- 2-0-3. 複合語にしない理由
- 2-0-4. 敗北にならない場合

### 2-1. (1)主張の破棄

- 2-1-1. 代喩によるスートラ解釈
  - 2-1-1-1. NBh 説は二義的
  - 2-1-1-2. NV 説は適用不十分
  - 2-1-1-3. 代喩による両注釈の解決
  - 2-1-1-4. 広義の主張が代喩される
  - 2-1-1-5. 定義項による第二の定義
  - 2-1-1-6. NBh, NV による定義項の再解釈
- 2-1-2. 各要素の破棄
  - 2-1-2-1. 主題における破棄
    - 2-1-2-1-1. 所証の破棄
    - 2-1-2-1-2. 証因の破棄
    - 2-1-2-1-3. 基体の破棄
    - 2-1-2-1-4. 限定要素の破棄
      - 2-1-2-1-4-1. 所証の限定要素の破棄
      - 2-1-2-1-4-2. 証因の限定要素の破棄
      - 2-1-2-1-4-3. 基体の限定要素の破棄
  - 2-1-2-2. 実例における破棄
    - 2-1-2-2-1. 基体の破棄

- 2-1-2-2-2. 所証の破棄
- 2-1-2-2-3. 証因の破棄
- 2-1-2-2-4. 限定要素の破棄
  - 2-1-2-2-4-1. 基体の限定要素の破棄
  - 2-1-2-2-4-2. 所証の限定要素の破棄
  - 2-1-2-2-4-3. 証因の限定要素の破棄
- 2-1-2-3. 反論の破棄
- 2-1-3. 敗北の場合としての意義
  - 2-1-3-1. 破棄は論書にも見られる
  - 2-1-3-2. 破棄前の欠陥を決定付ける
  - 2-1-3-3. 破棄は論者の無能の証拠
  - 2-1-3-4. 主張の矛盾ではない
- 2-1-4. 主張の破棄を起こす各要素
  - 2-1-4-1. 正しいものを破棄する場合
  - 2-1-4-2. 議論の場合
- 2-1-5. 極意

## 2-2. (2)別の主張

- 2-2-1. スートラ解釈
  - 2-2-1-1. 「属性の選択」
  - 2-2-1-2. 「内容の提示」
  - 2-2-1-3. 過失を除去するため—NBh
- 2-2-2. 各例
  - 2-2-2-1. 主題に限定要素を設定
  - 2-2-2-2. 主題に限定要素を付加
  - 2-2-2-3. 別の所証を付加
  - 2-2-2-4. 所証に限定要素を付加
  - 2-2-2-5. 4種類の別の主張
- 2-2-3. 敗北の場合としての独立
  - 2-2-3-1. 間接的に過失を取り払う
  - 2-2-3-2. 理由の不足はない
  - 2-2-3-3. 前の過失を確定する
  - 2-2-3-4. 言い逃れを防ぐ
- 2-2-4. 他の敗北の場合との境界
  - 2-2-4-1. 別の内容
  - 2-2-4-2. 別の理由
    - 2-2-4-2-1. 別の理由・別の喩例・別の適用・別の結論
    - 2-2-4-2-2. 証因と所証で区別
  - 2-2-4-3. 各要素は主張の破棄に同じ
  - 2-2-4-4. 主張の破棄
- 2-2-5. 極意

## 2-3. (3)主張の矛盾

- 2-3-1. スートラ解釈
  - 2-3-1-1. 代喩
  - 2-3-1-2. 支分内の矛盾を含む

- 2-3-2. 他の敗北の場合との区別
  - 2-3-2-1. 定説逸脱
  - 2-3-2-2. 見せかけの理由
- 2-3-3. 矛盾の分類
  - 2-3-3-1. 対立項による分類
  - 2-3-3-2. 原因による分類
- 2-3-5. 言明の可能性
- 2-3-6. 極意

## 2-4. (4)主張の放棄

- 2-4-1. スートラ解釈
- 2-4-2. 言明の可能性
- 2-4-3. 独立した敗北の場合である
  - 2-4-3-1. 反論を払いのける場合のみ
  - 2-4-3-2. 隠蔽が不可欠
- 2-4-4. 4つの言い方
- 2-4-5. 議論では起こらない
- 2-4-6. 各要素

## 2-5. (5)別の理由

- 2-5-1. スートラ解釈
- 2-5-2. 言明の可能性
- 2-5-3. 4種類の限定付け
  - 2-5-3-1. 理由・喩例・適用の限定要素に基づくもの
  - 2-5-3-2. 反論の限定要素に基づくもの
- 2-5-4. 他の敗北
  - 2-5-4-1. 反対して起こる場合
  - 2-5-4-2. 反対せず起こる場合
  - 2-5-4-3. 差異を望む場合

## 2-6. (6)別の内容

- 2-6-1. スートラ解釈
  - 2-6-1-1. 別異を表す第五格
  - 2-6-1-2. LyaP 代替の第五格
  - 2-6-1-3. 対立関係がないこと
  - 2-6-1-4. 前に述べたことを述べないこと
- 2-6-2. 4種類の別の内容
  - 2-6-2-1. 自身の見解によるもの
  - 2-6-2-2. 他者の見解によるもの
  - 2-6-2-3. 両者の見解によるもの
  - 2-6-2-4. 両者以外の見解によるもの
- 2-6-3. 言明の可能性
  - 2-6-3-1. 即座に思いつかないこと
  - 2-6-3-2. 不十分の場合は不足
  - 2-6-3-3. 十分で欠陥がない場合は不可
  - 2-6-3-4. 欠陥がある場合はその欠陥

- 2-6-3-5. 欠陥を取り除くことまたは欠陥のある考えが過失
- 2-6-3-6. 不足や欠陥は後で指摘される
- 2-6-3-7. 別の内容は途中で指摘される
- 2-2-1-4. 極意

## 2-7. (7) 無意味

- 2-7-1. スートラ解釈
- 2-7-2. 4 種類の原因
  - 2-7-2-1. 不注意
  - 2-7-2-2. 意味があるという誤解
  - 2-7-2-3. 繰り返し
  - 2-7-2-4. 選択した残り
- 2-7-3. 敗北の場合になる理由
  - 2-7-3-1. アパブランシャなどは意味をもたない—Mīmāṃsā
  - 2-7-3-2. 共通の協約をもつ語だけを用いよ
  - 2-7-3-3. 文法学などによって共通の協約はある
  - 2-7-3-4. 対象が理解されても有意なものではない
  - 2-7-3-5. 共通の協約に則らない場合
- 2-7-4. 極意

## 2-8. (8) 意味が理解されないもの

- 2-8-1. スートラ解釈
- 2-8-2. 他の敗北の場合との区別
- 2-8-3. 言明の可能性
- 2-8-4. 3 つの分類
  - 2-8-4-1. 学派固有の慣用
  - 2-8-4-2. 原義も慣用もないもの
  - 2-8-4-3. 無限定の多義語
  - 2-8-4-4. 敗北にならない特殊な場合
- 2-8-5. 敗北の原因
  - 2-8-5-1. 理解をもたらさない
  - 2-8-5-2. 意味理解の条件
  - 2-8-5-3. 会衆の理解のための 3 回
  - 2-8-5-4. 3 回の理由
- 2-8-6. 極意

## 2-9. (9) 無関係

- 2-9-1. スートラ解釈
- 2-9-2. 他の敗北の場合との区別
- 2-9-3. 3 種類の分類
  - 2-9-3-1. NBh の例
  - 2-9-3-2. 隔たり
  - 2-9-3-3. 選択の残り
  - 2-9-3-4. その他の無関係はない
    - 2-9-3-4-1. 無効な限定要素
    - 2-9-3-4-2. 見せかけの理由に含まれる

- 2-9-3-4-3. 連関はある
- 2-9-3-4-4. 異なる基体による非連関
- 2-9-4. 言明の可能性
  - 2-9-4-1. 隔たりと選択の残り
  - 2-9-4-2. パーシャの例
- 2-9-5. 極意

## 2-10. (10) 時宜を得ないもの

- 2-10-1. スートラ解釈
- 2-10-2. 4 種類の分類
  - 2-10-2-1. 段階のの部分の逆転
  - 2-10-2-2. 段階の逆転
  - 2-10-2-3. 支分の逆転
  - 2-10-2-4. 支分の部分の逆転
- 2-10-3. 言明の可能性
- 2-10-4. 順序の意義
- 2-10-5. 極意

## 2-11. (11) 不足

- 2-11-1. 支分の数について
  - 2-11-1-1. 支分の数の制限による議論の壊滅
  - 2-11-1-2. 支分数は定説に基づく
- 2-11-2. 定説逸脱ではない
  - 2-11-2-1. 不足は承認内容ではない
  - 2-11-2-2. 言明の可能性
  - 2-11-2-3. 制限前の齟齬
- 2-11-3. 極意

## 2-12. (12) 余分

- 2-12-1. 他の敗北の場合との区別
  - 2-12-1-1. スートラへの補い
  - 2-12-1-2. 主張と結論の余分はない
    - 2-12-1-2-1. 主張の余分は他の敗北の場合になる
    - 2-12-1-2-2. 結論の余分はない
  - 2-12-1-3. 適用の余分は理由の余分に同じ
  - 2-12-1-4. 理由の余分
  - 2-12-1-5. 喩例の余分
- 2-12-2. 2 種類の余分
- 2-12-3. 知りたい欲求に反すること
  - 2-12-3-1. 無理解と誤解
  - 2-12-3-2. 余分が許される場合
    - 2-12-3-2-1. 思いつく限り
    - 2-12-3-2-2. 教義書にある限り
    - 2-12-3-2-3. 知りたいと思う限り
    - 2-12-3-2-4. 反論の余分
- 2-12-4. 言明の可能性

- 2-12-4-1. 余分によって確固になることはない
  - 2-12-4-1-1. 決定は済んでいる
  - 2-12-4-1-2. 完璧な決定はない
  - 2-12-4-1-3. 論者への温情はない
- 2-12-4-2. 正しい根拠でも余分である
- 2-12-4-3. 賞賛されない

## 2-13. (13) 繰り返し

- 2-13-1. 下位区分のストトラ
- 2-13-2. 意味上の繰り返しのストトラ
  - 2-13-2-1. 理解が繰り返される
  - 2-13-2-2. 3種類の繰り返し
    - 2-13-2-2-1. 意味上の帰結を意味上帰結する場合は除く
    - 2-13-2-2-2. 同じ言葉, 同義語に基づく例
    - 2-13-2-2-3. 意味上帰結されたものの繰り返し
      - 2-13-2-2-3-1. 語
      - 2-13-2-2-3-2. 文

## 2-14. (14) 無言

- 2-14-1. ストトラ解釈
  - 2-14-1-1. 理解しているのは会衆だけでよい
  - 2-14-1-2. 3回言うのは論者または会衆
  - 2-14-1-3. 定義
- 2-14-2. 5種類の分類
- 2-14-3. 無知・思いつかずではない
- 2-14-4. 敗北になる理由
  - 2-14-4-1. 完全な無言
  - 2-14-4-2. 反論だけの言明
  - 2-14-4-3. 誤った再言及
  - 2-14-4-4. 一部の再言及
  - 2-14-4-5. 代名詞による再言及

## 2-15. (15) 無知

- 2-15-1. ストトラ解釈
- 2-15-2. 他の敗北の場合との区別
  - 2-15-2-1. 無言
  - 2-15-2-2. 思いつかず
- 2-15-3. 無知の主体

## 2-16. (16) 思いつかず

- 2-16-1. 他の敗北の場合との区別
  - 2-16-1-1. 無知
  - 2-16-1-2. 無言
  - 2-16-1-3. 逃避
  - 2-16-1-4. 別の内容
  - 2-16-1-5. 無関係

- 2-16-2. 思いつかずによる行動
- 2-16-3. 例外
- 2-16-4. 反論すべきものの看過との共起

## 2-17. (17) 逃避

- 2-17-1. 口実
- 2-17-2. 無知・思いつかずとの区別
- 2-17-3. 例外
- 2-17-4. 機会

## 2-18. (18) 他説追認

- 2-18-1. ストトラ解釈
- 2-18-2. 誤った反論ではない
  - 2-18-2-1. 24種類のいずれにも含まれない
  - 2-18-2-2. 反論できない
    - 2-18-2-2-1. 能力がないことは指摘されない
    - 2-18-2-2-2. 反論は相手の利になる
    - 2-18-2-2-3. 他説追認を指摘すればよい
    - 2-18-2-2-4. そのまま受け入れる
  - 2-18-2-3. 誤った帰結ではない
    - 2-18-2-3-1. 撞着の指摘はない
    - 2-18-2-3-2. 付加・無常・無区別による対等
      - 2-18-2-3-2-1. 反論：他説追認である
      - 2-18-2-3-2-2. 他説追認は帰結を承認する
      - 2-18-2-3-2-3. 誤った反論は帰結を承認しない
        - 2-18-2-3-2-3-1. 付加による対等
        - 2-18-2-3-2-3-2. 無常による対等
        - 2-18-2-3-2-3-3. 無区別による対等
    - 2-18-2-4. 帰結を承認するか否かで区別される
- 2-18-3. 要約
  - 2-18-3-1. 誤った反論が指摘される場合
  - 2-18-3-2. 正しい反論の場合
  - 2-18-3-3. 他説追認の場合
- 2-18-4. 極意

## 2-19. (19) 反論すべきものの看過

- 2-19-1. 例外
  - 2-19-1-1. 看過を看過する場合
  - 2-19-1-2. 複数の敗北のうち1つを指摘する場合
  - 2-19-1-3. 資格のない者が指摘した敗北を看過する場合
  - 2-19-1-4. 口実があって看過する場合
- 2-19-2. ストトラ解釈
- 2-19-3. 会衆が指摘する
- 2-19-4. 思いつかずではない
  - 2-19-4-1. 反論：正しくない論証に対することは共通である
  - 2-19-4-2. 主張の破棄や放棄などにおいて起こる



2-19-4-3. 意図的な省略も看過してはいけない

## 2-20. (20) 反論できないものへの反論

### 2-20-1. 4種類の分類

2-20-1-1. 詭弁と誤った反論

2-20-1-2. 見せかけのもの

2-20-1-2-1. 見せかけの敗北の場合

2-20-1-2-2. 別のものの指摘

2-20-1-2-3. 別のものの指摘を許すストロ解釈

2-20-1-3. 機会でないときの把握

2-20-1-3-1. 発言後に把握されるもの

2-20-1-3-2. 発言中に把握されるもの

2-20-1-3-3. 発言のないときに把握されるもの

## 2-21. (21) 定説逸脱

2-21-1. ストロ解釈

2-21-2. 矛盾ではない

2-21-2-1. 反論：自身の承認との矛盾がある

2-21-2-2. 直接矛盾する表現はない

2-21-2-3. 反論：聖伝との矛盾も含まれる

2-21-2-4. 自身の学説のみとの矛盾である

2-21-2-5. 反論：両者が同じ学説の場合

2-21-2-6. 議論は矛盾を前提とする

2-21-3. 言明の可能性

2-21-4. 敗北の場合である

2-21-4-1. 反論：論書に依拠した議論はない

2-21-4-2. 論議は論書に依拠する

2-21-4-3. 定説への全般的な矛盾

2-21-4-4. 一部の肯定・否定は全部の肯定・否定

2-21-4-5. 定説を全て開陳することはない

2-21-4-6. 論書に拠らなければならない

## 2-22. (22) 見せかけの理由

2-22-1. ストロ解釈

2-22-2. 「そして」の意味

2-22-2-1. 4種類の欠陥

2-22-2-2. 理由・実例・考証・表現での欠陥

2-22-2-3. 述べられていない後三者を取り上げる

2-22-3. 別立てしない理由

2-22-3-1. 反論：煩瑣な想定である

2-22-3-2. 見せかけの理由の一部である

2-22-3-3. 各例

2-22-3-3-1. 実例に基づく欠陥

2-22-3-3-2. 考証に基づく欠陥

2-22-3-3-3. 表現に基づく欠陥

2-22-4. まとめられる理由

2-22-4-1. 別個に指摘される

2-22-4-2. 主張の矛盾などを除く

2-22-4-3. 反論の否定的考証は誤った反論で述べられた

## 2-23. 巻末言

2-23-1. 6つの要素

2-23-2. 理解者がいない悲しみ

## ニヤーヤ・パリシシュタ（プラボーダ・シッディ）訳注

### 【1. 詭弁<sup>1</sup>】

#### 【1-0. 序】

##### 【1-0-1. ニヤーヤスートラ第五課の総括（課を別立てする正当性）】

さて時機が来たので論者に能力がない証拠を個別に定義<sup>2</sup>する。それ [=個別定義] がこそが [第五] 課の目的である。その定義の連続をまとめることによって、章の集合として課の区別が定まるので、第一課と第五課が混同することはない。まさにこれゆえ曲解は第五課外になる。

##### 【1-0-2. 詭弁の分類（正しくないものを扱う必要性）】

その [第 5 課の] うち詭弁を個別に定義するのが第一章の目的である<sup>3</sup>。それを分類するためのスートラが「類似性」云々（スートラ 5.1.1）というものである。

##### 【1-0-3. sama の語義説明（詭弁の一般定義）】

###### 【1-0-3-1. 対等にすること<sup>4</sup>—ウディオータカラ】

『たとえ私の反論が理由として優れたものではないとしても、私はそれ [=論式] を使って対等にしよう』という論式が「対等」である。それ [=対等にすること] を意味して、あるいはその意図 [=対等にすること] に基づいて [「対等」という語を用いる] と師

<sup>1</sup> NP では、全ての詭弁を列挙する第一スートラ (5.1.1) を掲載していない。第二章の敗北の場合でも同じ。NS 5.1.1: 詭弁とは (1) 類似性による, (2) 非類似性による, (3) 付加による, (4) 除去による, (5) 言述による, (6) 非言述による, (7) 選択による, (8) 証明による, (9) 到達による, (10) 非到達による, (11) 遡及による, (12) 反例による, (13) 不生起による, (14) 疑惑による, (15) 論題による, (16) 非理由による, (17) 意味上の帰結による, (18) 無区別による, (19) 成立するものによる, (20) 知覚による, (21) 非知覚による, (22) 無常による, (23) 常住による, (24) 結果による対等である。

(sādharmyavaidharmyotkarṣāpakarṣavarṇyāvārnayavikalpasādhyaprāptiaprāptiprasaṅgapratidṛṣṭāntānutpattisaṃśaya prakaraṇāhetvarthāpattya viśeṣopapattiyupalabdhyanupalabdhyanīyanīyākāryasamāh||)

<sup>2</sup> Pan は“viśeṣa”を“līṅga”にかけて「個別の証拠 (līṅgaviśeṣa)」と区切るが、Pra は“lakṣaṇa”にかけて「個別の定義 (viśeṣalakṣaṇa)」と解する。ここでの定義は第一課の「一般定義 (sāmānyalakṣaṇa)」と対比されるものなので Pra の解釈を採用する。

Pra 1.12f: 論議の原因の正しい認識がないことが「能力がない」ことである。その「証拠」=詭弁と敗北の場合の、「個別の定義」である。(kathākāraṇasamyagjñānābhāvo aśaktiḥ, tallinṅāni jātinigrahasthānāni, teṣāṃ viśeṣalakṣaṇam)

Pan 2.8-10:2 人の「論者」=立論者と対論者に「能力がない」こと=正しい理解がないことの、「個別の証拠」=非共通の属性という意味。(kathakayorvādi prativādinoraśaktiḥ samyagbodhvirahaḥ, tasya līṅgaviśeṣa yenaśaktiravasīyate, tasya lakṣaṇamasādhāraṇo dharma ityarthah|)

<sup>3</sup> Pra は詭弁と敗北の場合のうち、詭弁のほうが欠陥の度合いが明らかなので先に扱うと解説している。一方 Pan は原文を失っており、全体を見渡すことができないが、スートラの他の注釈との類推から、「なぜ正しくない反論である詭弁を定義しなければならないのか」という疑問への答えとして解釈されたと考えられる。この議論はウディオータカラに始まり、第 4 課の論語でスートラ 4.2.50 が説く「真実の決定を守るため (tattvādhyavasāyasamrakṣaṇārtham)」ということが根拠となっている。

<sup>4</sup> samikaraṇa-making it equal to the answer, equalizing to the (effect of the) opponent, answering to equalize, bringing his answer to the level of the prativādi's answer. 畑を耕して「ならず」というような場合に一般に用いられる。

匠 [=ウディヨータカラ] は言う。以下のように述べられている。「対等の目的をもつとは、対等にするという目的をもつ表現であると知るべきである<sup>5</sup>」と。このことによって意図を前提とする詭弁の使用は、対等の状態を引き起こすためであると示されたことになる。すなわち、「もし彼 [=立論者] が詭弁による返答によって困惑し、言うことを失ったり、正しくないことを言ったりしたら、反論の中に『反論できないものへの反論』があるように、彼 [=立論者] にも『反論すべきことの看過』や『反論できないものへの反論』があるだろう。よって両者 [=両対論者] は対等になる。一方そうしないと私だけが劣った者となるだろう。」このような考えから [詭弁の使用が] 起こるからであるという。

### 【1-0-3-2. 論式に違いがないこと—ヴァーツヤーヤナ】

一方バーシャ作者は論式の中に優れた理由がないことが対等な状態であると言う<sup>6</sup>。彼は「[詭弁とは] 類似性による、優れていない反論である」と述べた。すなわち、「類似性があなたによって提示されたが、私が述べた類似性も同様である。[あなたが述べた] この非類似性は、[私が述べた] これと同様である [=共存することが見られる]。A は B と共存することが見られる [とあなたは述べた] が、[私が述べた] これも同様である」というようにして、詭弁の論者が反論するから、それ [=バーシャの見解] によって全ての詭弁に共通な反論の本質が明言されている。そしてこのことがそれぞれ [の詭弁] においてこれから説明されるだろう。

<sup>5</sup> =NV 1004.1

ヴァーチャスパティミシュラは「相手が勝つよりも疑惑に終わった方がましだ」ということが認識手段に基づかない反論を述べる原因であるという。「疑惑」がここでいう「対等」に対応するものと考えられる。NVTT 339.18f:一方論諍と論詰は認識手段を根拠としない。「一方の勝利よりも疑惑の方がましだ」と望む勝利をする者は智者であっても対論者は曲解などによって反証するべきだから。(jalpavitandayos tv apramāṇamūlatvaṃ viduṣā 'pi prativādinā chālādibhiḥ pratyavastheyam ekāntaparājayād varam samśayo 'stv iticchatā jigīṣuṇā)

<sup>6</sup> 詭弁のそれぞれに付されている「対等 (sama)」の意味について各注釈者の説を挙げている。ウディヨータカラ説は論者の水準という視点から、ヴァーツヤーヤナ説は論式の内容という視点から考えており、見解が異なるというよりもむしろ、異なった視点で解釈をしていると言えよう。

ウディヨータカラ説では、反論者の意図において論者の水準を対等にしようとすることである。すなわち詭弁自体は過失があるけれども、これを受けた対論者が混乱して間違えば、両者に過失が生じて引き分けに持ち込めるだろうという反論者の意図があることをいう。一方ヴァーツヤーヤナ説では、論式の形式や根拠が対等であると解する。すなわち立論者が根拠にした類似性・非類似性・遍充関係を、対論者が新しい視点がないまま鏡に映すようにそのまま用いるという。そしてこのような性質を詭弁の本質に位置づけている。

ウディヨータカラ自身は、「あるいは (vā)」としてヴァーツヤーヤナの見解も認めている。ヴァーツヤーヤナ説を認めつつ彼の見解を別に述べたのは、NVTT によれば「対等」とは実際に (vāstava) 対等なのではないことを示すためとされる。確かにヴァーツヤーヤナのように「異なる」と述べるだけでは実際に対等であるかのように解することができ、不十分である。不正論者である詭弁の論者の出現だけで、論者も必ず対等=不正論者になってしまうということはない。そこで「対等」というのは実際に同じなのではなく、「概念的に同じ (ābhimānikasāmya)」であると考え、反論者の意図の中での出来事に限定している。この見解はジャヤンタ・バッタやバーサルヴァジュニヤにも継承されており、主流的な解釈であったことをうかがわせる。

NV 1004.1ff, 1003.26ff, NM 2.650.18ff, NBhūṣ 342.4f

### 【1-0-3-3. 論者の劣等—anye (ウディヨータカラ)】

一方他の者たち<sup>7</sup>は、話者の性質を〔その話者の〕発言に重ねる。すなわち、詭弁の論者が対等、すなわち共通・優れていない・劣っているという意味である。そしてそれ〔＝論者の対等〕は類似性などによる反論を通してのみ推察されるので、反論こそが同じである、つまり劣っているという意味である。

そしてその劣った反論は二種類である<sup>8</sup>。反論できるのに不成立であるものと、成立しているのに反論できないものとのである。前者のうち批判点が捏造されているものは、曲解<sup>9</sup>であると言われる。

一方批判点が捏造されていない〔けれどもここでは的外れである〕ものは純粋な「反論できないものへの反論」であると〔第二章で〕述べられるだろう。後者〔＝成立しているのに反論できないもの〕が詭弁である。このことによって一般定義は明言されたことになる。同様のことがヴァールツェティカにある。「詭弁とは、論証のための理由が提示されたとき、反論する能力がない理由である」と。

### 【1-0-3-4. 自己撞着を導くもの—ウダヤナ】

一方我々は、その 3 つ〔＝対等にすること、違いがないこと、反論できないこと〕に加えて、第 4 として以下のような意味があると述べる。すなわち詭弁による返答が、他者の論証と同様に自分自身にも影響を及ぼす〔＝否定する〕ので、これゆえ自他共に対等であるから「対等」と述べられる。そしてこのように、自己撞着<sup>10</sup>は全て〔の詭弁〕に共通な欠陥

<sup>7</sup> ウダヤナが第 3 の見解として挙げる「他の者たち」の説は、ウディヨータカラ説を発展させたものであると考えられる。ウディヨータカラは「議論 (vāda)」の定義で、反論 (upālambha) が何を対象とするかという問題を考察しているが、その中で反論の対象は立論それ自体ではなく話者であり、その話者の属性である言葉に反論するというかたちで比喩的に言い表されていると考える。ここではさらに見解を発展させて、反論者の言葉が対等＝劣っているということは、比喩的に反論者自体が劣っていることを表すと解する。

NV 338.6ff. 問い。それならばこれは何への反論なのか。

答え。敗北する者である。

問い。何が敗北するのか。

答え。人間である。無理解と誤解は人間にあり、〔論証の〕対象や手段にあるのではない。したがってこの話す者は、論証能力のない対象と手段を取り上げるから敗北する。聞く者も述べられた通りのカテゴリーの無理解によって〔敗北する〕。したがってこの人間の性質が言葉を通して指摘されるので、言葉に喩えて人間の性質である言葉が反論されるという。(kasya tarhy ayam upālambhaḥ? yo nigrhyate| kaś ca nigrhyate? puruṣaḥ| apratipattivipratipattī puruṣasya, na karmaṇo na karaṇasya| so 'yam pratipādayitā 'samarthayoḥ karmakarāṇayor upādānān nigrhyate, pratipattāpi yathābhīhitapadārthāpratipattī| so 'yam puruṣadharmo vacanadvāreṇodbhāvya itī vacanam upacarya puruṣadharmavacanam upālabhyata itī)

<sup>8</sup> ここでこのような分類が提出されたのは、詭弁が「反論する能力がないもの」であることを示すためにほかならない。ウダヤナは NVTP においてウディヨータカラの「能力がない」が自説「自己撞着」につながることを説明している。

<sup>9</sup> 曲解には意図的に意味を捻じ曲げているのか、単なる誤解なのかという問題がある。ニヤーヤ学派では、曲解・詭弁は意図的な場合に限り、意図的でなければ「無知」という敗北の場合になる。ただし文学的な比喩 (upamā, upacāra. ex. chandra eva mukham) は意図的であっても曲解ではない。詩論のテキストではこのような意図の問題が扱われている。

<sup>10</sup> 詭弁に「自己撞着 (svavyāghātaka)」という定義を与えたのはウダヤナ独自の見解によるものであると考えられる。NVTP ではウディヨータカラの「反論する能力がない」という文言もこれを意図したものであ

の根拠であると、これ [=詭弁] について明言されたことになる。そしてこのことはそれぞれのストラで説明されるだろう。さてこれ [=自己撞着]こそが全て [の詭弁] に共通な [反論の] 無能力だが、個別の [反論の] 無能力性を我々は後に述べるだろう。

#### 【1-0-4. 個々のストラの意義】

その個々の条件が類似性など [24 種類] である。そしてこのように字義通りの名称を挙げるだけでそれら [=詭弁] の個別定義となるが、そうであっても原因などを明確にするために別々に定義が始められる。なぜなら、それらを集めれば [立論者の] 再反論に役立つだろうし、正しい答えが思い浮かばなければ、詭弁を用いるのに役立つだろうからである<sup>11</sup>。

#### 【1-1. (1) 類似性・(2) 非類似性による対等】

##### 【1-1-1. 反論】

そのうち、

類似性と非類似性によって、[類似性と非類似性による] 結論に対して、その属性と反対のものを導くために、[それぞれ] (1) 類似性による対等と (2) 非類似性による対等がある (ストラ 5.1.2)。

##### 【1-1-1-1. ストラ解釈】

ここ [=ストラ] に、一般定義<sup>12</sup>にある「反証 (pratyavasthāna)」という語が補完される。「類似性と非類似性によって」は [結論] と「反対のものを導くために」の両方にかけて繰り返される<sup>13</sup>。「それ」といって所証が指示され、「導くために (upapatteḥ)」というのは「それを目的とする」という意味の第六格である<sup>14</sup>。語順通りに [=類似性によるものが類似性による対等、非類似性によるものが非類似性による対等というように] 対応する。[jāti (女性語) でも pratyavasthāna (中性語) でもなく]「否定 (pratiṣedha, 男性語)」の一部であることを明示するために [sama という語は] 男性形で提示される。というのも、反証は二種類あり、他者の主張の否定と、[その上での] 自分の主張の証明があるからである [=否定は反証に含まれる]。すでに一般定義 [=1.2.18] によって正しい反論や [見せかけの理由で扱われる] 論題類似因であることの指摘は排除されている。

---

るとされる。

<sup>11</sup> Tは「正しい (sat)」が「その (tat)」になっているというだけの違いだが、「詭弁が [対論者によって] 用いられるとき、その [反論者の] 答えを思い付かなくさせるのに役立つだろうからである」と解釈することも不可能ではない。すなわち、立論者側に立つニヤーヤ学派が詭弁を使うのか、それとも相手が使うのを封じるだけなのかという違いがある。

<sup>12</sup> NS 1.2.18:詭弁とは、類似性と非類似性による反証である。(sādharmyavaidharmābhyām pratyavasthānam jātiḥ||)

<sup>13</sup> 類似性と非類似性による「結論に対して」、類似性と非類似性による「その属性と反対のものを導くために」と解する。

<sup>14</sup> 「ために」は通常第4格で表示される。伝統的には第5格「～に基づいて」と解する。

### 【1-1-1-2. 3種類の対等】

一方この2つの詭弁は、それぞれ三種類ずつある。正しいものを対象とするもの、正しくないものを対象とするもの、表現が正しくないものである<sup>15</sup>。

#### 【1-1-1-2-1. 正しいものを対象とするもの】

そのうち1番目はヴァールッティカに例がある<sup>16</sup>。

#### 【1-1-1-2-2. 正しくないものを対象とするもの】

2番目の例は「音声は常住である。感触がないから、虚空のように」という結論に対して、「そのようなことはない。なぜなら無常なもの [=例えば壺] とでも認識対象性という類似性があるので、それゆえ [音声が] どうして壺のように無常でないのか。そうではない [=認識対象ではない] というならば、常住でもないことになってしまう。[類似性があるという点で] 違いがないからである。」あるいは「[音声には] 必ず [常住である] 虚空との、『我々などの外的器官によって把握されること』という非類似性もある。それゆえどうして [同じく虚空と非類似性をもつ] 壺のように無常でないのか。そうでないというならば、常住でもないことになってしまう。[非類似性があるという点で] 違いがないからである。」

#### 【1-1-1-2-3. 表現が正しくないもの】

3番目の例はバーシャにある<sup>17</sup>。[しかし] 表現だけにおいて欠陥があり、内容には [欠陥

<sup>15</sup> 立論と反論が正しい=遍充関係によるものか否かで分類する。反論の方は詭弁である以上、誤ったもののみが想定されている。しかし第3の例では、内容的には誤っていないものを、表現上の誤りとして分類している。

<sup>16</sup> ウディョータカラは次に挙げるヴァーツヤーヤナの例を取り上げず、全く別の音声の例にしている。  
NV 2006.11-15:例えば「音声は無常である。生起する属性をもつから。生起する属性をもつ水がめなどは無常であることが見られる。「もし無常な壺との類似性から無常ならば、常住な虚空との類似性である非有質性があるので、常住になる」という。同じ理由に対して「虚空との非類似性から」と言うとき「もし常住な虚空との非類似性から無常ならば、虚空による、常住なものとの類似性である非有質性があるから、常住になるという。もしあなたがこの類似性では常住でないと考えれば、無常な壺との類似性と常住な虚空との非類似性から無常であるということはできない。」(yathā anityaḥ śabdaḥ utpattidharmakatvāt | utpattidharmakam kumbhādy anityam drṣṭam | yady anityaghaṭasādharmyād anityaḥ, nityenāpy ākāśena sādharmyam amūrtatvam astīti nityaḥ prāptaḥ iti | etasminn eva hetāv ākāśavaidharmyād ity ukte yadi nityākāśavaidharmyād anityaḥ, nityasādharmyam apy ākāśenāmūrtatvam asty ato nityaḥ prāptaḥ | atha manyase saty asmin sādharmye na nityaḥ? na tarhi vaktavyam anityaghaṭasādharmyān nityākāśavaidharmyāc cānitya iti)

<sup>17</sup> ヴァーツヤーヤナは、以下の例を挙げる。

NBh 2005.5ff:アートマンは運動をもつ。実体が運動の原因と結びつくから。実体である土くれは運動の原因である属性と結びついて運動をもつ。アートマンも同様である。それゆえ運動をもつ。(kriyāvān ātmā, dravyasya kriyāhetuṅayogāt | dravyam loṣṭaḥ kriyāhetuṅayuktaḥ kriyāvān, tathā cātmā, tasmāt kriyāvān iti) これに対して反論者が次のように反論する。

NBh 2005.7ff:アートマンは運動をもたない。遍在する実態は運動をもたないから。遍在する虚空は運動をもたない。アートマンも同様である。それゆえ運動をもたない (niṣkriya ātmā vibhuno dravyasya niṣkriyatvād, vibhu cākāśam niṣkriyam ca, tathā cātmā, tasmān niṣkriya iti |)

あるいは、以下のようにも反論される。

が] ないということを示すため、[バーシャの例を取り上げない] ヴァールティカの意図は[否定ではなく単なる]無視である<sup>18</sup>とタートパリヤ師 [=ヴァーチャスパティ] は述べた。[内容的に] 正しい反論であっても表現上の過失によってのみ詭弁となるというこの意味は反例による対等や論題による対等等においてまさに [ヴァーチャスパティ] 自ら明白にするからである<sup>19</sup>。

NBh 2006.3f:運動の原因である属性と結びついた土くれは限られたものであることが見られる。しかしアートマンはそうではない。それゆえ土くれのように運動をもつものではない (kriyāhetugunayukto loṣṭaḥ paricchinno dṛṣṭo na ca tathā''tmā, tasmān na loṣṭavat kriyāvān iti |)

ヴァーツヤナはこの反論に優れた理由 (viśeṣahetu) が無いという理由で類似性・非類似性による反論とする。

<sup>18</sup> 以下の3通りの読みがあり、上記のような事情と Pra, Pan の注釈を鑑みて (2) に従った。NBh の例を無視しているのはウディョータカラであってヴァーチャスパティミシュラではないことから (1) (3) の「意図を無視して」は除外される。

- (1) KM:vārtikatātparyam upekṣyoktā
- (2) K,PA,PR:vārtikatātparyam upekṣoktā
- (3) T,M:vārtikatātparyam upekṣyoktam

Pra:問い。もしこのバーシャ作者の例が当該の詭弁にほかならないならば、どうしてティーカー作者はヴァールティカ作者について [のみ] 解説したのか。

答え。これゆえ「表現だけにおいて」という。「無視」というヴァールティカ作者の意図がそうであると述べられたという意味。意図とは企図のこと。また同様にバーシャ作者の例について、ヴァールティカ作者にどのような意図があるのか、捨てる、拾う、無視するのいずれかであろうと知りたいときに、ティーカー作者は「無視」と述べた。

Pan:またその限りヴァールティカの例の目的を述べ、バーシャの例を無視することであるとタートパリヤ作者であるヴァーチャスパティミシュラが述べている。これは例にならないという意味。

<sup>19</sup> ヴァーチャスパティミシュラはこのNBhの例を「詭弁ではない」とし、それゆえウディョータカラは無視したのであると解説する (NVTT 2005.16:atra ca sādhanam ābhāsam uttaram ca na jātiḥ | vibhutvasyākriyatvena svabhāvataḥ pratibandhāt | tenaitad upekṣya vārtikakāra udāharaṇāntaram āha -)。

ウダヤナはヴァーチャスパティミシュラ説を修正、「表現が正しくないもの」という分類によってNBhの例を再び詭弁に組み込んでいる。そしてその修正案を正当化するため、ヴァーチャスパティミシュラが「それ [NBhの例] を無視してヴァールティカ作者が述べる」と述べたことを引き合いに出し、NBhの例はウディョータカラによってあくまで無視されただけで、否定されている訳ではないとしている。

ヴァーチャスパティミシュラはこのような3分類を行っていないばかりか、「表現が正しくないもの」も言及していない。したがってこの3分類は彼の注釈を巧みに解釈したウダヤナの創作であると考えられる。「表現が正しくないもの」は後代にも引き継がれ、遍充関係によって軍配が上がりそうなものを詭弁にとどめておくのに用いられる。詭弁の位置づけを探る上で興味深い。

ANでは、詭弁をまず正しいものを対象とするもの・正しくないものを対象とするものの2種類に分けた上で、後者をさらに表現が正しくないものとそれ以外に下位分類している。表現が正しくないものは内容自体正しいため、正しいものを対象とするものではありえないためである (AN 14.17ff)。Praはこの状況を牛と斑牛の論理で別立てしていると説明している (Pra 9.14ff)

このように、NVはNBhの例を無視して別の例を出し、NVTTはこれをNBhの例は詭弁ではないから、それを無視して別の例を出したと解説している。しかしウダヤナはこれを曲げて、NBhの例も詭弁であることを正当化しようとするため、「無視」という言葉に着目する。NVはNBhの例を無視するだけで否定はしていない。NVTTは「反例による対等」の項でNBhが挙げた例について、不確定因の指摘の様式をとれば正しい反論になるが、そうしていないことによって詭弁であると判定し、また「論題による対等」の項で挙げる例が「同じである」と述べることで論題による対等となるとしており、表現によって詭弁になることを示唆している。

NVTT 2019.14ff:バーシャ「反例が取り上げられる」について。運動の原因である属性と結合した虚空は運動をもたないことが知られる。それゆえこの反例によってどうして運動の原因である属性との結合が運動をもたないことだけをアートマンについて証明しないのかと補う。またもしこれが不確定因の指摘「運動の原因である属性と結合していても運動をもたないことが知られる。虚空のように」ならば、それは正しい反論だろう。しかしこれはそうではないので詭弁である。(bhāṣyam - pratidṛṣṭānta udāhriyate |

### 【1-1-1-3. 類似・非類似の区別は原因による】

本質的でない、異類に随伴する属性をもつことを見るのが前者 [=類似性による対等] の原因であり、本質的でない、異類に随伴しない属性をもつことを見るのが後者 [=非類似性による対等] の原因であるということをはっきりとさせるために、[類似性による対等と非類似性による対等を] 別々に取り上げている<sup>20</sup>。一方、さもないと別々の属性によってその属性と反対のものを導くために反証するのは「反対属性による対等」というひとつだけになってしまう。

### 【1-1-1-4. 論題の対等との区別】

問い. それではどのようにして反対属性による対等 [=類似性・非類似性による対等] と、論題による対等が区別されるのか<sup>21</sup>。

#### 【1-1-1-4-1. 排撃の誤った指摘—eke】

ある者たちは、前者 [=反対属性による対等] は「その属性と反対のものを導くことに基づいて」という [スートラ 5.1.2 の] 文言から排撃の誤った指摘であり、後者 [=論題による対等] は「論題の成立に基づいて」という [スートラ 5.1.16 の] 文言から反主張をもつものの誤った指摘であるという。そして彼らは以下のように考える。すなわち、別の認識手段による排撃の誤った指摘も同様に [反対属性による対等に] 包含されているはずであると<sup>22</sup>。

---

kriyāhetugunayuktam ākāśam akriyaṃ dṛṣṭaṃ tasmād anena pratidṛṣṭāntena kasmāt kriyāhetugunayogo niṣkriyatvam eva na sādhyaty ātmana iti śeṣaḥ | yadi punar iyam anaikāntikadeśanā syāt - kriyāhetugunayuktasyāpy akriyatvam dṛṣṭaṃ yathā ”kāśasyeti, tad etat saduttaraṃ syāt | na tv evam etad iti jātiḥ |)

NVT 2027.19ff: このように無常論者に対して反論を示してから常住論者に対して述べる。「そしてこれは同じである。常住なものとの類似性によって [理由が] 述べられるとき」と。したがってこのように類似性によって2つの論題による対等が述べられた。同様に非類似性によって2つの論題による対等を、常住と無常のまさに両論者に対して述べる。「そしてこれは同じである」と。両方との非類似性に基づくという。常住なものである虚空との非類似性から所作性のゆえに、無常な壺との非類似性から非可触性のゆえにと。したがってこのように4つの論題による対等がある。(evam anityasādhanaṣṭānāṃ praty uttaraṃ darśayitvā nityasādhanaṣṭānāṃ praty āha - samānaṃ caitan nityasādharmyenoḥyamāna iti | tad evaṃ sādharmyeṇa prakaraṇasamadvayaṃ uktaṃ tathā vaidharmyeṇa prakaraṇasamadvayaṃ nityānityasādhanaṣṭānāṃ eva praty āha - samānaṃ caitad iti | ubhayavaidharmyād iti | nityākāśavaidharmyāt kṛtakatvād anityaghaṭavaidharmyāc cāsparsavattvād iti tadevaṃ prakaraṇasamacatuṣṭayaṃ |)

<sup>20</sup> 類似性による対等は、詭弁の論者が「本質的でない、異類に随伴する属性」を取り上げることが原因である。例えば「中身がないこと (amūrtatva)」は、常住という点で音声の異類 (対論者にとっては同類) となる虚空に随伴し、主題である音声に随伴することから音声は常住であることを導く。

同様に非類似性による対等は、詭弁の論者が「本質的でない同類に随伴しない (同類から排除される) 属性」を取り上げることが原因である。例えば「中身がないこと」は、無常という点で音声の同類 (対論者にとっては異類) である壺に随伴せず、主題である音声に随伴することから、音声は常住であることを導く。PA ではこれを非共通となる証因を挙げるものと解釈する。

いずれも「中身がないこと」は常住性と遍充関係をもたず、本質的でない。

<sup>21</sup> 定義項「所証の属性と反対の属性によって」という語をめぐる議論が続く。類似性・非類似性による対等が無区別になってしまうという恐れを排除した後で、この2つが論題による対等と無区別になってしまう恐れを排除する説明が模索される。論題による対等への過大適用の排除ということもできる。

<sup>22</sup> 一部の者たちは以下を根拠に反対属性による対等を排撃の誤った指摘に、論題による対等を反主張をも



#### 【1-1-1-4-2. 再反論による区別—ヴァーチヤスパティミシュラ】

〔排撃か反対主張かは〕「再反論のストラを示すことにより逆になる」とタートパリヤティーカーにある<sup>23</sup>。前者〔=反対主張による対等〕では再反論の手続きで〔反論との〕差異を明らかにするが、後者〔=論題による対等〕では反論証に対して排撃を提示する。

#### 【1-1-1-4-3. 反主張をもつものの誤った指摘】

問い. ここで正しいのはどちらか。

答え. 後者である。それ以外に成立することはないから。

なぜなら反主張をもつものの誤った指摘においては、〔再反論の中で〕反論証の排撃は取り上げられないからである。また、たとえ反主張をもつことが取り上げられても、〔反論の〕過失に資することはない。〔再反論を〕成立させないから。それどころか美点に資する。同じであることだけを取り上げて〔反論が〕起こっているから。

また同じ力〔の反論〕によって排撃を述べる者に対し、〔反論が自己〕否定〔になること〕を無視して〔反論との〕差異を示すことが優れているということはない。その顕著な過失を無視することはできないからである<sup>24</sup>。

#### 【1-1-1-4-4. ストラは逆に解釈できる】

一方〔ある者たちの説の根拠となる〕「その属性と反対のものを導くこと」と「論題が成立

---

つものの誤った指摘に分類する。

1. ストラの文言「その属性と反対のものを導くこと」は排撃の誤った指摘を表し、「論題の成立」は反主張を持つものの誤った指摘を表す。

2. 排撃は他の認識手段の間でも起こるが、均衡は推理同士でしか起こらない。このことはストラの文言と合致する。「その属性と反対のものを導く」ならば認識手段は推理に限らないが、「論題の成立」は推理にしか適用できない。

<sup>23</sup> 類似性・非類似性による対等では、反論の力が劣っているのに同じ力をもつと誤認され、反主張をもつものを指摘しようとする。一方、論題による対等では同じ力を持っているのにより強いと誤認され、排撃を指摘しようとする。このように実際の力関係と反論者の誤認内容にずれがあるために、排撃と均衡の解釈にずれが生まれたと考えられる。

NVTT にはウダヤナが引用するような一節は見出されない。論題による対等の解説に見出される以下の一節が元になったものと考えられる。ここでは声無常論証に対して声常住論証が提示され、結論が出ない状態になったときに、前主張者が反論を反転させた同じ再反論を行って返している。ただしこの一節だけでウダヤナが解釈するような説に行き着くとは言いがたい。

NVTT 2027.19:同様に無常の証明を行う論者に再反論を示して、常住の証明を行う論者に対抗する。「また同じことが無常なものとの類似性が述べられている〔理由において該当する〕(NBh)」と。(evam anityasādhanaṁ pratyuttaram darśayitvā nityasādhanaṁ praty āha - samānam caitannityasādharmyennocyamāna iti )

<sup>24</sup> まずウダヤナは *ṭikākāra* 説を踏まえ、反対属性による対等では差異を述べることで、また論題による対等では排撃を述べることで解決するという再反論のストラを根拠に、反対属性による対等は反主張をもつものの誤った指摘、論題による対等は排撃の誤った指摘であると述べる。

これを反対にしてしまうと、再反論が有効にならない。反対属性による対等で排撃を述べても、相手は同じ論法で反論してきているのだから効き目がないどころか、相手の論法を認めたことになってしまう。また、論題による対等で差異を述べても、反論の中の排撃が自己矛盾をもたらすことを指摘しなければ、過失の見逃しになってしまう。

すること」は、[前者が反主張をもつものの誤った指摘、後者が排撃の誤った指摘というように] 逆にしても説明することができるだろう<sup>25</sup>。

#### 【1-1-1-4-5. 他の認識手段（知覚）による均衡】

また [ある者たちの説の根拠となる] 別の認識手段による排撃の誤った指摘があるのと同様に、別の認識手段による均衡の誤った指摘も [これらの詭弁に] 含まれる。そしてまたそれ [=他の認識手段による均衡] のためであっても [「その属性と反対のものを導くこと」という] スートラが解釈できるので、いかなる違いもない。すなわちピツタ病に冒されながら白い貝殻を見て、「これは白い [はずだ]。なぜなら貝だから。他の貝と同じように」と主張したとき、詭弁の論者が述べる。「これはそうではない [=白くない]。黄色が知覚されているのだから。もしこれ [=知覚] が排撃とならないとすれば、[貝は白いはずだという] あなたの推理も正しくない。[どちらも] 認識手段という点で違いがないからである」と。同様に均衡によっても反論する [ことができる]。「推理に基づいて白いならば、直接知覚に基づいてこれがまさに黄色であるとしてならないのか。そしてそれ [=黄色] はそこ [=貝殻] にある。そのように顕現しているから。また [黄色の知覚と白色の推理に] いかなる違いもない」と。同様に音声と類推についても [排撃と均衡の両方が] 知られるべきである。

また、「これ [=黄色の知覚による詭弁] は [詭弁ではなく] 純粋な反論できないものへの反論である。直接知覚などが誤っている [=想定された欠陥ではない] から」と述べるべきではない。[誤っている場合はもちろんのこと、] 誤っていないとしても、このような表現が欠陥だから。推理 [の場合] と同じである。あるいはそうである [=誤った認識手段による反論が、純粋な反論できないものへの反論である] ならば [排撃の誤った指摘も] 同じく [詭弁に] 包含されない [ことになってしまうだろう]<sup>26</sup>。それゆえ前者が反主張を持つものの誤った指摘であり、後者が排撃の誤った指摘であることが確定した。

<sup>25</sup> 続いて 1 を逆に読み替えても解釈可能とする。「その属性と反対のものを導く」は反主張によって均衡を意図し、「論題の成立」は同じ力なのにより力が強いと誤認して排撃を意図すると解する。このような解釈をするものはウダヤナ以前におらず、彼の創出であると考えられる。

<sup>26</sup> ウダヤナの解釈によって問題となるのは根拠の 2、推理にしか適用できないはずの均衡を「その属性と反対のものを導く」という広い定義に割り当て、他の認識手段でも適用できる排撃を「論題の成立のために」という狭い定義に割り当てることになるのではないかという懸念である。これに対してウダヤナは均衡が他の認識手段からでも起こり、対抗する認識手段の種類は排撃も均衡も変わらないことを述べる。その例として、黄色い貝殻の知覚と白い貝殻の推理を対立させ、排撃と均衡が共に可能となることを示している。

もし黄色い貝殻の知覚は、明らかに誤ったものであるからそれによって排撃や均衡は指摘できない、純粋な反論できないものへの反論という敗北の場合に含むべきであるというならば、同様に推理も、詭弁では明らかに誤ったものなのに排撃や均衡を指摘しているのだから、誤っていることによって排撃や均衡が指摘できないというのは誤りであるとされる。

結局、誤っていないことも表現上の過失によって詭弁になるのだから、排撃や均衡をもたらす認識手段の正誤はこの際問題となっていない。見かけ上の排撃や均衡こそが、排撃の誤った指摘、均衡の誤った指摘として詭弁で取り扱われるのである。

#### 【1-1-1-4-6. 不確定の誤った指摘—Vārtika】

一方、「不確定の誤った指摘である」というヴァールツェティカ<sup>27</sup>は、証因〔自体の〕中にある〔正しい理由と〕同じ性質をもつことという属性に関して〔反論するのが類似性・非類似性による対等と言われるの〕であり、反証因に関してではない。それ〔＝反証因〕による〔論証の〕逸脱は指摘されていないから。あるいは「不確定」という言葉は、〔逸脱を意味するのではなく〕決定的でないという意味である<sup>28</sup>。

#### 【1-1-1-5. 類似性・非類似性による対等を起こす各要素】

したがって両者〔＝類似性・非類似性による対等〕は反論証を手段とし、〔立論者の〕理由が〔詭弁の〕批判点であり、反主張をもつことが想定されている。その錯誤が結果である。原因はすでに述べられた<sup>29</sup>。「もし私が述べた理由〔が正しくない〕ならば、あなたの

<sup>27</sup> NV 1006.16:したがってこの詭弁は優れた理由の非存在を示す。また優れた理由がないから不確定の誤った指摘である。(seyam jātir viśeṣahetvabhāvam darśayati | viśeṣahetvabhāvāc cānaikāntikadeśanābhāsā iti)

<sup>28</sup> Gokhale [1992]によれば、ウディョータカラの時代には「反主張をもつもの (satpratipakṣa)」という用語がまだなく、似たものとして「矛盾非逸脱 (viruddhāvabhicāri)」があったが、ディグナーガがこれを不確定因に分類していたことを指摘する。ウディョータカラもこれが矛盾非逸脱というかたちで不確定に含まれることを言っていたのではないかと考えられる。しかしウダヤナの時代にはこのような分類はすでに認められなくなっていた。ウダヤナは類似性・非類似性による対等を「反主張をもつことの誤った指摘」であると結論付けた後、これを「不確定の誤った指摘」であるとしたウディョータカラ説に2つの解釈を試みる。

1つは不確定をこじつける解釈。「音声は無常である。作られたものであるから。壺のように」という主張が述べられた場合、作られたものであるのに常住という本当の意味での不確定の指摘（＝反証）はできない。そこで対論者は、「作られたものであること」のもつ主題所属性や同類に存することといった属性を取り上げ、これらを有する別の理由「認識対象であること」によって反論する。「音声は常住である。認識対象であるから。虚空のように。もし認識対象が常住でないというならば、作られたものも無常ではない。主題所属性や同類に存することでこの2つの証因は共通するから。」

確かに「認識対象であること」は、証因「作られたものであること」と同じ性質「主題所属性」「同類に存すること」（「異類から排除されること」は非共通）、つまり類似性をもっている。しかし類似性をもちながらも反証は不確定因という誤った理由が帰結する。そこでこれを指摘するならば類似性をもつ証因も不確定因となり、引き分け＝反主張をもつ状態が生まれる。

確かに反証因は不確定因なのでウディョータカラの説明は可能となるが、ここで主要なのは同じ性質＝類似性を取り上げることなので類似性による対等の中で扱われることになる。実際のところ、対論者が意図するのは主張に不確定因があると示すことではなく、不確定因を使って類似性を示すことである。

このようにウダヤナはウディョータカラの言葉遣いを生かしつつ、類似性による対等であることを説明している。

もう1つの解釈では、不確定は誤った理由のことでなく、単に「決定的ではない」という意味にとるもので、これはウダヤナの結論「反主張を持つことの誤った指摘」に刷り合わせたものとなっている。

いずれの場合もウダヤナはウディョータカラ説を否定せず、矛盾のないように、あるいは自説に引き寄せて説明しているのは、先師への尊敬を示すものと言えるだろう。インド哲学の一般的態度「sthitasya gatiḥ cintaniyā (予め定まったものの捉え方を考えるのみ)」を、スートラ作者だけではなく注釈者の説明も予め定まったものとして捉える態度が見て取れる。それは盲目的に受け入れることではなく、理性的に受け入れる作業である。

<sup>29</sup> 詭弁を説明するためにウダヤナは被定義項、定義項、起こり、成立所、根拠、結果、除去という7つの要素を後に提示している。ここではそのうち被定義項、定義項、除去を除いた4つに加え、原因 (kāraNa)、想定されているもの (āropya) が挙げられている。内容的に原因は根拠に、想定されているものは結果に関連している。

NP 134.8f:lakṣyaṃ lakṣaṇam utthitih sthitipadam mūlam phalam śātanam jātinām saviśeṣam etad akhilaṃ pravyaktam uktaṃ rahah |

もの [=理由] は均衡に基づいて正しくない。」というのと、「そうでない [=私の述べた理由が正しくない] というならば違いがないから正しくない」という両方で反論となる。不注意 [=誤っていることを知らないで反論する場合] と考えを見失うこと [=知っているで反論する場合] は全ての場合にきっかけとなる<sup>30</sup>。

### 【1-1-2. 再反論】

#### 【1-1-2-1. 欠陥の分類】

さて、欠陥の根源が考えられる。そしてそれ [=欠陥の根源] は共通なもの、非共通なものという 2 種類ある。そのうち前者はさまざまなあり方の [自己] 撞着であると後に説かれるだろう。後者は (1) 妥当な要素の欠如, (2) 妥当でない要素の付加, (3) 対象でないものへの適用である。そのうち両者 [=類似性・非類似性による対等] が、妥当な部分を欠くことを示すために [次の] スートラがある。

#### 【1-1-2-2. 再反論のスートラ】

牛性に基づいて牛が成り立つようにそれは成り立つ (スートラ 5. 1. 3).

牛の成立とは、「牛」という表現の成立 [という意味] である<sup>31</sup>。

#### 【1-1-2-3. 必然関係による否定】

これ [=類似性・非類似性による反論] に対して以下のように再反論の次第がある。あなたのこの反論は必然関係に依拠していないが、それは自身の意図によるものか、それとも誰か他の人の意図によるものか？

##### 【1-1-2-3-1. 必然関係がないことを知りつつ反論する場合】

前者ではない。[自己] 撞着になるから。すなわちこれ [=反論] は自身の所証の認識を生むものではない。必然関係に依拠しない反対属性と均衡するからということが 2 つの詭弁 [=類似性・非類似性による対等] の文意である。そしてそれ [=文意] は詭弁による返答 [自体] にも影響を及ぼす。すなわち「これ [=反論] は批判されるもの [=立論] の欠陥の認識を生むものではない。必然関係に依拠しない反対属性と均衡するから」というように。また同様にこれ [=詭弁] は自己撞着という条件に遍充されているので、どうして [自己撞着の] まさに以前に、立論を反論することが存在しようか。

そしてこのようにして、両者 [=立論と反論] 共に欠陥であることはない。詭弁が反論できないと定まれば、[立論の] 理由は過失がないからである。

あるいは別の反論によって反論される [と対論者がいう] ならば、それ [=別の反論] こ

<sup>30</sup> 「不注意」は誤っていることを知らないで反論する場合、「考えを見失うこと」はそれを知っていて反論する場合。

<sup>31</sup> 牛性は単一・恒常・不変・個物に随伴するという点で遍充関係に喩えられる。スートラ解釈は NVTP に詳しく、NP ではほとんど行われていない。

そ述べられるべきである [が, 実際には述べられていない]. いずれにしても [=反論できない場合でも, 別の反論を要請する場合でも] これ [=詭弁] は [立論の] 過失を指摘するものではない.

あるいは, 以下のような [再] 反論がある. 「もし必ず立論を反論できるものでなければ, これ [=反論] が何になろうか. またもし必然関係を知っていながら [この詭弁を] 述べるならば, 心に必然関係があるのに, 言葉にその反対があるので言葉と心がかみ合っていない.

#### 【1-1-2-3-2. 必然関係がないことを知らずに反論する場合】

あるいは, 「この内容ならば反論できる」とあなたが知らなければ, そのため [=反論のため] の文章の提示は破綻している. それ [=文章の提示] は [内容の] 知を前提としているから. また [反論が] 可能であるという知はその証拠なしになく, そしてそれ [=証拠] は反対属性だけで反対されているものが決して証因ではないと知っている者たちに, どうして受け入れられようか? そうであってもそれ [=反論] が欠陥がないことの証拠に対して他にも証拠があるならば, どうしてそのように反論できようか. このように破綻の連続 [=無限遡及] になってしまう.

#### 【1-1-2-3-3. 他者が必然関係のないことを知っている場合】

また他者の意図によるものではない. 他の人はこのように承認しないから<sup>32</sup>.  
以上がストラの意味である.

### 【1-2. (3) 付加～(8) 証明による対等】

#### 【1-2-1. 反論】

所証と実例について属性の別な選択肢を出すことに基づいて, また両者が未論証であることに基づいて, (3) 付加, (4) 除去, (5) 言述, (6) 非言述, (7) 選言, (8) 証明による対等がある (ストラ 5.1.4).

#### 【1-2-1-1. ストラ解釈】

「言述」, 「非言述」, 「証明」というのは [対象ではなく] 行為を第一とする説示<sup>33</sup>である. 名称 [そのまま] としての各 [適用] 根拠によって [前] 五者の定義となる. 「両者が未論

<sup>32</sup> 反論が遍充関係に依拠していないことを前提として, 対論者にその意図があるか否かという選択を迫る. 誤っていると思うならば最初から破綻しており, 正しいと思っているならば反論に正しさが反映されていなければならない. 誤っているとも正しいとも思っていなければ無意味なことを言っていることになる. ウダヤナは2つの選択肢から, このいくつかの場合の何れにおいても反論が成り立たないことを示している.

<sup>33</sup> *varṇya=varṇ+ṇyat, avarṇya=nañ+varṇ+ṇyat, sādhyā=sidh+ṇic+yat*  
*tayor (=bhāvākarmayor) eva kṛtyaktakhalārthāḥ P.3.4.70*

証であることに基づいて」というのは 6 番目 [=証明による対等の定義] である<sup>34</sup>。「所証と実例について属性の別な選択肢を出すことに基づいて」というのは過大適用を避けるためであり、また原因の属性を示すことによって述べたもの [=付加～選言による対等] が [言明] 可能なことを説明するためである。というのも、[反論者が] 見せかけの論理を考えずに、まさにこのような [=ストロアで定義されるような] 付加などによって反論することはできないからである。[考えずに反論するならば] 一切 [の反論] に一切の付加などが付随してしまうから。

それではこの「属性の選択」とは何か。別様であること、それ以外であること、あるかないかという意味である。

### 【1-2-1-2. 付加による対等】

#### 【1-2-1-2-1. 付加と分離】

そのうちまず、付加による対等では、実例と所証 [=主題] において遍充するものと遍充されるもののいずれかと、別の属性を [実例で] 結びつけ [主題で] 切り離す<sup>35</sup>。[遍充するものと遍充されるものの] 両方ともに、結びつけたり切り離したりすれば、付加がないからである。「[実例である] 無常な壺などは、色などを持っており、また聞かれないものであることが知られている。[主題である] 音声も同様になってしまう。違いがないから。[しかし実際はそうではないので、無常ではない。]」そのように [立論者が] 意図したものの [=無常性] と反対のことを論証するから、[立論者の] 理由は矛盾因になる。

#### 【1-2-1-2-2. 付加による対等を起こす各要素】

(1) したがってこれの原因は、所証の基体から切り離された属性の、実例の基体において

<sup>34</sup> ヴァーチャスパティミシュラは「所証と実例について属性の別な選択肢を出すならば」を前五者の定義、「また両者が未論証であるならば」を 6 番目の定義とし、さらに「所証と実例について属性の別な選択肢を出すならば」を他の詭弁と区別するためであるとする。ウダヤナはこの説に従いつつ、これらを詭弁の原因とも捉えている。ヴァルダマーナは新派 (navyāḥ) の説としてこの区別を否定し、いずれも 6 つ全ての定義に該当すると述べている。

ANTB 18.16f: 「未論証であるならば」というのは 6 番目であると旧派は述べ、両方とも全てに当てはまると新派は述べる。(tatsādhyatvād iti śaṣṭham iti prāñcaḥ ubhayam api sarvatreti navyāḥ)

<sup>35</sup> 色などをもつもの、聞かれないものであること=遍充するもの(無常性)または遍充されるもの(所作性)と、実例(壺)において結びつけられ、所証(音声)において切り離される属性。

Cf.NVTT 2010.16:したがって所証と実例の属性を選択すること=多様性に基づいて不可を帰結する場合は付加による対等である。(so'yaṃ sādhyadṛṣṭāntayor dharmavikalpād vaicitryād yatrotkarṣaṃ prasañjayati sa utkarṣasamaḥ)

前主張の見解	音声	壺
証因「作為」	○	○
所証「無常」	○	○
反論者の見解	音声	壺
証因「作為」	×	○
所証「無常」	×	○
別の属性「色」	×	○
別の属性「非聴聞」	×	○

論証したい属性と結びつきの知覚、あるいは逸脱の非知覚、それ [=逸脱] の原因となる条件の単なる非知覚が原因であり、(2) 理由が反論されるべきものである。(3) 矛盾因であることが想定されている。(4) その誤りが結果である。そしてこれは一部に矛盾を誤って指摘することである。そして正しいもの・正しくないものを対象とすることによって2種類ある。

### 【1-2-1-3. 除去による対等】

#### 【1-2-1-3-1. 排除と除去】

同じ原因の属性 [=結びつけ切り離される属性] は、除去においても同様である。[すなわち] 単に遍充するものであると誤認することによって、一つの属性を排除することで、所証 [=主題] において、論証したいもの [=所証] または理由のいずれかを除去することが、除去 [=による対等] である。

#### 【1-2-1-3-2. 実例における除去ーウディヨータカラ】

例示されるもの [=主題] において遍充関係を認めずに、実例においてそれ [=遍充関係] を除去することはありえない言明だから。

#### 【1-2-1-3-3. 別の属性の除去ーヴァーツヤーヤナ】

[主題において所証・証因とは] 別の属性を除去するとき、前主張に対して反論とならず、「別の内容」または「他説追認」のいずれかによってこそ、敗北の場合になるからである。そして [一般に] 詭弁は、反論できないものへの反論の一部としてそれら [=別の内容と他説追認] から区別されているからである。

#### 【1-2-1-3-4. 証因・所証の除去】

一方、論証したいこと [=所証] を除去する場合、遍充するものの非知覚という特質をもつ別の推理による排撃の指摘となるだろう。また理由を除去する場合は不成立因の誤った指摘である。

[問い] それではどうして現に見られているものにはかならない理由を除去できるのか。

[答え] 遍充するものの非知覚を堅固にする推理によって、知覚が錯誤であると想定されるからである。まさにこれゆえ [ニヤーヤ学派の] 主宰神の推理に対して一部からの矛盾の指摘をするときに、シャンカラ師をはじめとする全員が、身体をもつなどを付随するという「付加による対等」を述べたという<sup>36</sup>。そしてそれ [=身体などの獲得] をなくすこと

---

<sup>36</sup> シャンカラをはじめとする反論者は「身体を獲得」という別の属性を壺などの実例に付加、主題から排除することで「創造主であること」を除去する。ウダヤナの分類では論証したい属性の除去、すなわち排撃または対立主張をもつことの誤った指摘となる。証因「結果」は現に見られているのに否定されたことになる。

「身体を獲得」は主宰神論証への典型的な反論である。これに対してニヤーヤ学派は、世界を作ることが

に基づいて、創造者の否定という「除去による対等」を述べている。

### 【1-2-1-3-5. ヴァーツヤーヤナ、ウディヨータカラ説の否定】

それゆえバーシャ・ヴァールツィカの例示は、「除去による対等」の例ではなく] 反論の方法を示すためだけのものである<sup>37</sup>。[除去による対等の例ならばバーシャとヴァールツィカは] 相互に矛盾するから、また [バーシャの例は] 別の敗北の場合になるからである。まさにこれゆえティーカー作者は、それらについて沈黙したのである。しかし「結果による対等 (ストラ 5.1.37)」の箇所についてディグナーガの例を付加・除去による対等に含めつつ、まさにこの内容を示唆したという<sup>38</sup>。また理由の除去はそこ [=結果による対等の

---

できるほどの主宰神は、自分の身体も容易に作ることができると答える。

前主張の見解	主宰神	壺作り
証因「結果」	○	○
所証「作者」	○	○
反論者の見解	主宰神	壺作り
証因「結果」	×	○
所証「作者」	×	○
別の属性「身体」	×	○…vyāpaka だと誤認している

<sup>37</sup> ヴァーツヤーヤナもウディヨータカラも、前主張を直接的に否定していない。ヴァーツヤーヤナは所証でない属性を除去することで間接的に所証全体の不成立を狙うが、それだけでは所証を認めたことになりかねない。ウディヨータカラは喩例から属性を除去することで、喩例が成り立たないことから論証全体の不備を狙うが、そのためには主題の遍充関係を前提としなくてはならず、これを認めなければ主題と全く関係のないものを除去していることになってしまう。そこでウダヤナは除去される所証か証因は必ず前主張のものであること、除去は主題において起こるべきことを明記している。そしてその前段階に、遍充するものであると見誤った別の属性をなくすこと (ないものをないと指摘すること) を挙げる。

しかしこのように先行する注釈者の見解を修正した結果、付加・除去による対等は、説明における重点だけの違いで手続きは同じになっていることが看取される。反論の過程で別の属性が主題にないことを指摘するところを、付加による対等では分離 (viyoga) と呼び、除去による対等では放棄 (nivṛtti) と呼んでいるが、内容に違いはない。指摘される誤った理由は異なるが、付加されたものに重点が置かれれば「一部からの矛盾因」となり、その結果除去されたものに重点が置かれれば排撃・対立主張を持つもの・不成立因のいずれかになるという、重点の違いに基づくと考えられる。

付加による対等…事例に別の属性を付加→別の属性を主題から分離 (→所証や証因を否定)

除去による対等…(事例に見られる別の属性を取り上げ)→別の属性を主題から排除→所証や証因を除去

<sup>38</sup> ウダヤナが指摘するとおり、ヴァーチャスパティミシュラは定義を述べるだけで NBh・NV の例示を検討していない。

一方「結果による対等」では、仏教徒の提示した例「壺が土塊などの結果であることと、音声在意図・努力・呼吸・摩擦の結果であることは別である。したがって音声の所作性は壺などの所作性と異なるので、所作性は無常性の証因とならない」「人間・山・海などが結果であることと、寺院の美しい扉などが結果であることとは別である。(したがって結果性は創造主をもつことの証因とならない)」を、付加・除去による対等と異ならないと指摘している。異なる理由はストラの文言「所証と事例に属性の選択をする」を引くのみでウダヤナが述べたような何を付加し除去するかまでは述べていない(「結果による対等」参照)。そこでウダヤナは NVTP 580.16f で、ヴァーチャスパティミシュラの説明を解釈している。そこでは「棒やろくろなどの作用を前提とすること」が音声に、寺院などのように「身体的作用を前提とすること」が世界に付随されているので「付加による対等」、それらが無いからといって結果であることを否定するならば「除去による対等」、主題と事例は別であるというだけならば言述・非言述による対等になると述べる。

この例は事例において付加された別の属性が主題にないからという理由で、所証を否定するという形式であり、ウダヤナが述べる「論証したい属性の除去」となっている。ヴァーチャスパティミシュラはここでもヴァーツヤーヤナやウディヨータカラ説に一切触れていないが、自ら扱った例を分析すれば、ヴァーツヤーヤナやウディヨータカラの述べたような形式とは異なり、ウダヤナが提示した形式が得られる。両者の説が正しくないことをヴァーチャスパティミシュラが「示唆した (vyañjayati sma)」とウダヤナが述べた



説明] で明らかである。

【1-2-1-3-6. 除去による対等を起こす各要素】

それゆえこれは遍充するもの [=別の属性] の非知覚が手段である。批判点は理由にほかならない。所証の除去ならば排撃または対立する主張をもつこと、理由の除去ならば不成立であることが想定されている。そしてこれは [それぞれ] 想定されているものの誤った指摘である。

【1-2-1-4. 言述による対等】

【1-2-1-4-1. 言述＝未成立】

「言述」とは説明、証明ということ。主題を結論付ける理由をもつものとして成立している事例について、つまり事例に関係なく、主題だけで意図されたあり方の理由をもつものとして未成立 [=言述] という属性の選択をする。それ [=属性の選択] に基づいて言述されるべきことによる反論が「言述による対等」である<sup>39</sup>。

【1-2-1-4-2. 主題の理由に特有な 5 つの属性】

[言述されるべきこととは] (1) 自らの対象 [=所証] が不成立であること、(2) 疑いと同一対象をもつこと、(3) 所証を知らせる能力がはたらいしていること、(4) 遍充関係を把握する認識手段を欠くこと、そして (5) それ自体の特殊性というのが、理由の、主題のみにおいて意図された属性である。しかしこれらは事例と常に結びついたものとしてこそ、意図されているのではない。

【1-2-1-4-3. 事例の不成立】

したがってこれ [=言述による対等] は以下のように起こる。すなわち「所証の成立に資する全ての限定要素を備えた理由をもつものとして、事例があるべきである。しかしそれ以外にはない。そして対象が未成立であることなどが、理由にとって所証の成立に資するもの [=限定要素] である。だからもし、主題 [においてそうであるの] と同様に、[事例が] 対象 [=所証] が未成立であるところの理由をもつならば、これ [=事例] は [未成立の] 所証をもつものとして説明 [=言述] されなければならない。というのも、およそ所証をもたないものは事例ではないからである。あるいはそうでない [=事例において所証が成立していない] としても、[事例は] 主題で意図されたあり方を備えた理由をもつものとして説明されるべきである。なぜなら証因をもたないものは事例でなくなってしまう

---

のはこのような状況を表している。

<sup>39</sup> NV 2010.12f: 壺が無常であるのは言述の必要がないことだが、音声もそうである [言述の必要がない] または「音声 [が無常であるのは] 言述しなければいけないことだが、壺もそうである [言述しなければいけない] というのが言述・非言述による対等である (ghaṭo 'nitya ity avarṇyaḥ śabda 'py evaṃ, śabda vā varṇya iti ghaṭo 'py evam iti varṇyāvarṇyasamau)

からである。」同様に他の 4 つのあり方 [=言述されるべきことの (2) ~ (5)] でも知られるべきである。

#### 【1-2-1-4.4. 言述による対等を起こす各要素】

そしてこれにとって主張で意図された特殊な理由が手段であり、批判点は実例であるか、あるいはそれを通した理由である。所証を欠くことまたは証因を欠くこと、あるいは [実例が所証を欠く場合は] 矛盾因または [証因自体を欠く場合は] 非共通因が想定されている。その錯誤が結果である。そしてこれは誤った指摘である。

#### 【1-2-1-5. 非言述による対等】

##### 【1-2-1-5-1. 非言述=成立】

同じことが反対の方向に説明されると「非言述による対等」となる。すなわち、主題所属性に資するあり方を備えた理由をもつものとして主題は成立しているのに、実例で意図されたあり方を備えた理由をもつものとして未成立であるという属性を選択することである。それ [=属性の選択] に基づいて非言述であることによる反論が非言述による対等である。

##### 【1-2-1-5-2. 実例の理由に特有な 5 つの属性】

[言述する必要がないこととは] (1) 対象がすでに成立していること、(2) 対象が疑われていないこと、(3) 所証を知らせる能力がはたらいっていないこと、(4) 所証と証因に別の認識手段があること、(5) それ自体の特殊性である。というのもこれら理由の属性は実例で意図されているが、主題においては [意図されて] ないからである。

##### 【1-2-1-5-3. 非言述による対等を起こす各要素】

それゆえこれ [非言述を導くこと] が手段、批判点は [主題を通した] 理由であり、基体不成立・自体不成立・遍充されることの不成立が想定されており、その錯誤が結果である。これはその誤った指摘である。

##### 【1-2-1-5-4. 主題の不成立】

そして [非言述による対等は] 以下のように起こる。もし実例と同様に、対象がすでに成立したものとして主題があるならば、説明される必要がない。それ [=主題] も対象がすでに成立しているからである。またそうであれば [実例の] 理由は主題の属性ではない。もしそうでないとしても、説明される必要がない。そのような理由をもつものとして [主題に] 関連付けられていないから。またそうであれば自体不成立因になる云々と。

#### 【1-2-1-6. 選択による対等】

##### 【1-2-1-6-1. 3 種の選択】

一方、選択による対等においては (1) 理由の、別の属性に対する [逸脱]、あるいは (2) 別の属性の、所証の属性に対する [逸脱]、あるいは (3) 同じ別の属性の、[さらに] 別の属性に対する逸脱が「属性の選択」となる。

#### 【1-2-1-6-2. 理由の、別の属性に対する逸脱】

そしてそれ [= (1) の選択] は、実例の分割によってバーシャにあるような重さ・軽さや、所証 [= 主題] と実例の分割によってヴァールティカにあるような分離から生じる・分離から生じないこと、あるいは所証 [= 主題] だけの分割によって言葉と心を主題にしたときの有質性・無質性である<sup>40</sup>。

#### 【1-2-1-6-3. 別の属性の、所証の属性に対する逸脱】

まさにこの方向で別の属性の、所証の属性に対する逸脱が知られるべきである。例えば「音声は無常である。所作性ゆえに」と述べられたとき、「認識対象性は同じでも、虚空など常住なものもあるし、壺など無常なものもある。同様に所作性が同じでも、壺など無常なものもあるだろうし、音声など常住なものもある [だろう]」[と反論する]<sup>41</sup>。

<sup>40</sup> ここでは合計 9 種類の詭弁があることになる。1-1~2-1 は、所証と証因を媒介にした 2 つの逸脱が論理的につながって間接的に逸脱が生じている一方、2-2~3-3 は所証と証因が関与せず、単なるアナロジーから逸脱を示している。

##### 1. 理由の、別の属性に対する逸脱

…証因が逸脱する別の属性を選択し、その別の属性が所証を逸脱することから、証因も所証を逸脱すると想定する (hetu $\supset$ dharmāntara $\cdot$ dharmāntara $\supset$ sādhya $\rightarrow$ hetu $\supset$ sādhya)。

##### 1-1. 実例を分割する場合 (NBh)

立論：自己は運動をもつ。運動の原因である属性と結合するから。土塊のように。

反論：運動の属性と結合していても土塊のように重いものもあれば風のように軽いものもある (別の属性「重い・軽い」による実例の分割)。同様に運動の属性と結合していても運動をもつものもあればもたないものもあるだろう (不確定因の指摘)。運動の属性と結合することから、自己が運動をもつことは必ずしも帰結しない。

※「アトマンは軽いから、風のように運動をもたない」という反論 (矛盾因の指摘) ではない。理由「運動の属性と結合すること」が「重い・軽い」という別の属性に対して逸脱するように、「重い・軽い」という別の属性もまた、所証「運動をもたないこと」に対して逸脱するからである。「軽ければ必ず運動をもたない」という遍充関係はない。

##### 1-2. 所証と実例を分割する場合 (NV)

立論：音声は無常である。生起する属性をもつから。壺のように。

反論：生起する属性をもつていても音声は分離によって生じ、壺は分離によって生じない (別の属性「分離によって生じる・生じない」による所証と実例の分割)。同様に生起する属性をもつていても無常なものもあれば常住なものもあるだろう (不確定因の指摘)。生起する属性をもつことから、音声が無常であることは必ずしも帰結しない。

##### 1-3. 所証だけを分割する場合 (NP)

立論：言葉と意器官は無常である。作られたものであるから。壺のように。

反論：作られたものであっても言葉は無質であり、意器官は有質である (別の属性「無質・有質」による所証の分割)。同様に作られたものであっても無常なものもあれば常住なものもあるだろう (不確定因の指摘)。作られたものであることから、音声と意器官の両方が無常であることは必ずしも帰結しない。

#### <sup>41</sup> 2. 別の属性の、所証の属性に対する逸脱

…別の属性が所証を逸脱し、その別の属性が証因も逸脱することから、証因も所証を逸脱すると想定する (dharmāntara $\supset$ sādhya, dharmāntara $\supset$ hetu $\rightarrow$ \*hetu $\supset$ sādhya)。あるいは別の属性が所証を逸脱することから、類推によって証因も所証を逸脱すると想定する (dharmāntara $\supset$ sādhya $\supset$ hetu $\supset$ sādhya)。所証を逸脱する属

#### 【1-2-1-6-4. 別の属性の、さらに別の属性に対する逸脱】

そして同様に別の属性の、[さらに]別の属性に対する逸脱が述べられる。すなわち、同じ立論に対して「実体性が同じでも、火のように熱いものもあるし、水などのように熱くないものもある。同様に結果性が同じでも、音声など常住なものもあるだろうし、壺など無常なものもあるだろう」というように<sup>42</sup>。

#### 【1-2-1-6-5. 選択による対等を起こす各要素】

したがってここで[スートラの]「所証と実例について」とは[所証と実例の]それぞれと

---

性によっては所証や実例を分割することができないため、事実上、実例を分割する場合しかありえない。

##### 2-1. 実例を分割する場合 (NP)

立論：音声は無常である。作られたものであるから。壺のように。

反論：認識対象であっても虚空のように常住なものもあれば壺のように無常なものもある（別の属性「認識対象であること」の下での実例の分割）。同様に作られたものであっても無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）。作られたものであることから、音声が無常であることは必ずしも帰結しない。

##### 2-2. 所証と実例を分割する場合 (Pra に基づく)

立論：音声は無常である。生起する属性をもつから。壺のように。

反論：認識対象であっても音声は分離によって生じ、壺は分離によって生じない（別の属性「認識対象であること」の下での所証と実例の分割）。同様に生起する属性をもついても無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）。生起する属性をもつことから、音声が無常であることは必ずしも帰結しない。

※所証と実例を分割するためにさらに別の属性「分離によって生じる・生じない」が必要となる。よって事実上 3-2 と同一になっている。

##### 2-3. 所証だけを分割する場合 (Pra に基づく)

立論：言葉と意器官は無常である。作られたものであるから。壺のように。

反論：認識対象であっても言葉は無質であり、意器官は有質である（別の属性「認識対象であること」の下での所証の分割）。同様に作られたものであっても無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）。作られたものであることから、音声と意器官の両方が無常であることは必ずしも帰結しない。

※所証を分割するためにさらに別の属性「無質・有質」が必要となる。よって事実上 3-3 と同一である。

#### <sup>42</sup> 3. 別の属性の、さらに別の属性に対する逸脱

…何であれ別の要素が別の要素を逸脱することから、類推によって証因も所証を逸脱すると想定する

(dharmāntara (X) ⊃ dharmāntara (Y) ∘ hetu ⊃ sādhyā)。

##### 3-1. 実例を分割する場合 (NP)

立論：音声は無常である。作られたものであるから。壺のように。

反論：実体であっても火元素のように熱いものもあれば水元素のように熱くないものもある（別の属性「実体であること」の下での別の属性「熱い・熱くない」による実例の分割）。同様に作られたものであっても無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）。作られたものであることから、音声が無常であることは必ずしも帰結しない。

##### 3-2. 所証と実例を分割する場合 (Pra)

立論：音声は無常である。所作性のゆえに。分離のように。

反論：属性であっても、分離は原因の分割が先行し、音声は原因だけの分離が先行する（別の属性「属性であること」の下での別の属性「原因の分離・原因だけの分離」による所証と実例の分割）。同様に作られたものであっても無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）。作られたものであることから、音声が無常であることは必ずしも帰結しない。

##### 3-3. 所証のみを分割する場合

立論：音声は無常である。所作性のゆえに。壺のように。

反論：音声であってもカ音もあればア音もある（別の属性「音声であること」の下での別の属性「カ音・ア音」による所証の分割）。同様に作られたものであっても無常なものもあれば常住なものもあるだろう（不確定因の指摘）。作られたものであることから、音声が無常であることは必ずしも帰結しない。

その両方を代喩するものとして適用されるべきである。それ [=選択] に基づいて所証の逸脱を決めることが選択による対等である。それゆえこれ [=逸脱を決めること] が手段であり、理由が批判点で、不確定因であることが想定されており、これはその誤りである。

#### 【1-2-1-7. 証明による対等】

##### 【1-2-1-7-1. 両者の未成立と属性の選択】

一方、「証明による対等」においては両方 [=主題と実例] が証明されるべきことが原因である。

〔問い〕 それではそれ [=証明されるべきこと] とは何か。

答える。主題と理由と実例は別の認識手段によって成立したものが推理の要件となるのであり、未成立のもの [は推理の要件] でない。また [主題と理由と実例が] それ [=理由] 自体から成立しているということもない。一方、論証したい属性 [=所証] は主題において未成立であり、それ [=理由] 自体によって成立するだろう。このような [主題・理由・実例の] 成立と [所証の] 未成立という両方の真実が属性の選択である。

〔「証明による対等」の原因として〕 それ [=属性の選択] を [「両方が証明されるべきこと」と] 重ねる意味で「また」という。その場合論証したいもの [=所証の属性] と同じく、すでに成立しているものも推理されるべき、証明されるべきであり、それ [=属性の選択による、両方が証明されるべきこと] に基づいて [別の] 推理の適用を付随することが証明による対等である。

##### 【1-2-1-7-2. 証因が証明されるべきこと】

〔問い〕 それはどのようにしてあるのか。

〔答え〕 というのも、証因がそれ [=所証 (の総体)] の理解を生み出すことこそが、それ [=所証] が推理されるべきことだからである。そしてそのこと [=所証が推理されるべきこと] は、実例において証因の属性が所証を導くと認められていることに基づき、またその一方で基体 [=主題] と証因が推理知に含まれると認められていることに基づく<sup>43</sup>。

すなわち、以下のように [証因が推理されるべきことが] 導かれる。「実に、両方 [=所証と理由] の属性をもつものとして既に成立しているものが実例であろう。そして立論で述べられたもの [=所証] を [証因とは] 別の認識手段が証明することはない。 [証明するな

---

<sup>43</sup> 推理知は証因だけに基づく。また、推理知は所証だけの知ではなくて「実例で確定された遍充関係をもつ証因に基づく所証に限定された主題の知」という複合形をとる。このことから、推理知を構成する証因が、同じ証因によって導かれなければならないという奇妙な事態が結論される。そのため証因は推理以前には成立していなかったことになり、不成立ということになってしまう。

ここでは、未成立であるという属性を証因に選択するだけであり、未成立だからといって証因のさらなる証因を問うているわけではない。証因の証因を問うならば「遡及による対等」になる。

推理知に証因を含む (līngopadānamat) か否か (līngānupadānamat) は後の新ニヤーヤ学派でも見解の分かれることになるが、ここでは証因を含む説を採用した上での反論となる。

らば] 証因が [所証を] 導かないものになってしまうから. というのも, それ [=証因] が導くことというものは, それ [=所証] の証明以外にないからである. したがってそれ [=証因] の成立のためにも同じもの [=証因] が用いられなければならない. しかもそれ [=証因] が用いられない限り, [証因を欠いた] 実例は所証を欠いたものになってしまう. 同様に, 未成立の証因と [未成立の] 基体が推理の要件となることはない.

またそれ [=証因] の成立のために [証因とは] 別の認識手段が力をもつことはない. 証因がそれ [=推理] において導かないことになってしまうから. そしてそうであるならばそれ [=証因] がそれ [=所証] も導かないことになってしまうから. それ [=証因] はそれ [=所証] だけの理解を成立させるものだから. なぜなら, 証因と基体を除いては所証の理解はないからである. それゆえそれ [=証因] の成立のためにも同じ証因が用いられなければならない。」

#### 【1-2-1-7-3. 実例・基体・証因の不成立】

同様にそれ [=推理] の使用の前に基体 [=主題] は不成立なので基体不成立となり, 実例が不成立なので遍充されることの不成立となる. 証因が不成立なので自体不成立となる. 以上のようにこれ [=証明による対等] は3種類ある.

#### 【1-2-1-7-4. 証明による対等をを起す各要素】

そしてこれ [=証明による対等] は両者が証明されるべきことが手段である. 理由と実例が批判点で, 所証を欠くことと不成立が想定されており, これはその誤りである.

#### 【1-2-2. 6つの詭弁への再反論】

これら [6つの詭弁] について欠陥の根源を考察するストラが以下である.

ある [一定の] 類似性に基づいて結論が成立しているので, 非類似性に基づいては否定にならない (ストラ 5.1.5).

#### 【1-2-2-1. 付加による対等の否定】

##### 【1-2-2-1-1. 単なる共存ではなく遍充関係をもつ】

これ [=付加による対等] については以下のような再反論となる.

「もし我々が無常性と共存して壺に見られた所作性を, 音声という基体 [=主題] に見つ, それ [=音声] に無常性を結論するのであれば, そうになってしまう [=付加による対等の余地がある] だろう. しかしそうではなくて, それ [=無常性] に遍充されたそれ [=所作性] を [音声に見つつ無常性を結論するの] である」と.

同じようにもし有色性などにそれ [=所作性] が遍充されているとしたら, 誰がそれ [=遍充関係] に基づいてそれ [=有色性] の付加を望まないだろうか [否, 誰でも反論を望むだろう]. しかし [実際は] そうではない. そのことがこの「ある類似性に基づいて」と

述べられている。「必然関係をもつものにに基づいて」という意味。「結論」とは所証の属性の [もの]。「非類似性に基づいては」すなわち特殊なことだけで必然関係のないものに基づいては、「否定にならない」すなわち反対の論証というかたちのもの [にならない] という意味。

#### 【1-2-2-1-2. 自己撞着】

「以上のことはあなたの了解であって私のものではない」というならば、「これ [=立論] は正しいもの [=正しい否定] ではない。[必然関係の有無に関係なく] 付加だけで欠陥となるから」というのが詭弁の文意となるだろう。またそうであるならば、前 [=類似性・非類似性による対等] と同じく [あなたの反論は] 自ら述べたことを否定するものと言わなければならない<sup>44</sup>。

#### 【1-2-2-2. 除去による対等の否定】

同様に除去による対等でも、「非類似性に基づいて」すなわち必然関係のない属性を除外することにに基づいては、「否定にならない」すなわち所証または理由の除去というかたちのもの [にならない] というのがストラの各語の意味。

このように承認しなければ、それ [=反論] 自体が [自らを] 否定するものとなる<sup>45</sup>。

#### 【1-2-2-3. 言述による対等の否定】

##### 【1-2-2-3-1. 実例は必然関係に資するのみ】

言述による対等でも同様である。「ある類似性に基づいて」すなわち所証一般の必然関係に資するもの [=実例] に基づいて、同類例に存する個別の理由によって、主題に存する個別の理由に「結論が成立しているので」、「非類似性に基づいて」すなわち対象が未成立であることなどに基づいては「否定にならない」。なぜなら、それ [=主題に存する証因] は遍充関係に資するものではなくて主題所属性に資するものである。一方、遍充関係に資するものが同類例で意図されているが、他のこと [=自らの対象が未成立であることなど] は [同類例で意図されていない] からである。

##### 【1-2-2-3-2. 自己撞着】

しかしこのように承認しなければ [自己] 否定こそが排除されない<sup>46</sup>。すでに述べた言述性

---

<sup>44</sup> 相手が付加するものについて必然関係の有無を問わないならば、再反論は「付加による反論は全て詭弁である」とするほかない。そして反論者自身の主張にも付加が行われることになって、自己撞着となる。

<sup>45</sup> 付加による対等と同様に、必然関係を問わず除去が成立するならば、反論者自身の主張も除去されてしまい、自己撞着となる。

<sup>46</sup> 実例における個別の理由は、普遍としての遍充関係の成立のみを意図して使われており、主題で意図されているような主題所属性の成立には関わらない。同様に、主題でのみ意図されている「自らの対象が未成立であること」「疑いと同じ対象をもつこと」「所証を知らせる能力がはたらいしていること」「遍充関係を把握する認識手段を欠くこと」「それ自体の特殊性」という5つにも関わらない。これを承認せずに実例に

が反論の文意に適用されるからと云々。

#### 【1-2-2-4. 非言述による対等の否定】

##### 【1-2-2-4-1. 主題と実例の証因は同じものではない】

逆にすれば非言述による対等でも同様である。〔主題に存する〕特殊な理由に基づいて、実例に存する特殊の理由によって、「ある類似性に基づいて」すなわち遍充されるもの一般を特質とするものに基づいて「結論が成立しているので」、「非類似性に基づいて」すなわち対象が成立していることなどに基づいては否定にならない。なぜなら同類例でその証因があるからといって主題にも〔全く同じ証因が〕あるわけではないからである。もし〔同類例と全く同じ証因が主題に〕あるならば主題であることを否定するから。

##### 【1-2-2-4-2. 自己撞着】

「それ〔＝主題であること〕を否定してもよい」というならば〔そうではない〕。そのような承認するならば、反論自体を否定するから<sup>47</sup>。以上のような非言述性が、それ〔＝反論〕にも適用されるからなどという。

##### 【1-2-2-4-3. 言述・非言述による対等の欠陥】

この両者〔＝言述・非言述による対等〕は対象でないものへの適用が欠陥の根源である。「対象が未成立であること」などといった証因の属性は主題のみに関与するのに、同類例で取り上げられるから。また「対象がすでに成立していること」などは同類例のみに関与するのに、主題で取り上げられるからという。

#### 【1-2-2-5. 選択による対等の否定】

##### 【1-2-2-5-1. 遍充関係は一部にのみある】

選択による対等でも同様である。「ある類似性に基づいて」すなわち証因があるもの〔だけ〕に遍充されていることに基づいて、それ〔＝遍充されていること〕の成立に基づいて、主題の「結論が成立しているから」、「非類似性に基づいて」すなわち〔証因が〕別の属性に

---

おける理由が主題の属性にも関わるといふならば、対論者が挙げた反証の理由も同じように言述されるべきもの、つまり証明が必要なものとなり、自己撞着になる。

例の中で対論者は再反論を展開していないが、反論を展開した場合に提示されるはずの主題・理由・実例について同じことが該当するという意味であると考えられる。自己撞着 (svavyāghāta) はここまで詭弁の論者の提示する反論に対して、詭弁がそのまま該当するという意味合いで用いられている。反論は、否定だけでなく反論も含むか、少なくとも含意するからである。

<sup>47</sup> 主題における個別の理由は、一般的に所証に遍充されるものであることを示すためだけに使われており、実例で意図されているような遍充関係の成立には関わらない。同様に、実例で意図されている「対象がすでに成立していること」「対象が〔もはや〕疑われていないこと」「所証を知らせる能力がはたらいしていないこと」「所証と証因に別の認識手段があること」「それ自体の特殊性」という5つにも関わらない。これを承認しなければ対論者の主題も実例と同じものになり、言述の必要のないもの、すでに成立しているものの論証になってしまう。すなわち自己撞着である。



遍充されていないこと [など] に基づいては否定にならない<sup>48</sup>。なぜなら、あるものに遍充されているからといって全てがそうである [=遍充されている] という了解はないからである。また、あるものから逸脱するからといって全てから逸脱するという法則もない。あるいは、そうであるならば [=ある遍充や逸脱から全ての遍充や逸脱が成り立つならば] 自ら述べたことを否定するものとなる云々。

#### 【1-2-2-5-2. 選択による対等の欠陥】

これ [=選択による対等] についても、対象でないものへの適用が欠陥の根源である。「逸脱があるから論証しない」というのは正しいが、その場合に限って [正しいの] であり、あるものに逸脱があるからといってそれと別なものに [逸脱がある] というのではない。

#### 【1-2-2-6. 証明による対等の否定】

##### 【1-2-2-6-1. 推理の要件は他の根拠をもつ】

一方、証明による対等においては、[その推理と] 別の根拠によって成立している事例によって、別の根拠によって成立している主題について、別の根拠によって成立している「ある類似性に基づいて」すなわち遍充されたもの [=証因] に基づいて、所証の属性の「結論が成立しているので」、「非類似性に基づいて」すなわちその証因が未成立であることに基づいては、「否定にならない」。なぜなら主題と同類と理由が、まさにその証因に基づいて成立し、推理の要件となることはないからである。[そうであるならば] 循環論法や相互依存 [の過失] が付随するから<sup>49</sup>。

<sup>48</sup> 1-2-1-6 の分類にしたがって整理する。

1-1. 「運動の属性に結合していること」という証因は「重い」または「軽い」という別の属性を逸脱するが、だからといって「運動をもつ」という所証を逸脱することはない。

1-2. 「生起する属性をもつこと」という証因は「分離によって生じている」または「生じていない」という別の属性を逸脱するが、だからといって「無常性」という所証を逸脱することはない。

1-3. 「作られたものであること」という証因は「無質」または「有質」という別の属性を逸脱するが、だからといって「無常性」という所証を逸脱することはない。

2-1. 「認識対象性」という別の属性は「無常性」という所証を逸脱するが、だからといって「作られたものであること」という証因が所証を逸脱することはない。

2-2. 「認識対象性」という別の属性は「無常性」という所証を逸脱するが、だからといって「生起する属性をもつこと」という証因が所証を逸脱することはない。

2-3. 「認識対象性」という別の属性は「無常性」という所証を逸脱するが、だからといって「作られたものであること」という証因が所証を逸脱することはない。(=2.1)

3-1. 「実体性」という別の属性は「熱い」または「熱くない」という別の属性を逸脱するが、だからといって「作られたものである」という証因が「無常性」という所証を逸脱することはない。

3-2. 「属性性」という別の属性は「原因の分離が先行する」または「原因だけの分離が先行する」という別の属性を逸脱するが、だからといって「作られたものである」という証因が「無常性」という所証を逸脱することはない。

3-3. 「音声性」という別の属性は「カ音性」または「ア音性」という別の属性を逸脱するが、だからといって「作られたものである」という証因が「無常性」という所証を逸脱することはない。

このような遍充関係の有無に基づく逸脱の違いを認めず、ある逸脱から証因や所証の逸脱を導こうとするならば、反論者の論証にも逸脱があることになってしまい、反論できない。

<sup>49</sup> 証因は別の認識手段によって確定されており、不成立ということはない。反論者が言うように証因はそ

#### 【1-2-2-6-2. 自己撞着】

また「そうであってもよい [=過失があってもよい]」と言うべきではない。自ら述べたことを否定するものとなるから。欠陥のあるものは[推理の]要件とならないから。あるいは[欠陥があっても]要件となるならばもう[我々の推理に]過失の余地がないから。また、反論を通した[自らの]否定は前[=類似性・非類似性による対等]と同じである。それ [=対論者の実例] にも以上のような証明されるべきことが及ぶから。

#### 【1-2-2-6-3. 証明による対等の欠陥】

それゆえこれは妥当でない要素の付加である。主題・同類・理由はすでに成立しているものが推理の要件となることが必ず相応しく、一方でその証因によって成立することは妥当ではないという。

#### 【1-2-2-6-4. 証因は必然関係も導く】

反論. このようであるならば [=推理の要件が別の根拠から成り立つならば] 証因が導かないものになってしまう。所証が[当該の推理] 以外からこそ成立するからと述べた<sup>50</sup>。

答え. 実に、それ [=証因] が導くというそのことは、証明を生み出すことだけではない。それだけでなく条件のない[必然] 関係[も、証因が導くもの] である<sup>51</sup>。なぜなら、さもなければ [=条件のない関係も導かなければ] 導くことを否定するだけになってしまうか

---

の推理自体で確定されなければならないとすれば、循環論法や相互依存の過失が生じる。

反論者が証因の不成立を主張するために、それに付随する循環論法や相互依存の過失を認めるならば、反論者の論証に使われる証因も不成立または循環論法や相互依存となり、反論にならない。これで反論しても立論の過失を指摘できないからである。

これに対して、反論者は別の反論を用意するというならば、それを述べなければならないがここでは述べられていない。

注釈者たちが示す循環論法と相互依存の内容にはいくらかの違いがあるが、3項目以上を必要とする循環論法では主題所属性などを別立てし、2項目の相互依存ではこれらを省略しており、内容的に大きく変わるものではない。ただしPAが示した循環論法(3)は主題と実例を分けてその間に因果関係を提示する点で特異である。

循環論法

- (1) 遍充関係と主題所属性の成立→証因の成立→主題と実例の成立→遍充関係と主題所属性の成立 (Pra)
- (2) 主題の成立→主題所属性の成立→証因の成立 (Pan)
- (3) 証因の成立→主題の成立→実例の成立→証因の成立 (Pan)

相互依存

- (1) 主題と実例の成立⇔理由の成立 (Pra, Pan)
- (2) 証因の成立⇔主題の成立 (Pan)
- (3) 証因の成立⇔実例の成立 (Pan)

<sup>50</sup> 同じ表現ではないが、1-2-1-7-2で「そして立論で述べられたものを別の認識手段が証明することはない。証因が導かないものになってしまうから。というのも、それ [=証因] が導くことというものは、それ [=所証] の証明以外にないからである」と述べた箇所を指すと考えられる。

<sup>51</sup> 証因の役割を所証の証明に限定してしまえば、推理の要件が別の根拠から成り立つとした場合、証因が所証に含まれる説では証因の役割はなくなってしまう。しかし証因の役割は所証の証明だけではなくて、遍充関係を所証に導くことである。この役割があることによって、証因は他の根拠から成り立ちながらも、導くという性質を失わない。

らという。それゆえ「ある類似性に基づいて」と述べられたのは、[所証に] 遍充された導くもの [=証因] に基づいてという意味である。

### 【1-2-3. 後三者の詭弁への再反論】

言述・非言述・証明による対等について別の再反論を述べる。

また所証の準用<sup>52</sup>に基づいて実例が成り立つから（スートラ 5.1.6）。

これ [=詭弁] が以上のように起こるのは、両者 [=主題と実例] に例示するもの・例示されるものという関係を認めた上で「両者が未論証であることに基づいて」と反証するのか、あるいはそうでない [=認めないで反論する] のか？

#### 【1-2-3-1. 所証の準用を認めない場合】

そうでないならば、[成立か未成立かという] 属性の選択はなく、どうして詭弁が起こりえようか？<sup>53</sup>

#### 【1-2-3-2. 所証の準用を認める場合】

一方 [例示関係を] 認めるならば、[主題で] 準用されている [所証の] 属性の基体の実例となり、そして「準用はすでに成立しているもの [=実例] によって起こるのであり、未成立のものによっては起こらない」という理屈から、付随したもの [=未成立または成立] が否定される<sup>54</sup>。もしそれ [=成立しているもの] の属性の準用があるならば、どうしてそれ [=実例] が未論証だろうか？ [否、すでに成立している.] そうであるならば [=未論証ならば]、どうしてそれ [=実例] によって準用できようか。 [否、できない.]

#### 【1-2-3-3. 言述・非言述・証明による対等の否定】

それゆえ、「所証の準用」を承認することに基づいて「実例」が「成り立つ」という承認があることから、否定は成立しない。あるいは、「実例」が「成り立つこと」すなわち成立することにに基づいて「所証の準用」があるから、否定は成立しない。

---

<sup>52</sup> 準用 (atideśa) はミーマーンサーの用語で、基本祭式で確立している要素を、部分的に未知の応用祭式に持ち込むことをいう。転じて実例で確立している要素すなわち所証を、部分的に未知の主題に持ち込むという意味で用いられている。立論者の実例が主題と例示関係にあることを認めるならば、必然的にそれを結ぶ所証が既知から未知へと準用されている仕組を認めなければならない。

<sup>53</sup> 所証は実例においてすでに成立したのものから、主題において未成立のものに準用される。これが「例示するもの・例示されるもの関係」である。

この関係を認めなければ、主題と実例は全く別のものとして扱うことになり、主題の属性を実例にもちこんだり（言述による対等）、反対に実例の属性を主題に持ち込んだり（非言述による対等）、主題の属性を証因に持ち込んだり（証明による対等）することはできない。

<sup>54</sup> 一方この関係を認めても、実例において成立、主題において未成立という違いがあることを認めたことになり、一方の属性を一方に仮託するというかたちの3つの詭弁は否定される。

### 【1-3. (9) 到達・(10) 非到達による対等】

#### 【1-3-1. 反論】

所証に到達して、または到達しないで [理由が論証するかという]、理由が到達するならば違いがないことに基づいて、また到達しないでは論証できないことに基づいて、到達・非到達による対等になる (スートラ 5.1.7).

#### 【1-3-1-1. 作る説と知らせる説】

「論証する」と [所証に到達して、または到達しないという] 選択肢 [の後] に補う<sup>55</sup>. 詭弁の起こりを説明するため選択肢に言及する. 「所証」とは作られるものであり、また知らされるものである<sup>56</sup>. 「到達」とは近接であり、そしてそれ [=近接] は結合・内属・限定要素性・被遍充性・対象性などいくつかの種類のうち、いずれか一つである. 「違いがないこと」とは既に成立していることであり、そしてそれ [=既に成立していること] は作られるものを対象とするならば存在することであり、知らされるものを対象とするならば既に知られていることである.

#### 【1-3-1-2. 到達による対等】

##### 【1-3-1-2-1. 作る説での到達による対等】

それゆえこれ [=到達による対等] は以下のように起こる. すなわち、証因とその [=証因の] 知の結果 [=作られるもの] が推理知である. そして到達しないで結果を作るならば手段の過大適用になるから、到達して作ると言わなければならない. そして存在するものが到達されるのであって、存在しないもの [が到達されるの] ではない. また 2 つの存在するに違いがないならば、どちらが原因や結果であるのか? よって推理が実のないものとなる<sup>57</sup>.

<sup>55</sup> スートラの前半部「所証に到達して、または到達しないで (prāpya sādhyam aprāpya vā)」は主語が「理由が」となり、「到達・非到達による対等」が主語となる後半と結びつかない. ウダヤナは「論証する (sādhatvam)」と補うが、それでも問題は解決されておらず、ヴァルダマーナは「論証するとき (sādhatve)」 「論証するならば、そのとき (sādhatvam yadi tadā)」 「論証すると選択して (sādhatvam vikalpya)」 という別の補い方を紹介している.

さらにこの前半部分はスートラの主眼である原因が後半に述べられているため、定義としても必要でない. これについて、ウダヤナは「詭弁の起こりを説明するため」として正当化する.

<sup>56</sup> 「所証」を作られるもの、知らされるものの両方とし、作る説 (kṛtipakṣa) と知らせる説 (jñaptipakṣa) を明確に分類するのはウダヤナを嚆矢とする. ヴァーチャスパティミシュラまでは知らせる説を採りながらも「違いがないこと」を存在することをみなしていた. ウダヤナは因果関係を別立てするとともに、知らせる説での「違いがないこと」を既に知られていることと捉えて、存在することを区別している. ただしこの区分の基本的な考え方は仏教の「生因」と「了因」に由来するものと考えられる.

「到達」はここでは広い意味で関係一般と捉えられている. 「近接」は同一基体関係 (sāmānādhikarānya) ということができ、同じ基体に属するもの同士は同じ属性をもつというのが基本的な考え方となる.

<sup>57</sup> 1. 関係の必要性

手段は結果と何らかの関係を持たずには結果を作ることができない. 何の関係もなしに結果を作るならば、特定の手段だけでなく何でも結果を作ることになってしまうからである. したがって証因と証因知は推理知に到達して推理知を作る.

2. 関係項の成立 (存在性)

### 【1-3-1-2-2. 知らせる説での到達による対等】

同様に到達しないで知らせるならば過大適用があるから、到達して知らせると言わなければならない。また証因と同様、[証因の] 知も知らせるものであるが、所証とそれ [=証因の知] は、結合などというかたちで到達することはない。それゆえ [証因の知にとって到達とは所証を] 対象とすることにほかならないと言わなければならない。そしてそうであるならば、証因の反省のときにはすでに所証が明らかになっているので、既に知られている点で違いがないから、何が何について知られるもので知らせるものなのか。よって推理が実のないものとなる<sup>58</sup>。

### 【1-3-1-3. 非到達による対等】

全く同じものが逆にすれば非到達による対等になる。すなわち、到達するならば違いがないから、作らない、あるいは知らせないことになるので、到達せずに原因となり、また知らせるものとなると言わなければならないが、それは妥当ではない。過大適用になってしまうから<sup>59</sup>。以下のように述べられている。「というのも、到達せずに火は燃やさないからである」というのは作る場合である。「というのも、到達せずに灯火は照らさないからである」といのは知らせる場合である<sup>60</sup>。

---

関係をもつためには両関係項が存在していることが必要である。因果関係を結ぶためには原因も結果も存在していなければならない。したがって推理知は予め存在していることになる。

#### 3. 推理の不可能

そして結果が存在しているとすれば、それを成り立たせるはずの手段は不要となる。手段なしで結果が存在してしまっているからである。そこには原因と呼ばれるものも、結果と呼ばれるものもない。よって推理なしに推理知が成り立っていることになり、推理は無用となる。

このような3つの段階から相手の推理が否定されるが、すでに「証因と証因知は推理知に到達して推理知を作る」という言明自体、矛盾を孕んでいることに注意したい。到達するときに存在しているならば、もはや改めて作る必要はない。すなわち、この問題は到達するか否かという選択肢を持ち込むことによって起こっているのである。

Cf.NS 2.1.8ff (直接知覚の三時不成立), 5.1.18 (三時不成立の無根拠による対等)

<sup>58</sup> 基本構造は作る説と同じである。前者では証因と証因知が到達するもの、推理知が到達されるものだったのに対し、こちらでは証因知が到達するもの、所証が到達されるものとなり、「証因と証因知が推理知を作る」から「証因の反省が所証を知らせる」に替わる。

#### 1. 関係の必要性

証因知は所証に到達して=ある関係をもって所証を知らせる。関係をもたずに知らせるならば、特定の証因知だけでなく何でも所証を知らせることになってしまうからである。

#### 2. 関係項の成立 (既知性)

証因知 (証因の反省) と所証の関係は、対象とするもの・されるもの関係 (viṣayaviṣayibhāva) である。その関係を結ぶため所証は対象として、予め知られていなければならない。

#### 3. 推理の不可能

証因知があるときにすでに所証が知られているならば、証因知が所証を知らせるということはできなくなる。よって推理なしに所証が成り立っていることになり、推理は無用となる。

<sup>59</sup> 到達・非到達という選択肢はいずれの場合にも不都合を引き起こす。到達・非到達による対等の違いはどちらから説いていくかという違いだけである。非到達では問題 (過大適用) があるから到達しなければいけないことになるが、それでも問題 (既に成立していること) があると説けば到達による対等、到達では問題があるから非到達でなければならないが、それでも問題があると説けば非到達による対等となる。

<sup>60</sup> NBh, NV からの引用。同じ引用は NVTP でも引用元を明記して行われている。

NV 2016.11.na hy agnir aprāpto dahati|

#### 【1-3-1-4. 個々の遍充関係による批判—anye】

一方他の者たちは、個別の遍充関係を批判することによってこれ [=到達による対等] を述べている<sup>61</sup>.

##### 【1-3-1-4-1. 到達による対等】

すなわち、[到達による対等は] 以下のように起こる。「特定の証因は、特定の所証によって遍充されているのか否か？ もし [遍充されて] いないならばそれ [特定の所証] を知らせないことになってしまう。[遍充されていないのに知らせるならば] 過大適用になってしまうから。遍充されているならば、[遍充されていることが] 未知のもの [=証因] がそのように [所証を] 知らせることはできない。[未知でも知らせるならば] 同じく過大適用になってしまうから。それゆえ特定の証因のように特定の所証も必ず前もって了解されなければならない。遍充関係はそれ [=特定の所証] によって形成されるから。そしてそうであれば推理は意味のないものとなる<sup>62</sup>。」以上が到達による対等である。

##### 【1-3-1-4-2. 非到達による対等】

一方、二番目 [=非到達による対等] は [以下のように起こる]。「実に、手段などは対象に近接して [はじめて] 所証の論証が可能となる。そして [推理の場合] 証因の反省が手段であるが、それ [=証因の反省] が特定の所証と近接することはない。それゆえ論証にならない<sup>63</sup>。」

---

NBh 2016.5:nāprāptaḥ pradīpaḥ prakāśayatīti|

NVTP 571.15f: yad uktam, na hy aprāptaḥ pradīpaḥ prakāśayatīti bhāṣyam, vārtikañ ca - na hy agnir aprāpto dahatīti|

<sup>61</sup> ヴァルダマーナは「他の者たち」が知らせる説だけに限定していると解する。Shukla 先生によると「述べる (āhuḥ)」で紹介する見解は採用しないことを意味するという。事実ウダヤナはこの見解を「定義はそこまで限定していない」として採用しない。なお、採用する場合は「prāhuḥ」になるという。

<sup>62</sup> 上記の知らせる説で到達とは証因の知と所証との、対象とするもの・されるもの関係であったが、ここでは特定の証因と特定の所証との遍充関係が到達の内容となる。基本構造は上記のものと同じ。

##### 1. 関係の必要性

特定の証因は特定の所証に到達して=遍充関係をもって所証を知らせる。遍充関係をもたずに知らせるならば、特定の証因だけでなく何でも特定の所証を知らせることになってしまうからである。

##### 2. 関係項の成立 (既知性)

遍充関係をもつにはどちらも予め知られていなければならない。未知の証因が遍充関係をもつならば、何であっても特定の所証を知らせることになってしまうからである。同じく未知の所証が遍充関係をもつならば、特定の証因からどんな所証でも知られてしまうからである。

##### 3. 推理の不可能

特定の所証が予め知られているならば、特定の証因が特定の所証を知らせるということではできなくなる。よって推理なしに所証が成り立っていることになり、推理は無用となる。

<sup>63</sup> 関係項は 1-3-1-3 と同じく「証因の反省」と「特定の所証」である。そしてこの2つの関係も前節と同じく対象とするもの・されるもの関係であり、遍充関係ではない。

ウダヤナは到達を5つに分けているが、直接言及されるのは2つだけである。これに基づいて到達・非到達による対等を分類すれば以下ようになる。

1. 作る説=因果関係
2. 知らせる説

### 【1-3-1-4-3. 下位分類の規定はない—ウダヤナ】

[問い] この場合真実は何か？

[答え] しかし「全てはこれだけである」という決まりは成立していない<sup>64</sup>。下位分類の言明を分けて区別すれば、無限だから。一方、定義は「到達すれば、違いがないことによって反論し、到達しなければ過大適用によって [反論する]」という。

### 【1-3-1-5. 到達による対等を起こす各要素】

そしてこの場合、到達による対等について、手段は「到達しないならば論証しない」からの残余法である。理由の使用が批判点であり、論証の手続きを逸脱するので論証しないことが想定されているが、それは [論証に] 相応しい [所証が未成立の] 時間というあり方の特定の補助因を欠くことによる限定要素 [=到達] の不成立<sup>65</sup>であり、そしてこれはその誤った指摘である。

### 【1-3-1-6. 非到達による対等を起こす各要素】

一方、非到達による対等において、到達するならば違いがないことが手段である。あるいは残余法や [理由が] はたらきを持たないこと [が手段] である。批判点は理由である。到達というあり方の限定要素の不成立<sup>66</sup>が想定され、そしてこれはその誤った指摘である。

### 【1-3-2. 再反論】

欠陥の根源を考察するストラである。

壺などの完成が見られるから、また苦しめるときに呪術があるから、否定とならない (ストラ 5.1.8)。

---

2-1. 対象とするもの・されるもの関係

2-2. 遍充関係

(2-3. そのほか)

「他の者たち」の見解はウダヤナの分類外ではない。2-1 と 2-2 を認めていることから、2 に含まれる。すなわち、「他の者たち」は「到達」を遍充関係に限定したのではなく、「所証」を知らせる説で説く。

<sup>64</sup> 「他の者たち」の見解は、そのように限定する決まりがないことによって否定される。無限にある下位分類の中で、これだけが到達・非到達による対等であると示すことはできない。そこで定義が数ある下位分類を支持するものとなるが、定義には「知らせる説だけが到達・非到達による対等である」と説く文言がないため、作る説も含まれることになる。

<sup>65</sup> 論証が起こる前には、所証と証因は無関係であってもならないし、すでに関係が確立していてもいけない。所証と証因の関係が疑わしい状態、換言すれば所証の未生無がある状態から論証は始まる。ところがすでに到達があるとすれば所証と証因の関係は確立しており、所証はすでに生じている。そこで所証と証因という関係はもはやなくなるか、あるいは「すでに成立しているものの論証 (siddhasādhana)」になってしまう。

<sup>66</sup> 到達による対等も、非到達による対等も、想定されているものは所証と証因との到達 (=関係構築) の不成立である。

### 【1-3-2-1. 作る説での到達による対等の否定】

ここで以下のような再反論がある。作る説であなたは諸々の原因が〔結果が生じる前に〕相互に到達することを意図するのか、それとも結果に〔直接到達することを意図するのか？<sup>67</sup>

#### 【1-3-2-1-1. 原因同士の到達は過失ではない】

前者で、〔諸々の要因に〕存在するものとして違いがないのは〔我々の推理にとって〕長所にほかならない。土くれに到達した棒などによって「壺などの完成が見られるから」、そして〔土くれと棒が相互に到達することは〕存在するもの〔同士〕の到達だから。

〔反論〕そうであっても相互に到達しあったら固有の相が無区別になってしまう。海とガンジス川のように。

〔答え〕そうではない。相互に到達しあったものでも、固有の相が混ざり合っていないものにほかならない棒などによって、「壺などの完成が見られるから」。

#### 【1-3-2-1-2. 原因は結果に到達しない】

後者ではない。〔原因が結果に到達することは〕承認されないから。すなわち、結果とそれを成立させる諸々の原因の到達が、それ〔＝結果〕の生起の要件であるということを我々は承認しない。

〔反論〕どうしてか。

〔答え〕〔結果に〕未到達のものにほかならない諸々の原因によって「壺などの完成が見られるから」。

〔反論〕過大適用の恐れから、私は今そのように〔＝到達が生起の要件であることを〕承認するのである。

〔答え〕そうではない。「壺などの完成が見られるから」。少なくとも「など」に含まれるあなたが承認するもの〔＝例えば世界〕には、未到達のものにほかならない原因〔＝例えば神〕によって完成が見られるからという意味である。

#### 【1-3-2-1-3. 特定の原因だけが結果を生む】

そして過大適用はない。原因の能力は定まっているから。〔結果が生起する〕時間と場所も共起に従って定まっているから。

〔問い〕それはどうしてか。

〔答え〕「壺などの完成が見られるから」にほかならない<sup>68</sup>。

<sup>67</sup> 証因と証因知が推理知を作るというかたちの到達は後者を指すだろう。したがって焦点は後者となる。

<sup>68</sup> 壺の完成という喩例はいくつかの意味で用いられている。まず作る説では

1. 原因は全て予め存在していなければならないこと
2. 原因同士が到達（結合）しても無区別にならないこと
3. 原因は結果に到達せずに結果を生み出すこと



#### 【1-3-2-2. 作る説での到達による対等の欠陥】

それゆえこれは妥当でない要素の付加である。結果への到達は妥当でないものにほかならないのに、論証の要件として取り上げているから。

#### 【1-3-2-3. 知らせる説での到達による対等の否定】

一方、知らせる説において証因は〔所証の〕基体と結合関係などをもち、所証の属性によって一切への敷衍があるようにして、遍充関係に含まれる到達は存在し、また知られる<sup>69</sup>。

#### 【1-3-2-4. 遍充関係は個々の間にない】

〔反論〕個々の遍充関係は知られない。

〔答え〕だから何なのか〔＝知られなくともよい〕。なぜなら推理知において2つの個物に遍充関係の知が役立つことはないからである<sup>70</sup>。

〔反論〕どうしてか。

〔答え〕証因によって「壺などの完成が見られる〔＝推理される〕から」。「など」に含まれる〔立論が〕論証しないことを導く推理によって、個々には論証しないことの成立を、あなたこそが承認しているから。あるいは反論は起こりえない<sup>71</sup>。

#### 【1-3-2-5. 知らせる説での到達による対等の欠陥（1）】

それゆえこれは対象でないものへの適用である。遍充関係の知は確かに要件ではあるが、個々〔の遍充関係〕を対象とするものではない。あるいは妥当でない要素の付加である。

---

4. 原因は能力・場所・時間という特定の条件下で結果を生み出すこと

3の「結果」には主張も含まれ、対論者の挙げた反論の理由が主張に到達していないのに、主張が成り立っていることを指摘するというメタレベルの再反論になっている。そしてこれは、詭弁全般に共通する「自己撞着」の指摘にほかならない。

<sup>69</sup> 作る説において原因と結果には到達はないとされたが、知らせる説において原因＝証因と結果＝所証には遍充関係というかたちでの到達がある。ここでは遍充関係があることを理由に到達を結論している。この一文は到達を導くメタ推理になっている。整理すれば以下のような論式が得られる。

主張：知らせる説では証因は所証に到達する。

理由：証因は所証と遍充関係をもつから。

喩例：およそあるものと遍充関係をもつものはそれに到達する。喩例において所証と結合関係をもつ（＝所証に到達している）証因は一切への敷衍によって主題の所証と遍充関係をもつように。

適用：証因は遍充関係をもつ。

結論：証因は到達する。

<sup>70</sup> 知らせる説では証因「原因は壺を作る」という知によって壺の完成が推理されるが、証因と所証の関係は一般のレベルでの遍充関係「およそ壺を作る原因があれば壺が完成する」であり、個々のレベルでの遍充関係「これらの原因があるのでこの壺が完成する」ではない。一般のレベルの遍充関係と、証因の主題所属性さえあれば推理知が導かれるからである。

<sup>71</sup> ここでも作る説と同様に自己撞着が指摘されている。すなわち、立論に論証能力がないことを導く相手の推理が、個々の遍充関係「この理由が論証しないこの推理は誤っている」に立脚せず、一般のレベルでの遍充関係「およそ理由が論証しない推理は誤っている」に基づいていることから、到達から不都合を導きながらも、自分自身が到達に立脚していることを指摘するのである。

個々の遍充関係の知は要素ではないから。

【1-3-2-6. 証因の知は所証に作用して到達する】

〔反論〕 そうであっても証因の知は所証の属性に到達することはない。

〔答え〕 〔証因の知が所証を〕 対象とすることというあり方〔の到達〕がないのか、それともそれ以外〔の到達〕でもないのか。前者ではない。認識上の関係がなくとも、作用上の関係はあるから。

〔問い〕 それ [=作用] 自体、どのようにしてあるのか。

〔答え〕 〔証因の知は〕 それ [=所証の属性] に遍充されたもの [=証因] を対象とするから。まさにこれゆえ後者 [=対象性以外の到達] ではない。このようなあり方 [=遍充関係] の到達は存在するから。

あるいは、このように承認しなければ反論は起こりえない<sup>72</sup>。

【1-3-2-7. 知らせる説での到達による対等の欠陥 (2)】

それゆえこれは妥当でない要素の付加である。証因の知が〔直接的に〕所証の属性を対象とするというかたちの要件は認められないから。あるいは対象でないものへの適用である。なぜなら証因の知は確かに要件ではあるが、〔直接的に〕所証の属性を対象とするものとしてではないからである<sup>73</sup>。

【1-3-2-8. 非到達による対等の否定】

このことによって非到達による対等はすでに否定された。さらに、どんなあり方でも未到達のもの [=原因・証因] が論証しないのか、あるいは直接的に未到達のもの [=が論証しないの] か。前者ではすでに成立しているものの論証となり、後者は不成立である。「苦しめるときに呪術があるから」。呪術があるから、苦しめるときに以下のことが知られる。すなわち「直接的に未到達であっても成立手段となることが知られている」と<sup>74</sup>。

<sup>72</sup> 証因の知は、証因のみを対象とする (pratipattyanubandha) のではなくて、推理の中では作用=証因の反省 (liṅgaparāmarśa) を通して所証をも対象とする (vyāpārānubandha)。すなわち証因の知の対象は「単なる証因」ではなく、「所証に遍充された証因」であることで所証も範囲に収めている。

この関係を認めなければ、反論の理由も所証に到達しないことになり、自己撞着となる。

<sup>73</sup> 知らせる説で壺の完成という喩例が用いられている意味は、証因の知によって所証の知が成立するというだけである。ただし「到達」は遍充関係に置き換えられ、証因の知が直接所証に到達するのではなく、普遍レベルの遍充関係を通して間接的に所証に到達することが述べられている。

<sup>74</sup> ここでもメタレベルで自己撞着を導いていると考えられる。すなわち「到達せずには論証しない」という反論が何にも到達しないで成り立つならば、それは一般に認められていることだからわざわざ論証する必要がない (すでに成立しているものの論証)。そして、物理的に直接到達していなくても、呪術のように効果を与えることがあるので、非到達だからといって論証できないということにはならないと結論付けられる。

呪術は一種の祭式であり、敵がこれ以上殺戮を繰り返さないようにするための手段として善とされている。注目すべきことに、ヴァルダマーナは Pra においても AN においても、壺の完成で全てを説明しようとし、呪術の例に全く言及していない。この時代を境に、そうした効果が迷信だと考えられるようになったためであろうか。

### 【1-3-2-9. 非到達による対等の欠陥】

それゆえこれは妥当な要素の放棄 [=欠如] である。肯定的・否定的随伴をもつ相互の到達が確定されるから<sup>75</sup>。

### 【1-4. (11) 遡及・(12) 反例による対等】

#### 【1-4-1. 反論】

実例の原因が言及されていないことに基づいて、また反例によって反証することに基づいて、それぞれ遡及・反例による対等となる（スートラ 5.1.9）。

#### 【1-4-1-1. 遡及による対等】

見せかけの無限遡及を付随することが遡及による対等である。無限遡及は知らせる場合と作る場合にある。また同様に「実例」という語は確定されていることを代喩する。それゆえ以下がスートラの意味になる。作る場合と知らせる場合に、確定されたことの「原因」、すなわち確定させるものが「言及されていないことに基づいて」反論することが遡及による対等である。

#### 【1-4-1-1-1. 知らせる説における遡及による対等】

そのうち知らせる場合、根拠に対しても〔それを証明する〕根拠は何か、あるいは実例に対しても〔それを証明する〕実例は何かと〔反論が〕起きる。

#### 【1-4-1-1-2. 知らせる説における遡及による対等を起こす各要素】

【問い】 またそれではこれ [=反論] の起こる原因は何か？

【答え】 【正誤】 未決定<sup>76</sup>のもの [=実例など] に【結論の正誤を】決定させないことを想

<sup>75</sup>苦しめることと呪術の間には直接的な到達はないが、肯定的・否定的随伴によって間接的な到達が確定される。同様に原因と結果／証因と所証には直接的な到達はないが、肯定的・否定的随伴によって間接的な到達があると確定される。

ここでは間接的な到達とは接触がないけれども効果を及ぼすことを言うが、これまでのウダヤナの説明と併せれば原因と結果の間の間接的な到達は「原因の能力」、証因と所証の間の間接的な到達は「遍充関係」と考えることができる。

<sup>76</sup>正誤の未決定 (aniścita) が二重の意味で用いられている。

ひとつは、実例などそれ自体の未決定。一般に実例は世間一般に確定されている (vyavasthita) が、詭弁の論者はその根拠がない限り、これを認めない。ここに無限遡及が起こることになる。

もうひとつは、実例などがもたらす結論の未決定。未決定であやふやな実例は、結論を決定付けるもの (niścāyaka) とはならない。

この2つの未決定から、実例が実例として機能していない事態 (自体不成立) を適用し、さらに否定的随伴 (他の実例がなければ実例にならない) を用いて実例の実例、認識手段の認識手段が必要であると指摘することで無限遡及を導く。

もう一方の方法は、証因などは既知でなければ機能しないこと (jñātam sat karoti. ajñātam sat karoti との対概念) から、証因の限定要素である既知性もまた既知でなければならない (限定要素不成立) として、無限遡及を導く。

定することである。またこのことは認識手段の探求においてストラ作者たちによって明らかにされている<sup>77</sup>。

あるいは「証因について、別の限定要素のように既知性も限定要素である。同様に、それ [=既知性] も知られるべきだ、まったくそれ [=別の限定要素] と同じように」と誤認する。それゆえ前者では自体不成立因が、後者では限定要素不成立因が想定されている。

#### 【1-4-1-1-3. 作る説における遡及による対等】

一方作る場合、原因にも更なる原因が述べられるべきである。

##### 【1-4-1-1-3-1. 原因は常住ではない】

なぜならそれ [=原因] はいかにしても常住ではないからである。[さもなければ] 結果も常住であることになってしまうから。

##### 【1-4-1-1-3-2. 原因は偶発的なものではない】

また [原因は更なる原因のない] 偶発的なものでもない。原因とそれを有するもの [=結果] が常住であることになってしまうから。

##### 【1-4-1-1-3-3. 原因は自ら結果となることはない】

また自らだけで [結果を生じる] というのではない。[結果が生じたとき原因] 自ら存在が滅してしまうから。また結果も自らだけで [原因なしに] 生じることになってしまうから。

##### 【1-4-1-1-3-4. 存在しないものが原因であることはない】

また [結果以前に] 存在しないものこそが原因であることもない。[原因の] 前にも結果が生じることになってしまうから。同様に原因の原因についても [そのまた原因が] 考察されなければならない<sup>78</sup>。

#### 【1-4-1-1-4. 反対を帰結させるもの—kecit】

また反対を帰結させるものが遡及による対等の三番目であるとある者たちが言う。

---

前者は実例を機能面から、後者は内容面から分析していったものということができよう。

<sup>77</sup> NS 2.1.17:認識手段が認識手段から成立するから、別の認識手段の成立が帰結する。(pramāṇataḥ siddheḥ pramāṇānām pramāṇāntarasiddhiprasaṅgaḥ||)

NS 2.1.18:あるいはそれがなくなるから、認識手段の成立のように認識対象の成立が [ない]。(tadvinivṛtter vā pramāṇasiddhivat prameyasiddhiḥ||)

NS 2.1.19:そうではない。灯火による照明の成立のようにそれは成立するから。(na, pradīpaprakāśasiddhivat tatsiddheḥ||)

<sup>78</sup> 後に回答 (1-5-5-1) で説かれるように、この場合の原因とは「真実の考察 (tathātvavicāra)」, 結果は「哲学者の言語表現 (parīkṣakavyavahāra)」である。前者は考察を構成する証因や実例, 後者は考察の結論である推理知と考えられる。

【1-4-1-1-4-1. 到達して否定される矛盾】

すなわち「地面において壺がない」というとき、未到達のものは否定されないので、壺の到達があることになってしまうなどというようなものである。

【1-4-1-1-4-2. スートラ解釈の不可能】

それはよろしくない。スートラをこのように解釈することは不可能だからである。

【1-4-1-1-4-3. 到達による対等への包含】

また到達による対等に含まれるからである。

【1-4-1-1-4-4. 到達しなければ否定できない】

なぜなら知られるものは 2 種類あり、肯定されるものと否定されるものである。知らせるものも手段などの〔行為要素の〕うちいずれか一つである。それゆえ否定を知らせるものは手段〔=感覚器官など〕や基体〔=地面など〕であり、否定されるものに到達せずに〔知らせるものとなること〕はない。それ〔=否定〕は到達のなくなることを特質とするから。

【1-4-1-1-4-5. 到達すれば否定にならない】

それゆえ到達して〔否定されるものが〕述べられるべきである。〔しかし〕それ〔=到達して否定すること〕もない。〔到達があるならば肯定と否定に〕違いがなくなってしまうから。〔肯定と否定の〕違いは何か？ 存在性である。以上〔反対を帰結させるものは到達による対等である〕。

【1-4-1-1-4-6. 到達による対等に含まない—Bhāṣya】

反論。これも適当ではない。バーシャ作者などによって例示されていないから。

【1-4-1-1-4-7. 到達による対等に含む—Vārttika】

答え。そうではない。ヴァールツェティカ作者によって再反論において示されているから<sup>79</sup>。

---

<sup>79</sup> ウディヨータカラは「反対を帰結するもの」という用語を使っていないが、到達・非到達による対等の再反論スートラ (5.1.8) で、「到達するのかもしれないのか」という反論が、否定される立論に到達するのかもしれないかと切り返すことによって自己矛盾を指摘している。

NV 2018.6ff on 5.1.8: そしてこの詭弁は、全ての理由を否定することに基づく。「もし知らせるものである理由が示されていても」「もし行為要素があっても」というように。そしてこれは因果関係を否定することによって起こり、否定されるものとなる。何が否定されるのか？ 反論が起こらないことである。どのようにか？ この反論は対象に到達して原因であることの否定を通して論証するのか、あるいは到達しないで〔論証するのか〕ということになるが、それ〔=反論〕についても、否定されるものに到達してか、あるいは到達しないかということになるので、同じ過失である。(iyam ca jātiḥ sarvahetvapavādadvārikā, yadi jñāpako hetur apadiśyate tathāpi, yadi kārakas tathāpīti| sā ceyam kāryakāraṇatvāpavādadvāreṇa pravartamānā vyāhatā bhavati| ko vyāghātaḥ ? uttarasyānutthānam| katham iti ? yad idam uttaram prāpyārtham kāraṇatvāpavādadvāreṇa sādhyed aprāpya veti, tasyāpi pratiśedhyam prāpya vā 'prāpya veti samo doṣaḥ|)

すなわち、「これは『到達してか、到達しないでか』という反論である。それ [=反論] も否定されるもの [=立論] に到達しても、あるいは到達しなくても同じ過失がある。

#### 【1-4-1-1-4-8. 遡及による対等は原因と理由の2種】

それゆえ遡及による対等は [3種類ではなく] 必ず2種類ある。

#### 【1-4-1-1-5. 知らせる説における遡及による対等を起こす各要素】

そしてそれはさしあたり無限遡及を特質とする否定的な考証<sup>80</sup>の誤った指摘である。[無限遡及に基づいて] 理由まで考察した場合、主題については限定要素と被限定要素の両方が周知でないものとして、理由について自体不成立因として、実例については所証と証因の両方を欠くもの、または基体が周知でないものとして、その誤った指摘がある。同様に否定的実例についても [過失が] 考えられる。

[問い] またこれ [=遡及による対等] が起こる原因は何か？

[答え] [さらなる] 原因への期待を第一として [その原因の] 非存在を想定することである。

#### 【1-4-1-2. 反例による対等】

「また反例によって反証することに基づいて」反例による対等になる。

#### 【1-4-1-2-1. スートラ「反証に基づいて」の2解釈】

「反証することに基づいて」とは] 反対に提起して、反主張を提起してというのが、効果を与えられるものの行為 [=否定] を意図して [解釈する場合] である。一方、効果を与えるものの作用を考えた場合、反例だけによって反主張が提示されることに基づいてと [解釈し、続きを補って] 立論の理由を否定することが反例による対等であるというように第五格が説明される<sup>81</sup>。効果を与えるものとは反例であり、効果を与えられるものとは詭弁の

<sup>80</sup> 考証 (tarka) には肯定的なもの (anukūla) と否定的なもの (pratikūla) がある。自己矛盾、相互矛盾、循環論法、無限遡及は後者に属する。

<sup>81</sup> 「反証 (pratyavasthāna)」という語は全てのスートラに適用されるため、スートラを字義通りに解釈すれば「反例によって反証することに基づいて反証することが反例による対等である」というように無駄な繰り返しとなる。そこで「反証に基づいて (pratyavasthānāt)」を別様に解釈することになった。なおヴァーチャस्पティミシュラまではこのような問題は取り上げられていない。ウダヤナはこの解釈から排撃と均衡の2つを導き出している。

1. 「反証に基づいて」= 「[詭弁の論者が] 反主張を取り上げて (pratipakṣam ālambhya)」

- ・反例による効果の対象=詭弁の論者に焦点を当てた場合の解釈
- ・LyaP (絶対詞語尾) が第五格の意味
- ・理由を否定せず反主張を提示しているので排撃の誤った指摘であると考えられる。

2. 「反証に基づいて」= 「[反例が] 反主張を提示することに基づいて [立論の理由を否定すること] (pratipakṣāvasthānāt)」

- ・効果の主体=反例に焦点を当てた場合の解釈 (Pra は詭弁の論者に焦点を当てた場合と解するが、NP と整合性がない)
- ・第五格はそのままにし、「否定」を補う。

論者である。その作用とは否定である。一方「また」の意味は [2つの解釈による] 定義の区別を明らかにする。

#### 【1-4-1-2-2. 排撃と均衡】

そしてこれは排撃と均衡によって2種類である。[反例による対等は] 単なる反例によって起こるので、[理由によって起こる] 反対属性による対等 [=類似性・非類似性による対等] や論題による対等から区別される。

##### 【1-4-1-2-2-1. 反論：実例だけでは排撃と均衡を示せない】

反論。またそれでは [反例による反論が] 起こる原因はこの場合何か？ というのも、誤った論理を含むことなく、実例だけによって均衡と排撃を表示することはできないからである。[誤った論理なしに可能ならば] 過大適用になってしまうから。

##### 【1-4-1-2-2-2. 例示において理由は不要であると誤認する】

[答え] その通りである。[しかし実例だけで反論できるのは] なぜなら詭弁の論者は以下のように考えるからである。[すなわち] ある属性によって実例が「～のように」とされるとき、同じ属性によって例示されるもの [=主題] が「そのように」と結論付けられることが相応しい。すなわち「デーヴァダッタが背が高いように、ヤジュニャダッタもそうである [=背が高い]」というが、「チャイトラが片目であるように、マイトラも片足である」ということはない。それと同じくこの立論者によっても、「壺が無常のように音声もそうである [=無常である]」と結論付けられるべきであるが、「壺が無常であるようにこの音声も作られたものである」ということはない。

というのも、彼 [=立論者] は証因 [=作られたものであること] を主要なものとして実例に「～のように」ということを例示しておらず、それゆえ理由の言明は第一義的なものでなく、決して要件でないもの [=所証] が提示されているという誤認がこの場合の原因だからである<sup>82</sup>。

##### 【1-4-1-2-2-3. 均衡による反論の方法】

そして以下のように [均衡による反論が] 起こる。

「もし壺という実例によって音声が無常であるならば、それならば虚空という実例によって常住にほかならないとどうしてならないのか。また『壺だけが実例であって、虚空はそ

---

・理由を否定しているので反主張をもつものの誤った指摘であると考えられる。

この2つの解釈によって、ウダヤナはストラを「詭弁の論者が反例によって反主張を提示して排撃する場合と、反例だけが反主張を提示して理由を否定し均衡にする場合とが反例による対等である」と解釈していることになる。

<sup>82</sup> 実例は第一に、所証をもつものとして提出されるにほかならない。壺は、音声が無常であることを示すために無常なものの実例として提出されている。ここから、壺は作られたものの実例ではなく、理由ぬきに実例との類推から結論を導いていると誤認し、同じ理屈からこれが反例だけで反論を起こす原因となる。

うではない』という違いは何もない。以上が均衡説で〔の反論で〕ある。

#### 【1-4-1-2-2-4. 排撃よる反論の方法】

一方排撃説においては壺という実例によっては音声は無常ではない。虚空という実例によって常住だけが成立するから<sup>83</sup>。

#### 【1-4-1-2-3. 反例による対等を起こす各要素】

それゆえこれ〔＝反例による対等〕は、(1) 理由が〔例示にとって〕第一義でないので要件でないと誤認することが手段であり、(2) 実例が批判点であり、(3) 排撃と均衡<sup>84</sup>が想定されており、これはその誤った指摘である。

#### 【1-4-2. 遡及による対等への再反論】

##### 【1-4-2-1. 知らせる説での遡及による対等の否定】

遡及による対等の過失を批判するスートラである。

灯火を取り上げれば遡及が止むように<sup>85</sup>、それは止む（スートラ 5. 1. 10）。

これ〔＝遡及による対等〕に対して以下のように再反論の次第がある。

##### 【1-4-2-1-1. 既知のものだけが知らせるものとなる根拠はない】

以下のような再反論の次第がある。「既知のもののみが知らせるものであるということのことは、論理で成立しているものか、世間で成立しているものか？ 前者ではない。まさに論

<sup>83</sup> 均衡も排撃でも、実例の所証の部分だけが取り上げられ、理由は排除されている。これは前述の通り、実例に焦点を当てた結果である。

<sup>84</sup> NR は反例だけで優勢であることはないとし、この詭弁が排撃の誤った指摘であることに異を唱える。NR 209.5f:一方『パリシシュタ』でこれが排撃の誤った指摘であると言われる。そうではない。理屈がありえないから。というのも、反例だけで優勢であることはないからである。(pariśiṣṭe tu bādhadeśanābhāsā ceyam ity uktam| tan na, yukter asaṃbhavāt| na hi pratidṛṣṭāntamātreṇādihikabalatvam|)

<sup>85</sup> 以下、スートラにある灯火の喩えは以下の意味で用いられている。

1. 世間においてそれ以上の根拠を問われない根拠の例（知らせる説）

暗所では灯火によって壺などが見えるが、「何によって灯火が見えるのか？」という問いは世間では起こらない。したがって無限遡及は起こらない。証因と実例も正しいものである限り、それ以上の根拠は不要である。ウダヤナはこの例を既知でなくとも知らせるものとなることを例示するために挙げているが、灯火自体が既知であるか否かを不問にしている。既知であるならば再び「何によって知られるのか」という問いが起こるし、既知でないとすれば証因や実例も既知でなくともよいことになってしまう。

すなわち、世間は灯火が既知か否かを問わずに根本的な根拠として認めるように、証因や実例も既知＝それ以上の根拠があるか否かを問わないとして、世間的な常識を盾にそれ以上の追及をかわしていると思われる。

2. 世間において他の原因に依拠していても別の原因となりうる例（作る説）

灯火には薪などの原因があるが、結果である世間の言語表現を生み出すことができる。同様に証因や実例もそれぞれの原因があるが、結果である所証を生み出すことができる。

3. 結果の不成立を解消する確定した原因の例（作る説）

灯火はそれ自体で確定したものとして不成立でない認識を生み出す。同様に証因や実例もそれ自体確定したのものとして不成立でない所証を生み出す。2 では何らかの原因をもつ結果として例示されていたのに対し、3 は結果をもつ原因として例示されている点で異なる。



理によって逸脱するからである<sup>86</sup>。後者でもない。灯火が取り上げられれば遡及がないからである。あるいは「遡及が」あるならば可見のものを見ることは世間になくなってしまう。

〔反論〕 そうであってもよい。

〔答え〕 「それならば自己」否定があるから詭弁は起こらない<sup>87</sup>。

#### 【1-4-2-1-2. 所証を確定させる限定要素だけ知られていればよい】

〔反論〕 実に、証因の既知性はまず必ず知られなければならない。「証因の」限定要素「のひとつ」であるから。

〔答え〕 そうではない。所証の反対の付随を排除するだけの限定要素が必ず知られなければならないと承認されるから。しかし単なる補助因として貢献しているものも「必ず知られなければならないということ」ではない<sup>88</sup>。一方このように承認したとしても、「自己」撞着があるから反論は決して起こらない。

#### 【1-4-2-1-3. 理由と実例はそれだけで確定的である】

それゆえ世間において壺などを知るために灯火を取り上げるが、それを確定させるものの連続を「灯火に」付随させることがないように、理由と実例を取り上げることも同様である<sup>89</sup>。

#### 【1-4-2-1-4. 知らせる説での遡及による対等の欠陥】

それゆえこれは妥当でない要件の付加である。必ず知られていなければならないという、知らせるものの要件では全くないものを要件として取り上げるから。あるいは対象でないものへの適用である。証因の補助因に過ぎないものにも証因の要件である既知性を起こすから。

---

<sup>86</sup> 既知のものだけが知らせるものとなるのが論理で成立しているとすれば、無限遡及を避けるために論理は根拠なしに成立していることになり、根拠なしには根拠とならないという結論に抵触する。

<sup>87</sup> 無限遡及を認めながら遡及による対等を起こすならば、その反論自体が無限遡及を起こす。また遡及を認めずに遡及による反論を起こすのは自己矛盾である。

<sup>88</sup> 直接知覚の場合は既知でない視覚器官が対象を知らせてもよいが、推理の場合は証因が既知でない限り対象を知らせることができない。ここから証因が既知であるということは証因の限定要素が全て既知であるとして詭弁が提起されていた。

これに対する回答では、証因が既知であることは必要でも証因の限定要素が全て既知である必要はないとされている。既知でなければならない限定要素は遍充関係の確定に必要なものだけであって、既知性などの補助因と呼ばれる限定要素は遍充関係の確定に関係がないため、既知か否かを問われない。同様に、既知でなければならない限定要素の既知性についても、既知か否かを問われないので無限遡及は起こらない。これを認めた上で無限遡及による対等を起こすのは自己矛盾である。

<sup>89</sup> 理由と実例に更なる根拠がいらぬのは、理由がすでに五相を備えることで誤っていないからにはかからない。すなわちすでに同類や異類、他の認識手段や対立主張によって検証が済んでいるために正しいと言われるのであって、換言すれば「根拠があるから、それ以外の根拠はいらぬ」ということになる。

#### 【1-4-2-2. 作る説での遡及による対等の否定】

一方作る説では他に依拠すること自体が過失なのか、依拠した上で未成立ということ [が過失] なのか？

##### 【1-4-2-2-1. 他の原因に依拠することは過失ではない】

前者ではない。そのような [=他の原因に依拠した] 灯火によっても世間の言語表現が [成立し]、[他の原因に依拠した] 真実の考察によっても哲学者の言語表現が成立するから。あるいは [これを認めないならば] 詭弁は起こらない<sup>90</sup>。

##### 【1-4-2-2-2. 原因の遡及はある時点で止む】

一方後者ならば未成立のものに依拠して未成立なのか、成立しているものに依拠してでも [未成立で] あるのか？ 前者ならばすでに成立しているものの論証となり、一方後者ならばストラが答えとなる。そのように承認しなければそれ [=反論] も不成立だから [自己] 撞着となる<sup>91</sup>。

##### 【1-4-2-2-3. 作る説での遡及による対等の欠陥】

それゆえこれは対象でないものへの適用である。無限遡及が反論でないことはないが、対象が成立しているもの [への無限遡及] はそうではないからである。

#### 【1-4-3. 反例による対等への再反論】

さて反例による対等について。

そして反例が理由であるとき、実例は無根拠ではない (ストラ 5.1.11)。

##### 【1-4-3-1. 排撃による反論の否定】

これについては以下のように再反論の次第がある。反例が [立論者の実例よりも] より強い力をもつと考えると、実例の排撃が指摘されるのか、それともそれ以外 [=同じ力があると考えて] か？

##### 【1-4-3-1-1. 反例 > 実例ではない】

前者ではない。証因から導かれる所証の属性をもつことを確定している以上、立論者と対論者が意図した属性 [=所証または所証の反対] をもつことのみでは 2 つの実例 [=実例と反例] に違いがないからである<sup>92</sup>。

<sup>90</sup> 反論者の取り上げる理由にも原因は必ずある。原因をもつものは論証できないとするならば、反論者も反論できないため自己撞着となる。

<sup>91</sup> 反論者の取り上げる理由には確定した原因が必ずある。確定した原因をもつのに不成立だというならば、反論者も反論できないため自己撞着となる。

<sup>92</sup> 立論者は実例について証因から導いて所証をもつことを確定している。一方反論者は反例について反証

#### 【1-4-3-1-2. 反例＝実例で排撃はない】

後者でもない。というのも同じ力があるもののうちどちらが排撃されるものであったり、排撃するものであったりするのか？ あるいはそのように「同じ力をもつもの同士に排撃関係があると」認めれば、実例によってこそ、反例の排撃が承認されなければならないようになってしまうから、「自己」撞着になる<sup>93</sup>。

#### 【1-4-3-1-3. 排撃による反論の欠陥】

それゆえこれの「全ての詭弁に」共通なもの「＝自己撞着」こそが欠陥であると言われる。そしてストラの意図は妥当な要件の欠如である。排撃についてより強い力をもつことという妥当な要素が考慮されていないから。

#### 【1-4-3-2. 均衡による反論の否定】

一方均衡の場合、「実例と反例の」違いを把握しているときに均衡があるのか、あるいはそれを把握していないときに「均衡が」あるのか？

#### 【1-4-3-2-1. 違いを把握している場合に均衡はない】

前者ではない。実例が「反例よりも」劣っていることを把握しているならば、それ「＝劣っていること」だけが述べられるべきだ「が実際には述べられていない」から。「一方」反例が劣っていることを把握しているならば均衡は不可能だからである。

#### 【1-4-3-2-2. 違いを把握していない場合はない】

一方後者は決してない。実例は理由に支持されているから。反例はそれ「＝理由」を欠くから。したがって「ストラは」以下のような意味である。反例だけが理由であることが「反例が理由である」ということ、すなわちそれ「＝反例」以外の理由はないということである。それ「＝反例」がそのようである「＝ほかに理由をもたない」とき、もし実例もそれ以外の理由がないならば、均衡があるだろう。しかし実例は「無根拠」すなわち理由が存在しないものではないと<sup>94</sup>。

---

から導いて所証をもたないことを確定している。この点だけでは、反例が実例よりも優れているということができない。

<sup>93</sup> 反例が実例を排撃するとき、両者が同じ力をもつと認めるならば、逆に実例が反例を排撃することも可能となる。したがってこの詭弁によって、反論自体が否定されることになる。

同じ力をもつもの推理同士に排撃関係はありえないという指摘は、ウダヤナに先行する多くの学者によって議論されている。

ウディヨータカラは推理による排撃を想定しておらず、曖昧な記述に終始していた。ヴァーチャスパティミシュラはこれを補って推理による排撃はあるという見解を打ち出すが、ジャヤンタ・バッタは推理による排撃はない述べ、さらにバーサルヴァジュニャは再び反対して推理が排撃されることはあるとする。これは推理同士の強弱関係に対する認識の違いに基づくものであるが、いずれの学者も力が同じ場合には論題類似因 (prakaraṇasama) となり、排撃関係がないという点で一致している。Cf. 小野 [2002b]

<sup>94</sup> 均衡すなわち論題類似因が起こるのは、対立しあう 2 つの理由に強弱関係を把握できない場合 (viśeṣāgraha) である。違いを把握できれば、実際には結論は 1 つであるわけだから、強弱関係は明らかに

### 【1-4-3-2-3. 理由をもたない実例はない】

〔反論〕理由をもつ〔か否か〕というかたちの違いは〔論証の〕要件ではないと論式〔＝前主張〕の中で示した。

〔答え〕そうであるならば〔理由をもたない〕ロバが反論とならないのと同様に、〔理由をもたない〕反例もそうである〔＝反論とならない〕ことになってしまうので、自らの言明を否定する<sup>95</sup>。

### 【1-4-3-2-4. 均衡の反論による対等の欠陥】

それゆえこれは妥当な要素の欠如である。理由という妥当なものこそが考慮されていないから。あるいは違いを把握していないことという均衡の要件があるが、それが考慮されていないから。

## 【1-5. (13) 不生起による対等】

### 【1-5-1. 反論】

生起する前には原因がないことに基づいて、不生起による対等がある（スートラ 5. 1. 12）。何であれ論証の要件が「生起する前には」、「原因」＝理由「がないことに基づいて」反論することが不生起による対等である。このように〔論証の要件として〕基体・証因・所証・実例・その知の不生起が含まれる。

### 【1-5-1-1. 一部不成立因】

#### 【1-5-1-1-1. 基体の不生起「音声」】

そのうち最初の喩例〔＝基体の不生起〕はバーシャにあり、それは基体の一部不成立因であると結論されている<sup>96</sup>。

#### 【1-5-1-1-2. 証因の不生起「落下」】

一方第 2〔の喩例＝証因の不生起〕は「これは重い。落下するから」と述べられたとき、「落下が生起する前の状態は、理由が一部不成立となる。そのときにも重さが意図されている

---

なる。

ここでは強弱関係はすでに明らかである点から、違いを把握していないということはなく、均衡は起こらないことを説いている。

<sup>95</sup> 理由がなくとも反例だけで反論できるというならば、ロバによって反論するように反論でないもので反論していることになってしまうので、自己撞着となる。

<sup>96</sup> NBh は喩例を示すだけで「一部不成立因」などの評価を行っていない。

NBh 2022.2ff: 「音声は無常である。努力の直後にあるものだから。壺のように」と言ったとき他の者が言う。「生起の前には音声は未生起だったので、努力の直後にあることという無常性の原因はない。それがないから常住であることになる。そして常住なもの生起はない。不生起による反証が不生起による対等である。」 (anityaḥ śabdaḥ prayatnānantariyakatvād ghaṭavad ity ukte apara āha - prāg utpatter anutpanne śabde prayatnānantariyakatvam anityatvakāraṇaṃ nāsti, tadabhāvāt nityatvam prāptam, nityasya cotpattir nāsti| anutpattyā pratyavasthānam utpattisamaḥ||)

ので、その〔落下する前の〕状態であっても主題に含まれるから」という。

#### 【1-5-1-1-3. 所証の不生起「香りをもつこと」】

第3〔の喩例＝所証の不生起〕は「これは香りを持つ。地元素からなるものだから」と述べられたとき、「第一刹那に遍充されるものである香りは生起しないから、理由は不成立である。あるいは〔地元素からなることが香りが生起する前に〕成立しているならば、〔直接知覚によって〕対象が排撃されたものとなるだろう」という<sup>97</sup>。

#### 【1-5-1-1-4. 実例の不生起「壺」】

第4〔の喩例＝実例の不生起〕は「自己は実体である。属性をもつから。壺のように」と述べられたとき、「第一刹那に壺は属性が生起していない状態であり、まさにそれは属性をもたない。そしてそのようにして実例において理由が一部不成立になる」という<sup>98</sup>。

#### 【1-5-1-1-5. 知の不生起「未知の風」】

第5〔の喩例＝その知の不生起〕は「風は実体である。可触性をもつから」と述べられたとき、「未知であっても風は実体であることが意図されている。しかしその場合この理由〔＝可触性をもつこと〕は認識されたもの〔＝風〕に存しないので、理由は〔基体の〕未知の部分について不成立である」という<sup>99</sup>。このようにこの全てが一部不成立として結論されるという。

---

<sup>97</sup> ヴァイシェーシカ学説ではカテゴリー間の因果関係に基づく要請から、地元素からなるもの—例えば壺—が生起した第一刹那は無属性状態であり、第2刹那になってはじめて色や香りなどの属性が生起するという定説がある。ミクロな視点で見えていくと、第1刹那には地元素からなるものであるのに香りがないという状態があることになる。これは以下のような推理がもとになっている。「生起したばかりの実体は無属性である。属性の内属因 (samavāyikāraṇa) がいないから。」

一方「地元素からなるものは必ず香りを属性としてもつ」というのも定説である (NS 3.1.62)。ここから「香りがないものは地元素からなるものではない」という対偶 (遍充するものがなければ遍充されるものもない) によって、第一刹那も地元素からなるものでないことになってしまう。この結論を、「所証 (香りをもつこと) が生起する前には、理由 (地元素からなること) がいないから」というようにストトラからパラフレーズしている。

一方、地元素からなることは実際第一刹那にあるというならば、香りがないのに地元素からなるものを認めていることになり、「地元素は (必ず) 香りをもつ」という知覚 (あるいは定説) に抵触することになる。

<sup>98</sup> 第一刹那に属性がない点は上記の通り。ストトラをそのまま適用すれば「壺が生起する以前には属性がない」となるが、ここでは「壺が生起した直後 (第一刹那) には属性がない」ということが述べられており、解説に齟齬が見られる。

<sup>99</sup> 存在論から反論を行っていた第4までの喩例と異なり、この喩例は認識論からの反論である。ストトラは「基体の知が生起する前には、理由が存在しない (= 知られない)」とパラフレーズされる。風元素は可触性のみを属性としているため (NS 3.1.63)、風元素を知る手がかりは可触性のみであり、風元素が知られる前にその可触性が知られているということはない (存在はしているはずだが)。ここから風元素を未知の状態と既知の状態に分け、未知の (= 知が生起していない) 状態では理由もまた知られていないことによって反論する。

### 【1-5-1-2. 矛盾因】

また「生起する属性をもたないものがどうして無常なのか」、「落下のないものがどうして重いのか」、「香りをもたないものがどうして地元素からなるものなのか<sup>100</sup>」、「属性をもたないものがどうして実体なのか」、「理由が認識されていないものがどうして所証の属性をもつのか」というように、矛盾因としても結論されるという。

### 【1-5-1-3. 不生起による対等を起こす各要素】

そしてこれはその〔一部不成立因と矛盾因の〕誤った指摘であるという。何かの〔論証の〕ために取り上げられるものが不生起であるので、それに対して論証能力がないことが手段である。この場合批判点は理由である<sup>101</sup>。

### 【1-5-2. 再反論】

過失を考察するストラである。

すでに生起したのについてそのようであるから、原因が成り立つので、原因の否定にはならない（ストラ 5.1.13）。

#### 【1-5-2-1. 基体の不生起による対等の否定】

##### 【1-5-2-1-1. 生起する前の基体を認めない】

これについて以下のように再反論の次第がある。まず生起していないもの〔＝主題〕は不生起による対等にならない。時間的なものとしての主題を我々は認めていない。もしそうであるならば批判の余地があるだろうが、というもある時点でそれ自体存在しないものを、誰がその時点にあるものとして基体であると認めようか。それゆえどうして基体不成立になるのか？

##### 【1-5-2-1-2. 未生起の状態では基体ではない】

〔反論〕そうであっても、〔無限定の〕音声のみを主題とするとき、どうやってその〔未生起〕状態のものについて主題であることを排除するのか？〔排除できない。〕

〔答え〕それならば、そうであっても〔＝未生起であっても〕これは音声にほかならないのか。そうであるならば〔＝未生起の音声があるというならば〕、存在しないことがなくなってしまう、また同じく「生起する前には〔存在しない〕」ということと矛盾する<sup>102</sup>。

---

<sup>100</sup> T本では「地元素からならないものがどうして香りをもつのか」と読む。他の論式を「〈証因〉をもたないものがどうして〈所証〉をもつのか」とすればT本の読みは、香りが地元素固有の属性であるため「香りをもつこと」と「地元素からなること」が等値とみなされ、逆もまた真となったのではないかと考えられる。等値であるならば、一方が成り立つのに一方が成り立たないことは矛盾となる。

<sup>101</sup> 反論者は基体・証因・所証・実例・その知といった論証の要件を取り上げるが、批判されるのはそれらの要件が生起する以前にはないとみなされる理由である。

<sup>102</sup> Cf.NVTP 573.4f. 否定の対立項は存在するかという問題に触れるが、ここでは直接答えずに存在するとみなす場合の過失を指摘するに留まる。反論は生起する前には基体が存在しないことを前提としているのに、生起する前にも基体が存在するとするならば生起したものがさらに生起することになってしまい、矛盾する。

### 【1-5-2-1-3. 未生起の状態は代喩で表現される】

〔反論〕それならば〔＝生起する前の音声を否定するならば〕音声でないものこそが、その状態〔＝未生起の状態〕になってしまう。

〔答え〕そのようなことはない。同じく〔自己〕矛盾になるから。それ〔＝音声でないもの〕を本体とするものは、別の時点〔＝生起した後〕であっても、〔音声〕自らの非存在と同様、自らと異なるもの〔＝音声〕と同一であることはないから。

それゆえ、自らの時間にある〔音声性などの〕あり方によって、別の時点〔＝生起する前〕での自らの非存在を代喩するという意味である<sup>103</sup>。

### 【1-5-2-1-4. 非存在は代喩で表現される】

〔問い〕また同様に、「壺は今まだ生起していない」、「音声は〔今まだ生起していない〕」、「それ〔壺や音声〕は消滅した」、「〔壺や音声は〕存在しない」というのはどういう意味か？

〔答え〕それ〔＝代喩された基体〕の非存在があるということなので、〔代喩なしに〕それ〔＝非存在〕はまた言表されないものになってしまう。そして言表されないものを基体として、所証と証因の関係を疑うことすらできない<sup>104</sup>。これ以上の詳論はやめよう。したがってこのことを「すでに生起したものについてそのようである」と述べたのである。

### 【1-5-2-1-5. 基体の不生起による対等の欠陥】

それゆえこれは対象でないものへの適用である。不成立因であることを反論に述べるものが相応しいのは確かだが、主題でないものがそれ〔＝不成立因〕の対象であることはない。そして生起していないものは主張ではない。以上〔が基体についての再反論〕。

## 【1-5-2-2. 証因の不生起の否定】

### 【1-5-2-2-1. 生起したものが証因となる】

一方、理由の場合、いつであれ「すでに生起したもの」である落下などについて「そのようであるから」すなわち理由になるから、成立した遍充関係をもつからということ。原因が生起するので、すなわち証因が成り立つので、主題において「原因の否定にはならない」と補う。

---

<sup>103</sup> 生起の前に基体はないという見解に対して、反論者が不都合を示そうとするが、ここで「代喩」を根拠に、時間に制限されない基体のあり方が説明される。

音声の無が音声になることはないと同様、音声でなかったものが後から音声になることはない。したがって生起する前、消滅した後の音声の非存在は、ある時点で存在している音声もっている音声性などによって代喩される。存在していない音声に音声性はないが、間接的に音声性が非存在と同一基体関係をもつ。すなわち「まだ音声は存在していない」「もう音声は存在していない」の2つは「ある時に音声が存在している」ということから暗示されるということになる。

<sup>104</sup> さらに代喩がなければ否定の言語表現が成り立たないことを示し、未生起の基体という言語表現が可能でありつつも、実際には未生起の基体はないことを正当化している。

#### 【1-5-2-2. 証因が一時的なものとして遍充関係をもつ】

以下のように言われていることになる。ある時点で存在している証因 [=落下] が、三時にわたる所証 [=重さ] と本質的な関係が成立しているとき、その証因がある時点で成立しているものとしてのみ [論証で] 引かれることに基づいて、そのような [=成立した遍充関係をもつ] 所証と証因の関係が成り立つので、未生起と消滅の状態における [証因の] 不成立が破綻をもたらすことはない。その時点 [=証因が生起している状態] のものとして引かれなくとも、その時点の対象として成立する [=含意される] から、なぜなら「ある時点で落下をもつものは、いかなる時でも重い」という遍充関係があるからである。あるいは遍充関係がないならば、その時点にあるものとして主題でもないので、何の不成立を指摘するのか<sup>105</sup>。

#### 【1-5-2-2-3. 証因の不生起による対等の欠陥】

それゆえこれは妥当な要件の欠如である。遍充関係のあり方に依拠した上で不成立が反論になるから、そしてこれ [=詭弁] はそれ [=遍充関係] に依拠せずに起こるから、以上 [が証因についての再反論]。

#### 【1-5-2-3. 所証・実例の不生起の否定】

このことによって所証・実例を通したもの [=不生起による対等] が説明されたことになる<sup>106</sup>。それぞれ相応しくストラを適用する。所証 [の不生起による対等] の場合、妥当な要素の欠如がある。[所証=地元素からなることが] 遍充するものであることというあり方に依拠しないからである。一方実例の場合も、[証因=属性をもつことが] 遍充されるというあり方に依拠しないからである。

#### 【1-5-2-4. 知の不生起の否定】

##### 【1-5-2-4-1. 既知のものだけが主題・理由・実例となる】

---

<sup>105</sup> ストラからは「生起したものだけが証因である」ということしか言えないが、ここではさらに証因「落下」が生起する前にも所証をもつ主題「重さをもつこれ」がある（証因が常に主題に存在していない）という、この論式に特有な状況で不成立因の疑いを晴らす説明が行われる。

一時的にしか存在しない証因「落下」が、継続的なものである所証「重さ」を証明できるかこの問題に対し、「落下するものは重い」という関係を、「ある時点で落下をもつものは、いかなる時でも重い」というように厳密な表現で修正することで解決している。

このような遍充関係がない場合、落下をもつ時点で重くないことになり、主題「これ」は所証を欠くことによって主題ではなくなる。主題でないものに証因の不成立を指摘しても、反論したことにはならない。

<sup>106</sup> 証因の場合と同様、所証が証因を一時的なもの（ある時点で成り立つもの）として遍充すると修正された場合、所証があるのに証因がないという状態（実体が生起した第一刹那の無属性状態）は問題でなくなる。「ある時点で香りをもつものは、いかなる時でも地元素からなる」「ある時点で属性をもつものは、いかなる時でも実体である」という遍充関係は、地元素からなるのに香りをもたない状態、実体なのに属性がない状態によって損なわれない。この遍充関係に対して向けられたものではない不成立因の指摘は、反論の要件にならない。



一方その知の場合、「すでに生起した」ものとは知が生起したもの、既知のものについてということ。「そのようであるから」＝主題であるから、理由であるから、実例であるからという意味。

#### 【1-5-2-4-2. 2種の推理による知のあり方】

以下のように述べられたことになる。実に推理の起こり方は可能性としてあるものと決定によるものとの2種類である<sup>107</sup>。そのうちそれぞれの起こり方に従って、その知の対象 [= 主題・理由・実例] だけが提出されるから、それ以外のもの [= 未知のもの] が主題などでなくとも、立論を捨てたことにはならない。提出に従うものは過失がないから。

#### 【1-5-2-4-3. 知の不生起による対等の欠陥】

それゆえこれは対象でないものへの適用である。主題などの無知は過失にほかならないが、提出されていないものが主題などになることはなく、また主題でないものなどの無知は過失ではない。さもなければあらゆる場合に否定になるから<sup>108</sup>。「反論は」起こらないと考えなければならない。以上 [が知についての再反論]。

#### 【1-6. (14) 疑惑による対等】

##### 【1-6-1. 反論】

##### 【1-6-1-1. 疑惑の原因による反証】

普遍と実例について、感覚器官で捉えられる点で同じなので、常住なものと無常なものとの類似性があることに基づいて、疑惑による対等がある（スートラ 5.1.14）。

「同じなので」までは喩例を目的とする。残りには代喩の意味がある。それゆえ同類例と同類例でないもの [= 異類例] を設定する属性に基づいてとスートラを展開する。同様に、対象が [常住／無常と] 別の推理においても、原因がいくつかの [= 2つ以上の] 属性などからでも疑惑による対等に含まれる。それは以下のような意味である。結論の原因<sup>109</sup>を批

<sup>107</sup> 推理には疑惑がなければならない要件＝所証と、確定的でなければならない要件＝証因がある。所証に疑惑がなければ推理が不要となってしまうし、証因が確定的でなければ所証を導くことができないからである。ここでは推理には可能性としてある部分と決定による部分の両方があることが述べられている。なお可能性としてあるということは疑惑の一種だが、一方の結論がより強い (utkāṭakotika) 状態である。

いずれの要件も確定的なものとして、あるいは蓋然性をもつものとして知られており未知であるということはない。「風は実体である。可触性をもつから」という推理において、主題「実体としての風」は、証因「可触性」を認識する以前にも可能性として知られていたということが出来る。しかしそのことは風が知られていなかったということの意味しない。

<sup>108</sup> 主題でないもの無知が過失であるというならば、反論についても反論の主題以外の無知があるから自己撞着となる。

<sup>109</sup> 結論の原因とは、反論が否定されることによって過失がないことが証明された論証である。スートラでは「結論とは、省察ののち主張 (= 論証) と反主張 (= 批判) による対象を確定することである (NS 2.1.41: vimṛśya pakṣapratipakṣābhyām arthāvadhāraṇam)」とあり、注釈で論証が直接的な原因、批判が間接的な原因とされる。

NV 333.12: 理由は何か？ 第一の主張の論証に過失がないからである。そして第一の主張の論証に過失がなければ第二の余地はないので、第二の主張はなくなるという状態において決定がある。(kiṃ kāraṇam ?

判するとき、疑惑の原因によって反証することが疑惑による対等である。

### 【1-6-1-2. 疑惑の原因と結論の原因の相似】

〔疑惑による対等は〕以下のように起こる。結論の原因があるので結論があるべきであるのと同様に、疑惑の原因があるので疑惑がなければならない。さもなければ原因があっても疑惑と同様に結論もなくなってしまう。違いはないから。そして疑惑の原因は同じ・複数・異論のうちのいずれかである<sup>110</sup>。しかし両方〔＝結論と疑惑〕ともあってよいと言ってはならない。〔結論か疑惑の〕いずれか一方に、同じもの〔＝主題〕において結論と結論でないもの〔＝疑惑〕という対立する両者が結びつければ、別物になってしまうから。

### 【1-6-1-3. 疑惑による対等を起こす各要素】

それゆえこれについて疑惑の原因こそが手段であり、理由が批判点である。〔理由＝結論の原因によって〕作られるもの〔＝推理知〕に関しては対立主張をもつことが想定され、これはその誤ったものであるという。また〔理由によって〕知らされるもの〔＝所証〕に関しては限定要素の不成立が想定され<sup>111</sup>、これはその誤ったものであるという。〔主題に〕疑惑の原因がないときに結論づけることができるという誤認に基づく。

---

prathamapakṣasādhanaśya nirdoṣatvāt, nirdoṣe ca prathamapakṣasādhane na dvitīyasyāvakāśa itī nivartate dvitīyah pakṣaḥ itī, yatrāvatiṣṭate tasminn nirṇayaḥ|

NVTT 331.13:反論。「主張」という語で定義された論証が決定に対する理由であってもよい。しかし「反主張」で定義されたその反論は直接論証するものではない。これゆえ「また主張に基づいて」という。理由になるのは間接的という意味。「主張と反主張によって」というのは論証と反論によってという意味である。(nanu bhavatu pakṣasābdalakṣitasya sādhanasya nirṇayaṃ prati kāraṇatvaṃ, pratipakṣalakṣitasya tu taddūṣaṇasya na sākṣātsādhakatvam ity ata āha - pakṣāc ceti, hetutvaṃ pāramparyeṇetyarthaḥ| pakṣapratipakṣābhyām itī, sādhanadūṣaṇābhyām ityarthaḥ|

<sup>110</sup> スートラ 1.1.23 (NS 1.1.23:samānānekadharmopapatter vipratipatter upalabdhyanupalabdhyavasthāś ca viśeṣāpekṣo vimarśa saṃśayaḥ|) より、疑惑の原因は5つ挙げられ、1と2は対象にある疑惑、4と5は認識者にある疑惑とされる。疑惑による対等ではそのうち1～3が反論者によって提出される。Cf. NBh 234.3-255.2

1.同じ属性があること (samānadharmopapatti)

2つのものに同じ属性を見て、いずれかの違いを見ない。「棒と人に同じ属性である高さと幅を見る」

2.複数の〔ものと異なる〕属性があること (anekadharmopapatti)

他のものに非共通な属性を見る。「音声には分離によって生じることという他との違いがあり、実体か属性か運動か定まらない」

3.異論 (vipratipatti)

同一の対象を見るものが破綻している。ある者が「アトマンはある」と言い、別の者が「アトマンはない」と言って、どちらも論証していない。

4.知覚している状態 (upalabdhyavasthā)

見えていてもそれが実際に存在しているか否かの決め手がない。「水槽の水はあり、屋気楼の水はないが、あの水は本当に存在しているのか」

5.知覚していない状態 (anupalabdhyavasthā)

見えていなくてもそれが実際に存在しているか否か決め手がない。「杭の根本の水は見えないがあるかもしれない。でもまだ湧いていないか、もう枯れているかもしれない。」

<sup>111</sup> NVTP では作られるものに関して「妨げるもの」が想定されているとする。

NVTP 574.1f:作る説では妨げるものの誤った指摘である。知らせる説では限定要素の不成立の誤った指摘である。(kāryāpekṣayā pratibandhakacodanābhāṣaḥ, jñāpyāpekṣayā viśeṣaṇāsiddhicodanābhāṣaḥ|)

### 【1-6-2. 再反論】

欠陥の根源を批判するスートラである。

類似性に基づいて疑惑があるとき、非類似性に基づけば疑惑はない。あるいはどちらでも疑惑があるならば、無限の疑惑が付随する。しかし類似性が常に「疑惑の原因で」あることは承認されないから、否定にならない（スートラ 5.1.15）。

#### 【1-6-2-1. 結論付ける属性があれば疑惑はなくなる】

「類似性」とは疑惑を起こす属性であり、「非類似性」とは結論付ける属性であるので、結論付けるものがないときに疑惑の原因があつて疑惑を起こすが、もしそれ「＝結論付けるもの」があるのに「疑惑を」起こすならば、無限の疑惑があることになってしまう。「まさにそのようなことは、あつてもよい」ということを述べる。「[類似性が] 常にあること」と。「類似性が常に」疑いの原因で「あることは承認されないから [否定にならない]」。

#### 【1-6-2-2. 疑惑が常にあるならば反論は起こらない】

「私に関する限りまさにこのように「疑惑が常にあることを」承認する」というならば、少なくとも「反論と結論との」因果関係においても「反論の」結論を認めることから、あるいは「結論を」認めなくても、「どちらの場合でも」詭弁「＝疑惑による対等」は起こらない。「自己」撞着になるから<sup>112</sup>。

#### 【1-6-2-3. 疑惑による対等の欠陥】

したがってこれは妥当な要素の欠如である。違いの見られないことが疑惑の原因として妥当なのに、それに依拠しないからである。あるいは妥当でない要素の付加である。類似性など「＝疑惑の原因<sup>113</sup>」の欠如は決して妥当ではないのに、結論の要件として認めるから。それゆえ作られるものに関して反主張をもつことはない。疑惑の原因が要素を欠くから。また知らされるものに関して限定要素が不成立であることもない。類似性など「疑惑の原因の」の非存在が理由の限定要素であることは承認されないから。

#### 【1-6-2-4. 逸脱の誤った指摘—kecit の否定】

疑惑による対等は、逸脱因の誤った指摘であるとある者たち<sup>114</sup>は言う。それはどうしてかという、不注意によるものである。なぜならこれはそれ自体、逸脱因の指摘え3はなく、また「想定による対等」のように他の逸脱を導くことによってあるのでもなく、「疑惑によ

<sup>112</sup> 「結論付ける原因があつても疑惑が常にある」という一方で、反論が有効ならば「反論という原因があれば「反主張の」結論という結果がある」＝「結論付ける原因があれば疑惑はなくなる」ということになってしまう、矛盾が起こる。この矛盾を回避するため反論が有効でないというならば、詭弁の余地はない。

<sup>113</sup> 「類似性など」という表現から分かるように、ウダヤナは類似性を疑惑の原因のひとつ、すなわち「同じ属性 (samānadharmā)」と捉えている。疑惑の原因としてウダヤナはほかにも「複数 (に非共通) の属性」「異論」を挙げており、スートラの「類似性」はその3つを代喩するものと捉えられる。

<sup>114</sup> ヴァーツヤヤーナ説。名指ししていないのは否定するにあたって敬意を表するためであろう。

る対等では] 結論の原因自体が疑惑を起こすのでもないという理屈によって、結果的にそうなる [=疑惑がある] からである。

#### 【1-7. (15) 論題による対等】

##### 【1-7-1. 反論】

両説 [それぞれ] の類似性から論題が成立することに基づいて、論題による対等がある。(スートラ 5. 1. 16)

##### 【1-7-1-1. 力が強くない理由によって排撃を説く】

「類似性から」というこれは、反主張を証明するもの [=認識手段] を代喩するためである。「論題」とは議論されるものという意味である。それが「成立することに基づいて」すなわち決定されることに基づいて。それゆえ、主張の理由が提示されたときに、それ [=主張の理由] より力が優れていない [=同じ力をもつ] と認められた他の認識手段によって、理由の排撃<sup>115</sup>を説くことが論題による対等であるというのがスートラの意味である。

##### 【1-7-1-2. 推理による排撃の指摘】

喩例 [は以下の通り]. 「音声は無常である。結果であるから」と述べられたとき、「そうではなくて常住にほかならない<sup>116</sup>。なぜなら聴かれるものであることから [常住であると] 成立しているから。もしこれが排撃とならないならば、結果であることも [無常性を] 証

<sup>115</sup> 1-2 で議論したとおり、反対属性による対等=類似性・非類似性による対等は「対立主張をもつことの誤った指摘」、論題による対等は「排撃の誤った指摘」である。この根拠として「成立することに基づいて」という語句が挙げられる。すなわち、論題による対等では反証が決定してしまっており、それに基づいて排撃が指摘されることになる。一方、反対属性による対等ではスートラを「その属性と反対のものを導くために」と読み、反証が決定していない状態=対立主張をもつ状態を想定している。

対立主張をもつことと排撃の違いが明確でなかったウディョータカラまでは、同じ用語を用いる論題類似因に倣い、論題による対等を両者がそれぞれの主張を証明して決定しない状態、すなわち対立主張をもつ状態と捉えている。反証が決定した状態で反論するという排撃の考え方は、ヴァーチャスパティミシュラに至って初めて明確にされた。

ここでウダヤナはヴァーチャスパティミシュラ説に従って、2つの主張の均衡を表す語であった「論題」を「議論されるもの」すなわち所証と解釈し直している。スートラは「両説」という語を無視して「(自説の) 類似性・非類似性に基づいて反主張を決定してから反証すること」というようにパラフレーズされる。類似性・非類似性による対等とは対立主張をもつものか排撃かの違いしかない。このことは「その他は類似性による対等と同じ」と述べられていることから理解される。

NBh 2027.5f:論題を踏み越えない。論題を踏み越えないから、決定に至らない。(na prakaraṇam ativartate, prakaraṇānaviṣṭter nirṇayānavivartanam)

NV 2027.11:両者、立論者と対論者が主張と反主張を取って常住性と無常性を論証し、(ubhayatra vādiprativādinau pakṣaparigraheṇa nityānityatve sādhyataḥ.)

NVT 2027.24ff:なぜなら論題による対等では自説の決定によって私は立論者の主張の論証を反論しようという意図によって起こるからである。一方、類似性・疑惑による対等では、立論者の論証と同じというだけを取り上げてそれを反論するのであって、反主張を決定することによってではないという違いがある。

(prakaraṇasame hi svapakṣaṇīścayena mayā vādirpakṣasādhanam dūṣaṇīyam iti buddhyā pravartate| sādharṇyamasamaśayasamayos tu vādisādhanena sāmyamātrāpādanena taddūṣaṇam, na tu pratipakṣaṇīścayeneti viśeṣaḥ|)

<sup>116</sup> 「常住にほかならない」と限定詞 *eva* を用いることで排撃の条件である「決定」を表している。

明するものとならない。認識手段であることに違いがないから」という。

#### 【1-7-1-3. 直接知覚による排撃の指摘】

同様に直接知覚などによっても排撃がある。例えば同じもの [=無常の論証] に対して、「そうではない。再認識によって排撃されるから<sup>117</sup>。もしこれが排撃とならないならば、それ [=結果であること] も証明するものとならない。[認識手段であることに] 違いはないから」という。

#### 【1-7-1-4. 論題による対等を起こす各要素】

それゆえここでは対立する認識手段が手段であり、理由が批判点であり、排撃されることが想定され、これはその誤ったものである。その他の述べられたこと、述べられていないことは類似性による対等と同じである。

#### 【1-7-2. 再反論】

さて欠陥の根源が考察される。

**相手 [=立論者] の主張に基づいて論題が成立するから、相手 [=立論者] の主張が成り立つことに基づいて否定は成り立たない (スートラ 5. 1. 17).**

#### 【1-7-2-1. 論題が成り立てば主張は通る】

「相手の主張」の論証は、立論より力が優れていないものであっても、それに基づいて「論題が成立するから」、理由が自らの所証を成立させるために、立論の「否定」は「成り立たない」。「相手の主張」が成り立つこと「に基づいて」とは、反論から見て、立論こそが「相手の主張」であり、その力が優れていない [とみなされる] ことによって均衡されるもの [=立論の理由] からでも期待通り [無常性が] 成立する。このことはあなたの承認によってこそ<sup>118</sup>「成り立つことに基づいて」という。あるいは承認しなければ排撃は成立しない。

---

<sup>117</sup> ミーマーンサー学派では音声を意味を運ぶものと考え、発声の後に音声聞こえなくなった後も意味が残るという再認識によって、聞こえなくても音声は存在する=常住であると主張する。音声が無常ならば、音声聞こえなくなった後に意味が残ることがなくなってしまうからである。

<sup>118</sup> 論題による対等が成り立つならば、反論が立論と同じ力でも排撃できるのと同様、立論も反論と同じ力でも成立することになり、否定が成功しない。これが論題による対等のもつ自己撞着である。

類似性・非類似性による対等では相手が同じ力であると想定したのに対して、再反論で立論は遍充関係に支えられているが反論はそうではないとして、同じ力ではないことを説いていた。論題による対等でも相手は同じ力であると想定しているが、再反論ではそれを認めた上で、排撃が成り立たないことを指摘している。

両論が同じ力であると想定されたとき、対論者が対立主張をもつことを指摘してくれば立論の力が優れていることを示し、排撃を指摘してくれば同じ力であることを認めるというのは、いささか狡猾ではないだろうか。相手が排撃を指摘してきたときでも、立論の力が優れていることを示せば反論は回避できるはずである (もっとも、そのような再反論は、スートラから抽出できない)。

### 【1-7-2-2. 論題による対等の欠陥】

したがってこれは〔全ての詭弁について〕共通な〔自己〕撞着である。一方共通でないものとして妥当な要素の欠如がある。排撃に対して力が優れていることが妥当な要素にほかならないが、それに依拠しないから。

### 【1-8. (16) 非理由による対等】

#### 【1-8-1. 反論】

理由が三時にわたって成立しないとすれば、非理由による対等になる（スートラ 5. 1. 18）。

#### 【1-8-1-1. 前後・同時の選択による理由の不成立】

これは作る説・知らせる説に共通する詭弁である。前か後か共存かという選択により始まる。そのうち共存するならば異なるから理由でない<sup>119</sup>。一方前後にあるならばどちらか一方の関係項が成り立たないから〔理由でない〕。手段と目的は〔それぞれ〕手段と目的によって付加的性質を与えられるから。

#### 【1-8-1-2. 到達・非到達による対等との違い】

〔反論〕さてこれ〔＝非理由による対等〕は到達・非到達による対等と何が違うか。目的と手段の関係の否定はどちらでも同じだから。

##### 【1-8-1-2-1. 着眼点の違い】

〔答え〕前者〔＝到達・非到達による対等〕では〔目的が手段に〕接触するか接触しないかということ自体の考察があるが、後者〔＝非理由による対等〕では理由から<sup>120</sup>〔起こるの〕である。

##### 【1-8-1-2-2. 手段の違い】

前者は〔目的と手段という〕対象を通してであるが、後者は〔「目的」「手段」という〕言葉を通してである。

---

<sup>119</sup> 共存する場合はどちらも存在している点で違いがないから、一方が理由（原因・証因）で、一方が結果（結果・所証）であるということができない。Pra と Pan はこの状態を「牛の右と左の角のように（savyetaraviṣāṇavat）」と喩えている。

<sup>120</sup> T,M,NR は「時間から（kālatāḥ）」と読み、NR は時間の接触もあると反対している。また以下に述べる区分にも異を唱える。

NR 211.7f.その場合〔＝到達・非到達による対等〕でも時間の接触の考察がありえるから。この場合〔＝非理由による対等〕でも対象を通したり、2つの選択肢に基づいたりすることがあるからなどと考えられる。

（tatrāpi kālasannikarṣacintāsambhavāt| atrāpy arthadvāratadvivikalpopakramatvasambhavāc cetyādy ūhyam|）

**【1-8-1-2-3. 選択肢の数の違い】**

前者は2つの選択肢に基づくが、後者は3つの選択肢に基づく。

**【1-8-1-2-4. 批判される能力の違い】**

前者では「理由における到達・非到達の」協同能力が批判されるが、後者では「理由」それ自体の能力が批判される。

**【1-8-1-2-5. 指摘の内容の違い】**

前者は限定要素不成立因の誤った指摘だが、後者は否定的な考証の誤った指摘である。なぜなら「手段が」前にあるならばそれ「＝目的」の手段でないことになり、「手段が」後にあるならばそれ「＝手段」の目的でないことになり、共存するならば目的と手段の関係がないことになってしまうからである。以上のように否定的な考証だけの表現が結論されるから、そして相互依存の誤謬にその意図があるから。

**【1-8-1-3. 非理由による対等を起こす各要素】**

したがってここでは否定的な考証が手段であり、理由と理由をもつものの関係が批判点であり、考証との矛盾が想定され、これはその誤ったものである。

**【1-8-2. 再反論】**

一方、過失の根源が考察される。

理由に基づいて所証が成立するので、三時にわたって不成立ということはない（スートラ 5. 1. 19）。

**【1-8-2-1. 知らせる説】**

**【1-8-2-1-1. 理由は三時にわたって成立する】**

三時にわたって不成立であることによって、詭弁の論者は理由と結果の関係をここで批判したという。しかし三時にわたって不成立ということはない。「所証の成立は」それぞれのあり方で三時にわたって妥当しており<sup>121</sup>、理由に基づいて所証の成立が見られるから。まさにこれゆえ「理由と所証の不成立という」遍充関係が破綻しているので考証は根拠がないという意味。

---

<sup>121</sup> NS 1.1.5 では推理が3つに分類される。分類の基準には諸説あるが、ここでは過去から現在＝原因から結果、未来から現在＝結果から原因、現在から現在＝因果関係にないものの推理が「三時にわたって妥当する理由」の根拠となっていると考えられる。

反論者の考証（相互依存の過失）の原理となる遍充関係は「三時にわたる理由は所証の不成立によって遍充される（どんな理由からも所証が成立しない）」というものだが、三時のいずれの理由からでも所証が成立しているので、この遍充関係は成り立たない。

【1-8-2-1-2. 知らせる説での欠陥】

したがってこれは妥当な要素の欠如である。知らせる説では考証が起こるために必要な遍充関係に依拠しないから。

【1-8-2-2. 作る説】

【1-8-2-2-1. 原因は結果に先行する】

一方、作る説では三時の不成立はある。前の時間に結びついた原因から、後の時間に結びついた結果が成立するから。

【1-8-2-2-2. 原因の先取り】

[反論] 結果がないとき、それは何の原因なのか。

[答え] 結果 [の原因] にほかならない。

【1-8-2-2-3. 認識上で原因化される】

[反論] 存在していないものがどうして条件となるのか。

[答え] 言語表現については認識上で成立しているから。

【1-8-2-2-4. 原因は結果から独立している】

一方、作用については条件付けは無用である。それ自体の能力はそれ自体でのみ決められているから<sup>122</sup>。

【1-8-2-2-5. 因果関係は前後関係である】

[反論] 時間が異なるもの同士にどうして関係があるのか。

[答え] この関係に限って、このような自体の性質があるから。というのも、前後関係の制約をもつものが因果関係だからである。

【1-8-2-2-6. 作る説での欠陥】

したがってこれは妥当でない要素の付加である。というのも、時間が異なるという決まりに対して、時間が同じことは妥当ではない。矛盾するから。あるいは前と同様に [妥当な] 要素の欠如である。関係 [一般] が共存によって遍充されることは成り立たないから。あるいは対象でないものへの適用である。共存によって関係が遍充されることはあるが、しかしそれは対立しないもの [=関係] [が共存と遍充関係をもつの] であって、対立するも

---

<sup>122</sup> 原因それ自体の能力=特定の結果との前後関係。因果関係とは前後関係である。また後代の説では分解できない条件 (akhaṇḍopādhi) とするものもあった。



のも [共存による] 遍充関係の対象となることはない<sup>123</sup>.

### 【1-8-3. 自己撞着】

そして否定が成り立たないから、否定されるものは否定されない（ストラ 5.1.20）.

[非理由による対等は] 自らの言明に該当するから、[全ての詭弁に] 共通する [自己] 撞着があるという意味<sup>124</sup>.

### 【1-9. (17) 意味上の帰結による対等】

#### 【1-9-1. 反論】

##### 【1-9-1-1. ストラ解釈】

意味上の帰結から反主張が成立することによって、意味上の帰結による対等がある（ストラ 5.1.21）.

述べられたものの反対を引き出す能力が「意味上の帰結」である。それ [=意味上の帰結] 「から」=その誤ったものから「反主張が成立することによって」=反証することによって「意味上の帰結による対等がある」という意味.

##### 【1-9-1-2. 想定される過失】

そしてそれはたくさん種類がある.

##### 【1-9-1-2-1. 同類例の矛盾】

すなわち、「音声は無常である」と言われたとき、意味上「[音声の] 他は無常でない」ということが帰結する。一部の肯定は残り [全て] の否定を対象とするから。そしてそうすると実例は所証 [=無常性] を欠くものとなるので、[実例における所証との] 矛盾<sup>125</sup>となる。

##### 【1-9-1-2-2. 均衡】

「無常なものとの類似性から無常である」と言われたとき、意味上「常住なものとの類似性からは常住である」ということが帰結するので、均衡となる。

---

<sup>123</sup> 対立しない関係とは、結合関係・内属関係・類似関係のように一方の関係がもう一方にもある関係。本が机と結合しているということは、机が本と結合しているということでもある。この関係では関係項が常に共存していなければならない。これに対して対立する関係とは、一方の関係がもう一方にない関係で因果関係がこれにあたる。煙が火の結果だからといって、火が煙の結果であるということにはならない。このような関係は火と煙のように前後関係にあるものもあれば、カパーラの結合と壺のように共存関係にあるものもあり、常に共存しなければならないとは限らない。

<sup>124</sup> 非理由による対等は、そのまま否定にも当てはまり、否定が三時にわたって成立しないことによって立論は否定されない。

<sup>125</sup> 所証が同類例にないのと同様、異類例にもないわけなので、誤った理由としては非共通因を提示すべきであり、この場合の「矛盾」は矛盾因を指さない。所証があるはずの同類例に所証がない事態を「矛盾」と表している。

### 【1-9-1-2-3. 排撃】

「推理に基づいて無常である」と言われたとき、意味上「直接知覚に基づいては常住である」ということが帰結するので、排撃となる。

### 【1-9-1-2-4. 不成立】

「[音声は] 普遍をもち、かつ我々などの外的感官によって把捉されるから [無常である]」と言われたとき、意味上「それがなければ常住である」ということが帰結する。つまり全ての音声が我々などに知覚されるわけではない<sup>126</sup>ので、[部分] 不成立となる。

### 【1-9-1-2-5. 選択による全ての過失】

同じ理由が述べられたとき、「所作性は無常性を論証するのか否か？ しないならばこれ [=普遍をもち、かつ我々などの外的感官によって把捉されること] もどうして論証することができるのか。違いがないから。論証するならば意味上『他のものは論証しない』ということが帰結し、全ての過失が付随する。同様に不確定因・不成立因になる<sup>127</sup>」などという。

### 【1-9-1-3. 意味上の帰結による対等を起こす各要素】

したがってこれは述べられていないことを引き出すことが手段で、理由が批判点であり、不成立因などのいずれかが想定されており、これはその誤ったものである。

### 【1-9-2. 再反論】

欠陥の根源が考察される。

述べられていないものが意味上帰結するならば、[反論者の] 主張の放棄が成り立つ。[主張の放棄は] 述べられていないから。また、意味上の帰結は不確定だから(ストラ 5. 1. 22)。ここで以下のような再反論の次第がある。述べられていないが、述べられたことを支持するものが意味上帰結するのか、それとも単に述べられていないこと [が意味上帰結するの]

---

<sup>126</sup> ニヤヤ学派で音声は属性であり運動をもたないという定理から、発生から到達まで音声の小単位がリレーを行うと考えられていた。最初の音声は第一刹那に生起し、第二刹那に存続して、第三刹那に消滅する。そして最初の音声の原因となって次の音声が生起する。最初の音声は次の音声を起こすという機能しか持っておらず、知覚されない。また最後の音声は存続せずに消滅するので、これもまた知覚されない。この2つが知覚されないので、音声の一部に証因が不成立となり、部分不成立因になる。

Praはこの喩例を逸脱(不確定)因とする。証因がなければ常住であるということが意味上帰結しており、これを用いれば音声は一部が常住、残りが無常ということになって一方に確定しない。ただし同一の証因が常住と無常を導いているわけではないので、厳密には不確定因ではない。

<sup>127</sup> 所作性という別の証因に誤った理由か否かの選択肢を作り、どちらでも意味上の帰結を用いて過失が起こることを示す。

所作性が不成立ならば、違いがないから立論の理由も不成立となり、成立するならば意味上の帰結から立論の理由は不成立となる。(不成立因)

所作性が誤った理由ならば、意味上の帰結から明らかに誤った理由が誤った理由ではなくなり、誤った理由でないならば意味上の帰結から立論の理由は誤った理由となる。(不確定因・矛盾因・論題類似因・被排撃因) Cf. Pra 45.16ff, Pan 50.23ff

か。

【1-9-2-1. 述べられたことを支持する内容を帰結することはない】

前者ならば妥当な要素の欠如がある。立論で述べられたことは述べられていないことによって遍充されないから、そして遍充しないものは支持するものとならないから、したがってこのことが「不確定だから」と言われる<sup>128</sup>。

【1-9-2-2. 単に述べられていないことを帰結するならば自説放棄】

後者ならば自らの言明を遍充するから〔自己〕撞着となる。したがってこのことが「述べられていないものが」＝単に述べられていないものが「意味上帰結するならば、主張の放棄」＝自説の放棄が「成り立つ」。なぜか？ 「述べられていないから」＝反論の条件が同じく当てはまるからという意味。

【1-9-2-3. 反論証の不確定】

そして議論と論詰では、立論者の証明と同じく、反論証にもこの意味上の帰結が分散するので、これは確定的であると定まることがない。また同様に〔この詭弁が〕批判されるべきものであるので反論でないことを認めれば矛盾がある。あるいは批判されるべきものでなければ〔反論者〕自らの論証をそれ自体だけで承認しないから、議論と論詰という論議を否定する。したがってこれが「不確定だから」と述べられている<sup>129</sup>。

【1-10. (18) 無区別による対等】

【1-10-1. 反論】

ある属性の成立に基づいて無区別なので、存在性が成立するから全て無区別になってしまうというならば、無区別による対等である（スートラ 5. 1. 23）。

【1-10-1-1. スートラ解釈】

【1-10-1-1-1. 前半部は定義ではない】

「ある属性の成立に基づいて無区別なので」とは、詭弁の論者の企図を明らかにして、詭弁が起こる順序で示すためである。反証〔自体〕の方法を述べる。「全て無区別になってしまう」と。

<sup>128</sup> 意味上の帰結で結論された「述べられていないこと」は、述べられたことを支持する場合もあれば支持しない場合もある。「音声は無常である」という言葉で述べられていないことは、「他は無常ではない」かもしれないし、「他も無常である」かもしれない。したがって意味上の帰結は不確定である。

<sup>129</sup> 反主張をもたない反論だけの反論 (vitandā) を除いて、反論者も反論証、すなわち自分の主張を提出しなければならぬ。意味上の帰結による対等を認めるならば、その反論証にも当てはまり、反論の効果を失う。一方この対等を認めないならば、立論者の主張が通ってしまい、反論の出る幕がない。このように「不確定だから」という理由は、立論からの意味上の帰結と、反論からの意味上の帰結がどちらでも自身の論証と意図しなかったその反対を帰結する、すなわち不確定になることを表している。

【1-10-1-1-2. 証因以外の属性が手段である】

問い. それは証因の属性 [=所作性など] の成立に基づいてこそあるのか.

答え. そうではないので述べる. 「存在性が成立するから」と. またそうであるとき「付加による対等」との違いがある<sup>130</sup>.

【1-10-1-1-3. 「存在性」は代喩である】

そしてこれ [=存在性] は別の属性の代喩である. 認識対象性・実体性などによっても反証が可能だから. 「そして無区別による対等はこの詭弁 [=付加による対等] となり, 付加による対平等が同一になってしまう. [いずれも実例と所証の] ある類似性に基づく [反証だ] から.」とヴァールティカで知られるから<sup>131</sup>.

【1-10-1-1-4. 「全て」はその属性をもつもの全てを表す】

そして「全て」という語によって, ここで [無区別を] 引き起こす属性 [=存在性・認識対象性・実体性など] に覆われた集合が意図されている.

【1-10-1-1-5. 「無区別」は3種類を表す】

一方, 「無区別」とは [それ自体が] 同一であること, 同一の属性をもつこと, あるいは同一形相の属性をもつことである<sup>132</sup>.

<sup>130</sup> 付加による対等との違いが何に由来するかは注釈も含めて明言されていない. 付加による対等では実例と主題の類似性から, 実例にあって主題にない属性を取り上げて矛盾を指摘した. 一方ここでははじめに実例と主題の類似性を挙げるところまでは同じでありながら, その後にさらに実例と主題に共通する属性を取り上げ, 矛盾は指摘しない. 取り上げる別の属性のあり方が異なっている.

<sup>131</sup> 無区別による対等の原因となる存在性は無区別を引き起こす属性の代喩である. その根拠として, ウディヨータカラが「無区別による対等が, 主題と実例に別の属性を選択する点で付加による対等と同じになる」と述べたことを引用する. すなわち, 無区別による対等が存在性だけから起こるならば「主題と実例に別の属性を選択する」ということができず, 付加による対等とは元より異なるものとなる. 同じであるためには, 「存在性」という語を「主題と実例に別の属性を選択する」ものの代喩として解釈しなければならない. したがってウディヨータカラ説に従えば, 「存在性」は証因以外の属性一般を表す代喩である.

なお, ウディヨータカラは本当に無区別による対等と付加による対等が同じであると述べているのではない. 詭弁が14分類であると主張し, いくつかの詭弁は無駄な繰り返しであるという反論に対して, ウディヨータカラは詭弁の24分類が限定 (avadhāraṇa) ではなく, 定義を伴う被定義項 (個々の名称) と反論の仕方による区別の一例 (udāharāṇa) であるとし, 何らかの区別で14分類が成り立つならば, 何らかの区別で24分類も成り立つとする. こうした区別を否定するならば, 無区別による対等が付加による対等などと同一になってしまうという14分類説が意図しなかったことを付随させるのが引用された箇所である.

NV 2015.7: 一方この詭弁は無区別による対等である. 付加による対等などはある類似性に基づいて同一になってしまう. (aviśeṣasamā tv ayam jātiḥ utkarṣasamādinām ekaṭvam kiñcitsādharmyād iti)

<sup>132</sup> 3種類の無区別はニヤーヤ学派の語意論 (NS 2.2.66-69) に由来し, 以下で例示されるように, 同一であることが個物 (vyakti) としての無区別, 同一の属性をもつことが類 (jāti) としての無区別, 同一形相の属性をもつことが所証の属性 (形相 ākṛti) としての無区別に対応する.

Pan 53.12f. 同一であることとは同一の個物であること, 同一の属性をもつこととは個物が違って同じ類をもつこと, 同一形相の属性をもつこととは, 同じ類の属性をもつことであるという無区別である.

(ekatvaṃ ekavyaktitvaṃ ekadharmatvaṃ vyaktibhede 'py ekajātimattvaṃ, ekākāradharmakatvaṃ ekajātyadharmakatvaṃ aviśeṣaḥ)

#### 【1-10-1-1-6. まとめ】

したがって以下のような意味になる。ある集合において、存在性などのうちいずれかの、証因と異なる属性を認めた上で、その力によってその集合が、[存在性などの]属性の点から、あるいはそれ自体の点から同一相であることを帰結するのが無区別による対等である。

#### 【1-10-1-2. 喩例】

##### 【1-10-1-2-1. スートラに基づく喩例】

そして以下のように起こる。「もし所作性というある属性の成立に基づいて壺と音声に無常性という無区別があるならば、存在性というある属性の成立に基づいて三界にあるもの全てが無区別にならないのか」と。

##### 【1-10-1-2-2. 無区別＝同じ個物になる場合の過失】

[問い] それならばどうなのか。

[答え] 同一性によって無区別ならば、主題などの区別がなくなってしまう。

##### 【1-10-1-2-3. 無区別＝同じ類をもつ場合の過失】

その類のものとして無区別ならば、類の混同や下位の類の消滅がある。

##### 【1-10-1-2-4. 無区別＝同じ形相をもつ場合の過失】

同じような形相をもつものとして無区別ならば、属性・運動など<sup>133</sup>も無常な属性と結合することになってしまうという。

##### 【1-10-1-2-5. 代喩された喩例での過失】

実体性というある属性の成立に基づいて、9つ [の实体] が無区別になり、どうして [全ての实体が] 運動をもたないのか、あるいは感覚器官で捉えられることというある属性の成立に基づいて、壺と音声の両方共に有質であるという無区別にどうしてならないのか。[音声]が壺と同種、あるいは壺と同一になってしまうという<sup>134</sup>。

#### 【1-10-1-3. 類似性・選択・付加による対等との違い】

そしてこれは類似性による対等ではない。[類似性による対等は] 反対属性によって反証されるから<sup>135</sup>。また選択による対等でもない。[選択による対等は] 選択によって起こるから、

<sup>133</sup> Pan はこれを所有複合語「属性・運動などをもつもの」と解し、普遍・特殊・内属を含む。これらは定説上常住であり、無常な属性をもつことはない。

<sup>134</sup> この例では運動をもつ・有質であるという事例にあって主題にない属性を取り上げているため、形式としては無区別による対等だが内容は付加による対等になっている。

<sup>135</sup> ウディョータカラは類似性による対等との違いを論じて、類似性による対等は「あるものとの類似性に基づくもの」、無区別による対等は「全体との類似性に基づくもの」としており、ここから「存在性」が「全体との類似性」として無区別による対等の手段となり、一方有質性など付加による対等の手段となるもの

[無区別による対等では逸脱が] 結論されないから。また付加による対等でもない。[無区別による対等は<sup>136</sup>] 別の属性が成立することによって反証するとき、一部の矛盾は指摘されないから<sup>137</sup>。

#### 【1-10-1-4. 無区別による対等を起こす各要素】

したがってこれはある属性のある区別に対して、論証しないことを示すのが手段であり、理由が批判点であり、論証しないことが想定されており、これはその誤りである。

#### 【1-10-1-5. 共存の存在性—anye】

##### 【1-10-1-5-1. スートラ解釈】

一方、他の者たちはこのスートラを別様に解説する。すなわち「一つの属性の成立に基づいて」=証因の属性が導くものであることに基づいて、「無区別なので」=所証の属性をもつという点で[無区別なので]、主題と実例は「全て無区別」=全ての面で無区別「になってしまう。」「存在性が成立するから」=共存の存在性が成立するからと。

##### 【1-10-1-5-2. 3種類の無区別】

そしてその全ての面で無区別は3種類ある。個物として、類として、所証の属性 [=形相] としてである。

##### 【1-10-1-5-2-1. 個物が無区別の場合】

例えば「壺などにおいて所作性は、その壺の色性などの全ての面で共存したものとして見られているが、これ [=音声] において無常性を証明しつつ、その壺の色性なども証明してしまう。無区別だから、もしそうでないならば無常性も証明しないだろう」という。

---

は「あるもの(実例)との類似性」であるという違いが意図されていると考えられる。  
NV 2233.12ff.反論. 無区別による対等は類似性による対等と異ならない。なぜか? 類似性だけで起こるのが異なるから。そうではない。1つか全体かの区別から違いがある。1つの類似性からは類似性による対等があり、全体の類似性からは無区別による対等がある。(sādharmyasamātaḥ na bhidyate aviśeṣasamaḥ| kasmāt? - sādharmyamātrāt pravṛtteḥ aviśeṣāt iti cet? na, ekasamastabhedāt bhedaḥ - ekasādharmyāt sādharmyasamā, samastasādharmyāt viśeṣasametii|)

<sup>136</sup> それぞれ異なる理由として挙げられているものが、どちらを指すのか一定していない。T本では否定辞を付加することでいずれも無区別による対等についてあてはまるものに統一している。

<sup>137</sup> Pan は付加による対等との違いを2つに分けており、それに従えば以下のように読まれる。「[付加による対等は] 別の属性が成立することによって反証する場合であり、[無区別による対等では] 一部の矛盾は指摘されないから。」しかしすでに説明されているように、「別の属性が成立する」という点では両者に違いがなく、違いは一部の矛盾(無区別の誤った帰結)を指摘するか否かにあると考えられる。また、「別の属性が成立することによって反証する(dharmāntaropapattyaḥ pratyavasthāne)」という語句が第七格で終わっているおり、第五格でないことから、これを独立してひとつの理由とすることは不可能であろう。Pan 54.22f: 「別の属性が成り立つことに基づいて」と述べる時、付加による対等からの区別が示されており、それが付加による対等の論者が述べた理由によって起こる。しかしこれは全くそうではないと。そして付加による対等では一部の矛盾は指摘されるが、ここではそうではない。このことを述べる。「一部の矛盾は」と。(dharmāntaropapattyeti bruvatokarṣasamāto bhedito darśitaḥ utkarṣasame vādyuktahetuvalena pravartatā| iyaṃ tv anyathaiyeti| utkarṣasamāyāṃ ca viśeṣavirodhaś codyate| atra ca na tathety āha - viśeṣeti|)

【1-10-1-5-2-2. 類が無区別の場合】

同様に「壺性などと共存したものとして見られたもの [=所作性] は、壺性という類も証明してしまう。無区別だから」。

【1-10-1-5-2-3. 形相が無区別の場合】

同様に「かまどにおいて煙はその火と共存したものとして見られているが、山において火を証明しつつ、それ [=かまど] も証明してしまう。もしそうでないならば [火も] 決して証明しないだろう」という。

【1-10-1-5-3. 付加による対等に包含される】

それはよろしくない。付加による対等に含まれるから<sup>138</sup>。

【1-10-1-5-3-1. 主題と実例は基体として異なる】

[反論] 主題と実例の区別が定まっているとき付加が起こるが、ここではそうではない。

[答え] そうではない。類や類似性に違いがなくとも、[無区別による対等では] 基体の違いが定まっているので [付加による対等と] 対立しないから。

【1-10-1-5-3-2. 個物としての無区別はない】

[反論] 個物として無区別を引き出せば、[主題と実例に] 区別はないから付加はない。

[答え] そうではない。同一でないときに同一性こそが付加されるから<sup>139</sup>。銀でないものに銀と想定するように。

【1-10-1-5-3-3. 付加による対等における属性の選択】

問い。それならば [=別個のものならば] [付加による対等では] 所証と実例にいかなる属性の選択があるのか。

答え。[所証と実例の] 一方にあり一方にないあり方にほかならない。

【1-10-1-5-3-4. スートラ解釈との齟齬】

またそうであれば前の例 [=三界の無区別など] は含まれないことになってしまうが、し

---

<sup>138</sup> AN では主題と実例の無区別を説く者を「ある者たち (kecit)」, これを否定するウダヤナの説を「他の者たち (anye)」とした上で、付加による対等のように個別の矛盾を取り上げる意図はないとして否定している。

AN 46.27f: 「そうではない。付加による対等に含まれるから」と他の者たちは言う。(中略) そうではない。個別の矛盾を取り上げる意図がないから。(maivam, utkarṣasamāntarbhāvād ity anye| ...| tan na| viśeṣavirodhāpādanābhiprāyavaidhuryāt)

<sup>139</sup> 個物としての無区別を指摘するときにも付加による対等になるのは実際にある別の属性 = (実例との) 同一性を選択するからであるが、無区別による対等においてこの同一性は虚妄である。

かしこれはニヤーヤの伝統ではない。それゆえスートラ通りの解釈<sup>140</sup>でよい。付加的な解釈は無用である。

### 【1-10-2. 再反論】

過失の根源を考察するスートラである。

ある場合にはその属性は成り立たず、ある場合には成り立つから、否定にならない（スートラ 5. 1. 24）。

#### 【1-10-2-1. スートラ解釈（1）】

「ある場合」すなわち存在性などがあるとき、それを遍充するものとするような「属性 [= 一般的な無区別] は成り立たず」、 「ある場合」すなわち結果性などがあるとき、それを遍充するものとするような無常性などの属性は「成り立つから、否定にならない。」

#### 【1-10-2-2. スートラ解釈（2）】

また同様に、対象を逆にして適用することもできる。

「ある場合」すなわち無区別だけが以上のように述べられたときには「その属性は成り立たず」= 遍充されるものとして存在性などが成り立たず、「ある場合」すなわち無常性などにおいては結果性などがそのように「成り立つから、否定にならない<sup>141</sup>。」

#### 【1-10-2-3. 無区別による対等の欠陥】

したがってこれは妥当な要素の欠如である。本質的關係という妥当な要素に依拠せず、当

<sup>140</sup> スートラどおりの解釈 (nyāsa) とは語を補わず逐語的に解釈したもの、付加的な解釈 (anunyāsa) とはこれにいくつか語を補って解釈したもの。「他の者たち」の説においてはスートラの一句「存在性が成立するから」を主題と事例だけに適用するために「共存の存在性が成立するから」と解釈しなければならず、「共存 (sāhitya)」という語が補足されるのは付加的な解釈である。これはスートラ注釈史の伝統を逸脱するからだけでなく、想定は簡潔な方がよい (kalpanālāghava) という法則からも採用されない。

<sup>141</sup> 2つの解釈は同じことを述べているが、スートラの語に対応するものを変えている。

1. 存在性から一般的な無区別は成り立たないが、所作性から無常性という無区別は成り立つ。

2. 一般的な無区別に対して存在性は成り立たないが、無常性に対して所作性という無区別は成り立つ。

NBh は 2, NV と NVTT は 1 で解釈する。なおスートラは「ある場合にはその属性は成り立ち、ある場合には成り立たないから」という順番を逆にした読みもある。

NBh 1134.5ff: 例え所証と事例においてある属性である努力の直後にあることが成り立つから無常性という別の属性が無区別である。このように全ての存在に存在性が成り立つことに基づく別の属性はない。そうであるならば無区別になるだろうけれども。(yathā sādhyadṛṣṭāntayor ekadharmasya prayatnānantariyakatvasyopapatter anityatvaṃ dharmāntaram aviśeṣaḥ, naivaṃ sarvabhāvānām sadbhāvopapattinimittam dharmāntaram asti, yena aviśeṣaḥ syāt)

NV 1134.13: ある場合には類似性が認識され、ある場合にはないというのがスートラの意味。(kvacit sādharṃyam upalabhyate kvacin nety sūtrārthah)

NVTT 1134.18ff: ある類似性、努力の直後にあることなどがあるときには、音声は壺などとその属性である壺の属性の無常性が成り立つから。ある類似性、音声に存在一般と共に存在性があるときには、存在一般の属性が成り立たないから否定はないということ。(kvacit sādharṃye prayatnānantariyakatvādau sati śabdāder ghaṭādīnā saha taddharmasya ghaṭadharmasyānityatvasyopapattē, kvacit sādharṃye śabdasya bhāvamātrena saha sattvādau bhāvamātradharmasyānupapattē pratiśedhābhāva iti yojanā)



該の詭弁が起こっているから.

【1-10-2-4. 存在性によって反証することはできない】

すなわち, 以下のような再反論の次第がある.

(1) この存在性は結果性が「無区別を」証明しないことの実例なのか, それとも (2) 結果性がそれ「=無区別」を証明すること「の実例」なのか. (3) 「[全ては] 共通な属性をもつから」という「無区別の」理由に含まれるものなのか. (4) 無区別を独自に証明するものなのか, あるいは (5) 付随する過失なのかという<sup>142</sup>.

【1-10-2-4-1. 実例として結果性が論証しないことを反証できない】

1 番目ではない. 単なる実例だけでは証明するものとならないから. また「無区別であるという」決定がないから<sup>143</sup>.

【1-10-2-4-2. 実例として結果性が論証することを反証できない】

2 番目ではない. まさに同じ理由から. また「自己」撞着になるから<sup>144</sup>.

【1-10-2-4-3. 理由として無区別を証明しない】

3 番目と 4 番目ではない. 本質的な関係が成立しないから. それを欠くものに証明することを認めるならば自らの言明と撞着するから<sup>145</sup>.

【1-10-2-4-4. 存在性から過失は付随しない】

一方 5 番目は, もし存在性に基づくならば無区別になってしまうというのか, それとも結果性に基づいて無区別ならば存在性に基づいても同じく「無区別に」になってしまうというのか.

---

<sup>142</sup> Pra, Pan, AN 47.15ff にしたがって以下のような論式であると考えられる.

(1) 「所作性は無常性としての無区別を証明しない. 存在性が一般的な無区別を証明しないように.」

(2) 「所作性は無常性としての無区別を証明する存在性が一般的な無区別を証明するよう.」

(3) 「所作性は無常性としての無区別を証明しない. 全ては存在性という同じ属性をもつから.」

(4) 「全ては無区別である. 存在性という同じ属性をもつから. したがって全ては常住である.」

(5) 「全ては無区別になってしまう. 存在性という同じ属性をもつから. したがって全ては無常になってしまう. しかし実際は無区別ではないので, 無常でもない.」

<sup>143</sup> 理由を伴わない実例は反証にならない. 実例だけではそうであるかもしれないし, そうでないかもしれないという未決定状態を打開できない.

<sup>144</sup> 1 番目と同じく, 実例だけでは証明できないという問題があるが, その上仮に証明できたとしても, 実例において立論者の主張を認めてしまうことになるので, 自分の立場と矛盾する.

<sup>145</sup> 存在性は無常性または常住性に対して逸脱するため, 遍充関係はない. 存在性があるからといって無常ではないとか, 常住であるとかいうことはできない.

これを無視して存在性を反証に用いるならば, 所聞性も常住性としての無区別を証明せず, (5) より全ては無常であるという主張も成り立ちうるので, 自らの立場である常住性も否定されることになる.

Cf. NBh 1135.1f: 存在するものが常住か無常なのだから, 無常性は成り立たない (sataś ca nityānityabhāvāt anityatvānupapattiḥ)

#### 【1-10-2-4-4-1. 存在性と無区別の遍充関係はない】

前者ではない。遍充関係があるならばすでに成立しているものの論証になるから。また排撃によって〔遍充関係の考証に必要な〕対偶が決定されないから<sup>146</sup>。

#### 【1-10-2-4-4-2. 両者の無区別に遍充関係はない】

遍充関係がないからこそ、後者ではない。というのも所作性が無常性という無区別を証明することは、存在性が無区別を証明することによって遍充されないからである<sup>147</sup>。以上〔再反論の次第〕。

#### 【1-10-2-5. 主宰神論証批判における無区別】

これによって主宰神の推理に対して動物だからといってウサギなどが角をもつという無区別の過失<sup>148</sup>が付随するなどということも説明される。

#### 【1-11. (19) 成立による対等】

##### 【1-11-1. 反論】

両方の理由が成り立つことに基づいて、成立による対等になる（ストトラ 5.1.25）。

立論者によって根拠〔＝理由〕が述べられたときに、対論者が自説にも根拠を成立させる

---

<sup>146</sup> 仮に存在性と無常性の遍充関係があるとして、存在性の点から無区別を主張するだけならば、立論者にとって何の不都合もない。さらにここから全てが無常であることが帰結しても、立論者の主張は否定されたことにならない。

遍充関係を正当化するための考証は、否定的遍充の形で行われる。しかし、存在性をもたないものがない以上、「無区別でないならば存在しない」ということができない。このことは、無制限の全称命題「およそ全てのものは」による論証が認められていないことを示唆している。

Cf.NBh 1134.8ff: 実際、このように考えれば「全ての存在は無常である。存在性が成り立つから」という主張になる。その場合、主張の内容とは別に他の喩例はない。そして喩例がない理由はないという。また主張の一部が喩例であることは成り立たない。なぜなら所証は喩例ではないからである。(evam khalu vai kalpyamāne anityāḥ sarve bhāvāḥ sadbhāvopapatter iti pakṣaḥ prāpnoti| tatra pratijñārthavyatiriktam anyad udāharaṇam nāsti, anudāharaṇaś ca hetur nāstīti| pratijñāickadeśasya codāharaṇatvam anupapannam, na hi sādhyam udāharaṇam bhavati)

<sup>147</sup> 前者では存在性と無区別の遍充関係「存在性があれば、必ず無区別となる」が否定されたのに対し、後者では無常性による無区別と存在性による無区別の遍充関係「無常性の点で無区別ならば、必ず存在性の点でも無区別である」が否定される。いずれも存在性から無区別を論証することはできず、仮にしたとしても、立論の反証にはならないことが述べられている。

<sup>148</sup> ミーマーンサー学派が主宰神批判で用いる帰謬論法。結果性による無区別から動物性による無区別を導くが、そのような遍充関係はない。

Pra: 「もし所証と共存するだけで結果性だけから見えない作者が成立するならば、同じように動物性からもウサギに角が成立してしまう」というこの場合、結果性が作者を証明することは、動物性が角を証明することによって遍充されない。もしそうならば過失があるだろうがという意味。

Pan: ミーマーンサー学派の者たちが以下のように述べている。「もし結果だからといって作者をもつことが証明されるならば、動物だからといってウサギなどが角をもつことも証明される」という。(略) ここでも「結果性が作者をもつこと証明することは、動物性が角をもつことを証明することによって遍充されないと知るべきである。動物性は対象が排撃されているので、角を持つことを証明しないが、結果性は対象が排撃されないで、作者をもつことを証明する」と悪意のない人たちは考えるので、逸脱があるから遍充されるものと遍充するものの関係は成り立たないから、否定も同じだからという要髄。

とき、成立による対等になるという。

【1-11-1-1. 理由のみが成り立つ】

意味上「両方の理由が成り立つこと」とは、この場合直接に反主張を成立させるのではなくて、反主張の理由を成立させる、証明するという意味であるので、論題による対等などは異なる。

【1-11-1-1-1. 2つの理由が成り立つこと—ウディヨータカラ】

そしてそのようにヴァールティカは述べる。「常住と無常の理由が同じものについて成り立つというのが成立による対等の意味である。常住と無常の両説によって反証するならば論題による対等になるという違いがある」と<sup>149</sup>。

【1-11-1-1-2. 証因によって証因が成り立つ—ヴァーチャスパティミシュラ】

ティーカーも全く同じである。すなわち「自説が成り立つことによって」というのが論題による対等の場合であり、「自らの証因だけによって」というのが成立による対等の場合である<sup>150</sup>。前者では「成立している自らの証因に基づいて自説が成り立つことによって〔反証する〕」という意図がある。一方、後者では「自らの証因〔のみ〕に基づいて自らの証因が成り立つことによって〔反証する〕」という〔意図がある〕。

【1-11-1-1-3. 排撃でも均衡でもない】

問い。 どうして〔「自らの証因が成り立つことによって」と〕補足するのか。

答え。 それ以外では〔＝補足なしでは〕〔定義が〕成り立たないからである。 というのも、反論証によれば排撃と均衡以外の方法がないからである<sup>151</sup>。

<sup>149</sup> 2つの詭弁が自説を立てるか否かで分けられることはこの文だけから直接理解されず、次のヴァーチャスパティミシュラによる解釈が必要となる。 NV 1136.11ff.

<sup>150</sup> NBh, NV ではそのまま引用されているが、NVT からば抜粋した上で、ウダヤナ自身が解説を加えている。

NVT 1136.16ff:論題による対等の詭弁では主張と反主張の論証が同等であっても、対論者が自分の論証から自分の主張が成立することによって立論者の論証を反論するとき起こる。一方成立による対等では自分の論証によってのみ起こるという違いがある。(prakaraṇasamāyāṃ jātāu pakṣapratipakṣasādhanayoḥ samānabalatve 'pi prativādī svasādhanāt svapakṣasiddhyā vādisādhanadūṣaṇe pravartate upapattisamāyāṃ tu svasādhanenaiveti viśeṣaḥ)

<sup>151</sup> 成立による対等は、自らの主張を含意はするが述べないという点でのみ、論題による対等・反対属性による対等と異なる。そのため「証因のみに基づいて」とは自説を証明することなしにという意味になる。このことを論題による対等と対照するために、「証因のみに基づいて」の後に「証因が成り立つことによって」と補う。

論題による対等：証因→自説（所証）の成立→排撃の指摘

成立による対等：証因→証因の成立→排撃の指摘

しかし、NVTP からは「証因→証因の成立→」というプロセスは見られず、「証因＝証因の成立→」となっている。

NVTP 576.12:成立による対等においては自分の論証によってのみ、自分の論証の成立によってのみという意味 (upapattisamāyāṃ svasādhanenaiva svasādhanasiddhyaivety arthaḥ)

#### 【1-11-1-1-4. 反論証による排撃ではない】

反論. [成立による対等は] 排撃にほかならない. ある場合 [=成立による対等] では反論証によって [排撃が] あり, 別の場合 [=論題による対等] には反主張が成立することに基づいて [排撃が] あるから.

答え. そうではない. 反対の論証と排撃とは同義語だから. そして反主張の成立に基づいて他の所証 [=立論] は無になるから [排撃となってしまう].

#### 【1-11-1-2. 実例】

したがってこれは以下のように起こる.

「音声は無常である. 結果であるから」と述べられたときに, 「もし無常説に対する根拠である結果性があるので無常であるならば, 常住説でも何らかの根拠があるだろう. 私が述べたものだから. あなたの説のように.」 [同様に] 「私の主張とあなたの主張のいずれかであるから.」 「最初の疑いの対象であるから.」 「異論の対象だから.」 「私の認識の対象だから<sup>152</sup>」 などというようにブリハस्पティの見解に従って他にもいろいろな理由が提起される. そしてそうであるとき, あなたの主張に排撃か均衡が [間接的に] 付随する.

#### 【1-11-1-3. 成立による対等を起こす各要素】

そしてこれは一般的な根拠の可能性<sup>153</sup>が手段であり, 理由が批判点であり, 排撃と均衡が想定されており, これはその誤りである.

#### 【1-11-2. 再反論】

過失を考察するストトラである.

【立論が】 成り立つ理由を追認するから, 否定にはならない (ストトラ 5. 1. 26).

#### 【1-11-2-1. ストトラ解釈】

立論者の所証が「成り立つ理由を追認するから」, これは「否定にならない」. [追認と否定は] 矛盾するから. すなわち, 追認と否定が同じもの [=理由] について起こっているからという意味. したがってこれは [自己] 撞着である. あるいは追認しないならば, 自らのもの [=理由] も追認しないことになってしまう. [対論者によれば2つの理由は] 違いがないから.

---

<sup>152</sup> NVTP 576.8ffでは成立による対等が, 証因を成立させるものと反論を成立させるものの2つに分類され, それぞれ以下のような例が挙げられている. 構造は同じであるが, 明確に2種類に分けるのはNVTPの新機軸であろう. 「私の説にも何らかの理由があるだろう. 存在などがあるから. あなたの説のように.」 「あなたの説にも何か反論があるだろう. 存在などがあるから. 私の説のように.」

<sup>153</sup> Praは可能性を決定(100%確実)と解し, Panは蓋然性(そうである確率が高い)と解する. 上記の例では「常住説にも何らかの根拠があるだろう」という表現があるので, ウダヤナは蓋然性を意図してこの言葉を使っていると見られるが, Praでは結論に蓋然性があっても理由は確実なものでなければならないという立場を取っている.

### 【1-11-2-2. 排撃の不可能】

#### 【1-11-2-2-1. 優勢でないものは排撃できない】

一方、[成立による対等における] 個別の欠陥は妥当な要素の欠如である。優勢でないものは排撃するものとならないから。

#### 【1-11-2-2-2. 優勢であるには別の過失の指摘が必要】

あるいは[反論証が] 優勢であると認めるならば、立論の理由に他の過失を述べなければならぬ。[立論の理由は反論の理由に] 依存しないから<sup>154</sup>。

### 【1-11-2-3. 均衡の不可能】

#### 【1-11-2-3-1. 優勢・劣勢・同等の否定】

一方、均衡は、優勢なものや劣勢なものから起こることは決してない。また[力が] 等しいことは、相互に矛盾するもの同士にとって実際のものではない。

#### 【1-11-2-3-2. 差異だけが問題となる】

それゆえ[2つの推理に未知の] 差異を知りたいときに反主張が成り立ち、差異による理解に基づいて、立論の理由[=所作性] だけに差異[=優越性] が求められる。そしてこれ[=所作性] にそれ以外[=対立主張をもたないこと以外] の要件を欠くことが求められることはない。したがってまさにそれ[=差異] の不足だけがあるべきであり、あるいは論証した後でこれ[=差異] の不足がある<sup>155</sup>。

#### 【1-11-2-3-3. 見えない条件から均衡はない】

[反論] そうであれば条件自体がこの場合、何らかの見えないものであろう。そしてそれ[=見えない条件] の排除が、あなたの所証を排除するという私の主張における根拠となるだろう。したがってまた、条件というあり方の差異を見ることなく、均衡の指摘をする

---

<sup>154</sup> 排撃関係は、優勢=依存されるものと、劣勢=依存するもの間にある。すなわち劣勢なものは優勢なものに依存することで排撃されることになる。ところが、ここで所作性という理由はすでに成立したものであり、所聞性などの理由に依存しない、すなわちそれらの理由よりも劣勢ではない。したがって他の過失を述べることで、立論が劣勢であることを示さない限り、排撃は不可能である。

依存されるものと依存するものはそれぞれ直接または間接の原因と結果というように説明される。原因がなければ結果がないという理屈がここでも該当する。直接的なものは例えば推理と証因の知覚で、推理(結果)は直接的に証因の知覚(原因)に依存している。また間接的なものは例えば類推と言葉の認識で、類推(結果)は間接的に言葉の認識(原因)に依存している。排撃関係というかたちの依存関係は、直接的なものだと考えられる。

T 本では「依存するから」と読むがその場合は、優勢または排撃という結果が他の過失を述べることに依存するという意味になるだろう。

<sup>155</sup> 反主張と同等になることによる論題類似因は実際に同等なのではなく、差異を把握しないこと(viśeṣāgraha)によって、お互いに決め手を欠いている状態を指す。

その上で均衡を示すには、証因の五条件のうち差異の不足によって対立主張をもたないことだけを示さなければならないのであって、排撃のように別の過失を示すことによってではない。

以降、差異の不足とは何かが論じられる。

ことも成り立つことになるだろう。

[答え] そうではない。条件が成立しなければその排除も成立しないから。また「私が述べたこと」なども全く同様に条件が適用されることになってしまうのでまた[自己] 撞着があるから<sup>156</sup>。

【1-11-2-3-4. 条件の疑いから均衡はない】

[反論] 条件の疑いはあるだろう。

[答え] そうではない。不成立が疑われたもの [=条件] によっては、成立したもの [=所作性] に均衡は成り立たないから<sup>157</sup>。

【1-11-2-3-5. 均衡の疑いはない】

[反論] 条件の疑いがあればこそ反論があろう。あるいはそれを通して均衡の疑いがあるう。

[答え] そうではない。そうであるならば「これは証因ではない。いかにしても知覚されていない条件の疑いによってもたらされるから。あるいは反対主張の疑いによってもたらされるから」というのが[詭弁の] 文意となる。したがってこれは反論とならない。自分自身を否認するから<sup>158</sup>。

【1-11-2-3-6. 条件の疑いから遍充関係が不成立になることはない】

[反論] 以下のようになるだろう。「これは証因ではない。遍充関係が不成立だから。そしてこれは遍充関係が不成立である。条件が疑われるから。というのもこのようにして自分自身の否認がなくなるからである。異類例を排撃するものによって差異があるから。すなわち、遍充関係が不成立のものが証因であるならば、一切が一切から理解されることにな

---

<sup>156</sup> 均衡をもたらす差異の不足として考えられるのが、見えない条件 (adrśyopādhi) である。推理に条件があれば不成立因となる。2つの推理は共に目に見える条件がないが、立論には見えない条件があり、反論においてはそれがない。たとえ本当に立論に条件があって反論に条件がないとしても、見えないものの有無を論じているので排撃するということはできない。したがって反論は見えない条件を指摘するものとして均衡するという。

これに対して、条件が見えない以上あるともないとも言えないので、見えない条件だけでは反論が均衡に値するとは言えないとされる。一方、仮に見えない条件によって反論することが可能であるとするならば、反論の理由「私が述べたことだから」「私の主張とあなたの主張のいずれかであるから」「最初の疑いの対象であるから」「異論の対象だから」「私の認識の対象だから」などにも見えない条件があることになってしまい、自滅することになる。これを自己撞着と言っている。

<sup>157</sup> 「反論は立論に見えない条件をもたらす」ということが否定されて、次に「反論は立論に条件があるかもしれないことをもたらす」ということが提起される。しかし疑わしいというだけでは、すでに確立した証因を崩すことはできないので、均衡はない。

<sup>158</sup> 前節では立論を疑いによって崩すことはできないとされたが、疑い自体は否定されていない。そこで反論は立論に条件があるかもしれないと指摘することによって、均衡があるかもしれないと指摘するものであるとされる。しかしこれは、反論自体にも疑いを投げかけることになり、自己撞着となる。結局、見えないものや疑わしいものといった不確かなもので反論している以上、均衡をもたらすことはできないのである。

ってしまうので、条件が疑われたものも遍充関係によって成立する矛盾がある。なぜなら条件のない決定が遍充関係の成立であり、決定のないものが疑いだからである」と。

[答え] そうではない。立論にも考証の助けを認めるとき、異類例を排撃するものは存在するから<sup>159</sup>。そしてそうであれば妥当な要素の欠如である。疑いに対して排撃するものがないことという要件は妥当なものにほかならないが、それに依拠していないから。

#### 【1-11-2-3-7. 証因であるための排撃に疑いはない】

[反論] 排撃するものにも疑いがある。

[答え] そうではない。再びそれは自分自身を否認することが避けられない<sup>160</sup>。以上のことを「成り立つ理由を追認するから、否定にはならない」という。

#### 【1-12. (20) 知覚による対等】

##### 【1-12-1. 反論】

##### 【1-12-1-1. スートラ解釈】

---

<sup>159</sup> 条件の疑いによって反論する論式「これは証因ではない。いかにしても知覚されていない条件の疑いによってもたらされるから。あるいは反対主張の疑いによってもたらされるから」では条件の疑いが反論自体にも及んで自己撞着となる。そこで、条件の疑いから、異類例に対する排撃、すなわち対偶の考証を用いて遍充関係の不成立を導き、これによって反論を行う。このとき、遍充関係をもつ反論には批判が及ばないとされる。

ここで用いられる対偶の考証は以下の通り。

「証因であるもの（異類例）の遍充関係が不成立ならば、一切から一切が推理されることになってしまう。しかし実際はそうではない（排撃）。よって遍充関係が不成立のものは証因ではない。」したがって条件が疑われる立論は、遍充関係が不成立であり、証因でないことが証明される。

これに対して、立論にも同じく対偶の考証を用いて証因であることを証明する。その対偶の考証は以下の通り（Pan）。

「証因でないもの（異類例）の遍充関係が確立しているならば、何でも何からも理解されることになってしまう。しかし実際はそうではない（排撃）。よって遍充関係が確立しているものは証因である。」したがって遍充関係が成立している立論は、証因であることが証明される。

結局のところ、立論に遍充関係があることは固持されており、これを条件の疑いによって否定することはできないということの繰り返しである。

一方、条件の疑いでは「これは証因でないかもしれない」とまでしか言うことができない。疑っている時点では、異類例「証因であるもの」に対して遍充関係の不成立を排撃していないからである。しかし反論者は排撃を述べることで「これは証因でない」と確定させてしまっている。そこでは疑いの要件である排撃するものの非存在が欠けていることになる。

<sup>160</sup> 前節では立論が遍充関係をもつことによって正しい証因であることを証明するために、証因でないものから遍充関係が排撃されることが述べられた。これに対して、証因でないものでも遍充関係があるかもしれないという異類例における排撃への疑いを提起する。

ここから遍充関係をもつからといって正しい証因であるとは限らないということが論理的に帰結するが、反論者がそれを主張したいがために疑いを提出したかは分からない。これまで反論者が提起した疑いは全て立論にまつわるものであったことから、ここでも立論が正しい証因であると確定する根拠に疑いをかけることによって、立論の証因の正しさを疑おうとしていると考えられる。

これに対して同じ疑いが、反論の根拠となる異類例での排撃にもかかり、自己撞着になることが述べられている。

ここまでの自己撞着を、ウダヤナはスートラ「成り立つ理由を追認するから」に読み込む。その解釈は明らかにされていないが、「成り立つ理由」には条件の疑い、均衡の疑い、排撃の疑いなど反論の理由が含まれ、それを「追認するから」とは自らの反論にも適用されるからという意味で取ったものと考えられる。

提出された理由がなくても、知覚に基づいて、知覚による対等がある（スートラ 5. 1. 27）。立論者によって「提出された」認識結果の要件 [=理由, 主題, 実例] で、はたらき [=省察] をもつもの<sup>161</sup>が「なくても」、所証の「知覚に基づいて」反証することが知覚による対等であるというのがスートラの意味である。これにてこの反証の特徴は述べられたことになる。

#### 【1-12-1-2. 限定の選択】

この原因は限定の選択であり、また以下のことが意味上得られる。[立論の理由を]「だけ」であるとする意味を用いずには、「も」の意味で反証することはできないから<sup>162</sup>。

#### 【1-12-1-3. 先師による正当化】

まさにこれゆえ再反論のスートラに対してバーシャが「制限 [=限定] は述べられていない」という。ヴァールティカも「別の理由が否定されるのではない」という。この全てを通観して、ティーカー作者も以下のように述べる。「また同様に非結合の排除によって[音声が無常であること]はない」云々と<sup>163</sup>。

#### 【1-12-1-4. 5つの知覚】

そしてこれは 5 種類ある。(1) 所証がなくても基体が知覚されるので排撃になる。(2) 証因がなくても[基体が]知覚されるので不成立因になる。(3) [所証と証因の]両方がなくても基体が知覚されるので[排撃と不成立の]両方になる。(4) 証因がなくても所証の属性が知覚されるので適用不十分になる。(5) 所証の属性がなくても証因の属性が知覚されるので過大適用になる<sup>164</sup>。

<sup>161</sup> ウダヤナはスートラの「理由 (kāraṇa)」という語を理由だけでなく主題や実例という推理知の要件に拡張する。はたらきをもつものとは、省察を起こすものを指す。

<sup>162</sup> 立論者の主張は「提出された理由があるとき所証がある」という非限定的なものであって、これだけならば「提出された理由がなくても所証がある」という反証は主張と対立しない。対立が生まれるのは、「提出された理由があるときだけ所証がある」と立論に限定「だけ (eva)」を選択することによってである。このように相手の主張を「その理由があるときだけ成り立つ」と取ることによって初めて、「その理由がなくても成り立つ」ということが反証となる。

<sup>163</sup> NBh 1139.3f:努力の直後にあるからと述べる者は原因から生起すると述べているのであって、結果に原因の制限があるというのではない。(prayatnānantarīyakatvād iti bruvatā kāraṇata utpattir abhidhīyate, na kāryasya kāraṇaniyamah|)

NV 1139.6f:音声は無常であると述べる者は別の所証が原因であることを否定するのではないし、所証に別の原因があることを否定するのでもない。(anityaḥ śabdaḥ iti bruvatā na sādhyāntarāṇām kāraṇāntaram pratiśidhyate na sādhyasya kāraṇāntaram iti|)

NVTT 1138.15f:また同様に、非結合の排除によって音声が無常であることが理由ではない。遍充しないから。また非結合の排除によって別の理由があるからというのが詭弁の論者の否定となるという。(evaṅ ca nāyogavyavacchedena śabdānityatvaṃ hetur avyāpakatvāt, nāpy anyayogavyavacchedena, hetvantarasya vidyamānatvād iti jātivādino 'bhisandhir iti|)

NVTP 577.4ff でもこれらの説が再掲されている。

<sup>164</sup> Pan は (4) の過失を部分不成立因、(5) の過失を矛盾因とする。

(4) はスートラから直接導かれる例であることから、従来の注釈で取り上げられてきた。



【1-12-1-4-1. 所証がなくても基体が知覚される例—排撃】

そのうち 1 番目は以下のように起こる。「山には火がある」と言われたとき、「山にだけ火があるのか、それとも [山に] 火だけがあるのか」という。「前者ではない。かまどなどに火があることが知覚されるから。後者ではない。火がなくてもこれ [=山] は知覚されるから」と<sup>165</sup>。

【1-12-1-4-2. 証因がなくても基体が知覚される例—不成立因】

一方、2 番目は「煙があるから」と言われたとき、「煙は基体 [=山] と他の結合を排除して関係するののか、それとも非結合を排除して [関係するの] か」という。「前者ではない。山には [煙以外の] 木なども知覚されるから。後者でもない。その煙も [常にではなく] ある時点で知覚されるから」と<sup>166</sup>。

【1-12-1-4-3. 証因と所証がなくても基体が知覚される例】

一方、3 番目は上記をまとめることで知られる<sup>167</sup>。

【1-12-1-4-4. 証因がなくても所証が知覚される例—適用不十分】

また 4 番目は「山には火がある。煙があるから」と言われたとき、「ここで何が限定されるのか。山にだけなのか、火だけがなのか、それとも煙だけがあるからなのか」という。1 番目ではない、かまどなどもそうである [=火がある] ことが知覚されるから。2 番目ではない、木などもそこ [=山] に知覚されるから。3 番目ではない。そこでは光からもそれ [=火] が知覚されるから」と<sup>168</sup>。

---

ヴァーツヤーヤナが挙げた例は以下の通り。「音声は無常である。努力の直後にあるものだから」に対して、「努力の直後になくとも風邪によって木の枝が折れることから生じる音声が無常であることが知覚される」という。

これについてウディョータカラは「全ての音声は無常である」「音声一般に無常である」というように全ての所証あるいは所証一般を想定して証因が適用されないことを示すものであると説明する。証因「努力の直後にあること」は言葉としての音声に関して該当するものであり、全ての音声に該当するものではない。ヴァーチャスパティミシュラはこれを部分不成立因の想定であるとしている。ウダヤナも NVTP でこれに従う。

NVTP 577.9f: 前述の喩例に対し一部不成立因の誤った指摘である。それ以外は適宜パリシシュタで補うべし。

(prakṛtodāharaṇe bhāgādisiddhadeśanābhāsaḥ| anyatra tu yathāsaṃbhavaṃ pariśiṣṭe ūhyam||)

このことは「音声は無常である」という主張が、少なくとも立論者の意図では全称命題「全ての音声は無常である」ではなく、単称命題「ある音声は無常である（無常な音声が少なくとも1つはある）」であることを示唆する。理由は1つの主題にさえ該当すればよい。したがって遍充関係も1つの主題で成り立つことになり、ベン図のような周延関係ではないことも示唆している。

<sup>165</sup> 所証の非存在が直接知覚で定められることによって排撃となるのは後者「山に火だけがあるのではない」である。ここで「だけ」は非結合の排除「山に火だけがある」＝「山には常に火がある」として機能する。

<sup>166</sup> 証因の非存在によって不成立因となるのは後者「常に煙があるわけではない」である。

<sup>167</sup> 「山には火がある。煙があるから」と言われたとき、「常に火があるとは限らない」といえば排撃、「常に煙があるとは限らない」といえば不成立因の指摘になる。

<sup>168</sup> 証因が全ての所証に存することがないことから適用不十分（部分不成立）となるのは、3 番目である。

#### 【1-12-1-4-5. 同延の遍充関係における不遍充】

全く同様に同延の遍充関係においても、はたらき [=省察] を取り上げて [起こるの] である。例えば「生起することを省察しなくても、認識の違いで区別されることなどからも無常性が知覚 [=推理] されるから」という<sup>169</sup>。

#### 【1-12-1-4-6. 所証がなくても証因が知覚される例—過大適用】

5 番目は、肯定的随伴をもつものが成り立つ場合は正しい反論にほかならないが、それは詭弁の一般定義によって排除されるから過大適用はない。一方、純粹否定論証の場合は、主張の定義に対してディグナーガが批判した<sup>170</sup>ように、適用不十分や過大適用の過失によ

---

Pan は「だけ」を非結合の排除「煙だけから火が知られる」=「煙があれば必ず火がある」と解釈するが、他の結合の排除「煙だけから火が知られる」=「煙以外から火は知られない」の方が例「光からも火が知覚される」に合致すると考えられる。

<sup>169</sup> 一般の遍充関係では証因=遍充されるものがないところに所証=遍充するものが見られる。これは証因よりも所証の存在範囲が広い（例えば煙のないところにも火はある）から可能であるが、同延の遍充関係においてはこれが成り立たない。

そこで「証因があるときだけ所証の属性がある」という限定の選択を、「証因が省察されるときだけ所証の属性がある」というように存在上から認識上の問題に移すことで、たとえ同延の遍充関係であっても、証因を無視して別の証因を取り上げ、所証を知覚する場合があるという反論ができることを示している。

<sup>170</sup> 主張の定義：主張とは所証の提示である (NS 1.1.33:sādhyānirdeśaḥ pratijñā||)。

これに対してディグナーガは「全ての文が限定を含意する」という立場から、この定義が「主張とは所証の提示にほかならない」「主張だけが所証の提示である」のいずれかを意味するとし、いずれも定義として成り立たないことを示す。Cf. NV 273.4ff.

1. 主張とは所証の提示にほかならない

→ 主張以外にも所証の提示があることが含意されるので定義項の過大適用、あるいは所証の提示があるものの全てを主張であるとする事ができないため被定義項の適用不十分となる。

2. 主張だけが所証の提示である

→ 主張の中に所証の提示がないものもあることが含意されるので定義項の適用不十分、あるいは所証の提示がないほかのものも主張であることになるので被定義項の過大適用となる。

純粹否定論証の推理だけに適用される理由は、不確定因を指摘する正しい反論を排除するためである。例えば「あの山に煙がある。火があるから」という立論に対して「煙がなくても火が知覚される」と指摘することは正しい反論となる。

しかし否定的随伴のみをもつ立論においてこの反論は詭弁となるだろうか。例えば「生物はアトマンをもつ。呼吸をもつから。呼吸をもたないものはアトマンをもたない。壺のように」という例において、アトマンはなくても呼吸が知覚されるならば、異類例に存することによって不確定因になることは免れない。

これゆえウダヤナはディグナーガの論法をここに持ち込む。「所証があるときだけ証因がある」という限定詞 *eva* を加えた命題を、証因は限定されるが所証は限定されないとして「証因のないほかのものも所証であることになる」と帰結することで所証の過大適用を導く。すなわち「アトマンがあるときだけ呼吸がある」について、アトマンは限定されないことから、「呼吸がないものもアトマンに含まれる」としてアトマンの過大適用を導く。

しかしこの論法によって知覚による対等が成り立つならば、否定的随伴のみをもつ立論だけでなく、肯定的随伴をもつ立論にも適用可能になる。先の例で「火があるときだけ煙がある」から「火をもたないものも煙をもつ」と帰結すれば同じだからである。ヴァルダマーナは Pra で肯定的随伴をもつものにも表現上の過失でこの詭弁が可能である説を紹介し、さらに AN では 5 番目の例自体を否定している。

結局、いずれにせよディグナーガの論法は表現上の過失による詭弁である。そのためこれを正しい反論を弁別するために否定的随伴のみをもつ立論に限定したことは、それほど意味をもたなかったことになる。なお 5 番目は過大適用の例となっているが、定義の文脈では過大適用と適用不十分の両方がありうる。過

って知られるべきである。

#### 【1-12-1-5. 知覚による対等を起こす各要素】

したがってここでは限定の選択による不成立が手段であり、理由が批判されるものであり、排撃、不成立、その両方、適用不十分と過大適用がそれぞれの場合に応じて想定され、これはその誤ったものである。

#### 【1-12-2. 再反論】

欠陥の根源を考察するストラである。

別の原因に基づいてもその属性が成り立つから、否定にならない（ストラ 5.1.28）。

#### 【1-12-2-1. 限定は承認されない】

ひとつの限定の選択においても承認しないことを示しつつ、代喩として別の選択も承認しないということはない。それゆえ推理の要件でない諸々の限定を承認しないからという意味である。そしてこれは妥当でない要素の付加である。

#### 【1-12-2-2. 限定の選択は不可能である】

反論。私はまずこのようにだけ〔限定を〕認める。

答え。そうではない。〔限定の根拠となる〕承認の対象がないから、また〔自己〕撞着があるから。限定の選択が成り立たないことによって、自らも満たされるから<sup>171</sup>。

#### 【1-13. (21) 非知覚による対等】

#### 【1-13-1. 反論】

それ〔＝覆いなど〕の非知覚が知覚されないことに基づいて、非存在が成立し、それと反対のものが成り立つとするならば、非知覚による対等になる（ストラ 5.1.29）。

#### 【1-13-1-1. 非知覚は相対的属性を代喩する】

#### 【1-13-1-1-1. 相対的属性の列挙】

これは代喩が目的である。というのも、「非知覚」によって相対的属性<sup>172</sup>が代喩され、それ

---

大適用になるのは、所証に限定詞 *eva* がつく場合である。

AN 53.1f:そうではない。喩例が成り立たないから、5 番目によって本質は純粹否定論証にありえる。(na caivam, udāharaṇānupapattḥ pañcamyā svabhāvaḥ kevalavyatirekiṇi śakyate|)

<sup>171</sup> 反論にも限定の選択をすることになり、いずれにしても反論が成り立たなくなることから自己撞着となる。

<sup>172</sup> 相対的属性 (*viṣayidharma*) とはその認識が、対立するもう 1 つの認識に依存し、有無によって対になるような属性を指す。Pra は「相対的であること」を「他の知に依拠する認識であること (*itarajñānādhinavijñānatva*)」と言い換え、別個であること (*pṛthaktva*) などの境界 (*avadhi*) をもつ属性も含まれるとする。

ここでの反論は、対となる 2 つの属性がそれぞれの境界の中に存在できるかという問いから起こり、その

によって知覚と非知覚，欲求と無欲，嫌悪と無嫌悪，作為と不作為，能力と不能力，生起と不生起，言語表現と非言語表現などが含まれることになるからである。また，たとえ相対的属性の中で先頭に位置することから「知覚」こそが代喩であると言うのがふさわしくとも，「知覚による対等」と〔名称が〕混同してはならないので，「非知覚」が述べられている。

#### 【1-13-1-1-2. 相対的属性から知覚・非知覚による対等の別はない】

それゆえ，相対的な諸々の属性でこそ肯定的な部分を引き合いに出して「知覚による対等」の定義が説明され，そして否定的な部分で「非知覚による対等」が定められるというのは，正しくない。〔先師の〕教示がないから。またバーシャ作者の〔知覚による対等の〕例に含まれないから<sup>173</sup>。しかし，それ〔＝知覚による対等の例〕は決して正しい反論ではない。妥当でない要件を付加するから。そして表現が不可能なものではない。排除が文意であると考えたい者たち〔＝仏教徒〕にそのような反証が起こりやすいから。それに，他のもの〔＝詭弁〕に含まれることはない。定義は混同しないから。

#### 【1-13-1-1-3. 2つの顔と2つの名前をもつが同一である】

それゆえ肯定的・否定的なものによって同じものが2つの面をもつ。そして代喩の意味と総合によって同じものが「非知覚による対等」と「相対的属性による対等」という2つの名前をもつ<sup>174</sup>。

#### 【1-13-1-1-4. 相対的属性でほかの詭弁を包含する】

##### 【1-13-1-1-4-1. スートラ作者による根拠付け】

〔問い〕それではどうして代喩をスートラ作者が認めていると推察できるのか？

〔答え〕非欲求による対等などにも〔非知覚による対等の〕例示が見られるから。それ〔＝非知覚による対等〕以外の定義は持ち込まれていないから。また，以下のようなスートラが見られるから<sup>175</sup>。

---

属性の成立を否定する。知覚に対して知覚があるならばその知覚は対象であってもはや知覚ではない。知覚がないならば知覚が機能していないことになるので知覚であることはできない。同じように非知覚に対して非知覚があるならばその非知覚は対象であって最早知覚ではない。非知覚がないならば非知覚が機能していないことになるので非知覚であることはできない。

<sup>173</sup> NBh 作者の知覚による対等の例「音声は所作性なしにも無常であると決定される。風で木の枝が折れたとき音声を作られるのを知覚するから」は，相対的属性のうち肯定的な部分を取り上げて反論するというこの説明に適合しない。

<sup>174</sup> 前で否定された見解とは異なり，肯定的な相対的属性も非知覚による対等に含まれる。またそうであれば「非知覚」という語は相対的属性を代喩するものとなる。これが先師の見解を踏襲したウダヤナの結論である。

<sup>175</sup> スートラ作者は詭弁を24種類しか説かなかったこと，その一方で第2課で別の詭弁を説いていること，そしてそれらの詭弁は「非知覚による対等」と同じ論理であること（それ以外の詭弁の定義に該当しないこと），この3点から「非知覚による対等」は非知覚だけによって起こるのではないことになる。そこでウダヤナは「非知覚」が代喩であることを正当化する。

「見解の相違があるときには〔主張者と反対者それぞれに〕確信があるから〔疑惑は起こらない〕<sup>176</sup>」「また非決定であることについては非決定ということ自体が決定しているから〔疑惑は起こらない〕<sup>177</sup>」

#### 【1-13-1-1-4-2. 言葉の曲解ではない】

〔反論〕これは言葉の曲解にこそ含まれる。また同様に「あるものが異なるものであるとき、それはそれとは異なるものと異なる。しかし異なるものと異なるものは異なるものではないものである。こうして異なるということはない<sup>178</sup>」「制限がない点で制限があるので、制限がないことはない<sup>179</sup>」というスートラにおいて言葉の曲解としてのみ、説明される。

〔答え〕そうではない。非知覚による対等は言葉の曲解にほかならないと意図されていて、同じ説明が可能だからといって詭弁でないことになってしまう<sup>180</sup>。

#### 【1-13-1-1-4-3. 曲解の定義が適合しない】

〔反論〕批判点が想定された反論は曲解であると言われる<sup>181</sup>。しかしこの場合〔＝非知覚による対等〕、「非知覚」という語意は想定されたものではなくて、「非知覚は自身にも非知覚なのか、そうでないのか」と問うことから反論があるので、これゆえ曲解ではない。それ〔＝曲解〕の定義が適合しないから。また〔曲解の〕個別定義からそうであることはない。直接表示・比喩・意図のあり方の歪曲がないから。

〔答え〕しかしこれは他の場合〔＝他であることや制限による反論〕も同じことである<sup>182</sup>。

---

同じ論理とは、それが自身に適用されるか否かを選択していずれの場合にも成り立たないことを示すもので、以下ようになる。すなわち見解の相違（または非決定）が自身に対して起こるならば、それは見解の相違（または非決定）の対象であって見解の相違（または非決定）自体ではない。起こらないならば見解の相違（または非決定）自体がない。したがっていずれの場合にも疑惑の原因のひとつである見解の相違（または非決定）が起こらないことになってしまい、疑惑が起こらない。

一方、バーサルヴァジュニャは第2課にある詭弁を「見解の相違による対等」など24種類以外の詭弁として扱っている。ウダヤナはスートラ作者に敬意を払い、列挙されていない詭弁についても24種の詭弁か曲解・敗北の場合に含まなければならないという立場である。Cf. NVTP 585.7ff

<sup>176</sup> NS 2.1.3

<sup>177</sup> NS 2.1.4

<sup>178</sup> NS 2.2.31

<sup>179</sup> NS 2.2.55

<sup>180</sup> ここでさらに2つのスートラが挙げられる。これが曲解として説明されていること、そしてその論理が前の3つのスートラと共通していることから、これら5つのスートラを全て曲解であるとする異論が提示される。これが本当だとすれば非知覚による対等は非知覚のみを扱えばよいことになり、代喩の必要はなくなる。

これに対してウダヤナは論理の共通性を持ちだし、もしその5つのスートラで曲解が扱われるならば、同じく非知覚による対等も曲解になってしまうこと、しかし実際は非知覚による対等は詭弁なので、ほかの5つも詭弁として扱われることを主張する。

NV 625.9f:他がなければ他でないものはない。なぜならブラーミンがいなければ非ブラーミンは成り立たないからである。(anyābhāve ananyan nāstīti| na hi brāhmaṇābhāve 'brāhmaṇaḥ sidhyati|)

<sup>181</sup> Cf. 1-0-3-3. (反論の分類)

<sup>182</sup> 反論者は5つのスートラと非知覚による対等の切り離しをはかる。すなわち、5つのスートラで扱われているのが曲解であることは前に主張した通りだが、非知覚による対等は曲解の定義が一般定義も個別定義も当てはまらないことを説く。

#### 【1-13-1-1-4.4. 曲解であるとするティーカー説の解釈】

〔反論〕それならばどうして、ティーカー作者が異なるものや制限のないものに〔それぞれ〕異なることや制限によって反証することは言葉の曲解であると言ったのか？

〔答え〕別の言葉〔＝「異なること」や「制限」〕に起因する想定を通して、別の対象〔＝異なることや制限〕を想定することに依拠してである。すなわち、ある対象・関係項・境界に依拠して、ある対象をもつもの・関係項・排除があるというその言葉もそれに起因するものにほかならぬと定まっているとき、別の対象・別の関係項・別の境界に起因することを想定して、言葉を曲げるならば曲解にほかならぬが、そうでなければ詭弁であるというのが要約である<sup>183</sup>。

#### 【1-13-1-1-5. 全ての相対的属性が含まれる】

したがって以下がスートラの意味である<sup>184</sup>。「非知覚」すなわち相対的属性が「知覚されないことに基づいて」、対象が同じであることによる反論が非知覚による対等である。同様に他の相対的属性についても知るべきである。

#### 【1-13-1-2. 知覚を用いた反論】

そして〔非知覚による対等は〕以下のように起こる。

---

これに対してウダヤナは5つ（とりわけ伝統的に曲解と解釈されてきた2つ）のスートラで扱われているものにも曲解の定義が当てはまらないとし、これらが詭弁であるという立場を守る。

NS 1.2.10: vacanavighāto 'rthavikalpopapattyā chalam||

NS 1.2.11: tat trividham vākchalam sāmānyacchalam upacāracchalam ceti||

NS 1.2.12: aviśeṣābhīhite 'rthe vaktur abhiprāyād arthāntarakalpanā vākchalam||

NS 1.2.13: sambhavato 'rthasāyāsāmānyayogād asambhūtārthakalpanā sāmānyacchalam||

NS 1.2.14: dharmavikalpanirdeśe 'rthasadbhāvapratiśedha upacāracchalam||

<sup>183</sup> ウダヤナの見解は、「制限がないという制限がある」という反証に対して言葉による曲解だと断定したヴァーチャスパティミシュラ説と明らかに矛盾する。そこでウダヤナはこれらを曲解としても、詭弁としても説明できるとすることにより矛盾を解消した。

曲解として説明する場合は以下の3通りで説明される。5つのスートラと非知覚による対等はこれらのいずれかによって説明できる。

1. ある特定の対象に依拠して起こった対象をもつものの言葉を、別の対象に起因することを想定して捻じ曲げる。壺を対象として起こった「壺の非知覚」という語を、非知覚それ自身という別の対象からも起因すると想定して「それ自体の非知覚はない」を述べる。

2. ある特定の関係項に依拠して起こった関係項の言葉を、別の関係項に起因することを想定して捻じ曲げる。非制限を関係項（基体）として起こった「非制限の制限」という語を、非制限それ自身という別の関係項（割り当てられるもの）からも起因すると想定して「それ自体の制限はない」を述べる。

3. ある特定の境界に依拠して起こった排除の言葉を、別の境界に起因することを想定して捻じ曲げる。布を境界として起こった「布と異なるもの」という語を、異なるものそれ自身という別の境界からも起因すると想定して「それ自体と異なるものはない」を述べる。

一方、それ自身に対してそのあり方で起こるか否かという選択を行って不成立を説くならば詭弁になる。

曲解になるか詭弁になるかの差は小さいが、曲解は適用根拠をずらすこと、詭弁は自身に選択をすることという、定義に基づく説明のしかたによってこの2つを分けている。

NVTT 652.15: そしてこれが表現上の曲解であることを説く。制限と無制限の矛盾からと。(tad etasya vākchalatvam āpādayati - niyamāniyamavirodhād iti)

<sup>184</sup> 以上の議論から、非知覚が代喩であることが確定したのものとして、改めてスートラを展開している。

証因などの論証の要件は知覚されているという。そのためにこの論式がある。また知覚が知覚というあり方で起こる対象が知覚されたものであるということに異論はない。しかしこれ [=知覚] は、自身にもそのあり方で起こるのか否か？ もし起こるならばこれも知覚されたものであることになってしまう。対象のように。またそうであるならば知覚ではない。知覚されたものだから。対象と全く同じように。起こらないとするならば、自身にそれ自体が起こらないから、これは知覚ではないので、どうしてそれが起こるからといって理由などが知覚されたものとなるだろうか。以上のように [論証の] 努力は無意味になる。

### 【1-13-1-3. 非知覚を用いた反論】

#### 【1-13-1-3-1. 不成立因】

非知覚においても同様である。非知覚は自身にその自体で起こるのか否か？ もし起こるならば対象のように、知覚されていないものになってしまう。またそうであるならばそれ [=対象] と全く同じように、それは存在しないことになってしまう。またそれは知覚されているというあり方をもつので、反対が帰結してしまう。起こらないとするならば、自身にそれ自体が起こらないから、[非知覚では] 決してないことになり、反対が帰結してしまう。いずれの場合も理由の部分の不成立である。

#### 【1-13-1-3-2. 不確定因】

そのあり方 [=非知覚] で起こるとしても、非知覚は知覚されていないものではないのか、それともそうでないことはないのか。なぜならそれが起こるならば対象も知覚されていないものではないのか、それともそうでないことはないのかというので、理由が不確定因になる。

#### 【1-13-1-4. 他の相対的属性を用いた反論】

同様に欲求・無欲などについても名称を変更して適用することが知られるべきである。それ [=相対的属性] の特殊<sup>185</sup>についても全く同じ。

#### 【1-13-1-5. 疑惑を用いた反論】

疑われたものに [この] 論理が起こり、そして疑われたものとは疑いの対象である。さて、「疑いは自身にそのあり方によって起こるのか否か。前者ならば疑いが疑われたものになり、どうして他の排除をできようか。起こらないとするならば、疑いでは決してなくなってしまう。自身にそのあり方によって起こらないから。」このように論理の対象でないものとなる。同様に錯誤や愛欲など [相対的属性の特殊] についても知られるべきである。

---

<sup>185</sup> 相対的属性の特殊とは、知覚や非知覚については疑惑や錯誤、欲求や無欲については欲望などの下位分類を指す。次項参照。

【1-13-1-6. 非知覚による対等を起こす要素】

したがってこれは相対的属性が手段であり、論式 [全体] が批判点であり、否定的な考証、あるいは大きな困難を伴う不成立因や不確定因が想定され、これはその誤ったものである。

【1-13-2. 非知覚の本質による再反論】

一方、欠陥の根源は以下の通り。

非知覚は知覚のないことにほかならないから、理由にならない（ストトラ 5.1.30）。

【1-13-2-1. 「非知覚」は代喩である】

これも代喩に意図がある。「知覚は知覚にほかならないから、理由にならない」などというようにストトラを展開して全ての [相対的属性の] 場合に否定が起こるからという。

【1-13-2-2. 非知覚は自身を対象としない】

【1-13-2-2-1. ストトラ解釈】

一方、文字通りの意味は以下の通り。非知覚は自身にそのあり方によって起こるということのあり方は、この意味が自身を対象とするということではなくて、それにほかならないということである。そしてそうであるならば、その非知覚は、知覚されているものの如くでなくなってしまうので、「理由にならない<sup>186</sup>」。

【1-13-2-2-2. 妥当な要素の欠如—根拠のない否定】

知覚されているものがないと確定されるのは、それを否定する認識手段、すなわち非知覚が知覚されるからである。しかしそれ [=非知覚] は自身に対しても否定する認識手段となったり、否定 [自体] となったりすることはない。なぜなら、[単なる] 知覚の非存在 [=非知覚] が自らの対立項 [=非知覚] を規定したり、自らの対立項となったりすることはないからである。あるいはそうであるならば、それ [=非知覚] 自体がなくなってしまう<sup>187</sup>。何が [非知覚を] 規定するのか、あるいは何がそれ [=非知覚] となるのか。したがって「理由とならない」。したがってこれは妥当な要素の欠如である。否定する認識手段に依拠せずに否定を論証するから。

---

<sup>186</sup> 「非知覚が自身に対して非知覚である」ということは、非知覚が自身を対象とすることによって非知覚の非知覚が知覚になると考える反論者の説に対して、非知覚は自身を対象とするのではなく、それにほかならないことによって非知覚の非知覚は非知覚にほかならないと説く。したがって無限定の非知覚が知覚されているという状況はないので、これを反論の理由にすることはできない。

<sup>187</sup> 非知覚は通常、対象 X の非知覚、または対象 X を否定するものとして知覚される。しかしこれが自身を対象とする場合、非知覚の非知覚、または非知覚を否定するものとして知覚されることはない。対象 X とは異なり、知覚されていないものである非知覚を対立項としてもつことができないからである。または知覚されてしまったら、非知覚の非知覚はもはや非知覚ではない。



【1-13-2-2-3. 妥当でない要素の付加—自身の否定】

あるいは妥当でない要素の付加である。妥当でないものにほかならない自身において否定するものであること、または否定自体であることを認めるから。

【1-13-2-2-4. 対象でないものへの適用—無限定による逸脱】

よって〔存在か非存在かに対して〕非知覚は不確定である。「〔不可能な非知覚が〕あるとしても、〔可能な非知覚に〕含まれるから」ということも「理由にならない。」「非知覚は知覚のないことにほかならないから」すなわち別の限定要素を欠くからという意味。したがってこれは対象でないものへの適用である。なぜなら、限定要素がない非知覚は逸脱してしまうからである。

〔問い〕それならばどうなるのか？

〔答え〕限定された非知覚〔＝可能な非知覚〕は一方の利点と欠点<sup>188</sup>の集合を対象としないから〔対象でないものへの適用になる〕。さもなければ限定要素を取り上げることが無意味になってしまうから。

【1-13-2-3. 可能な非知覚は非存在のみを知らせる】

一方、可能な非知覚は、存在でも非存在でもその非存在を踏み越えることはない〔＝存在を知らせることはない〕。

【1-13-2-3-1. 非知覚の非知覚が知覚であるならば相互依存になる】

〔反論〕そうであるならば限定された非知覚は非知覚の非存在、すなわち知覚を理解させるだろう。そうでないならば、このように意図されたとしても非存在を理解させないことになってしまう。違いがないから。

〔答え〕そのうち理解させるならば〔知覚と非知覚の〕相互依存<sup>189</sup>の過失があり、理解させないならば非知覚が能力のないことになるので、これも理由ではない。「非知覚は知覚のないことにほかならないから」＝否定する認識手段にほかならないから。またそうであるならば自らの対象に能力があるとき、他のものに能力がないことは過失をもたらさないという意味。

【1-13-2-3-2. 知覚は存在のみ、非知覚は非存在のみを対象とする】

〔反論〕〔存在と非存在の〕両方共に肯定的な認識手段の対象ではどうしてないのか。

〔答え〕非存在がなくなってしまうから。

〔反論〕〔肯定と否定が〕反対にどうしてならないのか。

---

<sup>188</sup> 利点＝存在、欠点＝非存在。これゆえ逸脱となる。

<sup>189</sup> 相互依存とは、知覚を理解させる非知覚が、知覚に依拠している状態（Pra）。あるいは、否定する認識手段である非知覚が、否定に依拠している状態（Pan）。

〔答え〕存在自体も反対になってしまうから。それゆえこれは対象でないものへの適用である。あるもの〔＝存在〕に能力がないことによっては、別のもの〔＝非存在〕への能力は批判されないから。

【1-13-2-4. 知覚があれば非知覚は不要である】

一方、存在が知覚されているとき、非存在の非知覚は後付けである<sup>190</sup>。

【1-13-3. 認識の認識による再反論】

〔問い〕そうであっても存在と非存在が肯定と否定の対象となることはどうして確定されるのか。

〔答え〕それゆえ答える。

またさまざまな知の選択について、存在と非存在は内部で認識されるから（スートラ 5. 1. 31）。

【1-13-3-1. スートラ解釈】

ある、ない、知覚にある、知覚にないというのが「さまざまな知の選択」である。それらについて、存在と非存在を対象とすることは内部で「内部で」＝マナスによって認識されるから「非知覚などが反論の」成立をもたらすことはないという意味。

【1-13-3-2. 自己撞着】

一方、自身において否定するものや自身の否定である認識手段を承認したり、他の過失によって欠陥を承認したり、あるものに能力がないときそれ以外のものに能力がないことを承認したりする者には、自ら述べたことが適用されるからいずれにしても〔自己〕撞着があるという。

【1-13-3-3. 知覚は自身を対象としない】

同様に知覚の場合も同じである。知覚が自身にそのあり方によって起こるということのようなことは、これが以下の意味、すなわち自らを対象とするということではなくて、それ自体であるということである。そしてそうであればそれ〔＝知覚〕は知覚されないから、それ〔＝知覚〕自体ではなくなってしまう。それ〔＝知覚〕がないから理由などもその対象としてどうして知覚されるだろうか。よって「理由ではない。」「非知覚は知覚のないことにほかならないから。」なぜなら、〔知覚が〕自らの対象であることを排除することによって、自身も排除されることはないからである。〔そうであるならば〕視覚器官などもそのように〔それ自体排除されることに〕なってしまうから。

---

<sup>190</sup> 「存在の知覚」と「非存在の非知覚」が同値であるのに前者が優先するのは、想定の簡索性 (kalpanālāghava) の格率による。ただし PR には異論が見られる。

#### 【1-13-3-4. 有形相論による自己対象の否定】

また、自身を認識することがそれ [=知覚] が自らの対象を認識することなのではない。そうではなくてそれ [=自らの対象] の認識のあり方をもつことにほかならない。そうでなければ全ての認識が全てを対象とすることになってしまうから。

【反論】それ [=認識自身] を認識しなければ、それ [=認識] に限定された対象の言語表現が失われてしまう。

【答え】その意味は望ましいものにほかならない。なぜならその限りでそれ [=認識] に限定されたものが言語表現される時、それ [=認識] の認識が成立するからである。しかしそれ [=認識] 自体によってではない。そしてこの詭弁は部分的に [ダルマ] キールティをも混乱させている<sup>191</sup>。「直接知覚 [=自己認識] されない認識対象については、対象を見ることは周知ではない」と。

#### 【1-14. (22) 無常による対等】

##### 【1-14-1. 反論】

類似性に基づいて等しい属性が成り立つから、一切が無常になってしまうとするならば無常による対等になる (スートラ 5. 1. 32)。

##### 【1-14-1-1. 「類似性」「無常」は代喩である】

###### 【1-14-1-1-1. 非類似性や火をもつことなどでも成り立つ】

これも意味は代喩である。類似性と同様に非類似性によっても反証が可能だから。同じく音声の無常性と同様に山が火をもつことなどの別の所証に対しても [詭弁の] 余地があるから。すなわちまず当該の喩例に対して「もし虚空との非類似性から音声が無常ならば、三界にあるもの全てがそれ [=虚空] との非類似性から無常になってしまう。」「もしかまどとの類似性から山が火をもつならば、それ [=かまど] との類似性から三界にあるものが火をもつことになってしまう。」 [と反論する.]

###### 【1-14-1-1-2. スートラでも「等しい属性」と述べている】

このような [代喩で示される種々の] 方法はほか [の詭弁] には含まれないから [独立した詭弁である]。また [含まれるならば、他の詭弁にも] 当該のもの [=無常による対等] と同じ理屈が当てはまることになってしまうから [独立した詭弁である]。それゆえこれは方向を示したものに過ぎない。まさにこれゆえ [スートラの] 言明では「類似性に基づいて等しい属性が成り立つならば」と述べており、「無常なものが成り立つならば」とは述べ

<sup>191</sup> PV 2.4: また対象の形象の違いから認識の理解の違いがある。存在だけからこれが存在するのでそれ自体は自ずから理解される。(viṣayākārabhedāc ca dhiyo adhigamabhedataḥ| bhāvād eva asya tadbhāve svarūpasya svato gatiḥ||)

PV:4.275: さもなければ対象はないと非認識に基づいて理解される。その他によって認識がないので無限遡及になる。(anyathā arthasya nāstitvaṃ gamyate anupalambhataḥ| upalambhasya nāstitvaṃ anyena ity anavasthitiḥ||)

ていない。

### 【1-14-1-1-3. 所証の属性による対等】

したがって以下がストラの意味である。無常性の論式において類似性に基づいて一切が無常になってしまうように、他の属性から所証の属性が成立してしまうことによって反証することが無常による対等である。一方、内容に従って名称をつけるならば「所証の属性による対等」となる。

### 【1-14-1-2. 無区別による対等との違い】

[問い] それではこれは無区別による対等とどのように異なるのか？

[答え] それ [=無区別による対等] においては主題などを無区別のみにしてしまうことに基づくが、これ [=無常による対等] においては異類例を同類例にしてしまうことに基づくから違いがある。他の要素はそれ [=無区別による対等] と全く同じである<sup>192</sup>。

### 【1-14-2. 自己撞着による再反論】

欠陥であることを考察するストラである。

類似性に基づいて [音声の無常性が] 不成立になるなら、否定も不成立になる。[否定の中に] 否定される類似性があるから (ストラ 5. 1. 33)。

### 【1-14-2-1. 否定されるものとの類似】

#### 【1-14-2-1-1. 論証しないものとの類似】

これ [=詭弁による返答] は意図されたもの [=否定] を論証しない。論証しないもの [=立論] と類似するから。そしてそれ [=論証しないものとの類似性] とはこれ [=論証し

---

<sup>192</sup> 無区別による対等との違いは非常に些細なものである。ウディヨータカラは無区別による対等を「一切が無区別になってしまう場合」、無常による対等を「一切が無常になってしまう場合」と説明したが (NV 1144.6)、ウダヤナが「無常」という語を所証の属性の代喩であるとし、一切が所証をもつことと解釈したことからこの区別は有効でないことになる。そこでウダヤナは一步踏み込んで、一切が所証をもつということは異類例が同類例になってしまうことであり、これが無区別による対等との違いになるとした。無区別による対等では、一切が無区別になってしまうという誤謬が帰結されるまでであって、同類例になるか異類例になるかということは問題にされていない。

しかし「無区別による対等」も、異類例と同類例の区別をなくすという点で「無常による対等」を包含する可能性は否定できない。マニカンタ・ミシュラはウダヤナの解釈では「無常による対等」が「無区別による対等」に含まれることになってしまおうとして反対し、「無区別による対等」を類似性から無区別を引き出すもの、「無常による対等」を非類似性を引き出すものとする (NR 217.6ff)。また Pra ではウダヤナ説に従って両者の違いを説く「ある者たち」、絶対的な違いはないが別であることに過失はないという「他の者たち」の説が紹介されている。AN 60.16ff ではウダヤナ説への反論に答えるかたちで、この両者の意見を自説として述べられている。

Pra: 一方無区別による対等はある。[全ての] 無区別が引き起こされ、そこでのみストラの語から成り立つとある者たちは言う。無区別は対立項を伴うから、所証をもつという同類例性はそうではないからそれと混同しない。そして対立項をもつ所証が異類に引き起こされるとき、混同があっても過失はないと他の者たちは言う。

ない属性]が壺の属性であることである。よって詭弁の文意となる。そしてこれ [=過失]は自らも満たす<sup>193</sup>。

#### 【1-14-2-1-2. 理解させないものとの類似】

この文 [=詭弁による返答]も意図された対象 [=否定]を理解させない。それを理解させないものと類似するから。そしてそれ [=理解させないものとの類似性]とはそれ [=論証しない属性]が立論の文と共に主張などの要素と結びつくことである。よって[自己]撞着となる。それゆえこのことが「否定されるものと類似性があるから」と[第三格による複合語で]述べられている。

#### 【1-14-2-2. 否定される類似性】

##### 【1-14-2-2-1. 同じ属性をもつこと】

あるいは、これは意図された対象 [=否定]を論証しない。同じ属性があるから。存在性のように。よって詭弁の文意となる。「それ [=立論の理由]も等しく同じ属性をもつから」というこのことから意図されたものが成立することはない。同じ属性があるから。「否定される類似性があるから」というように。それは否定されるものであり、かつ属性であるという同格複合語である。

##### 【1-14-2-2-2. 遍充関係のない属性をもつこと】

あるいは、これは意図された対象 [=否定]を論証しない。壺の属性があるから。存在性のように。よって詭弁の文意となる。それ [=立論の理由]も同じく必然関係が認められないから [否定は成立しない]。

##### 【1-14-2-2-3. 虚空の属性であること】

すなわちこれは否定を論証しない。虚空の属性があるから。立論の文のように。よって[自己]撞着となる。それゆえ単なる類似性・非類似性がここ [=立論]で意図されているのではない。

#### 【1-14-3. 遍充関係による再反論】

そうではなくて [立論で意図されているのは] 必然関係である。そのことを説明するために述べる。

そして実例において所証と証因の関係によって認められた属性が理由だから、またそれ [=属性]が [肯定的・否定的随伴の] 両方になるから、無区別はない (ストラ 5.1.34)。

---

<sup>193</sup> 立論の理由である壺の属性、すなわち所作性が無常性を論証しないと仮定すれば、反論にも存在性などから壺との類似性があることによって、否定を論証することもできないことになる。以下4つの再反論が行われるが、構造は同じで立論が論証しないならば、立論と類似する反論も論証しないという内容である。

このことはすでに明らかに説明されている。

【1-14-3-1. 定義ストトラが代喩であることの根拠付け】

「属性が」と「それが両方になるから」という言明から定義のストトラ [=5.1.32] が代喩であると知るべきである。

【1-14-3-2. 無常による対等の欠陥と再反論の次第】

これ [=5.1.34] によって必然関係という妥当な要素の欠如が示された。そして無区別による対等と同じく再反論の次第がある。以上 [無常による対等]。

【1-15. (23) 常住による対等】

【1-15-1. 反論】

常に無常だったら無常なものに常住性が成り立つとするならば、常住による対等になる<sup>194</sup> (ストトラ 5. 1. 34)。

【1-15-1-1. ストトラは代喩である】

【1-15-1-1-1. 各語が代喩するもの】

ここでも「無常なもの」という語によって完全に全ての限定要素の属性が代喩される。「常に無常だったら」というこれによって、その性質をもつかその性質をもたないかの選択が [代喩される]。そしてそれ [=選択] は同じ性質・異なる性質によって 2 種類ある。「常住性が成り立つとするならば」というこれによって意図されたもの [=所証] の不成立だけが [代喩される]。

【1-15-1-1-2. 正確な定義】

したがって意味は次のようになる。意図された属性に、その性質をもつか否かの選択が [共に] 成り立たないので、基体に対して、それによって限定されることを批判するのが常住による対等である<sup>195</sup>。

---

<sup>194</sup> 「無常による対等」の次に「常住による対等」が来るという順番については、ヴァーチャスパティミシュラ以来疑問があった。「言述・非言述による対等」と同様に、同じ語を用いる場合は肯定が先、否定が後になるのが通常であるが、ここでは否定が先、肯定が後と順番が逆になっているからである。NVTP 579.6ff では「ある者たち」がこの意図を、常住性が無常性を逆にしたものではないことを表すためであると読んでいるが、ウダヤナはこれに反対して特に意図があるわけではないとする。Pan もこれにしたがって「特別な動機はない」としている。

<sup>195</sup> ウダヤナが代喩を広く適用したことにより、他の詭弁と混合する恐れが高まった。Pra は非知覚による対等との区別について言及する。常住による対等は属性が矛盾によって成り立たないことに基づき、非知覚による対等は属性が属性自身を対象として成り立たないことに基づくという。どちらも相対的な属性を選択する点では共通するが、前者は矛盾、後者は自己言及が過失とみなされる点で異なる。

### 【1-15-1-1-3. 二義的な名称と正確な名称】

またこの名称 [=常住による対等] は [アートマンの属性とは] 別の対象に対して楽や苦という言葉があるように、二義的なものである。そして二義的なものと結びついた定義が [スートラで] 述べられているが、しかし内容に即したものの [=名称] ならば付託する属性による対等という<sup>196</sup>。

### 【1-15-1-1-4. 代喩される限定要素の列挙】

それゆえ常住／無常，別異／非別異，結果／非結果，存在／非存在，真実／非真実，有／無，永遠／一時的，単一／複数などが随伴する。何と，限定要素／ unlimited要素，依存／独立，順々／混沌，言表可／言表不可，非現前／現前，現在／非現在，捨物／非捨物，随伴／非随伴，矛盾／無矛盾，既知／未知，望物／非望物，嫌物／非嫌物，所作物／非所作物，可能／不可能，生起物／不生起物，世間物／非世間物など，[上記の] 下位分類である壺／非壺，疑惑物／非疑惑物などの全ての選択の言明が含まれていることになる。

### 【1-15-1-2. 音声が無常であることへの反論 (同じ性質による反論)】

さてこれは以下のように起こる。「音声は無常である」という主張に対して述べる。無常性と結びつくから無常なのであるが，その無常性は無常なのか常住なのか？<sup>197</sup>

#### 【1-15-1-2-1. 無常性が無常ならば音声は無常でない】

前者ならば [音声に] それ [=無常性] がない [ときがある] から，どうして無常なのか？

#### 【1-15-1-2-2. 無常性が常住ならば音声も常住である】

後者でも属性 [=無常性] が常になるから，基体 [=音声] もそうである [=常にある]

<sup>196</sup> ウダヤナは「常住による対等」が二義的な名称であるとした。喩例では無常性が無常か否かという選択から反論を起しているのだから確かに常住による反論ではない。しかし名称通り，常住か否かの選択から反論を起す場合もありえる。したがって Pra ではウダヤナが二義的としたものを「それ自身の意味を失わない間接表示」と解釈している。

二義的なもの，すなわち間接表示にはそれ自身が含まれないものと含まれるものの二種類がある。通常の間接表示は「ガンジス河に牛飼いの村がある (gaṅgāyāṃ goṣaḥ)」というとき，ガンジス河に牛飼いの村はない。しかし「傘もち (chatrin)」は確かに傘以外の王宮の用具も世話するが傘ももつ。含まれるものを「それ自身の意味を失わない間接表示 (ajahatsvārthalakṣaṇā)」という。

「付託する属性」とは，ある属性が基体にあるとしたとき，その属性の上にその属性があるかを問うことを表している。

<sup>197</sup> 無常性が無常でも常住でも，音声が無常であることを証明できない反証の 1 つ目。スートラと NBh に従った方法である。

NBh 1147.2ff: 「音声は無常である」と主張する。その無常性は音声に常にあるのか，常でないのか？ まずもし常にあるならば，属性が常にあるのだから基体も常にあるので，音声は常住である。またもし常でないならば，無常性はないのだから音声は常住である。このように常にあることによって反証することが常住による対等である。(anityaḥ śabda itī pratijñāyate| tad anityatvaṃ kiṃ śabde nityam athānityam ? yadi tāvat sarvadā bhavati ? dharmasya sadā bhāvād dharmaṇo 'pi sadā bhāva itī nityaḥ śabda itī| atha na sarvadā bhavati ? anityatvasyābhāvān nityaḥ śabdaḥ| evaṃ nityatvena pratyavasthānān nityasamaḥ||)

ので、どうして無常なのか？ なぜなら基体から独立した属性が存在することは不可能だということはバーシャなどで明らかにされていることだからである。

#### 【1-15-1-2-3. 常住なものは無常性を論証しない】

さらに、無常性がもし常住ならば、どうしてそうでない形相をもつもの [=常住な無常性] が別のもの [=音声など] において、それ [=無常] の形相を導くだろうか。[もしそうであれば] 過大適用になってしまうから。というのも、青いインディゴの花が水晶に赤い形相を帯びさせることはないからである<sup>198</sup>。

#### 【1-15-1-2-4. 無常なものは無常性を論証しない】

また [無常性が] 無常なものとしてこそ、その形相 [=音声の無常] を導くこともない。赤いバラの花がそばに置かれたときの水晶の赤のように錯誤であることになってしまうから。また過大適用があるから。それ [=壺] の形相をもつ壺がそばに置かれたときの布も壺の形相をもつことになってしまうから<sup>199</sup>。

#### 【1-15-1-2-5. 無常性は無常になりえない】

さらにその形相 [=無常の形相] をもつ無常性も、別の無常性との結合に基づくのか、あるいはそれ [=無常性] 自身で [無常に] なるのか。前者ではない。無限遡及になるから。後者ではない。それ [=無常なもの] を自身としない壺などが常住であることになってしまうから。それら [=壺など] もそれ [=無常なもの] を自身とするならば、実体性と衝突する<sup>200</sup>。以上のようにいかにしても主張の対象は成立しない。

#### 【1-15-1-3. 理由と実例への反論】

同様に理由と実例にも全く同じ次第で、別の属性にもこれが起こることが自ずから考えら

<sup>198</sup> 無常性が常住でも無常でも、音声が無常であることを証明できない反証の2つ目。無常性が常住か無常かということ、音声が常住か無常かということは本質的に別であるという立場に立っている。

<sup>199</sup> 無常性が無常である場合、音声が無常であることを証明できないとする。1つ目の反証は音声に無常性という属性がない場合があり、そのときは常住になってしまうというものだったが、ここでは音声と別物である無常性が無常だからといって、それと結合した基体まで無常であると考えるのは錯誤であるとされる。

<sup>200</sup> 前節に引き続き、無常性が無常である場合、音声が無常であることを証明できない理由を挙げる。すなわち、そもそも無常性が無常であるということが成り立たないというものである。

ここで無常性自体が無常になるすれば、無常なものは無常性だけとなって、壺など他のものが無常でないことになってしまうこと、壺などがそれ自体が無常だとすれば、実体ではなくなるということが説かれている。

これは自己同一性による要請である。

無常性はさまざまな基体に内属する属性として捉えられ、それゆえさまざまな基体が無常であるということが出来る。しかし無常性という基体が無常なものと同ーだとすれば、無常なものは無常性以外にないことになる。そして壺は無常性と別物であるから、壺という基体は無常なものではない、つまり常住であることになってしまう。そこでさらに壺という基体も無常なものと同ーだとすれば、壺の自己同一性である壺性が失われる。さらに、本来は無常性に限定されているはずの実体性が、無常性が基体と同ーであることによって対立関係になり、排除されてしまう。

そしていずれにしても無常性と無常なものを同ーと考えることはできないことになる。



れるべきである。そして仏教徒・チャールヴァーカ・ヴェーダーンタ学派<sup>201</sup>はまさにこれに賢しい。

#### 【1-15-1-4. 異なった性質による反論】

以上は同じ性質によるものだったが、一方異なる性質によるものは、常住性に対して別異性と非別異性などによるもの、無常性に対して結果性と非結果性などによるもの、壺性などに対して常住性と無常性などによるものなどがある。

##### 【1-15-1-4-1. 常住性の別異・非別異】

すなわち「音声は常住である」という主張に対して [以下のように反論する]. 「常住性と結びつくから常住であるが、それ [=常住性] はそれ [=音声] と別異か別異でないか? 別異ならばそれ [=別異な常住性] も別異性と結びつくことに基づくので無限遡及となる。あるいはあるものがそれと異なるものの属性であるならば無限遡及となる。一方別異でないならば、1つだけ残る<sup>202</sup>ので、基体不成立や過去提示 [=排撃] 因や、壺など [音声以外のもの] がそれ [=常住なもの] でないことになるので非共通因となる<sup>203</sup>」と。

##### 【1-15-1-4-2. 無常性の結果・非結果】

「音声は無常である」と言われたとき [以下のように反論する]. 「無常性は結果か結果でないか? 結果ならば [音声と] 同時に生起することはない。 [同時に生起するならば] 属性と基体の関係が成り立たないから。まさにこれゆえ [無常性が音声の] 前に生起することはない。後で生起するならば、それ [=無常性] がいないときに音声は常住であるということになってしまう。またそうであるならばその時点で無常性の余地はない。 [無常性の非存在と] 矛盾するから。一方結果でないならば基体も結果ではない。そうであってもどうして無常なのか。 [結果でないことと] 矛盾するから」と。

##### 【1-15-1-4-3. 壺性の常住・無常】

「壺」と言われたとき [以下のように反論する]. 「壺性と結びつくから壺であるが、それ

---

<sup>201</sup> いずれも基体と属性の関係を承認しない論客たちである。

<sup>202</sup> 「1つだけ残る」というのは文法学で複数の同じものを表示するとき1つの単語だけを残すという操作に由来するが、ここでは非別異性によって音声と常住性が同じであることになり、2つを別に述べることができない状態を表す。

<sup>203</sup> ウダヤナが挙げる3つの過失は以下のように解釈される。まず基体不成立は、音声という基体が消されて常住性が残ることに基づく。排撃因は反対に、常住性という属性が消されて音声が残るため、属性が非存在になることに基づく。Pan は「過去提示因」を排撃因にとらず、音声と常住性が別異であれば疑惑がなく、そのときに提示されている理由が疑惑という段階を逸脱して提示されていることによると説明している。

そして非共通因は自己同一性によって音声だけが常住になるために同類例がなくなることに基づく。あるいは、Pra によれば常住性と同一になってしまった音声は理由などの適用を受け付けられないことを「非共通」と表す。

〔=壺性〕は常住か無常か？ 前者ならば壺も常住であることになってしまう。その基体だから、常住で極限大なものの基体である虚空のように、無常ならば普遍の性質であることと矛盾する。そして〔壺性に〕結果と非結果の選択が成り立たない」と、などというように不毛な考証の論者の見解に従って理解されるべきである。

#### 【1-15-1-5. 常住による対等を起こす各要素】

したがってこれは属性と基体の関係が手段であり、同じものが批判点で、否定的考証が想定され、これはその誤ったものである。

#### 【1-15-2. 再反論】

欠陥の根源を考察するスートラである。

否定されるものにおいて常に無常であることより、無常なものにおいて無常性が成り立つから、否定にならない（スートラ 5. 1. 36）。

##### 【1-15-2-1. スートラは代喩である】

無常なものとして「否定されるもの」＝音声において、「常に無常であることより」というこの理由がもし成立しているならば、〔反論者の〕主張の対象〔=常住性〕は成立しない。主張の対象〔=常住性〕があれば理由の対象〔=無常性〕はない。矛盾するから、「無常なものにおいて無常性が成り立つから」否定は存在しないと解釈するのが字義通りの意味である。一方その意図は、これ〔=反論〕がそれぞれのあり方で矛盾するというだけのことを代喩することにある。

##### 【1-15-2-2. 属性と形相】

###### 【1-15-2-2-1. 無常性こそが無常の形相である】

一方、「その形相をもつもの〔=無常な無常性〕でもそうでない形相をもつもの〔=常住な無常性〕でも、別のもの〔=音声など〕において、その形相〔=無常性〕を導かないだろう。過大適用になるから」と述べられたが、それは正しくない。属性〔=無常性〕こそが基体にとってその形相〔=無常性〕をもつことであって、それ〔=無常性〕によって別のもの〔=常住性〕が導き出されることはない<sup>204</sup>。

###### 【1-15-2-2-2. 常住による対等の欠陥（1）】

したがってこれは妥当でない要素の付加である。〔無常性が〕その形相を導くものであることという妥当でない要素に依拠して批判が起こっているから<sup>205</sup>。

<sup>204</sup> 無常性という属性とは基体に無常の形相があることと同じである以上、無常性が常住の形相を導かない。無常性があるのに常住だということには決してならない。

<sup>205</sup> 無常性と無常の形相には導くもの・導かれるものという関係がないから、無常性が無常の形相を導くということも言えない。無常性がある時点で、無常の形相があるということと同値である。

### 【1-15-2-2-3. 形相は独立したものではない】

反論. どうしてあるもの [=無常性] がそれと異なるもの [=音声] において形相となるのか?

答え. そうではない. 「形相」という語によってそれ自体 [=基体] は表示されないから<sup>206</sup>.

### 【1-15-2-3. 属性と基体】

#### 【1-15-2-3-1. 属性と基体の区別が言語表現を支える】

一方, 属性は, 基体と異なるものにほかならない. さもなければ矛盾するから. たとえ属性と基体の関係が想像上のものだとしても, そのような [=想像上の] ものにほかならない区別が提示されるから. というのも, 何があっても区別を明らかにしないでは「それだけがそれに限定されている」という言語表現はないからである.

#### 【1-15-2-3-2. 導くものと導かれるものは事物に即する】

反論. そうであっても過大適用はどうしてなくなるだろうか?

答え. 見たままの通り, それ自身においてのみ確定するから. まさにこれゆえあるものに内属していても, 別のものの属性であるという知覚などが, まさにそれ自体から確定する<sup>207</sup>.

#### 【1-15-2-3-3. 常住による対等の欠陥 (2)】

したがってこれは妥当な要素の欠如である. 「これはその属性ではない. それと別のものだから, あるいは別のものに内属しているから」という遍充関係が成立しないから.

### 【1-15-2-4. 自己撞着】

#### 【1-15-2-4-1. 主張の自己撞着】

また自らの言明にかかるから, [自己] 撞着がある. 「これは論証しない」というこの場合, 非論証性に結びつくから論証しないが, それ [=非論証性] はそれ [=非論証] の形相をもつのかその形相をもたないのか, [否定と] 別なのか別でないのかなどというように選択が述べられることが避けられないから.

#### 【1-15-2-4-2. 理由と事例の自己撞着】

同様のことが「それと別のものだから, あるいは別のものに内属しているから」という理由と, 壺などの事例において知られるべきである. したがって以下のことが [反論自身に]

---

<sup>206</sup> 形相はあくまでも属性であり, 基体としての属性を指すことはない. 音声とは別に, 無常性の形相は何かと問うことを禁じるものである.

<sup>207</sup> 反論者はあるものがそれと異なるものに形相を付与することはできないと主張していた. これに対する回答は, 付与できる場合もあれば, できない場合もあるということである. 無常性は音声に無常の形相を付与することができる. パラの花の赤は隣接した水晶に赤の形相を付与することができる. しかし壺は隣接した布に壺の形相を付与することができない. 付与できるかできないかを分けるものは, それぞれ自身の本質である.

述べられる。「常に無常であることにより、無常なものにおいて常住性が成り立つから」と。

#### 【1-15-2-4-3. 属性と基体の非承認による自己撞着】

属性と基体の関係を認めなければ、あなたにも理由と所証がないことになってしまう。あるいはそれが成り立つならば、否定はないという意味。したがって以上のように「自己」撞着は明らかである。

#### 【1-15-2-4-4. 常住による対等の欠陥 (3)】

一方「別物なら属性ではないという」遍充関係が壊れる以上、妥当でない要素の付加が意味上得られる。そしてそれぞれのあり方でこれに対する承認が知られるべきである。知覚と結びつくから「知覚された」という言語表現がそこでも同様にある。言表と結びつくから述べられたということはそこでも同様にある。制作と結びつくから結果であるということはそこでも同様にある。

#### 【1-15-2-5. 考証の五要件の欠如】

それゆえ考証の五要件のいずれかが欠損することがここで考察されるべきである。以上が要約。

#### 【1-16. (24) 結果による対等】

##### 【1-16-1. 反論】

努力の結果は1つではないからとするならば、結果による対等になる（スートラ 5. 1. 37）。

##### 【1-16-1-1. 仏教説】

##### 【1-16-1-1-1. 結果性の区別】

まず仏教徒によって以下のように言われている<sup>208</sup>。

所証と共にあることに基づいて、結果一般としての証因に対しても、関係項の区別から区別が述べられる過失が結果による対等であると考えられる。

##### 【1-16-1-1-2. 除去による対等に含まれる】

---

<sup>208</sup> PV 2.14. この一節は NVT でも引用される。ヴァーチャスパティミシュラはこの形式が主宰神批判に用いられる詭弁であると説明し、結果性が異なることはないと反論した上で、付加・言及による対等と異なることを述べる。ウダヤナは付加による対等であると述べていないが、概ねこの説に従っていることになる。

NVT 21f:つまり彼によって主宰神論証の批判のために述べられたこと、つまり「身体・山・海などが結果であることと、建物や門などが結果であることは別である」ということも詭弁に他ならないことが述べられたことになる。(中略) この詭弁は付加・除去による対等と異なることはない。所証と事例に属性を選択して起こっているから。(tad anena yad īśvarasāadhananirākaraṇāyoktam - `tanugirisāgarādīnām anayat kāryatvam, anyac ca prāsādātṭālagopurādīnām' iti, tad api jātyuttaram evety uktam bhavati| ... na ceyam jātir utkarṣāpakarṣasamābhīyām bhidyate, sādhyadṛṣṭāntayor dharmavikalpena pravartamānatvāt|)

このように示されているが、これは遍充する〔と誤認された〕ものの非知覚による決定であり、必ず除去による対等に含まれる。

【1-16-1-1-3. 音声の結果性は土塊と棒によるものではない】

すなわち、「音声は無常である。結果だから」と言われたとき、土塊と棒などに起因する壺の結果性と、口蓋などの結合や分離に起因する音声のそれは異なると述べて、明らかに土塊と棒などの遍充するものが排除されるから、〔土塊と棒などに〕遍充されるものである結果性が排除されるという。そしてそうであれば除去〔による対等〕にはほかならない<sup>209</sup>。

【1-16-1-1-4. 非言述による対等に含まれる】

一方区別が述べられるだけで決定されるならば、非言述による対等である<sup>210</sup>。

【1-16-1-2. ヴァーツヤーヤナ説】

【1-16-1-2-1. 努力の直後にあることの真意を問う】

一方、パーシャなどにおいて〔以下のように述べられる〕。「努力の直後にあるから〔音声は無常である〕」と言われたとき、「この場合、努力の直後に生成が意図されるのか、それとも知覚が意図されるのか」と選択して、「前者ならば不成立因であり後者ならば不確定因である」という<sup>211</sup>。

<sup>209</sup> マニカンタ・ミシュラは、論者の意図はそこにあるのではないとしてウダヤナ説に反対し、これを正しい反論か「遡及による対等」であるとする。

NR 219.12ff. そうではない。関係項の違いから結果性が異なるとだけ詭弁の論者が考えているのであって、遍充するものの排除によって遍充されるものが排除されないとは考えていないから、除去による対等ではない。まさにこれゆえ非言述による対等でもない。(tan na| sambandhibhedāt kāryatvaṃ bhinnam ity eva jātivādino 'bhimatam| na tu vyāpakavyāvṛtṭyā vyāpyāvṛtṭir iti nāpakarṣasama iti| ata evāvarnyasamo 'pi na|)

<sup>210</sup> 実例と主題を区別し、実例にある属性が主題にないことを非難するために非言述による対等となる。

<sup>211</sup> この記述はNBhの例を基礎にしたNVTTの記述に依拠している。NVTTはNVも取り入れており、ウダヤナがNBh「など」としたのはこの事情によるものだろう。後に述べられるように、「結果性」を飛び越して努力の直後にあることから無常性を論証する場合、反論は正しいものになってしまう。

NBhでは「音声は無常である。努力の直後にあるから」という立論に対して、努力の直後にあるのは生起か顕現かを問い、いずれかへの不確定を指摘する。努力の直後の知覚は言及されていない。

NVではさらに「音声は結果である。努力の直後に知覚されるから」という立論に対して、努力の直後には結果もそうでないものもあるという不確定を指摘する。また「音声は結果である。努力の直後に生起するから」という立論に対しても、不成立因を指摘している。ここで初めて努力の直後の知覚が登場するが、選択肢の一つとしては挙げられていない。

NVTTではNVを織り交ぜつつNBhを説明するかたちで「音声は無常である。努力の直後にあるから」という立論に対して、まず努力の直後にあるのは生起か知覚かを問い、前者なら不成立、後者ならNBhを引用して生起か顕現かを問う。この記述がウダヤナの記述と内容的に符合する。

NBh 1150.4: 努力の直後にあるから音声は無常である。(prayatnānantariyakatvād anityaḥ śabda iti|)

NVTT 1151.7: 努力の直後に生起するか、努力の直後に知覚されるかである。まず前者ではない。不成立だから。それゆえ努力の直後に知覚されることが支持されるべきである。(prayatnānantarotpādo vā syāt, prayatnānantaropalambho vā| na tāvat pūrvaḥ kalpo 'siddhatvāt| tasmāt prayatnānantaropalambha āstheyah|)

### 【1-16-1-2-2. 詭弁ではない】

これは詭弁による返答ですらない。[生起または知覚の]いずれかが不成立<sup>212</sup>であることと、[知覚が]不確定因であることは否定の効力があるから。また自己にかからないから [= 自己撞着しないから]。

### 【1-16-1-2-3. 曲解になってしまう】

反論。[努力の直後の生起という]不成立は成立しないから、詭弁による返答である。成立しない[反論]には効力がないから。

答え。そうではない。このような性質の無効性は曲解などにおいても存在するから[その反論は曲解になってしまう]。

反論。想定される過失が述べられるから詭弁である。

答え。そうではない。それは曲解の性質だから。また想定があっても[詭弁では]ない。[詭弁では想定した]選択として[反論が]意図されたとしてもその内容が反論されるから<sup>213</sup>。

### 【1-16-1-3. 定説】

#### 【1-16-1-3-1. 努力の結果という言語表現を問う】

反論。それならばこれはどのようにして[詭弁なの]か。

答え。[ストラの]著作通りにはほかならない。すなわち[努力の直後にあることではなく]「努力の結果」が[否定の]対象である<sup>214</sup>。取捨されるべきこととして言語表現されるという意味。それが「1つではない」ことは最高真実的なものか最高真実的なものでないかということであり、それに基づいて反証する。

---

<sup>212</sup> 生起と知覚は択一的なものとして示されており、努力の直後に生起があるならば知覚ではなく、知覚があるならば生起ではない。その状態で生起だと言えば知覚だから生起はないと言われ、知覚だと言えば生起だから知覚はないと言われてしまう。証因が一義的に定まらないことに起因する過失である。

<sup>213</sup> 反論者が想定した「努力の直後に生起すること」の不成立は、実は成立しているため不成立ではないという指摘がなされる。この場合、生起は音の高低などによって論証されることになる。生起せずずっと存在し続けているものならば、高低などの変化が不可能だからである。また努力の直後に生起することがあるならば、「努力の直後にあること」は一義的に定まり、努力の直後に知覚されることは除外されることになる。

詭弁では誤った理由が想定され、実際には誤った理由でないということが条件となって反論の効力が消える。ここでも不成立が想定され、実際には不成立でないことが条件となって反論の効力が消えるため、詭弁と見なすことができるという見解である。

しかしウダヤナはこのような「想定した不成立が成立しないこと」を、詭弁ではなく曲解の条件であるとみなす。すなわち「努力の直後にあること」が「努力の直後に知覚されること」としては不確定だが「努力の直後に生起すること」として不成立でないならば、反論者は「努力の直後にあること」の二義性によって不成立を指摘していることになり、表現上の想定に留まっているのは曲解である。詭弁は表現上の想定ではなく、内容上の想定に踏み込むものでなくてはならない。

<sup>214</sup> NBh 説の立論「音声は無常である。努力の直後にあるから」に対する反論は、上記のように正しい反論とみなされる。正確には立論「音声は無常である。結果だから」に対する反論である。立論者は努力の直後にあることに言及していないにも関わらず、反論者は「結果である」という言語表現が第一義的には不成立であることを指摘し、それが成り立つために自ら予想した努力の直後にあることを提出する。努力の直後にあることが反論者の捏造したものであるという点が強調点となる。

【1-16-1-3-2. 知覚されることは不確定因である】

そして以下のように起こる。「音声は無常である。結果性のゆえに」と言われたとき、「音声の結果であると最高真実として決定されているとしたらそうであろう。しかしそのことこそが知りえない。認識手段がないから。というのも、努力の直後に知覚されることによってそれ [=結果性] は論証されるべきであるが、それ [=知覚] は不確定である」と[反論する]。

【1-16-1-3-3. 結果による対等の独立性】

【1-16-1-3-3-1. 除去・非言述による対等との別】

このようであるならばこれ [=知覚] は全て [の事例] を満たすことができ、また除去や非言述による対等から区別される。

【1-16-1-3-3-2. 遡及による対等との別】

またこれは遡及による対等ではない。無限遡及は起こらないから。また根拠の批判が特定されているから。

【1-16-1-3-3-3. 曲解との別】

またこれは曲解ではない。[結果性に対する] 論者の意図を代弁するときにも語の対象の選択が成り立つことはないから<sup>215</sup>。

【1-16-1-3-3-4. 正しい反論ではない】

またこれが効力をもつことはない。[反論者] 自ら打ち立てた理由 [=努力の直後にあること] の過失によって、[立論者が] 打ち立てていない、他者 [=反論者] が意図したものは反論することができないから<sup>216</sup>。

【1-16-1-3-4. 注釈者たちとの整合性】

【1-16-1-3-4-1. ヴァーツヤーヤナ】

バーシャなども意図はこれと同じである。しかし [ストラの] 喩例に従うことで文字通りの意味がそのように説明されている。まさにこれゆえ [定義の] 適用不十分を恐れたティーカー作者が述べる。「[バーシャ作者は] 喩例を前提にして説明する」と<sup>217</sup>。すなわち、

---

<sup>215</sup> 曲解は、1つの語に対して意図された意味に対して、語の対象をもう1つ選択し、異なる意味を想定することから起こる。しかしここでは、論者が意図した意味と異なる意味を付与している訳ではない。その根拠を問いつつ自ら予想した根拠を提出するのである。

<sup>216</sup> 「努力の直後にあること」が反論者の捏造であるという点がここで分かれ目となる。主張者が実際に提出したものならば反論の余地はある。しかし主張者は全くこれに言及していない以上、捏造したものであるこれを反論したところで、立論は崩れない。

<sup>217</sup> NBh の解説では、「努力の直後にあるから」という理由が立論者によって提出されたとも、反論者によって提出されたとも書いていない。これを反論者が捏造したことにすればウダヤナの説明と整合する。さ

まず「また努力の直後に生起すること」などというバーシャは〔定説通りに説明するのが〕容易である。努力に依拠することという理由を〔反論者〕自身が打ち立て、それが不確定であると代弁して「それは〔生起か顕現〕か」などによって根本〔＝立論〕にある理由〔＝結果性〕に不成立が疑わしいことを決定するから。

#### 【1-16-1-3-4-2. ウディョータカラ】

まさにこのことをヴァールティカ作者も述べる。「あるもの」云々と<sup>218</sup>。というのも、立論者は結果性という理由によって音声の無常性を証明するために論式を行ったのであって、結果性をこそ証明するために何かを提示しているのではないからである。それ〔＝立論〕に対して、結果性が不成立であると考えている詭弁の論者が、それ〔＝結果性〕を証明するために、努力の直後の知覚こそが理由であり、その者〔＝立論者〕は述べなければならぬと自ら予想して反論するという。したがってこれ〔＝ヴァールティカの説明〕は〔反論者が〕自ら予想する想定〔による反論〕である。すなわち『音声は結果である。努力の直後に知覚されるから』という理由に不確定であることを指摘する」という。根本にある理由〔＝結果性〕に過失を述べる。「もし」と。努力の直後に生成は決して成立しないと補う。残りは分かりやすい。

---

らにNBhの例はあくまでストラの喩例「結果性」を前提としていることをNVTTの引用によって正当化している。

NBh 1150.4ff: 努力の直後にあるから音声は無常であると〔反論者が自ら予想して〕いう。努力の直後に生起するものは、実際存在していなかった後に存在する。壺などのように。そして無常であるというのは存在していた後に存在しなくなると知られる。このように定まっているとき、努力の直後にあるからという否定が述べられる。努力の直後に生起が見られるのは壺などの場合、覆いを取り去ることから顕現するのが隠されたものの場合。それは努力の直後に生起するのか、それとも顕現かという違いはない。結果として違いがないことによって反証するのが結果による対等である。(prayatnānantariyakatvād anityaḥ śabda iti| yasya prayatnānantaram ātmalābhaḥ tat khalv abhūtvā bhavati, yathā ghaṭādikāryam; anityam iti ca bhūtvā na bhavatyī etad vijñāyate| evam avasthite prayatnakāryānekatvād iti pratiśedha ucyate| prayatnānantaram ātmalābhaś ca dṛṣṭo ghaṭādīnām, vyavahānāpohāc cābhivyaktir vyavahitānām| tat kiṃ prayatnānantaram ātmalābhaś śabdasyāho 'bhivyaktir iti viśeṣo nāsti| kāryāviśeṣeṇa pratyavasthānam kāryasamaḥ||)

NVTT 1150.21f: [ストラの] 喩例を前提にしてその意味を説明する。「努力の直後にあるから音声は無常である」と。(udāharaṇapūrvakam asyārtham vyācaṣṭe - prayatnānantariyakatvād anityaḥ śabda iti|)

<sup>218</sup> NV では努力の直後にあることが立論者が述べたものとして明記されている。ウダヤナはこの部分に触れることなく、その後で説かれる「努力の直後の知覚が想定される」と言う部分に焦点を当て、定説と整合させている。NVのもともとの意図は、「努力の直後にあること」という立論の理由を「努力の直後に知覚されること」と想定して反論するということにあると考えられるが、ウダヤナはそのうち自説に整合する一部だけを取り上げている。

NV 1150.12ff: 「音声は無常である。努力の直後にあるから」と言われたとき、結果による対等という詭弁が用いられる。「努力の結果は1つならず見られる」と。あるものは努力の直後に顕現し、あるものは努力の直後に生起する。努力の直後の知覚を理由として想定することによって不確定を指摘するのが結果による対等である。「音声は結果である。努力の直後に知覚されるから」という理由に不確定を指摘する。努力の直後に知覚されるものには結果とそうでないものが見られると。もし努力の直後の生成が理由の意味だとしても、不成立因の指摘がある。(anityaḥ śabdāḥ prayatnānantariyakatvād iti ukte jātiḥ kāryasamā prayujyate - prayatnakāryam anekadhā dṛṣṭam iti, kiñcit prayatnānantaram vyajyate, kiñcit prayatnānantaram utpadyate, prayatnānantaram upalabdher hetuvādhyāropena anaikāntikadeśanāt kāryasamaḥ| `kāryaḥ śabdāḥ prayatnānantaram upalabdheḥ' iti hetum anaikāntikam codayati| prayatnānantaram upalabhyamānam kāryam akāryam ca dṛṣṭam iti| atha prayatnānantaram janma hetvarthaḥ, tathā api asiddhadeśaneti||)



#### 【1-16-1-3-4-3. ヴァーチャスパティミシュラ】

この意図によって根本 [=立論] と根本に対するもの [=反論者の予想] の論式が混合する錯誤を避けつつ、ティーカー作者は述べる。「結果であるから音声は無常である」と<sup>219</sup>。論式が「このように定まっているとき」、不成立性を指摘して、それを証明するために自ら予想した理由である「努力の直後にあること」に依拠して詭弁の論者が述べることを示す。「努力の直後にあることは [生起か知覚か]」云々と。

反論. それならば [努力の直後の生起について] 不成立因の指摘の部分だけがはたらくのか。

答え. そうではないので述べる。「それゆえ努力の直後の知覚が [選択肢として] 残される」。結果性を証明するためにと補う。「それに対して結果による対等の否定を述べる」という。残りは分かりやすい。

#### 【1-16-1-3-5. 包括的定義】

まさにこの方向で別の反論を結論することによってもこれは起こる。全く同様に主題と実例についても考えられるべきである。したがって意味は以下の通りである。「主題と理由と実例の中で、何らかの推理の要件が不成立であることを指摘して、それ [=要件] を証明するものとして何かを自ら予想し、その反論によってのみ、それ [=要件] を証明しな

---

<sup>219</sup> ウダヤナが引用した「結果であるから音声は無常である」という句は NVTT に見出すことができない。前後の記述から対応する箇所として「結果性と無常性が相互に混同しないことは第 1 課で示された」が想定されるが、ここで言及されている結果性と無常性をウダヤナが論式に改変したのか、あるいはウダヤナが依拠した NVTT にそのような異読があるのか、そのどちらかであろう。

この後ウダヤナが「このように定まっているとき」という NVTT が引用する NBh の一説を再引用するが、これも NVTT が「結果であるから音声は無常である」という論式が定まっている場合を指しているとは考えにくい。NBh 説にそって「努力の直後にあるから音声は無常である」という論式が定まっている場合と考えるのが妥当だろう。

しかしウダヤナはこの意図を別様に解釈して自説に整合させようとしているが、NVTT 作者が「努力の直後にあること」を反論者の捏造だと述べておらず、主に NBh 説に従って注釈している以上、我田引水の感は否めない。

NVTT 1150.22ff:結果性と無常性が相互に混同しないことは第 1 課で示された。例示してから詭弁を起こす。「このように定まっているとき、努力の結果が 1 つでないからと否定が述べられる」と。努力の直後にあることとは努力の直後の生起だろうか、努力の直後の知覚だろうか。まず前者の選択肢ではない。不成立だから。それゆえ努力の直後の知覚が残される。それに対して結果による対等の否定を述べる。「努力の直後に知覚されているものには努力の直後に生起が見られるのは壺などの場合、覆いを取り去ることから顕現するのが隠されたものの場合」つまりムーラカ（蕪）やキーラカ（樹）などの場合。「それは努力の直後に生起するのか、それとも顕現かという違いはない。」それゆえこのように「結果として違いがないことによって反証するのが結果による対等である。(kāryatvānītyatve ca parasparāsamkīrṇe prathama evādhyāye darśite| udāhṛtya jātim avatārayati - evam avasthite prayatnakāryāṅekatvād iti pratiṣedha ucyaṭa iti| prayatnānantariyakatvaṃ - prayatnānantarotpādo vā syāt prayatnānantaropalambho vā| na tāvat pūrvah kalpo 'siddhatvāt|

tasmāt prayatnānantaropalambha āstheyah tatra kāryasamaṃ pratiṣedham āha - prayatnānantaram upalabhyamānaṃ prayatnānantaram ātmalābhaḥ ca dr̥ṣṭo yathā ghaṭādīnāṃ vyavadhānāpohāccābhivyaktir vyavahitānāṃ mūlakakīlakādīnāṃ tat kiṃ prayatnānantaram ātmalābhaḥ śabdasyāhosvid abhivyaktir iti viśeṣo nāsti| tad evaṃ kāryāviśeṣeṇa pratyavasthānaṃ kāryasamaḥ|)

いことを結論するのが結果による対等である」と<sup>220</sup>。

#### 【1-16-1-4. 結果による対等を成立させる要素】

そしてこの場合、言語表現されるべきものが 2 つあること [=生成と顕現] こそが手段であり、言語表現されるべきことが最高真実であることが批判点であり、根本にある要件の不成立が想定されており、これはその誤ったものである。

#### 【1-16-2. 再反論】

欠陥の根拠を示すためのストトラである。

結果が別であることに対して、努力は理由にならない。非知覚の原因が成り立つから（ストトラ 5.1.38）。

##### 【1-16-2-1. ストトラ解説】

「努力」という語によってここでは間接的にそれ [=努力] の結果である口蓋などとの結合と分離が得られる。「結果が別であること」=顕現という性質をもつことに対して「努力は理由でない」。なぜか。「非知覚の原因が成り立つから」そうなる [=顕現がある] べきだから。そして音声について非知覚の原因 [=覆いなど] は何も成り立たないという意味<sup>221</sup>。

##### 【1-16-2-2. 努力の直後には生起だけがある】

このことによって結果性が成立するとき、[生起以外の] 他の意味をもたない。結合と分離の直後に知覚されるからという理由を示して、[努力の] 不成立が首元から否定される。

##### 【1-16-2-3. 結果による対等の欠陥】

あるものへの反論が他のものを対象とすることはないので、対象でないものへの適用が欠陥の根拠として意味上示されている。また、その者 [=反論者] によって提起されたものは承認されないから、反論が成立するとしても立論者の過失は何もない。このように説明すれば述べられていないものに対して反論が述べられており、対象でないものに対して起

<sup>220</sup> Cf.NVTP 580.1f:実際のものか想定上のものかで表現されるものは一つではないことによって、論証の一部に疑い、それを決定するために自ら予想した根拠の反論によって反証することが結果による対等である。

(vāstāvābhīmānikavyavahartavyāñekatvena sādhanāṁśc saṁśayya tannirṇayāya svotprekṣitapramāṇādūṣaṇena pratyavasthānam kāryasamaḥ)

<sup>221</sup> 前のストトラでは「努力の直後にあること」という理由が反論者の捏造によるものであると説明された。しかしそうだとすれば、この捏造された理由を再反論のストトラで取り上げる必要はないはずである。しかし再反論のストトラでは、その理由だけを取り上げて顕現の可能性を排除し、努力の直後には生起のみがあることを論証している。捏造であると解釈したウダヤナはこの点について何も述べていない。実際には、結果性を理由として提出した立論者も、努力の直後にあることという換言に応じてその内容をめぐる議論に参加したことが、この再反論のストトラから理解される。少なくともストトラでは、音声の結果=作られたものであることを説明するために、努力によって覆いが取り除かれて顕現するという事態がないことを示す必要があったと考えられる。

こっているということが明らかになるから、このことから対象でないものへの適用である。

#### 【1-16-2-4. 自己撞着】

それゆえ述べられたものに反論を述べるべきであり、そうであればそれを対象とするものにほかならないだろう。しかしさもなければ〔自己〕撞着がある。以上が要約である。

#### 【1-16-2-5. 詭弁まとめ】

このようにまず他者が詭弁を述べたとき、立論者は正しい返答によってこそ否定をしなければならない。なぜなら以上のように議論においては真実が決定され、論争と反論だけの反論においては勝敗が決定するべきだからである。しかしさもなければ〔＝六主張論議に陥れば〕去勢者のカップルのように〔真実の決定と勝敗の決定の〕ひとつとしても〔得られ〕ない<sup>222</sup>。

#### 【1-17. 六主張論議】

##### 【1-17-1. 第三主張一誤った再反論】

そのこと〔＝正しい返答をしなければ何にもならないこと〕を示すために見せかけの論議というあり方の六主張論議を述べる。

否定にもまた同じ過失がある（スートラ 5.1.39）。

##### 【1-17-1-1. 同じ過失の意味】

###### 【1-17-1-1-1. 不確定因】

すなわち、「述べられた理由は不成立である。それ〔＝結果性〕の論証因である努力の直後に知覚されることは不確定だから」というこの過失は、「否定にも」＝あなたの主張にも「同じ」＝等しい。それ〔＝否定〕においても努力が〔常住な音声を〕顕現させることは不成立である。それ〔＝顕現〕の論証因である努力の直後に知覚されることは不確定だから。よってこれ〔＝再反論〕は結果による対等にほかならない詭弁であるから、同じ過失がある<sup>223</sup>。

---

<sup>222</sup> この記述が次章「六主張論議」への橋渡しとなる。すなわち、スートラ 5.1.38 のように再反論すれば「努力の直後にあること」が顕現説に対しても不確定であるという反論は斥けられ、真実が決定されるが、5.1.39 のように再反論すれば真実が真実が決定しない。NVTT 1154.12ff に類似する記述があるが、ここでは議論のみが取り上げられ、ウダヤナのように論争と論詰は問題とされない。

<sup>223</sup> スートラの「同じ (samāna)」を 3 種類に解釈する。第一は論理的に同じ過失（不確定因）によって再反論する場合、第二は「不確定」という語の不確定性を指摘する曲解、第三は論理的に特定されない何らかの過失によって再反論する場合である。先行する 3 注釈による解説は第一と第二の説明に対応するものと考えられる。

第一の説明は NBh で言うところの「特定の理由の非存在」による不確定因に対応できる。すなわち、立論者が努力の直後に知覚されることから生起を論証しようとしているとき、反論者が同じ理由から顕現も論

### 【1-17-1-1-2. 否定の不確定】

あるいは、「否定にも」＝否定の理由にも不確定だからという場合、「同じ過失がある。」言葉が同じことに対して表現による曲解を述べる。「不確定だからもし論証しないことになってしまうならば、否定も不確定であり、自らの対象を証明しないことになってしまう。というのも、これ [=否定の理由] は確定的に否定をするものだけとなることはないからである。自らの存在 [=主張] を排除しないから<sup>224</sup>。」

### 【1-17-1-1-3. 何らかの過失】

あるいは、「同じ過失がある」というのは過失をもつこと一般によるものである。それゆえあなたの主張は過失をもつ、あるいはあなたが述べた否定の理由も過失をもつと述べて何らかの過失を述べる<sup>225</sup>。

### 【1-17-1-2. 敗北の場合】

#### 【1-17-1-2-1. 不確定因】

したがってこの場合、1 番目の説では反対だけを意図して起こっており、他説追認である。[不確定因の] 過失を取り払わずに [相手の] 望むことを導くから<sup>226</sup>。

#### 【1-17-1-2-2. 否定の不確定】

一方 2 番目の説では不確定の過失を意図して起こっているが、しかし反論できないものへ

---

証できるとして不確定因を指摘する。これに対して立論者が不確定因であることを否定せずに、反論者が同じ理由から顕現を論証しようとするならばそれも不確定因であるというならば結論が出ない。

NBh 1154.5ff:あるいは音声が無常であるとする説に対し、努力の直後に生起があって顕現はないという特殊な理由がなく、常住であるとする説にも努力の直後に顕現があって生起はないという特殊な理由がない。だからこの特殊な理由がないことは両方の説に同じなので、両方とも不確定であるという。(athavā śabdasyānityatvapakṣe prayatnānantaram utpādo nābhivvyaktir iti viśeṣahetvabhāvaḥ, nityatvapakṣe 'pi prayatnānantaram abhivvyaktir notpāda iti viśeṣahetvabhāvaḥ| so 'yam ubhayapakṣasamo viśeṣahetvabhāva ity ubhayam apy anaikāntikam iti|)

<sup>224</sup> 第二の説明は NBh で言うところの「否定の不確定」に対応できる。立論者の理由が不確定だから論証しないという否定は、努力の直後に生起することを完全に否定したことにならない。不確定だからという理由で否定しても、一部を否定し一部を否定しないという不確定な事態がまた起こるからである。

NBh 1154.4:否定も不確定である。否定するものもあればしないものもあるので不確定だから正しくないという。(pratiśedho 'py anaikāntikaḥ, kiñcit pratiśedhati kiñcin neti anaikāntikatvād asādhaka iti|)

しかしウダヤナはこれを「不確定」という語を曲解した表現による曲解であるとみなす。注意してみれば反論者が否定したのは立論者の理由であって、所証そのものではない。「A だからといって B とはいえない」と言っているだけであって、「A だけでも B ではない」と言っているのではない。そこで「不確定」という言葉を「不確定因」＝理由の不確定から「ひとつに定まらないこと」＝否定の不確定に読み替え、「この理由は不確定だから否定される」ということを、「この理由から否定はひとつに定まらない」と曲解することでこのような曲解が起こっている。

そしてこの読み替えを裏付けるものとして、「自らの存在を排除しない」ことを挙げる。すなわち否定されたとしても「努力の直後にあること」は確固として存在し、存在する以上、音声が生起する可能性は必ず残される。

<sup>225</sup> この説明だけは先行する 3 注釈にない。

<sup>226</sup> 不確定因を取り払わなければ、努力の直後に知覚されることから顕現が論証されるという事態に異を唱えていないことになり、他説追認となる。

の反論である。表現による曲解だから。

#### 【1-17-1-2-3. 何らかの過失】

一方 3 番目の説では、対等であることを意図して起こっているが、他説追認が避けられない。別の過失を意図することによって、前の過失 [=立論者の過失] がもつ誤った矛盾も言及 [=否定] しないから<sup>227</sup>。

#### 【1-17-2. 全ての詭弁への適用】

問い。それならばこの詭弁 [=結果による対等] だけに上記のような誤った再反論の次第があるのか。

答え。そうではないと答える。そうではなくて、  
全てにおいて同様である（ストラ 5.1.40）。

#### 【1-17-2-1. 各例】

##### 【1-17-2-1-1. 類似性による対等】

すなわち、「音声は無常である。結果だから／感覚器官で把握されるから」という [それぞれ] 正しい／正しくない論式に対して、それと同じく「虚空との類似性から可触性がないから、どうして常住でないのか」というのが類似性による対等である。

##### 【1-17-2-1-2. 付加による対等】

「可触性がない虚空は常住かつ極大であることが知られる。音声も常住で極大でなければならぬ」というのが付加による対等である。

##### 【1-17-2-1-3. 反例による対等】

「虚空という実例によって極大性が音声について述べられるように、色という属性によってどうして [音声に] それ [=極大性] がないことがあろうか」というのが反例による対等である。

##### 【1-17-2-1-4. 選択による対等】

「そうであるならば可触性には 2 種類が知られる。あるものは聞かれないもの、色などであり、あるものは聞かれるもの、音声などである。同様にあるものは常住なもの、虚空などであり、あるものは無常なもの、すなわち音声であろう」というのが選択による対等である。

---

<sup>227</sup> 詭弁の論者が指摘した立論の過失は、本当は過失ではない。それは立論者の認めたこと（類似性など）から反論者の主張が成り立ってしまうというかたちの矛盾もどきである。しかしいくら本当の意味で過失ではないとはいえ、これに対する対策を述べないままでは、他説追認になってしまう。

#### 【1-17-2-1-5. 到達による対等】

「何とそうであっても、結果性や感覚器官で捉えられることは所証に到達せずにどうして証明できようか。[できるならば] 過大適用になるから、よって到達してと言わなければならない。しかしそうであるならば違いがないからどちらがどちらの所証で証因なのか」というのが到達 [と非到達] による対等である。以上 6 説 [の詭弁] がある。

#### 【1-17-2-1-6. その他の詭弁】

同様に他の場合 [=詭弁] についても自ら補完されるというのがスートラの意味である<sup>228</sup>。

#### 【1-17-2-2. 主張の数について】

##### 【1-17-2-2-1. 三主張論議で目的は達成される】

また、たとえこのスートラが六主張論議のスートラ群 (5.1.39~43) の後にあるべきであっても、三主張論議などを説明するために半分 [=3 つまで述べられたところ] でこそ説かれている。というのも、結果として両者 [=立論者と反論者] がものを知らない者であると理解するものが六主張論議であるが、しかしそれは三・四・五主張論議においても同じだからである<sup>229</sup>。

##### 【1-17-2-2-2. 第四主張以降の意義】

反論。そうであっても第四以降の主張の余地をとって何になるのか。第三 [主張] だけで両者がものを知らない者であることが確定されるから。

##### 【1-17-2-2-2-1. 知性のない者にもわからせるため—kaścit】

これについてある者は言う。知性の程度が弱い／中位の／強い者がいるから、性格が厳しい／厳しくない者があるから、すぐに [理解するの] ではないということにほかならない。会衆が両者 [=立論者と対論者] にものを知らない者であることを指摘するという決まりはないから<sup>230</sup>。

<sup>228</sup> ここで挙げられた 6 つの反論は第二主張までしか挙げられておらず、六主張論議まで拡張されていない。第三主張として「否定にもまた同じ過失がある (スートラ 5.1.39)」を補うべきであろう。

<sup>229</sup> 六主張論議を説明する途中で「全てにおいて同様である (スートラ 5.1.40)」という六主張以外のスートラを挿入している事態について、先行する 3 注釈は何も解説を与えていない。ウダヤナはこれに対して三主張～五主張論議も可能であるという立場から説明を始める。

<sup>230</sup> 三主張論議で事足りるものを六主張論議まで延長する理由を探る。ある者たちの主張によれば、知性の違いによって三主張で理解する者もいれば六主張になってやっと理解する者もいる。また性格の違いによって三主張で即座に指摘する者もいれば六主張まで待って指摘する者もいる。

**Pra:**強い知性がある者たちは第三段階でのみ両者がものを知らないことを理解する。しかし弱い知性をもつ者たちは第六主張において、一方最高でも最低でもなく目が開いた知性をもつ者たちは第五主張において、目は開いているがほどほどに優れている者たちは第四主張においてというように両者がものを知らない者であることを知るのに同意と異論が述べられ、早い遅いが述べられる。

**Pan:**知性が優れた者たち、心が厳しい者たちはすぐに両者がものを知らない者であると決定してものを知る者であることを指摘し論議を打ち切る。しかし知性が弱い・中位のものたちはすぐには両者がものを知らない者であると理解しない。そして理解していない者たちに、どうしてそのように指摘して論議を打ち切ることがあろうか。ものを知らない者であると理解していても、性格がおとなしければ、相手にそのよ

それは賢明ではない。[会衆が] 会衆でないことになってしまうから。

#### 【1-17-2-2-2. 会衆の出番に基づく】

問い。それならばどうして [第四主張以降があるの] か。

答え。機会に応じてであると我々は述べる。すなわち、まず会衆は「反論すべきものの看過」だけを主として指摘するべきであり、一方その他 [の敗北の場合] はそれに付随するものとして [指摘するべき] である<sup>231</sup>。そしてそれ [=反論すべきものの看過] は正しい論証の次第をもった論議では、第一と第二 [主張] に決してありえない。一方第三 [主張] においては [反論すべきものの看過] があり得、発言者たちによって指摘されるべきであるけれども、発言の時間を逃したら発言者でない [会衆] たちによって [指摘されるのに] ほかならないという制限がある。

#### 【1-17-2-2-3. 3人の発言者】

そして発言者は3人いる。すなわち対論者と立論者と主審である。そのうち反論者の発言 [=指摘] を期待している者たち [=会衆] は第四の主張を認める。その論者、すなわち反論者に対しても何らかの「反論すべきものの看過」が起こっているという立論者の発言 [=指摘] を期待している者たちは第五の主張を認める。立論者が [指摘せずに] 発言しているとき主審の質問の出番があり、両者 [=立論者と反論者] を棒立ちにしたいと期待している者たちは第六の主張も是認する<sup>232</sup>。

---

うにすぐに言うことはできないので、第四以降の主張の余地があるというのが極意である。しかしそれでは審査のために集まった会衆が判断を下す機会が定まらないことになってしまう。そして会衆は判断を下さなくてもよいならば、会衆が会衆の意味を成さなくなるという。

Viśvanātha は三主張で終わってもよいものを、六主張まで拡張する理由として「人には理解の程度に違いがあるから」と述べて「ある者たち」と同じ立場を取る。

NSV 1155.22f:tarhi tripakṣyām eva madhyasthena paryanuyojyopekṣaṇasyodbhāvane kathāsamāptau kutah ṣaṭpakṣī cen na ; puṃsām sphuraṇavaicitryeṇa tatsambhavāt]

<sup>231</sup> ここで会衆の主な役割は「反論すべきものの看過」の指摘であると規定される。「反論すべきものの看過」を指摘するためには、まず先に提出した自分の主張が反論すべきだったこと=過失があったことを認めなければならないため、立論者と対論者がこれを指摘することはありえない。従って会衆にその指摘が期待されることになる。

Pra:なぜなら自らの過ちを誰も説明しないという理屈によって、「反論すべきものの看過」の指摘について、立論者と対論者の両者とも余地がないから、会衆こそが資格があるので、それだけを彼らは「指摘するべきであり、一方その他は」その成立に役立てることで [指摘するべき] である。

<sup>232</sup> 「反論すべきものの看過」が起こるのは第二主張の詭弁を受けた第三主張以降である。ここで会衆はまず、立論者か対論者のいずれかが、自分の過失を認めることになってでも「反論すべきものの看過」を指摘することを期待する。

第三主張が「否定にもまた同じ過失がある (スートラ 5.1.39)」と述べられ、「反論すべきものの看過」が起こっている場合、反論者は第四主張においてこれを指摘しなければならない。ところが反論者はこれを指摘せず、「否定を再否定するとき、否定の過失のような過失がある (スートラ 5.1.41)」と言って第二主張を繰り返すのみである。ここで第四主張にも「反論すべきものの看過」が生じる。

となれば今度は立論者が第五主張においてこれを指摘しなければならない。しかしそれも「否定が過失をもつことを承認して否定の再否定に同じ過ちを付随させるのは他説追認である (スートラ 5.1.42)」と言って指摘されない。

このように立論者も反論者も期待に反して指摘しなかった場合、最終的に主審がこれを指摘することにな

【1-17-2-2-2-4. 会衆による最終判断】

以上のように〔終了〕請求の時宜を逃したとき、発言者でない会衆たちも、両論者を退けて悪い論議であると述べるべきである。さもなければ彼ら〔=会衆〕も〔指摘の〕機会を得た反論を看過してものを知らない者になってしまうから。というのも、この後の時間に正しい議論は用いられないからである。指摘の機会がやってきた過失を看過することは認められないから。

【1-17-2-2-2-5. 会衆が主張の数を決める】

問い. それならばどうして、会衆たちに〔終了〕請求の期待があるのか。

答え. 論議は彼〔=主審〕が主体ではないので、彼ら〔=会衆〕を立ててから〔進行が〕意図されているから。そしてそれ〔=論議〕は請求や、両論者が思いつかないことや、見せかけの論議だと結論することによって成る。そのうち〔再反論の後に〕反論者が〔終了を〕請求すれば三主張論議となり、〔第四主張の後に〕立論者が〔終了を〕請求すれば四主張論議、両者が思いつかないとき、〔第五主張の後に〕主審が〔終了を〕請求すれば五主張論議、〔主審が機会を逃して第六主張があったとき、会衆が〕見せかけの論議であると結論すれば六主張論議になる<sup>233</sup>。

る。ところが、主審が指摘し損ねることによって第六主張が提出される。もはや第六主張の内容は問題にならず、会衆が指摘することで論議は打ち切られる。

他説追認と無用な繰り返しの敗北の場合はヴァーツァーヤナから指摘されていたことだったが、これに反論すべきものの看過を加え、指摘すべき人の区別によって六主張を説明したのはウダヤナの功績であると言えよう。

Cf. NBh 1159.12:そのうち第五、第六主張は内容が異ならないから繰り返しの過失が帰結する。第三、第四は他説追認、第一、第二は特殊な理由がないというように六主張論議においては両者とも不成立である。

( tatra pañcamāṣṭhapakṣayor arthāviśeṣāt punaruktadoṣaprasaṅgaḥ, tṛṭiyacaturthayor matānujñā, prathamadvitīyayor viśeṣahetvabhāva iti ṣaṭpakṣyām ubhayor asiddhiḥ)

六主張論議において起こる敗北の場合

主張番号 敗北の場合	指摘すべき人	機会
第一主張 (立論) 誤った理由 (場合により)	反論者	第二主張
第二主張 (反論) 詭弁=反論できないものへの反論 立論者		第三主張
第三主張 (再反論) 他説追認+反論すべきものの看過	反論者	第四主張
第四主張 他説追認+反論すべきものの看過	立論者	第五主張
第五主張 無用な繰り返し+反論すべきものの看過	主審	第六主張の前
第六主張 無用な繰り返し+反論すべきものの看過	会衆	第六主張の後

<sup>233</sup> 議論参加者の発言順序を明らかにする。まず第一に、両論者が敗北の場合を指摘して論議の終了を請求しなくてはならない。それができなければ主審が代わって行く。それも不可能だった場合は会衆に論議の終了を請求する機会が回ってくる。

ウダヤナが「〔会衆が〕会衆でないことになってしまう」と述べたことから六主張で論議を打ち切る役割を会衆に与え、この役割をなさなければ会衆ではないことになる。

しかし Pra ではさらに会衆が機会を逸してしまった場合は七主張論議以降も続くと述べている。あるいは敗北の場合の指摘だけをして第三主張を述べない二主張論議も可能であるという。

Pra:もし第六主張において会衆も分からなかったり、あるいは文がやまなかったりして過失が指摘されなければ、第七主張などがあっても矛盾はない。6つの主張の後に〔終了の〕定義が会衆によって考えられるべきである。よって時宜の拘束があるときだけ六主張論議であり、それ以外は七主張論議などがあると言う。反論が詭弁であることを立論者が指摘するならば、二主張論議もありうると知るべきである。



### 【1-17-2-2-3. 議論の場合】

#### 【1-17-2-2-3-1. 自己批判】

一方、議論では第三主張で相手 [=立論者] によって反論できないものへの反論 [=詭弁] が指摘され、[それができなければ] 第四 [主張] で [反論者が] 自らの過失 [=詭弁] を指摘する<sup>234</sup>。真実を知りたいから、第五 [主張] でも同じ [=自らの過失を指摘する]。そして第六 [主張] は [両論者が] 思い付かないことを理解するために余地がある。

#### 【1-17-2-2-3-2. 会衆の役割】

一方、両者が相互に正しくない返答を指摘せず、自分の過失を自ら指摘して正しい返答を導くこともなく、思い付かないこともないとき、会衆に機会がある。

#### 【1-17-2-2-3-3. 議論の終了】

しかし第四 [主張] 以降で正しい返答があるならば、議論の場合欠陥を取り除かれるので、[それ以上の] 論議は決して起こらない。

#### 【1-17-2-2-4. 論争等における別の返答】

それ以外 [=勝利を目的とする論議] では別の理由・[主張の] 放棄・[主張の] 破棄のように、別の返答が起こるから敗北の場合にはほかならない。しかしそれも指摘されなければ、ゆるぎない勝利だけがある<sup>235</sup>。一方 [=指摘しない者] が特に劣っており、それに比べてもう一方 [=別の返答をした者] が優れているから。以上が要約である。

<sup>234</sup> 議論＝無欲に真実を探究する論議においても起こりうる敗北の場合と同じであるが、第四主張以降は指摘すべき人が相手ではなく本人に替わる。

六主張論議において起こる敗北の場合（議論の場合）

主張番号	敗北の場合	指摘すべき人	機会
第一主張	（立論）誤った理由（場合により）	反論者	第二主張
第二主張	（反論）詭弁＝反論できないものへの反論 立論者／★反論者	第三／★第四主張	
第三主張	（再反論）他説追認＋反論すべきものの看過	★立論者	★第五主張
第四主張	他説追認＋反論すべきものの看過	★反論者	★第六主張
第五主張	無用な繰り返し＋反論すべきものの看過	会衆	第六主張の前
第六主張	無用な繰り返し＋反論すべきものの看過	会衆	第六主張の後

<sup>235</sup> 議論の場合は第四主張以降で正しい返答に訂正しても問題とされず、その返答があった時点で論議は確定、終了となる。ところが勝利を目的とする論議の場合は、正しい返答に訂正したことが、前の返答と異なるという点で過失となる。

ただし、これが指摘されなければ、たとえ変更したという過失はあろうとも、正しい返答であることには違いないので、勝利となる。したがって会衆が「別の返答」を敗北の場合として指摘することはないことになる。

ここでも両論者に指摘の機会が1回ずつ与えられており、六主張論議が正当化されている点が注目される。

六主張論議において起こる敗北の場合（正しい返答に訂正した場合）

主張番号	敗北の場合	指摘すべき人	機会
第四主張	★別の返答	立論者	第五主張
第五主張	★別の返答	反論者	第六主張
第六主張	なし（反論者の勝利）	—	—

#### 【1-17-3. 第四主張】

第四の主張を述べる。

**否定を再否定するとき、否定の過失のような過失がある（スートラ 5.1.41）.**

「否定の再否定」とは再反論であり第三の主張という意味。ここでも等しい過失がある。[すなわち] (1) 同じ種類 [=結果による対等] のものとして、あるいは (2) その名前のもので [=不確定という言葉] として、あるいは (3) 過失のあり方をもつものとしてのみ等しいことが前と同じように推察される。

#### 【1-17-4. 第五主張】

六主張論議が多様であることを説明するために曲解と詭弁を除き、敗北の場合の指摘において第五の主張を述べる。

**否定が過失をもつことを承認して否定の再否定に同じ過ちを付随させるのは他説追認である（スートラ 5.1.42）.**

第二の主張が「否定」である。その私が述べた「過失」を取り上げずに私が述べた「否定の再否定」すなわち第三の主張に対して「同じ過ちを付随させる」あなたには他説追認が帰結するというのが第五の主張である。

#### 【1-17-5. 第六主張】

しかし同じ他説追認が、あなた [=立論者] にも私が述べた過失を取り上げずに第三主張において同じ過失を付随させるものにあったという第六主張を対論者が述べる。

**自らの主張を特質とするものを顧慮せず成り立つ結論に対して、理由を提示するならば、反対論者の主張の過ちを承認しているから同じ過ちがある（スートラ 5.1.43）.**

立論者の「自らの主張」とは立論、それを「特質とするもの」とは第二主張すなわち詭弁による反論である。それを特質として起こるから、それを「顧慮せず」とは無視、取り上げないでということ。それに基づいて相手の主張にも「成り立つ結論」すなわち他者が取り上げた過失を結論する。「否定にも同じ過失がある」と。そして「このように」と「理由を提示するならば」=そのように成り立つことに対して理由を提示するならば、あなたにも同じ他説追認があるという意味。

以上、聖ウダヤナ・アーチャーリヤ作、『プラボーダシッディ』という名のニヤーヤの補遺第五課第一章終わり。

## 【2. 敗北の場合】

### 【2-0. 分類ストトラ】

さて敗北の場合の個別定義<sup>236</sup>が〔第2〕章の目的である。それを分類するためのストトラが「主張の破棄」から「敗北の場合である」まで<sup>237</sup>である。

#### 【2-0-1. 敗北の定義】

論議において<sup>238</sup>自信が壊されていない一方の人が、もう一方の人の自信を壊すことが、ここで他者の勝利、すなわち敗北となる。

#### 【2-0-2. これ以外の敗北はない】

それ [=敗北] がこれら、これだけの、このような名前をもつものに収まるというのが〔ストトラ 5.2.1 の〕文意である。理由の破棄や喩例の矛盾などはこれらの中に必ず含まれるから<sup>239</sup>、また時機<sup>240</sup>が混同しないことで〔22 種のいずれかに含まれる〕余地があるから。そのようなことは後に述べよう。

#### 【2-0-3. 複合語にしない理由】

これらは動機 [=敗北] を一にするけれども、弟子に役立つように、言語表現に役立つそ

<sup>236</sup> 第1章と同様、分類のストトラは本文に挙げられておらず、ウダヤナはすぐ解説に入る。

第5課の目的が「論者に能力がない証拠の個別定義」、第1章の目的が「詭弁の個別定義」であった。ここで第2章の目的「敗北の場合の個別定義」が提示されるが、このうち20番目「反論できないものへの反論」に曲解と詭弁が含まれるため、過大適用になるのではないかという疑いがある。これに対して Pra は「敗北の場合に直接包含される個別定義」と言い換えて、敗北の場合の下位分類のさらに下位分類である曲解と詭弁が章の外にあることを正当化する。

ただしこれは定義の上での問題であり、解説において曲解と詭弁を再言及しても過大適用にはならないだろう。

<sup>237</sup> (1) 主張の破棄・(2) 別の主張・(3) 主張の矛盾・(4) 主張の放棄・(5) 別の理由・(6) 別の対象・(7) 無意味・(8) 意味が理解されないもの・(9) 無関係・(10) 時の不適宜・(11) 不足・(12) 余分・(13) 繰り返し・(14) 沈黙・(15) 無知・(16) 思い付かず・(17) 逃避・(18) 見解の承認・(19) 反論すべきものの看過・(20) 反論できないものへの反論・(21) 定説逸脱・(22) 誤った理由とが、敗北の場合である。(ストトラ 5.2.1) (*pratijñāhāniḥ pratijñāntaram pratijñāvirodhaḥ pratijñāsannyāso hetvantaram arthāntaram nirarthakam avijñātārtham apārthakam aprāptakālam nyūnam adhikam punaruktam ananubhāṣaṇam ajñānam apratibhā vikṣepo matānujñā paryanuyojyopekṣaṇam niranuyojyānuयोगo 'pasiddhānto hetvābhāsāś ca nigrahassthānāni*)

<sup>238</sup> 議論、論争、反論だけの反論 (*vāda, jalpa, vitaṇḍā*) の3つが含まれることになる。

*nigraha* には「抑圧」という意味があり、ここで *parājaya* (「相手の勝利」) と換言することで敗北の意味を明らかにしている。論議における敗北は物的なものでないと示している点は注目に値する。

Pra: 「敗北 (*nigraha*)」という語について王の法律で説かれる懲罰などを対象とすることを排除する。「敗北 (*parājaya*)」と。実際のところ敗北とは、サイコロ博打などたくさん対象を持つので、結果を通して明らかにする。「自信を壊すこと」と。

<sup>239</sup> Cf. 2-1-2-1-2, 2-3-1-2

<sup>240</sup> ストトラは敗北の場合が22種に必ず含まれるという。ここであるものが同時に複数の敗北の場合に含まれ、相互に混同する可能性があるならば、22種の分類は無意味になる。これに対してそれぞれの敗北の場合には時機=過失を指摘するタイミングが異なることで実際には混同しないと説明する。

Pra: 反論。これらの付加的性質はどこかに相互に混同されるから、どうしてこの分類があるのか。

答え。これゆえ答える。「また時機が混同しないこと」と。それゆえいずれかの時機には混同されないの、ある時機には混同があるとしても矛盾はない。

それぞれの非類似性を示すために、複合語になっていない<sup>241</sup>。また自らの結果 [=敗北] について相互に独立していること [=1つでも敗北であること] を述べるためでもある。そしてそれは定義ごとに述べられるだろう。

#### 【2-0-4. 敗北にならない場合】

一方「と」は「これだけ」の意味<sup>242</sup>。これによってまさにこれらの論議の外にあるもの、論議内においても忘失や不注意などの状態になったもの、即座に撤回したために[指摘の]時機を逃したものの、発言権のない人に指摘されたものが排除される。そのようなものは当座には真実の知がない証拠だけれども、対立者 [=立論者または対論者] に関わらないため、ものを知らない者であることの証因に結びつかないから。というのもそれ [=ものを知らない者であることの証因] が敗北の場合それ自体であり、そうでなければ過大適用になってしまうから。

#### 【2-1. (1) 主張の破棄】

主張の破棄とは反例の属性を自分の実例において承認することである (スートラ 5.1.2)。

##### 【2-1-1. 代喩によるスートラ解釈】

##### 【2-1-1-1. ヴァーツヤーヤナ説は二義的】

そしてこれ [=定義] はバーシャの通りにヴァールティカは承認していない<sup>243</sup>。二義的で

<sup>241</sup>同じく分類スートラである 5.1.1 が複合語になっている事情について NVTP ではスートラを短縮するためであると説明する。

NVTP 588.8ff:主張の破棄などが複合語でないのは、自らの動機において敗北の場合が相互に依存しないことを示すためであるというならば、詭弁においてもこれは同じであるので、複合しないことになってしまうとシュリーヴァツァは述べる。これに対して答える。「対等」という語を繰り返すとスートラが煩瑣になるからである。しかし繰り返さなければ名称が成り立たないので複合語になる。(pratijñāhānir ityādy asamāsaḥ svaprayojane nigrahassthānānām parasparāpekṣatvasūcanāyēti cet jātiṣv apy etat samānam ity asamāsaprasaktir iti śrīvatsaḥ| tatrottaram| samaśabdābhyāvṛttau sūtragaauravāt| anāvṛttau tu samjñānupapattē ca samāsaḥ|)

<sup>242</sup> スートラの最後に付される「と (ca)」には限定の意味がある。ここで述べられていない敗北の場合を排除するための限定であるが、Pra は誤った直接知覚など、それ以外の敗北の場合の排除と解釈し、Pan は以降で論じられるような論議以外での敗北の場合の排除と解釈する。

Pra: また述べられていない誤った直接知覚などを含めるために「と」があると言うべきではない。誤った実例などを包含するために最後のスートラで「と」だけが示されているので、ここでもその意味を考えることはないから。

Pan: 「これだけ」という語は特殊を表し、それゆえ論議においてのみ、これらが敗北の場合になるのであり、それ以外ではないという意味。

<sup>243</sup> ヴァーツヤーヤナの説明はスートラに忠実で、所証と反対の属性(常住性)を実例(壺)に認めることで主張の破棄になるという。実例は論証するもの(sādhaka)であり、これに反対の属性を帰結することで主張(pakṣa)を破棄することになり、主張(第一支分)は主張を拠り所とするので、主張の破棄により主張(第一支分)も破棄されることになると説く。以下のような例が示されている。

立論者「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから。壺のように」

反論者「感覚器官で捉えられることは常住である普遍にも見られる。どうして音声もそうではないのか」

立論者「もし感覚器官で捉えられる普遍が常住ならば、壺も常住でよい」

この説に対しウディョータカラは「しかし我々はこれを認めない」とし、ヴァーツヤーヤナが説くように

あることになってしまうから、また第一義が理解されないから。

## 【2-1-1-2. ウディヨータカラ説は適用不十分】

ヴァールティカ通りのもの [=定義] は適用不十分である<sup>244</sup>。主題・理由・実例・反論の

実例での過失や証因での過失が「主張の破棄」と呼ばれることはないとする。実例を破棄しているのに主張の破棄というのは比喩 (=二義的用法) であるが、第一義である主張そのものの放棄がない限り、比喩も起こらない。

NBh 1163.3ff.所証の属性と反対の属性によって反証されたときに、反例の属性を自分の実例に承認する者は主張を破棄しているので、主張の破棄となる。例「感覚器官で捉えられるから、音声は無常である。壺のように」と言った時に他の人が述べる。「感覚器官で捉えられることは普遍、すなわち常住なものに見られる。どうして音声もそうでないことがあろうか」と。反証されて以下のことを述べる。「もし感覚器官で捉えられる普遍が常住ならば、壺も常住でよい」と。したがってこの者は実際、論証手段である実例が無常であることを帰結して結論の最後にこそ自説を破棄する。自説を破棄するものは主張を破棄するといわれる。自説は主張を拠り所とするから。(sādhya dharmapratyanikena dharmeṇa pratyavasthite pratidṛṣṭāntadharmam svadṛṣṭānte 'bhyanuṣānan pratijñām jahātīti pratijñāhāniḥ| nidarśanam - "aindriyakatvād anityaḥ śabda ghaṭavad" ity kṛte apara āha - "dṛṣṭam aindriyakatvaṃ sāmānye nitye, kasmān na tathā śabda" iti pratyavasthite idam āha - "yady aindriyakam sāmānyam nityam kāmam ghaṭo nityo 'stv" iti| sa khalv ayam sādhakasya dṛṣṭāntasya nityatvaṃ prasañjayan nigamanāntam eva pakṣam jahāti, pakṣam jahat pratijñām jahātīty ucyate, pratijñāśrayatvāt pakṣasyeti|)

NV 1164.5ff.しかし我々はこれを認めない。どうしてこの場合主張が損なわれるのかと。理由が不確定因であることは普遍と言う実例によって他者が指摘する。それに不確定因の過失の除去を述べないで自らの実例に常住であることを説明し、常住性を説明するから不成立という実例の過失がある。したがってこれは実例の過失や論証手段の過失によって敗北するのであり、主張の破棄ではない。実例を捨てる者は主張も捨てるというのは比喩によって敗北の場合である。しかし第一義があり得ないとき比喩は得られないので、主張の破棄が第一義の対象として述べられなければならない。(etad tu na buddhyāmahe katham atra pratijñā hīyate iti| hetor anaikāntikatvam sāmānyadṛṣṭāntena parena codyate, tasya anaikāntikadoṣoddhāram anuktvā svadṛṣṭānte nityatām pratipadyate, nityatāpratipatteḥ ca asiddhatā dṛṣṭāntadoṣo bhavati| so 'yam dṛṣṭāntadoṣena sādhanadoṣena vā nigraho na pratijñāhāniḥ| dṛṣṭāntam ca jahat pratijñām api jahāti iti upacārena nigrahasṭhānam| na ca pradhānāsambhave upacāro labhyate iti pratijñāhāner mukhyo viśayo vaktavyaḥ|)

<sup>244</sup> Vātyāyana への批判からウディヨータカラは主張の直接の破棄が主張の破棄であるとし、これに沿ってスートラを読み替える。すなわち、実例 (dṛṣṭānta) を「すでに見られたものであり、かつ最後に確定されるもの (dṛṣṭāś cāsāv ante vyavasthitāḥ)」と同格複合語で語義解釈し、ついで自らの実例 (svadṛṣṭānta) を同じように「自らのものであり、かつすでに知られた最後に確定されるもの」として、これが「主張 (pakṣa)」のことであるとす。そして「反例 (pratidṛṣṭānta)」も同じ操作で「反対主張 (pratipakṣa)」とする。これによって反対主張の属性を自分の主張において承認することが主張の破棄ということになる。例は以下のように変更される。

立論者「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから。」

反論者 (普遍を例として反証)

立論者「もし感覚器官で捉えられる普遍が常住であると見られるならば、音声も常住でよい」

NV 1165.11ff.それならばどうしてこのスートラは自らの実例において反例の属性を承認することが主張の破棄であるというのか。「すでに見られたものであり、かつ最後に確定されるもの」が「ドリシュターンタ」であり、その自分のものが「スヴァ・ドリシュターンタ」であるから、「スヴァドリシュターンタ」という語によって自分の主張こそが述べられている。また「プラティドリシュターンタ」という語によって相手の主張が [述べられている。]「相手の主張であり、かつドリシュターンタであるもの」というように。

(katham tarhi idam sūtram pratidṛṣṭāntadharmābhyanuṣānā svadṛṣṭānte pratijñāhāniḥ iti| dṛṣṭāḥ ca asau ante vyavasthitāḥ iti dṛṣṭāntāḥ svāḥ ca asau dṛṣṭāntāḥ ca iti svadṛṣṭāntāśabdena svapakṣaḥ eva abdhīyate| pratidṛṣṭāntāśabdena ca pratipakṣaḥ pratipakṣaḥ ca asau dṛṣṭāntāḥ ca iti|)

ウディヨータカラがヴァーツヤヤナ説を批判し自説を展開したことは VN 73.4ff.でも触れられている。ダルマキールティはこの定義に対して詳細な定義を求め、原因として理由の過失を指摘することと相手説の論証を述べることで、結果として自説の主張を破棄することと相手説を承認することが主張の破棄であると説く。

破棄が含まれないから。またそれ [=主題・理由・実例・反論の破棄] が敗北の場合でないということはない。[敗北の場合という点で] 違いがないから。

### 【2-1-1-3. 代喩による両注釈の解決】

問い。それならばこれはどのようなものか。

答える。代喩するものを定義項の語 [=「反例」「自分の実例」] とする説明を意図したのがバーシャであり、代喩するものを被定義項の語 [=「主張の破棄」] とする説明を意図したのがヴァールティカである<sup>245</sup>。第一義という入口 [=主張] を捨てて [主張以外を] 代喩するものであることはありえないから。

### 【2-1-1-4. 広義の主張が代喩される】

それではここで何が代喩されるのか。「主張」という語によって達成されるもの [全般] が提示される。なぜなら異論があるとき、ある方法で提示されるものが、その方法で達成されるからである<sup>246</sup>。それゆえ所証性などによってある方法で提示されたものが、その方法で達成されることを知らない人にその破棄、すなわち主張の破棄があるというのがストラの意味である。

---

VN 74.6ff:ここで承認した主張を破棄することに基づいて主張の破棄があるとき、特殊な制限は何に基づくのか。この方法で主張を破棄する者には主張の破棄があるというように。なぜなら他の方法でも理由の過失を指摘することなどによって、また反対主張の論証を述べることによって、自説の破棄をすること、相手説を承認することがあり得るからである。(atra upagatapatijñātyāgāt pratijñāhānau viśeṣapratiniyamah kimkṛto anena prakāreṇa pratijñāṃ tyajataḥ pratijñāhānir iti| sambhavati hy anyena api prakāreṇa hetudoṣodbhāvanādīnā pratipakṣasādhanābhīdhānena ca svapakṣaparityāgaḥ parapakṣopagamaś ca) Cf. Much[1991] p.55

<sup>245</sup> NBh の説明は「反例」「実例」を主張など実例以外の代喩と解することによって、NV の説明は「主張」を主張以外の代喩と解することによって、それぞれ指摘されていた二義的であること、適用不十分であることという過失を免れる。

<sup>246</sup> 主張を「達成されるもの (nirvāhya) の提示」の代喩と取ることによって五支分の 1 つから五支分全体に拡張する。NVTP ではこの「説明されるもの (vyutpādyā) の提示」の代喩とする。したがって達成するための方法である論証の要件ひとつひとつについて、当初自ら承認し提示したものを破棄することが主張の破棄とされる。

NVTP 588.14ff:一方実際はそれによっても説明されるものの提示こそが代喩される。そして説明されるものとは所証が所証としてそうであるように、証因も証因としてそうであり、反論も反論としてそうである。

(vastutas tu tenāpi vyutpādyanirdeśa eva upalakṣyate| vyutpādyam ca yathā sādhyam sādhyatayā tathā sādhanam sādhanatayā dūṣaṇam dūṣaṇatayeti|)

修正された主張の定義は NVTP に見られ、注釈もこれを受け継いでいる。

NVTP 588.12:承認したことの破棄が主張の破棄である。(svikṛtoktaparityāgaḥ pratijñāhāniḥ|)

Pra:限定して述べた承認内容を破棄することが主張の破棄である。

Pan:自ら承認し述べたことの破棄が主張の破棄であるという定義が全てを含むものとして認められる。

ウダヤナによれば定義が成り立つこと、言明の可能性があること、敗北でない場合に過大適用されないこと、他の敗北の場合に包含されないことの 4 つが敗北の場合が独立する条件である。ここでは NBh と NV の解釈が正当化されたことによって、定義が成り立つことが説明されたことになる。

NVTP 589.3f:4 種類の方法で敗北の場合が確定されるという。[すなわち] 定義によって、言明が可能なことによって、過大適用がないことによって、他の敗北の場合に包含されないことによってである。(caturbhiḥ prakāraiḥ kila nigrahasāhānam vyavatiṣṭhate| lakṣaṇenoktisambhavenānatiprasaṅgena nigrahasāntārāsankīrṇatvena ceti|)

### 【2-1-1-5. 定義項による第二の定義】

またこのように〔代喩による〕被定義項の語の提示だけで定義が成立するとき、第二の方法を示すために定義項が述べられる。〔すなわち〕「もしこれ〔＝主張〕が欠陥ならば、そうでなくともよい」あるいは「言葉の上ではそれ以外であってもよい」という〔言明が主張の破棄である〕。〔後者においても〕意味上これ〔＝主張の破棄〕が起こるから<sup>247</sup>。

### 【2-1-1-6. NBh, NV による定義項の再解釈】

したがってヴァールティカの線では〔スートラの定義項〕「実例」は〔自身の〕主張であり、そしてそれは〔論者が〕述べた提示を代喩する。一方バーシャの線では〔スートラの〕「実例」という語は〔論者が〕述べた理解を代喩する<sup>248</sup>。それと反対〔＝相手の提示／理解〕の承認が主張の破棄であるということによって全てが正しい。

### 【2-1-2. 各要素の破棄】

#### 【2-1-2-1. 主題における破棄】

##### 【2-1-2-1-1. 所証の破棄】

そのうち所証の属性の破棄はヴァールティカにある<sup>249</sup>。

##### 【2-1-2-1-2. 証因の破棄】

一方、証因の属性の破棄は「音声は無常である。認識対象だから」と述べたとき、不確定因によって反論され、「それならば所作性のゆえにそうであろう」というような場合である

<sup>247</sup> 被定義項「主張の破棄」から得られる第一の方法とは、当初自ら承認し提示した論証の要件を破棄することであったが、ここで定義項「反例の属性を自分の実例において承認すること」から第二の方法を得る。第一の方法が「もしこれ〔＝主張〕が欠陥ならば、そうでなくともよい」という言明に対応し、第二の方法が「言葉の上ではそれ以外であってもよい」という言明に対応する。後者では論証の要件が明示的に破棄されていないが、内容的には前に述べたことを破棄したことになるので主張の破棄とみなされる。

<sup>248</sup> ウディオータカラはスートラの定義項「実例」を自身の主張 (pakṣa)、「反例」を反対主張 (pratipakṣa) と読み替え、「反例の属性を自分の実例において承認すること」を「反対主張の属性を自分の主張において承認すること」と解釈していたが、これにさらに代喩を読み込むと、「何であれ相手の提示にある属性を何であれ自分の提示である各要素において承認すること」が定義項から得られる第二の定義となる。

Vātyāyana はスートラの定義項をそのまま「反例の属性を自分の実例において承認すること」と理解するが、これが述べた理解一般を代喩すると解釈して、結局ウディオータカラと同じ「何であれ相手の理解にある属性を自分が述べた理解において承認すること」が得られる。

このように代喩の内容が異なるのは「主張の放棄」という被定義項をウディオータカラが第一支分と解釈し、ヴァーツヤヤナは命題一般と解釈したことによるものと考えられる。

NVTP 588.12ff: またそうであれば定義を目的とした NBh の説明は反論されるが、代喩を目的としても〔反論されることは〕ない。なぜなら彼によって述べた理解が代喩されるからである。NV の説明も被定義項の語源だけに従う。(evaṅ ca lakṣaṇaparatayā bhāṣyavyākhyānaṃ dūṣitam, na tūpalakṣaṇaparatayāpi, upalakṣyate hy anenoktasampratipattiḥ) vārttikavyākhyānaṃ api lakṣyapadaniruktimātrānurodhena)

<sup>249</sup> 先述のように NV では以下のような例が挙げられ、所証の属性「無常性」が破棄されている。

Cf. TR 217.4f: そのうち 1 番目は「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから」と述べたときに普遍は感覚器官で捉えられるが常住であると知られるので不確定因によって反対されたとき、「それならば音声も常住でよい」という。(tatrādyo yathā - anityaḥ śabdaḥ aindriyakatvād ity ukte sāmānyam aindriyakam nityam dṛṣṭam ity anaikāntikatvena pratyukte tarhi śabdo 'pi nityaḥ syād iti)

### 【2-1-2-1-3. 基体の破棄】

一方、主題の破棄は「言葉とマナスは無常である。結果だから」と述べたとき、一部不成立因によって反論され、「それならば言葉だけがそれゆえ無常である」というような場合がある<sup>251</sup>。

### 【2-1-2-1-4. 限定要素の破棄】

これらの3つ [=所証・証因・主題] は限定要素を通して知られるべきである。

#### 【2-1-2-1-4-1. 所証の限定要素の破棄】

すなわち、粗悪なニヤーヤ学派の者たちによって「異論の元となるもの [=世界] は知性をもつ作者を前提とする」と主張されたとき、「知性をもつ」という限定要素は無意味であると述べられて、「それならば作者を前提とするというだけでよい」というのが所証の限定要素の破棄である<sup>252</sup>。

#### 【2-1-2-1-4-2. 証因の限定要素の破棄】

努力の結果だからと述べられたとき、全く同様に反対されて「結果だからというだけでよい」というのが証因の限定要素の破棄である<sup>253</sup>。

#### 【2-1-2-1-4-3. 基体の限定要素の破棄】

「異論の元となる大地などは作者を前提とする」と主張されたとき、シャンカラ・アーチャーリヤの線で反論されて、「異論の元となるものはというだけでよい」というのが主題の

<sup>250</sup> Cf.TR 217.6f:一方2番目は同じ理由に同じように反対されて、「それならば所作性のゆえにそうであろう」という。(dviṭīyas tu - tasminn eva hetau tathaiva pratyukte tarhi kṛtakatvād astv iti)

<sup>251</sup> TR はマナスが無常であるとする。この例では主題の一部だけ破棄されているが、全部が破棄される可能性も考える。

Cf.TR 217.7ff:一方3番目は、「言葉とマナスは無常である。有質性のゆえに」と述べたとき、一部不成立因によって反論され、「それならばマナスだけがそうであろう」という。(tṛṭīyas tu - anitye vānmanasī mūrtatvād ity ukte bhāgāsiddhyā ca prayukte tarhi mana evāstv iti)

<sup>252</sup> 「知性をもつ」という限定要素が無意味なのは、単なる知性をもつだけでは作者たりえないからである。

Cf.TR 217.8ff:一方4番目は、「大地などは知性をもつ作者を前提とする」と述べたとき、質料因にわたる知と行おうという努力をもつものだけが作者だから、「知性をもつ」という限定要素が無意味であると言われて、「それならば作者を前提とするだけでよい」という。(caturthas tu - kṣityādikaṃ buddhimatkarṭṛpūrvakam ity ukte upādānādigocarajñānacikīrṣāprayatnavata eva kartṛtvād buddhimad iti viśeṣaṇavaiyarthyē 'bhihite tarhi sakartṛkam evāstv iti)

<sup>253</sup> 「音声は無常である」が主張。

Cf.TR 217.10f:一方5番目は、「音声は無常である。努力の結果だから」と述べたとき、限定要素が無意味であると言われてそれを破棄する。(pañcamas tu - anityaH zabdaH prayatnakAryatvAd ity ukte vizeSaNavaiyarthyoktau tatpaarityAgaH)



限定要素の破棄である<sup>254</sup>.

## 【2-1-2-2. 実例における破棄】

### 【2-1-2-2-1. 基体の破棄】

一方、実例の破棄は「音声は無常である。直接知覚される属性だから、二原子体の色のよ  
うに」と述べられたとき、[実例が] 証因を欠くことによって反対されて、「二原子体 [の  
色] が実例であってはならない。壺の色がそうであろう。そして『実例は特定のものでな  
くてもよい』という決まりがあるから」というような場合である<sup>255</sup>。

あるいは仏教徒が否定的遍充の実例をもって刹那滅論証を起こしているとき、根拠がない  
ことによって反論されて、「それならば壺こそが肯定的遍充によって [実例で] よい」とい  
う<sup>256</sup>。

### 【2-1-2-2-2. 所証の破棄】

一方、実例に存するものとしての所証の属性の破棄はパーシャにある<sup>257</sup>。

### 【2-1-2-2-3. 証因の破棄】

そして [実例にある] 証因の属性の破棄は前と同様、二原子体 [の色] が喩例となってい  
るとき、全く同じように証因を欠くと反論されて、「それならば [直接知覚される属性では  
なく] 結果性という理由の基体として同じもの [=二原子体の色] が喩例でよい」という

<sup>254</sup> TR は音声の例にしている。

Cf. TR 217.11f: 一方 6 番目は、「感覚器官で捉えられる音声は常住である。結果だから」と述べたとき、同じく反対されて「音声だけでよい」という。(śaṣṭhas tu - aindriyakāḥ śabda nityaḥ kāryatvād ity uktau tathaiva prayukte śabda evāstv iti)

<sup>255</sup> ヴァイシュエシカ学派のカテゴリー論では、二原子体は直接知覚されない。直接知覚されるのは三原子体以降で、したがって二原子体の色は直接される属性の実例にはならない。TR では主題と同じく、所証・証因・基体の順番で説明している。

Cf. TR 217.16ff: 一方 3 番目は、同じ実例で同じように反対されて「それならば壺の色であろう」という。また類似性による実例として反対されて「そうではない。非類似性による実例であろう」という。(tṛtīyas tu tasminn eva dṛṣṭānte tathaiva prayukte ghaṭarūpaṃ tarhi bhaviṣyatīti| yathā ca sādharmyadṛṣṭāntatvena prayukte mā bhūd ayaṃ vaidharmyadṛṣṭānto 'stv iti)

Pan: 実例の破棄の別の喩例を述べる。「あるいは」と。「刹那滅でないものは存在するものでもない。空華のように」と否定的遍充の実例が提示されたとき、空華は認識手段の範囲ではない。またそこに所証の非存在と証因の非存在を証明する認識手段がないと反論されて述べる。「それならば壺こそが」と。

<sup>256</sup> 刹那滅論証は全ての存在が主題になっているため、同類例がない。そこで否定的遍充の実例が提示されるべきだが、そこで空華などの存在しないものを挙げなければならない。これが異類例だという根拠がないために反論されると、実例を変更することになって前の実例の破棄が起こる。なお、変更された後の実例も主題に含まれるため、実例ではない。

Pan: 実例の破棄の別の喩例を述べる。「あるいは」と。「刹那滅でないものは存在するものでもない。空華のように」と否定的遍充の実例が提示されたとき、空華は認識手段の範囲ではない。またそこに所証の非存在と証因の非存在を証明する認識手段がないと反論されて述べる。「それならば壺こそが」と。

<sup>257</sup> 先述のように NBh では実例 (壺) において所証の属性 (無常性) を破棄する例が挙げられている。

Cf. TR 217.13f: 1 番目は、「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから。壺のように」と述べたとき、普遍で不確定因であることを指摘されて「それならば壺も常住でよい」という。(ādyo yathā - anityaḥ śabdāḥ aindriyakatvāt ghaṭavad ity ukte sāmānyenāikāntikatvodbhāvane ghaṭo 'pi tarhi nityo 'stv iti)

ような場合である<sup>258</sup>.

#### 【2-1-2-2-4. 限定要素の破棄】

##### 【2-1-2-2-4-1. 基体の限定要素の破棄】

この場合も限定要素の破棄が想定される。すなわち、「作られた物は無常であることが見られる。壺という実体のように」と述べられたとき、「実体」という語は無意味であると反論されて「それならば壺というだけでよい」というのが実例の限定要素の破棄である。[無常性の論証において]「最後の原因総体 [のように]」というこの場合も「最後の」という語が無意味であると反論される場合も同様である<sup>259</sup>。

##### 【2-1-2-2-4-2. 所証の限定要素の破棄】

また「結果は知性をもった作者を前提とする。壺のように」と例示されたとき、前と同様に反論されて、「それならば作者を前提とするというだけでよい」というのが所証の限定要素の破棄である<sup>260</sup>。

##### 【2-1-2-2-4-3. 実例における証因の限定要素の破棄】

このように前と同様に証因の限定要素の破棄が実例にある<sup>261</sup>。

---

<sup>258</sup> TR は最初の喩例を「二原子体の色」とする。論式中においてはその方が正確だが、属性を欠くものは基体としての二原子体なので言葉遣いが混同しているものと考えられる。

Cf. TR 217.15f: 一方 2 番目は、同じ主張で「直接知覚される属性だから、二原子体の色のように」と述べたとき、証因がないと指摘されて「結果性という理由の基体として同じものが喩例である」という。(dvitīyas tu tasyām eva pratijñāyām pratyakṣaguṇatvāt dvyaṅkarūpavad ity ukte sādhanavaiḥkalyodbhāvane kāryatvahetvādhāratayā sa eva drṣṭānta iti)

Pan: 「音声は無常である。直接知覚される属性だから、二原子体のように」と述べたとき、属性であることという証因は二原子体がないので、証因を欠くものとして反論され、「それならば結果性の基体として同じもの＝二原子体が」と結果性の基体として述べるあなたは、直接知覚される属性と反対を認めるので主張の破棄になる。

<sup>259</sup> TR は「大きな」壺という無意味な基体の限定要素を想定している。

Cf. TR 217.20f: 一方 6 番目は、「大きな」という語が無意味であると指摘されてそれを破棄する。(ṣaṣṭhas tu yathā - sthūlapadānarthakyodbhāvane tasya tyāgaḥ)

<sup>260</sup> Cf. TR 217.18f: 一方 4 番目は、「結果は知性をもつ作者を前提とする。壺のように」と例示されたとき、前と同様に限定要素が無意味であることが帰結して、それを破棄する。(caturthas tu yat kāryam tad buddhimatkarṭṭpūrvakam yathā ghaṭa ity udāhrte pūrvavad viśeṣaṇavaiarthyaḥpattau tatparityāgaḥ)

<sup>261</sup> Cf. TR 217.19f: 一方 5 番目は、「努力の結果であるものは無常である。壺のように」と述べたとき、努力という限定要素は無意味であると言われて破棄する。(pañcamas tu yat prayatnakāryam tad anityam, yathā ghaṭa ity ukte prayatnaviśeṣaṇasya vaiarthyaḥpattau tyāgaḥ)

Pra: 「努力の結果は無常である」というとき「努力」という語が無意味であると反証されて「それならば結果というだけでよい」という意味。

Pan: 「努力の結果は無常である。壺のように」と例示されたとき、結果性だけ単独で無常性と関係する。これゆえ努力という限定要素が無意味であると反対されて「結果は」というだけでよいというのが証因の限定要素の破棄である。

### 【2-1-2-3. 反論の破棄】

一方、反論の破棄は「反論できないものへの反論」を指摘された後に別の反論を取り上げることによって見られるべきである。すなわち「もしこれが不成立因でないならば、被排撃因でもよい」などという場合である<sup>262</sup>。

### 【2-1-3. 敗北の場合としての意義】

#### 【2-1-3-1. 破棄は論書にも見られる】

そしてこれらの破棄はあらゆるところで普通に見られるものだから、[上記のような] 言明がありえないということはない。

反論. 論書を学んだ者はそのようなことを言わない。

答え. そうではない. 論書にもこのような表現が見られるから. また先行する過失を否定するのに役に立つから [破棄の言明はありえる]. そして考えを見失うことによって, 何をすべきか分からないために [破棄は] 際限がないものであるという<sup>263</sup>.

<sup>262</sup> 別の反論を取り上げても, 取り上げなくても敗北の場合となる。

Pan: その返答に土をかけるだけでは捨てることはできない。

<sup>263</sup> この箇所は, 直接的な引用はないもののこのような愚かな言明を犯すことはありえないというダルマキールティの反論に答えたものと考えられる. ダルマキールティは普遍の常住性を認めたからといってどうして壺の常住性を認めることになるのかと反論する. 迂闊な者であってもそのような言明はないとも言う. VN 74.12: 以下のことはまた関係のないものにほかならない. [すなわち] 「普遍は常住で感覚器官で捉えられる」と述べたとき, 「音声もそうであろう」ということ. 正気な者の誰が自ら「感覚器官で捉えられるから音声は無常である. 壺のように」と述べながら一例に過ぎない普遍によって音声は常住であると説明するだろうか. (idaṃ punar asambaddham eva sāmānyam nityam aindriyakam ity ukte śabdo apy evam astv iti. kaḥ svasthātmā svayam aindriyakatvād anityaḥ śabdo ghaṭavad iti bruvan sāmānyena upadarśanamātreṇa nityam śabdaṃ pratipadyate)

この反論はすでにヴァーチャスパティミシュラが, 普遍の常住性を認めた時点で全てが常住であると誤って考える者が迂闊にこのような過失を犯すと反論しており, ウダヤナも NVTP でこれが言明の可能性がある理由を説明したものであると説いている。

NVTT 1165.16ff: また以下のように言われる. まさに自ら壺は無常であり感覚器官で捉えられると例示しておいて壺が感覚器官で捕らえられることを見ながらどうして正気な者が普遍が常住であるのに感覚器官で捉えられることを見るだけで音声に常住性を承認するだろうか. そうではなくてどちらも見られるから疑惑になるはずであろう. そこで全ては常住であると数え上げた後に無口になっても時節の達成を見つつ, 不確定因を除去するために知性ある者でも [主張の破棄を] 起こす可能性があるから. また完全に知性をもつものであることはここで得られない. そのような者に敗北の基体となることは成り立たないから. それゆえ愚鈍な者に対して考察はなく, 同様に根拠を考慮する者に対しても敗北の機会はないので, 中間の人間が敗北する. (yad apy ucyate svayam eva ghaṭam anityam aindriyakam udāhṛtya ghaṭasyaindriyakatvaṃ paśyan katham anunmattaḥ san sāmānyasya nityasyaindriyakatvadarśanamātrāc chabde nityatvam abhyupagacchet kiṃ tūbhayatra darśanāt saṃśayitaḥ syāt| tatra sarvaṃ nityam iti sām̐khyīyārādhāntāvaṣṭambhenāpi svapakṣanirvāhaṃ paśyato 'naikāntikatvodhārāya prekṣāvato 'pi pravṛttisaṃbhavāt| na cātyantikam prekṣāvattvam iha grāhyaṃ| tādrśasya nigrahādhikaraṇatvānupapatteḥ| tasmād yathā jaḍam prati vicāro nāsty evaṃ prāmāṇikam api prati nigrahāvātāro nāstīti madhyamo jano nigrahyaḥ)

NVTP 589.4f: 相手の見解を否定することによって言明の可能性があると述べる. 「また以下のように言われる」と. 過大適用がないことを述べる. 「不確定因を除去するために」と.

(paramatanirākaraṇenoktisambhavam āha - yad apy ucyata ityādi| anatiprasaṅgam āha - anaikāntikoddhārāyetyeti)

さらにウダヤナの答えではこのような主張の破棄が論書において見られる以上, それを学んだ者も犯す可能性はあるという. ここで敗北の場合が独立する 4 条件のうち, 言明の可能性があると敗北でない場合に過大適用されないことが述べられたとされる。

Pra: 教示する論書においてこのような混乱した言明が見られるとき, そこから学んだ者たちがそれに従うこ

### 【2-1-3-2. 破棄前の欠陥を決定付ける】

反論. [破棄する] 前の敗北が起これば [主張の破棄の] 機会はなく, 起こらなければ破棄ができないからこれは敗北の場合ではない.

答え. そうではない. 破棄によってこそ前のもの [=敗北の場合] が取り払われるから. というのも, 破棄されたものに欠陥があるならば, これ [=破棄後の論証] に何も欠損はないからである. [あるならば] 過大適用になってしまうから. それゆえ [破棄する] 前の敗北を決定付けるために破棄こそが指摘されるべきである<sup>264</sup>.

### 【2-1-3-3. 破棄は論者の無能の証拠】

すなわち, それ [=前の敗北の除去] のためにのみこれ [=主張の破棄] の効用があるのかというならば, そうではない. [破棄] それ自体も [論者の] 無能を明らかにするからである. [主張の] 放棄のように<sup>265</sup>.

### 【2-1-3-4. 主張の矛盾ではない】

反論. そうであっても [主張の] 矛盾にこそこれは含まれる. [訂正説の] 取り上げと [前

---

とは必然にほかならない.

Pan:論書を繰り返し学ぶことを愛する者たちにこそ前の悪い理解の力で誤って述べたことを破棄することがありうるから.

<sup>264</sup> ダルマキールティは主張の破棄は相手説の属性を認めるからではなく, 不確定因という「正しくない論証」を提出するからであると述べ, ヴァーチャスパティミシュラはウディョータカラの「不確定因の過失を取り払うことによって自らの所証と矛盾する理解になるから」を引用して主張の破棄が不確定因に基づいて敗北の場合になることを否定している. 主張の破棄が不確定因に基づくのではなく, 破棄そのものによって敗北の場合になることを述べるこの箇所は, 先行する注釈者の説を換言したものと考えられる.

破棄した後に主張は正しくなるため, 敗北がなくなってしまう. 破棄を指摘することによって, 過去の欠陥を遡って敗北が確定することになる. ここでウダヤナが説く敗北の場合が独立する 4 条件のうち, 他の敗北の場合に包含されないことが達成されたことになる.

VN 75.7f:それゆえ感覚器官で捉えられることは常住なものにも無常なものにも存するから, 逸脱因に基づいて論証の要素でないものを取り上げることに敗北があり得るのであって, 反対主張の属性を承認することによってこのような方法で主張の破棄があるからではない. (tasmād aindriyatvasya nityānityapakṣavṛtter vyabhicārād asādhanaṅgasya upādānān nigrāhārhaḥ, na pratipakṣadharmānujñayā anena prakāreṇa pratijñāhāneḥ)

NVTT 1166.7ff:それゆえ感覚器官で捉えられることは常住なものにも無常なものにも存するから, 逸脱因に基づいて論証の要素でないものを取り上げることに敗北があるのであり, 反対主張の属性を承認することに基づいてではないという. 否定する. 「そうではない. 不確定因の過失を取り除くことによって, 見解の相違があり, それ [=主張の破棄] が成り立つから」と. (tasmād aindriyatvasya nityānityapakṣavṛtter vyabhicārād asādhanaṅgasyopādānān nigrāho na pratipakṣadharmasyābhyānujñānād iti| nirākaroti - nānaikāntikadoṣaparihāreṇa vipratipattes tadupapattēḥ)

NVTP 589.6:別の敗北の場合に包含されないことを提示して否定する. 「キールティが述べる」と.

(nigrāhasthānānatarāsaṅkaram upanyasya nirākaroti - yad āha kīrtir iti|)

Pan:もし論証が提示されたときに反論者によってその論証が反論されれば, まさにその反論によって反論され [立] 論者が敗北して論議がやむとき, 主張の破棄の機会こそない. その流れに敗北の場合であることはない. もし反論されていないならば, 同様に破棄はありえないことから主張の破棄は敗北の場合ではない.

<sup>265</sup> 破棄が前の敗北を明らかにするためだとしたら, 破棄自体は敗北の場合ではないことになる. しかしここで, 破棄すること自体が論者の無能を明らかにするものとして敗北の場合になると説かれる. つまり論者は, 前の過失に加えて, 破棄によるもう 1つの過失を指摘されることになる.

の説の] 破棄は同じ場合に可能でないから。

答え. そうではない. 破棄を指摘せずに矛盾を確定することはできないので, [破棄よりも] 劣るからである<sup>266</sup>.

#### 【2-1-4. 主張の破棄を起こす各要素】

そしてこの破棄は正しいものを対象とするものと正しくないものを対象とするものがあり, 再返答 [=第 3 主張] 以降で起こり, その後の反論で指摘され, そこで無視されれば敗北の場合 [=批判すべきものの看過] の原因となり, 帰結した過失を取り払おうとする欲求を原因とする<sup>267</sup>.

##### 【2-1-4-1. 正しいものを破棄する場合】

正しいものを破棄する場合, 「反論すべきものの看過」が付随する. そして指摘されればゆるぎない勝利をもたらすので, 必ず指摘されるべきである<sup>268</sup>.

##### 【2-1-4-2. 議論の場合】

しかし議論においては, たとえ起こったとしても無視されるべきである. それ [=主張の破棄] の指摘は真実の知の要件ではないから. しかし正しいものを対象とするものは必ず指摘されなければならない. それ [=正しい主張の破棄] を指摘することはそれ [=真実の知] の要件だから<sup>269</sup>.

---

<sup>266</sup> 破棄を指摘すれば, 矛盾は自動的に確定しておりさらに敗北の場合を指摘する必要はない. これゆえ一度敗北した者がまた敗北する過失「一度死んだ者がまた死ぬこと (Pan)」ということはない. 一方, 破棄しない段階で矛盾がある場合は主張の矛盾になる.

<sup>267</sup> 詭弁でも述べられている 6 つの要素 (被定義項, 定義項, 原因, 批判点, 基礎, 結果, 除去) に従った記述であると考えられる.

Pan:被定義項, 定義項, 原因を示してから, 批判点, 基礎, 結果を示す. 「帰結した」と. 帰結した過失が批判点である. 批判のポイント, 場所ということ. 帰結した過失があるとき, 主張を破棄するのであってそれ以外ではない. それを取り払いたいことによって, 基礎と結果すなわちその錯誤があるという.

一般に主張の破棄は, 前に正しくないことを述べていて, それが反論されたときに訂正するというかたちをとるが, 前に正しいことを述べていても, 詭弁で誤解して, 正しくないかたちに変更してしまうこともありうる.

<sup>268</sup> 論争と論詰では, 立論者が正しい論証を行っていたにもかかわらず, 反論者の詭弁で主張を変更した場合には主張の破棄と共に, 反論者の詭弁を指摘しなかったことによる「反論すべきものの看過」という別の敗北の場合が起こる.

<sup>269</sup> 以上より主張の破棄を無視すべきである場合は, 議論であり, かつ正しくないものを破棄した場合だけである. 論争と論詰では変更それ自体が論者の無能の証拠となるから, 正しいものが破棄されても, 正しくないものが破棄されても指摘すべきであり, 議論において正しいものを破棄した場合は, 真実の知にいたる軌道修正をするために指摘しなければならない.

この見解は, 議論においても曲解などが見られ, それが真実の知を阻害する限りでのみ指摘するべきであるという NVT 説に基づいていると考えられる.

NVT 341.15ff. またそうであれば議論において意図的に曲解などを使うとき, それを指摘することもありえる. そして指摘しなければ真実の理解が阻害される限りにおいてのみ指摘されるべきである. 指摘しなくとも真実の理解を阻害しない場合は, 使用されたとしても指摘するべきではない. そしてこのことは第五課でより詳しく教示されるだろう. (tathā ca vāde buddhipūrvam chālādīprayoge tadudbhāvanam api sambhavati, tāvad eva codbhāvyam yāvaty anudbhāvite tattvapratipattivyāghātaḥ, yasmimś tv anudbhāvite 'pi na tattvapratipatter

### 【2-1-5. 極意】

「述べたことを貫徹すべし<sup>270</sup>」というのがこの場合の極意であるという。

### 【2-2. (2) 別の主張】

別の主張とは主張した内容が否定されたときに属性を選択することによってその内容を提示することである。(ストトラ 5. 2. 3)

#### 【2-2-1. ストトラ解釈】

主張した内容が反論されたときに、それを修正しようとして別の限定要素を増やして再びそれを述べるのが別の主張である<sup>271</sup>というのがストトラの意味。

#### 【2-2-1-1. 「属性の選択」】

すなわち「属性を選択することによって」とは限定要素に対する理由を述べる。またそうであるならばそれ以前の提示を示す絶対詞接辞 *LyaP* の消去における第五格<sup>272</sup>である。「属性の選択を増やして」という意味。

#### 【2-2-1-2. 「内容の提示」】

問い。そうであっても主張した内容もそこ [=別の主張] で提示されるということはどうして得られるのか。

答え。これゆえ述べる。「その内容を [提示すること]」と。全く同じ内容<sup>273</sup>を提示すること、または「そのために=所証を成立させるために提示すること」と [解釈されるが] どちらでも何も違いはない<sup>274</sup>。

---

vyāghātaḥ, tatra prayuktam api nodbhāvanīyaṃ| etac ca pañcame 'dhyāye nipuṇataram upapādayiṣyate|)

<sup>270</sup> Pan:ものを知る者によって論議でその論証と反論が述べられるべきである。認識手段によって達成される限り、また世間で信じられているように [述べるべき] であって、それ以外ではないということを用意して結論する。「述べたことを」と。正しく論証を、正しく反論を述べたときはそのように貫徹する。また誤った論証と反論が述べられても貫徹することができるというのが極意であるという意味。

<sup>271</sup> NVTP 591.13f:そして以下が定義の意味である。証明される部分が反論されたとき、その別な限定要素を増やすことが別の主張であると。(tad ayaṃ lakṣaṇārthaḥ| sādhanīyāṃśe dūṣite tadviśeṣaṅāntaraprakṣepaḥ pratijñāntaram|)

<sup>272</sup> 第五格は絶対詞接辞 *LyaP* で終わる動詞が非明示的に含意されている場合、行為対象または行為基体を意味する。Vārtika で説かれる文法規則である。

SK 663.3f:「*LyaP* の消去があるとき行為対象と行為基体を表す。」「建物から見る」「座席から見る」とは、建物に登って見る、座席に座ってみるという意味。「義父によって恥ずかしがる」とは義父を見て恥ずかしがるという意味 (“lyablope karmaṇy adhikaraṇe ca” prasādāt prekṣate, āsanāt prekṣate| prasādam ārūhya, āsanam upaviṣya prekṣata ity arthaḥ| śvaśurāj jihveti| śvaśuram vīkṣyety arthaḥ|)

<sup>273</sup> 「主張の破棄」とは異なり、修正前と修正後の主張に変更はない。

Pra:「そうであっても」とは、別の限定要素を増やした時点でも所証の部分の言明であるということはどうして得られるのかという意味。

<sup>274</sup> 「その内容を提示すること (tadarthanirdeśa)」という複合語をを分解して2つの解釈を得る。前者は第六格 (tasyaivārthasya nirdeśaḥ)、後者は第二格 (tadarthaṃ nirdeśaḥ)。

### 【2-2-1-3. 過失を除去するため—NBh】

しかし「そのために提示すること」と説明するパーシャ作者は過失を取り払おうとすること<sup>275</sup>がそれ [=別の主張] の根源であると示したことになる。なぜならそれ [=過失を取り払おうとすること] なしに正気な者が反論されて限定要素を増やすことはありえないからである。[もし欲求なしに増やすならば] 過大適用になってしまうから。

### 【2-2-2. 具体例】

#### 【2-2-2-1. 主題に限定要素を設定】

どのようなものか。「音素は常住である。聞かれるものだから。音声性のように」と述べたとき、「物音によって不確定である」と反対されて、「物音を伴った音素<sup>276</sup>のみが常住である」と主題の限定要素を設定するときは不確定因を取り払うことによる。

#### 【2-2-2-2. 主題に限定要素を付加】

「音声は常住である。結果だから」と述べたとき、「部分的に[物音において]すでに成立しているものの論証である」と反対されて、「音素であるところの音声は常住である」と主題の限定要素を加えて<sup>277</sup>述べるときはすでに成立しているものの論証を取り払うことによる。

#### 【2-2-2-3. 別の所証を付加】

「これは火をもつ。よい香りの灰色の煙をもつから」と述べたとき、無意味な限定要素をもつと反対されて、「火がついたクシャラルの木をもつものは」と別の所証を加えて述べるときは限定要素の無意味を取り払うことによる。

#### 【2-2-2-4. 所証に限定要素を付加】

「異論の元となるものは知性をもつ者を前提とする」と述べ、すでに成立しているものの論証であると誤りを反対されたとき、「質料因などの知悉を前提とする」と所証の限定要素を加えて述べるときは、すでに成立しているものの論証を取り払うことによる<sup>278</sup>。

---

<sup>275</sup> ヴァーツヤナーヤナは「過失を取り払おうとすることが原因である」とまでは述べておらず、ウダヤナによる解釈である。この解釈にはジャヤンタ・バッタに類似の言葉遣い「逸脱を取り払おうとして[別の主張を述べる]」が見られる。

NBh 1167.5f:「そのための提示」とは所証を成立させるためである。(“tadarthanirdeśa” iti sādhyasiddhyartham)| NM 2.685.10f:また主張だけで論証を望んでこのように述べるのではなく、逸脱因を取り除こうとしてである。(na ca pratijñāmātreṇa siddhim icchann evaṃ bravīti api tu vyabhicāraṃ parijihīṣann iti||)

<sup>276</sup> 音素 (varṇa) はカ音、ガ音などの言葉の要素。物音 (dhvani) は物理的な音響で太鼓などの非言語も含まれる。

<sup>277</sup> 主題に限定要素を設定 (vidhi) する場合と、付加 (adhikokti) する場合に有意な違いを見出すことはできない。いずれも限定要素を付加することによって主題の範囲が狭まり、不確定因やすでに成立しているものの論証が取り払われることになる。

<sup>278</sup> 「知性をもつ者を前提とする」とだけ述べた場合、我々などは知性を持ち、善・非善の行いによって間接的に世界を生み出しているということは知られているからすでに成立しているものの論証となる。そこ

#### 【2-2-2-5. 4種類の別の主張】

したがってこれ [=別の主張] は主題・その限定要素・所証・その限定要素を加えることによって 4 種類<sup>279</sup>であり、別の反論を取り払うためにも起こる。また下位に区分すれば無限にある。

#### 【2-2-3. 敗北の場合としての独立】

##### 【2-2-3-1. 間接的に過失を取り払う】

反論。しかし以下のことが考えられる。すなわち「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから」と述べ、普遍による逸脱に基づいて反対されたとき、「普遍は感覚器官で捉えられるが全てに行き渡っている。しかし無常である音声は、全てに行き渡っていない」と別の所証を付け加えるのは何のためか。なぜならこれ [=別の所証] によって [前に] 帰結していた不確定因であることが消えることはないからである。

答え。そうではない。全てに行き渡っていないことを予め論証し、理由を限定して、それ [=不確定因であること] を取り払おうと望んで [上記のような別の主張が] 起こることが成り立つから<sup>280</sup>。

---

で主宰神に限定するために新しい限定要素を加えるのである。

<sup>279</sup> NVTP では 8 つを数える。追加された分は Pra に見られる。

NVTP 591.11ff: ここにおいて「主張された内容」とは主張の一部の内容も意図されている。それゆえ主題、その限定要素、所証、その限定要素、喩例の一部、その限定要素、結論、その限定要素を増やすことによってさまざまな区分が含まれるだろう。(atra pratijñātārthaḥ pratijñāikadeśo 'rtho 'pi vivakṣitaḥ| tena pakṣatadviśeṣaṇasādhyatadviśeṣaṇodāharaṇaikadeśatadviśeṣaṇanigamanatadviśeṣaṇaprakṣeṣeṇa bahudhā bhinnasya saṃgrahaḥ syāt|)

<sup>280</sup> ヴァーツヤーヤナの記述とダルマキールティの反論をもとにした考察である。ヴァーツヤーヤナの説明では、後で提出された「全てに行き渡っていないこと」は実例「壺」と反例「普遍」を区別するものであり、前の主張の理由「感覚器官で捉えられること」を限定していない。主張は「音声は無常である」から「音声は全てに行き渡っていない」に変更される。そのためこの修正によって不確定因の過失は取り除かれていないことになる。

しかし明言がないだけで事実上「全てに行き渡っていないこと」は「感覚器官で捉えられること」を限定している。「音声は無常である。全てに行き渡っておらず、かつ感覚器官で捉えられるから。壺のように」という論式を想定することによって、少なくとも反例となる普遍への適用は回避される。ヴァーツヤーヤナ説が批判されたのは、修正後の主張を「全てに行き渡っていない壺のように、音声も全てに行き渡っておらず、壺と全く同様に無常である」とだけ述べて前に述べた「感覚器官で捉えられること」を省略してしまったことにある。

ウディヨータカラはこの点について、主張は「音声は無常である」から「音声は全てに行き渡っておらず無常である」に修正されるという。ヴァーチャスパティミシュラは「全てに行き渡っていないこと」が理由を限定するとし、「感覚器官で捉えられるから」が「全てに行き渡っておらず、かつ感覚器官で捉えられるから」に修正されるという。

ウダヤナの回答はヴァーチャスパティミシュラ説に則ったものであると考えられる。「全てに行き渡っていないこと」はミーマーンサー学派によって認められないため予め論証しておく必要がある。しかし最終的には理由を限定するものとして用いられ、不確定因を除去する効果があるので無用ではない。

「全てに行き渡らないこと」は最終的に理由「感覚器官で捉えられること」を限定されるが、そのことは別の主張が別の理由と混同することを意味しない。「全てに行き渡らないこと」はあくまで主張として提出されており、理由の限定要素として述べているのではないからである。

NVTP 590.1f: また別の理由でもない。未限定の理由に別の反論があった後、再びそれに別の限定要素を増やすことによって述べられていないから。(nāpi hetvantaram| aviśiṣṭasya hetor dūṣaṇānantaram punas tasyaiva viśeṣaṇāntaraprakṣeṣeṇābhidhānāt|)



### 【2-2-3-2. 理由の不足はない】

反論. それならばそれ [=全てに行き渡っていないこと] を証明するために理由も何か述べるべきだろう. 会衆が騒然として [発言が] 妨げられてしまうからから. あるいは述べなければ不足になってしまう.

答え. そうではない. 前に提示されている理由などは存在しているので, 不足になる余地はないから<sup>281</sup>.

---

NBh 1167.2ff:主張した内容「音声は無常である. 感覚器官で捉えられるから. 壺のように」と述べたときその否定は反例による理由の逸脱である. 「普遍は感覚器官で捉えられるが常住である」と. そしてその主張した内容が否定されたとき, 「属性を選択することによって」というのは実例と反例に類似性があったとき属性を区別することから「普遍は感覚器官で捉えられるが全てに行き渡る. しかし感覚器官で捉えられる壺は全てに行き渡らない. このような属性を選択することによって「その内容を提示する」というのは所証の成立のためである. どうしてか? 壺が全てに行き渡らないように, 音声も全てに行き渡らず, 壺だけと同じく無常であるという. その場合「音声は無常である」というのが前の主張で, 「全てに行き渡らない」というのが後の主張であるので別の主張となる. (pratiñātārtho "nityaḥ śabda aindriyakatvād ghaṭavad" ity ukte yo 'sya pratiśedhaḥ pratidṛṣṭāntena hetuvyabhicārah - sāmānyam aindriyakam nityam iti, tasmimś ca pratiñātārthapriśedhe, "dharmavikalpād" iti dṛṣṭāntapratidṛṣṭāntayoḥ sādharmaḥyoge dharmabhedāt sāmānyam aindriyakam sarvagatam aindriyakas tv asarvagato ghaṭa iti dharmavikalpāt, "tadarthanirdeśa" iti sādhyasiddhyartham| katham? yathā ghaṭo 'sarvagata evam śabdo 'py asarvagato ghaṭavad evānitya iti| tatrānityaḥ śabda iti pūrvā pratiñā, asarvagata iti dvitīyā pratiñā pratiñāntaram|)

NV 1168.4f:そのうち「音声は無常である」というのが前の主張であり, 普遍という感覚器官で捉えられるもので反対され, 「全てに行き渡らない音声は無常である」というのが別の主張である. (tatrānityaḥ śabdaḥ iti pūrvā pratiñā sāmānyena aindriyakena pratihataḥ asarvagataḥ anityaḥ śabdaḥ iti pratiñāntaram|)

NVTT 1168.18:同じ理由を「全てに行き渡らず」と限定するためにミーマーンサー学派の者たちに音声がかんてに行き渡らないことを主張する. (tam eva hetum asarvagatatve satīti viśeṣṭum ミーマーンサーkaṃ prati śabdasyāsarvagatatvam pratiñānīte,)

<sup>281</sup> ヴァーチヤスパティミシュラは反論者の妨げや会衆の凝視によって, 証因を思いつかないときに別の主張を行うという. これはダルマキールティの「主張を論証するために別の主張を述べることはない」「予め主張内容を知っていながら, 不足した主張を先に提出していることはない」という反論に答えたものである.

ウダヤナはここでさらに補足して, 理由は先に述べているので会衆が騒然としたり不測の敗北の場合が起こったりすることはないとする. この理由は「音声は無常である」という主張に対して提出された理由「感覚器官で捉えられること」であり, 「全てに行き渡っていないこと」の理由ではない. この理由はどこでも述べられていないことになっている. 論理関係はないものの形式的には理由があって満たされているということであろう.

VN 76.11ff:「主張が主張を証明するためにあるというのは無関係である. なぜなら前に主張を述べてから, 理由や喩例などを述べると知っている者は, 何らかの論証が何らかの次第を持つと必ず知っている. 知っていながらどうして完全な感覚器官をもっていて主張だけを主張を証明するために提出しようか.」 (asambaddham ca idaṃ pratiñāṃ pratiñāsādhanaḥya āha iti| yo hi prāk pratiñāṃ ukṭvā hetu-udāharaṇa-ādikaṃ vaktum jānāti, sa kiṃcid anukramaṃ sādhanasya jānāty eva hi, jānan katham avikalaantaḥkaraṇaḥ pratiñāṃ eva pratiñāsādhanaḥya upādāta|)

NVTT 1169.4ff:「それについて我々は答える. 彼は主張によって主張を証明しようと考えて起こしているのではなく, 音声がかんてに行き渡っていないことをミーマーンサー学派に対して証明してからそれによって感覚器官で捉えられることを限定し不確定因であることを取り除こうと望んで起こし, 音声は全てに行き渡っていないという主張をしたのであると.

これに反論者の妨げにあたり会衆が見ていたりして妨げられたとき, 証因を思いつかず沈黙してしまつたら, たとえ知性ある者であっても別の主張を行う.」 (tatra brūmaḥ nāyaṃ pratiñāyā pratiñā sādhanīyeti buddhyā pravṛttaḥ kiṃ tv asarvagatatvam śabdasya ミーマーンサーkaṃ prati sādhyaitvā tenaindriyakatvam viśiṣyānaikāntikatvam uddharaṇīyam iti manorathena pravṛttaḥ pratiñāṃ kṛtavān asarvagataḥ śabda iti| athāsyā pratīvādyavaṣṭambhāt pariśaddarśanād vā stambhitatve sādhanāpratibhāyā tūṣṇīm bhavataḥ prekṣāvato 'pi pratiñāntaram bhavati nigrahasṭhānam|)

### 【2-2-3-3. 前の過失を確定する】

反論. そうであっても必ず前の敗北 [=見せかけの理由] が存続する. 取り払われていないから. また一度敗北した者が [更に] 敗北の場合になることはありえない. 過大適用になるから.

答え. そうではない. [別の主張を] 指摘しなければ [主張・反論・修正の次の第四段階において反論者が] 「これ [=不確定因の過失] はこの者 [=立論者] によって取り除かれたのか」と考えて, 思いつかないために沈黙していたり, 前の反論で攻撃がなかったためにここで何を述べるべきかと考えて会衆の疑いが晴れなかったりしたとき, 優劣を決定することができなくなってしまうから<sup>282</sup>.

### 【2-2-3-4. 言い逃れを防ぐ】

反論. そうであっても, 前にあった反論 [=不確定因] だけを指摘するべきである.

答え. そうではない. なぜなら以下のように言うだろうからである. すなわち「前の主張において感覚器官で捉えられることは不確定因にほかならない」と. あるいは「ある主張の内容においてもそれは不確定因にほかならない」と. あるいは「この別の所証を付加することでそれ [=不確定因] は取り払われていない」と. どのようにしても内容上にせよ

---

NVTP 591.15ff: また主張だけを述べて沈黙する者には不足にほかならない敗北の場合があるべきであり, 別の主張に何の用があるかと言うべきではない. 述べられた理由などの関係によってこそ, それは否定されるから. 思いつかないことによって沈黙する者にはというのは代喩である. (na ca pratijñāmātram abhidhāya tūṣṇīmbhavato nyūnam eva nigrahassthānam astu kṛtaṃ pratijñāntareṇeti vācyam| abhihitahetvādīsambandhenaiva tasyāpākaraṇāt| apratibhayā tūṣṇīmbhavata ity upalakṣaṇam||)

<sup>282</sup> 「主張の破棄」と同様, 修正する前の過失こそが敗北の原因であるという反論が挙げられる. これはダルマキールティが提起したもので, ダルマキールティはこれらの敗北の場合が「正しくない論証の要素を述べること (asādhanaṅgavacana)」に含まれることを主張している.

これに対してウダヤナの見解は, 修正後は過失のないものになっているわけだから, そこに過去の過失を指摘することはすでにできず, 変更したという事実を敗北の場合として追及するべきであるというものがある. 別の主張が敗北の場合として指摘できないと, 第二主張で反論者が反論し, 第三主張で立論者が修正した場合, 第四主張で反論者はそれ以上言うことができなくなってしまって沈黙したり, その沈黙を見て会衆が勝敗を付けられなくなってしまうことになる.

VN 77.2ff: それゆえここでも関連性を失った論者に対し, もし相手が不確定因を指摘するならば, 論証しない要素である不確定因を述べることに基づいて論者には敗北の場合がある. (tasmād iha api yadi nivṛttākāṅkṣe vādinī paro anaikāntikatām udbhāyayet, asādhanaṅgasya anaikāntikasya abhidhānān nigrahassthānam vādinah)

NVTT 1168.19ff: 「音声は全てに行き渡るものではない」という主張に理由を述べていないので, そのとき不確定因であることを取り除くために別の主張をするから, 不確定因であることによって敗北するのではなく, 別の主張によってこそ [敗北するの] である. なぜなら主張は別の主張を論証することができないからである. (asarvagataḥ śabda itī pratijñāya ca na hetuṃ bravīti tadānaikāntikatavodhārāya pratijñāntarakaraṇān nānaikāntikatvena parājīyate api tu pratijñāntarād eva na hi pratijñā pratijñāntaram sādhyaitum arhatīti|)

“kim ayam pariḥṛto anena”を Pra は「過失は立論者によって取り除かれたのかではない」と解釈するが, pari√hr̥ が一貫して過失に対して用いられているためここでは採用しない.

Pra: 「彼」とは反論者. 「この者」とは立論者. 第一の反対言明においてという意味.

一度敗北した者が更に敗北することについて, Pan は「死者が再び死ぬことはない」と説明している.

Pan: 敗北した者が再び敗北することはない. 死者が死ぬことは世間でありえないからである.

言葉上にせよ、別の主張を指摘せずに〔敗北の場合を〕宣言することはできないだろう<sup>283</sup>。

#### 【2-2-4. 他の敗北の場合との境界】

##### 【2-2-4-1. 別の内容】

そしてこれは別の内容ではない。前に主張されたものが用いられるから<sup>284</sup>。

##### 【2-2-4-2. 別の理由】

###### 【2-2-4-2-1. 別の理由・別の喩例・別の適用・別の結論】

反論。「別の理由」がどうしてこれと別にされるのか。なぜなら「理由の破棄」と同じくそれ〔＝「別の理由」〕も代喩されるはずだからである。さもなければ〔＝代喩されなければ〕「別の喩例」も定義しなければならなくなってしまう。すなわち、「音声は無常である。下位の普遍をもちかつ我々などの外的器官で直接知覚されるから。我々などの外的器官で直接知覚されるものは無常であることが知られる。壺のように」と述べられたとき、導くものの一部が不足していることによって反対されて、「下位の普遍をもつとき、これが」と述べられる。このように「そしてこれは同様に我々などの外的器官で直接知覚される」という適用に対して不足であると反対されて同じように限定要素を取り上げれば別の適用となる。まったく同じくいくつかの主張のうち一部を結論するときと同じように反対されて、また全てを述べるならば別の結論となる。

###### 【2-2-4-2-2. 証因と所証で区別】

答え。その通りである。しかし所証と証因という部分の区別を意図することによって、〔別の主張と別の理由の〕区別がもたらされる<sup>285</sup>。〔論証〕文の提示は両方を身体とするから。

<sup>283</sup> 修正したことを指摘すれば、自動的に修正前の過失は含まれるので、不確定因を指摘する必要がない。Pan:この場合も「別の主張」を指摘せずに前の過失を指摘することは可能ではない。しかしそれを指摘すれば、まさにその明らかにするものによって論者は敗北している。論議は終了している。どこに前の敗北の場合を指摘する余地があるのか。

ANによれば「前の主張において感覚器官で捉えられることは不確定因にほかならない」ということが内容上 (arthataḥ) の別の主張、「ある主張の内容においてもそれは不確定因にほかならない」と「この別の所証を付加することでそれ〔＝不確定因〕は取り払われていない」ということが言葉上 (kaṅṭhataḥ) だけの別の主張とされる (AN 85.1:prathame 'rthato 'parayoḥ kaṅṭhataḥ)。

<sup>284</sup> 別の主張においては修正前の主張と本質的な変更はない。限定要素を加えるのみである。

NVTP 590.1:なぜならそれは別の内容ではないからである。前に述べたことと関連するから。(na hi tad arthāntaram prakṛtasambandhāt)

<sup>285</sup> 主張の破棄は理由の破棄を含む一方、別の主張は別の理由を含まない。ウダヤナは別の主張と別の理由が区別される基準を述べているが、なぜ主張の破棄にも同じ基準が適用されないのかを述べていない。マニカンタ・ミシュラはこの点を批判している。

この事情について Pra や NR から、主張であれ理由であれ前のものを無にしてしまう点で破棄や放棄は一緒である一方、修正して改めて同じ線で主張や理由が提出される点で別の主張と別の理由は別になると推察される。Dyutimālikā は定義と喩例の違い、スートラ作者が別立てしたという事実に基づいて区別されると説く。

NR 225.11ff それは欠陥にほかならない。破棄なども同じようになってしまうから。前に述べた反論を承認する者の中には前の主張を破棄するだけの者がおり、別の主張・別の理由・別の支分を述べないだろう。

そのうち別の主張、別の導かれるもの、別の結論が「別の主張」の拡張である。別の理由、別の導くもの、別の適用、別の反論が「別の理由」の拡張であるという。

#### 【2-2-4-3. 各要素は主張の破棄に同じ】

これ [=「別の主張」] にも展開の整理が「主張の破棄」のように知られるべきであると<sup>286</sup>。

#### 【2-2-4-4. 主張の破棄】

〔反論〕以下のことを考えなければならない。どうしてこれは主張の破棄と異なるのか。なぜならこの場合も限定されたものを持ち込んで未限定のものを破棄しているにほかならないからである。

〔答え〕そうではない。それ自体は完全に破棄しないから。また後で取り上げられる限定要素がないものは、[それ以外の限定要素が] 前でも取り上げられないから。そしてそれ自体、および限定要素がないこと以外に未限定のものというものはない。あるならばそれを破棄することで破棄になるだろうけれども<sup>287</sup>。

#### 【2-2-5. 極意】

この場合「後の段階で限定するべからず」というのが極意である。

---

しかし他方で前に述べたものを限定する者もいるだろう。その場合それぞれ破棄・別の主張・別の理由という区別があるとある者はいふ。(tat duṣṭam eva, hānyādīnām api tathātvaprasaṅgāt| pūrvoktaṃ dūṣaṇam aṅgīkurvāṇaḥ kaścit tyajed eva pūrvapratijñām, na tu pratijñāntaram hetvantaram avayavāntaram na vadet| aparastu pūrvoktaṃ viśeṣayet| tatra yathākramaṃ hāniḥ, pratijñāntaram, hetvantaram iti bheda iti kaścit)

Dyū 225.21f:一方、実際には別の主張と別の理由は、定義の違いから、喩例の違いから、またスートラ作者が別に提示していることから区別されると我々は考える。(vastuvas tu - pratijñāntarahetvantarayoṛ lakṣaṇabhedād udāharaṇabhedāt sūtrakāreṇa pṛthak nirdeśac ca bheda iti vyaṃ ālocayāmaḥ)

Pra:破棄においては所証と証因の部分の段階で前の文を別様の意味に意図するのではなくて、前の文を破棄することだけがあるから。まさにこれゆえ放棄においても区別は意図されていないという意味。

<sup>286</sup> Pra:「展開の整理」とは、正しいもの・正しくないものを対象とするものなどのあり方という意味。

正しい論証を提示しておきながら、詭弁によって限定を加えるならば、「反論すべきものの看過」を伴った「別の主張」という敗北の場合になる。議論においては、正しくないものを修正した場合は指摘する必要がないが、正しいものを誤って修正してしまった場合には指摘されなければならない。

Cf. 2-1-1-4-1. 正しいものを破棄する場合、2-1-1-4-2. 議論の場合

<sup>287</sup> ウダヤナは未限定のものを「それ自体 (svarūpa)」と「後で取り上げられる限定要素がないもの」のいずれかであるとする。未限定のものを破棄しているのかと言えば、それ自体は変わっていないし、後で取り上げられる限定要素がないものは、含みとしてはその限定要素を想定しており、それ以外の限定要素は用いられていないから、どちらの解釈でも破棄にはならない。あるのは修正だけである。

Pra:その場合未限定とはそれ自体か、それが後で取り上げられている限定要素のないことに限定されているものか、その両方と異なるものか。

1 番目を否定する。「それ自体は」と。というのも、限定要素を取り上げるときそれ自体が破棄されるのではなくて、まさにそれが限定されていると述べるという意味。もし限定されたものを取り上げるとき、単に破棄だけがあるならば、単に後で取り上げられている限定要素がないことにほかならないので、第二の選択が入ることにほかならないという意味。2 番目を否定する。「また後で」と。3 番目を否定する。「そしてそれ自体」と。

このほかに NVTP では前後関係があることから「無意味」からの独立も説かれている。

NVTP 590.2f:無意味でもない。両方の属性に限定された1つのものについてのみ、基体において両方の文によって説明することによって前後関係があるから。(nāpy apārthakam ubhayadharmaviśiṣṭasyaikasyaiva dharmiṇa ubhābhyām vākhyābhyām pratipādanena paurvāparyayogāt)

### 【2-3. (3) 主張の矛盾】

主張の矛盾とは主張と理由での矛盾である（スートラ 5-2-4）。

#### 【2-3-1. スートラ解釈】

##### 【2-3-1-1. 代喩】

ここで「主張と理由での」とは、[論証] 文内で対になる 2 つの対立項を代喩する<sup>288</sup>のが目的である。矛盾は両方に存するから、被定義項の中の「主張」という語も上記だけの [代喩が] 目的である。

##### 【2-3-1-2. 支分内の矛盾を含む】

また 1 つだけ [被定義項で「主張」という] 語を表示するのは、その [主張内の 2 つの] 部分の矛盾を明らかにすることで別の支分 [のみ] を代喩するという誤解を避ける<sup>289</sup>ためである。それゆえ 1 つの [論証] 文でその [支分の] 2 つの部分や、内部にある 2 つの文や、2 つの語が相互に撞着することが矛盾と言われるというのがスートラの意味である。

#### 【2-3-2. 他の敗北の場合との区別】

##### 【2-3-2-1. 定説逸脱】

単独の話者の文を対象とするから、定説逸脱との混合はない<sup>290</sup>。

<sup>288</sup> ヴァーツヤヤーナは主張と理由の矛盾しか例示していないが、ウディョータカラがこれを拡張し、ヴァーチャスパティミシュラが理論化している。

NVTT 1169.11f:ここで「主張と理由での」とは、2 つの対立項だけを代喩するのが目的である。それゆえ実例などの対立項も推察されるべきである。(atra “pratijñāhetvor” iti pratiyogidvayamātropalakṣaṇaparām| tena drṣṭāntādayo ’pi pratiyogina unneyāḥ|)

<sup>289</sup> 「主張の破棄」「別の主張」では「主張」という語が別の支分を代喩すると説明されてきた。一方「主張の矛盾」では、矛盾の性質上必ず 2 つの要素が要請される。そのときに「支分同士の矛盾」というように別の支分だけを代喩するのではなくて、「支分内の矛盾」も代喩されなければならない。そこで「主張の矛盾」とだけ述べて「主張と理由の矛盾」などとは述べていないのは、これらの矛盾を包括的に示すためであると説明される。主張の矛盾は「主張と X の矛盾」であると同時に「主張における矛盾」である。

Pra:定義に存する 1 つの語「主張」は「それを表示するのは、その部分」＝主張の 2 つの部分、「尼僧の妊婦」のような場合に「矛盾を明らかにすることで」定義に存する主張や理由という語が「別の支分を代喩すること」によって 2 つの支分だけの矛盾が主張の矛盾であるという「誤解」を避けるためであるという意味。

Pan:また主張の中の 2 つの単語の矛盾を承認しない人たちは、主張と理由の文の間の矛盾を説明する代喩であるという説においても別の支分との矛盾を代喩することによってその部分の矛盾は理解させないからとスートラ作者の意図を説いている。彼らに対して誤解を避ける。「また 1 つだけ語を」と。もし別の支分の代喩だけであるとスートラ作者が考えているならば、主張と理由の矛盾を「主張と理由の矛盾」であると述べていないことによって知らせるだろう。

1 つの支分内における矛盾はウディョータカラが主張における自己矛盾を挙げている。

NV 1170.3f:まさにこれによって主張の矛盾も述べられた。主張が自らの言明と矛盾する場合。例えば「尼僧の妊婦」。(ctenaiva pratijñāvirodhaḥ api uktah| yatra pratijñā svavacanena virudhyate yathā śramaṇā garbhini|) ダルマキールティは主張の矛盾について、それぞれの場合を詳細に取り上げつつ矛盾にならないことを説明している。この反論はヴァーチャスパティミシュラに取り上げられ、そもそも矛盾とは何かという問題は後代のヴァルダマーナまで引き継がれているが、ウダヤナはこのことにほとんど触れていない。

<sup>290</sup> 定説逸脱は、論者とその学派が依拠する論書の作者の 2 人の間で見解が矛盾すること。主張の矛盾は 1

## 【2-3-2-2. 見せかけの理由】

一般的に否定的遍充関係を示すことがないから、いかなる場合も見せかけの理由としての矛盾因との混合はない。たとえ〔主張の〕矛盾に必ず見せかけの理由が入り込むとしても、そうであってもそれ〔＝矛盾因〕は理解が劣っているから、それを無視して〔主張の〕矛盾だけが指摘される。即座に理解があるならば無視できないから<sup>291</sup>。

## 【2-3-3. 矛盾の分類】

### 【2-3-3-1. 対立項による分類】

---

人の発言の中で矛盾が起こる。

Pan:主張と理由が単独の話者によって述べられているとき、矛盾を示すことで単独の話者の文であることが得られる。一方、定説逸脱は定説と反対の承認というあり方を持ち、スートラ作者などのように立論者と対論者の言葉を対象とするから単独の話者の文を対象とするものではない。これゆえ違いは大きいという意図。

<sup>291</sup> 主張と理由が矛盾する場合、「主張の矛盾」であると共に、矛盾因が指摘され誤った理由によって敗北となる可能性がある。しかし矛盾因の場合は「所証がないときに証因がない」という否定的遍充関係が満たされていないことを示さなければならないのに対し、主張の矛盾はその必要がない。これが矛盾因との違いであるという。

Pan:「一般的に」と。矛盾因という誤った理由は所証の否定的遍充関係を認識してから指摘される。〔主張の矛盾は〕これと別であることはない。しかしこれはそのようではなくて、言葉を発生するだけで理解されるという違いであるという意味。

またこのことから、主張の矛盾は即座に指摘できる点も矛盾因との違いになる。

Pan:矛盾が文中で最初に理解されるから、また否定的遍充関係は最初に理解されないから、一方後で理解されればそれは矛盾の理解の後の時間に理解されているから、明らかにする者として〔主張の〕矛盾こそが反論であるという意味。

ダルマキールティは、不成立因や矛盾因といった誤った理由があるので主張の矛盾は不要であると反論する。ヴァーチャスパティミシュラはこれに反対して、ある主張に矛盾因があっても、遍充関係を想起することなしに主張の矛盾が理解されると説く。また他の不確定因・不成立因・被排撃因があっても主張の矛盾があればそれがまず先に理解され、そのために敗北すると説く。ウダヤナの見解はこれを概ね踏襲したものであると言える。

VN 86.6f:不成立因や矛盾因であるとき誤った理由を述べることで述べられるから別に主張の矛盾を述べるべきではない。(asiddha viruddhe ca hetvābhāsavacanād eva ukta iti na pṛthak pratijñāvirodho vaktavya iti|)

NVTT 1170.9f:したがってこれ〔「実体は属性と異なる」「異なって把握されないから」〕は主張と理由の語について、遍充関係の想起に依拠しないでこそ、相互に撞着するのは存在と非存在の語についてのみである。

(so 'yaṃ pratijñāhetupadayaṃ vyāptisamarāṇapekṣa eva parasparavyāghāto 'stināstipadayaṃ eva|)

NVTT 1170.12ff:たとえこの理由が不成立因でも、これに不成立や排撃となる別の認識手段を起こして理解されるべきであるが、一方主張の矛盾は発言しただけですぐ、まず最初に理解される。(yady apy ayam asiddho 'pi hetus tathā 'py asyāsiddhir bādhakaṃ pramāṇāntaram anusṛtya pratipattavyā pratijñāvirodhas tūccaraṇamātrād eva prathamata eva gamyata iti|)

NVTT 1171.10f:たとえここで実際の理由が不確定でも、実例の主張との矛盾によってこそ、敗北する。矛盾は文中で最初に理解されるから、無常である壺などに推察されるべき不確定因であることへの理解はそれよりも劣るから。(yady apy atra vastuno hetur anāikāntikas tathā 'pi dṛṣṭāntasya pratijñāvirodhenaiva nigrhyate virodhasya vākye prathamam avagatḥ| anityaṃ ghaṭyāyunnīyānaikāntikatvapratipattes tajjaghanyatvād iti|)

マニカント・ミシュラは矛盾においても遍充関係が提示されないことがあるので、理由を対象とするか否かで区別することを提唱している。

NR 227.1ff:そうではない。矛盾因も所証と同一基体でないことだけの提示にほかならない。非存在によって遍充されることの提示でもない。無意味だから、あるいは提示においても〔主張の〕矛盾はその状態だから、それゆえ以下のことが述べられるべきである。理由でないものを対象とするものが〔主張の〕矛盾である。(tan na| viruddho 'pi sādhyāsāmānādhikaraṇyamātropadarśanam eva ; na tv abhāvavyāpyatopadarśanam api, vyarthatvāt| upadarśane 'pi vā virodhasya tadavasthatvāt| tasmād idam atra vācyam - ahetuviṣayatvād virodhaḥ|)

そしてそれはたくさんの種類がある。主張内の 2 つの語の、主張と理由の、主張と喩例の [矛盾] がある。主張と適用で [矛盾は] 免れる<sup>292</sup>。[両者には] 理由と矛盾するか矛盾しないかということによって [矛盾の] 余地がないから。主張と結論での、理由とその中の語での、理由と実例での、理由と適用での、実例とその中の語での、主張と考察での [矛盾] があり、同様に反論の文においても全く同じく展開される。

### 【2-3-3-2. 原因による分類】

所証の基体を否定することに基づくもの、例えば「自己はない<sup>293</sup>」というもの。あるいは

<sup>292</sup> 適用は証因の提示なので、主張と適用の矛盾が指摘される前に主張と理由の矛盾が起こっている。ヴァルダマーナは理由と適用の矛盾も認めていないが、これもすでに主張と理由が矛盾しているときには矛盾はないという見解だろう。

ANTB 87.14ff:最初にある理由とのみ、存在性の主張が矛盾するから、それを指摘することは劣っているから。たとえ矛盾する文を示さずにこそ、主張と矛盾した適用の理由を行う場合に主張と適用の矛盾が必ずあるとしても、その場合理由と適用が混同するからそれと混同しない主張と矛盾の矛盾は決してない。

(hetunaiva prathamabhāvinā sattvapratijñāyā[h] virodhena tadubdhānasya jaghanyatvāt| yady api yatra virodhavākyānupadarśitam eva pratijñāvīruddham upanayahetuṃ kurute, tatra pratijñopanayavirodho 'sty eva ; tathāpi tatra hetūpanayavirodhasānkaryāt tadasankirṇapratijñopanayavirodho nāsty eva|)

理由と矛盾するか矛盾しないかを考察すると、矛盾因など誤った理由が指摘される可能性があるが、上記の理由からその前に主張の矛盾が指摘される。

Pra:まさに理由によって最初に起こる主張が矛盾するとき、理由を指摘することは劣るからという意味。またそうであれば矛盾するときにたとえ必ず不確定因などがあっても、その理解と指摘はこの理解による指摘を依存するものとするから劣っているので、またこれは最初にあるから、まさにこれが最初に指摘されるべきであるという意味。

<sup>293</sup> 「自己」はその語義解釈が「動くもの／呼吸するもの (at/an+manIN) = 遍く存在するもの」であるとされる以上、「遍く存在するものがどこかに存在しない」という矛盾を犯していることになる。

この例は NV, VN に見られる。ウディヨータカラは言及する以上、その存在性を認めていなければならない。否定とはそれ以外の場所や時間で存在していることを示すに過ぎないとする。そして自己は特定の場所と時間に限定されたものではないから、「自己はない」といっても「それ以外の場所や時間にある」ということにはならず、従って矛盾となる。ダルマキールティはこれに対し「自己はない」は言葉の対象（自己）を否定するものではなくて、架空の言葉の対象に存在性を取り上げることを否定するものであると説いてこれは矛盾ではないという。

NV 699.1ff:そのうち「自己はない」という 2 つの語は撞着する。「ない」という語と同一基体であるこの「自己」という語は自己の非存在を理解させるものではない。その理由は何か。「自己」といって存在性が表示され、「ない」といってそれが否定されるが、ある場合に否定されるものはそれ以外のところにあるということである。例えば「ない」と同一基体関係にある「壺」という語は壺の非存在を理解させることはできず、特定の場所か時間において否定するのである。「壺はない」と特定の場所での否定は例えば「蔵にない」というもので、特定の時間での否定は「今ない、前にない、後にない」というものである。そしてこの否定は全て壺の存在性を承認しないではできない。同様に「自己はない」というこれは、特定の場所で否定されるのか、特定の時間でか。もしまず特定の場所での否定ならば、それは自己において妥当ではない。

自己は場所をもたないからである。(tatra nāstītmā iti pade tāvat vyāhanyete, nāstīśabdasamānādhikaraṇo 'yam ātmaśabdo nātmano 'sattvam pratipādayati| kiṃ kāraṇam ? ātmeti sattvam abhidhiyate, nāstīti tasya pratiśedhaḥ ; yac ca yatra pratiśidhyate tat tasmād anyatrāsti, yathā nāstinā samānādhikaraṇo ghaṭaśabdo na ghaṭābhāvam pratipādayitum śaknoti, api tu deśakālavīṣeṣe pratiśedhati| nāsti ghaṭa iti deśaviṣeṣe vā pratiśedho gehe nāstīti, kālavīṣeṣe vā pratiśedha idānim nāstīti prān nāsti ūrdhvam nāstīti| sarvaś cāyam pratiśedho nānabhyupagataghaṭasattvasya yuktaḥ| tathā nāsti ātmeti kim ayam deśaviṣeṣe pratiśidhyate atha kālavīṣeṣa iti| yadi tāvat deśaviṣeṣe pratiśedhaḥ saḥ ātmani na yuktaḥ adeśatvād ātmanaḥ|)

VN 77.14ff:主張が発言によって矛盾する場合は、例えば「尼僧の妊婦」「自己はない」というものである。(中略)しかし「自己はない」というこの場合、何も主張の矛盾はない。「自己はない」という言葉の対象について存在を取り上げることを否定することに基づくから、言葉の対象を否定するならば矛盾があるだ

属性を否定することに基づくもの、例えば「主宰神は作者ではない<sup>294</sup>」というもの。あるいは基体を肯定することに基づくもの、例えば「過去は [現在] ある」というもの。あるいは属性を肯定することに基づくもの、例えば「原子は部分をもつ」というもの。それ自体に基づくもの、例えば「原因がはたらく前でも結果は存在する。結果だから」というもの。限定要素を通したもの、例えば「中間にも結果は非存在である。[生起] 前と [消滅] 後に存在しないから」というもの。

#### 【2-3-4. 言明の可能性】

そしてこのようなことは、他者の見解を否定する意図が捨てがたいことや、誤った実例をひっきりなしに出すことや、不注意や、会衆が騒然となることから述べる可能性がある。したがってこれは第 1 段階 [=主張] 以降で起こり、次の段階で指摘されるべきである。議論でも同じ。さもなければ真実の理解が妨げられるから。残りは前と同じ。

#### 【2-3-5. 極意】

「相互に撞着することは述べるべからず」というのが極意である。

#### 【2-4. (4) 主張の放棄】

主張の放棄とは自説が否定されたときに主張した内容を捨て去ることである（スートラ 5. 2. 5）。

#### 【2-4-1. スートラ解釈】

ここでも「主張」という語はすでに述べられただけの代喩を目的とし、「自説」という語も同様である。捨て去ることとは隠蔽である。それゆえ述べたことの隠蔽が述べたことの放棄であるという意味。また、正気な者が述べたことを全くの偶然に隠蔽することはないので、これゆえ述べる。「主張が否定されたときに」=他の人によってなされたときにと。それゆえそれ [=否定] を払いのけるためであるという意図がある。

#### 【2-4-2. 言明の可能性】

なぜなら反論が述べられたとき、思いつかない状態では、述べたことを破棄するだけの者、限定する者、隠蔽する者がおり、したがって 3 種類の反証が可能だからである。というの

---

ろうが。しかし言葉の対象は個別相ではない。(yatra pratijñā vacanena virudhyate| yathā - śramaṇā garbhīṇī, nāsty ātmeti|... na ca na asty ātmā ity atra kaścit pratijñāvirodhaḥ nāsty ātmaśabdārthasya bhāvaupādānatvaniṣedhāt. śabdārthanīṣedhe hi virodhaḥ syāt| na ca svalakṣaṇam śabdārtha iti) Cf. Much [1991] p.62 注 284

<sup>294</sup> 「主宰神」は「支配する者、力をもつ者 (iś+varaC P 3.2.175) =作者」である。主宰神には本質的に作者性という属性が備わっているので「作者は作者ではない」という言明は矛盾になる。

過去は「あった」ものであり、今「ある」ものではない。

「原因がはたらく前でも結果は存在する。結果だから」はサーンキヤの因中有果説ではない。サーンキヤ学派でも原因の後に結果が生起するという点は守られているからである。



も泥棒のように彼も物を破棄して逃げようとしたり、自分のものだとか、自分のものだと誤ったと限定したり、あるいは単に隠蔽をしたりする<sup>295</sup>ので、この方法は非世間的なものではないからである。

### 【2-4-3. 独立した敗北の場合である】

#### 【2-4-3-1. 反論を払いのける場合のみ】

また〔敗北の場合でないものへの〕過大適用はない。隠蔽を実行することで反論を払いのけるから、吹き出すことや肩をならすこと<sup>296</sup>によってそれ〔＝主張の放棄〕は成立しないから、まさに泥棒の〔どうしても隠蔽したことになる〕ように。

#### 【2-4-3-2. 隠蔽が不可欠】

そして前の敗北こそが起こっているときにこれ〔＝主張の放棄〕に何の用はあるのかと言うべきではない。その隠蔽によって敗北となるから、その隠蔽を指摘せずに〔敗北を〕決定することはできないから、またそうであるときこれ〔＝主張の放棄〕はそれ〔＝前の敗北〕のためだけのものではない。自らこそ劣ることを明らかにするからと<sup>297</sup>。

<sup>295</sup> それぞれ「主張の破棄」「別の主張」「主張の放棄」に対応する。世間で一般的に見られることから類推によって、いずれも言明が可能であることを示している。

<sup>296</sup> 吹き出すことは非言語的に無意味となるものをダルマキールティが言及したもので、NVTT, NM, NBhūṣに引用される。論議の間に吹き出しても、主張を放棄したことにはならない。反論を払いのけないからである。泥棒も、隠蔽によって非難を遮断していなければ隠蔽したことにはならない。

VN 42.12:さらに「字音を羅列した提示が敗北の場合である」というこれは足りなさ過ぎる。吹き出すことや肩を鳴らすことなども〔無意味なものとして〕述べられるべきだから。(api cātyalpam idam ucyate varṇakramanirdeśo nigrahasthānam iti kapolavādītakakṣaghaṭṭikam ity evamādīnām api vācyatvāt|)

NVTT 1177.20:ここで字音の羅列が示されているが、これもまた敗北の場合の例ではない。もしそうであれば吹き出すことなどにも適用されてしまうだろう。(atra varṇakramo darśito na punar etad udāharāṇam nigrahasthānasya yena kapolavādītrādāv api prasaṅgaḥ|)

NM 2.693.15f:そしてこのように提示するとき吹き出すことや肩を鳴らすことなどが論書で示されていてもよい。(idrśāṃ ca nirdeśe kapolavādītrakakṣyābhitādanādīny api kāmam śāstre nirdiśyantām|)

NBhūṣ 365.4f:反論。これは足りなさ過ぎると言われる。「吹き出すことや肩を鳴らすことなども述べなければならなくなるから」。答え。そうではない。スートラは例示を意味するのであってそれらを否定するものではない。(atyalpam idam ucyate - kapolavādītakakṣapīṭṭānakādīnām api vācyatvaprasaṅga iti cet, na ; udāharāṇaparavāt sūtrāṇām na teṣāṃ pratiśedha iti|)

佐々木〔2014〕p.337ではkapolavādītaを「頬を楽器にすること」、kakṣapīṭṭānakaを「脇を鼓にすること」と訳し、こういった些細なことも敗北の条件として述べなければならなくなるとまとめる。

<sup>297</sup> ここでもダルマキールティの反論とヴァーチャスパティミシュラの返答がもとになっているものと見られる。最初に誤った理由があるならばそれを指摘すれば事足りると一貫して主張しているダルマキールティに対し、ヴァーチャスパティミシュラは隠蔽した以上、誤った理由はないことになっているため、まず隠蔽を指摘することによって、誤った理由であったことを遡って批判できるとする。この見解は、「主張の破棄」など5つの敗北の場合を扱うこの章全体に共通する立場である。

VN 38.14f:この場合〔＝誤った理由が指摘される場合〕、後で主張の放棄を期待して何の用があるのか。その者にとってそれ〔＝誤った理由であること〕こそが最初の敗北の場合なので、他にやめさせることができない、宦官のようにかしましい提示をして何の用があるのか。(kim idānīm uttarapratijñāsāṃnyāsāpekṣayā, tasya tad evādyam nigrahasthānam iti kim anyair aśakyaparicchedaiḥ klibapralāpaceṣṭitair upanyastair|)

NVTT 1173.15f:それゆえキールティが述べた「この場合、後で主張の放棄を期待して何の用があるのか。その対論者にとって、誤った理由こそが最初の敗北の場合である」と言ったことは否定された。主張の放棄こそ最初に起こるものだから。(tasmād yad uktaṃ kīrtinā kim idānīm hetvābhāsād

#### 【2-4-4. 4つの言い方】

そしてこれは4つの方法がある。「誰がそのようなことを言ったのか」、あるいは「私が述べたこれは他の人の説だ」、あるいは自分が述べたのに「これは君が述べたことだ」、あるいは「私が述べたこれは他の人が述べたこと[の再言及]にほかならない」というように<sup>298</sup>。

#### 【2-4-5. 議論では起こらない】

そしてこれは議論ではありえない。真実を知りたいので過誤を隠蔽することはないから。

#### 【2-4-6. 各要素】

「異論の元になったものは知性を前提とする」という主張の後に「知性を前提としないもの」[と限定すること]がここ[=主張の放棄]にもなると一部の者たちは言う。残りは[主張の]破棄と同じ。

#### 【2-4-7. 極意】

再言及の明らかなもので反論に取り上げられたものは隠蔽すべからずというのが極意である。

#### 【2-5. (5) 別の理由】

別の理由は限定のない理由が否定されたときに限定を望む者にある（スートラ 5.2.6）。

#### 【2-5-1. スートラ解釈】

ここで「理由」という語によって[論証]文に存する論証の部分を代喩する。[限定を]望んで「述べる」[と補う]。それゆえ最初に限定のない論証の部分を述べてから、また限定をもつそれを言明することが別の理由であるという意味。

---

uttarapratijñāsamnyāsāpekṣayā tasya prativādino hetvābhāsa evādyam nigrahasthānam iti tad apāstaṃ|  
pratijñāsamnyāsasyaiva pūrvabhāvitvāt|

<sup>298</sup> 1番目はNBh, NVが挙げる例。Praは1番目の変形として「これは私が述べたことでは決してない」という例も挙げる。残りはウダヤナの創作であると考えられる。

NBh 1173.2: 「また誰が音声は無常だと言ったのか」(kaḥ punar āha anityaḥ śabda iti)

NV 1173.8: 「また誰がこのように音声は無常だと言ったのか」(kaś caivam āhānityaḥ śabda iti)

2番目の例についてPraは以下のような例を挙げる。

Pra: 「これは他の人の説だ」とは、例えば「音声は常住である。作られたものだから」と誤った論式を提示した後に、矛盾であると相手によって指摘されて、「ここで私が述べた誤りは故意ではないから、反論できないものへの反論である」というものである。

AN 88.23ff は1番目からそれぞれ、「説明の放棄 (pratipādanāpalāpa) に基づくもの」、「方法の放棄

(prakārapalāpa) に基づくもの」、「自身の言明を他者の発言であるとする (svavacane parakartṛkatvasaṅcāra) に基づくもの」、「他者の発言を自身の発言であるとする (paroktau svakartṛkatvasaṅcāra) に基づくもの」とし、さらに5番目として「私が述べたことはまだ述べていないものにほかならない (anukta eva mayedam uktam) という例を挙げている。

### 【2-5-2. 言明の可能性】

また正気な者にはこれが偶然起こることはありえないので、ここで「否定されたときに」と述べる。それゆえ否定を取り除こうとしてという意図がある。

### 【2-5-3. 4種類の限定付け】

そしてこれは理由の限定要素に基づくもの、喩例中の導くものの部分の限定要素に基づくもの、適用の限定要素に基づくもの、反論の限定要素に基づくものとして、4種類ある。

#### 【2-5-3-1. 理由・喩例・適用の限定要素に基づくもの】

そのうち1番目はバーシャの通り。その次の2つは「別の主張」で例示されている<sup>299</sup>。

#### 【2-5-3-2. 反論の限定要素に基づくもの】

一方4番目は、理由が提示されたときに「これは証明するものではない。同類例に存するから。無常性に対する認識対象性のように」と詭弁による返答で反対したときに起こる。そして詭弁の返答として取り除けられたとき、「異類例に存しかつ、同類例に存するから」というような場合である。同様に「異類例から排除されるから」と述べておいて「後から」「同類例から排除される」という場合である。同様に「疑わしいから」と言ったとき、「疑惑が」成立しないと反論されて「遍充されるものとして「疑わしいから」というような場合である。同様に「再認識によって排撃されるから」と言ったとき、切って再び生えてきた髪などによって反対されて「[事実と] 齟齬をきたさない再認識によって排撃されるから<sup>300</sup>」というような場合である。以上などは全ての反論において自分で考えられる。

<sup>299</sup> 「個物は単一の元素からなる。量があるから。皿のように」という理由は、複数の元素からなる布について不確定因となる。これを修正して、「単一の元素に内属し、かつ量があるから」と限定を加える例がNBhに示されている。確かに限定を加えることによって不確定因は排除されているが、これは同義反復とすべきであろう。

NBh 1173.4例「この個物は単一の元素からなる」という主張。どんな理由からか。「単一の元素からなるものの変容には量があるから。土塊を前段階とする皿などについて量が見られる」と。「元素の形態をもつ限り変容がある。また再変容としての量も見られる。そしてこの量は再顕現したものである。ゆえに単一の元素からなる変容には量があるから、この個物は単一の元素からなる我々は考える。」これが逸脱によって反証される。「多様な元素よりなるものと単一の元素よりなるものの変容について量が見られる。」このように反証されたときにいう。「単一の元素との内属関係があり、かつ皿などの変容について量が見られるからである。というのも快・苦・迷妄が内属し顕現し、量られて把捉されるからである。その場合、別の元素のあり方との内属関係はないので、単一の元素からなるものである。(nidarśanam - ekaprakṛtīdam vyaktam iti pratijñā| kasmād dhetoḥ? ekaprakṛtīnām vikārānām parimāṇāt| mr̥tpūrvakāṇām śarāvādinām dṛṣṭam parimāṇam, yāvān prakṛter vyūho bhavati tāvān vikāra itī| dṛṣṭam ca pratīvikāram parimāṇam| asti cedam parimāṇam prativyaktam tadekaprakṛtīnām vikārānām parimāṇāt paśyāmo vyaktam idam ekaprakṛtīti| asya vyabhicāreṇa pratyavasthānam - nānāprakṛtīnām ekaprakṛtīnām ca vikārānām dṛṣṭam parimāṇam itī| evam pratyavasthite āha - ekaprakṛtisamanvaye sati śarāvādivikārānām parimāṇadarśanāt| sukhaduḥkhamohasamanvitam hīdam vyaktam parimitam gr̥hyate, - tatra prakṛtyantararūpasamanvayābhāve saty ekaprakṛtītvam itī|)

<sup>300</sup> 再認識によって前に見た髪と今見た髪を同定したものの、実はその髪が前に見た髪ではなく、切った後に生えてきた新しい髪であることを知る。この場合、再認識による同定は無効となる。このように再認識によって排撃される事柄があっても、その再認識は正しいことも誤っていることもあり、誤った再認識に排撃されても排撃にならない。そこで正しい再認識に限定するために「齟齬をきたさない」という限定を

#### 【2-5-4. 他の敗北】

##### 【2-5-4-1. 反対して起こる場合】

そしてこれは立論に存するものや反論に存するものが相手が述べた過失に対抗しているときには、別の理由にほかならない<sup>301</sup>。

##### 【2-5-4-2. 反対せず起こる場合】

一方、対抗していなければ、それぞれ〔立論ならば〕見せかけの理由と〔反論ならば〕「反論できないものへの反論」の余地があるが、そうであっても「別の理由」にほかならないと言ふべきである。限定要素を述べることによって〔修正前のものに〕未限定で〔論証・反論〕能力のないことが成立していると承認するから。しかしその2つの返答〔＝見せかけの理由と反論できないものへの反論の指摘〕は〔両論者にとって〕未証明だから。例えば「音声は無常である。外的器官で把握されるから」と言ったとき、ヨーガ行者に直接知覚される原子などによって不確定因として反対されて「我々など」とだけ語の限定要素を述べるときである<sup>302</sup>。欠陥のないものこそを誤った過失であると見ているから。

##### 【2-5-4-3. 差異を望む場合】

一方〔詭弁に対し〕限定を望む者には「反論すべきものの看過」が付随する。これは〔主

---

設ける。

<sup>301</sup> 主張の破棄、別の主張、主張の放棄と同じく、論者は前に指摘されていた誤った理由ではなく、別の理由によって敗北する。

Cf. NV 1175.4:別の証因を取り上げるとき、前のものに能力がないことを語っているから敗北の場合であるという。(sādhāntaropādāne pūrvasya asāmarthyakhyāpanāt nigrahasthānam iti)

NVTT 1175.10ff:機会を与えられているにほかならない立論者に対し、もし対論者が理由の内容に逸脱を述べ、そして立論者が第三段階に入って理由を限定するとき、別の証因を取り上げることから敗北になるのか、それとも不確定因を証明することからか。まず不確定因を証明することからこの者に敗北があるのではない。理由の限定によって否定されているから。それゆえ別の理由を述べることによってこそ敗北するのである。(dattottarāvasara eva vādini yadi prativādī hetvarthaṃ vyabhicārayati vādī ca tṛṭīyapadake sthite hetuṃ viśeṣayati tadā sādhāntaropādānān nigrhyatām utānaikāntikasādhānopādānāt? na tāvad anaikāntikasādhānād asya nigraho hetuviśeṣaṇena samāhitatvād iti| tasmād dhentvantaravacanād eva nigrhyate pūrvasya vastuto 'samarthasyāsāmarthyakhyāpanāt|)

<sup>302</sup> ダルマキールティはここでも、誤った理由だけが敗北の理由となり、それを指摘されなければたとえ別の理由を述べても敗北にはならないとしている。

これに対してウダヤナの見解では、誤った理由や反論できないものへの反論がたとえあるとしても、それは後で理解されるものであり、しかも常に確定的であるという訳ではない。正しい論証をしているのに、詭弁によって修正してしまうとき、実際のところ誤った理由はない(反論すべきものの看過になるだろう)。それよりも一番に理解できるのは、論者が論証を修正したということであり、これによって敗北の場合を指摘するのがよい。

ここで示された例では、ヨーガ行者は外的器官で把握するのではないから不確定因にはならず、詭弁であるが、その検証を行う前に「別の理由」によって敗北する。理由を修正せずに詭弁であることを指摘してこそ、「反論できないものへの反論」が可能となる。

VN 40.4ff:ここでもまさに前の理由が不確定因であると述べることから敗北しているとき、別の理由の考察は何の役に立とうか。もし前に論証した者が不確定因の理由を述べて反論の機会があったならば、それ〔＝不確定因〕によってこそ敗北する。反論の機会がなかったならば、たとえ別の理由を述べても敗北にはなりえない。〔論証は〕まだ終わっていないから。(atrāpi pūrvasyaiva hector anaikāntikasyābhidhānān nigrhīte hetvantaracintā kvopayujyate| yadi prāk sādhānavādī hetuṃ anaikāntikam uktvā dattottarāvasarah, tenaiva nigrtyate| adattottarāvasarah, hetvantarābhidhāne 'pi na nigrahaṃ arhaty avirāmāt|)

張の] 破棄と同じ, 「別の主張」と同じである. またこれの展開の整理もそれ [=別の主張] と全く同じである<sup>303</sup>.

## 【2-6. (6) 別の内容】

別の内容とは, 前に述べた内容と別の, 内容が関係していないものである(ストトラ 5. 2. 7).

### 【2-6-1. スートラ解釈】

#### 【2-6-1-1. 別異を表す第五格】

「別の内容」というのが被定義項の提示である. 「別であること」と補うことにより第五格が成り立つ. さもなければ第三格になってしまう<sup>304</sup>.

#### 【2-6-1-2. LyaP 代替の第五格】

あるいは被定義項を繰り返すか, [第五格に] 絶対詞接辞 LyaP の省略があるとして, 「前に述べた内容に関連せずに」という意味である<sup>305</sup>.

#### 【2-6-1-3. 対立関係がないこと】

「関係しない」とは, 対応する関係がないという意味である. それゆえ「関係しない」, 随順して関係しない言葉であるということが「別であること」という語の意味である.

#### 【2-6-1-4. 前に述べたことを述べないこと】

以下のように述べられていることになる. 「前に述べたもの」すなわち論証と反論を始めておいて, それ [=前に述べたこと] を述べないことが「別の内容」である.

---

<sup>303</sup> 主張の破棄, 別の主張で行われた議論がここにも適用される. (2-1-4-1 正しいものを破棄する場合, 2-1-4-2. 議論の場合, 2-2-4-3. 各要素は主張の破棄に同じ).

<sup>304</sup> スートラの「前に述べた内容」が第五格で表されている点について, 先行する注釈にはその理由が説明されていなかった. ウダヤナが言うように, 次の語句「内容が関係していないもの」に係るならば, 第三格, または第六格を取るのが自然である. また, 「別の内容」に係るならば, 被定義項がなくなってしまう. これについてウダヤナは3つの解決法を試みる. 1つ目が「別であること」という語を補うことで, 「前に述べた内容と別であること」とつながるようになるというものである.

Pra:反論. 「別の内容」というのがもし被定義項の代喩ならば, 基点をもつものが提示されていないから第五格が成り立たない. もし起点をもつものが述べられるならば, 被定義項がない. 「さもなければ」—「共に」という意味を意図するならば [第3格で表示された] 「前に述べたこと」と共に意味が関係していないという連関が認められるから. 単なる関係を意図するならば第六格になってしまうということも知るべきである.

<sup>305</sup> 第五格の問題を解消する2つ目の方法は, 「別の内容」を補うことである. スートラは「前に述べた内容」と別の内容で, 意味が関係していないものが別の内容である」となる.

そして3つ目は第五格を消去された絶対詞語尾 LyaP の目的語 (Cf.2-1-2-1-1) とみなすことで, スートラは「前に述べた内容に関連せずに, 意味が関係していないものが別の内容である」となる.

想定 of 簡潔性という観点では, スートラに全くない語を補う1つ目よりもスートラにある語を繰り返す2つ目がよく, さらに何も補わずに解釈によって解決する3つ目が一番優れていることになる.

Pra:補いに比べて繰り返しの方が簡潔だから補いに依拠しない「別の内容」があるということによってこそ, 第五格で終わる語の連関を述べる. 「あるいは被定義項」と.

#### 【2-6-2. 4種の別の内容】

そしてそれは自身の見解・他者の見解・両方の見解・両方以外の見解の区別によって4種類である。

##### 【2-6-2-1. 自身の見解によるもの】

すなわち、「音声は無常である。感覚器官で捉えられるから。あるいは結果だから」[と始めて]「そしてそれ [= 音声] は虚空の属性である。そしてまさにそれ [= 虚空] は条件の力で聞かれるものである。またそれゆえこれ [= 音声] は把握される。内属するから」などというものである。

##### 【2-6-2-2. 他者の見解によるもの】

全く同様に始めて、「他者の見解では音声は実体である。結合関係によって把握されるものである。そしてこれ [= 音声] は顕現を属性とする」などというものである。

##### 【2-6-2-3. 両者の見解によるもの】

全く同様に始めて、「これ [= 音声] の無常性は推理で把握される。そして推理は正しい認識手段である。それ [= 認識手段] は [自身の見解において] 4種類または [他者の見解において] 6種類である。存在性だけで理解させるものもあれば、知られてこそ存在するものもある」などというものである。

##### 【2-6-2-4. 両者以外の見解によるもの】

全く同様に始めて、「これは理由である。そして理由は『助ける (hinoti)』[という語根]に基づく」などというものである<sup>306</sup>。

#### 【2-6-3. 言明の可能性】

##### 【2-6-3-1. 即座に思いつかないこと】

即座に適切な考えがないことによって、否定を対抗して述べていない者が、取り除けようとしてこれを述べる可能性がある。

<sup>306</sup> NBh の例に依拠したものと考えられる。ここで提示された各語の定義については、NVTT と NVTP において詳細に論じられており、「別の内容」の一例に過ぎないことをまるで考慮していないように見える。

NBh 1176.3ff: 「理由 (hetu)」とは「助ける (hinoti) という語根に、tu という接辞を付した、クリト接辞で終わる語である。また語は名詞か動詞か接辞か不変化辞である。名詞とは、表示対象について別の行為に結びつくことによって限定されつつあるあり方をもつ言葉である。動詞とは行為要素の集合をもち、行為要素の数によって限定された行為の時間に結びつくことによって表示させられるものであり、語根の意味のみが時の表示によって限定される。不変化辞とは原形において意味上表示されつつあるものである。接辞とは接しつつ行為を照らすものである。」云々と (hetur nāma hinoter dhātos tuni pratyaye kṛdantaṃ padam| padam ca nāmākhyātopasarganipātāḥ| abhidheyasya kriyāntarayogād viśiṣyamāṇarūpaḥ śabdo "nāma"| kriyākāraṇasamudāyaḥ kārakaśankhyāviśiṣṭakriyākālayogābhidhāyākhyātam, dhātvarthamātram ca kālābhidhānaviśiṣṭam| prayogeṣv arthād abhidhyamānārūpā nipātāḥ| upasrjyamānāḥ kriyāvadyotakā upasargā ity evamādi) Cf. NVTT 1176.8ff, NVTP 591.7ff.

**【2-6-3-2. 不十分の場合は不足】**

反論. 不十分に前に述べた〔論証〕文において、「別の内容」を述べている者には「不足」こそが指摘されるはずである.

**【2-6-3-3. 十分で欠陥がない場合は不可】**

十分であっても欠陥がないならばどうして「別の内容」をもたらすことができようか.

**【2-6-3-4. 欠陥がある場合はその欠陥】**

欠陥があっても、過失を無視して「別の内容」を指摘することはできない. また「別の内容」を述べていても別の主張のように前の過失は取り払われていないだろう. もしそうであるならば取り上げられるだろうけれども. [動機なしに] 全く同じように述べているときに〔別の内容以外にも〕過大適用になるから.

**【2-6-3-5. 欠陥を取り除くことまたは欠陥のある考えが過失】**

答え. そうではない. 欠陥を取り除きたいことが容易に理解されるから. 欠陥がなくとも欠陥があると思うことによってある場合にはあり得るから.

**【2-6-3-6. 不足や欠陥は後で指摘される】**

不足も、あるいは他の過失もそれと同じだから、言葉が止まったときと、機会が与えられたときに指摘されるべきだから. 一方、さもないならば〔=それ以外のときに指摘するならば〕過大適用になってしまう.

**【2-6-3-7. 別の内容は途中で指摘される】**

しかしこれ〔=別の内容〕は述べられているときに把握されるから、それゆえそれと混合していてもこれ〔=別の内容〕こそが指摘されるべきである<sup>307</sup>. まさにこれゆえ不足などを看過していても、看過は敗北とならない. なぜなら機会があるときにそれ〔=看過〕がそのように〔=敗北の場合で〕あるべきだからである. 機会がないときの指摘のように〔この場合の看過は敗北の場合ではない〕.

**【2-6-4. 極意】**

「前に述べたことに相応しいことだけを話すべきである」というのが極意である.

---

<sup>307</sup> 「述べられているときに把握される」ものである別の内容は、「述べられた後に把握される」不足や誤った理由よりも先に指摘される. こうした態度は NS の順序にパーニニ・ストラのような順序を読み込む正当性を与えるものと考えられる.

## 【2-7. (7) 無意味】

無意味とは、字音を羅列した提示のようなものである（スートラ 5. 2. 8）。

### 【2-7-1. スートラ解釈】

「ようなもの」によって意味のないものの提示を類推する<sup>308</sup>。それゆえ意味のないものの提示が無意味であるという意味。

### 【2-7-2. 4 種類の原因】

それは 4 種類で提起が可能である。

#### 【2-7-2-1. 不注意】

不注意によるもの。例えば性・数の形や格の形を誤ったものである。

#### 【2-7-2-2. 意味があるという誤解】

意味があるという誤解によるもの。例えばクリト・タッディタ・動词语尾を誤ったものである。

#### 【2-7-2-3. 繰り返し】

繰り返しによるもの。例えばサンスクリット語で始めてアパブランシャ語を述べることである。

#### 【2-7-2-4. 選択した残り】

選択した残りを述べることによるもの。例えば対象を意味する言葉に [他の] 何かを意味するというあり方を否定して、それ自体を意味するとき、またこれは [意味のない] 言葉

---

<sup>308</sup> ヴァーツヤーヤナは「音声は無常である。カチャタパはジャバガダダシャだから、ジャバニヤガダダシャのように。」という文字の羅列（パーニニ文法学シヴァ・スートラの第 11, 10, 8, 9 スートラ）を例として挙げる。しかしヴァーチャスパティミシュラはこれは例ではないとし、スートラ中の接辞「vat」を所有接辞 matUP ではなく類似の接辞 vatI で解釈している。

ダルマキールディはこの定義が論議の文脈外にあること、別の内容、両論者以外の人の発言、正しい配列の文字などに過大適用となること、一方吹き出すことや肩を鳴らすことなどの非言語的に無意味なものに対して過大適用されることを指摘している。ヴァーチャスパティミシュラが提案する vat を類似の接続辞と取ることに對しても先取りして言及し、これが過大適用を引き起こすという（VN 41.8ff）。これらの反論に對する回答は、ヴァーチャスパティミシュラにもウダヤナにも見られない。

NVT 1177.19ff: まさにここで単なる例にすぎないので、類似の接辞 vatI によってここで「字音の羅列」が示されているのであり、またこれが敗北の場合の例ではない。もしそうであれば吹き出すことなどにも適用されてしまうだろう。（atraiva dṛṣṭāntamātratayā vatinā atra varṇakramo darśito na punar etad udāharaṇam nigrahasthānasya yena kapolavāditrādāv api prasaṅgaḥ）

スートラ通りに字音を羅列した提示が全て無意味になるならば、一音だけの無意味なものに対して適用不十分で、正しく羅列したものに対して過大適用となる。

Pra: 「字音を羅列した提示 + vat」が所有接辞ならば、一文字の無意味なものに対して適用不十分であり、壺などの語に対して過大適用である。



だけであるというようなときである<sup>309</sup>.

### 【2-7-3. 敗北の場合になる理由】

#### 【2-7-3-1. アパブランシャなどは意味をもたない—Mīmāṃsā】

反論. またどうしてこれが敗北の場合なのか. そうであっても対象は理解されるから. また言葉の提示はその限りの意味をもつだから.

答え. そうではない. ミーマーンサー学派などに対しては有意なものとはアパブランシャ語の区別は成立しているから<sup>310</sup>.

#### 【2-7-3-2. 共通の協約をもつ語だけを用いよ】

またこれ [=区別] が成立していない者によっても, 共通の協約<sup>311</sup>をもつ単語だけで語るべきである. さもなければ論議の文を完成することがそれを意味することと撞着するから.

#### 【2-7-3-3. 文法学などによって共通の協約はある】

反論. 何が共通の協約をもつ言葉なのか考えることは難しい. 相手の知は直接知覚されないから.

答え. そうではない. まさに前にその手段である文法学などの表現が承認されるから.

#### 【2-7-3-4. 対象が理解されても有意なものではない】

またこのような諸々の誤りは, 会衆や対論者にとって共通なものではないが, しかし意味の理解は, 宝石の光線に対する宝石の認識の論理<sup>312</sup>で存在するとしても, それらが意味を

<sup>309</sup> 論者の意図した意味通りに取らずに, 言葉を対象をもたない無意味なものとして扱う. 「音声は無常である」→「オンセイハムジョウデアアル」

<sup>310</sup> ミーマーンサー学派では, ある対象とある語は本質的關係をもつとし, それ以外の語を正しくない語とする. そしてどの語が本質的關係をもつかは, 古くからの用例に基づくとする. 世間がどのような用法を用いるのであれ, 探究家たちは正しい語で話すことが推奨される. Cf. NVTT 1182.11-23

<sup>311</sup> 言葉が本質的に意味を理解させることを認めないニヤーヤ学派においては, 主宰神との協約をもつ言葉が正しい言葉であると見なされる. ミーマーンサー学派と理由は異なるものの, サンスクリット語だけを承認する点では同じである.

NVTT 1182.9ff:たとえ言葉が意味を理解させることが本質的でないとしても, 最高神との協約を前提として今日まで伝わっており, まさにこれゆえ最高神との協約をもつものがそれぞれの意味に対する正しいそれぞれの言葉である. 一方それと協約がなければ, 対象に対して起こっていても正しくない言葉, アパブランシャである. (yady api śabdānām arthapratyāyanam na svābhāvikaṃ tathā 'pi parameśvarasaṅketapūrvakam adya yāvad anuvartate 'ta eva sādhave 'rthabhedo śabdabhedā yeṣāṃ pārameśvarasaṅketaḥ tadasaṅketāt tu pravartamānā apy arthe 'sādhavaḥ śabdā apabhraṃśā bhavanti|)

<sup>312</sup> 宝石の光線に対して, 宝石だと認識することは如実な (yathārtha) 認識ではない. しかしその認識によって人間は宝石にたどり着くことができるため, 効果作用のある齟齬のない (avisamvādi) 認識である. この例は仏教徒とニヤーヤ学派が真実知とは何かを議論する際に多用される.

これと同様に, 文法的に誤った表現やアパブランシャ語なども, 有意なものではないが, 意味を理解させることはできると説明される.

NVTP 596.1ff:反論. これについても述べる. [原因であるアパブランシャ語が錯誤ならば] 結果 [アパブラ

もつことを定めるものではない。よってこれが敗北の場合であるというのは正しい。

#### 【2-7-3-5. 共通の協約に則らない場合】

一方、さもなくば論証能力がないものを覆い隠すために、南方の者が自分の国の言語によって反証するのに、後から述べる者たちは何を述べることができようか。よって無知こそが全ての場合反論者に起こってしまう。論議の努力はなくなってしまう<sup>313</sup>。

#### 【2-7-4. 極意】

それゆえ共通の協約をもつ単語のみで語るべしというのが極意である。

#### 【2-8. (8) 意味が理解されないもの】

意味が理解されないものとは会衆と対論者に 3 回言っても理解されないことである（スートラ 5.2.9）

##### 【2-8-1. スートラ解釈】

立論者によって「3 回言っても」、「会衆と対論者に」有意なものとして「理解されないこと」が「意味が理解されないもの」という意味。

##### 【2-8-2. 他の敗北の場合との区別】

意味のあるものの提示だから「無意味」と異なる。連関しないことは決定していないから「無関係」と異なる<sup>314</sup>。

---

ンシャ語による認識]は錯誤であることになってしまう。

答え。間接的な関係の決まりにより必ず錯誤になることはないから。すなわち、煙と誤解した水蒸気には実際火との関係はないので齟齬がある。しかしここでは最高真実的な協約の結果である言葉を想起し意図し努力するなどの前提の制限によって、「ベコ」などの言葉にその協約を想定するとき、結果に逸脱はない。宝石の光に対して宝石を想定することにより、それと共存する黄金などの知は齟齬がないように。(atṛāpy uktam, phalasya bhrāntatvaprasaṅgād iti cet pāramparyasambandhaniyamēnābhrāntatvaniyamāt| dhūmābhimate hi vāṣpe vastuto 'gnisambandho nāstīti viśaṃvādaḥ| iha tu

pāramārthikasamayaphalaśabdasmaraṇavivakṣāprayatnādīpūrvakatvaniyamena gāvīśabdasya tatsamayādhyārope phalāvyabhicāraḥ| yathā maṇiprabhāyām maṇyāropeṇa tatsahacaritasuvarṇādījñānāvīśaṃvādaḥ|)

<sup>313</sup> ここで事実上、サンスクリット語を使わない者はそれだけで敗北することが確定する。ヴァーチャスパティミシュラはこのことを明言している。

NVTT 1177.15ff:ここでドラヴィダ人が自分の言語でその言語を知らないアーリア人に音声の常住性を説明するとき、それは無意味という敗北の場合である。実際その者は、アーリア人の言語を知らながら能力がないことを覆い隠すために、あるいはその言語を知らないために自分の言語で論証を提示したのである。

(atra yadā drāviḍaḥ svabhāṣayā tadbhāṣānbhijñām āryaṃ prati śabdanityatvaṃ pratipādayati tadā tannirarthakam nigrahassthānam| sa khalv āryabhāṣām jānann asāmarthyapracchādanāya tadbhāṣānbhijñatayā vā svabhāṣayā sādhanam prayuktavān ;)

<sup>314</sup> ダルマキールティの反論に答えている。「無意味」はそもそも意味のないものの提示であったのに対し、「意味が理解されないもの」は意味があるにも関わらず、その提示方法がよくないことによって理解されないものである。次に述べられる「無関係」では単語間の連関に焦点が当てられる。

VN 43.9:関係のないことを述べるならば「無意味」にほかならないので、別に「意味が理解されないもの」という名前の敗北の場合はない。(asambaddhābhīdhāne nirarthakam eveti na pṛthag avijñātārtham nāma

### 【2-8-3. 言明の可能性】

相手に無知という敗北を帰結させようと誤認して、あるいは会衆が騒然となることにより、これ [=意味が理解されないもの] の言明の可能性がある。

### 【2-8-4. 3つの分類】

#### 【2-8-4-1. 学派固有の慣用】

そしてそれは3種類である。[1 番目は]それぞれ自らの学派だけで慣用となっているもの。例えば五蘊・十二処・四聖諦など仏教徒のもの、スフィヤ匙・カパーラ鉢・プローダーシヤ餅などミーマーンサー学派のものなど。

#### 【2-8-4-2. 原義も慣用もないもの】

原義を失っており慣用に依拠していないもの<sup>315</sup>。例えば「このカシャパの娘 [=プリティヴィー] を保つ原因 [=山] は三つ目の者 [=シヴァ] の息子 [=カールティケーヤ] の乗り物 [=孔雀] と同じ名前 [=「アグニ」] をもつもの [=火] をもつ。その旗 [=煙] をもつから。ラスィニー [=かまど] のように」など。

#### 【2-8-4-3. 無限定の多義語】

単語を理解する手段となる複合語や文脈などがないことによって疑いが起こっているもの<sup>316</sup>。例えば「白いもの [=牛, 馬…] が走っている<sup>317</sup>」というもの。

#### 【2-8-4-4. 敗北にならない特殊な場合】

このうち一番目は両者が承認していれば取り上げられることもあるだろう。両論者が相互に承認するという英雄的行為に基づいて。だが、それ以外ではそれも意味は共通の言葉によってのみ説明しなければならない。後二者は決して受け入れられない。

---

nigrahasthānam iti)

<sup>315</sup> ヴァーツヤーヤナが2番目に例示した「原義が理解されないもの (atītaprayoga)」に対応する。ヴァーチャスパティミシュラは「jarbharītur pharītu」という例を挙げる。

NVTT 1179.8:原義が理解されないものとは、「ジャルバリートリをバリーせよ」というようなものである。(atītaprayogaṃ `jarbharītur pharītu' iti)

<sup>316</sup> ヴァーツヤーヤナが1番目に例示した「二重の意味の言葉 (śliṣṭaśabda)」に対応する。ヴァーチャスパティミシュラはこれを文脈など確定するものがないものと解説し、「白いものが走っている」という同じ例を挙げている。

NVTT 1178.18:二重の意味の言葉とは、文脈など確定するものがない場合である。例えば「白いものが走っている」というように。(śliṣṭaśabdāṃ, asati prakaraṇādau niyāmake, yathā - śveto dhavātīti)

<sup>317</sup> 「白いものが走っている (śveto dhāvati)」は「犬がこれより早く移動する (śvā ito dhāvati)」とも「白い牛または馬が走る (śveto dhāvati)」とも取ることができる。何が走るのか、この文からだけでは特定できない。

Pra:文脈などがないとき、「白いものが走っている」と述べるのは犬がこれより早く移動するのか、それとも牛が「早く移動するの」か、さまざまな表現があるので疑いがあるという意味。

### 【2-8-5. 敗北の原因】

#### 【2-8-5-1. 理解をもたらさない】

反論. 会衆と対論者が愚鈍であることによっても、立論者の文が理解されないことが成り立つから、これは敗北の場合ではない。

答え. そうではない。上記のこと [=二重の意味など] は理解の手段ではないから<sup>318</sup>。

#### 【2-8-5-2. 意味理解の条件】

なぜなら世間で慣用されており、原義を失っておらず、文脈などをもって、明確に適度な速度で発音された<sup>319</sup>単語の類が意味理解の条件となるのであって、それと反対の [理解の] 手段でないものを取り上げる論者は必ず敗北するべきである。さもなければ節度なく対論者も原義を失ったものなどによって反論していても、敗北にならなくなってしまう。またそうであるならばその論議は誤っているとも誤っていないとも言えなくなってしまう。

#### 【2-8-5-3. 会衆の理解のための3回】

反論. それならば、3回述べて延期したところで何の用があるか。述べたことだけが分からなければそれをそのように指摘するべきであろう。

<sup>318</sup> ダルマキールティが提起した反論に応じたものである。ダルマキールティは、意味を理解しないのは話す者の過失ではなく聞く者の過失であるという。これに対してヴァーチャスパティミシュラは Vātyāyana が挙げた「二重の意味をもつ」「原義が理解されない」「発音が早すぎる」などの場合、話す者の過失になることを述べている。

VN 43.2ff: この者 [=立論者] がもし前の述べた内容に関連した説明こそするならば、この者に無能力はない。その場合愚鈍であることによって会衆などが理解していないのだから、知をもつ者に敗北はありえない。会衆の知を測りかねて述べる者には敗北がありえるというならば、論理を知る者が、愚鈍であることによって述べたことを分からなければどうして対論者の敗北ではないのか。愚鈍であることによって会衆などが説明を理解せず無能力であるならば、勝者も敗北もありえない。

(sa yadi prakṛtārthasambaddhaṃ gamakam eva kuryāt, nāsyāsāmarthyam, tatra jādyāt pariśadādayo na pratipadyanta iti na vidvān nigrahaṃ arhati| pariśatprajñām aparikalpya vacanān nigrahārha eveti cet, nyāyavādinō jādyād uktam ajānan kiṃ na prativādī nigrhyate| jādyāt pariśadāder avijñātapratipādanāsāmarthya iti vijetā na syān na nigrahārhaḥ|)

NVTT 1178.15ff: 反論. 共通の協約をもつ論者によって3回述べられて、意味が理解できないということはありえない。あるいはあり得るならば、会衆と対論者が愚鈍なのであって、愚鈍な者が理解しないからといって説明者に何の咎もない。なぜなら聴覚障害者が歌を聴かないからといって、歌い手には何の咎もないからである。

答え. これゆえ述べる。「二重の意味」と。(nanu samānasamketena vādinā trirabhihitam avijñātārthaṃ ceti na sambhavati| sambhave vā pariśatprativādināu jaḍau na ca jaḍānavabodhe pratipādakasya kaścīd aparādhaḥ| na hi badhiro gītaṃ na śṛṇōtīti gāyanasya kaścīd aparādha ityata āha - śliṣṭaśabdāṃ, ...)

<sup>319</sup> K 本は「明確にすばらしく発音された (viśadam adbhutocārīta)」と読むが、NBh, AN に「発音が早すぎるもの (atidrutocārīta, viśamadrutocārīta)」という表現があることと、`dru`と`dbhu`の文字が似ていることから「早すぎず発音されたもの (adrutocārīta)」と読む。ヴァーツヤーヤナは「意味が理解されないもの」の原因として、「二重の意味の言葉、原義が理解されないもの、発音が早すぎるものなど」を挙げるが、ウダヤナはこのうち前二者を採用し、さらに学派固有の慣用を加えて3種類を例示しており、「発音が早すぎるもの」は除かれている。これは文字で例示することが難しいため、ここで改めて言及したものと考えられる。

答え. そうではない. 不注意や鈍い把握や錯誤した理解の疑いを取り除くため<sup>320</sup>, 会衆は必ずそれ [=3 回言うこと] に依拠するから. 会衆が理解していないときのみ, それ [=3 回言うこと] が起こるから. さもなければ過大適用<sup>321</sup>になってしまうから.

#### 【2-8-5-4. 3回の理由】

反論. 対論者は, 理解していないことを明らかにすることによってのみ [論議から] 退散するから, そうであっても [=会衆に不注意などがあっても] 3回という限定があるのはどうしてか.

答え. その [3回の] 後での最終的な理解は, それ以上の [回数を要するための] 別な理由をもたないから. というのも, 知りたいと思ってまた述べさせておきながら, 会衆が不注意であるということはあるからである. またそこに審査員に相応しい質問者たち [=会衆] がまさに全員, 3回別の説明<sup>322</sup>を述べて判断しないこともない. [さもなければ] 他の場合に言明が悪く生じてしまうから. また理解していても理解を承認しないだろうということはあるから. 欲望はないから. それゆえ3回という限定<sup>323</sup>は必ずある.

<sup>320</sup> 会衆に理解されるか否かの基準があるならば, 基準を満たさないことによって敗北の場合となるが, それは1回目ですでに明らかになることだから, 3回述べることは不要なのではないかという反論が提起されている.

会衆が理解するまで3回を要するのは3つの理由による. 1つ目は不注意による聞き逃しの疑い, 2つ目は鈍い把握による物分りの悪さの疑い, 3つ目は錯誤した理解による誤解の疑いである. 事実これらは論者の過失ではない. このような聞き手の過失を取り除くために, 3回を要するという.

NVTPでウダヤナは不注意を除く2つを挙げている. この記述から1回目は不注意の疑いを取り除き, 2回目は鈍い把握の疑いを取り除き, 3回目は錯誤した理解の疑いを取り除くという順番ごとの対応はないだろう. 3回のうちに, これら3つの疑いが解消されるべきであるというだけであると考えられる.

NVTP 593.5:まず1回目の言明は論理を得たものにほかならない. そして後の2回は不確定と鈍い把握を否定するためである. ( ekavārbhidhānam tāvat nyāyaprāptam eva| vāradvayam cānavadhāraṇamandaprasiddhinarātham|)

ヴァーチャスパティミシュラは聞き手の過失を想定しておらず, 全て発言者の責に負わせているが, このようなウダヤナの踏み込んだ解釈によってはじめて, 3回という発言回数が説明できる. しかし結果として会衆の資質を疑うことにもなりかねない.

<sup>321</sup> 理解していてもしていなくても3回言わなければならないならば, 全ての場合に3回言わなければならない. 1回言ってまだ理解していない場合にのみ, 2回目, 3回目が必要となる.

<sup>322</sup> 「別の説明」…bhaṅgyantara. 「別の」という語を用いることによって, 立論のほかに3回とも読むことができるが, ウダヤナは言明を3回しか数えておらず, 主張, 1回目の説明, 2回目の説明という構成になるものと考えられる.

Cf. NVTP 593.3:立論者によって3回, 別の説明を述べても, 会衆と反論者によって意味が理解されない文が「意味の理解されないもの」である. (vādinā trir bhaṅgyantarābhihitam api yat pariṣatpratīvādibhyām avijñātārtham vākyam avijñātārtham|)

<sup>323</sup> 3回という数自体に直接の根拠は与えられていないが, それだけの試行を重ねれば, 立論者が言うことを判断できる回数と考えられる.

3回ではなく無制限になる可能性としては, 不注意であり続けることと, 理解しているのに承認していないことが想定されるが, 前者は「知りたいと思うこと」と「全員が確信しないことはないこと」, 後者は「欲望がないこと」によって否定される. 欲望のない者が, 知りたいと思って注意深く聞いており, かつそれが複数人いることによって, 立論者の発言は3回で十分判断できるということになろう.

ヴァーチャスパティミシュラ, バーサルヴァジュニヤは3回を限定と見なしていない. ヴァラダラージャはさらに, 4回も認めるトリローチャナを引用し, バーサルヴァジュニヤとトリローチャナの意図は同じであるとする.

## 【2-8-6. 極意】

十分に慣用となった<sup>324</sup>語によってのみ語るべしというのが極意である。

## 【2-9. (9) 無関係】

無関係とは前後関係が結びつかないことに基づいて意味の関係がないものである（スートラ 5.2.10）。

### 【2-9-1. スートラ解釈】

「前後関係」とは限定・被限定関係のこと。その、またはそれによる「結びつかないこと」＝期待性がないこと。それに基づいて「意味の関係がないもの」＝意味が連関しないものが「無関係」である。語の類または文の類<sup>325</sup>が含意される。

### 【2-9-2. 他の敗北の場合との区別】

これは表示対象をもつから、「無意味」と混同することはない<sup>326</sup>。また連関しないことから、

---

NVTT 1178.14f:会衆と対論者が意味理解がある回数はいたいのところ3回であるので、「3回言っても」という。(yāvadbhir vāraiḥ pariṣatpratīvādinor arthapratyayo bhavati sa ca prāyena tribhir iti trirabhihitam ity uktam|) NBhūṣ 371.17ff:そうではない。「3回述べる」という語は会衆の承認を代喩するためである。というのも質問者たちがいずれかが無能力かを決定できない限り、話さなければならないからである。(na ; trir abhidhānagrahaṇasya pariṣadanujñopalakṣaṇārthatvāt| yāvad dhi prāśnikair anyatarasyāsāmarthyam na niścitam, tāvad vaktavayam iti|)

TR 233.6f:4 回述べても何も過失はないと言うトリローチャナも意図は同じである。(caturabhidhāne 'pi kaścīd doṣa iti vadatas トリローチャナ syāpi sa evābhiprāyaḥ|)

ヴァラダラージャは説明の表現が変わるといって一説を挙げる。3回とも同じ表現ではなく、同じ内容を別の表現で説明するという。

TR 233.8f:一方他の者たちは同じ内容を異なる説明によってという。その意図でここで「別の説明」という。(anye tu tasminn evārthe vacanabhaṅgibhedneti| tadabhiprāyeṇātrotktaṃ tribhaṅgyantaram iti|)

ヴァルダマーナは3回目までに至る状況をつぶさに説明する。2回目は会衆が注意深く聞くため、3回目は内容自体に問題がないか確かめるためにある。

AN 101.19ff:そのうち最初の無理解は会衆の不注意にも基づくので、どうして他の過失によって両論者に敗北があるだろうとあって、2回目が述べられる。注意深く聞いても、文にほかの周知でない単語があったり、適合性などが欠けていたりするならば、それゆえ文の理解はないので、それを確定するために3回目が述べられる。(tatra prathamānavabodhasya pariṣadanavadhānād apīti katham anyāparādhena vādinoh nigrahaḥ syād iti dvitīyam abhidhānam| avahitībhūya śrutasyāpi vākyasya yadi anyaprasiddhāni padāni vā, yadi vā yogyatādivaidhuryavanti bhavanti tadā na tato vākyārthapratyaya iti tadavadhāraṇāya tritīyam abhidhānam|)

<sup>324</sup> Pra:「十分に慣用となった」とは、協約が周知のという意味。

しかしこれでは「無意味」と同じ説明になってしまう。ウダヤナが説くように、「無意味」は文法的誤り・外国語・表示の規則を剥奪したものという意味のないものの提示であり、「意味が理解されないもの」は学派固有の術語・原義が理解されないもの・多義語という意味のあるものを提示しても特定の意味を理解されないことであるという違いがある。

<sup>325</sup> 語同士の非連関と、文同士の非連関がある。

NVTP 593.7:非連関が決定された語の類や文の類が無関係である。(niścītānavayam padajātām vākyajātām vāpārthakam|)

<sup>326</sup> ウディオータカラは「無意味」と「無関係」の区別をスートラ通り、「字音だけ」と「諸々の単語が関係していない」とする。ヴァーチャスパティミシュラは「字音だけ」を「表示対象を欠いたもの」、「諸々の単語が関係していない」を「表示対象をもつものが関係していない」と説明する。ダルマキールティは、字音が関係していない「無意味」が「無関係」から区別されるならば、「無関係」もさらに単語が関係して

連関をもつ「別の内容」から区別される。

### 【2-9-3. 3種類の分類】

そしてそれは3種類である。

#### 【2-9-3-1. NBhの例】

第一〔の無関係〕は、例えばバーシャが例示したようなもの<sup>327</sup>。

#### 【2-9-3-2. 隔たり】

隔たりによる非連関。例えば「行く、牛乳を、馬によって、飲んでから、街に、チャイトラは<sup>328</sup>」というようなもの。

---

いないものと文が関係していないものに区別されないのかと反論し、「無意味」と「無区別」の区別に異を唱えるが、ヴァーチャスパティミシュラおよびウダヤナによる表示対象をもつかもたないかという区別は、ダルマキールティへの回答になっているといえよう。表示対象をもつ点で、単語の非連関と文の非連関は共に「無関係」にまとめられる。

NV 1180.3ff反論。「無意味」と「無関係」の区別はない。「無意味」から「無関係」は区別されない。前者でも意味が理解されず、後者でも同じだから。答え。区別されると我々は言う。どうしてか。なぜなら、前者では字音だけであり、後者では諸々の単語が関係していないのである。(nirarthakāpārthakayor abedha iti cet ? atha manyase nirarthakād apārthakaṃ na bhidyate, tatrāpy artho na gamyata ihāpiti ? bhidyata iti brūmah| kathaṃ ? tatra hi varṇamātram iha tu padāny asambaddhāni|)

NVT 1180.12f前者すなわち「無意味」では「字音だけ」すなわち表示対象を欠いたものであるが、一方後者すなわち「無関係」では諸々の単語＝それらによって表示対象が得られる、理解されるものという諸々の単語、諸々の文は表示対象をもちながら、関係していないのである。(tatra anarthake varṇamātram abhidheyaśūnyam, iha tu apārthake padāni padyate gamyate 'bhidheyam ebhir iti padāni vākyāni cābhidheyavanti asambaddhāni|)

VN 44.1f:これ〔＝無関係〕は諸々の単語が関係しないことから、字音が関係していない「無意味」と別に述べられたと言う。しかしそうであるならば、文が関係していないものも別に述べるべきであることになってしまう。(idaṃ kila padānām asambandhād asambaddhavarṇān nirarthakāt pṛthag uktam| nanv evam asambaddhavākyam api pṛthag vācyam syāt|)

<sup>327</sup> NBh:1179.5f: 例えば「10個のザクロが6つの菓子である」、「皿は羊の皮である」、「ゴマの塊」、「もしそれが鹿の一部ならば娘にそれを飲ませなければならない。彼女の父は年をとっていない。」(yathā -daśa dādimāni, ṣaḍ apūpāḥ; kuṇḍam, ajājīnam, palalapiṇḍaḥ, atha raurukam etad, kumāryāḥ pāyyam tasyāḥ pitā 'pratiśīna iti) Cf. MBh ad.1.1.1.1, NBh 脚注

Pra はこのような言明は実際ありえないとして、後に述べられる例を読み込む。

Pra:「皿、羊の皮、ゴマの塊」というNBhの喩例は言明がありえないものであるので、「例えば」という語は類似例を表す。それゆえ非連関が決定されたものとして類似例には、「大徳が承認していない」など後に示されるであろう喩例が含まれる。

<sup>328</sup> 「チャイトラは牛乳を飲んでから馬によって街に行く」の語順が変わったもの。「飲む」「行く」という動詞の行為要素が動詞から離れたところで述べられているのが連関しない原因である。「遠くにあっても関連があれば連関する (yasya yenābhisambandho dūrasthasyāpi tasya sa)」という定理を用いれば連関は可能であるが、Pra は常にその定理が成り立つわけではないとしている。

Pra:反論。この場合もまさにそのように会衆の理解がありうる。遠くにあっても関連があればそれは関係するという定理に基づいて。

答え。この場合、この定理の適用を欠いたものには連関の知は起こらないから、その意図によって喩例が無関係であるという意味。

### 【2-9-3-3. 選択の残り】

選択の残りによる非連関は、語意を承認していても、ありえる限り全ての連関の方法を否定することに基づいて、それ [=連関] を承認しないことによって知るべきである。しかし選択の中にある方法を承認するならば<sup>329</sup> 上記のような否定こそが [主張の矛盾という] 敗北となる。

### 【2-9-3-4. その他の無関係はない】

#### 【2-9-3-4-1. 無効な限定要素】

無効な限定要素による非連関<sup>330</sup>が4番目の「無意味」であるとある者たちは言う。

#### 【2-9-3-4-2. 見せかけの理由に含まれる】

それは賢明ではない。伝統的ではないから。また過大適用があるから。というのも、それは見せかけの理由に含まれるとヴァールティカは言う<sup>331</sup>。

#### 【2-9-3-4-3. 連関はある】

また、それに基づいて連関の理解こそがなくなってしまうということはない。しかしそうであるもの [=遍充関係] は無効なものによって排撃される。そうであってもさらに「無関係」であるならば、矛盾因などの見せかけの理由などもここ [=無関係] に含まれてしまうだろう<sup>332</sup>。それゆえ連関の理解がない場合にのみ、それだけが「無関係」であり、それ [=遍充関係] が排撃される場合にではない。

---

<sup>329</sup> 言明に誤りを指摘された者が、指摘されたような連関を否定し、自分の言明には全く連関がないと主張するならば無関係になる。一方、一部の連関を否定しておいて別の連関を認めるならば「主張の矛盾」が起こる。

Pan: 一方、方法を認めるならば否定と承認は矛盾するからこそ敗北の場合となり、無意味ではないので述べる。「選択の中にある方法を」と。

<sup>330</sup> 無効な限定要素の例は「音声は無常である。認識対象でありかつ作られたものだから (śabdaḥ anityaḥ prameyatve sati kṛtakatvāt)」というもの。所作性だけで論証ができるところに、限定要素として加えられる認識対象性は論証に効果を及ぼさない。

<sup>331</sup> ウディョータカラは、同類例全てに存するもの・一部に存するもの・全く存しないもの・同類例自体がないものの4種類と、異類例全てに存するもの・一部に存するもの・全く存しないもの・同類例自体がないものの4種類を全て組み合わせて、十六句因の分類を行った。さらに、主題全てに存するもの・一部に存するものの2種類、それぞれ限定要素が成り立たないもの(無効なもの・疑わしいもの)と被限定要素が成り立たないもの(無効なもの・疑わしいもの)の2種類を分け、これによって合計64種類が得られる(主題2×同類例4×異類例4×限定関係2=64)。限定・非限定関係が破損していることによっていずれも誤った理由である。

NV 638.16ff: 同様に無効な限定要素と無効な被限定要素をもつものは64あると知るべきである。例えば「音声は無常である。作られたものでありかつ認識対象だから」「認識対象でありかつ作られたものだから」

(evam asamarthaviśeṣaṇāsamarthaviśeṣyās catuḥṣaṣṭir eva draṣṭavyāḥ| yathā anityaḥ śabdaḥ kṛtakatve sati prameyatvāt prameyatve sati kṛtakatvād iti|)

<sup>332</sup> 過大適用の説明。遍充関係が破綻しているものが「無関係」ならば、いくつかの誤った理由に過大適用されることになってしまう。



#### 【2-9-3-4-4. 異なる基体による非連関】

このこと [=見せかけの理由に含まれること] によって、異なる基体による非連関<sup>333</sup>も無関係であるということは否定された。

#### 【2-9-4. 言明の可能性】

##### 【2-9-4-1. 隔たりと選択の残り】

言明の可能性はその場合、後二者については、相手の無知を引き出そうという迷妄によって、対論者に [排撃を] 帰結されて、あるいは不注意によって起こる<sup>334</sup>。

##### 【2-9-4-2. ヴァーツヤーヤナの例】

反論. 一方、第一のものはどうして [言明の可能性が] あろうか. なぜなら、能力があって正気な者が相手に説明を起こしておきながら、連関しないものを最初から述べることはあり得ないからである。

答え. そうではない. 不慣れな者が実際に連関しているものを緊張して上記のように述べることはありえるから<sup>335</sup>. 例えば「大徳に認められたヴェーダは最近の人が著したものではない. そして輪廻は始まりがない. そして大地などは作者をもたない. そして世界の多様性は原因のないものではない」などの連関しないものはスートラの通例である。

#### 【2-9-5. 極意】

連関しないものを述べるべからずというのが極意である。

#### 【2-10. (10) 時宜を得ないもの】

時宜を得ないものとは支分の逆転した言論である (スートラ 5. 2. 11)。

##### 【2-10-1. スートラ解釈】

これは字義通りで明らかに説明されている. 一方「支分」という語はこの場合、全部の論

---

<sup>333</sup> 異なる基体による非連関とは、例えば「音声は常住である. 壺は作られたものだから」である (Pan). 確かに連関はないが「無関係」ではなく、理由「作られたものであること」が主題に存するものでないことによって不成立因となる。

<sup>334</sup> Pra によれば「相手の無知を引き出そうという迷妄」が隔たりによる非連関を述べる原因、「対論者に [排撃を] 帰結されること」が選択の残りによる非連関を述べる原因とされる。

Pra: そのうち連関が隔てられているものについて言明の可能性を述べる。「相手の無知を」と. 選択の残りによる非連関についてそれを述べる。「対論者に」と. なぜなら対論者に排撃を帰結された立論者が、自説に定説を知らずに何も述べなければ全世間から除け者にされると恐れて、会衆の承認のために何らかの連関しないものを話すという意味。

<sup>335</sup> Pra によれば NBh の例も実際には連関があるのに、説明不十分であることによって非連関となるとされる。

Pra: 「実際に連関しているもの」について. 大徳が承認し、最近の人が著したものではないことに対して、輪廻が無始であることが理由であるという実際の連関が必ずある. なぜなら最近の人が著したものに対して大徳が承認することはあり得ないからである. 後のものも同様であるという意味。

議の要素を含む意味をもつ。

#### 【2-10-2. 4 種類の分類】

それゆえこれは 4 種類ある。段階、段階の部分、支分、支分の部分の逆転による区別に基づいて<sup>336</sup>。

##### 【2-10-2-1. 段階の部分の逆転】

すなわち、[まず] 立論者によって提示が述べられるべきである。その後要約して、あるいは詳細に [自らの論証から] 見せかけの理由を払いのけるべきである。反論者によっても論争の場合は立論者が提示した理由を批判してから、自説について論証を述べるべきである。それから [反論者が自らの論証から] 見せかけの理由を払いのけるべきであるという順序である。そこで、もし [立論者が] 全くの最初から見せかけの理由を払いのけて、後から理由を提示するならば、段階の部分の逆転である<sup>337</sup>。

##### 【2-10-2-2. 段階の逆転】

あるいは、反論者が [立論者より前に] 最初から自説に論証を述べて、その後相手 [=反論者] が述べた理由に [立論者が] 過失を述べるときには、段階の逆転である<sup>338</sup>。

##### 【2-10-2-3. 支分の逆転】

一方、支分の逆転は周知である。

##### 【2-10-2-4. 支分の部分の逆転】

その部分の逆転は、例えば「作者をもつ。異論の元になるものは」というようなものであ

---

<sup>336</sup> ヴァーチャスパティミシュラまでは支分の逆転のみが対象となっており、4 種類に拡張するのはウダヤナによる創意であろう。ヴァラダラージャはさらに論議の開始 (kathārambha) の手続きを無視して立論を始めてしまった場合の逆転を数えて 5 つとする。

TR 236.6f: そのうち最初に論証を述べてから後で表現法などを決めるのは論議の開始の逆転である。(tatra prathamam sādhanam abhidhāya paścāt vyavahārādikaṃ niyacchataḥ kathārambhaviparyāsaḥ)

<sup>337</sup> 第一段階は立論者の出番、第二段階は対論者の出番で、どちらも立論が先、そして誤謬がないことを示すことが後となる。先に誤謬がないことを示してから立論を述べるのは段階内の順序を逸脱している。

Pra: 立論者によって論証したいと思った所証の属性を論証するために理由の提示があり、誤った理由の疑いの非難がないことが論議の第一段階である。反論者によってその批判があるのが第二段階、その後自説に理由を提示して誤った理由を否定するのが第三段階。そしてこれらは動機が混同しないから 3 つある。

<sup>338</sup> 上記の順序規定では、相手の反論がどこで行われるか明記されていないが、行われるとすれば立論の後、誤った理由を払いのける前ということになろう。したがって第一段階は立論者の立論・(対論者の反論)・立論者の再反論という 2~3 つの部分からなり、第二段階も同様に対論者の立論・(立論者の反論)・対論者の再反論という 2~3 つの部分からなると考えられる。この想定が正しいとすれば、対論者の立論と立論者の反論を含む第二段階が、第一段階より前に行われることが段階の逆転であると考えられる。これは両論者の過失であろう。

TR では、相手に指摘された誤謬だけを払いのけるべきであるという見解に対して、疑いの原因である撞着がなくなる限り、相手に指摘されなくとも自ら全ての誤謬を払いのけるべきであると答えている (TR 237.2ff)。

る<sup>339</sup>.

### 【2-10-3. 言明の可能性】

これは会衆が騒然となることに基づいて言明の可能性がある。あるいは「意味を理解させるのに順序は望まれていない。順序が違っていても意味は理解されるから」と誤認することに基づく。

### 【2-10-4. 順序の意義】

反論. この誤認は正しいものにほかならない。

答え. そうではない。論証が提示されていなければ過失を述べることはその拠り所を欠くから。反論されるものが提示されているとき、同類例の論証はもう要請されないから。それゆえ段階とその部分には順序が必ず望まれている<sup>340</sup>。また支分とその部分については第

<sup>339</sup> 隔離による無関係とは異なり、主客の順序が入れ替わっているだけで間に挿入されているものがない。連関はあるが、様式に則っていないということだろう。実際このような逆転はいたるところに散見される。  
(○śabdo 'nityaḥ—×anityaḥ śabdah)

<sup>340</sup> 先行する注釈者たちは、仏教徒の反論に答えて順序の正当性を説明している。ウディヨータカラには「逆転しても理解される」「支分の決まりは承認されない」「逆転した用法が見られる」という3つの理由から、これが敗北の場合でないという反論があった。これに対してウディヨータカラは規範配列を手がかりにして逆転しても意味が理解されること、支分の決まりとはこの規範配列であること、論書などとは異なり、論議ではこの規範配列に沿って説明しなければ理解されないことを説いている。

NV 1181.5ff: 「そうではない。そうであっても成立するから」とある者たちは言う。しかしある者たちは言う。「これは敗北の場合ではない。そうであっても成立するから」と。「また決まりは承認されないから。つまり我々はこのように決まりを承認しない」と。「また使用例があるから。支分の逆転は全ての論書で行われているので、この決まりは誰のものか」と。

まず「そうであっても成立するから」というが、提示を逸脱した言葉のようにこれもなってしまう。例えば「牛」という語の対象に「ベコ」と用いられている語は、垂れ肉などをもつ対象を理解させるが、言葉の説明は無意味ではない。この語によって「これは牛という語をもつ」と理解され、「牛」という語から垂れ肉などをもつ対象が「理解される」。同様に主張などの支分の逆転によって配列が理解され、配列によって対象が「理解される」という。それはどうしてか。まず前に行為対象が取り上げられ、その後に行為手段が「取り上げられる」。土塊などの例は世間でいくつもあるという。

また「決まりは承認されないから」というが、これは決まりではなくて対象の配列である。したがって対象の配列に従う者は批判しないという。

また「使用例があるから」というが、そうではない。敗北の場合の対象を理解していないから。論書では諸々の文が対象を要約するために取り上げられており、要約された対象を文によって説明する者は提示のときに主張などの配列によって説明するという。

(na evam api siddher iti eke| eke tu bruvate na etad nigrahasthānam evam api siddheḥ iti| samayānabhyupagamāc ca - na ca vyaṃ evaṃ samayaṃ pratīcchāmaḥ iti ; prayogāc ca - prayuktaś ca avayavavyatyayaḥ sarvaśāstreṣv iti kasyāyam samaya iti| yat tāvann "evam api siddheḥ" iti, prayogāpetaśabdavad etad syāt yathā gaur iti asya padasyārthe gāvīti prayujyamānaṃ padaṃ kakudādīmantam artham pratīpādayatīti| na ca śabdānvākhyānam vyartham| anena śabdena gośabdān eva asau pratīpadyate gośabdāt kakudādīmantam artham| tathā pratījñādyavayavavyaparyāseṇa ānupūrvī pratīpadyate, ānupūrvyā cārtham iti| etad katham ? pūrvam tāvat karmopādīyate tataḥ karaṇam, mṛdpiṇḍādyudāharaṇam anekadhā loka iti| yad punar etad "samayānabhyupagamāt" iti ? nāyam samayo 'pi tu arthasyānupūrvī, so 'yam arthasyānupūrvīm anvācakṣāṇo nābhyākhyeya iti| yat punar etad - "prayogāt" iti| na, nigrahasthānaviśayāparijñānāt| śāstre vākyaṇi arthasaṅgrahārtham upādīyante saṅgrhītam tv artham vākyaṇa pratīpādayitā prayogakāle pratījñādikayā "nupūrvyā pratīpādayatīti|)

この規範配列についてウディヨータカラが、アパブランシャ語"govī"による語意理解はサンスクリット語"go"を規範とするという例を引いたために、ダルマキールティとヴァーチャスパティミシュラ、さらにウ

一課で議論し尽くされている<sup>341</sup>。またそうであるならば、順序が違っていても意味理解はある。「クリト・ラーサの日<sup>342</sup>」などのように知るべきである。

## 【2-10-5. 極意】

期待の順番によって述べるべしというのが極意である。

---

ダヤナまでこの例をめぐって語意習得理論についての論争まで発展した。Cf. Much [1991] p.82, 注 359.

<sup>341</sup> Cf. NS 1.1.32-39.

<sup>342</sup> NVTT への異読から、天文学に関わる省略した記述であると考えられる。

T,M に従えば『「作者性なし」などのように知るべきである。』世界の作者を否定する論証で、「作者がいまいこと (asatkarṭṛtā)」の代わりに「作者性なし (karṭṛtāsāt)」と述べても意味は理解されるが、これは期待性がなく、論書の流儀ではない。

この一節は、ヴァーチャスパティミシュラが論書で意味が要約されて述べられる例として挙げたもの由来すると考えられる。ヴァーチャスパティミシュラによれば要約される場合は、順序が無視されることもあるが、論議においてはそうであってはいけないという。

NVTT 1184.5ff. 論書において「全部非存在のように敬意を払うように」と意味の要約が何らかの方法でなされるように、議論においても同じようにするべきであるというのは妥当ではない。議論などでは主張と反主張をもつ両論者共に考察されているから。そして考察されたことが論書にされるから。(na hi śāstre kṛtsnāsadvādarabhūt tad ivety arthasaṅgraho yathā kathañcit kriyā ity ity vāde 'pi tathā kriyatām iti yuktaṃ vādādiṣu pakṣapratipakṣavadvaktor api parikṣyamāṇatvāt parikṣatasya ca śāstritatvāt)

この箇所は異読が多い。NS p.1184 の脚注では以下のような異読と説明が紹介され、天文学の説明が最も優れていると結論する。これだけではウダヤナのいう「順序が違っていても」は説明がつかないが、他の異読で意味が取れないだけに何らかの関連が予想される。

・ kṛṭṛāsadvādarabhrād (kālikātā 本)

・ kṛṭṛnāsadvādarabhūtadiva (viśuddhānandasarasvatīsvāmivara 本)

…kartari nāsad iva ādaro 'bhūt tad iva という読み方を提示。

・ kṛtyāsadvākarabhūtadiva (sudhākarapaṇḍita) …kṛtyā sa-divākara-bhūta-diva

天文学の論書で 14 日の日曜日に矛盾すると述べられ、それに従って「クリティ星が太陽になった日」と読む。クリティ星とは星のことで、「太陽に天秤座のバラニー星が優勢となって近づき、マガー星もそうなる。

14 日と 12 日はぶつかり 7 日もそうなる」ということを早く理解するために見られる (sudhākarapaṇḍita)。

・ kṛtsnāsadvādarabhūtadiva (kāśīsaṃskṛtapāthasālā 本, śivakumāramiśra) …kṛtsna-asad iva ādara-bhūtad iva

唯識の論証を始めるとき、どうして認識だけが存在し外界の対象は存在しないとあなたは説明するのかと反論されて、唯識論者が要約して 2 つの実例によって 2 つの実例による説明の方法を自ら示す。「全部」などと。ここで「全部が存在しない者のように、敬意を払う者のように」と分解する。その意味は、私は外界の対象が非存在であることを説明するとき、私は「全部が存在しないような者」である。その者にとって全部が存在しない、つまり空論者のような者であるという意味。空論者は全てが存在しないことを論証し、縁起説を説くのと全く同様に、私も外界の非存在を論証するものであるということ。一方認識が存在することを証明するとき、私は「敬意を払うような者」である。敬意を払うとは承認を対象とし、その全部をもつものが敬意を払う者である。全ての存在性を主張するニヤーヤ学派という意味。ニヤーヤ学派が経験の力を行使して外界とそれ以外の両方の存在性を論証するのと全く同様に、私も認識の存在性を論証するという意味 (śivakumāramiśra)。

・ kṛṭṛāsadvādivat (KM)

・ kṛṭṛāsadvādivat (KO)

…編者によって「？」マークが付されている

・ karṭṛtāsadvādivat (MM, TI)

・ kṛtavāsadvādara (m) bhūtadiva (TR)

…「私には真実は分からない (Laghubīpikā)」

…「特定の時間を要約する文の語頭を取り上げたものである (Vivṛti 238.19)」

## 【2-11. (11) 不足】

不足とはいずれか一つでも支分を欠くものである（スートラ 5. 2. 12）.

### 【2-11-1. 支分の数について】

#### 【2-11-1-1. 支分の数の制限による議論の壊滅】

反論. これは関係のないものである. 別の議論が壊滅することになってしまうから<sup>343</sup>. すなわち, もし二支分の提示をするならば不足によって敗北してしまう. あるいは敗北しないならば立論者が反論すべきものの看過を指摘することになってしまう. 一方五支分ならば過剰によって敗北してしまう. あるいはそのように [五支分を] 認めるならば定説逸脱によって [敗北してしまう]. それゆえ二支分が提示され, 必ず不足が指摘される時, 別の支分を認めないと仏教徒が述べるはずである. ニヤーヤ学徒もそれらが要件であることを説明するはずである. よって全ての場合に議論が中断してしまうだろう. また, そうであってもよいと言ってはならない. [不足と過剰の] ほかの敗北の場合を説明することが無意味になってしまうから. 主張などが要件か要件でないかの考察もなくなってしまう. 提示が確定していなければ提示することができないから.

#### 【2-11-1-2. 支分数は定説に基づく】

ここで以下のことが真実である. 自分の定説で確定された提示の支分を破棄することなどに関して不足などが起こる<sup>344</sup>.

<sup>343</sup> 両論者が支分の数だけに拘泥している限り, いかなるテーマの議論も進展しない. 主張などの各支分が要件か要件でないかというようなメタレベルでの議論もまた, それを主張するための支分の数が問題となってしまう, それ自体の議論に入ることができない.

Pra: 「主張などが」について. すなわち, 所証が疑わしいときに, 両者にとって必ず成立している証因が取り上げられ, もし所証をもつ提示の数だけに異論があるならば, 証因も疑わしいものにほかならないから, どうしてそれを確定するために取り上げられようかという意味.

<sup>344</sup> 二支分論者は二支分から, 五支分論者は五支分から過不足する場合だけが不足や過剰になる. これによって支分が異なる論者同士の論議が可能となる. 支分の数はいくつが適切かという議論は重要なトピックであるが, ここではひとまず棚上げされている.

Pra: それゆえ論議において自分の定説で述べるべきものとして承認された論議の部分を述べないことが不足である.

ヴァーチャスパティミシュラまでは五支分にこだわり, 特に仏教徒の「主張はなくてもよい」という見解に焦点をあわせて「不足」を説明しているが, ウダヤナに来て大きな転換を遂げたことになる.

NV 1185.6ffある者たち [=ディグナーガ] は主張の不足はないと考える. しかしこれは妥当ではない. 主張なしの提示には [敗北か否かという] 選択によって反論されるべきだから. ……もし敗北でないならば, 不足した文が対象を証明するので, 論証なしに成立が承認されたことになる. しかしあなたが「主張は定説に含まれるものにほかならない」ということも我々は認めない. 対象を取り上げるのが主張であり, 一般と特殊から確定された事物の総括が定説であるという. (cke tu pratijñānyūnam nāsti iti ācakṣate| etad tu na yuktam| pratijñām antareṇa prayoge vikalpataḥ paryanuyojyaḥ|... atha na nigrahaḥ ? nyūnam vākyam artham sādhyati iti sādhanābhāve siddhiḥ abhyupagatā bhavati| yat tu braviṣi `siddhāntaparigrahaḥ eva pratijñā` etad api na budhyāmahe ; karmaṇa upādānam pratijñā, sāmānyaviśeṣavato `vadhāritasya vastunaḥ parigrahaḥ siddhānta iti|)

NVTT 1185.13ff: 主張などの五支分を備えたものが論証であると説明されている. 不足しているとき, 論証であることはなく, それがなければ所証の成立はない. なぜなら総体によって成就される結果が総体の一部からあるということはないからであるという意味. (pratijñādinām pañcāvayavānām militānām sādhanatvam

## 【2-11-2. 定説逸脱ではない】

### 【2-11-2-1. 不足は承認内容ではない】

反論. そうであっても定説逸脱であるはずだ. それ [=不足など] に何の用があるのか.  
答え. そうではない. なぜなら自分の定説と異なる行動が定説逸脱なのではなくて, [自分の定説と異なる] 承認 [が定説逸脱] なのである<sup>345</sup>. さもなければ全ての敗北の場合が定説逸脱になってしまうから. また不足を行っても, その者 [=論者] が不足が [論証を] 理解させるものであると承認していることはない. もしそうならば定説逸脱になるだろうけれども.

### 【2-11-2-2. 言明の可能性】

反論. そのように承認しないでおいて行うというのは撞着している. それゆえもし言葉の上で承認がなくても, 意図としてはあるだろう.  
答え. そうではない. 完全な文を述べようとしていても, 途中で会衆が騒然となることにより硬直してしまい, 別の支分を述べないことがありえるから. また, 意図は言葉を徴標とするので, 不足を述べることによってのみ, そのような承認も推察されるから, [定説逸脱は] それ [=不足] よりも理解が劣るから<sup>346</sup>.

### 【2-11-2-3. 制限前の齟齬】

あるいは, 事実に即して, あるいは定説に即して述べるべしと制限する前にこれ [=不足] が起こる. またそうであるならば提示の形体の議論が付随して, 別の議論が浮上する過失がある. いずれかの [論者での] 不成立<sup>347</sup>を指摘するときに成立とは何かと説明するように, [支分の数についての議論が] 前に述べたもの [=立論] と結びつくから.

## 【2-11-3. 極意】

完全なものを述べるべしというのが極意である.

---

upapāditaṃ| nyūnatve sādhanatvaṃ nāsti tadabhāve na sādhyasiddhiḥ| na hi sāmāgrīṣpādyam kāryam sāmāgryakadeśād bhavaty arthaḥ|)

<sup>345</sup> 定説逸脱は定説と異なる言明であるのに対し, ここでは「私は五支分論者ではない」というように定説と異なる内容の言明をしているのではなく, 学派で認められた定説と異なる支分の数で提示したという形式が問題となっている. 仮に不足が論証を理解させないという定説を裏切って論証を理解させると承認するならば定説逸脱の余地があるが, 論者にはそのような承認はない.

<sup>346</sup> 形式上の逸脱からも, 定説逸脱の意図を暗示的に読み取ることは確かにできるが, それ以前に不足は明示的なものであり, したがって不足の敗北の場合が先に適用される. また, 会衆が騒然となったことによって意図せず中断してしまった場合は, 意図としても定説逸脱があったとは言えず, 明示的なものとして不足が指摘されることになる.

<sup>347</sup> Pra: 「いずれかの不成立」とは, 立論者が述べたものに対論者がいずれかの不成立を指摘するとき, 対論者がそのときにこそそれを証明せず, 承認だけによって述べるように, 前に述べたものも同じであるという意味.

## 【2-12. (12) 余分】

余分とは理由と喩例が余計なものである（スートラ 5. 2. 13）.

### 【2-12-1. 他の敗北の場合との区別】

#### 【2-12-1-1. スートラへの補い】

連関しており、[論証に] 資するものであり、繰り返しではなく、行われるべきことが済んでおり<sup>348</sup>、述べられつつある余分がここで得られる。その余分が敗北の場合と表現されるべきであるという意味。それゆえ無関係などを排除し、また余分な再言及<sup>349</sup>と反論の余分が包含される。

#### 【2-12-1-2. 主張と結論の余分はない】

一方「理由と喩例」という語は、他の支分の余分がないことを説明するためのものである。すなわち主張と結論の余分はありえない。

#### 【2-12-1-2-1. 主張の余分は他の敗北の場合になる】

同じ意味をもつならば「繰り返し」に基づいて、そうでないならば「音声は無常である。大地などは作者をもつ」というように「無関係」であることに基づいて [敗北の場合となる]。期待が同一ならば「音声は無常であり、属性である」というように「別の意味」であることに基づいて [敗北の場合となる]。所証の限定要素が複数あるならば「音素からなる有意な言葉は減するもの、つまり無常である」というように同じ内容の繰り返し<sup>350</sup>に基づいて [敗北の場合となる]。

#### 【2-12-1-2-2. 結論の余分はない】

結論においても同様である。

#### 【2-12-1-3. 適用の余分は理由の余分に同じ】

一方、適用の余分は理由の余分と異ならない。

#### 【2-12-1-4. 理由の余分】

しかし理由と喩例の余分ではこのような他 [の敗北の場合] との混同はない。すなわち、「こ

---

<sup>348</sup> NVTP 597.2: [論証に] 資するものであり、繰り返しではなく、連関しており、行われるべきものが済んだことを述べるのが余分である。(upayuktāpunaruktakṛtakartavyatābhīdhānam adhikam)

「行われるべきことが済んでいる」第 1 の理由や喩例によって論証の支分が完了していることを表す。その上で第 2 の理由や喩例を挙げることが余分となる。

Pra: 「行われるべきことが済んでおり」といって第 1 の表示を [排除する]。

<sup>349</sup> 再言及は「繰り返し」の例外であるが、それでも余分なものがあれば「余分」の敗北が適用される。

<sup>350</sup> 「音素からなる」音素からなるならば必ず有意であり、減するならば必ず無常であるため、「有意である」「減する」という限定要素は無意味な繰り返しになる。

れは火を有する．煙を有するから．光を有するから」というとき、「繰り返し」はない．煙と火は別物だから．また「煙と光に」遍充関係がないから．「無関係」でもない．主張の内容と連関しているから．「別の内容」でもない．「煙と光の」両方とも当該のものとして違いはないから．単に行われるべきことが済んだことが「2番目の理由に」残る．

#### 【2-12-1-5. 喩例の余分】

「焼き釜のように．かまどのように」というこの場合も同様である．

#### 【2-12-2. 2種類の余分】

そしてこの余分はそれぞれの語によって個別にあるものと、「など」という語によって一般的にあるものとで2種類が考えられるべきである<sup>351</sup>．

#### 【2-12-3. 知りたい欲求に反すること】

##### 【2-12-3-1. 無理解と誤解】

「これは敗北の場合ではない．無理解と誤解<sup>352</sup>を明らかにするものではないから」とある者たちは言う．それは正しくない．会衆と対論者の知りたいという欲求に従って論議が起こるから．さもなければ「別の内容」なども敗北の場合でなくなってしまう．自分の望み<sup>353</sup>でも始められるから．それゆえ論議の要件となったそれ「＝知りたいという欲求」を知らずに．あるいは要件でないと思って起こるから．無理解と誤解がどうしてないだろうか．

##### 【2-12-3-2. 余分が許される場合】

反論．しかし会衆が他の理由や他の喩例にも知りたいという欲求があったら何と言うのか．

##### 【2-12-3-2-1. 思いつく限り】

答え．思いつく限り話すべきである．全部必ず「述べなければならぬ」と承認することによって「話すべき」ではない．全知者でない者はそれ「＝全部必ず述べること」が不可能だから．

---

<sup>351</sup> 直接個々に言及する場合と「など」という語で包含させる場合．

Pra:「それぞれの語によって」＝非共通の者を表す語によって．例えば「煙を有するから．光を有するから」などというように．「などという語によって」とは例えば「煙を有することなどから」などというように．

<sup>352</sup> NS 1.2.19:敗北の場合とは誤解と無理解である (vipratipattir apratipattis ca nigrahasthānam||)

<sup>353</sup> 「別の内容」も直接的には論者の無理解と誤解ではない．それが敗北の場合となるのは会衆と対論者の知りたい欲求に従っていないからである．ここにおいて敗北の場合の一般定義はあくまで聞き手の欲求に関してのものであると解釈し直されることになる．

Pra:「まさに自ら (自分の望みで)」とは．別の対象にさまようことなどは必ずあるので．原因がないからという意味．



#### 【2-12-3-2-2. 教義書にある限り】

あるいは学習中の者は教義書にある限り話すべきである。それを述べなければ「不足」が起こる。

#### 【2-12-3-2-3. 知りたいと思う限り】

深い知識をもつ者は会衆が知りたいと欲求する限り話すべきである<sup>354</sup>。なぜならたくさんの回数話せば、それ [= 知りたいという欲求] は止むだろうからである。止まなければそれ [= 知りたいという欲求]こそが [論議の終了にとって] 障害となるだろうが、しかし [実際] そのようなことはありえない。

#### 【2-12-3-2-4. 反論の余分】

一方、過失を述べる時 [= 指摘するとき] には全部必ず [述べなければならない] と承認することもできる。それら [= 過失] は限りがあるから<sup>355</sup>。

#### 【2-12-4. 言明の可能性】

「この意味が明解で確固であるべきだ」という迷妄からこれ [= 余分] の言明の可能性がある。

#### 【2-12-4-1. 余分によって確固になることはない】

反論。 どうしてこれが迷妄なのか。

答え。 そうではない。 すなわち明解で確固であること<sup>356</sup>とは、 決定のことか、 完璧な決定

<sup>354</sup> 理由や喩例の数は聞き手の期待に基づくものであり、常に1つしか述べてはいけないうとは限らないというこの見解は、ヴァーチャスパティミシュラの言明に基づいたものであると考えられる。ヴァーチャスパティミシュラは対論者や会衆に知りたい欲求がある限り、いくらでも述べるべきだと言う。しかしウダヤナはたくさんの理由を挙げるのは論者の全員にできることではないとして、「思いつく限り」「教義書にある限り」という別の選択肢を用意している。

NVTT 1186.12ff どうしてこれが所証を証明するのかという知りたい欲求がある場合、1つだけの証因によって所証が成立するから、別の証因を述べることは無意味である。行為が完成した行為対象に、異なるものを述べる証因は証因の定理を逸脱しているから。一方対論者や会衆に「この所証にはいくつの証因があり得るのか」と知りたい欲求がある場合、証因の数だけまさに全て述べるべきである。いずれか1つを述べれば [不足という] 敗北の場合になってしまうから。(yatra katham etat sādhyam sidhyatīti jijñāsā, tatraikenaiva sādhanena sādhyasiddheḥ sādhanāntarābhīdhānam anarthakam iti, niṣpāditakriye karmaṇi aviśeṣābhīdhāyinaḥ sādhanasya sādhananyāyātipātāt| yatra tu pratīvādinah pariṣado vā jijñāsā bhavati - kati sādhanāni sambhavanty asmin sādhyā iti, tatra yāvanti sādhanāni tāvanti sarvāṇy eva vācyāni, anyatarābhīdhāne nigrahaprasaṅgād iti)

<sup>355</sup> 論証では1つの所証を論証するのにさまざまな理由と喩例を挙げることができ、全知者でない限り全部を挙げることはできないが、反論において誤った理由などの数は高が知れており、全部を挙げるができる。

Pra: 当該の推理が落ちるある限りの個々の場合を述べることは、反論において可能であるが、認識手段 [= 論証] においてはそうではない。なぜなら当該の所証の個々の場合に個々の認識手段 [= 論証] がある限り全知者でない者が全部を述べることはできないからである。当該の所証に遍充されるものは無限だから。また感覚器官を超えるものだからということが意図されている。

<sup>356</sup> 余分な理由や喩例を述べることは、論証を確固たるものにする効果があるという理由から、敗北の場合

のことか、繰り返しによる潜在印象の卓越のことか。

【2-12-4-1-1. 決定は済んでいる】

1 番目ではない。最初 [の理由／喩例] によって成立しているから。

【2-12-4-1-2. 完璧な決定はない】

2 番目ではない。それ [=完璧な決定<sup>357</sup>] は 1000 の推理をもっても不可能だから。

【2-12-4-1-3. 論者への温情はない】

3 番目ではない。それ [=潜在印象の卓越] は弟子など温情すべきものを対象とするから。そして会衆と対論者にはそれと反対する者だから。

【2-12-4-2. 正しい根拠でも余分である】

反論。そうであってもそれ [=余分] は正しい根拠にほかならない。なぜなら未知の対象を知らせるもの<sup>358</sup>こそがニヤーヤ学徒にとってそれ [=正しい根拠] ではないからである。

---

であることを否定する見解は、ウディヨータカラが引用し批判している。ウディヨータカラは「確固であること」の意味を問うだけで自ら選択肢を示していないが、ヴァーチャスパティミシュラはこれを注釈して、確固であることを「決定」「明解であること」「一般と特殊とそれをもつものの把握」の3つに解釈しながら、それぞれ否定している。ウダヤナが用意した3つの選択肢のうち2つが、「決定」「一般と特殊とそれをもつものの把握」に対応している。

3 つ目の「繰り返しによる潜在印象の卓越」については、次の「繰り返し」でウディヨータカラが同じような議論を展開し、「論者は師匠や弟子ではないから、繰り返すことはない」とい述べたことに基づいていると考えられる。

NVTP 1186.17ff:もし決定が確固であることならば、それはただ1つだけの認識手段からなる。決定しないものは認識手段ではないから。もし明解であることならば、それも決定ならば回答は与えられている。もし一般と特殊とそれをもつものの把握ならば、それは1000の推理をもってもない。普遍をもつ実体だけを対象とするから。(yadi niścayo dārḍhyaṃ tad ekasmād eva pramāṇād bhavati aniścāyakasyāpramāṇatvāt| atha sphuṭatvaṃ tad api cen niścayaḥ sa dattottaraḥ| atha sāmānyavišeṣatadvatām grahaṇaṃ na tadanumānasahasrair api teṣāṃ sāmānyavad dravyamātraviṣayatvāt|)

NV 1188.4:この者は弟子でも師匠でもなく、それゆえこの者は繰り返し理解することはない。(na cāyaṃ śiṣyo na gurus tasmān nāyaṃ punaḥ pratipādyata iti|)

Pra では「決定」は疑惑がないことを表し、「完璧な決定」は全部のあり方の直覚を表すとする。

Pra: 「決定」とは疑惑の反対のあり方をもつものという意味。「完璧な決定」とは全部のあり方を直覚することからなるものという意味。「繰り返しによる」とは1つの対象に複数の知が生じることによるという意味。

<sup>357</sup> 「完璧な決定」とはヴァーチャスパティミシュラの「一般と特殊とそれをもつものの把握」に対応し、Pra では「全部のあり方の直覚」と解釈される。

<sup>358</sup> ミーマーンサー説。直接の引用はないものの、正しいものを2つ提示しても過失はないという見解に対して、ウディヨータカラが批判しヴァーチャスパティミシュラが解説したものを踏襲している。ヴァーチャスパティミシュラはニヤーヤ学派の認識手段にとって対象が未知である必要がないことから、2 つ目の理由や喩例が認識手段にほかならないことを示しつつ、問題はそれが認識手段か否かにあるのではなく、聞き手の期待に沿っているか否かにあるのだと説いている。

NV 1186.8ff:もしあなたが2つとも知らせるものだというならば、その通り、2つとも知らせるものである。1 っだけ述べれば2 っ目を述べることは無意味である。照明されたものに別の灯火を取り上げるようにという。あるいは無限遡及がある。照明されたものにも別の手段を取り上げるからという。(atha bravīṣi dve api jñāpake ? satyam dve api jñāpake| ekenaivābhidhānād vyartham abhidhānam dviṭiyasya prakāṣite

答え. その通りである. [しかし聞き手に] 期待されていないものを知らせる人が, 「別の内容」のように敗北すると述べたのである.

### 【2-12-4-3. 賞賛されない】

反論. そうであっても自身が偉大であることを知らせることがこの場合の結果である.

答え. そうではない. それ [=自分の偉大さを知らせること] にとって, [聞き手が] 知りたいと思ったものだけが賞賛の理由になるから. しかしさもなければ [=知りたいと思われたことを話しても余分になるならば全ての発言に] 過大適用があるから<sup>359</sup>.

### 【2-13. (13) 繰り返し】

これと同じ理屈で, 理解が済んだ対象を動機なく再び説明するために述べることが繰り返しという敗北の場合である<sup>360</sup>.

### 【2-13-1. 下位区分のストトラ】

それを下位分類によって展開しつつストトラにする.

繰り返しとは言葉や意味の繰り返しである. 但し再言及を除く<sup>361</sup> (ストトラ 5. 2. 14).

### 【2-13-2. 意味上の繰り返しのストトラ】

---

dipāntaropādānavad iti| anavasthā vā prakāśite 'pi sādhanāntaropādānād iti|)

NVTT 1186.20ff:我々にとって未知の対象を知らせるものであることが認識手段性なのではない. もしそうであるならば1つによって理解したとき別の認識手段が正しくないことになってしまうだろうが. そうではなくて知らせるものが認識手段であり, そしてそれは2つ目にも異なるというのが疑問の意味. 否定する. 「その通り, 2つとも知らせるものである」と. 人がここで過誤とされるのはすでに知られており, [聞き手が] もう知りたいと思っていない対象を説く者であり, 認識手段 [を説く者] ではない. すなわちそれは能力によって対象に必ず起こる. もし知りたいと思う欲求があるならば, 知らせる対象を説く者には何の過誤もない. すなわちまだ刈り取っていない麦に刀が役に立たないことはない. それゆえ理由が期待されていないから, また無限遡及があるから, 人の敗北になると定まる. (nāsmākam anadhigatārthagantṛtvam pramāṇatvam, yenaikenādhigate pramāṇāntaram apramāṇam syāt| api tu gantrmātram pramāṇam, tac ca dvitīyasyāpy aviśiṣtam iti śānkārthaḥ| nirākaroti - satyam dve api jñāpake iti| puruṣo 'trāparādhyate yo jñātam artham ajijñāsitam jñāpayati, na tu pramāṇam ; tad dhi sāmartyena meye pravartata eva| yadi jijñāsāyām satyām pravartate pratipādayati jñeyam nāsyā kaścid aparādha iti| na hi dhānyeṣv alūneṣu dātram avraścanam bhavati| tasmād anapekṣitakāraṇād anavasthāprasaṅgāc ca puruṣasya nigrāha iti sthitam|)

<sup>359</sup> NP では述べられていない極意を, TR が述べている.

TR 241.4f:そしてここでは「行われるべきことが済んでいないものだけを述べるべし」というのが要約である. (atra cākṛtakaram eva (ṁ) vaded iti saṅkṣepaḥ|)

<sup>360</sup> NVTP 597.7:既に理解された対象を動機なく述べることによって説明することが繰り返しである.

(pratīṣāyārthasya prayojanam vinā vacanena pratipādanam punaruktam|)

ヴァーチャस्पティミシュラは「繰り返し」を前の3つの敗北の場合と分けて独立の章にしているが, ウダヤナは「これと同じ理屈で」という言明によって特に「余分」と強い関連をもたせている.

Pra:明解かつ確固であると [誤って] 考えてこの提示があるという意味. あるいは, 自らの偉大さを知らせるあり方の結果をもつものとしてこれは敗北の場合ではないということについて述べる. 「これと同じ理屈で」と. 知りたいと思った対象だけが賞賛の理由になるからという意味.

<sup>361</sup> このストトラには説明的な部分がなく, 同語反復であるためウダヤナはこれを定義とみなしていない.

「言葉と意味の」という箇所を下位分類に結びつける.

反論. たとえ「繰り返しとは繰り返しである. 但し再言及を除く」というだけの定義で全てが包含され、「言葉と意味の」というだけで展開されるとしても、述べられたものの繰り返しは意味上帰結するものを述べることではない. そこには「繰り返しの」表示がないから.

答え. この疑問を否定しようとして述べる<sup>362</sup>.

意味上帰結するものについて、自身の言葉によって再び述べること【も繰り返しである】(スートラ 5. 2. 15).

#### 【2-13-2-1. 理解が繰り返される】

「繰り返しである」と補う. というのも、この場合「再び」という語において言明の繰り返しを言うのではなく、理解【の繰り返しを言うの】である. それゆえ既に理解されたものを述べることによって再び説くこと【が繰り返しである】という意味<sup>363</sup>.

#### 【2-13-2-2. 3種類の繰り返し】

そしてその既に理解されたものは、同じ言葉に基づいて、その同義語に基づいて、あるいはその暗示に基づいて【起こる】<sup>364</sup>.

#### 【2-13-2-2-1. 意味上の帰結を意味上帰結する場合は除く】

そしてそうであるならば、意味上帰結されたものを再び【別に】意味上帰結することは過失にならない<sup>365</sup>. 不可離関係は人間に依拠しないから<sup>366</sup>. 別の言葉<sup>367</sup>が、それ自体の表示

<sup>362</sup> 敗北の場合のスートラは1種類につき1つずつ提示されるが、「繰り返し」に限って2つのスートラがある. ウダヤナは定義を飛び越えて両方を分類のスートラとし、合計3つの分類を引き出している.

<sup>363</sup> 意味上帰結するものを述べる場合、表現上は同じではない. したがって言明の繰り返しではなく、2つの異なった表現による理解の繰り返しである. これも「繰り返し」と見なされる.

ウダヤナが定式化したものを Pra では用語を明確にして説明し直す. ここで説明した本人が同じ説明をすること、そこには再言及のような動機がないことが明らかになる.

Pra 108.10f: またそうであれば既に説明されたものに、その説明以上の動機なく説明することが繰り返しであるというのが一般定義である. (tathā ca pratipādītya tatpratipādanānadhikaprāyojanakam pratipādanam punaruktam iti sāmānyalakṣaṇam|)

<sup>364</sup> ウダヤナが独自に行った定義に基づいて、スートラの分類を展開しなおす. 3種類の分類はすでにヴァーツヤヤナから見てとることができるが、明言したのはヴァーチャスパティミシュラからである.

NVTT 1187.14ff: したがってこの2つのスートラによって「繰り返し」は1つだけの敗北の場合であり、あるあり方で下位分類を意図すれば3種類の展開の意味が述べられる. 同じその「繰り返し」が言葉の繰り返しに基づくもの、別の同義語に基づくもの、意味上に基づくものになる場合がある. (tad anena sūtradvayena punaruktam ekam eva nigrahasthānam kathañcid avāntarabhedavivakṣayā trividham uktaṁ prapañcārtham| tad eva punaruktam kvacic chadbāhyāsāt kvacit paryāyāntarāt kvacid arthād iti|)

<sup>365</sup> 1回目の言明で暗示したことを、2回目の言明で直接的に述べる場合が「繰り返し」である. したがって、1回目の言明で暗示したことを、2回目の異なる言明で再び暗示すること、すなわち2つの異なる表現がどちらも同じ内容を暗示する場合は該当しない.

<sup>366</sup> ある言葉がある対象と不可離に結びついて意味することは人間が操作できる範囲ではないことを表す. 意味上の帰結、暗示はニヤーヤ学派において推理の一種とみなされており、不可離関係を前提としている. Pra: 反論. もしそのように【同じものを】言わなければ、どうしてそのように【同じものを暗示するものとして】理解されるのか. 答え. これゆえ述べる. 「不可離関係は」と. 人によって取り除くことはできない

対象を意味するものとして発せられているから。

#### 【2-13-2-2. 同じ言葉、同義語に基づく例】

そして例は「無常である。無常である」というもの [が同じ言葉に基づく繰り返し]、「無常である。滅するものである」というもの [が同義語に基づく繰り返し] である<sup>368</sup>。文においても全く同様である。

#### 【2-13-2-2-3. 意味上帰結されたものの繰り返し】

##### 【2-13-2-2-3-1. 語】

一方、意味上帰結されたものの場合、前の語によって暗示されたものを述べることは例えば「火と、熱いものと山は結びついている」というもの。同じものを反対にして後の語によって暗示されたものを述べることもある。

##### 【2-13-2-2-3-2. 文】

文においても、肯定によって暗示された否定を述べることは例えば「外にデーヴァダッタがいる」と述べてから「洞窟にいない」というもの。「生きており洞窟にいない」と述べてから「外にいる」というのは否定によって暗示された肯定を述べることである<sup>369</sup>。以上などのようなものがある。

#### 【2-14. (14) 無言】

無言とは会衆に理解されているのに 3 回言っても返答<sup>370</sup>しないことである (スートラ 5. 2. 16)。

---

からという意味。

<sup>367</sup> 2 回目の暗示は直接的には 1 回目の暗示内容を指示せず、別のものを表示している。

Pra:すなわち、別の言葉の発言は意味上帰結した理解を意図するものではなく、自らの意味の説明を意味するものであるという意味。

<sup>368</sup> NBh 1187.2f:「音声は常住である。音声は常住である」というものが言葉の繰り返しである。意味の繰り返しは「音声は無常である。音響は滅する属性をもつ」というものである。(nityaḥ śabda nityaḥ śabda iti śabdapunaruktam| arthapunaruktam - anityaḥ śabda nirodhadharmako dhvanir iti)

<sup>369</sup> マニカント・ミシュラは意味上帰結されたものの繰り返しは繰り返しではないとする。

NR 236.5ff:そうではない。もし言葉だけがそれだけ遠くを意味するならば、それを暗示することはない。また不可離関係を得ているから遍充するものの繰り返しだと言うならば、「煙があるから火がある」というこの場合も繰り返しになってしまう。(tan na| yadi śabdasyaiva tāvati dūre tātparyam, na tadākṣepaḥ| athāvinābhāvalabhyatvād vyāpakasya punaruktitety abhidhīyate, tadā "dhūmavattvāt vahnimān" ity atrāpi paunaruktyaprasaṅgaḥ)

<sup>370</sup> 「返答」は反論の前に行われる立論の再言及を指す。すなわち 3 回立論を述べても、その立論を繰り返すことができない場合にこの敗北の場合が適用される。伝統的に返答と反論は別物として扱われている。

NBh 1189.4f:返答しない者は、何を拠り所にして相手の説の否定を述べるだろうか。(apratyuccārayan kimāśrayam parapakṣapratīṣedham brūyāt|)

## 【2-14-1. スートラ解釈】

### 【2-14-1-1. 理解しているのは会衆だけでよい】

「会衆に」というのは「理解」の行為主を表し、対論者の理解は意図されていないことが示されている。しかしその者 [= 対論者] の承認<sup>371</sup>だけは意図されている。承認しなければ「無知」になるから。

### 【2-14-1-2. 3回言うのは論者または会衆】

「3回言うても」とは[対論者に]発言の能力があることだけを示すためであり<sup>372</sup>、[主語として]「立論者によって」と補う。しかしそれ [= 「立論者によって」という語] が示されていないのは、愚鈍な者<sup>373</sup>には時によって会衆も再言及して与えるということを明らかにするためである。

### 【2-14-1-3. 定義】

したがって以下のような意味になる。立論者が述べ、会衆が理解し、再び立論者または会衆が再言及して与えているのに、[返答の]能力があつて正気な者が、理解していないことを明らかにせず論議を打ち切らないで<sup>374</sup>、返答しないことが「無言」とであると。

---

<sup>371</sup> Praによれば「承認」とは承認の表明、すなわち理解した素振りを見せることである。対論者が本当に理解しているか否かは、後に説かれるようにこの段階ではまだ決定できない。したがって会衆の理解は「無言」の必要条件となるが、対論者の理解はそうではないと述べられている。対論者については、理解した様子を見せることだけでよい。

Pra:反論。承認は理解を必要とするから、対論者の理解は意図されていないということと矛盾する。答え。そうではない。対論者の承認を明らかにすることだけが意図されているのであって、承認も[意図されているの]ではない。

<sup>372</sup> ここで3回とは制限を意味するのではない。対論者に返答の能力があり、理解していないことをまだ明らかにしていない可能性がある限り、繰り返してもよい。返答の能力がないと判断された時点で「無言」となる。

Pra:表現による「発言の能力」とは対論者による返答の能力であり、自身の理解を明らかにしないことがあり得る限り、その回数だけ言うてもという意味。

ダルマキールティは3回という制限を批判し、理解していない限り何回でも話すべきであるとする。ウダヤナの見解は何回か後に敗北が宣言されるので同じ意見ではないが、回数を制限しない点では共通する。ヴァーチャスパティミシュラは3回を制限であるとみなしている。

VN 56.4:それゆえ把握していない限り話すべきであつて、3回だけではない。(tasmāt tāvad vaktavyam, yāvad anena na grhitam, na trir eva)

NVTT 1190.25f:3 回言うことは、そうであっても理解していない者が愚か過ぎるので議論の資格がないという意図があつて、それゆえということ。(trirabhidhānam evam apy apratipadyamānasyātijaḍatayā na vāde 'dhikāra ity abhisamdhim ata iti)

<sup>373</sup> 愚鈍な者は会衆が騒然とした場合に言葉に詰まってしまう。そこで立論者ではなく会衆から再言及が与えられる場合もある。

Pra:「愚鈍な者」とは、会衆が騒然となることなどによって述べることができないという意味。

<sup>374</sup> この解釈では、「無知」と「逃避」との違いも明らかにされている。同じく返答がなくても、理解していないことを明らかにすれば「無知」、論議を打ち切れば「逃避」となる。

Pra:「理解していないことを明らかにせず」とは「無知」の排除であり、「論議を打ち切らないで」とは「逃避」を否定する。

### 【2-14-2. 5種類の分類】

2つの否定辞は非定立的否定と定立的否定〔の両方〕ではたらく。そしてそうであれば、「それ」などの代名詞での再言及によるもの、一部の再言及によるもの、誤った再言及によるもの、単なる反論だけの言明によるもの、棒立ちによるものの5種類に分けられる<sup>375</sup>。

### 【2-14-3. 無知・思いつかずではない】

すなわちそうであるならば、無知や思いつかずは決定することができない。認識の手段〔の有無〕も、または思いついた返答も、言葉に詰まることや〔会衆が〕騒然となること<sup>376</sup>によって表明されないことが起こるから。そして「無言」はあり得るべきものの非知覚によってこそ、決定されるから。それゆえ決定されたものと未決定のものとは、決定されたものこそが指摘されるべきである。未決定のものに敗北を指摘すると過大適用になるから。

### 【2-14-4. 敗北になる理由】

問い。どうしてこれが敗北の場合なのか。

答え。そうではない<sup>377</sup>。

<sup>375</sup> 被定義項「無言」と定義項の「返答しないこと」を定立的否定で解釈することによって、返答も反論も発言しないこと（「棒立ち」）だけではなく、正しくない返答をすることも含まれる。これによって新たに4つの「無言」が追加されることになる。ただし「棒立ち」も含まれるので、非定立的否定も許されていることになる。Praは「棒立ち」が単に何も述べないことではなく、身体がある状態になることであると解釈して定立的否定に収めている。

Pra: 「2つの否定辞は」とは被定義項と定義項にあるものという意味。またそうであれば返答と対立する作用が得られる。また棒立ちに適用不十分はない。その場合も再言及を理解する者に身体や感覚器官の特定の状態があるから。一部と余分による返答も正しい返答と対立する作用だから適用不十分はない。またそうであれば再言及の能力がある時点でそれと対立するはたらきが「無言」であるというのが定義の意味である。これによって非定立的否定への適用不十分はない。

<sup>376</sup> 論証を理解していても、言葉に詰まることや会衆が騒然となることによってそれを明らかにできなければ理解しているとも「無知」とも言えず、返答を思いついていても、同じく言葉に詰まることや会衆が騒然となることによってそれを述べられないならば「思いつかず」ではない。このように「無知」と「思いつかず」が決定されない時点でも、「無言」は決定的なものとして指摘することができる。

Pra: 「理解の証明」で「無知」が成り立たないこと、「思いついた返答も」で思いつかずに指摘が成り立たないことが示されている。

ヴァーチャスパティミシュラは「思いつかず」ではないのに鈍感によって「無言」になる場合を示す。

NVTT 1190.17fある者は批判点と反論を分かっている、再言及を出さない。たくさんの言葉に詰まるからである。それゆえ「思いつかず」がなくても「無言」があり得るから、「無言」は「思いつかず」の一種ではない。(kaścīd dūṣyaṃ dūṣaṇaṃ ca vidann api nānubhāṣitūṃ pārayati, bahuvacanakuṅṭhatvāt| tasmād asatyām apratibhāyām ananubhāṣaṇasambhāvān nāpratibhāyā viśeṣo 'nanubhāṣaṇam iti|)

<sup>377</sup> 「無言」は立論の再言及がないこと、あるいは正しい再言及がなされていないことであるが、再言及のいかんに関わらず、正しい反論をその後展開するならば、敗北の場合にはならないという仏教説をウディョータカラが挙げている。

NV 1189.7ff: 「反論によって決まるからこれは敗北の場合ではない」とある者たちは言う。「反論によって決まるから」とは、長所や短所をもつ反論によって、愚かであるか愚かでないかが理解されるので、さらに返答によって何があるか。というの、反論においてある者が能力があると知られるのであって、返答においてではない。その者がそれだけで敗北の場合になることはありえない。また自説を始めておいて最後まで論証しないものには悪評があるのみである。(uttareṇāvasthānāt na idam nigrahassthānam iti kecit| uttareṇāvasthānāt uttareṇa guṇadoṣavatā mūḍhatvāmūḍhatvam gamyate iti kim punar uccaritenāsti ? asti hi uttare kaścīt samarthaḥ dṛṣyate na pratyuccāraṇe, nāsau tāvatā nigrahassthānam arhati| yaś cārabhya svapakṣam na

#### 【2-14-4-1. 完全な無言】

何も言わなければ反論の拠り所を取り上げることが〔反論の〕要件であることを理解していないから。

#### 【2-14-4-2. 反論だけの言明】

また単なる反論だけを述べれば、拠り所のない反論は何を反論するだろうか<sup>378</sup>。よって正しくないものを取り上げることに基づいて誤解があるから。すなわち〔立論を再言及せず〕に「不確定だから」という〔だけならば〕それは正しくない。

#### 【2-14-4-3. 誤った再言及】

その通りに言及しないならば、反論は基体が異なるので、これも全く同じ〔＝拠り所のない反論〕である。

#### 【2-14-4-4. 一部の再言及】

反論されるものの一部を再言及しても、全く同じ〔＝拠り所のない反論〕である。なぜなら一部を反論して全部が反論されたことにはならないだろうからである<sup>379</sup>。またそうであるならば「感覚器官で捉えられること」を不確定因として反論するとき、「属性でありかつ感覚器官で捉えられるから」ということも反論されることになってしまう。

#### 【2-14-4-5. 代名詞による再言及】

代名詞によって再言及しても、再言及しないことと違いはない。当該のもの〔＝代名詞〕がいろいろなもの〔を指示するもの〕として疑われるからという。また適合性による制限

---

nirvāhayet tasya syāt khalikāramātram iti)

<sup>378</sup> ウディヨータカラは再言及のない反論は拠り所を欠くとして批判している。ウダヤナが正しい再言及が行われない4つの場合について敗北の場合であると説明する根拠も、拠り所を欠くこと、それゆえ誤解があることに集約される。

NV 1189.10ff: そうではない。反論の対象を理解していないから。もしこの者が返答しないならば、反論は対象を欠くものになってしまう。もし反論を述べるならば、どうして返答しないのか？ したがって返答しないで反論を述べるということは撞着したことを述べている。(na, uttaraviṣayāparijñānāt - yady ayaṃ na pratyuccārayati nirviṣayam uttaram prasajyate| atha uttaram bravīti, katham na uccārayati ? tad idam vyāhatam ucyate - na uccārayati uttaram ca bravītīti)

<sup>379</sup> 再言及をどこまですればよいかについて、ウディヨータカラは反論の拠り所となるもの提示してさえいればどのようなものでもよいと言い、ヴァーチャスパティミシュラは批判点がたくさんあっても1つさえ指摘すればいいのだから、その批判点に関わる部分だけを再言及すればよく、全部を再言及する必要はないと言う。一方ウダヤナは全部再言及すべきであると言い、ウディヨータカラに準拠しつつヴァーチャスパティミシュラとは異なる見解になっている。

NV 1190.1f: 「先に返答し、後に反論を述べるべし」ということを主張しているのではない。そうではなくて適切なあり方で反論を述べるべし〔と主張しているの〕である。(nedam pratijñāyate pūrvam uccārayitavyam paścād uttaram abhidheyam, api tu yathākathañcid uttaram vaktavyam)

NVTT 1190.10f: それゆえそれだけの返答しないことが「無言」であり、全部を返答しないことが「無言」なのではないということが妥当であるという意味。(tasmād yuktaṃ tanmātrasyāpratyuccāraṇam ananubhāṣaṇam na sarvasyāpratyuccāraṇam ananubhāṣaṇam ity arthaḥ|)



はない。反論されるべきものとしてまさに全てがそのような [=代名詞の適合性をもつ] ものだから。反論それ自体を示すことによって [適合性があるの] でもない。不成立であることなどによって、主題・理由・喩例も反論されるから。また、関係したものだけがその言葉 [=代名詞] で表されることもない。関係していない言葉もありえるから。というのも、「それ [=代名詞] と関係したものだけが述べられる」という決まりはないからである<sup>380</sup>。

## 【2-15. (15) 無知】

そして無知とは、理解していないことである（スートラ 5.2.17）。

### 【2-15-1. スートラ解釈】

会衆と対論者が 3 回言うことを [前のスートラから] 引き出すために「そして」という語がある<sup>381</sup>。それゆえ立論者によって述べられ、会衆によって理解され、再び立論者あるいは会衆が再言及して与えたのに、対論者が分からないならば、そのときその者には「無知」という敗北の場合がある。

### 【2-15-2. 他の敗北の場合との区別】

#### 【2-15-2-1. 無言】

そして「私は、彼によって述べられたことは何なのか分からない」と述べて居直る者に認められる。したがって「無言」とこれは異なる。なぜなら [「無言」においては] 理解していないことを明らかにしない者に再言及の機会があり、機会があるときに [発言] 行為をし損なうことが過失になるからである。さもなければ述べていない時点で [いつでも] 「無言」を指摘することになってしまうから。それゆえ無理解を明らかにして居直る者には「無言」の機会はない。

#### 【2-15-2-2. 思いつかず】

まさにこれゆえ「思いつかず」ではないので、「無知」こそが [独立した敗北の場合として] 残る。

---

<sup>380</sup> 反論では、まず立論者の言ったことを忠実に再言及しなければならない。その中に代名詞を入れた場合、それが何を指すかは適合性、位置関係、論者の意図のいずれによっても決定できず、正しい返答をしていないことによって「無言」の敗北の場合となる。

<sup>381</sup> 「そして」によって前のスートラから「会衆に理解されているのに 3 回言っても」が *anuvṛtti* する。NBh 1191.2f:会衆によって理解され、対論者によって 3 回述べられるのに理解されないことが「無知」という敗北の場合である。(vijñātārthasya pariśadā, prativādinā trirabhihitasya yad avijñātam tad ajñānam nāma nigrahasthānam iti)

### 【2-15-3. 無知の主体】

「理解していない者に無知がある」というのがストラの意味である<sup>382</sup>.

### 【2-16. (16) 思いつかず】

思いつかずとは返答を思いつかないことである（ストラ 5. 2. 18）.

#### 【2-16-1. 他の敗北の場合との区別】

##### 【2-16-1-1. 無知】

〔対論者による〕再言及の直後にだけこれが指摘される機会がある。さもなければ過大適用になるから<sup>383</sup>。すなわちそのとき、「無知」が指摘されるべきではない。〔本当に理解していないかは〕疑わしいから。また自ら〔理解していないことを〕明らかにしていないから。

##### 【2-16-1-2. 無言】

「無言」ではない。それ [=無言] はその行為 [=再言及] によってこそ否定されるから<sup>384</sup>。

##### 【2-16-1-3. 逃避】

「逃避」ではない。論議を打ち切る口実を述べていないから。

##### 【2-16-1-4. 別の内容】

「別の内容」ではない。付随することへの関連がないから<sup>385</sup>。

---

<sup>382</sup> ヴァーツァーヤナの解釈では、「無知」とは理解されていない状態を指すが、ここでは理解していない主体に焦点を当てて解釈し直している。ここにおいて単に理解していないのではなく、対論者が理解していないことを表明することが条件となる。

NBh 1191.2f: 理解されないことが無知という敗北の場合である。(yad avijñātaṃ tad ajñānaṃ nāma nigrahasthānam)

Pra: 反論。〔ストラの〕Kta 接辞は状態を教示するから、目的に限定されていない。答え。これゆえ述べる。「理解していない者」と。またそうであれば論議において当該の対象に自らの無知を明らかにすることが無知であるというのが定義の意味である。

<sup>383</sup> 対論者はまず、立論を正しく再言及する。その上で返答を述べないときに思いつかずとなる。そもそも立論を正しく再言及できなければ「無言」である。

NVTP 598.2: 立論の文意を再言及したときに、返答を述べないことが思いつかずである。(anūдите vādivākyārthe uttarānabhidhānam apratibhā)

<sup>384</sup> 対論者が正しく再言及しているか否かが、「無言」と「思いつかず」の違いになる。

NVTT 1190.19f: ある者は反論の対象を知り再言及もしているが、反論を思いつくことがないだろう。そしてその者は「思いつかず」によって敗北するのであって、「無言」によってではない。そこに能力があるから。

(kaścid dūṣaṇaviṣayaṃ vedānubhāṣite ca, uttarapratipattivikalas tu syāt so 'yam apratibhayā nigrhyate, nānanubhāṣaṇena, tatra sāmartyāt)

<sup>385</sup> 後に例示される「シュローカの暗誦と政治の話」は「別の内容」ではない。「別の内容」は前に述べたものといくばくかの関連があり、当該の論題について理解がないことを隠そうとして起こすのに対し、ここでは全く関連がなく、また当該の論題について立論だけは理解しているからである。

「思いつかず」の一例としてのシュローカの暗誦はウディヨータカラが言及し、ヴァーチャスパティミシュラが「別の内容」でないことを説明している。

### 【2-16-1-5. 無関係】

「無関係」ではない。順々に連関がないことは把握されないから。

### 【2-16-2. 思いつかずによる行動】

そしてこの注意が向けられたときに、会衆と立論者において聞くことに集中しているとき、対論者がもし返答をしなかったり、[関係ない] シュローカを暗誦したり、髪などをなでついたり、空を指し示したり、政治の話を始めたり、何であれそれをするならば<sup>386</sup>全ての場合に「思いつかず」によって敗北する。

### 【2-16-3. 例外】

ただしヘビに噛まれたり、茫然自失となったり、幽霊にとりつかれたり、人格が壊れたりした場合は除く。

### 【2-16-4. 反論すべきものの看過との共起】

そして正しい論証に対してこれ [=思いつかず] は混同しないが、それ以外 [=正しくない論証への返答] では「反論すべきものの看過」が伴い、指摘されなくともこれ [=思いつかず] は敗北となる。それぞれのあり方で笑ってごまかしたり、汗をかいたりすることからも明らかになるから。また論議をやめることによって[「思いつかず」を] 隠すことはありえないから。これゆえこれ [=思いつかず] を言葉によって指摘しなくとも、[思いつかずによって敗北するのであって]「反論すべきものの看過」で[敗北するの]ではないというのが先師の考え方<sup>387</sup>である。

---

NVTT 1191.12f:すなわち「別の内容」という敗北の場合においては付随することへの関連があり、それを成立するためであるように見せかけて起こしている者は、当該の理解をしていないのに対し、ここでは理解はある。その限りで違いが提示されるという。(arthāntare hi nigrahasthāne prasaktānupasaktam tatsiddhyarthavyajenāvātārayatā na prakṛtāvajñānam kriyate iha tv avajñānam etāvātā bhedenopanyāsa iti)

Pra:何らかの方法で相手の理解を意味する文の提示によって、自分の無理解と対立させようとするのがないから「別の内容」ではない。さもなければ「無関係」も「別の内容」であることになってしまうから。

<sup>386</sup> ここでも「無言」と同様、何も述べないことだけではなく、思いつかないことを示す行動が列挙されている。Praは思いつかないことを推察させる行動、または定立的否定によって思いつくことと対立する行動というように説明する。

Pra:返答の機会に返答の対象を理解していないことを推察させる行動が「思いつかず」であるというのが定義である。(中略) 返答の機会にそれと対立する論者の行動が「思いつかず」である。

<sup>387</sup> ヴァーチャスパティミシュラによれば、「思いつかず」は正しい論証の提示に対してのみ指摘され、誤った論証に対して同じ行動(再言及をしてから返答しない)を取った場合、「反論すべきものの看過」となる。ウダヤナはこれについて、誤った論証に対しては実際のところ「思いつかず」が起こっており、それは指摘しなくても状況証拠によって明らかであるため敗北の場合となると解し、「反論すべきものの看過」によって敗北するのではないという反対の結論を引き出している。

NVTT 1192.13f:そしてこの「思いつかず」は正しい論証の提示に対して知られるべきである。一方誤った論証の提示に対しては「反論すべきものの看過」がある。(iyañ cāpratibhā samyaksāadhanopanyāse draṣṭavyā| sādhanābhāsopanyāse tu paryanuyojyopekṣanam|)

AN 116.3ff:一方、先師の考え方ではこれ [=思いつかず] が指摘されないうき「反論すべきものの看過」ではない。指摘されなくとも敗北の場合だから。それにおいてその区分などによって明らかだから。また別の言葉によって隠されているからそれによって明らかにならないことはない。そうであっても論議をや

## 【2-17. (17) 逃避】

逃避とは仕事を口実にして議論を打ち切ることである（スートラ 5. 2. 19）.

### 【2-17-1. 口実】

一同会してから主張の後に論議が起こっているとき、「今日は私が話すべきではない。これこれの私がしなければならない仕事がある。明日か明後日に話そう」という口実の返答<sup>388</sup>が逃避である。

### 【2-17-2. 無知・思いつかずとの区別】

ここで立論者の言明を理解していないことはなく、あるいは「思いつかず」では口実の返答があるわけではないので、区別が提示される。世間の常識<sup>389</sup>に従うからという。すなわち、機会を得て正気である者に、無意味な行動によって無能が推察されたり、口実の返答によって〔無能が推察されたり〕するということは世間の常識であるという意味。

### 【2-17-3. 例外】

またここでキンマを嚙んだり、唾を吐いたり<sup>390</sup>、〔排便のための〕休憩を宣言<sup>391</sup>したりすることなどの必要な人間の営みは、口実に入らない。全ての生き物に共通なものとしてあり得るものなので、〔論議の〕除去を示すものではないから。また論議を打ち切る理由にならないから。

### 【2-17-4. 機会】

論議の始まりから終結に至るまで、これ〔=逃避〕の機会がある。そしてこれは必ず指摘されなければならない。さもなければ承認することが付随するとき、過大適用<sup>392</sup>によって

---

めることによって隠すことはありえないからと言う。(ācāryadeśīyās tu nāsyām anudbhāvitāyām paryanuyojoyopekṣaṇam, anudbhāvitāyām api nigrahassthānatvāt, tasmīṃs tadbhedādīnā vyaṅgyatvāt| na ca vāgantareṇa tirohitatvān na tadvyaṅgyam, tathāpi kathāvirāmeṇa tirodhānāsambhavad ity āhuḥ|)

<sup>388</sup> NVTP において「逃避」は「延期」に言い換えられ、後日話そうという例が挙げられている。原型は NBh に見られる。ウディョータカラは「風邪で喉が痛い」という例を挙げているが後にウダヤナが述べる必要な人間の営みによる例外と照らし合わせると「逃避」か否かの判断は難しい。

NVTP 598.4f: 論議を始めてからそれを打ち切るために口実を述べるのが逃避である。論議を延期することという意味。「明日話そう」、「明後日話そう」という者は論議を逃避=延期している。vi という前置詞をもつ語根 kṣip は延期の意味だから。(kathām ārabhya tadvicchedāya vyājābhidhānaṃ vikṣepaḥ| kathāvistāraṇam ity arthaḥ| śvo vadiṣyāmi paraśvo vadiṣyāmiti vadan kathām vikṣipati vistṛṇāti| vipūrvasya kṣipater vistārārthatvāt|) NBh 1192.2f: これは私がしなければならない仕事だ。それが終わったら後で話そう。(idaṃ me karanīyaṃ vidyate, tasmin avasite paścāt kathayāmiti,)

<sup>389</sup> NVTP では「逃避」とは「未決定」であるというのが世間的な解釈となっている。

NVTP 598.6f: あるいは逃避とは決定のないことであるというのが世間的な意味である。決定されていないものが逃避されたものであると言われる。(atha vā vikṣepo 'vyavastheti laukiko 'yam arthaḥ| avyavasthito vikṣipta ity ucyate|)

<sup>390</sup> キンマを嚙んだ後の行動。唾液が赤くなる。

<sup>391</sup> T,M では「尿と大便の排泄 (tanmūtravyāvāpocāra)」と読む。

<sup>392</sup> 口実を認めれば、延期が続いて論議が終結しない恐れがある。

終結しないから。

#### 【2-18. (18) 他説追認】

他説追認とは自説に過失を承認した上で相手説に過失を付随させることである（スートラ 5. 2. 20）。

##### 【2-18-1. スートラ解釈】

ここで「説」とは定説、「過失」とは単なる反対、「承認」とは払いのけないことである。それゆえ自分の定説に相手が述べた反対を払いのけずに相手の定説に反対の意図で〔相手が〕望むものを付随させることが「他説追認」であるというのがスートラの意味。したがって論証と反論〔の両方〕の「他説追認」が含まれる<sup>393</sup>。

##### 【2-18-2. 詭弁ではない】

またどうしてこれは詭弁ではないのか。

##### 【2-18-2-1. 24 種類のいずれにも含まれない】

個別定義に結びつかないので 24〔種類の詭弁〕に含まれないから。否定の能力がない帰結だけであるならば一般定義に結びつくけれども、25 番目〔の詭弁〕は正しくない形のものだから。

##### 【2-18-2-2. 反論できない】

##### 【2-18-2-2-1. 能力がないことは指摘されない】

〔「他説追認」は〕論議で提示されても指摘できないから。というのも、〔再反論において〕能力がないことを指摘することによって詭弁であることが指摘されるが、それは当該のもの〔＝「他説追認」〕において該当しない。

---

Pra: 「過大適用によって」とは、口実の返答の連続は打ち切りがたいからという意味。

<sup>393</sup> スートラを文字通りに解釈するならば、NBh が例示したように立論において自説に対し過失が指摘された後、再反論（第三主張）において立論者が「あなたの説にも同じ過失がある」という場合に限られる。ここでは反対説がない場合（論詰）、主張ではなく理由などに過失がある場合、対論者が第四主張において起こす場合を包括するために拡大解釈を施している。

Pra: 反論。ここで諸々のスートラにおいて自説を意図して立論者が「君は泥棒だ」と立論したとき、「君も泥棒だ」と返答する場合に適用不十分である。対論者に主張がないから。理由などの過失を承認することに適用不十分である。過失は返答の特殊なものあり方であると、立論を対象とするものを認めるならば前に例示されたものに適用不十分である。

NBh 1193.2ff: 相手に指摘された過失を自説に承認せず＝払いのけずに述べる。「あなたの説においても同じ過失がある」と。その者は自説に過失を承認してから相手説に過失を付随させており、相手説を追認している所以他説追認という敗北の場合が帰結する。(yah pareṇa coditaṃ doṣaṃ svapakṣe 'bhyupagamyānuddhṛtya vadati - bhavatpakṣe 'pi samāno doṣa itī, sa svapakṣe doṣābhyupagamāt parapakṣe doṣaṃ prasañjayan paramatam anujānātīti matānujñā nāma nigrahasthānam āpadyata itī)

#### 【2-18-2-2. 反論は相手の利になる】

実際、「人間だから私が泥棒であるならば、まさにそれゆえ [=人間だから] あなたも泥棒である」と [対論者が] 述べたとき、「泥棒であることに対して人間であることは不確定である。あるいは導くものではない。どうしてこれゆえ私が泥棒なのか」と [立論者が] 答えれば、自ら述べたもの [=立論] もその者 [=対論者] によって反論されたものになってしまう<sup>394</sup>。

#### 【2-18-2-3. 他説追認を指摘すればよい】

それゆえそれ自体は詭弁であっても、再反論で詭弁の指摘がありえないので、詭弁であっても正しくないかたちのものにほかならない<sup>395</sup>。一方、「他説追認」を指摘すれば何の過失もないのでそれ [=「他説追認」] の余地はある。

#### 【2-18-2-4. そのまま受け入れる】

すなわち、以下のように答えるべきである。「私も泥棒であってよいが、だから何なのか。なぜならある薪が火と結合して燃えたからといって、他の [薪] が燃えなかったり、それ [ある薪] が燃えるとき前の [薪] が燃えたことがなくなることはないからである<sup>396</sup>」と。

#### 【2-18-2-3. 誤った帰結ではない】

これは誤った帰結ではない。帰結されるべきものは望ましくないことに基づいて成り立つ

---

<sup>394</sup> ウディョータカラの例を考慮に入れながらこの記述を整理すると以下のような次第になる。

1. 立論：あなたは泥棒である。人間だから。
2. 反論：人間だから泥棒であるならば、あなたも泥棒である。
- 3a. 再反論 (1)：人間だからといって泥棒であるとは限らない。これゆえどうして私が泥棒なのか。
- 3b. 再反論 (2)：私が泥棒であってもよいが、だからといってあなたが泥棒であることに変わりはない。ここで反論が他説追認を犯している。これに対する再反論 (1) では人間であることが泥棒の理由にならないと否定することによって、両論者とも泥棒でないことになり、「対論者は泥棒である」という立論も崩れることになる。そもそも立論の理由を自ら否定している時点で自己否定があるのも問題である。一方再反論 (2) では立論自体は崩れない。主題は立論者が泥棒か否かではなくて、対論者が泥棒か否かということだけにあるからである。したがって「他説追認」に対しては理由を反論するのではなく、ただ「他説追認」であることを指摘すればよい。この点で、理由を反論しなければならない詭弁とは区別されることになる。NV 1193.4ff:例：「あなたは泥棒である。人間だから」と言われたとき、それに答えて「あなたもそうである」と言えば、過失を承認して相手説に [も] 認めているので、敗北していると知るべきである。(udāharaṇam - bhavāṃś cauraḥ puruṣatvād iti, sa tam pratibrūyāt bhavān apīti, so 'bhyupagamyā doṣam parapakṣe 'bhyanujānātīti nigrhīto veditavyaḥ)

ここで「泥棒」という例が用いられているのは、過失を比喻するものであると考えられるが、例の中では泥棒であること自体が過失なのではなく、人間であることの泥棒であることへの不確定因が過失になっている。

<sup>395</sup> マニカンタ・ミシュラはこの例は自己否定がないから詭弁ではないとする。これは後にウダヤナが説くことでもある。

NR 240.8f:そうではない。詭弁であること自体これにはありえない。自己否定するものであることがないから。(tan na jātitvam evāsya na sambhavati, svavyāghātakatvābhāvāt)

<sup>396</sup> 対論者が泥棒だからと言って立論者が泥棒でなかったり、泥棒でなくなったりすることはないこと。立論はあくまで対論者が泥棒か否かということにあったのだから、立論者が泥棒であっても立論が崩れることはない(望ましい帰結)。それゆえこれが他説追認の正しい指摘の仕方である。

から<sup>397</sup>.

#### 【2-18-2-3-1. 撞着の指摘はない】

まさにこれゆえこれ [=「他説追認」] は撞着の指摘ではない。なぜなら自身が人間であっても泥棒でないことを承認して相手に「泥棒であること」を帰結する者にそれ [=撞着の指摘] があるだろうから<sup>398</sup>.

#### 【2-18-2-3-2. 付加・無常・無区別による対等】

##### 【2-18-2-3-2-1. 反論：他説追認である】

反論. 付加・無常・無区別による対等もこのように否定する者に何の過失があるのか。またそうであればそれら [=3つの対等] も「他説追認」に入り込む<sup>399</sup>.

##### 【2-18-2-3-2-2. 他説追認は帰結を承認する】

答え. そうではない。なぜなら帰結されるものを承認することによって「他説追認」の指摘が認められるからである。さもなければ [=帰結を承認しないならば] 望ましくないものの帰結によってのみ返答が行われているので、それ [=「他説追認」] を指摘する者 [=立論者] は返答を失うだろうから。というのも、反対を指摘することや撞着に基づく望ましくないものの帰結が「正しい」反論にほかならないというからである<sup>400</sup>.

<sup>397</sup> 「人間だから泥棒であるならば、あなたも泥棒である」という言明が、「人間だから泥棒であると仮定すれば、あなたも泥棒であることになってしまう。しかしあなた（対論者）は泥棒ではない。したがって人間だから泥棒であるというのは正しくない」とすれば、対論者が泥棒であることを認めておらず、「他説追認」にはならない。だがこれは対論者が泥棒でないことを認めない場合に限り有効になるのであって、ここでは対論者がそれを望ましいものとして認めているので、仮定が真実のものとなり「他説追認」となる。

ウディオータカラは誤った帰結であること自体は認め、正しく反論すべきときに誤った帰結を述べるのが敗北の場合になると説く。ヴァーチャスパティミシュラもこの説に概ね従いながらも、相手が帰結を承認してしまえば有効でないとして誤った帰結であることにも疑問を呈しており、ウダヤナの見解はこれを引き継いで、誤った帰結であること自体を否定したものとなっている。

NVTT 1194.13: というのももし、立論者が対論者に「確かに私は泥棒にほかならない」と答えるならば、どうして不確定因であることを指摘できようか。それゆえ「人間であることは泥棒であること理由ではなく、相手が述べていないものとの関係が「泥棒であること理由である」という返答をするべきときに誤った返答を述べるとき、それによって「この者は正しい返答を知らない。正しい返答を知らないから敗北する」ということを知らしめる。そしてその返答を理解していないことが「他説追認」を通して指摘されているときに、「他説承認」と言われるのである。(yadi hi vādī prativādinam brūyāt - satyam ahaṃ cora eveti, tadā kim anaikāntikatvaṃ śaknuyāt kartuṃ ? tasmāt puruṣatvaṃ na coratvahetuḥ, api tu parasvenādattena sambandha ity uttare kartavye yad uttarābhāsam āha, tena jñāpayati - nūnam ayaṃ samyaguttaram na jānāti, samyaguttarājñānān nigrhyate| tac cottarāparijñānam matānujñādvāreṇodbhāvayamānam matānujñety ucyate|)

<sup>398</sup> ここでは自身も泥棒であることを承認して相手に泥棒であることを帰結しているのだから、撞着はない。

<sup>399</sup> これらの3つの対等では帰結に反対することなく、遍充関係を根拠に自説を弁護しており、誤った帰結を否定してはいないため、「他説追認」と混同するのではないかという反論である。

Pra: 付加による対等などにおいても望ましい帰結が否定されていないので「他説追認」になってしまうという意味。

<sup>400</sup> 帰結を否定するか否かではなく、承認できるか否かが以上の3つの詭弁と「他説追認」の違いとなる。定説逸脱の恐れから帰結を承認できない場合は、「他説追認」ではなくて詭弁の指摘をするか、正しい反論

【2-18-2-3-2-3. 詭弁は帰結を承認しない】

そしてここ [=3つの詭弁] では帰結したことを承認することはできない。

【2-18-2-3-2-3-1. 付加による対等】

すなわち「結果であるから大地などは作者をもつならば、身体を前提とするものでもあろう」と言われたとき、「そうであってもよい」という返答 [=再反論] は相応しくない。定説逸脱になってしまうから。

【2-18-2-3-2-3-2. 無常による対等】

同様に「壺との類似性からもし音声が無常ならば、存在性からそれとの類似性から三界にあるもの全てが無常でもあろう」というとき、

【2-18-2-3-2-3-3. 無区別による対等】

「9つのものが実体だから区別がないだろう」というときなどに「そうであってもよい」という返答が望ましい [ならば相応しくない]。あるいは望ましいならば定説逸脱になってしまう。

【2-18-2-4. 帰結を承認するか否かで区別される】

それゆえ能力がない点では異ならなくとも、[詭弁では]「他説追認」の指摘をしても帰結は承認されない。あるいはそれを承認すれば定説逸脱になる。その場合詭弁であることだけが指摘される場合である。そして詭弁の指摘が自身も満たし [=撞着がなく]、帰結したことを承認しても過失がない場合が「他説追認」である。

【2-18-3. 要約】

またそうであれば正しいもの [=理由]、正しくないもの [=理由]、論証、反論が提示されたとき、望ましくないものに苦心することによって望ましいものを帰結することが「他説追認」である<sup>401</sup>というのが要約である。

【2-18-3-1. 詭弁が指摘される場合】

そのうち論証についてまず述べられる。「音声は無常である。結果だから／感覚器官で捉えられるものから。壺のように」と正しい・正しくない提示に対して [それぞれ]「それなら

---

として返答できないかのいずれかである。

Pra:相手が帰結した内容が承認できる場合、それを認めてから「他説追認」を指摘する。しかしその承認が定説逸脱になることからできない場合、望ましくないことを帰結するものとして返答が行われるから、敗北の場合ではないという意味。

<sup>401</sup> NVTP 598.11:望ましくないという錯誤によって望ましいものを帰結することが他説承認である。

(aniṣṭabhrameṇeṣṭhāpādanam matānujñā||)



ば壺との類似性から全くそれと同じように有質でもあろう」、「存在性から三界にあるもの全てが無常であろう」と述べるならば、そのときは詭弁こそが指摘されるべきである。「他説追認」は「誤った」帰結を明らかにすることによってこそ、隠されているから<sup>402</sup>。

#### 【2-18-3-2. 正しい反論の場合】

また「感覚器官で捉えられるものだから」ということについて「それならばまさにそれゆえ普遍も無常になってしまう」と反証されたときは正しい反論にほかならない。どうしてかという、これ [= 帰結] が望ましくないの、その場合誤った帰結によって論証が否定的な考証で阻害されるから。[普遍が無常であることが] 望ましいならば定説逸脱になるから。また、感覚器官で捉えられることがそれ [= 無常性] と不可離関係にあるものとして認めていても、それ [= 無常性] なしで認めるならば撞着<sup>403</sup>があるから。

#### 【2-18-3-3. 他説追認の場合】

またもし、「それならば壺もまさにそれゆえ無常であろう」と言うならば、「他説追認」が指摘されるべきである。帰結しているものこそが望ましいから。また詭弁の指摘はできないから<sup>404</sup>。[すなわち理由が] 正しいときは能力がないことはないから、[また理由が] 正しくないときは能力がないことを明らかにすれば、自ら述べたものにも反論が帰結するから「詭弁は指摘できない」。同様に反論についても考察されるべきである。

#### 【2-18-4. 極意】

望ましくないものとして決定されたものだけを相手に付随させるべしというのが極意である。

---

<sup>402</sup> 詭弁では帰結を引き出す方法が誤っているのであって、前提として他説追認を行っている点では変わりがない。しかしその結果である帰結を承認できないので、他説追認の指摘はできない。

Pra:「帰結を明らかにすることによって」とは、定説逸脱を決定するものを認めるとき、対象を取り上げることによってという意味。

<sup>403</sup> 「音声は無常である。感覚器官で捉えられるものだから」という論証をする者は、感覚器官で捉えられることが無常と不可離関係にある（無常を離れて感覚器官で捉えられるものはない）と認めていることになるが、普遍において無常でなく、感覚器官で捉えられるものがあることを認めていることになるので、撞着となる。

Pra:感覚器官で捉えられるから無常であると論証する者は、感覚器官で捉えられることと無常性との不可離関係を認めており、普遍が感覚器官で捉えられるのに常住性を承認することによって撞着があるという意味。

<sup>404</sup> 他説追認によって望ましい帰結がなされた場合、その理由が正しければ詭弁の指摘はできず、また正しくないときに詭弁の指摘をすれば立論も否定したことになるから、いずれの場合でも詭弁の指摘ができない。そこに「他説追認」を指摘する余地がある。

Pra:というのも、能力がないことを明らかにすることによって詭弁である指摘が認められるからである。そこで正しい立論の理由において提示された所証に対しては、遍充するものとして理由に能力がないことがないから、その指摘はできない。しかし正しくないとき、それを明らかにすれば、自ら述べたこともその者によって批判されたことになってしまうので、詭弁であることの指摘ができないという意味。

## 【2-19. (19) 批判すべきものの看過】

批判すべきものの看過とは、敗北の場合になった者に敗北でないとするものである（ストラ 5.2.21）。

### 【2-19-1. 例外】

#### 【2-19-1-1. 看過を看過する場合】

〔批判すべきものの看過と〕異なる種類の〔敗北の場合〕になったときにこれ〔批判すべきものの看過〕が認められる。というのも、看過をさらに看過することも敗北になるのではないからである。〔さもなければ〕無限遡及<sup>405</sup>になるから、また〔敗北した者がさらに敗北する〕動機がない<sup>406</sup>から。

#### 【2-19-1-2. 複数の敗北のうち1つを指摘する場合】

そして複数の〔敗北の場合〕が一緒に起こったとき、いずれか1つを指摘すればそれ以外を指摘しないことはその敗北〔＝批判すべきものの看過〕にならない。それだけでのみ、目的〔＝敗北〕が達成されるから。またそれ〔＝他の敗北の場合〕を指摘すれば「余分」であることになってしまうから。一方、完全でない指摘と主張は必ずその通り〔＝批判すべきものの看過〕でよい。

#### 【2-19-1-3. 資格のない者が指摘した敗北を看過する場合】

自発的な資格のない者が指摘したのに把握しないことは敗北にならない<sup>407</sup>。その者の言明は結果がないから、言明しないことが正しいことになるから。

#### 【2-19-1-4. 口実があって看過する場合】

別の仕事によって覆い隠していても同様である〔＝敗北にならない〕。例えば「私は今日述べることができない。風邪を引いて喉の調子がよくないから<sup>408</sup>」ときっと述べているが、

<sup>405</sup> 看過の看過という状況を認めれば、看過の看過の看過、看過の看過の看過の看過…と両論者の看過の応酬がやまない。「批判すべきものの看過」はある論者（A）が犯した敗北の場合を、もう一方の論者（B）が看過するという両論者の過失を前提としている。したがって論者（B）の看過を、論者（A）が指摘すれば自らの敗北の場合が明らかになってしまうため、会衆が指摘しない限り、論者（A）は故意にでも看過するだろう。この状況を認めると、同様に次には論者（B）も看過することになり、敗北の場合が決定できなくなる。一度看過した者は、指摘されるまでずっと看過し続けるだろうからである。

<sup>406</sup> 看過の看過が敗北になるとするならば、論者（A）には自分が最初に犯した敗北の場合と、看過を看過したことによる敗北の場合の2つがあることになる。死者は殺せない（1度敗北した者にはそれ以上の敗北の場合を問わない）という原則によって看過の看過に敗北を問う動機はない。

Pra: 「批判すべきものの看過」の指摘の動機がない。まさに最初の「批判すべきものの看過」によって両者が捨てられるから。

<sup>407</sup> 会衆の外にいる聴衆は、発言権がない。また会衆の中でも、立論者と対論者と主審以外は原則として発言権がない。

<sup>408</sup> ヴァーチャスパティミシュラが「逃避」の例として示したもの。ウダヤナは「逃避」の項でヴァーツヤヤナの例だけを引用している。

NVTT 1192.6:例えば「私は甘いものを食べ過ぎた(?)」「風邪で喉が痛い」など。(yathā rasālayā mayā bhuktaṃ

そうであっても「論議が」始められてしまったので「反論を」述べるから、「逃避」は排除される。

### 【2-19-2. スートラ解釈】

それゆえ必ず指摘されなければならない敗北の場合の機会に把握しないことが「反論すべきものの看過」であるというのがスートラの意味である。「[敗北の場合に] なった」と「反論すべきもの」という語は可能性を意味するから。

### 【2-19-3. 会衆が指摘する】

そしてこれは会衆によって指摘される<sup>409</sup>。

### 【2-19-4. 思いつかずではない】

#### 【2-19-4-1. 反論：正しくない論証に対することは共通である】

反論<sup>410</sup>。どうしてこれは「思いつかず」と別に教示されるのか。「批判すべきものの看過で

---

pratiśyāyakaṇo me kaṅṭham kṣīnotīty evamādī)

<sup>409</sup> はじめに敗北の場合を犯した立論者と、それを看過した対論者は両方ともに敗北の場合を指摘できないため、第三者の判定を仰がなければならないことはヴァーツヤヤーナから説かれている。ただしヴァーツヤヤーナは立論者と対論者の質問「どちらが勝つのか」をまってから判定が出されるとしたのに対し、ヴァーチャスパティミシュラは主審が無条件で指摘できるという選択も提示している。

なお勝敗についてヴァーチャスパティミシュラは、議論の場合、真理を決定することが目的だから両論者ともに敗北・会衆の勝利となり、論争・論詰の場合は真理に関係なく人間の能力を問うことが目的だから間違っても何かを述べた立論者よりも何も発言できなかった対論者の方が劣っていると見なされ、敗北するという。

NBh 1195.3f:そしてこれは誰の勝利かと質問された会衆によって述べられるべきである。実際のところ、敗北になった者が自らの過ちを明らかにすることはない。(etac ca kasya parājaya ity anuyuktayā pariśadā vacanīyam, na khalu nigrahaṃ prāptaḥ svakaupīnaṃ vivṛṇuyād iti)

NVTT 1195.9ff:一方これはまず立論者によって指摘されるものではない。なぜならその者は自身の論証が劣っていると正気であるのに指摘することはないからである。また対論者によって指摘されるものでもない。なぜなら正気な者が自ら自身を敗北させることはないからである。さらに、批判すべきものを知っておきながらどうして無視するのか。それゆえ主審または立論者と対論者によって質問された会衆によってその敗北の場合が指摘される。(etat tu na tāvad vādinodbhāvanīyaṃ, na hy asau svasvasādhanāvadyam anumatta udbhāvayati ; nāpi prativādinā, na hy anumatta ātmānam ātmanā nigrhṇāti| api tu paryanuyojaṃ jānānaḥ kasmād upekṣate| tasmāt sabhāpatinā vādi prativādibhyām anuyuktayā vā pariśadā tannigrahasthānam udbhāvanīyaṃ)

<sup>410</sup> ヴァーチャスパティミシュラがダルマキールティの反論に対して答えたことに対する再反論になっている。ダルマキールティは返答を思いつかない点で「批判すべきものの看過」は「思いつかず」にほかならないとし、ヴァーチャスパティミシュラは正しい論証に対して返答を思いつかなければ「思いつかず」、誤った論証に対してであれば「批判すべきものの看過」であるとした。確かに正しい論証に対する「批判すべきものの看過」は決してないが、しかし誤った論証に対する「思いつかず」はありえる。したがってヴァーチャスパティミシュラが加えた限定要素では両者を区別するのに不十分である。

VN 63.1ff:この場合ももし立論者が敗北になったのを対論者がもし批判しなければ「思いつかず」にほかならない。その者が返答を思いつかないから。よって「批判すべきものの看過」は別の敗北の場合ではない。

(atrāpi yadi sādhanavādinam nigrahaṃ prāptam uttaravādī na paryanuyūkte, apratibhaivāsyaottarāpratipatter iti na paryanuyojopekṣaṇam pṛthag nigrahasthānam)

NVTT 1195.15f:正しい論証の提示が行われたときに対論者が返答を思いつかないことが「思いつかず」であり、誤った論証の提示が行われたときに返答を思いつかないことが「批判すべきものの看過」であるという違いがある。(samyaksādhanopanyāse vihite prativādinā uttarāpratipattir apratibhā, sādhanābhāsopanyāse ca

は] 正しくない論証を対象とするからというならば、その限定要素によって何になるのか。付け加えられる動機をもたないから。

#### 【2-19-4-2. 主張の破棄や放棄などにおいて起こる】

そうではない。主張の破棄や主張の放棄などにおいてそれを看過して、正しい反論によって反証しても、これ [=批判すべきものの看過] の余地があるから。「思いつかず」はその場合ないから<sup>411</sup>。

#### 【2-19-4-3. 意図的な省略も看過してはいけない】

反論。正しい返答を述べつつ、自己を誇って些細な部分を省略したものをもし看過したならば、どうしてそれだけで敗北になりえるのか。

答え。必ずなりえる。主張の破棄などは必ず指摘しなければならないから。さもなければ前に起こった欠陥を破棄したり、限定したり、隠蔽する者がもし看過されることになってしまい、どうしても論議の展開を [敗北の場合の決定によって] 打ち切ることがなくなってしまう<sup>412</sup>。

#### 【2-20. (20) 反論できないものへの反論】

反論できないものへの反論とは、敗北のない場合に敗北の場合を誤用することである (ストラ 5. 2. 22)。

#### 【2-20-1. 4 種類の分類】

それは 4 種類である。曲解、詭弁、見せかけのもの、機会でないときの把握である。

---

uttarāpratipattiḥ paryanuyojoyopekṣaṇam iti viśeṣaḥ])

Pra:ティーカー作者の否定を疑う。「正しくない」と。否定する。「何になるのか」と。返答が獲得する能力がないことを明らかにするものだけだけならば両者に違いはないから、さもなければ他のもの [=敗北の場合] も正しい・正しくない提示を対象とするので、それらが違いのないことになってしまうという意味。

<sup>411</sup> ウダヤナの解決法は、敗北の場合を指摘せずに正しい反論を述べても「批判すべきものの看過」となるという見解である。「思いつかず」は反論を述べないことであるから、この例において違いは明確となる。この説明はウディョータカラに求めることができる。「批判すべきものの看過」が敗北の場合ではないという見解に対してウディョータカラは、敗北の場合を指摘すべきときに別の返答を述べることは、それが無意味であることを理解していないのだから、敗北の場合であると述べている。

NV 1196.4f:なぜならこの者は敗北の場合を述べるべきときに別のことを述べているので、まさにこれゆえ敗北する。というのもこの者は知っていながら何のために別のことを言うのか。(yata evāsau nigrāsthāne vaktavye anyad abhidhatte 'ta eva nigrhyate, jānāno hy asau kimartham anyad bravīti])

<sup>412</sup> しかしマニカント・ミシュラは「思いつかず」との違いを主張の破棄などに対して用いられるか否かに求めるウダヤナ説に異を唱えている。

NR 241.9ff:そうではない。別の敗北の場合と異ならないから。というのも、主張の放棄などの看過と別の敗北の場合の看過は何の違いもないからである。それゆえ棒立ちの看過においてこれも別であると理解するべきである。(tan na, nigrāsthānāntarair aviśeṣāt| na hi

pratijñāsamnyāsādyupekṣaṇanigrāsthānāntaropekṣaṇayoḥ kaścīd asti viśeṣaḥ| tasmāt stambhopekṣaṇe 'syāpi prthagbhāvo 'vagantavyaḥ])

### 【2-20-1-1. 曲解と詭弁】

曲解は既に述べられ、詭弁も [既に述べられている].

### 【2-20-1-2. 見せかけのもの】

#### 【2-20-1-2-1. 見せかけの敗北の場合】

見せかけのものとは、例えば、

- (1) いくつかの選択肢が思い浮かぶとき、選択によって望ましくない選択肢を破棄するので「主張の破棄」になるというもの。
- (2) 文脈などから帰結された差異を明らかにするので「別の主張」になるというもの。
- (3) 否定辞の適用と不適用だけで「[主張の] 矛盾」になるというもの。
- (4) 想定したものを承認しないので「[主張の] 放棄」になるというもの。
- (5) [対論者が] 自ら取り上げていなかった限定要素を [立論者が] 再び宣言するので「別の理由」になるというもの。
- (6) 実際には当該のものに関連するのに、帰結としてそのように決定しないので「別の内容」になるというもの。
- (7) 自身が文法学者なので有意なものの提示に有意でないと誤用することが「無意味」である。
- (8) 自身や会衆の一部が理解していないので「意味が理解されないもの」になるというものの<sup>413</sup>。
- (9) 前後関係があるのに、自ら連関しないので「無関係」になるというもの。
- (10) 理解していないために順序が逆になるので「時宜を得ないもの」になるというもの。
- (11) 他のものに注意を向けて聴いていないので「不足」になるというもの。
- (12) 近くにいる者などが述べた理由などによっても「余分」になるというもの。
- (13) 同じく聞こえることだけ [=反響] で「繰り返し」になるというもの。
- (14) その者に周知でない単語によって言及するので「無言」になるというもの。
- (15) 会衆が理解していないのに、自分が自信をもっているだけで「無知」になるというものの<sup>414</sup>。
- (16) 返答を述べているのに発汗などによって「思いつかず」になるというもの。
- (17) 必然的な生き物の性質によって「逃避」になるというもの。
- (18) 既に成立しているものの論証なので「他説追認」になるというものの<sup>415</sup>。
- (19) 過失がないと指摘するので「反論すべきものの看過」になるというものの<sup>416</sup>。

<sup>413</sup> 3回言った後に会衆が概ね理解すれば、対論者が理解していなくても「意味が理解されないもの」にはならない。反対に対論者が「無知」になるだろう。

<sup>414</sup> 上記とは反対に3回言った後に会衆が誰も理解していなければ、対論者が理解していても「無知」にはならない。

<sup>415</sup> 既に成立しているものでも、論証したければ行っても「他説追認」にならない。

<sup>416</sup> 立論者が正しい立論を行ったとき、過失がないので対論者が反論しなかった場合には「反論すべきものの看過」にならない。反論すべきものではなかったからである。

(20) 曲解や詭弁でないのに曲解や詭弁であると指摘するので「反論できないものへの反論」になるというもの<sup>417</sup>.

(21) 学習中の論書を逸脱しても定説逸脱になるというもの<sup>418</sup>.

(22) 言葉だけで「見せかけの理由」になるというもの。以上が見せかけの敗北の場合である<sup>419</sup>.

#### 【2-20-1-2-2. 別のものの指摘】

同様に反論すべきとき、「主張の破棄」などに対して「別の主張」になるなどというもの。曲解なのに詭弁になるというもの、表現上の曲解なのに曲解だからといって比喻による曲解になるなどというもの。「類似性による対等」なのに詭弁だからといって「論題による対等」になるなどというもの。

#### 【2-20-1-2-3. 別のものの指摘を許すストラ解釈】

というのも、その敗北の場合になっていない反論がこの場合意図されているからである。それ [=敗北の場合] を犯していないのにその敗北の場合を指摘することが、このように全て含まれる。またそうであれば「その敗北の場合がないときに、その敗北の場合を誤用することが「反論できないものへの反論」であるというのがストラの意味である。まさにこれが偉大なストラの動機である。一方、さもないければ「敗北がないときの敗北」と [だけ] 述べるだろう<sup>420</sup>。

#### 【2-20-1-3. 機会でないときの把握】

##### 【2-20-1-3-1. 発言後に把握されるもの】

一方、機会でないときの把握とは既に述べた機会を得る前に、あるいは過ぎてから把握す

<sup>417</sup> 曲解や詭弁が「反論できないものへの反論」の一種であり、それらが該当しない場合には「反論できないものへの反論」にならない。正しい反論を行っているのに、それは「反論できないものへの反論」であると述べることである。

<sup>418</sup> 論書と矛盾しない限り、発展させた内容を説いても定説逸脱にならない。

<sup>419</sup> 誤った理由であることを示すためには遍充関係も含めて説明しなければならない。ただ「それは誤った理由だ」というだけでは敗北の場合を指摘したことにならない。

<sup>420</sup> ストラをその通りに読めば、敗北の場合が何もないときに敗北の場合の指摘をすることに限られるが、上記のように、ある敗北の場合を犯しているときにそれと別の敗北の場合を指摘することも含まれる。そのためにストラの中に「それ (tad)」を読みこみ、「その敗北の場合でないとき」と解釈する。NVTP でも「それ」を加えている。

NVTP 599.3: その敗北の場合でないときに、その敗北の場合を誤用することが「反論できないものへの反論」である。(atannigrahasthāne tannigrahasthānābhiyogo niranuyogyānuyogah||)

Pra: それゆえ敗北の場合がないとき、別の敗北の場合になったとき、指摘されつつあるそれと異なるときに、敗北の場合になっていないものこそをそれとして、ないものとしてという全てが含まれる。

この解釈は先行する注釈者には見られない。「それ」を読み込まなくてもストラの「敗北の場合がないときに (anigrahasthāne)」は否定辞を「それ以外」と解釈することで「敗北の場合でないとき=別の敗北の場合であるときに」とすることも不可能ではないが、ヴァーツヤーヤナとウディオータカラは「あなたは敗北している (nighīto 'si)」と述べるのが反論できないものへの反論であるとしており、いかなる敗北の場合もない場合を想定していたと考えるほかない。

ることである<sup>421</sup>。例えば「あなたが〔これから〕破棄するならば主張の破棄である」、「あなたが〔これから〕限定するならば別の理由である」というもの。「まずこのあなたの理由はこの過失によって欠陥にほかならない。あるいは欠陥がなくてもよいが、そうであっても前のものがまずあなたによって破棄されていたので、〔主張〕の破棄になる」、「まずこれは限定されて欠陥がなくなったが、前は限定されていないものこそがあなたによって取り上げられていたから、別の理由になる」というものが発言後に把握されるものの場合。

#### 【2-20-1-3-2. 発言中に把握されるもの】

同様に、発言中に把握されるものが、粗悪な言葉などの発言が完全に終わったときにある場合<sup>422</sup>。

#### 【2-20-1-3-3. 発言のないときに把握されるもの】

発言のないときに把握されるものは、無知などが無言などの機会に〔指摘されるもの〕<sup>423</sup>。全てが〔各〕段階に含まれる。

#### 【2-21. (21) 定説逸脱】

定説逸脱とは、定説を無視して無制限に議論を付会することである（ストトラ 5.2.23）。

#### 【2-21-1. スートラ解釈】

承認した定説を逸して、論証と反論を述べるのが定説逸脱であるという意味。

---

<sup>421</sup> 敗北の場合が判明する時間に応じて3種類に分類し、それぞれ指摘すべき機会を論じる。敗北の場合には(1) 発言後に把握されるもの、(2) 発言中に把握されるもの、(3) 発言しないことで把握されるものの3種類がある。さらに発言後に把握されるものには的を射ない指摘、それ以外の付随的な過失、そして再反論で起こる変更の過失の3つがある。

発言後に把握されるものでも、発言の直後でなければならない。

Pra:すなわち、破棄と別の理由は発言後に把握されるものであり、起こったときに指摘することが相応しい。NVTP 312.17f.そのうち発言しないことで把握されるものとは思いつかずなどである。発言中に把握されるものとは時宜を得ないものなどである。見せかけのもの以外で発言後に把握されるものとは主張の矛盾などである。これらがなければ見せかけのものを考察する。それゆえまた再反論で述べられた見せかけのもの以外のものとは主張の放棄などである。(tatṛānuktagrāhyam apratibhādi| ucyamānagrāhyam aprāptakālādi| ābhāsabahiruktagrāhyam pratijñāvirodādi| eṣv asatsu ābhāsacintā| tataḥ punaḥ pratidūṣaṅoktau ābhāsabahiḥ pratijñāhānyādi)

<sup>422</sup> 発言中に把握されるべきものであっても、粗悪であることが決められなければ決まり次第でよい。

Pra:決定があったものをそのときにこそ指摘すべきである。起こった指摘の時間を超えることに「無知」が起こるからという意図による。

<sup>423</sup> 「無知」は相手が理解しないことを明らかにした直後に指摘しなければならない。その機会を逸して、そのうち相手が一転、理解したことを明らかにすれば、発言がないという状態は変わらないものもはや「無知」を指摘することはできず、再言及するまでの間は「無言」を指摘する機会となる。ここで遅れて「無知」を指摘するならば、機会でないときの把握によって「反論できないものへの反論」となる。

Pra:最初に正しい知の論者の発言のために理解しないことを明らかにする者に無知が起こったとき、それを指摘しない。その後理解を明らかにする者に再言及が起こってから、立論者に無知の指摘があるが、機会を逸してから把握される。

### 【2-21-2. 矛盾ではない】

これ [=定説逸脱] は別の人 [=根本聖典の著者] の文と論者の文が撞着するというあり方をもつから、自身の文と撞着するあり方をもつ矛盾とは異なる<sup>424</sup>。

#### 【2-21-2-1. 反論：自身の承認との矛盾がある】

反論. この場合もまさに自身の前に承認したとと撞着がある. というのももし、ニヤーヤ学を承認しておいてそれを否定するならば、その者は定説逸脱を犯すだろう. そのように同一のものの承認しかつ否定することは矛盾だから.

#### 【2-21-2-2. 直接矛盾する表現はない】

そうではない. [定説逸脱においては] 別の人という言葉を取り上げることなく、矛盾が直接理解されないから. というのも、「私はニヤーヤ学徒である」と述べてから、「感覚器官は元素からなるものではない」と述べることは、「感覚器官は元素よりなる」というガウタマの言明を承認せずに撞着しているが、それ述べることはできないからである.

#### 【2-21-2-3. 反論：聖伝との矛盾も含まれる】

反論. またそうであれば聖伝との矛盾もまさにこれ [=定説逸脱] に含まれることになってしまう.

#### 【2-21-2-4. 自身の学説のみとの矛盾である】

そうではない. 両論者にとって成り立っている根拠であるもの [=聖伝] によってそれ [=聖伝との矛盾] があるだろう. しかしこれ [=定説逸脱] は自身の承認だけを対象とするもの [=聖伝] とであるという違いがあるから. まさにこれゆえ仏教徒と論議をするときにミーマーンサー学徒がヴェーダと矛盾するのは定説逸脱にほかならない. ニヤーヤ学徒と論議をするときに仏教徒に自身の聖伝との矛盾があるように.

---

<sup>424</sup> ウディオータカラは主張を明示せずに承認内容を捨てると説き、これがヴァーチャスパティミシュラによって矛盾因や主張の矛盾との違いとされ、ウダヤナはさらに発言者の違いに帰している. すなわち、矛盾因や主張の矛盾では発言したひとつの主張の中に明示的に矛盾があるのに対し、定説逸脱は発言された主張と発言されていない定説との間の矛盾であるため、明示的ではない.

なお、先行する注釈者はサーンキヤ学徒の定説逸脱を例にとって説明するが、ウダヤナはこれに触れていない.

NV 1198.6:主張された内容なしに承認した内容を破棄するから敗北する. (pratiññātārthavyatirekṇābhyupagatārthaparityāgān nigrhyata iti)

NVTT 1199.7f:それゆえここで主張されたものと矛盾する場合、矛盾因という誤った理由や主張との矛盾がある. しかしここでは主張された内容なしに、別の承認と矛盾するという. (tasmād yatra pratiññārthena virodhaḥ tatra viruddho hetvābhāsaḥ pratiññāvirodho vā| iha tu pratiññārthavyatirekṇābhyupagamāntareṇa virodha iti)

NVTP 599.7f:「別の承認によって」とは、正しさを承認した別の人によってという意味.

(abhyupagamāntareṇeti| abhyupetaprāmānyapurūṣāntareṇety arthaḥ|)



#### 【2-21-2-5. 反論：両者が同じ学説の場合】

反論. 両論者が、カナダとアクシャパーダが正しいと承認している場合、それを逸したらどうなるのか<sup>425</sup>.

#### 【2-21-2-6. 議論は矛盾を前提とする】

何にもならない. 異論がなければ論議自体が起こらないから. 異論があれば両者にとって正しいという承認を捨てるから. なぜなら、それ [= 聖伝] と矛盾する別の学派説に依拠してこそ、そのときに議論が起こるのであって、それ以外ではない<sup>426</sup>.

#### 【2-21-3. 言明の可能性】

思いつかない段階で、「この者は我々の見解を承認していない」と立論者が考えることから、「別様に説明しよう」と得意になることから、「これは一部の者の見解である」と誤認することから、「[ストトラ作者などによって] 直接述べられていない」という迷妄から言明の可能性がある.

#### 【2-21-4. 敗北の場合である】

##### 【2-21-4-1. 反論：論書に依拠した議論はない】

「なぜなら論書に依拠した議論はないからである」というので、定説逸脱は敗北の基体ではないとある者たちが述べる<sup>427</sup>.

##### 【2-21-4-2. 議論は論書に依拠する】

そうではない. 論書に依拠せずにそれに関与する論議を始めることは成り立たないから. というのも、仏教徒が刹那滅論証を提示したときに、[反論を] 思いつかないニヤーヤ学徒が既に成立しているものの論証を指摘して [仏教徒が] 敗北するとき、[定説逸脱が敗北でなければ仏教徒は] 何をすべきか<sup>428</sup>.

---

<sup>425</sup> 前項で「聖伝との矛盾」は両論者が共通して認める聖伝を逸脱すること、定説逸脱は自身の拠って立つ学派の聖伝を逸脱することという分類が示された. それに対して今度は、自身の拠って立つ学派が共通だった場合はどちらになるのかという問いがなされる.

<sup>426</sup> 自身の拠って立つ学派が共通だった場合に両論者に異論があるというのは、同じ聖伝を共通して認めていないということであり、「聖伝との矛盾」の領域ではない. 相手と異なる学説に基づいて異論が起こっていることになり、「定説逸脱」となる.

<sup>427</sup> ANはこの見解を仏教徒のものとし、PV 4.54を引用する (AN 124.22ff). 定説に完全に依拠して議論を行うならば、その議論は論書に書いてあることを再現しただけであるから意味がない議論である. しかしだからといって、定説を完全に無視しても述べられていないトピックは論じることができない. どこまで定説に依拠するか、どこから定説から発展した異論が生まれるかは、ウダヤナの議論でも明らかにされたとは言えず、ヴァルダマーナが論書の内容や論理関係も加味して考察するなど、後代に持ち越された. 必ず学派の定説に縛られ、完全に自由な思弁が妨げられるインド特有の議論のあり方を見る上で論証と定説の関係は考察に値する.

<sup>428</sup> 仏教徒の刹那滅論証に対して、ニヤーヤ学徒が既に成立しているものの論証を指摘した場合、その者はニヤーヤ学派が認めていない刹那滅論証を認めていることになるから、定説逸脱になる.

#### 【2-21-4-3. 定説への全般的な矛盾】

最初 [に述べたことと] の齟齬という矛盾を指摘するべきであるというならば、それならば [その] 齟齬に関与する別の認識対象を逸することも必ず指摘しなければならない<sup>429</sup>。違いがないから、さもなければ [その] 齟齬を逸することも看過することになってしまう。実際のところ、それ [=前に述べたこととの齟齬] とそれに関与する別の認識対象を逸することは、矛盾の成立に対して何の違いもない、

#### 【2-21-4-4. 一部の肯定・否定は全部の肯定・否定】

また、ひとつの人間の目的に関与する手段と目的の関係が決定されたものの類を説明すること以外に論書というものはない。それゆえ刹那滅を認めるならば、それに関与する [語意の] 排除など全部を認めることになり、あるいはその一部を否定するならば全部のそれに関与するものを否定することになることは、最高神でも別様にすることはできない<sup>430</sup>。

#### 【2-21-4-5. 定説を全て開陳することはない】

また全部のそれに関与するものの類を論議の最初に自分の言葉で述べることは相応しくない。そのときにはもう論書を著作することになってしまうから<sup>431</sup>。また会衆に期待されていないから。

#### 【2-21-4-6. 論書に拠らなければならない】

また、それ [=論書] を逸することを指摘するために、全部のそれに関与するものの考察を、相互の論書に依存せずに行うことはできない。また、それ [=論書] に関与するものを逸したり、それ [=論書] を無視したりすれば、真実の理解や勝利がないので<sup>432</sup>、偶然であってもその主題について記された論書だけは依拠しなければならないという<sup>433</sup>。

---

<sup>429</sup> 上記の例で、ニヤーヤ学徒は自身で最初に刹那滅論証を否定しておきながら、後でそれを認めるので、自己矛盾だけがあって定説逸脱ではないという。

Pra:前後の撞着というあり方をもつ別の敗北の場合こそを指摘すべきであるという意味。

しかし刹那滅論証を認めるということは刹那滅論証に関わる全ての仏教説を認めるということであり、それらをいちいち述べてから、それぞれに矛盾する発言をしているのではない。ニヤーヤ学徒が「既に成立しているものの論証」であると反論した場合、一方で刹那滅を否定し他方で認めているだけでなく、刹那滅に関与する全ての仏教説を一方で否定し他方で認めていることになる。それら全ての仏教説は明示的ではないから、直接的な矛盾はない。矛盾は個別であるのに対し、定説逸脱は広い文脈で捉えられている。

<sup>430</sup> 論書は全体でひとつであり、その一部だけに矛盾するということはない。一部に矛盾するということは学説全体に矛盾するということである。

<sup>431</sup> 定説全部を述べてからそれと矛盾する言明を行うならば明示的な矛盾になるだろうが、それは事実上不可能である。

<sup>432</sup> Pra は関与するものを逸すれば真実の理解がなく、論書を無視すれば勝利がないというように順番どおりの指示 (yathāsankhya) であるとする。真実の理解のためには定説全般に対する配慮が必要であり、勝利のためには自説の拠り所を明らかにしておかなければならないということであろう。

Pra:それに関与するものを逸することによって真実の理解が、その無視によって勝利がという順番どおりの関連である。

<sup>433</sup> AN では特定の論書に記された全てが問題になるわけではなくて対立する箇所だけが問題になるのである。また論書に依拠しなくとも関連する内容は想定できるとして、必ず論書に関連しなければならないと

## 【2-22. (22) 見せかけの理由】

そして見せかけの理由とは既に述べた通りである（スートラ 5. 2. 24）.

### 【2-22-1. スートラ解釈】

「全く同様に敗北の場合となる」と補う。残りはバーシャなどにある<sup>434</sup>。

### 【2-22-2. 「そして」の意味】

#### 【2-22-2-1. 4 種類の欠陥】

述べられていないものをまとめるために「そして」と付ける。というのも、矛盾などの敗北の場合がない論証の提示でも、4 種類の欠陥がありえるからである<sup>435</sup>。

---

いうことに異を唱えている（AN 125.10ff）。

<sup>434</sup> 誤った理由は論証の文脈で定義されるのに対し、ここでは論者の無能を明らかにするという敗北の場合の文脈で再び述べられることになったが、文脈が変わっても別の定義を要するのではない。前に定義されたものと全く同じ定義・分類によって、敗北の場合にもなる。文脈の変化によって観点や用法が変わらないことが示されている。

ヴァーツヤーヤナは手段か対象かによって認識手段（*pramāṇa*）の定義が異なるという例を挙げ、誤った理由にはこのようなことがないことを説いている。「全く同様に敗北の場合となる」という補いはウディオータカラから借りているものと考えられる。

NBh 1199.2ff:反論。また別の定義が結びつくから誤った理由は敗北の場合となるのか。認識手段が認識対象性を得るように。

答え。これゆえ述べる。「既に述べた通りである」と。誤った理由の定義によってのみ、敗北の場合になる。

(*kiṃ punar lakṣaṇāntarayogād hetvābhāsā nigrahassthānatvam āpannāḥ yathā pramāṇāni prameyatvam ity ata āha - yathoktā iti| hetvābhāsalakṣaṇenaiva nigrahassthānabhāva iti|*)

NV 1199.5:定義によって分類されたのと全く同様に敗北の場合になるということ。（*yathaiva vibhaktā lakṣaṇena, tathaiva nigrahassthānabhāva iti|*）

NVTT 1199.11ff:（「既に述べた通り」というスートラの部分を否定するために疑いを述べる。「反論。また別の定義が結びつくから誤った理由は敗北の場合となるのか。認識手段が認識対象性を得るように。」すなわち、全く同じ直接知覚などが認識の手段として定義されて認識手段となり、正しい認識に遍充されるものとして認識対象となって、別の定義によって認識手段が認識対象性を得る。このような疑いがありえるだろう。これゆえ偉大なるスートラ作者は述べる。「既に述べた通り」と。（“*yathoktā*” *iti sūtrāvayavanirākaraṇīyam āśānkām āha - kiṃ punar lakṣaṇāntarayogād dhetvābhāsā nigrahassthānatām āpadyante yathā pramāṇāni prameyatvam, teṣām eva pratyakṣādinām upalabdhisādhanatvena lakṣyamānānām pramāṇatvam, pramāvyāpyatayā prameyatvam, lakṣaṇāntareṇa pramāṇāni prameyatvam āpadyanta - iti śāṅkāyāḥ sambhāvād ata āha bhagavān sūtrakāraḥ - yathoktā iti|*）

Pra:たとえ誤解と無理解を推察させるものとして敗北の場合であり、そのあり方によってそれらが定義されているのではないとしても、誤った理由と認められたものが、列挙される推理知を妨げる如実な知の対象であるというあり方がここで意図されている。

NVTP 599.12-600.16 では、新たに 6 つの誤った理由を挙げ、全て不成立因（特に遍充されることの不成立因）に含まれることを説明することによって、既に述べた定義通りであることを示している。ここで挙げられる 6 つの誤った理由とは、(1) 非支配因（*aprayojaka*）, (2) 能力がない限定要素をもつもの・能力がない非限定要素をもつもの・能力がない両者をもつもの（*asamarthaviśeṣaṇa, asamarthaviśeṣya, asamarthobhaya*）, (3) 遍充関係を把握していないもの（*agrhitavyāptika*）, (4) 包括しないもの（*anupasamhārya*）, (5) 否定的考証と撞着するもの（*pratikūlatarkapratihata*）, (6) 肯定的考証がないもの（*anukūlatarkaśūnya*）の 6 つ。

<sup>435</sup> ここからの議論はヴァーチャスパティミシュラがスートラに述べられていない敗北の場合がある可能性を示唆したものに拠っていると考えられる。ヴァーチャスパティミシュラは仮定として述べており、具体的な敗北の場合は提示していない。ウダヤナはこれに対して具体的な例を挙げると共に、スートラ作者はなぜ述べなかったのかという問題に取り組んでいる。

NVTT 1199.9f:もし述べられていなくても何か残っているならば、その敗北の場合は「そして」と付けるこ

### 【2-22-2-2. 理由・実例・考証・表現での欠陥】

理由に基づくものは例えば不確定因などというもの、実例に基づくものとは例えば証因を欠くなどというもの、考証に基づくものとは例えば自己依存や相互依存など、表現に基づくものとは例えば肯定的・否定的関係を述べずに遍充関係を述べるものなど。

### 【2-22-2-3. 述べられていない後三者を取り上げる】

そのうち当該の言葉によって1番目の規定が得られたときに、まだ述べられていない3つも敗北の場合として取り上げられなければならないというのが「そして」を付ける意味である。

### 【2-22-3. 別立てしない理由】

#### 【2-22-3-1. 反論：煩瑣な想定である】

反論. 全く別立てしてどうしてこれ〔実例・考証・表現での欠陥〕をスートラ作者は述べないのか。そうであるならば〔述べられていないものを想定することは〕煩瑣であることになってしまい、また弟子たちが諸々のスートラをどうして受け入れることができようか。

#### 【2-22-3-2. 見せかけの理由の一部である】

答え. その通りである。しかし見せかけの理由のみについてこの考察に基づく展開があると説明するために別立てして取り上げないのである。

#### 【2-22-3-3. 各例】

##### 【2-22-3-3-1. 実例に基づく欠陥】

問い. どのようにか。

答え. すなわち、実例が証因を欠くならば理由は非共通因になるだろう。また所証を欠くならば矛盾因、両方を欠くならば遍充されることの不成立因となり、〔実例の〕基体不成立の場合も同様〔＝遍充されることの不成立因〕である。〔異類例から〕所証が排除されないならば非共通因、証因が排除されないならば矛盾因、両方が排除されないならば否定的遍充関係の不成立因となり、〔実例の〕基体不成立の場合も同様〔＝否定的遍充関係の不成立因〕である<sup>436</sup>。

---

とによってまとめられる。(yady anuktam api kiñcid viśiṣyate nigrahasthānaṃ tac cakāreṇa samucceyaṃ)  
NVTP ではさらに、主題に基づく欠陥が追加される。これは主題所属性を満たさないものであるから不成立因に含まれる。

NVTP 601.7f:一方、限定要素が周知でないものなどの誤った主題においては理由に主題所属性がないことが必ず理解される。(aprasiddhaviśeṣaṇādaḥ tu pakṣābhāse 'pakṣadharmatāhetoh pratipāditaiveti)

<sup>436</sup> 実例を同類例、異類例に分け、それぞれ証因がない(ある)場合、所証がない(ある)場合、両方がない(ある)場合、実例自体がない場合に分けて、いずれの場合にも誤った理由があることを説明している。同じ内容はNVTPに再掲されている。排除の説明では異類例か同類例かの違いがある(この点異読にも混同が見られる)が、内容的に違いはない。

NVTP 601.1ff:すなわち、実例が証因を欠くならば提示に従って理由は非共通の不確定因になるだろう。所

### 【2-22-3-3-2. 考証に基づく欠陥】

同様に自己依存と相互依存と循環論法の場合<sup>437</sup>は〔自体〕不成立因，無限遡及の場合は〔基体〕不成立因，または不確定因，過去提示因〔＝被排撃因〕，望ましくないものの帰結の場合は遍充関係の不成立因がある．肯定的考証がない場合も同様〔＝遍充関係の不成立因〕である．

### 【2-22-3-3-3. 表現に基づく欠陥】

一方，表現が悪い場合，実際に理由の内容は正しいので，表現にしたがって欠陥となるにほかならない．提示していなければ理由のあり方があっても証因とならないから．また述べた通りにそのあり方が理解されないから．以上〔各例〕<sup>438</sup>．

---

証を欠くならば矛盾因である．両方を欠くならば関係が理解されていないので遍充されることの不成立因である．また〔同類例から〕所証が排除されているならば共通因である．証因が排除されているならば矛盾因である．両方が排除されているならば否定的遍充関係が成立していないので遍充されることの不成立である．基体不成立の場合も同様である．(tathā hi sādhanavikalē dṛṣṭānte yathāprayogaṃ hetur asādhāraṇānikāntikaḥ syāt| sādhyavikalē viruddhaḥ| ubhayavikalē ca pratibandhaḥ| pratipattau vyāpyatvāsiddhaḥ| sādhyavyāvṛttau ca sādharāṇaḥ| sādhanavyāvṛttau viruddhaḥ| ubhayavyāvṛttau vyatirekaḥ| vyāptyasiddhau vyāpyatvāsiddhaḥ| āśrayāsiddhe 'pi tathā|)

マニカント・ミシュラは実例が証因を欠くだけでは理由が非共通因にならないとして，これを根拠に「そして」の内容を「述べられていない敗北の場合を含めるため」というウダヤナ説に反対する．確かに実例を異類と考えれば非共通因にならないが，この箇所の欠陥だけでウダヤナ説を全否定することはできない．マニカント・ミシュラの対案「誤った別の認識手段を含めるため」には具体的な例が示されていない．

NR 245.10ff: そうではない．なぜなら実例が証因を欠くだけで理由が不確定因になるのではないからである．そうでなくて全部の同類が排除されることによってである．さもなければ煙をもつことなどもそう〔＝不確定因に〕なってしまうだろう．その場合も実例として鉄球が認められるとき，証因を欠くことが必ずある．しかし不確定因ではない．それゆえ誤った別の認識手段を含めるために「そして」と付けると理解するべきである．(tan na, na hi dṛṣṭāntasya sādhanavikalatāmātreṇa hetur asādhāraṇo bhavati| kin tu sakalasapakṣavyāvṛtyā| anyathā dhūmavattvāder api tathātvaprasaṅgaḥ| tatrāpi yadā dṛṣṭāntatvenāyogolako 'bhyupgamyate, tadā bhavaty eva sādhanavikalatā| na tv asādhāraṇyam| tasmāt pramāṇāntarābhāsānukarṣaṇārthas cakāra ity avagantavyam|)

<sup>437</sup> 「壺は実体である．属性をもつから」

Pra: 主題に存する場合基体不成立因となり，理由に存する場合自体不成立因となり，実例に存する場合実例が不成立なので遍充されるものの不成立になるという意味．

同じ内容は NVTP でも述べられている．NVTP ではこれら 4 つの考証を全て遍充されることの不成立因に帰した上で，個別に説いていく．ただし帰謬論法には触れられていない．否定的考証によって誤謬が指摘されるもの，肯定的考証に支えられないものは，遍充関係を把握していないものとして捉えられている．

NVTP 600.15f: 同様に反対の考証と撞着するもの，肯定的な考証を欠くものも不成立因にほかならないと決定される．正しい考証と繰り返し観察することによって理解される遍充関係は，考証がなければ把握されないから．( evaṃ viparītatarkapratihatānukūlatarkarahitayor apy asiddhatvam evāvaseyam| sattarkabhūyodarśanagamyāyā vyāpter asati tarke 'grahād iti|)

NVTP 601.9ff: 反論．自己依存・相互依存・循環論法・無限遡及はどこに含まれるのか．

答え．これらは否定的考証の一種であるので，それに撞着する論証は遍充されるものの不成立因であることがまず共通である．一方，個別に自己依存・相互依存・循環論法の場合は，自体不成立因であり，また無限遡及の場合は基体不成立因と，排撃・逸脱がある．(syād etat| ātmāśrayaparaspārāśrayacakravṛttyanavasthāḥ kvāntarbhavanti? eṣāṃ pratikūlatarkarūpatayā tatpratihatasya sādhanasya vyāpyatvāsiddhatvaṃ tāvat sarvasādhāraṇam| viśeṣatas tv ātmāśraye parasparāśraye cakravṛtttau svarūpāsiddhir anavasthāyām cāśrayāsiddhir bādhyavyabhicārāv iti|)

<sup>438</sup> ここでは表現に基づく欠陥がどのようにして誤った理由に含まれるか説かれていない．NVTP においては「表現による欠陥」ではなく「誤った喩例 (udāharaṇābhāsa)」として説明され，遍充されることの不成立

#### 【2-22-4. まとめられる理由】

##### 【2-22-4-1. 別個に指摘される】

反論. それならば「そして」と付けてまとめても、この内容 [=実例などによる欠陥] の用はどこにあるのか. 既に成立しているから.

答え. そうではない. なぜならこれら [=実例など] は理由への反論を決定するものとしてまとめられるのではなく、別個に指摘されるものとして明確な理解をもつから [まとめられるの] である. 「主張の矛盾」のように. それゆえこれら [=実例など] は見せかけの理由の展開だから別に取り上げられない. また別個に指摘されるから「そして」と付けることによってまとめられる<sup>439</sup>.

##### 【2-22-4-2. 主張の矛盾などを除く】

反論. それならば以下のようになろう. すなわち「主張の矛盾」なども別個に [敗北の場合として] 取り上げられない. 見せかけの理由の展開だから. また「そして」と付けることによってまとめられるものが別個に指摘されるものだから.

答え. そうではない. それら [=主張の矛盾など] は反論にもありえるので, [見せかけの理由に] 入らない喩例がありえるから.

##### 【2-22-4-3. 反論の否定的考証は詭弁で述べられた】

反論. この場合 [=見せかけの理由] においても、それならば反論にも否定的考証がありえるので、別個に述べるべきか.

答え. その通りである. それ [=反論] に対してありえるものはまさに諸ストトラ [=第五課第一章のストトラ群] によって、詭弁による返答の展開に基づいて述べられているに

---

立因という誤った理由、または無関係という敗北の場合になるとされている.

NVTP 601.5ff:肯定的遍充関係が示されていないものも実際には関係が成立しているのに示されていないから、理由は遍充されることの不成立因である. 同様に誤った喩例は理由などを期待しないので、連関がないから無関係でもある. (anupadarśitānvayasyāpi vastutaḥ siddhasyāpi pratibandhasyānupadarśanād dhetur vyāpyatvāsiddhaḥ| tathāvidhānām udāharaṇābhāsānām hetvādyanākāṅkṣitatvenānanvayād apārthakatvaṃ ca|)

<sup>439</sup> まとめること (samuccaya) は、まとめられるものが何らかのかたちで異なるという前提で行われる. しかし上記のように実例などの欠陥が誤った理由と内容を異にしないならば、「述べられていないもの」として「そして」を使ってまとめる必要はない. これに対してウダヤナは内容は異にしないけれども、別個に指摘される点で異なるとして正当化する. このある面では同じであり、別の面では異なるということが、「そして」によってまとめられる敗北の場合ではあるけれども、別立てされるほどのものではないことの根拠となっている.

NVTP では別個に表現されるものとして述べられたものの中に収まらず、「そして」によってまとめられることが説明されている.

NVTP 601.12ff:反論. もしこのようにこれらがそれぞれ述べられたものの中にこそ含まれるならば、どうして述べられていないものをまとめるためのものとしてティーカー作者が「そして」を付けると説明するのか.

答え. そうではない. まさにこれらは別個に表現されることだけが述べられていないのである. それをまとめるために「そして」とつけるので、全ては平穩である. (yady evam etāni yathāyatham ukteṣv evāntarbhavanti kim anuktaṃ yatsamuccayārthatayā ṭikākṛtā cakāro vyākhyāta iti cen na, eteṣām eva pṛthagvyavahartavyatāmātram anuktaṃ| tatsamuccayārthāś cakāra iti sarvaṃ nirastaraṅgam iti|)

ほかならない。

## 【2-23. 卷末言】

### 【2-23-1. 6つの要素】

被定義項，定義項，原因，批判点，基礎，結果，除去．詭弁については一部で個別にこの全てが審らかに述べられた．同様に敗北の集合についても，そのあり方が明確に知らされた．これについて冗長を恐れる上の師匠たちは，怠けて<sup>440</sup>座についていた．

### 【2-23-2. 理解者がいない悲しみ】

深遠なこの論理の海にはたくさんの宝がある．それらをもつかの女神がいくばくか出現なさり，[そのお姿の] 一部が少しだけ見られた<sup>441</sup>．知恵の女神がいない世界で，理解するものが多くないそれ [=女神] について考察ができる賢人は一体どこにいるのか，悲しいことである．

以上聖ニヤーヤ・アーチャーリヤの聖ウダヤナ作『ボーダスィッディ』という名のニヤーヤの補遺の第五課の第二日．

以上 [第五] 課終了．

---

<sup>440</sup> 知識があるのに，それを開陳しなかったということは，先行する注釈者への敬意を示すもの．NVTP ではウダヤナ自身が同じ態度を取っている．

NVTP 599.12:一方ここでは書物の追加が冗長になる恐れから我々は述べない．(iha tu granthaprasaktivistara-bhiyā noktam asmābhir iti)

<sup>441</sup> ウダヤナがこの著書の成果を謙譲して述べたものであろう．

## 補遺 3 : 略号, 参考文献, 訳語表

【略号と参考一次文献】

AN: *Anvikṣānayatattvabodha of Vardhamāna*. Edited by K.Raghunathan. Ganganatha Jha Kendriya Sanskrit Vidyapitha Text Series No.3. Allahabad 1979

GSP: *Gautamīyasūtraprakāśa* of Keśava Miśra (Tarkācārya): Ed. by Kiśora Nātha Jha. Allahabad 1978

Dyu: *Dyutimālikā* of Nṛsimhayajvan: See NR

TR: *Tārkikarakṣā* of Varadarāja : Ed. by A.Venis. Pan n.s. 21, 1899 - 25, 1903. Reprinted Banaras 1906.

TR<sub>2</sub>: *Varadarāja's Tarkikarakṣāsārasaṅgraha* with the commentary Vivṛti of Hariharadikṣita. Edited by Dr.P.T.G.Y.Sampathkumaracharyulu. Tirupati 2004

NTA: *Nyāyatattvāloka* of Vācaspati Miśra II

NP: *Nyāyapariśista* of Udayana: *Udayanācārya's Nyāyapariśistam* with Vardhamāna Upādhyāya's commentary Prakāśa. Critically edited by Narendra Chandra Vedantatirtha. Calcutta 1938 (Calcutta Sanskrit Series, 22)

NP<sub>2</sub>: *Nyāyapariśista* of Udayana: *Udayana's Nyāyapariśiṣṭa* with Pancikā of Vameśvaradhvaaja. Edited with introduction by S.N.Srirama Desikan. Tirupati 1976 (Kendriya Sanskrit Vidyapeetha Series No.25)

NP<sub>3</sub>: *Nyāyapariśista* of Udayana: *Śrīudayanagranthāvaliḥ (prathamō bhāgah)*. Edited with introduction by Kiśoranātha Jhā. Mumbai 2008

NBh: *Nyāyabhāṣya* of Vātsyāyana, *Nyāyadarśanam*. With Vātsyāyana's Bhāshya, Uddyotakara's Vārtika, Vācaspati Miśra's Tātparyatikā and Viśvanātha's Vṛtti. Ed. by T. Nyaya-Tarkatirtha and A. Tarkatirtha. Calcutta, 1936. Reprinted Kyoto 1982

NBhū: *Nyāyabhūṣaṇa* of Bhāsarvajña, Ed. by Yogindrananda. Varanasi, 1968

NM: *Nyāyamañjarī* of Jayanta Bhaṭṭa, Ed. by K. S. Varadacharya. Mysore, Volume One 1969, Volume Two 1983

NR: *Nyāyaratna of Maṇikaṇṭha Miśra*. Edited with Nṛsimhayajvan's Dyutimālikā by V.Subrahmanya Sastri and V.Krishnamacharya. Government Oriental Manuscripts Library No.104. Madras 1953

NV: *Nyāyavārttika* of Uddyotakara, See NBh

NVTT: *Nyāyavārttikatātparyatikā* of Vācaspati Mizra, See NBh

NVTP: *Nyāyavārttikatātparyapariśuddhi* of Udayana, Ed. by A. Thakur. Delhi, 1996

NS: *Nyāyasūtra* of Gautama: See NBh

NSN: *Nyāyasūcīnibandha* : See NVTP

NSV: *Nyāyasūtravṛtti* of Viśvanātha: See NBh



- Pan: *Nyāyapariśiṣṭapañcikā* of Vāmeśvaradhvaja: See NP
- Pra: *Nyāyapariśiṣṭaprakāśa* of Vardhamāna: See NP<sub>2</sub>
- VN: *Vādanyāya* of Dharmakīrti : Ed. M. T. Much. Wien, 1991
- VV: *Vādivinoda* of Śāṅkara Miśra. Ed. by Viśvambharanāthagiri, Ganganatha Jha Kendriya Sanskrit Vidyapitha. Allahabad 1995
- UH: *Upāyahr̥daya* of Nagārjuna
- CS: *Carakasamhitā* : Ed. by Śrījayadeva, Motilal, Delhi 1975 (Rep. 1994)
- DP: *Daśaprakaraṇāni* of Ānandatīrtha or Madhva: Ed. by P.P.Lakṣmīnārāyana Upādhyāya, Śrīman Mādhavarāddhānta Samvardhaka Sabhā. Madras, 1969
- NPśu: *Nyāyapariśuddhi* of Vedānthatīrtha or Venkaṭanātha: Ed. with Śrinivāsa's Nyāyasāra, by Vidyābhūṣaṇa lakṣmaṇācārya, Chowkhamba Sanskrit Series No.249,250,261,262,299. Benares 1918,1922,1923,1993
- VN: *Vādanyāya* of Dharmakīrti
- SDS: *Sarvadarśanasamgraha* of Mādhava: Ed. by Ānandāśramasthapaṇḍitas, Ānandāśramasamskṛtagranthāvali No.51. 1921
- SK: *Siddhāntakaumudī* of Bhaṭṭoji Dikṣita

【参考二次文献】

- Bhattacharya [1958] D.C. Bhattacharya, History of Navya-Nyāya in Mithilā, Mithilā Institute of Post-Graduate Studies and Resesearch in Sanskrit Learning, Darbhanga
- Bhattacharya [1974] K. Bhattacharya, A Note on the Interpretation of the term *sādhyasama* in Madhyamaka Texts, Journal of Indian Philosophy 2, pp.225-230
- Chinchore [1988] M.R. Chinchore, *Vādanyāya: The Nyāya Buddhist Controversy*, Bibliotheca Indo-Buddhica No. 36, Sri Satguru Publications, Delhi
- EIPh II [1977] Ed. by K.H. Potter, Encyclopedia of Indian Philosophies. Vol.II The Tradition of Nyāya-Vaiśeṣika up to Gaṅgeza, Delhi
- Gokhale [1992] P.P. Gokhale, *Inference and Fallacies Discussed in Ancient Indian Logic*. Sri Satguru Publications, Delhi.
- Gokhale [1993] P.P. Gokhale, *Vādanyāya of Dharmakīrti – The Logic of Debate*, Sri Satguru Publications, Delhi
- Kang [2003a] S.Y. Kang, Die Debatte im alten Indien – Untersuchungen zum Sambhāṣāvidhi und verwandten Themen in der *Carakasamhitā Vimānasthāna* 8. 15-28, Philosophia Indica Einsichten Ansichten, Bd. 4, Reinbek
- Kang [2003b] S.Y. Kang, “Some ‘Points of Defeat’ in early Indian logical tradisions considered in the context of the public debate as a game with a time factor”, , *2nd Tokyo Conference on Argumentation Proceeding*, pp.99-104
- Kang [2006] S.Y. Kang, “Die Carakasamhitā in der Geschichte der indischen Philosophie I. Nyāya und Carakasamhitā” Wiener Zeitschrift für die Kunde Südasiens 50 pp.143-176
- Kang [2007] S.Y. Kang, *Pañcāvayava: Die fünfgliedrige Argumentationsform in den frühen Debattentraditionen Indiens mit besonderer Brücksichtigung der Carakasamhitā* Vi. 8-30-36, Cuvillier Verlag, Göttingen
- Kang [2008] S.Y. Kang, “The New Critical Edition of the *Nyāyabhāṣya* and its Meaning for the Research in Early Buddhist Tradition – the case of *jāti* and 相應”, *Critical Review for Buddhist Studies* 3, pp.39-85
- Kang [2009] S.Y. Kang, “What Does -sama Mean? on the Uniform Ending of the Names of the *jāti*-s in the *Nyāyasūtra*” *Journal of Indian Philosophy* 37 pp.75-96
- Kang [2010] S.Y. Kang, “An Inquiry into the Definition of *tarka* in Nyāya Tradition and Its Connotation of Negative Speculation” *Journal of Indian Philosophy* 38 pp.1-23

- Kang [2012] S.Y. Kang, “The Typology of *jāti*-s Indicated by Dinnāga and the Development of Dinnāga’s Thought”, *Journal of Indian Philosophy* 40, pp. 615-633.
- Matilal [1974] B.K. Matilal, A Note on the Nyāya Fallacy *sādhyasama* and *petitio principii*, *Journal of Indian Philosophy* 2, pp.211-224
- Matilal [1977] B.K. Matilal, *Nyāya-Vaiśeṣika: A History of Indian Literature*, Ed. by J. Gonda, Vol.VI, Fasc 2. Wiesbaden
- Meuthrath [1996] A. Meuthrath, *Untersuchungen zur Kompositionsgeschichte der Nyāyasūtras*, Echter/Oros Verlag
- Much [1989] M.T. Much, “Fragments from Dignāga? Traces of a Pre-Dharmakīrti Buddhist Polemic against the Nyāya-Nigrahasthāna”, *Studies in the Buddhist Epistemological Tradition*, pp.211-220
- Much [1991] M.T. Much, *Dharmakīrtis Vādanyāya*, Teil II Übersetzung und Anmerkungen, Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, Wien
- Nicholson [2009] H. Nicholson, “The Shift from Agonistic to Non-Agonistic Debate in Early Nyāya”, *Journal of Indian Philosophy* 38 pp. 75-95
- Oberhammer [1963] G. Oberhammer, “Ein Beitrag zu den Vāda-Traditionen Indiens”, *Wiener Zeitschrift für die Kunde Südasiens* 7, pp.63-103
- Ono [2003] T. Ono, "Development of False Rejoinder (*jāti*) in Indian Controversial Tradition", *2nd Tokyo Conference on Argumentation Proceeding*, pp.188-193
- Preisendanz [2000] K. Preisendanz, “Debate and Independent Reasoning vs. Tradition: On the Precarious Position of Early Nyāya”, *Festschrift Minoru Hara*, pp.221-251
- Pretz [2000] E. Pretz, “Theories of Debate, Proof and Counter-Proof in the Early Indian Dialectical Tradition”, *On the Understanding of Other Cultures – Proceedings*, pp.369-382
- Pretz [2001] E. Pretz, “Futile and false Rejoinders, Sophistical Arguments and Early Indian Logic”, *Journal of Indian Philosophy* 29, pp.545-558
- Sasaki [2013] R. Sasaki, “Nigrahasthāna in the *Vādanyāya*: Controversy between Dharmakīrti and the Nyāya School”, *Journal of Indian and Buddhist Studies* 61-3, pp.178-182
- Sasaki [2014a] R. Sasaki, “Acceptance and interpretation of Dharmakīrti’s theory of nigrahasthāna in the Nyāyamañjarī”, *Kuwon: Reseach Papers* Vol.5, pp.40-65
- Sasaki [2016] R. Sasaki, “Jayanta’s Objection to Dharmakīrti’s Criticism of the pratijñāhāni of the Nyāya School”, *Journal of Indian and Buddhist Studies* 64-3, pp.51-57
- Sinha [1978] J. Sinha, *Indian Philosophy* Vol.I (2nd Ed.), Motilal Benarsidas, Delhi

- Solomon [1976] E.A. Solomon, *Indian Dialectics Methods*. Vol.I, Gujarat Vidya Sabha, Ahmedabad
- Thakur [1987] A. Thakur, *Jñānaśrīnibandhāvali* (2nd Ed.), Kashi Prasada Jayaswal Research Institute, Patna
- Todeschini [2010] A. Todeschini, “Twenty-Two Ways to Lose a Debate: A Gricean Look at the *Nyāyasūtra*’s Points of Defeat”, *Journal of Indian Philosophy* 38, pp.49-74
- Vidyābhūṣaṇa [1970] S.C. Vidyābhūṣaṇa, *A History of Indian Logic*, Motilal Berarsidas, Calcutta
- Watanabe [2010] T. Watanabe, “Dharmakīrti on false rejoinders (jāti)”, *Journal of Indian and Buddhist Studies* 58-3, pp.119-124
- Wayman [1958] A. Wayman, “The Rules of Debate according to Asaṅga”, *Journal of the American Oriental Society* 78, pp.29-40
- 石飛 [2002] 石飛 道子, 「仏教とニヤーヤ学派の論争をめぐって—『方便心論』の謎の解明—」, 『印度哲学仏教学』 17, pp.150-164
- 石飛 [2004] 石飛 道子, 「『方便心論』の作者について」, 『印度哲学仏教学』 19, pp.90-105.
- 石飛 [2006] 石飛 道子, 龍樹造「方便心論」の研究, 山喜房仏書林
- 石飛 [2009] 石飛 道子, 龍樹と語れ! 『方便心論』の言語戦略, 大法輪閣
- 岩田 [2000] 岩田 孝, 「『知識論決択』第三章(他社の為の推理章)和訳研究 ad vv.4-5」, 『戸崎宏正博士古稀記念論文集 インドの文化と論理』 pp.267-288
- 宇井 [1965] 宇井 伯壽, 「正理学派の成立並に正理経編纂年代」, 『印度哲学研究』 1 (再版), pp.177-238
- 宇井 [1965a] 宇井 伯壽, 「チャラカ本集に於ける論理説」, 『印度哲学研究』 2 (再版), pp.425-471
- 宇井 [1965b] 宇井 伯壽, 「方便心論の註釋的研究」, 『印度哲学研究』 2 (再版), pp.473-575
- 小野 [2002] 小野 卓也, 「推理は推理を排撃するか」, 『仏教文化研究論集』 6, pp.3-16
- 小野 [2003] 小野 卓也, 「Nyāyapariśiṣṭa について—インド古典討論術の伝統—」, 『曹洞宗研究員紀要』 34.
- 小野 [2006] 小野 卓也, 「Nyāyapariśiṣṭa について (3) —討論の格率—」, 『曹洞宗研究員研究紀要』 36, pp.101-121

- 小野 [2008] 小野 卓也, 「Nyāyaparīṣiṣṭa について (2) —詭弁の諸相—」, 『仏教文化研究論集』 12, pp.3-25
- 小野 [2011] 小野 卓也, 「六主張論議と審判・会衆の役割—ニヤーヤ学派の新解釈—」, 『印度学仏教学研究』 59-2, pp.225-229
- 小野 [2012] 小野 基, 「インド仏教論理学における parārthānumāna の概念の定義—その起源をめぐって—」『印度学仏教学研究』 60-2, pp.113-118
- 小野 [2016] 小野 基, 「過類 (jāti) をめぐって—ディグナーガに至る vāda の伝統の解明への一視点」『印度学仏教学研究』 64-2, pp.769-768
- 梶山 [1984] 梶山 雄一, 「仏教知識論の形成」, 『認識論と論理学 (講座大乘仏教 9)』, pp.1-102, 春秋社
- 桂 [1984a] 桂 紹隆, 「因明正理門論研究 [六]」『広島大学文学部紀要』 44, pp.43-74
- 桂 [1987] 桂 紹隆, 「因明正理門論研究 [七]」『広島大学文学部紀要』 46, pp.46-65
- 桂 [1984b] 桂 紹隆, 「ディグナーガの認識論と論理学」, 『認識論と論理学 (講座大乘仏教 9)』, pp.103-152, 春秋社
- 桂 [1998] 桂 紹隆, 『インド人の論理学』 (中公新書), 中央公論社
- 北川 [1965] 北川 秀則, 『インド古典論理学の研究—陣那 (Dignāga) の体系—』, 臨川書店
- グライス [1998] ポール・グライス/清塚邦彦, 『論理と会話』, 勁草書房
- 小林 [2009] 小林 久泰, 「論争の場における<審判者>の役割」『印度学仏教学研究』 57-2, pp.1027-1023
- 佐々木 [2014b] 佐々木 亮, 「ダルマキールティによる討論思想の体系化—Vādanyāya におけるニヤーヤ学派説の批判と変容—」, 『南アジア古典学』 9, pp.319-370
- 中村 [1996] 中村 元, 『ニヤーヤとヴァイシェーシカ思想』, 中村元選集 25, 春秋社
- 丸井 [2014] 丸井 浩, 『ジャヤンタ研究—中世カシミールの文人が語るニヤーヤ哲学』, 山喜房佛書林
- 御牧 [1984] 御牧克己, 「インド・チベット論理学に於ける「所証相似」(sādhyasama) の問題」, 『哲學研究』 47-8, pp.567-592
- 室屋 [2013] 室屋 安孝, 「『ニヤーヤ・スートラ・タートパルヤ・ディーピカー—について』, 『印度学仏教学研究』 62-1, pp.241-247

【訳語表】

adhikabala	優勢	upanaya	適用
aṅga	①（広い意味で）要素 ②（推理の）要件	upasaṃhāra	結論
ativyāpti	過大適用	upādhi	①付加的性質 ②条件
adhikaraṇa	基体	kathā	論議
adhyāya	課	karaṇa	①手段 ②作ること
an-avasthā	無限遡及	kāraṇa	①原因 ②（作る場合，知らせる場合）手段 ③理由（=hetu）
anugata	①随伴した②関連した	kārya	①結果 ②（作る場合，知らせる場合）目的
anumāna	推理	kālātīta	過去提示因
anumeya	推理対象	kṛtakatva	所作性
anumiti	推理知	guṇa	属性
anuvāda	再言及	chala	曲解
anuvīdhya	主審	jalpa	論諍
anvaya	①肯定的随伴 ②肯定的遍充関係 ③（語と語の）関連	jāti	詭弁
anvayin	随伴するもの	jātivādin	詭弁論者
amūrtatva	無質性	jātyuttara	詭弁による返答
ayuktāṅgādhikatva	妥当でない要素の付加	jñāpaka	①知らせるもの ②証因
avasara	時機	jñāpya	①知らされるもの ②所証
avinābhāva	不可離関係	tulyabala	同等
aviśayavṛtti	対象でないものへの適用	duṣṭa(tva)	欠陥
avyabhicāra	非逸脱	dūṣaṇa	批判
avyāpti	適用不十分	dūṣya	批判されるもの，批判点
asaduktika	表現が正しくないもの	dr̥ṣṭānta	実例
asaduttara	正しくない反論	doṣa	過失
asadvīṣaya	正しくないものを対象とするもの	dvāra	（誤った反論を起こす）手段
asiddha	①未成立 ②不成立（因）＝主題所属性を満たさないもの	dharma	属性
ādhāra	基体	dharmin	基体
ādheya	割り当てられるもの	nigamana	結論
āhnika	章	nigraha	敗北
uktisambhava	言明の可能性	nigrahasthāna	敗北の場合
uttara	返答	niyama	①制限，限定，きまり ②必然的关系（vyāpti）
uddhāra	払いのけること	niyokṭṛ	発言者（立論者＋対論者＋主審）
udāharaṇa	喩例	niranuyoḥjyānuyoga	反論できないものへの反論
upajīvaka	依存するもの	nirṇaya	結論

nyāya	①理屈 ②定理	vāda	議論
pakṣa	①説 ②主張 ( pratijñā ) ③主題 (sādhyaḍhamaviśiṣṭadharmin)	vādin	①論者 ②立論者 (⇔prativādin)
pakṣadharmatā(-tva)	主題所属性	vaidharmya	非類似性
pariśeṣa	残余法	vitaṇḍā	論詰, 反論だけの反論
pariṣat	会衆	vipakṣa	異類例
paryanuyojoyopekṣaṇa	反論すべきものの看過	viruddha	①対立 ②矛盾 (因)
prakaraṇa① (課・章の下位区分としての) 節 ②論題		viśeṣaṇa	限定要素
prakṛta	①当該の, 最初の, 当初の ②立論	viśeṣya	被限定要素
pratikūlatarka	否定的な考証	vyabhicāra	逸脱 (因)
pratijñā	主張	vyāghāta	撞着
pratipakṣa	反主張	vyāmoha	迷妄
pratirodha	均衡	vyāp	①満たす ② (所証が証因を) 遍充する
prativādin	対論者	vyāpti	遍充関係
pratisādhana	反論証	vyatireka	①否定的随伴 ②否定的遍充関係
pratyavasthāna	反証	sadviṣaya	正しいものを対象とするもの
pratyuttara	再反論	saṅgati	合致
pramāda	不注意	sabhā	会衆 (= pariṣat)
pramāṇa	①認識手段 (直接知覚・推理・類推・証言) ②根拠 (= hetu)	samśaya	疑惑
prayoga	論式	satpratipakṣa	反主張をもつもの
prayojaka (所証を) 導くもの, 本質的なもの		sapakṣa	同類例
prayojana	動機	sama	[~による] 対等
prāśnika	質問者	samudāya	集合
bādh	排撃	sahakārin	協同するもの, 協同因
manda	愚鈍な	sādhaka	①成立させるもの ② (正しく) 論証するもの, 証因 (sādhana)
mūrtatva	有質性	sādhana	① (作る場合, 知らせる場合) 手段 ②証因 (liṅga,jñāpaka) ① (行為としての) 論証 ②原因 (kāraṇa,utpādaka)
mūla	根源	sādharmya	類似性
rahasya	極意	sādhya	① (作る場合, 知らせる場合) 目的 ②所証 (jñāpya) ③結果 (kārya)
lakṣaṇa	①特質, 特徴 ②定義	siddhasādhana	既に成立しているものの論証
liṅga	証因	stheya	審査員
liṅgin	①証因基体 (sādhyaḍharmin) ②所証 (sādhya = siśādhyaīṣṭadharmin) 属性と基体の複合体)	svastha	正気な
laiṅgika	①証因によるもの ②推理知	śrāvaṇatva	所聞性
yuktāṅgahinatva	妥当な要素の欠如	hinabala	劣勢
yogyā	能力がある	hetu	① (作る場合, 知らせる場合) 手段 ②理由 (論証式の第2支)
yogyatā	適合性		
vācaka	有意なもの		

## 【索引】

数字は日本語翻訳のページ.

ガウタマ (Gautama)	415
カナダ (Kanāda)	416
アクシャパーダ (Akṣapāda)	416
バーシャ作者 (Bhāṣya(kāra))	242, 245, 255, 258, 276, 283, 311, 327, 332, 334, 335, 347, 349, 350, 352, 358, 370, 418
ヴァールティカ作者 (Vārttika(kāra))	243, 245, 246, 250, 255, 258, 276, 299, 306, 311, 335, 347, 348, 349, 350, 350, 383
師匠 (Ācārya)	241
タートパリヤ師 (Tātparyācārya)	246
(タートパリヤ) ティーカー ((Tātparya)ṭikā)	248, 306
ティーカー作者 (Ṭikākāra)	255, 311, 317, 334, 336
シャンカラ師 (Śaṅkarācārya)	254, 351
ディグナーガ (Dignāga)	255, 313
キールティ (Kirti)	322
ブリハस्पティ (Bṛhaspati)	307
仏教徒 (Bauddha)	328, 331, 352, 378, 388, 644, 645
チャールヴァーカ (Carvāka)	328
ヴェーダーンタ (Vedānta(-in))	328
ミーマーンサー (Mīmāṃsā(-aka))	376, 378, 644



博士論文

インド古典討論術研究

—ウダヤナ『ニヤーヤ・パリシシュタ』における詭弁と敗北の場合—

提出日 2017年10月11日

著者 小野 卓也 (おの たくや)

連絡先 〒993-0063 山形県長井市草岡 1367

電話/FAX 0238-84-2390

e-mail [hourei@e.jan.ne.jp](mailto:hourei@e.jan.ne.jp)